

令和6年度 第1回群馬県最低賃金専門部会 会議次第

令和6年7月26日
前橋地方合同庁舎
1階 共用会議室

1 開 会

2 労働基準部長挨拶

3 専門部会委員の紹介

4 部会長及び部会長代理選出

5 議 題

(1) 令和6年度群馬県最低賃金専門部会の運営について

(2) 最低賃金審議会令第6条第5項及び第7項の適用について

(3) 群馬県最低賃金改正決定に係る審議について

(4) その他

6 閉 会

第1回群馬地方最低賃金審議会群馬県最低賃金専門部会

資料目次

- 1 群馬地方最低賃金審議会群馬県最低賃金専門部会委員名簿
- 2 群馬地方最低賃金審議会最低賃金専門部会運営規程
- 3 最低賃金審議会令（第6条第5項、第7項抜粋）
- 4 群馬地方最低賃金審議会等開催状況及び開催日程（令和3年度～令和6年度）
- 5 最低賃金の改正決定について（諮問）写
- 6 意見書（群馬県最低賃金の改正決定に係る意見聴取）
 - (1) 「群馬地方最低賃金審議会に対する意見書」
全労連・全国一般群馬労働組合
 - (2) 「2024年度の地域別最低賃金額の目安審議にむけた意見書」
生協労連 コープネットグループ労働組合
 - (3) 「最低賃金の改善を求める意見陳述書」
群馬県自治体一般労働組合
 - (4) 「最低賃金の抜本的な引き上げ、改善を求める意見書」
群馬県労働組合会議
- 7 生活保護法
- 8 生活扶助基準額（令和2年10月改定反映）
- 9 令和5年度生活保護基準額表（群馬県）
- 10 群馬県級地別人口（令和2年国勢調査データによる）
- 11 北関東三県比較対照表
 - (1) 年度別地域別最低賃金の比較表
 - (2) 新規高卒者初任給の推移（企業規模10人以上）
 - (3) 標準生計費の推移（一人世帯）
 - (4) 有効求人倍率の推移（パート含む）
 - (5) 都道府県（各県庁所在都市）別消費者物価指数の推移
- 12 毎月勤労統計調査 令和5年分結果確報
厚生労働省政策統括官付参事官付雇用・賃金福祉統計室
- 13 消費者物価地域差指数 -小売物価統計調査（構造編）2023年（令和5年）結果-
総務省統計局統計調査部
- 14 令和3年「パートタイム・有期雇用労働者総合実態調査」の結果、概況
厚生労働省政策統括官付参事官付雇用・賃金福祉統計室
- 15 第1回目安に関する小委員会配付資料〈抜粋〉 中央最低賃金審議会資料
- 16 第2回目安に関する小委員会配付資料 中央最低賃金審議会資料
- 17 第3回目安に関する小委員会配付資料 中央最低賃金審議会資料
- 18 第4回目安に関する小委員会配付資料 中央最低賃金審議会資料
- 19 第5回目安に関する小委員会配付資料 中央最低賃金審議会資料

群馬地方最低賃金審議会 群馬県最低賃金専門部会委員名簿

(令和6年7月18日任命)

(敬称略、五十音順)

区分	氏名	現職
公益代表	小 淵 紀 久 男	(株)上毛新聞社 取締役総務・経理・労務・経営企画担当
	谷 口 聡	高崎経済大学教授
	米 本 清	高崎経済大学教授
労働者代表	増 戸 将 人	JAM北関東群馬県連絡会事務局長
	松 葉 卓 也	SUBARU関連労働組合連合会中央執行委員
	村 山 洋 光	日本労働組合総連合会群馬県連合会副事務局長
使用者代表	五 十 嵐 亮 二	(一社)群馬県経営者協会専務理事
	池 畠 美 穂	パッケージ池畠(株)代表取締役
	宇 井 正 典	アサヒライズ(株)代表取締役社長

群馬地方最低賃金審議会最低賃金専門部会運営規程

(目的)

第1条 群馬地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）に設置する群馬県最低賃金専門部会（以下「専門部会」という。）の議事運営は、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(構成)

第2条 専門部会の委員の数は、9人とする。

(会議の招集)

第3条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めたときのほか、群馬労働局長（以下「局長」という。）又は3人以上の専門部会の委員（以下「委員」という。）から開催の請求があったとき、部会長が招集する。

2 前項の規程により局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の1週間前までに、部会長に通知しなければならない。

3 部会長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、局長に通知するものとする。

(委員の欠席)

第4条 部会長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項においても同じ。）を利用する方法によって、会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第6条第6項により準用する同令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を部会長に通知しなければならない。

4 委員は、旅行その他の事由によって長期不在となるときは、あらかじめ部会長に通知しなければならない。

(会議の議事)

第5条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。

3 専門部会は、部会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見

を聴くことができる。

(会議の議事)

- 第6条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。
- 2 部会長は、会議における秩序維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

- 第7条 会議の議事については、議事録を作成するものとする。
- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。
- 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(報告)

- 第8条 部会長は、会議において議決を行ったときは、議決書を審議会会長に報告するものとする。

(専門部会の廃止)

- 第9条 専門部会は、その専門部会に係る最低賃金についての審議会の意見に関する異議の申出期間が満了したときをもって、これを廃止するものとする。

(雑則)

- 第10条 この規程に定めるもののほか、専門部会の議事及び運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附 則

(施行期日)

- この規程は、令和3年7月27日から施行する。

最低賃金審議会令（第6条第5項、第7項抜粋）

第1条 （名称）省略

第2条 （組織）省略

第3条 （委員の推薦）省略

第4条 （臨時委員の任命等）省略

第5条 （会議）省略

第6条 （最低賃金専門部会）

第1項～第4項 省略

5 審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

第6項 省略

7 最低賃金専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の議決により、これを廃止するものとする。

第7条 （庶務）省略

第8条 （雑則）省略

附則 （省略）

群馬地方最低賃金審議会等開催状況及び開催日程

令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
地域最低賃金		地域最低賃金		地域最低賃金		地域最低賃金	
7月2日(金) 13:30～ 1階共用会議室 (予備 8階相談室)	・440回本審(地域諮問) ・①全員協議会 (運営内容協議、日程)	6月30日(木) 13:30～ 1階共用会議室 (予備 8階相談室、9階会議室)	・446回本審(地域諮問) ・①全員協議会 (運営内容協議、日程)	7月4日(火) 16:00～ 1階共用会議室 (予備 8階相談室、9階会議室)	・452回本審(地域諮問) ・①全員協議会 (運営内容協議、日程)	6月28日(金) 13:30～ 7階大会議室 (予備 8階相談室、9階会議室)	・458回本審(地域諮問) ・①全員協議会 (運営内容協議、日程)
7月27日(火) 16:30～ 1階共用会議室 (予備 8階相談室)	・①地域部会(中間報告)	7月26日(火) 10:00～ 1階共用会議室 (予備 7階大会議室、8階相談室)	・①地域部会(中間報告)	7月27日(木) 16:00～ 1階共用会議室 (予備 7階大会議室、8階相談室)	・①地域部会(中間報告)	7月26日(金) 9:30～ 1階共用会議室 (予備 7階大会議室、8階相談室)	・①地域部会(中間報告)
7月29日(木) 13:30～ 1階共用会議室 (予備 7階大会議室、8階相談室)	・441回本審(目安伝達) (特定必要性諮問) ・②全員協議会 (特定最賃必要性審議) ・②地域部会(基礎調査説明)	8月1日(月) 16:30～ 1階共用会議室 (予備 7階大会議室、8階相談室)	・447回本審(目安伝達) (特定必要性諮問) ・②全員協議会 (特定最賃必要性審議) ・②地域部会(基礎調査説明)	8月2日(水) 15:30～ 1階共用会議室 (予備 7階大会議室、8階相談室)	・453回本審(目安伝達) (特定必要性諮問) ・②全員協議会 (特定最賃必要性審議) ・②地域部会(基礎調査説明)	8月2日(金) 9:30～ 1階共用会議室 (予備 7階大・小会議室、8階相談室、9階中会議室)	・459回本審(目安伝達) (特定必要性諮問) ・②全員協議会 (特定最賃必要性審議) ・②地域部会(基礎調査説明)
8月6日(金) 13:30～ 1階共用会議室 (予備 7階大会議室、8階相談室)	・③地域部会(最低賃金額審議) ・④地域部会(最低賃金額審議) ・442回本審(地域答申) (特定必要性答申・改正諮問)	14:00～ 1階共用会議室 8月12日(金) 14:00～ 1階共用会議室 (予備 7階大会議室、8階相談室)	・③地域部会(最低賃金額審議) ・448回本審(地域答申) (特定必要性答申・改正諮問)	8月9日(水) 9:30～ 1階共用会議室 (予備 7階大会議室、8階相談室)	・③地域部会(最低賃金額審議) ・454回本審(地域答申) (特定必要性答申・改正諮問)	8月8日(木) 9:30～ 1階共用会議室 (予備 7階大・小会議室、8階相談室、9階中会議室)	・③地域部会(最低賃金額審議) ・460回本審(地域答申) (特定必要性答申・改正諮問)
8月24日(火) 10:00～ 1階共用会議室 (予備 7階大会議室、8階相談室)	・443回本審(地域諮問) (地域異議申出諮問・答申)	8月30日(火) 9:00～ 1階共用会議室 (予備 7階大会議室、8階相談室)	・449回本審(地域諮問) (地域異議申出諮問・答申)	8月25日(金) 10:00～ 1階共用会議室 (予備 7階大会議室、8階相談室)	・455回本審(地域諮問) (地域異議申出諮問・答申)	8月26日(月) 10:00～ 1階共用会議室 (予備 7階大・小会議室、8階相談室)	・461回本審(地域諮問) (地域異議申出諮問・答申)
特定最低賃金	特定最低賃金	特定最低賃金	特定最低賃金	特定最低賃金	特定最低賃金	特定最低賃金	特定最低賃金
月日() 開催せず	・特定合同部会	月日() 開催せず	・特定合同部会	月日() 開催せず	・特定合同部会	月日() 開催せず	・特定合同部会
10月5日(火) 10:00～1階共用会議室	・特定部会①(電気)	10月5日(水) 9:15～1階共用会議室	・特定部会①(電気)	10月4日(水) 9:30～1階共用会議室	・特定部会①(電気)	月日()	・特定部会①
10月5日(火) 11:00～1階共用会議室	・特定部会①(輸送)	10月5日(水) 10:45～1階共用会議室	・特定部会①(輸送)	10月4日(水) 10:45～1階共用会議室	・特定部会①(輸送)	月日()	・特定部会①
10月5日(火) 13:30～1階共用会議室	・特定部会①(機械)	10月6日(木) 9:15～1階共用会議室	・特定部会①(機械)	10月5日(木) 9:30～1階共用会議室	・特定部会①(鉄鋼)	月日()	・特定部会①
10月7日(木) 13:30～1階共用会議室	・特定部会①(鉄鋼)	10月6日(木) 10:45～1階共用会議室	・特定部会①(鉄鋼)	10月5日(木) 10:45～1階共用会議室	・特定部会①(機械)	月日()	・特定部会①
10月19日(火) 13:30～1階共用会議室	・特定部会②(電気)	10月24日(月) 9:30～1階共用会議室	・特定部会②(鉄鋼)	10月20日(金) 13:30～7階大会議室	・特定部会②(電気)	月日()	・特定部会②
10月19日(火) 14:30～1階共用会議室	・特定部会②(輸送)	10月25日(火) 9:30～1階共用会議室	・特定部会②(輸送)	10月24日(火) 9:30～1階共用会議室	・特定部会②(鉄鋼)	月日()	・特定部会②
10月22日(金) 13:30～1階共用会議室	・特定部会②(機械)	10月28日(金) 13:30～1階共用会議室	・特定部会②(機械)	10月24日(火) 10:45～1階共用会議室	・特定部会②(機械)	月日()	・特定部会②
10月28日(木) 13:45～1階共用会議室	・特定部会②(鉄鋼)	10月28日(金) 14:45～1階共用会議室	・特定部会②(電気)	10月30日(月) 9:30～1階共用会議室	・特定部会②(輸送)	月日()	・特定部会②
10月28日(木) 15:00～1階共用会議室	・444回本審(特定報告)	10月28日(金) 15:30～1階共用会議室	・450回本審(特定報告)	10月30日(月) 10:45～1階共用会議室	・456回本審(特定報告)	月日()	・回本審(特定報告)
11月16日(火) 9:30～群馬県市町村会館	・本審(異議申出なく開催なし)	11月15日(火) 9:30～群馬県市町村会館	・本審(異議申出なく開催なし)	11月15日(水) 10:00～1階共用会議室	・457回本審(特定意向表明)	月日()	・本審(異議申出なく開催なし)
3月11日(金) 9:30～群馬県市町村会館	・445回本審(特定意向表明)	3月3日(金) 13:30～1階共用会議室	・451回本審(特定意向表明)	3月6日(水) 10:00～1階共用会議室	・457回本審(特定意向表明)	月日()	・回本審(特定意向表明)



群勞発基 0628 第1号
令和6年6月28日

群馬地方最低賃金審議会
会長 谷口聡 殿

群馬労働局長
上野康博



最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、群馬県最低賃金（昭和55年群馬労働基準局最低賃金公示第8号）の改正決定について、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024改訂版（令和6年6月21日閣議決定）及び経済財政運営と改革の基本方針2024（同日閣議決定）に配慮した、貴会の調査審議を求める。

群馬地方最低賃金審議会に対する意見書

全労連・全国一般群馬労働組合
執行委員長 [REDACTED]

今、労働者の実質賃金は26か月マイナスとなった。岸田首相は、賃金倍増と言ったけれど、賃上げは政府が行うものでなく労使の力関係が大きく空手形であった。

確かに、今年の春闘では、大手企業での賃上げは5桁回答が続出していた。だが、日本の8割以上を占める中小企業では、昨年並みの賃上げあるいは賃上げすらできない状況となった。これら中小企業では、労働力不足や人件費の高騰に外国人労働者等を雇い凌いでいるのが現状である。しかし、これも派遣業を主体とした、政府のテコ入れ政策と言える。

一方物価高は、1年前からさらに広がり数百もの食品や物品が値上がり、買い控え減少が強くなり消費を冷え込ませている。

国民からすれば、消費税を減税あるいは廃止、社会保険料の減免などを行えば、景気は一気に上がることが世論として指摘されている。しかし、政府はこれを行おうとはしない。それは、これまで続けてきた大企業減税が止まるからという見方が強い。

岸田首相の海外へのバラマキは、日本の現状を考えれば度を越えている。そんな中、自民党の裏金事件は社会を驚かせた。しかし、これは一端であり、官房機密費の使われ方や企業献金禁止も含めた真の政治改革が求められている。この間の実質賃金の下降は、アベノミクスを始めとした、大企業や富裕層重視の施策ばかりを強化してきた結果と言える。それが大企業減税であり、輸出での還付金であった。その結果、大企業の収益はかつてない規模となっており、その収益が社会的に分配されず内部留保となってかつてない額に膨れ上がっているとみるべきである。

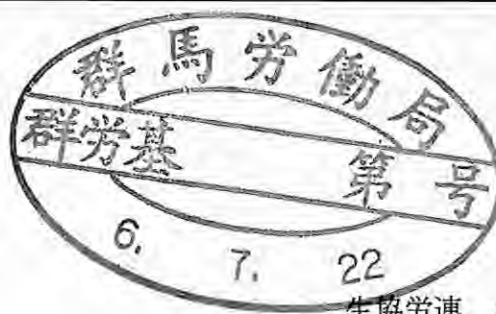
私たちの提案は、全国一律で時給1,500円に引き上げること。同時にこれを実現できる中小企業への支援策を講じることである。少なくともこれを行えば景気は上がると断言する。それを実施するには、労使の考えを一致させる協議と政府に対する要求獲得である。そのため、私たち全労連の仲間が最低生計費試算調査を行い、データとして生活に最低限必要な生活費を試算してきた。その結果、5年前の調査結果での時給額は1,500円～1,600円という結果であった。現在はさらに物価高であり、試算額もこれによりかなりアップしていると思われる。

他国においては最低生活保障＝最低賃金としている。言い換えれば、生活できない水準ではならないということ。日本の最低賃金額で1年間働いても、ワーキングプアの領域を脱しないという中身では駄目だと思ふべきである。

少子化が叫ばれているが、大本は子供を産み育てる生活レベルにないということである。これを打開するためにも最低賃金の引き上げが重要視されなければならない。ぜひ、今回の改正ではこの点を重視して検討していただきたい。



以上



群馬県地方最低賃金審議会
会長 谷口 聡 殿

2024年7月20日

生協労連 コープネットグループ労働組合
中央執行委員長 [REDACTED]

2024年度の地域別最低賃金額の目安審議にむけた意見書

労働者の労働条件向上ならびに最低賃金についてご審議いただく委員のみなさまに心より敬意を表します。私ども生協労連コープネットグループ労働組合は、生活協同組合と関連職場で働くなかまの労働組合であり、パート労働者など非正規雇用のなかまが7割を超える労働組合です。

運動方針の柱として、格差と貧困をなくすための最低賃金引き上げをめざし、とりわけ最低賃金におきましては、地域間格差の解消、どこでもだれでも8時間働いたら暮らせる社会、最低賃金1,500円の実現をめざしています。

今年度の群馬地方最低賃金額の改定につきまして、生協職場のなかまを代表して、意見を述べさせていただきます。

1.2024年最低賃金改定にあたって

最低賃金制度は、賃金の最低額を規定することで、憲法25条で保障されるべき「健康で文化的な最低限度の生活」が保障されるものです。しかし、急激な物価上昇により、多くの生活者の暮らしが逼迫し、とりわけ非正規労働者など低所得者の暮らしは危機的状況にあります。従前から存在する格差と貧困の問題もより深刻さを増しています。

このため2023年度の最賃改定では、物価上昇に見合う最低賃金の引き上げが社会的に求められていたわけであり、群馬県の最低賃金改定では過去最高額の改定で時間額935円となりましたが、この水準では法定1日8時間労働で週5日勤務と仮定した場合、月額約165,000円、年額約1,970,000円にしかありません。結果、この間の物価上昇率には届かない改定率に留まりました。

他国では急激な物価上昇に対応するため年に何度も最低賃金を引き上げた例もあり、とりわけ切迫している低賃金労働者の生活維持のためには、群馬県労働局長あてに「2023年度内最低賃金額再改定の要請書」を提出させていただきました。残念ながら年度内の再改定は実現しませんでした。再改定を求められた主旨を受け止めて、2024年度の最低賃金審議会では議論していただきたいと考えます。

厚生労働省は18日に中央最低賃金審議会(厚労相の諮問機関)の小委員会を開いて、労働者側の委員は41道府県を中心に現行水準から67円引き上げ、全国でおよそ半分の都道府県で最低賃金を1000円以上にしよう求めたと報道されていますので、群馬県の最低賃金の改定についても大幅な引き上げを強く求めます。

この間、生協労連が加盟する全労連の地方組織が取り組んだ生計費資産調査では、全国どこで暮らしても生活費に大きな差はなく1,400円~1,600円という結果が出ています。つまり、群馬県の最低賃金935円では、憲法25条で保障されるべき「健康で文化的な最低限度の生活」ができないということが証明されました。

2.全国一律で最低生計費を保障する最賃制度の確立を

2023年の改定では、最高額の東京都が1,113円、最低額の岩手県は893円で220円(19.8%)もの格差があります。ランク制度によって地域間格差は年々拡大し、2006年の109円から2023年には220円と格差は2倍以上に広がっています。

しかし、前述したように「最低生計費試算調査」の結果は都市部も地方も25歳単身で月額24万円(税込)、時間額1,500円以上(月150時間)必要との結果が示されています。

最低賃金に地域間格差があることによって、最低賃金が低い地方では、労働者、特に若者が都市部へ流出する要因になっています。最低賃金の地域間格差は、労働者の賃金格差となり生活保護、年

金、公務員賃金、保険料に至るまで様々な制度の格差となっています。その結果、地方の高齢化と過疎化が進み、活力が奪われ、地域経済の疲弊を招いています。

どこで暮らしても同じ仕事には同じ賃金が得られる同一労働同一賃金を実現することで、いまのような地域間格差を解消することが必要です。

最低生計費を満たさない現在の最低賃金額は、暮らしていく収入として不十分ですし、働く者の貧困は改善されません。目安金額や使用者の支払い能力にとらわれることなく、直ちに最低生計費を保証する最低賃金として、2024年度に最低賃金額1,000円以上の実現をめざす審議をお願いします。

私たちが取り組んでいる「全国一律最低賃金制度の確立を求める署名」を生協労連として国会に提出するべく、5月に取り組んだ中央行動の中で趣旨に賛同いただいている紹介議員に手渡しました。紹介議員の数は関東地方の議員は過去最高の37人で国会でも全国一律制へ向けて大きく動いています。

3.最低賃金の引き上げは、中小企業政策とセットで

労働者の雇用と生活を守る企業責任は、中小企業であっても決して曖昧にすることはできません。雇用維持と8時間働けば「ふつう」に暮らせる賃金の支払が必要です。最低賃金には生存権を保障する水準が保障されるべきであり、「払えるかどうか」で決めるのは本旨ではありません。

日本の企業の99.7%が中小企業であり、労働者の約7割が中小企業で働いています。この中小企業の支払い能力がないことが最低賃金があがらないことを正当化する理由になっています。しかし、低迷する日本経済を立て直すために、「賃金があがる国」への転換をはかること、労働者国民の所得の底上げで、GDPの6割を占める個人消費拡大を経済政策の基調とすることへの転換が必要です。政府や大企業も「賃金引上げ」が必要と言わざるを得ない状況となっています。政府、政治にできることが最低賃金の抜本的引上げによる賃金の底上げです。中央最低賃金審議会が、議論のうえ、最低賃金近傍の労働者が生活改善を実感でき、将来に展望がみえる答申を出していただくことを求めます。

こうした政策を早期に実行することが、個人消費を回復し経済の活性化にもつながります。

4.最後に

働く者の生存権とは、労働力を再生産できる人間らしい生き方、生活ができる最低生計費を満たす最低賃金によって保障されるべきものです。よって私たちは、憲法および労働基準法、最低賃金法に基づき、働く者の生存権を保証する最低賃金として全国一律制と1,500円を求めます。

群馬地方最低賃金審議会運営規程の定めでは、会議は原則として公開とされています。しかし、2024年度の群馬県の地域最低賃金の審議会は、具体的な金額を審議する専門部会を公開することは、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれる場合があるとの理由で、非公開とすることが昨年に引き続き確認されました。このことは残念でなりません。

全面的に公開している鳥取地方最低賃金審議会では、「公開することで議論が活発になった」（鳥取県最低賃金審議会元会長の鳥取大学名誉教授・藤田安一氏の談話）という経験が報告されています。「原則公開」の原点に立ち返って、審議の透明性を確保し、広く国民が関心をもてる運営に改善していただくことを求めます。

以上

パート労働黒書 No.11

**最低賃金は全国一律
いますぐ 1,500 円以上！
めざせ 1,700 円**



人間らしく働き、暮らすために

正規と非正規の格差解消、均等待遇を前進させよう！

雇用の原則は「均等待遇」と「無期雇用」

2024年1月 全国生協労働組合連合会

働く人々をめぐる実態

1. はじめに

生協労連は、毎年「パート労働黒書」を発行し、非正規労働者の低賃金と深刻な働き方の実態をあきらかにしています。低すぎる賃金の実態、正規職員との賃金格差、生活できない賃金のためにダブルワークや、トリプルワークをしなければならないなど、多くの課題を浮き彫りにしてきました。生協労連がおこなった「2024年春闘準備のための生活実感アンケート」では、収入が増えているにも関わらず、生活実感で「かなり苦しい」「やや苦しい」が3年連続で増加しています。収入が増加していてもそれを上回る物価高騰で、実質賃金が顕著に低下し、生活実感の悪化となってあらわれています。また、「非正規」のみの収入で生活している世帯の割合も引きつづき高くなっています。このような中で「切り詰めている費目」は「食費」で、生協に勤めていても、自分の店舗で食料品を購入することができないなどの声もあります。今回の「パート労働黒書」No.11では、「光熱費や食費の高騰が生活を圧迫している」「収入が年金だけになったら、今よりもっと切り詰めなくてはならない」「お金がないから子どもには進学は難しいと言いつけさせている」など、生協で働く人々をめぐる実態は、賃金の低さに合わせて、物価高騰の影響を受けてさらに過酷な状況になっています。

2. 働く人々をめぐる家計の状況

現在、非正規労働者は2183万人を超え、非正規率は37.8%（2023年12月前年同月数比較で39万人増加：総務省「労働力調査」）となりました。金融広報中央委員会があらわした金融資産非保有世帯（貯蓄ゼロ世帯）の割合は、30歳代で23.9%、40歳代で26.1%、50歳代で24.4%、60歳代で20.2%と、およそ4世帯に1世帯は貯蓄がない状態です。また、総務省統計局家計調査によると、65歳以上の無職世帯で毎月平均2万円の赤字がでているという結果になっています。日々の生活費以外に老後のケガや病気などの医療費、自宅設備の修理代など、突発的な支出に対応するためにも貯蓄できる賃金に引き上げる必要があります。全国一律の最低賃金と今すぐ1,500円以上は喫緊の課題です。

3. 「パート労働黒書No.11」から見えてきたもの

以下は「パート労働黒書No.11」の概略です。生協や、その関連会社などで働く人からの聞き取りや手記は一部のものですが、これまで以上に多くの課題が見えてきました。異常なまでの物価高騰の中、貧困がますます拡大しています。私たちは誰もが人間として自分らしく生き、働き、将来も不安なく暮らせる社会にするために声を上げていく必要があります。

- ① 現在の物価高騰に給料が追いつかない状況にあること。
- ② 自分の生活だけでなく、家族の生活を支えなければならない実態があること。
- ③ 自分自身も将来不安がある中で、子どもの世代まで希望がない状況がつづく世の中を早く改善させる必要があること。
- ④ ダブルワーク、トリプルワークのため家族との時間が過ごせないこと。

1. 聞き取り編

1. 女性 40 代

属性	女性 40 代
家族構成	自分・夫・子ども 2 人の 4 人家族
働き方の実態	週 5 日勤務 7.5 時間 時給 1,200 円
暮らしの実態	物の値段、ガソリン代や灯油代の値上がりで家計のやりくりが大変。今はなんとかこなしているが、生活が苦しい。
困っていること	1 月は連休があり、給料が少なくて困る。
希望・要求	早く時給 1,500 円にしてほしい。毎年時給が上がっても暮らしは楽にならない。

2. 女性 60 代

属性	女性 60 代
家族構成	夫と自分の 2 人暮らし
働き方の実態	週 5 日、4 時間勤務 ダブルワークで週 5 日、28 時間 時給 930 円
暮らしの実態	夫が 1 年契約 (60 代) で仕事をしている。今年の継続は決まったが、来年の契約はどうなるのかわからないので、収入面が心配。今は自分が元気でダブルワークで働いているが、身体を壊したらと考えると不安でたまらない。
希望・要求	時給が上がって、一時金がもらえるととても助かるが。

3. 女性 40 代

属性	女性 40 代
家族構成	4 人暮らし
働き方の実態	1 日 7 時間 時給 1,500 円
暮らしの実態	物価高で貯蓄に回せるお金が減った。老後が心配。
困っていること	人手がなく、突発的な休みが取りづらい。
希望・要求	時給 1,700 円に。正規と同じ処遇をもとめます。一時金制度、退職金制度を導入してほしい。 ダブルワークを認めてほしい。

4. 女性 60 代

属性	女性 60 代
家族構成	4 人家族
働き方の実態	1 日 6 時間、週 5 日勤務 時給 1,125 円
暮らしの実態	物価の上昇が止まる様子がないので、不安な生活を送っています。老いた親の介護にも不安を感じます。
希望・要望	少しでも安心な暮らしを送りたいです。

5. 女性 60 代

属性	女性 60 代
家族構成	自分と子ども 2 人 (30 代)

働き方の実態	ダブルワーク ①1日8時間 週5日 時給1,100円(交通費込み) ②1日2時間 週4日 時給1,032円(時間手当有り)
暮らしの実態	他社正社員で60歳定年後、70歳まで働くつもりだったが、観光業の営業だったためコロナ禍の影響を大きく受け、展望が見えず不安ばかりとなり、60歳で転職した。 物価高に対して、時給が追いついていないと感じる。県内でも仕事がたくさんある地域ではないため、仕事も選べない状況。
困っていること	収入が増えないため、水道光熱費・食費を切り詰めるしかない。今のところ子どもに頼らずがんばりたいと思っている。
希望・要求	物価上昇、そして仕事内容に見合った時給に引き上げてほしい。

6. 女性40代

属性	女性40代
家族構成	3人家族 夫40代、子ども10代
働き方の実態	10時30分～15時45分 週4日 時給935円
暮らしの実態	共働きの家族です。大学生の子どもが1人いますが、学費などの支払い、他ローンなどもありまだまだ大変で毎月ギリギリの生活を送っています。 現在週4日から5日に変更して社会保険などに加入しようかどうかを迷ってありますが、なかなか決断できずにいます。
希望・要望	時給のアップと、配達件数の多さの変更などをもう少し考えてほしいです。

7. 女性 40 代

属性	女性 40 代
家族構成	4人暮らし 夫、子ども 2人
働き方の実態	1日3時間 週5日 時給 1,000 円
暮らしの実態	収入は変わらない。食費も生活費もすべて値上がったためか、すべての消費が増えている。 自分が自由に使えるお金が無くなりつつある。
希望・要望	シフト制をやめて、自分が働きたい時間帯を選べるようにしてほしい。

8. 70 代

属性	70 代
家族構成	3人家族 実母 95 歳、弟、自分の 3人家族
働き方の実態	1日4時間、週5日 時給 1,112 円
暮らしの実態	家賃がないので暮らしていけるが、年金だけでは食べていけない。65 歳の定年で契約時間をフルタイムから週 20 時間に変えたが、社会保険に加入できるようになって良かった。食費と光熱費の値上げが大きくて生活が大変。値引き商品を買ったり、衣料品もセール品を買う。余裕がほしい。
希望・要望	時給 1,500 円はすごく魅力。自分が働けるうちに実現させたい。生活に余裕がほしい。大分県に友だちがいるが、最賃が低い。野菜などはこちらより安いと思うが、どこに行くにも車が必要で車検や税金、ガソリン代と経費がかかって大変だと言っていた。最賃を全国一律にすることは必要だと思う。

9. 女性 60 代

属性	女性 60代
家族構成	夫 60代、自分の2人
働き方の実態	1日7時間、週5日勤務、社会保険加入 夫も自分も1年契約
暮らし実態の実態	夫の年金（基礎年金・厚生年金）、自分の厚生年金、夫と自分の給与所得が収入。家が古いのでリフォームが必要となり、リフォームローンを返済中。年金のみの収入になっても返済はつづく。働いている今のうちに少しでも貯えておきたいが、物価が高騰し給料は上がりず生活はますます苦しくなった。日々の食品はできるだけ安いものへと切り替えている。外食はほとんどしない。生活水準はあきらかに下がった。この先は不安しかない。
困っていること	せめて年1回旅行もしたいが、生活をさらに切り詰めないといけなくなり、悩ましい。この先もある程度まとまった金額で家の修繕費用がかかってくるのが想定されるが、収入が増えることもないだろうし、とにかく節約しかない。お金も心も、すべてに余裕がない。
希望・要求	せめて、物価高騰分の消費税を下げしてほしい。誰にも恩恵がある。子育て世代への給付は一時しのぎとしか思えないが、その分の負担を高齢者に押し付けるのはやめてほしい。私たちがギリギリの生活をおくっている。 「物価高騰を上回る賃上げ」は大企業の正社員だけのもの？非正規は関係ないように思える。政府が本気でそれを考えるなら、最低賃金の大幅引き上げで実現してほしい。

10. 女性一

属性	女性一
家族構成	4人家族 夫と子ども2人
働き方の実態	1日3.5時間、週4日勤務 時給1,150円

暮らしの実態 困っていること	食費、光熱費、子どもの教育費に出費がかさんでいる。子どもにかかる出費は抑えることができないので、食費と光熱費を抑えるようにしている
希望・要望	時給 1,500 円はとても良いことだと思うが、現実として子どもを育てているうちは扶養をはずせない。子どもの手がはなれたら長く働きたい。それまでに時給 1,500 円が実現していたら良いと思う。

11. 女性 50 代

属性	女性 50 代
家族構成	自分と夫
働き方の実態	1 日 5 時間、週 5 日 時給 1,150 円
暮らしの実態 困っていること	夫は身体が弱く、あまり無理がきかない。 私の給料は、毎月ほぼ変動はないが、多いということはなく、貯えを切り崩して節約に徹する日々を送らざるを得ない。
希望・要望	1 日でも早く、今すぐ 1,500 円とは言うものの、自身の人事考課もあり、道のりは困難と思われる。一生懸命働いてはいるが、気持ちが萎えるばかりで、生きている意味って何なのかをいつも考えてしまう。

12. 女性 60 代

属性	女性 60 代
家族構成	夫、子ども（2 人とも社会人）、自分
働き方の実態	週 3～4、1 日 4～7 時間、7 時間は週 1～2 回 扶養の範囲内で勤務
暮らしの実態	家族全員が働いている。今は生活に困っていない。自分も夫も再雇用で時給職。
困っていること	この物価高もあり、これから先年金だけで暮らしていけるのか、先が見えないので不安。働けるうちは働きたい。夫も元気で働きつづけてほしい。

希望・要望	生協は他と比べて待遇は良いと思う。それは労働組合があるから。他で働く友人などの話を聞くと、パートは簡単に時間削減や解雇、雇止めをされている。雇用がきちんと守られる社会になってほしい。
-------	---

13. 女性 60 代

属性	女性 60 代
家族構成	4 人家族
働き方の実態	1 日 3 時間、週 5 日 時給 1,015 円
暮らしの実態 困っていること	収入は変わらない。 人手不足で有休がとれないので身体がそろそろ限界です。
希望・要望	シフト制をやめてほしい。

14. 女性 50 代

属性	女性 50 代
家族構成	5 人家族 夫、子ども 2 人、祖母
働き方の実態	1 日 7.5 時間、週 4 日 時給 1,409 円
暮らしの実態 困っていること	残業が減って収入が減った。物価高騰で生活費を工面するのが大変。
希望・要望	一時金と退職金込みの時給になっているため、一時金と退職金がある制度に変更したいが、今の制度ではできない。老後の生活が不安。

15. 女性 20 代

属性	女性 20 代
家族構成	1 人暮らし
働き方の実態	直近 1 ヶ月では約 115 時間、16 日ほど。 契約は月曜日～木曜日の遅番シフトで同乗パートとして働いている。金・土・日は派遣などでダブルワーク 時給 1,135 円
暮らしの実態	コープの給料だけでは、臨時出費に対応できない。 例えば、忌引きや家庭の事情で休む、怪我や病気をした際にパートやアルバイトは仕事を休むとその分給料が減ってしまう。緊急時に経済面と精神面の両方が苦しくなる。
困っていること	貯蓄ができないため、トリプルワークをしていた時期があり、体調を崩してしまった。無理をしすぎて体調を崩してしまい、給料が減ってしまうという負のスパイラル状態に陥ってしまった。
希望・要望	基本時給を大きく引き上げてほしい。

16. 女性 50 代

属性	女性 50 代
家族構成	子どもと 2 人
働き方の実態	1 日 6 時間、週 5 日 時給 1,075 円
暮らしの実態 困っていること	お盆や年末年始の休みが多いと、翌月の給与が少なくなる。
希望・要望	毎月同じような生活ができるように、時給のアップを要求したい。

17. 男性 30 代

属性	男性 30 代
家族構成	自分、妻、子ども 2 人
働き方の実態	週 4 時間×6 24 時間 配送パートとして半日を 1 回 4 時間の契約 自営業と配送パートを兼業 時給 1,405 円
暮らしの実態 困っていること	自営業のため社会保険がないので、配送パートで勤務。店の光熱費がかなり高くなり、バイトも雇いたい人が人件費はかなりの出費。配送パートの給料を店の補填にしている。 子どももまだ小学生なので、これからお金が必要になってくる。妻は自営の店で、年中無休で働いている。
希望・要望	小学生の子どもたちが習い事をしている。小学校 5 年生から中学校 3 年までは手当があり助かっている。高校 3 年まで延長してほしい。 子どもの医療費の窓口負担が、現在 1 人 500 円を 2 回までとなっているが、入院と通院は別カウント。歯科も別となるので、限度額 2,500 円はかかることになる。すべてで 1,000 円にしてほしい。 光熱費の補助制度がほしい。夏は特に空調をつけないと体調を崩すほどの気温になる。 国民年金だと現役引退後に生活に困るのではないかと心配。世の中の物価の値上げを考えると、自分が受給するころには生活の足しにはほぼならない気がするので、国民年金のシステムをもっと見直してほしい。

18. 女性 40 代

属性	女性 40 代
家族構成	夫、子ども 2 人、自分
働き方の実態	1 日 4 時間、週 5 日 時給 1,030 円

暮らしの実態 困っていること	物価高騰により家計が苦しい。
希望・要望	時給のアップと労働時間を増やしてほしい。

19. 女性 40 代

属性	女性 40 代
家族構成	夫、子ども、自分
働き方の実態	1日 7.5 時間、週 5 日 時給 1,440 円
暮らしの実態 困っていること	時給制のため、月によって変動があること。一時金がないこと。業務内容が毎年しんどくなること。
希望・要望	とにかく貯金がしたい。未来のことを考えて、ゆとりを持ちたい。

20. 女性 50 代

属性	女性 50 代
家族構成	3 人暮らし
働き方の実態	1日 5 時間 週 5 日 時給 970 円
暮らしの実態 困っていること	昨年より収入が減りました。孫も生まれ、娘が出産で帰ってくるので出費が増えます。夫も 65 歳を過ぎ、給料が下がったのに物価は上昇して困っています。
希望・要望	物価も上がっているのに、その分時給も上げてほしい。パートでも一時金を出してほしい。

21. 女性 40 代

属性	女性 40 代
家族構成	5 人暮らし
働き方の実態	1 日 3 時間、週 5 日 時給 1,030 円
暮らしの実態 困っていること	<p>昨年春から時給が上がったので、収入は増えたが、子どもが県外の大学に行く予定なので少しでも貯金ができるように生活しているが、物価が上がり、思うようには貯金ができない。老後、年金も下がり貯金がないと生活していけるか不安。夫も 54 歳なので定年も近く、いつまで働いてもらえるか不安。自分の身体もあちこち痛むのでいつまで働けるか不安。</p>
希望・要望	物価も上がっているので、その分時給も上げてほしい。パートも一時金を出してほしい。

22. 女性 50 代

属性	女性 50 代
家族構成	夫、子ども、自分
働き方の実態	1 日 5 時間、週 4 日 時給 970 円
暮らしの実態 困っていること	物価の値上がりにより食費やガソリン代が上がり、家計を圧迫している。
希望・要望	労働条件の改善と時給が上がることを希望します。

23. 女性 40 代

属性	女性 40 代
家族構成	4 人暮らし
働き方の実態	1 日 3 時間、週 5 日 時給 1,030 円
暮らしの実態 困っていること	労働時間が減ったので、昨年より収入が減っています。子どもにお金がかかっているのも、老後の生活への貯金について不安です。
希望・要望	賃金を上げてほしい。仕事量は増えているのにそれに見合うように給料が上がっていない。

24. —

属性	—
家族構成	1 人暮らし
働き方の実態	週 5 日 9 : 45 ~ 17 : 15 + 残業 時給 1,245 円 (評価により +100 円)
暮らしの実態 困っていること	生協の現状の時給や給料だけでは生活が苦しいです。 通勤用の車を所有していますが、スタッドレスタイヤを購入できず、ノーマルタイヤで通年過ごしています。また、車検時も何とか受けることができましたが、2 年後の車検が心配です。 貯蓄も厳しく現在は評価を取れているため、少し時給が上がりましたが、評価を取らないと時給があがらないのは日々プレッシャーを感じます。外食もほとんどできず、出勤時はお弁当を作り、持参しています。
希望・要望	基本時給を大きく上げてほしいです。一時金もほしいです。

25. 男性 60 代

属性	男性 (60 代以上)
家族構成	配偶者・義母との 3 人。
労働時間・日数	<p>ダブルワーク (ときにトリプルワークの時もあり)</p> <p>生協での仕事が月曜日～土曜日まで週 28.25 時間。7:30～13:15 (曜日により変動あり)。</p> <p>もう一方の仕事は週 16 時間 (平均 17 時～21 時)。2 つの仕事の休みがズレるため、一週間休みがないこともある。腰を痛めたことがあるが、通院する時間も取りづらかった。自身でコルセットを買い、今でも予防等のために用いている。</p> <p>期間によりかなり忙しく時間内で作業が終わらない日がつづくことがある。</p>
時給	900 円
暮らしの実態、困っていること	<p>年末年始の休みなどは嬉しいが、勤務時間が少なくなるため生活費のやりくりで困る。</p> <p>2 つの仕事の間が通勤時間を含めると 2 時間ほどしかない曜日がある。妻も仕事をしているため、その間の時間で分担している家事をこなしている。できるだけ休む時間をとっているが、日々が忙しく生活を楽しんだり味わったりする時間が少ないと感じる。ダブルワークをしていると、休みがズレることもあり、1 週間休みがないと身体の疲れが取れにくい。また、家族と過ごす時間が少なくなり、今県外にいる子どもが休暇で帰ってきて、家族でどこかに行くといったこともしにくい。また、主に妻がしている高齢の義母の世話の手伝いもできない状態である。</p> <p>休みが多い月は賃金が安く、家のローン等の支払いがキツイ時がある。別の月に貯めておいて当月に当てようとしているが、そもそもの時給が低いので、思うようにならない。電気代を始めとしたさまざまな物価が上がっているため、今でも苦しさを感じるが、今後もっと苦しくなると思われる。</p>
希望・要求	<p>①週休二日の導入。ダブルワークをしていると、どうしても休みのズレは仕方がない面もあるが、その不都合をできるだけ減らすためにも、また、少なくとも半日休める余裕を作るためにも週休二日制はぜひとも導入してほしい。土曜日は 2 時間の勤務であるが、仕事内容を考えると土曜日の仕事は金曜日にできるのではないかと思われる。</p> <p>②人員の増加。週休 2 日の実現や時間内のオーバーワーク、感染症等での欠勤・有給休暇等を考えると、もう少し人員にゆとり</p>

	<p>が欲しい。</p> <p>③時間給を上げる。休みを多くしてもその分賃金が低くなると、また別の仕事を増やさなければならない。また、早朝勤務の方々と重なる時間帯（45分間）があるにも関わらず（実質はもっと多い）、時間給が低いことには不公平感を感じる。また、カイロやマスクなどの支給品はありがたい反面使いづらい面もあり、その分時給を上げて頂き、自分たちにとって使いやすいものを買えるほうが良いと考える。</p>
--	---

26. 女性 40代

属性	女性 40代
家族構成	自分、子ども2人の3人家族
働き方の実態	パート 週23時間契約 時給929円+ (0円~60円) ダブルワークもしている。 一時金年間 2ヶ月程度
暮らしの実態	パートで働いている。社会保険に加入した。 今は実家で暮らしているので、かなり助けてもらっている。 下の子どもがまだ小さいので、これ以上時間を増やすのが難しい。
困っていること	(限定) 正規職員への応募も考えたが、異動もあり子どもが小さいので、あきらめた。 社会保険に加入できて良かった面もあるが、母子家庭での減免措置もあったので、今は保険料負担が増えて生活がキビシイ。
希望・要望	1,500円になれば、今の時給の約倍近くになる。実家で暮らしているので、家族で生活したいとも思っている。 旅行など連れて行ったことが無いので、旅行にも連れて行きたい。 また、上の子どもが大学も考えているので、奨学金は借りてもらわないといけませんが、少しでも手助けできればと思う。 それに最低賃金が上がれば子どものアルバイト時給も上がるので、子どもにとっても良いことだと思う。

27. 女性 40 代

属性	女性 40 代
家族構成	本人・夫 子ども（高校生 1 名、中学生 2 名）
労働時間・日数	店舗パート 1 日 6 h 1 ヶ月 120 h 社保加入 1 ヶ月の残業時間 10 h ほど（最近はない）
時給	1,045 円（日祝日の割り増し 1 h/200 円あり）
暮らしの実態 困っていること	<p>元々は 1 日 4 h 勤務の扶養範囲で働いていたが、1 年ほど前、夫が自営業（電気設備関係）に転職。子どもの進学と重なったので、事業が軌道に乗るまでの収入面を不安に感じ、自分がもっと収入を増やさないとならないと思い、6 h 勤務の社会保険加入契約に変更した。3 人の子どもたちは自分の扶養に入れた。</p> <p>働く時間が 2 時間増えたので、その分の収入が増えると思っていたが、増えた分がそのまま社保の支払いになった。手取りが以前より少ない月もあり、愕然。夫の夢（自分で事業をする）は応援したいが、今後の教育費を考えると、夫と自分の収入をあわせても不安が大きい。現実問題として、6 時間のパート勤務では食べていけない。収入の増加は教育費の負担増に追いつかない。節約の次元ではないと感じる。</p> <p>結局、夫は以前の会社勤めに戻ることを選択した。しかし、これからの生活や教育費の事を考えて、自分の契約時間は変えず、今の働き方を維持する事を決めた。</p> <p>子どもたちの世話も精一杯したい。身体の負担は大きいですが、今は休んでいる場合ではないと思っている。</p>
希望・要求	<p>子どもを扶養しているのだから、家族手当を正規労働者と同様に適用してくれと労働組合を通じてずっと訴えていたが、実現していない。正規労働者にある制度が、なぜ時給労働者に適用されないのかと思う。</p> <p>希望休みを都合してくれるなど、周りの理解もあり、仕事自体に大きな不満はないが、もっと制度や処遇を改善してほしい。今は子どもの成長が楽しみ。子どもたちの将来が制限されることなく、好きな進路を選ばせてあげたいと思う。</p>

28. —

属性	—
家族構成	自分、夫、子ども2人、の4人家族
働き方の実態	契約時間は週14時間 現在はエリアも広く、よって担当サポーターも多数いる為、個別対応していると残業することもある。
暮らしの実態 困っていること	扶養内で働いている。子どもは、1人は社会人、もう1人は学生なので、もうしばらく学費の工面は必要。
希望・要望	

29. 女性 50代

属性	女性 50代
家族構成	自分、夫、子ども2人、夫の母
働き方の実態	1日5時間 週4日 時給 1,000円
暮らしの実態 困っていること	物価高、光熱費、ガソリン代の高騰
希望・要望	時給が上がることを希望します。

30. 女性 —

属性	女性 —
家族構成	夫、子ども2人の4人家族
働き方の実態	出勤日数3日週14時間の契約。 以前は1日6時間働いていましたが、最近は定時に退勤でき

	ない忙しい日は他の方に仕事を依頼できる環境になり、ほぼ残業なしで働いています。
暮らしの実態 困っていること	いろいろなものが値上げ、値上げで食費も上がり、子どもも大学生と中学生で学費もかかり、年々出費が増えています。
希望・要望	

31. 女性 60代

属性	女性 60代
家族構成	2人暮らし
働き方の実態	1日3.5時間 週5日 時給 1,030円
暮らしの実態 困っていること	時給が上がったので、昨年よりは収入が増えましたが、物価が上がり、今まで以上のお金が必要になりました。60代なので後何年働けるか不安なので少しでも収入が得られることを考えていますが、体力の面では不安です。
希望・要望	時給を上げてほしい。同じ仕事をしていても60歳を過ぎたら昇給しないので、モチベーションが下がります。

32. 女性 ー

属性	女性 ー
家族構成	自分、子ども2人、の4人家族
働き方の実態	契約時間は週16.25時間 たまに年収の壁を超えそうになるので年末に時間を調整する年があります。その時は業務内容も減らしてもらっています。
暮らしの実態 困っていること	上の子の大学受験、再来年には下の子も大学受験を控えているので、これから出費はかさんでいきそうです。

希望・要望	徐々に時給が上がるのではなく、一気に上がってくれた方が、壁を気にせずに働く事ができると思っています。
-------	--

33. 女性 ー

属性	女性 ー
家族構成	1人暮らし
働き方の実態	物価高になり生活は苦しくなるばかり。扶養家族がいないので、社会保険料、税金も高く、手取りが少ない。生活費は削れる部分は削っているが、食事を1日2回にするときもあるほどです
暮らしの実態 困っていること	将来への不安が大きい。 来年配送方法が変わると時給が200円以上下がる。そのうえ、配送もきつくなるので、働き続けられるのだろうか？ 転職した方がいいのか？
希望・要望	

34. 女性 50代

属性	女性 50代
家族構成	2人暮らし
働き方の実態	1日3時間 週5日 時給 1,000円
暮らしの実態 困っていること	子どもが留学中で、円高の影響が大きく、出費が数十万円単位で増えました。試算と大きくかけ離れたので働き始めましたが、追いついていません。
希望・要望	時給を上げてほしい。

35. 女性 50代

属性	女性 50代
家族構成	夫 子ども2人 自分
働き方の実態	1日5時間 週4日 時給 1,000円
暮らしの実態 困っていること	教育費、家の修繕費などにお金がかかり、老後のための資金を貯めたくても貯まらない。
希望・要望	時給が上がることを希望します。一時金の給付。

36. 女性 ー

属性	女性 ー
家族構成	夫、自分、子ども3人の5人家族
働き方の実態	契約時間は週30時間。
暮らしの実態	夫婦共働きなので少しは余裕があります。
困っていること	配送方法が変わるので、時給がかなり下がる。うえに、仕事が重くなる。(個配ばかり)ので体が続くかどうか不安です。(今までがんばってきたのにどうなるか)
希望・要望	

37. 女性 50 代

属性	女性 50 代
家族構成	夫 子ども 2 人 自分
働き方の実態	3.5 時間 週 5 日 時給 1,118 円
暮らしの実態 困っていること	夫は大工で自営業。大手建設会社の下請けをしており、単身赴任をしていました。親会社に地元で仕事があると言われて戻ってきましたが 3 ヶ月間仕事が無い状態になりました。共済会の貸付や労金の教育ローンで補填していましたが生活はカツカツです。貯金も崩して生活をつなぎました。次男の大学の学費は給付型奨学金に貸付奨学金を加えて賄っています。長女は発達障害があり、通信制高校へ通学していますが私学同様の学費がかかります。教育ローンを組んだので 70 歳まで返済しなくてはならなくなりました。 次男が大学院へ進学するための資金確保も奨学金でギリギリだし、長女の就職も不安があります。長女が車の免許を取りたいと言うので、この資金調達も頭が痛いです。 夫は 1 棟幾らの契約のため収入が不安定なので、生活は苦しいです。
希望・要望	欠員解消をしてほしいです。欠員のため、朝残業が必至です。物価高騰で生活がカツカツなので、賃上げしてほしいです。返済に追われない生活になりたいです。雇用保険のある契約に戻りたいと思います。

38. 女性 60 代

属性	女性 60 代
家族構成	2 人暮らし
働き方の実態	1 日 3 時間 週 5 日 時給 1,030 円 他に 1 日 5 時間 週 3 日以内 時給 1,040 円 1 日 3.5 時間 週 3 日以内 時給 1,000 円 のトリプルワーク

暮らしの実態 困っていること	オール電化に切り替え、太陽光パネルと蓄電池設備を設置してローン返済中。ローンを払い終えるまで、夫とともに元気に働きつづけることができるか不安に思っている。
希望・要望	65歳で時給が下がるとローン返済のために生活の質に影響がある。同じように仕事ができるうちは時給が下がらないことを望む。

39. 女性 50代

属性	女性 50代
家族構成	2人暮らし
働き方の実態	1日4時間 週4日 時給 1,000円
暮らしの実態 困っていること	子どもが私立大学・下宿生活だったので仕送りが必要で貯金できなかった。
希望・要望	子どもが社会人になったので、貯金したい。時給を上げてほしい。

40. 女性 50代

属性	女性 50代
家族構成	2人暮らし
働き方の実態	1日5時間 週3日 時給 1,000円 ダブルワークで 1日4時間 週3日以内 時給 950円
暮らしの実態 困っていること	築30年の家のローンが終わったとたんにあちこちガタがきてリフォームを検討中。リフォームのために老後資金を使うか、ローンを組むか、なかなか踏ん切りがつかない。
希望・要望	長く働けて時給も高くなることが見えていれば、安心してリフォームできる。

41. 女性 40 代

属性	女性 40 代
家族構成	2人暮らし
働き方の実態	1日3時間 週5日 時給 1,000円
暮らしの実態 困っていること	物価の高騰、1人暮らしの子どもの大学費用と生活費、高校生の塾、自分の病院代、家の修繕費と出費が多くなってきた。
希望・要望	給料が上がること。物価高騰が終わること。

42. 女性 40 代

属性	女性 40 代
家族構成	4人暮らし
働き方の実態	1日3時間 週5日 時給 1,000円 ダブルワーク 1日3時間以内 週3日以内
暮らしの実態 困っていること	子どもの大学進学に伴って生活がすごく苦しくなった。田舎から大学へ行かせるのは想像以上に厳しかった。
希望・要望	賃金をあげてほしい。肉体労働以外の仕事と組み合わせて長い時間で働きたい。

43. 女性 50 代

属性	女性 50 代
家族構成	3人暮らし
働き方の実態	1日4時間 週5日 時給 1,010円
暮らしの実態 困っていること	子育ては一段落した。義母の介護によって仕事が続けられるか、自分たちの老後のお金は足りるのか不安。

希望・要望	他県と同じくらいの時給を希望する。
-------	-------------------

44. 女性 60 代

属性	女性 60 代
家族構成	5 人暮らし
働き方の実態	1 日 3 時間 週 4 日 時給 1,000 円
暮らしの実態 困っていること	今年になってから病気になって通院しています。年をとってあちこち悪くなり、通院するとお金がかかり、働く時間が短くなって収入も減りました。お金はあった方がいいです。
希望・要望	年金だけではとても生活できません。元気で働けるうちは年齢に関係なく働きたいです。

45. 女性 50 代

属性	女性 50 代
家族構成	4 人暮らし
働き方の実態	1 日 4 時間 週 4 日 時給 1,200 円
暮らしの実態 困っていること	夫が 3 月末で退職するので年金受給まで期間があり、生活に不安を感じる、義母の通院・介護、実父の長期入院でお金がかかるが、介護などで仕事量を増やすこともできない。
希望・要望	給料があがって、一時金がもらえるようになってほしい。

46. 女性 60 代

属性	女性 60 代
家族構成	1 人暮らし
働き方の実態	1 日 3 時間 週 5 日 時給 1,000 円
暮らしの実態 困っていること	夫が亡くなり、年金生活になった。通院と物価高騰で生活が苦しくなっています。
希望・要望	70 才定年なので、体が大丈夫なら働きたい・・・でも不安

47. 女性 50 代

属性	女性 50 代
家族構成	4 人暮らし
働き方の実態	1 日 6 時間 週 5 日 時給 1,460 円
暮らしの実態 困っていること	夫が病気のため、退職して通院中です。家のローンは残っています。収入が減り、支出が増えて不安です。実父 98 才、父の弟 90 才はいつ何があるかわからない年齢です。想定外なことがおきているので自分にも退職金があったら良かったと思うようになりました。
希望・要望	60 才以上でも一時金を要求します。

48. 女性 50 代

属性	女性 50 代
家族構成	5 人暮らし
働き方の実態	1 日 3 時間 週 5 日 時給 1,030 円
暮らしの実態 困っていること	子どもの教育費（塾代）の金額が大きく、かなり負担に感じている。収入の増え方より支出の増え方の方が大きく、この先もずっと続くのかと思うと不安になる。 今の 3 時間契約の仕事で大丈夫か、もう少し仕事を増やすな

	どして収入を増やさないといけないかな…
希望・要望	支出が増えたとしても、時給がもっと高ければ、このまま生協で働き続けられます。

49. 女性 50 代

属性	女性 50 代
家族構成	2人暮らし
働き方の実態	1日3時間45分 週5日 時給 1,030円
暮らしの実態 困っていること	夫と年齢差があり、現在 満額の年金受給を受けながら、夫もパートで働いています。夫が正規の時より収入は減っていて大変です。持ち家のローンは終わっていますが、税金とメンテナンスなどの維持費が負担になっています。この先、健康にも不安を感じる中、収入が年金だけになったら・・・と考えると今よりもっと切り詰めないといけないと感じて不安になります。
希望・要望	2人とも健康で長く働けて、時給が高くなるとこの不安も少しは小さくなります。

50. 女性 60 代

属性	女性 60 代
家族構成	2人暮らし
働き方の実態	1日3.5時間 週5日 時給 1,000円
暮らしの実態 困っていること	年金受給年齢がどんどん先になり、動けるうちは、働けるうちは…と働いています。子ども結婚などの大きい支出があり、細々と食費を削りやりくりしています。 今は元気ですが、病気したら…と思うと不安です。
希望・要望	時給を上げてほしいです。一時金もあってほしい。毎年、時給が上がるのがわかっているならば、不安が少なくなり、体に負担の強い出庫作業もがんばれます。

51. 女性 50 代

属性	女性 50 代
家族構成	4人 夫、子ども2人、自分
働き方の実態	7.5時間×週4日 時給 1,409円
暮らしの実態 困っていること	<p>今年、長女が就職して家にお金を入れてくれるようになったので、気分的には少し楽になりましたが、次女が来春大学生になることもあり、自由にできるお金はありません。余裕のある生活ができるようになるのは、数年後だと考えているし、この先まだまだ物価が上がるかもしれないので、不安は常にあります。</p> <p>年齢的にもいつまでも病気をせずにいられるとは思っていないし、実際に夫は精神疾患で通院中です。いつ治るのかの見通しも立っていません。</p> <p>老後の蓄えがありません。できません。給料が上がりにません。一時金がありません。体力がいつまで続くか分かりません。特に夏が辛いです。国の政策が国民いじめになっていると思います。</p>
希望・要望	安心して暮らせる収入が必要です。パートの賃金体系が複雑で、職場のなかま同士で不協和音が生じているので、分かり易く統一して欲しいです。正規とパートの格差是正を求めます。

52. 女性 50 代

属性	女性 50 代
家族構成	3人家族 自分、夫、ともに非正規 子ども1人
働き方の実態	生協：パート職員 3.5時間 週5日勤務 時給 1,055円 派遣会社に登録してダブルワーク 時給 1,100円くらい（派遣先によって異なる）
収入の実態	昨年に比べて出勤日数が減ったため収入は減りましたが、減った分ダブルワークで補ったため変化なし
暮らしの実態	夫は、父の個人経営会社に勤めていましたが、仕事が減り、給与ももらえなくなったため転職するよう言っていました。私は、生協のパート以外でも働くことを決め、派遣会社に登

	<p>録しました。生協が休みの時は、派遣で単発の仕事を見つけ働きにいています。</p> <p>私と同じ派遣会社で夫も働けないかと仕事を探し、長期の仕事があったので、派遣会社に登録し働き始めました。</p> <p>時給制なので、働いた分の給与しかもらえませんが、収入があるという安心感は得られています。</p>
困っていること	<p>私も夫も非正規雇用のため、ボーナスもなく収入が少ないです。</p> <p>車のローン返済もあるので、生活に余裕がなく、老後のお金も貯められません。</p> <p>子どもが私立高校に進学したため、学費+お金がたくさんかかって大変です。</p> <p>子どもは卒業したら専門学校に行きたいと言っていますが、お金が無いから進学は難しいと言いつけています。でも、本当は好きな所に行かせてあげたいです。</p>
希望・要望	<p>最低賃金が上がると時給も上がりますが、いますぐ 1,500 円になれば生活にも多少余裕ができると思います。</p>

53. 女性 50 代

属性	女性 50 代
家族構成	夫と 2 人
働き方の実態	<p>生協の非常勤ヘルパーと警備の仕事のダブルワーク。現在は訪問介護の利用者さんの都合によりサービスに入っていない状態のため、警備の仕事がメインになっている。労働時間は 1 日 3 時間以内で週 3 日以下。</p> <p>時給 警備の仕事 1,300 円 非常勤ヘルパーは 1,400 円+処遇改善加算。</p>
暮らしの実態 困っていること	<p>30 代で乳がんになり手術でリンパを取ったので、疲れた時に回復までに時間がかかる。そのため普通の人のような時間は働けず、短時間労働しかできない。</p> <p>自分も夫も定期的な通院と服薬がある。歳をとっていくので、それらが減ることは考えられない。アレルギーの関係で 2 ヶ月に一度もらっている眼科の薬が最も高い。年金受給までにはまだ年数があるため、仕事は続けるしかない。特に非常勤</p>

	<p>ヘルパーの収入が不安定だし、警備の仕事も今の仕事は2ヶ所目で、その前にやっていた警備の仕事も登録を切らずに残してある。友人からは1ヶ所に絞ったらと言われてたりするが、非正規の仕事は不安定なので複数の収入源を持っていないと不安。1ヶ所に絞ったらそれがなくなった時に収入がゼロになるリスクがある。</p> <p>自分も夫もコロナ感染症に罹患して数ヶ月休んだことがある。その時は給料収入がなくなり、自治体から補助金を借りた。何度か借りて、トータルで200万円くらい借りている。毎月1万円ずつ返済しているが、何年かかるかわからない。生活は楽ではないにも関わらず、返済が免除になるほどの低収入ではないため返し続けるしかない状況。現在住んでいる賃貸マンションが築50年以上で老朽化しているため、オーナーが建て替えを計画している。1年後までに立ち退きを迫られていて、立ち退き料が立ち退き後に入るため、一旦引っ越しにかかる費用を自己負担しなければならない。</p>
希望・要望	<p>何年かおきに立ち退かざるを得ない状況にあって、何とも住宅状況が悪い。非常勤なので住宅補助は望めないが、歳を取っても年金だけで暮らせる人は少なく、働き続けなければならない人が多い。弱い立場の人のことを自分のこととして考えられる社会であってほしいと思います。</p>

54. 女性60代

属性	女性60代
家族構成	2人暮らし 子どもは独立
働き方の実態	1日4時間 週5日 時給 948円
暮らしの実態 困っていること	<p>夫は49歳の時に脳出血で右半身が不自由になり障害者2級です。言葉も不自由で高次機能障害があります。会社には病気後、給料は随分下がりましたが契約社員として60歳まで勤めました。</p> <p>現在、夫は63歳で障害者年金をもらっています。ハローワークにも行きましたが、定年後の職場を見つけることは困難でした。去年、膀胱癌が見つかり治療のため入退院を繰り返しました。癌が転移してまた入院したら医療費が膨らみ、ど</p>

	<p>れだけかかるのかと思うと怖いです。車の保険料、車検などの維持費も大きな出費ですが必需品です。私が働けなくなった時のために、今は少しでも貯蓄をしないといけないと思っています。</p> <p>後4年程で私も年金がもらえるようになります。出産まで厚生年金を払っていましたが、その後は扶養の範囲で働いていたため、もらえる年金は今の給料より少なくなるので働き続けられないといけません。身体が続く限り働きたいと思っています。</p>
希望・要望	<p>数十円のペースアップだと、税金や社会保険の支払いや物価高騰で消えてしまいます。今すぐ1,500円になってほしいです。</p>

55. 女性 50代

属性	女性 50代
家族構成	夫 50代 現在は単身赴任中 長男、次男は結婚して別居 現在娘2人(20代 勤め)と3人暮らし
働き方の実態	9時から15時30分 週4日 時給 945円
暮らしの実態 困っていること	<p>施設の老朽化に伴い仕事場が移転し、機械が新しくなった事での研修が仕事と並行しておこなわれ、多忙な日が続きました。新しい仕事場は今までより遠くなり、通勤時間も長くなりました。</p> <p>機械に慣れるころに繁忙期になり、帰る時間が遅くなり道路渋滞も重なり神経を使う日が続いています。</p> <p>昨年より、社会保険に加入しましたが、手取りが少なくなりここ最近の物価高騰で3人暮らしですが、夫が単身赴任中の二重生活なので生活に余裕がなく考えながら買い物をするが多くなりました。夫も来年再雇用となり、給料が下がるので、もっと大変になるかと不安になります。</p>
希望・要望	<p>娘は介護士として20歳から7年間同じ所で働いています。家に2万円入れてくれて、お弁当持参です。仕事をがんばっているのに給料が少ないと思います。</p> <p>親としてがんばっている娘に見合った給料がもらえる事を願っています。</p>

II. 手記編

パートの手記 A生協

手取りの少なさに将来が不安

自分は配送センターで働く40代の男性で、1日5時間30分の契約で週5日、時給1,100円で働いています。

両親と家族3人で暮らしていますが、父母の年金は充分ではなく、かなりの部分を自分が補填している状態です。幸い、酒は飲まず煙草も吸わず、パチンコのような射幸心を煽る趣味にも興味が無いので、無駄な出費はそれほどなく、現在は持ちこたえています。将来への不安は大きいです。特に、父はかなり老衰してきており、それに対応する母の補佐も必要なため、多少の貯金はあるものの、今後の暮らし向きへの懸念は尽きません。将来を考えると、両親が死去した後のことも視野に入れるべきなのでしょうが、まずは介護を経て無事に看取れるかというところです。

ひとまず、困っていることの筆頭に挙げられるのは、手取りの少なさです。同一労働同一賃金の実現は緊急の課題ですが、それ以前に、1人の人間がきちんと暮らせるだけの賃金が支払われていないという実感があります。物価の上昇は著しく、驚きを通り越して今や呆れるばかり。商品は量が減るだけでなく、品質も落ち、結果的に生活水準も下降を始めています。徐々に貧困へと落ち込む現状は、まさに茹でガエルの例えを彷彿とさせます。

正直、先行きは不透明で希望は見えませんが、兎にも角にも、老後の不安を少しでも和らげる支援や政策が欲しいです。今はまだ比較的若いので何とでもなりますが、経歴と学歴が重視される日本の社会では、就職氷河期を経験し、祖父母の介護で正規の就職も見合わせざるを得なかった自分のような生き方をした人間は、社会的に極めて不利な立場です。正規に対するこだわりは無いので、パート労働者として生涯を終えても悔いはないですが、それで生きていけなければ意味はありません。現在の日本は、社会の傾向として「やりがい搾取」と「高齢労働者の使い倒し」を顕著に感じます。自分が若い頃は「60過ぎからの豊かな老後」に想いを馳せたものですが、それも今や叶わぬ夢となりました。今や、力尽きるまで回し車の中で走りつづけるハムスターの気分です。

必要なのは労働環境の改善、そして主権者としての意識でしょう。賃金を上げ、年金を確保し、社会保障の切り捨てを許さず、利権団体と化した政治屋の集団を見極め、横暴を許さない態度を示す事だと思えます。個人の力は弱いですが、こうしたことを常に意識して、集団として存在感を示していけるようになれば、少しは今後に希望が持てるように思います。生協は、理念を持つ組織として、これらを率先して進められる立場にいる（はず）ですから、自分が賃金や労働環境と同等か、それ以上に要求したいことは、生協が理念に基づいて

社会的責任を率先して果たす事です。

最後に、現代社会は全ての物事が政治に繋がっています。政治に無関心で生きる事はできません。それを少しでも頭の片隅に置いて、僅かでも社会を良い方向に向けられたら…と、思いを新たにしました。

パートの手記 B生協

老後の生活に漠然とした不安

1日6時間週5日で時給は1,125円で、現在は足りています。

子どもたちもそれぞれ家庭を持って、自分たちの生活をしており、夫婦2人での暮らしとなりました。いよいよ‘老後、’の生活が目前に迫ってきています。

今のところ、2人ともなんとか健康に、仕事もつづけてできていますが、今の収入が完全に無くなってからの生活を思うと漠然とした不安しかありません。現在の生活はおかげさまで不安なくできていますが、将来のためにせめて私が退職となるまでの後3年間少しでも貯蓄に回せるように、安定した生活が送れるように時給アップはぜひともすすめていって欲しいです。

定年になる年齢も、今後延長となっていくのかもしれませんが、65歳以降、果たして同じようにつづけていくことが可能かどうかは少々不安でもあります。その時の状態に合わせた仕事内容なら・・・と思いますが。そんな都合よくいくとも思えません。安心して長く働ける環境になることを強く求めたいです。

パートの手記 C生協

1,000円に満たない時給では先行き不安

私は生協に入協して3年の53歳の事務スタッフです。週5日の5時間勤務で時給は974円です。家族構成は現在1人ですが、子どもは2人おり、娘は26歳、既婚で子どもが2人、息子は24歳、既婚で子どもが1人います。

夫と離婚して子どもたちと共同生活する予定でしたが、子どもたちが結婚し現在は1人で自分のみの収入で生活しています。1,000円にも満たない時給では生活が苦しいばかりです。この物価高騰によって家計が圧迫され、生活に大きな打撃を受けています。せめて時給が1,000円以上に上がれば生活は少し楽になります。また、自分自身の体調も思わしくなく、気管支喘息や右手首腱鞘

炎を持っており、右手首腱鞘炎は医師からはなるべく使わないようにと言われて
います。毎月の病院代の支払いも厳しい状況です。コロナ禍で体調を崩すこ
とが多くて大変でした。衰えていく体力とこの時給で生活しなければならない
ことなど先行き不安ばかりです。それでも働かなければ生活ができません。時
給を上げてほしい。切実な願いです。

パートの手記 D生協

ダブルワークをせざるを得なかった

ダブルワークをしています。週5日ですが、1日4時間勤務だったのでもう1
つの職場でも働いていました。働きながら、2人の子育てと介護は大変でした。

生協では、宅配センターで商品を組合員に受け渡しをする仕事をしています。
もう一つの職場は、人と話さず、集中力を長く保つことを求められる仕事なので、
生協の仕事で組合員との会話は楽しく、「生協で長い時間働けたらいいな」と
思っていました。義母の介護で大変だった時に気持ちの切り替え方として組合
員から登山することをすすめていただくなど、生協で働いていたからこそ、介護
と子育てを乗り越えてこられたと思っています。

2024年3月で現在の仕事が閉鎖されることになりましたが、施設に入所した
義母の介護費用が必要なため、働かないといけない状況です。義姉も一緒に負担
していますが、それでも大変です。幸いなことに、もう一つの職場がフルタイム
に時間を延長してもらえることになったので 生協は退職することにしました。

生協の仕事はシフト勤務が多く、誰かが休んでもカバーしやすいように1日
3～4時間勤務の人がほとんどでパートが6時間以上働けるのは一部の人にな
っています。20年ほど前に生協がパートの社会保険料を負担しない目的で短時
間勤務を増やしたとも聞きました。そのため、誰もがフルタイムに変更できる環
境になっていません。

生協の仕事が好きだったので、生協で長い契約時間にしてもらえなかったこ
とが残念です。

パートの手記 E生協

いつまでたっても安定した生活ができない

店舗で勤務して23年、63歳になります。勤務時間は週5日×5時間、時給は992円で少しずつペースアップはありますが生活はいつもギリギリです。

身体が不自由な夫と2人暮らしです。仕事から帰ったら夫の世話をしています。夫の年金と私のパートの給料で生活をしています。子どもたちはそれぞれ独立しているので、子どもたちの生活もあると思えば中々頼りにくい状況です。

今後の生活のことを考えると不安ばかり…。

いつまで働けるのか、いつまで夫の世話ができるのか、この物価上昇の中でパートの時給は上がらないまま、いつまでたっても安定した生活はできません。

介護と仕事の両立は体力的に経済的に厳しいものがあります。夫を施設に入所させるための貯金もありません。この物価高騰の状況での夫の病院代、日々の生活費、電気代、ガソリン代などの支払いはこのパートの時給では無理です。せめて1,500円以上にならないければ生活が立ち行かなくなります。ぜひとも、みんなの声を政府に届けて安心して暮らせる社会であってほしいです。

パートの手記 F生協

「憲法25条」で保障された生活に ～聞き取りからの手記～

パートのIさんは、半年前に惣菜部に入ってきた19歳の女性です。前職の介護の仕事で腰を痛め、長く立っているのが難しいことや、軽いリュウマチで冬の寒い朝はなかなか起きられないこともあり、昼から夕方までの6時間契約で働いています。

この間、お昼の休憩時間に一緒にお弁当を食べていると、彼女はこんな話を始めました。

「実はお母さんがガンになって……。胃がんが転移して卵巣ガンを再発しました。入院して治療することになりました。」Iさんは3人きょうだいの長女で下に高校3年の弟と、小学2年の妹がいます。両親は離婚していて父親はいません。母親の入院中は兄弟の面倒をみなくてはなりません。

「それは大変なことになったね。お母さんの仕事はどうなるの？」

「今は休職扱いだけど、治療が長引いたら辞めることになるかもしれません。」

Iさんは店長に、今の6時間契約を8時間に延ばしてもらえないかと相談にいき

ました。少しでも家族の経済状況を改善しようと考えたのです。職場としては覚えもよく、テキパキと仕事のできるIさんの申し出に異論はありません。是非ともがんばって欲しいところです。Iさんはこれまで給与から1万円は家に入れて残りは自分が使っていました。時給は最賃額の928円で6時間1ヶ月22日働いたとして総支給額は12万2千円です。社会保険料や税金など引かれたあとは、携帯電話の通信料や車の保険料、自動車学校の授業料の分割払いの支払いなどに消えてゆき、残りはわずかです。8時間契約になったとして、増える手取りは4万1千円余りです。これで今まで負担していなかった家賃や光熱費や食費をまかなうのは到底無理です。

「お母さんの治療が長引いたらどうしよう・・・ お母さんが失業したらどうしよう・・・」

不安はつのるばかりです。

惣菜の仕事は、他のメンバーと3人で午前の作業の片づけをして明日の支度をし、売り場を見ながら揚げ物の追加や巻きずしの追加をします。巻き寿司の機械を洗ったりします。惣菜の作業場は揚げ油が常に熱せられ、焼き物のコンベックも稼働していて、夏はクーラーがついていても暑いです。作業服の下は汗びっしょり、若い娘さんはちょっと敬遠したくなる仕事です。

「時給928円は低すぎます。せめて最低でも時給1,000円、できれば時給1,500円にして欲しい」とIさんは言います。私は彼女にこうアドバイスしています。

「今は仕事を覚えて、なくてはならない人になりなさい。いずれはリーダーになれるように、リーダーの仕事をよくみて覚え、リーダーの指示に従ってがんばるのよ。リーダーになったら時給も上がるからね」と。Iさんは素直にうなずきます。しかし退職金もない、扶養手当も住宅手当もないパートです。正規とは愕然たる差があります。8時間働いても「フルタイムパート」という名でくられるパートの立場です。パートを安くして便利な雇用の調整弁だと思わないでください。一家の大黒柱が1日8時間働いたらその給与で食べていける賃金がほしい。最低賃金の引き上げを強く望みます。Iさんの事例は、決して特異なことではありません。どこの家庭でも起こりえる事です。

最低賃金が1,000円になれば、一日8時間、月22日働いたとして月に176,000円、年収で2,112,000円になります。いわゆる年収200万円以下のワーキングプアの状態からは脱することができますし、時給1,500円になれば月額264,000円、月収316万円となり、安定した生活を送る事ができます。一日8時間働けば、憲法25条で明記されている「健康で文化的な最低限度の生活を営む」ことを保障するのは、当然のことだと強く思います。

パートの手記 G 生協

我慢の日々も限界です

私は問合せの電話オペレーターをしています。オペレーターには、注文を受ける者と問合せを受ける者の2種類のオペレーターがいます。私は2年間注文のオペレーターを経験して、問合せへの異動の声がかかりました。時給も20円上がるため、異動して1年が経ちました。組合員さんからの問合せには、スムーズにできる案件もありますが、無理難題、重大クレームとなると頭からつま先まで汗をかき、震えがとまらない事もあります。本当に大変な仕事です。10時30分から19時まで勤務しており、家に帰るのはたいてい20時頃になります。帰ると本当にクタクタです。正直、手取り20~30万円あれば苦にもならないと思いますが、今の私の給料は時給990円で、支給総額は16~17万円あっても、税金等を引かれたら手取りは月14~15万円です。私は、頂く給料をはるかに上回る仕事をしていると思います。

その手取り額から家賃3万円、光熱費2~3万円、食費は母と2人で3万円、保険代2万円、電話代2人で2万円、ガソリン代1万~2万円などを合計すると支出が13万~15万円で貯金は全くできません。去年は、車が故障して修理代に9万円かかり、母から借金しました。そんな状況を知ってか、母は私が帰るまで電気をつける事もなく、暗闇でエアコンもつけずに過ごしているようです。食費も値上がり凄いの、食べたいものとか当たり前の値段では買えません。半額を狙って買い物をする自分が、情けなくなる事もあります。ガソリン代も値上がりしているので、以前は母を休みの日にドライブがてら連れ出していましたが、今はそれもできません。「何か良い事ないかな〜?」が母の口ぐせになってきています。値上げラッシュが凄いです。それを解決するには、時給は最低でも1,500円は必要です。1,000円とか言われていられません。家計は火の車、毎日が不安で、生活のためにきつい仕事をがんばるしかないのです。贅沢したいとも、しようとも思いません。不安のない、安心して暮らせる普通の暮らしがしたいだけです。車も高級な車に乗りたいとは思いませんし、普通の軽自動車でもいいです。今の私の車は、エアコンの働きの悪い軽自動車です。人を乗せてあげることも恥ずかしくてできません。どうかお願いします。情けない、明日のない、目の前に借金地獄が迫っている生活から解放され、普通の暮らしをさせて下さい。

非正規労働者であっても健康で文化的な普通の暮らしを営めるよう、時給1,500円をよろしくお願い致します。

パートの手記 H生協

節約していても生活が苦しい

私は4人家族です。

2年前に大学を卒業して働きだした長女、大学生の長男、公務員の夫、そして私の4人です。私はパートで週14時間働いています。文庫のボランティアもしているので、時間的にも体力的にもギリギリです。息子は大学の近くで一人暮らしをしています。コロナ禍の中での入学でしたので、いろいろと考えた末、アルバイトはしていません。長女は昨年12月から急に関東地方へ転勤となり、生活費は別々になってしまいました。どんどん物の値段が上がった時期と重なり、食費、電気代など生活費は、同居する家族が1人減ったにもかかわらず、さほど変わりません。また、初めての1人暮らしなので、時々様子を見に行きたいと思うのですが、遠すぎて時間的にも金銭的にも難しい状況です。長女の様子が気がかりなのですが、どうにもなりません。それに加えて、長男の大学の授業料が2023年度春学期分だけで4万円も値上がりしました。目を疑いました。

厳しい話は続くもので、7月には職場で正規職員が一人減り、その分、パートへの負担が増えました。残業はすると言われるし、今までも精一杯やってきたのに、さらに忙しくなり、もう限界です。それに加えて、年5日の有給休暇を取らなければならない、いつだったら休んでも大丈夫なのかだけを考えて休んでいるのが現状で、本当に休みたい日に有給休暇を取ることができていません。ガソリン代、電車賃も次々と値上がりして、皆、普段からイライラしています。

ボランティアも、高齢で引退する人、病気やケガで入院する人が相次ぎ、人材不足が深刻です。長女がよく手伝ってくれていましたが、転勤でいなくなったことから、それもなくなり、時間的、体力的に益々厳しくなっています。節約をしているにもかかわらず、経済的にも正直、苦しいです。両親の時代は60歳で定年退職をすれば、その後の生活ができましたが、今は70歳を過ぎても働かないと、生活ができそうにありません。60歳からもらえるとと思っていた年金も、65歳からになるなど、このままでは、何歳になったら年金をもらえるかわかりません。私が65歳になったときには、どのようになっているのだろうか考えると不安です。

パートで働き始めた頃は、「60歳まではがんばろう」と思っていたのですが、話が変わってしまいました。一体、何歳まで働かなければならないのでしょうか。それまで体が持つのだろうか、不安しかありません。普通にまじめに生きてきて、特に贅沢をしたわけではありません。子ども2人を大学に通わせただけで、ここまで生活が苦しくなるとは思いませんでした。

テレビのニュースで正月、夏休みに海外旅行に行く人を見ると不思議に思います。人生 100 年時代といわれますが、健康で幸せに長生きできるならいいけども、働きづめて、毎日、しんどい思いをするのなら、100 年もいらなと思います。もう少し時間に余裕がほしいです。有給休暇をもっと取って、両親の様子を見に行きたいです。本当ならできていると思うことができないでいます。

有給休暇は年 5 日取るので精一杯で、毎年、かなりの日数が消滅していています。これが現実です。これは私だけではありません。他の人も、皆、同じような状態です。本来、年休は与えられた日数全てを消化できなければならないのに、年 5 日しか取らせてもらえていないのが実態です。これで、法律を守ったことになるのでしょうか。かつて、学校で、「憲法には、全ての国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有すると定められている」と教わりました。現実には、それとはかけ離れた生活をしていると感じています。週 14 時間の労働時間では、職場の健康診断を受けることができません。

どこを向いても不安だらけの世の中で、働いても、働いても、生活が楽になりません。このような状態で、長男、長女の世代が明るい希望を持てるようになるのでしょうか。少子化対策を本気で考えるのであれば、今のままの日本のあり方ではダメだと思います。自分ひとりが生活していくことで精一杯の状態では、結婚して子どもを育てようという気持ちにはなれないと思います。

今、少子化が社会問題となっていますが、その大きな原因は労働に関する問題や社会保障に関する問題であると思います。

生協労連（全国生協労働組合連合会）2024.01

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷 4-1-9 南部ビル3F

電話 03-3408-0067 fax 03-3408-8955 Email QYG03057@nifty.com



2024年8月2日

群馬地方最低賃金審議会 様

群馬県自治体一般労働組合
執行委員長 [REDACTED]

最低賃金の改善を求める意見陳述書

私は、群馬県内で自治体の非正規職員や公務公共関係で働く労働者を組織し、その人達の要求実現をめざして活動する群馬県自治体一般労働組合の執行委員長の團原です。

本日は意見陳述の機会を得たことを嬉しく思います。

ご存じのように、全国的な視野でみると、労働者の実質賃金上昇率は2022年4月から2年以上にわたり前年度比でマイナスが続いています。24年度には、急激な「円安」と連動した物価高騰に続き、労働者の暮らしを一層、逼迫させています。今こそ最低賃金を大幅に引き上げ、労働者全体の賃金水準の底上げが必要です。加えて、地域間格差の是正と中小企業への大幅な財政支出などもすべきです。こうした地域循環型経済を確立すれば、30年余の日本経済の停滞を克服し、発展へと転換することは可能です。

しかし、群馬県の最低賃金は関東エリアで最低の935円です。その結果、何が起きているのか、一例を紹介します。埼玉県本庄市のファストフード店でバイトをしていた群馬県藤岡市の高校生が、群馬県の時給935円で働いていた問題です。指摘されて経営者は「群馬県の高校生だから『違法ではない』」と思っていた」と嘯く始末でした。当然、改善させました。

いまひとつ指摘したい事例があります。県を含む36自治体それぞれが、この最低賃金額をどのように判断しているかということです。当該組合が23年度に実施したアンケートに全自治体が回答したものをまとめました。それによると、最低賃金の時給について「高い」と回答した自治体数は0で、「妥当」が18、「安い」は8、回答なしは10でした。市町村の回答からは、引き上げの意向を持ちつつも、その打開策をめぐる苦労が読み取れました。しかし、県は、判断の欄を無回答とし、その理由を「労使双方の代表等の審議を経て出された結果と認識している」としました。この内容には、働く人の気持ちをくまない行政の姿勢がよく表れていると思います。

隣の茨城県では昨年度にこんなことがありました。県知事が県の地方最賃の答申について「不当に安い」と抗議し、公開質問状を提出しました。この問題には、背景があります。それは、その年の1月、茨城県内の自治体で働く会計年度任用職員の時給が最低賃金を下回っていた問題をめぐり、私どもの上部組織である自治労連が地元の組合と協力して改善を求める運動を展開したことです。その結果、問題は是正され、改善を求める旨の総務省通知がだされました。全国紙・地方紙とも取り上げ、最賃への県民の意識が高まりました。

本題に入ります。群馬労働局長がこの審議会に示した諮問は「新しい資本主義のグラ

ンドデザイン及び実行計画 2024 改定版及び経済財政運営と改革の基本方針 2024 に配意した調査審議を求めるといふものです。いわゆる、岸田政権が、金権腐敗政治に対する国民大多数の批判で末期状態にもかかわらず、通常国会閉会 2 日前に閣議決定した、いわゆる「骨太方針」です。

この「方針」は、2 年以上にわたって実質賃金さがり続けていることを認めながら「賃金上昇が物価上昇を上回っていくことが期待される」と根拠のない期待を書いています。財政健全化の名のもと医療・介護の全面改悪など社会保障切り捨てのメニューを並べました。他方で、大企業向けに減税や補助金などをばらまき、「防衛力強化」のための歳出については「多年度にわたり計画的に拡充する」と例外扱いする方針を明記し、5 年間で 43 兆円の軍拡に固執する姿勢を示しました。敵基地攻撃能力の保有をはじめとする「防衛力強化」の継続や、4 月の日米首脳会談で合意した「日米同盟強化」の推進を宣言し、それにかかわる歳出は「計画的に拡充する」としています。次世代半導体の量産に向けて特定の大企業に「重点的投資支援を行う」ため、法制上の措置を検討するとしました。岸田政権の対米従属・財界奉仕が浮き彫りになっています。

いまこそ、消費税減税や社会保障拡充などで物価高騰から国民を守り、政府関与できる最自民党政治からの根本的 転換が必要です。

自治労連も参加する全労連による最低生計費調査結果によると、「最賃で地域差を設けることが、労働者の実態を反映していない」という結論が出てきました。月額 25 万円、時給 1,500 円への引上げは直ちに実施すべきです。

現行制度では地方間格差は拡大するばかりであり、格差是正と全国一律最低賃金制の確立も合わせて要請します。

最後に審議会の透明性を高めるために専門部会の公開を求めます。

2024年7月19日

群馬地方最低賃金審議会 御中



前橋市本町 3-9-10

群馬県労働組合会議

事務局長

最低賃金の抜本的な引き上げ、改善を求める意見書

群馬県労働組合会議（以下、県労会議）は、以下に述べる理由により、群馬県における地域別最低賃金をただちに1,500円以上に引き上げ、全国一律最低賃金制度の実現と中小企業支援の抜本的強化を答申に盛り込むことを求めます。

1. 総務省が発表した5月の消費者物価で、食料・光熱費・医薬品など生活に欠かせない「基礎的支出項目」は前年同月と比べ、4.7%上昇しています。一方、実質賃金はマイナス1.4%（2024年5月）、26カ月連続で減少となっています（厚生労働省・毎月勤労統計調査）。26ヶ月連続のマイナスはリーマンショック前後を超えて、比較可能な1991年以降の記録で過去最長を更新する深刻な事態となっています。今、「賃金が上がらない国」日本が社会的に可視化されています。最低賃金が日本の低賃金を温存する大きな一因となっていることは明らかです。

ここ数年、最低賃金は過去最高となる引き上げとなってはいますが、最賃近傍で働く労働者の生活は改善するどころか、異常な物価高騰によってさらに困難な状況となり「これでは暮らしていけない」と悲鳴が上がっています。最低賃金法の目的である「賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与すること」を達成するため、これまでの延長線上ではない最低賃金の大幅な引き上げを求めます。

日本の最低賃金には、3つの大きな問題があります。第1は、あまりにも低額で自立して生

活できないこと、第2には、あまりにも都道府県間の較差が拡大してしまったこと、第3は、中小企業支援が脆弱であることです。

2. 第1のあまりにも低額で生活できないことについて述べます。

最低賃金額は、あまりにも低く抑えられており、これでは「8時間働いても」自立して人間らしく暮らすことはできません。私たち県労会議が加盟する全国労働組合総連合（全労連）の各地方組織が全国27都道府県で4万8千人を超える人たちの協力で取り組んできた“マーケットバスケット方式”による「最低生計費試算調査」によると、全国どこでも25歳単身で月額24万円（税込み）・時間額1,500円以上（月150時間換算）必要との結果が示されています。また、人間らしく暮らせる最低生計費は、都市部でも地方でもほぼ同額であることが明らかになっています。これに比して、群馬県の最低賃金額935円は6割程度であり、これでは自立して人間らしく暮らすことはきわめて困難です。

中央でも地方でも最低賃金審議会においては、これまで労働者の生計費が審議に位置づけられているとは言い難い状況です。労働者の生計費を改定審議の土台としてしっかり位置づけ、最低賃金をただちに1,500円以上に引上げることを強く求めます。

海外に目を向けると、オーストラリア2,223円、イギリス2,102円、アメリカのワシントン州では2,346円になっています。主要先進国の中で日本の最低賃金（平均）は低水準にあり、韓国の最低賃金よりも低い水準となっています。

3. 最低賃金の第2の大問題である都道府県間の較差拡大について述べます。

2023年の改定では、最高額の東京都が1,113円、最低額の岩手県は893円で220円（19.8%）もの格差があります。ランク制度によって地域間格差は年々拡大し、2006年の109円から2023年には220円と格差は2倍以上に広がっています。しかし、前述したように「最低生計費試算調査」の結果は都市部も地方も25歳単身で月額24万円（税込）、時間額1,500円以上（月150時間）必要との結果が示されています。

最低賃金に地域間格差があることによって、最低賃金が低い地方では、労働者、特に若者が都市部へ流出する要因になっています。最低賃金の地域間格差は、労働者の賃金格差となり生活保護、年金、公務員賃金、保険料に至るまで様々な制度の格差となっています。その結果、地方の高齢化と過疎化が進み、活力が奪われ、地域経済の疲弊を招いています。

わたしたちは、現行法のランク制による地域別最低賃金である限り、最低賃金の低い地域は、その現状の支払い能力や経済状況が勘案されて決められるため、低いままに決定される構造的な問題をもっていると考えています。また、「地域間格差拡大の抑制」という点から、高い地域は低い地域を考慮することで、引き上げを抑制する要因ともなっています。220円(19.8%)と開いた格差を改善するには、全国一律に最低賃金法を改正することが必要だと考えています。ぜひ、国に全国一律最低賃金制度の創設を求めることを、最低賃金審議会の答申に盛り込んで下さい。

最低賃金の大幅引き上げを求める声に対し、最低賃金審議会の審議の中で問題とされるのが「賃金支払い能力」ということです。地域別最低賃金は、同一都道府県内では同じ金額です。他の産業を考えてみても、群馬県内の中小企業と、県境を挟む埼玉県本庄市や児玉郡上里町、秩父市にある中小企業と、どれほど「賃金支払い能力」に違いがあるのでしょうか。明確な違いがあるというのであれば、審議会の中で具体的な資料を明示して審議されるべきではないでしょうか。

4. 第3の中小企業支援が脆弱であることについて述べます。

私たちが求める「最低賃金を、ただちに1,500円以上に引上げ、1,700円を実現すること」は、内需を向上させ、地域経済の好循環を生み、中小企業の安定的な発展にもつなげるものです。それでも、日本の中小企業の置かれた現状では、最低賃金1,500円への引上げは、中小企業の経営に大きな影響を与えます。だからこそ、私たちは最低賃金引き上げのための中小企業支援の抜本的強化を求めています。今年度の答申においても、国に中小企業支援の抜本的強化を実現するよう強く求めて下さい。

労働者の雇用と生活を守る企業責任は、中小企業であっても決して曖昧にすることはできません。雇用維持と8時間働けば「ふつう」に暮らせる賃金の支払いが必要です。最低賃金には生存権を保障する水準が保障されるべきであり、「払えるかどうか」で決めるのは本旨ではありません。日本の企業の99.7%が中小企業であり、労働者の7割が中小企業で働いています。この中小企業の支払い能力がないことが、最低賃金が上がらないことを正当化する理由になっています。しかし、低迷する日本経済を立て直すために、「賃金が上がる国」への転換を図ること、労働者国民の所得の底上げで、GDPの6割を占める個人消費拡大を経済政策の

基調とすることへの転換が必要です。政府や大企業も「賃金引き上げ」が必要と言わざるを得ない状況になっています。政府、政治にできることが最低賃金の抜本的引き上げによる賃金の底上げです。

群馬地方最低賃金審議会が、議論のうへ、物価上昇率を上回ることはもちろん、労働者が生活改善を実感でき、将来に展望が見える大幅な引き上げ答申を出していただくことを求めます。また、最低賃金の引き上げには中小企業に対する支援策の抜本的な強化を求める提言を出していただくことを求めます。

5. 最低賃金法は、「賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もつて、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的」としています。

日本の最低賃金は、先進諸国中で最も低水準の国に属し、労働者が健康で文化的な最低限の生活を営むことすら困難にするだけでなく、労働者・国民の消費購買力を押しとどめることによって地方経済の疲弊をも招いています。最低賃金1,500円以上、全国一律制の実現は、非正規雇用労働者だけでなく、労働者全体の賃金底上げと消費購買力向上による日本経済の好循環をも生み出すこととなります。

消費を向上させて経済の「好循環」を図るためには、賃金の底上げが最も効果的です。それには、全国一律最低賃金制に転換し、地域間格差を解消し、全国どこでも最低生計費を保障する時給1,500円以上に引き上げることが求められます。同時にそれを補完する、中小企業の願いに寄り添った利用しやすく行政の力強い支援策の拡充は不可欠です。

6. 最後に、審議会の運営についてのお願いです。専門部会も含めて審議の公開は全国に広がっています。全面的に公開している鳥取地方最低賃金審議会では、「公開することで議論が活発になった」という経験が報告されています。「原則公開」の原点に立ち返って、審議の透明性を確保し、広く県民が関心を持てる運営に改善していただくことを求めます。

以上

昭和二十五年法律第百四十四号

生活保護法

目次

- 第一章 総則（第一条—第六条）
- 第二章 保護の原則（第七条—第十条）
- 第三章 保護の種類及び範囲（第十一条—第十八条）
- 第四章 保護の機関及び実施（第十九条—第二十九条の二）
- 第五章 保護の方法（第三十条—第三十七条の二）
- 第六章 保護施設（第三十八条—第四十八条）
- 第七章 医療機関、介護機関及び助産機関（第四十九条—第五十五条の三）
- 第八章 就労自立給付金及び進学準備給付金（第五十五条の四—第五十五条の六）
- 第九章 被保護者就労支援事業及び被保護者健康管理支援事業（第五十五条の七—第五十五条の九）
- 第十章 被保護者の権利及び義務（第五十六条—第六十三条）
- 第十一章 不服申立て（第六十四条—第六十九条）
- 第十二章 費用（第七十条—第八十条）
- 第十三章 雑則（第八十一条—第八十六条）

附則

第一章 総則

（この法律の目的）

第一条 この法律は、日本国憲法第二十五条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。

（無差別平等）

第二条 すべて国民は、この法律の定める要件を満たす限り、この法律による保護（以下「保護」という。）を、無差別平等に受けることができる。

（最低生活）

第三条 この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。

（保護の補足性）

第四条 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

2 民法（明治二十九年法律第八十九号）に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。

3 前二項の規定は、急迫した事由がある場合に、必要な保護を行うことを妨げるものではない。

（この法律の解釈及び運用）

第五条 前四条に規定するところは、この法律の基本原則であつて、この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。

（用語の定義）

第六条 この法律において「被保護者」とは、現に保護を受けている者をいう。

2 この法律において「要保護者」とは、現に保護を受けているといないとにかかわらず、保護を必要とする状態にある者をいう。

3 この法律において「保護金品」とは、保護として給与し、又は貸与される金銭及び物品をいう。

4 この法律において「金銭給付」とは、金銭の給与又は貸与によつて、保護を行うことをいう。

5 この法律において「現物給付」とは、物品の給与又は貸与、医療の給付、役務の提供その他金銭給付以外の方法で保護を行うことをいう。

第二章 保護の原則

（申請保護の原則）

第七条 保護は、要保護者、その扶養義務者又はその他の同居の親族の申請に基いて開始するものとする。但し、要保護者が急迫した状況にあるときは、保護の申請がなくても、必要な保護を行うことができる。

（基準及び程度の原則）

第八条 保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。

2 前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。

（必要即応の原則）

第九条 保護は、要保護者の年齢別、性別、健康状態等その個人又は世帯の実際の必要の相違を考慮して、有効且つ適切に行うものとする。

（世帯単位の原則）

第十条 保護は、世帯を単位としてその要否及び程度を定めるものとする。但し、これによりがたいときは、個人を単位として定めることができる。

第三章 保護の種類及び範囲

（種類）

第十一条 保護の種類は、次のとおりとする。

- 一 生活扶助
- 二 教育扶助
- 三 住宅扶助
- 四 医療扶助
- 五 介護扶助
- 六 出産扶助
- 七 生業扶助

八 葬祭扶助

2 前項各号の扶助は、要保護者の必要に応じ、単給又は併給として行われる。

(生活扶助)

第十二条 生活扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。

- 一 衣食その他日常生活の需要を満たすために必要なもの
- 二 移送

(教育扶助)

第十三条 教育扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。

- 一 義務教育に伴って必要な教科書その他の学用品
- 二 義務教育に伴って必要な通学用品
- 三 学校給食その他義務教育に伴って必要なもの

(住宅扶助)

第十四条 住宅扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。

- 一 住居
- 二 補修その他住宅の維持のために必要なもの

(医療扶助)

第十五条 医療扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。

- 一 診察
- 二 薬剤又は治療材料
- 三 医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術
- 四 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- 五 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- 六 移送

(介護扶助)

第十五条の二 介護扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない要介護者（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七条第三項に規定する要介護者をいう。第三項において同じ。）に対して、第一号から第四号まで及び第九号に掲げる事項の範囲内において行われ、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない要支援者（同条第四項に規定する要支援者をいう。以下この項及び第六項において同じ。）に対して、第五号から第九号までに掲げる事項の範囲内において行われ、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない居宅要支援被保険者等（同法第十五条の四十五第一項第一号に規定する居宅要支援被保険者等をいう。）に相当する者（要支援者を除く。）に対して、第八号及び第九号に掲げる事項の範囲内において行われる。

- 一 居宅介護（居宅介護支援計画に基づき行うものに限る。）
- 二 福祉用具
- 三 住宅改修
- 四 施設介護
- 五 介護予防（介護予防支援計画に基づき行うものに限る。）
- 六 介護予防福祉用具
- 七 介護予防住宅改修
- 八 介護予防・日常生活支援（介護予防支援計画又は介護保険法第十五条の四十五第一項第一号ニに規定する第一号介護予防支援事業による援助に相当する援助に基づき行うものに限る。）
- 九 移送

2 前項第一号に規定する居宅介護とは、介護保険法第八条第二項に規定する訪問介護、同条第三項に規定する訪問入浴介護、同条第四項に規定する訪問看護、同条第五項に規定する訪問リハビリテーション、同条第六項に規定する居宅療養管理指導、同条第七項に規定する通所介護、同条第八項に規定する通所リハビリテーション、同条第九項に規定する短期入所生活介護、同条第十項に規定する短期入所療養介護、同条第十一項に規定する特定施設入居者生活介護、同条第十二項に規定する福祉用具貸与、同条第十五項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護、同条第十六項に規定する夜間対応型訪問介護、同条第十七項に規定する地域密着型通所介護、同条第十八項に規定する認知症対応型通所介護、同条第十九項に規定する小規模多機能型居宅介護、同条第二十項に規定する認知症対応型共同生活介護、同条第二十一項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護及び同条第二十三項に規定する複合型サービス並びにこれらに相当するサービスをいう。

3 第一項第一号に規定する居宅介護支援計画とは、居宅において生活を営む要介護者が居宅介護その他居宅において日常生活を営むために必要な保健医療サービス及び福祉サービス（以下この項において「居宅介護等」という。）の適切な利用等を行うことができるようにするための当該要介護者が利用する居宅介護等の種類、内容等を定める計画をいう。

4 第一項第四号に規定する施設介護とは、介護保険法第八条第二十二項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、同条第二十七項に規定する介護福祉施設サービス、同条第二十八項に規定する介護保健施設サービス及び同条第二十九項に規定する介護医療院サービスをいう。

5 第一項第五号に規定する介護予防とは、介護保険法第八条の二第二項に規定する介護予防訪問入浴介護、同条第三項に規定する介護予防訪問看護、同条第四項に規定する介護予防訪問リハビリテーション、同条第五項に規定する介護予防居宅療養管理指導、同条第六項に規定する介護予防通所リハビリテーション、同条第七項に規定する介護予防短期入所生活介護、同条第八項に規定する介護予防短期入所療養介護、同条第九項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護、同条第十項に規定する介護予防福祉用具貸与、同条第十三項に規定する介護予防認知症対応型通所介護、同条第十四項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護及び同条第十五項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護並びにこれらに相当するサービスをいう。

6 第一項第五号及び第八号に規定する介護予防支援計画とは、居宅において生活を営む要支援者が介護予防その他身体上又は精神上の障害があるために入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部若しくは一部について常時介護を要し、又は日常生活を営むのに支障がある状態の軽減又は悪化の防止に資する保健医療サービス及び福祉サービス（以下この項において「介護予防等」という。）の適切な利用等を行うことができるようにするための当該要支援者が利用する介護予防等の種類、内容等を定める計画であつて、介護保険法第十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センターの職員のうち同法第八条の二第十六項の厚生労働省令で定める者が作成したものをいう。

7 第一項第八号に規定する介護予防・日常生活支援とは、介護保険法第百十五条の四十五第一項第一号イに規定する第一号訪問事業、同号ロに規定する第一号通所事業及び同号ハに規定する第一号生活支援事業による支援に相当する支援をいう。

(出産扶助)

第十六条 出産扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。

- 一 分べんの介助
- 二 分べん前及び分べん後の処置
- 三 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料

(生業扶助)

第十七条 生業扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者又はそのおそれのある者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。但し、これによつて、その者の収入を増加させ、又はその自立を助長することのできる見込のある場合に限る。

- 一 生業に必要な資金、器具又は資料
- 二 生業に必要な技能の修得
- 三 就労のために必要なもの

(葬祭扶助)

第十八条 葬祭扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。

- 一 検案
 - 二 死体の運搬
 - 三 火葬又は埋葬
 - 四 納骨その他葬祭のために必要なもの
- 2 左に掲げる場合において、その葬祭を行う者があるときは、その者に対して、前項各号の葬祭扶助を行うことができる。
- 一 被保護者が死亡した場合において、その者の葬祭を行う扶養義務者がいないとき。
 - 二 死者に対しその葬祭を行う扶養義務者がいない場合において、その遺留した金品で、葬祭を行うに必要な費用を満たすことのできないとき。

第四章 保護の機関及び実施

(実施機関)

第十九条 都道府県知事、市長及び社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）を管理する町村長は、次に掲げる者に対して、この法律の定めるところにより、保護を決定し、かつ、実施しなければならない。

- 一 その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する要保護者
 - 二 居住地がないか、又は明らかでない要保護者であつて、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に現在地を有するもの
- 2 居住地が明らかである要保護者であつても、その者が急迫した状況にあるときは、その急迫した事由が止むまでは、その者に対する保護は、前項の規定にかかわらず、その者の現在地を所管する福祉事務所を管理する都道府県知事又は市町村長が行うものとする。
- 3 第三十条第一項ただし書の規定により被保護者を救護施設、更生施設若しくはその他の適当な施設に入所させ、若しくはこれらの施設に入所を委託し、若しくは私人の家庭に養護を委託した場合又は第三十四条の二第二項の規定により被保護者に対する次の各号に掲げる介護扶助を当該各号に定める者若しくは施設に委託して行う場合においては、当該入所又は委託の継続中、その者に対して保護を行うべき者は、その者に係る入所又は委託前の居住地又は現在地によつて定めるものとする。
- 一 居宅介護（第十五条の二第二項に規定する居宅介護をいう。以下同じ。）（特定施設入居者生活介護（同項に規定する特定施設入居者生活介護をいう。）に限る。）居宅介護を行う者
 - 二 施設介護（第十五条の二第四項に規定する施設介護をいう。以下同じ。）介護老人福祉施設（介護保険法第八条第二十七項に規定する介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）
 - 三 介護予防（第十五条の二第五項に規定する介護予防をいう。以下同じ。）（介護予防特定施設入居者生活介護（同項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護をいう。）に限る。）介護予防を行う者
- 4 前三項の規定により保護を行うべき者（以下「保護の実施機関」という。）は、保護の決定及び実施に関する事務の全部又は一部を、その管理に属する行政庁に限り、委任することができる。
- 5 保護の実施機関は、保護の決定及び実施に関する事務の一部を、政令の定めるところにより、他の保護の実施機関に委託して行うことを妨げない。
- 6 福祉事務所を設置しない町村の長（以下「町村長」という。）は、その町村の区域内において特に急迫した事由により放置することができない状況にある要保護者に対して、応急的処置として、必要な保護を行うものとする。
- 7 町村長は、保護の実施機関又は福祉事務所の長（以下「福祉事務所長」という。）が行う保護事務の執行を適切ならしめるため、次に掲げる事項を行うものとする。
- 一 要保護者を発見し、又は被保護者の生計その他の状況の変動を発見した場合において、速やかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を通報すること。
 - 二 第二十四条第十項の規定により保護の開始又は変更の申請を受け取つた場合において、これを保護の実施機関に送付すること。
 - 三 保護の実施機関又は福祉事務所長から求められた場合において、被保護者等に対して、保護金品を交付すること。
 - 四 保護の実施機関又は福祉事務所長から求められた場合において、要保護者に関する調査を行うこと。

(職権の委任)

第二十条 都道府県知事は、この法律に定めるその職権の一部を、その管理に属する行政庁に委任することができる。

(補助機関)

第二十一条 社会福祉法に定める社会福祉主事は、この法律の施行について、都道府県知事又は市町村長の事務の執行を補助するものとする。

(民生委員の協力)

第二十二条 民生委員法（昭和二十三年法律第九十八号）に定める民生委員は、この法律の施行について、市町村長、福祉事務所長又は社会福祉主事の事務の執行に協力するものとする。

(事務監査)

第二十三条 厚生労働大臣は都道府県知事及び市町村長の行うこの法律の施行に関する事務について、都道府県知事は市町村長の行うこの法律の施行に関する事務について、その指定する職員に、その監査を行わせなければならない。

- 2 前項の規定により指定された職員は、都道府県知事又は市町村長に対し、必要と認める資料の提出若しくは説明を求め、又は必要と認める指示をすることができる。

3 第一項の規定により指定すべき職員の資格については、政令で定める。

(申請による保護の開始及び変更)

第二十四条 保護の開始を申請する者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならない。ただし、当該申請書を作成することができない特別の事情があるときは、この限りでない。

- 一 要保護者の氏名及び住所又は居所
 - 二 申請者が要保護者と異なるときは、申請者の氏名及び住所又は居所並びに要保護者との関係
 - 三 保護を受けようとする理由
 - 四 要保護者の資産及び収入の状況（生業若しくは就労又は求職活動の状況、扶養義務者の扶養の状況及び他の法律に定める扶助の状況を含む。以下同じ。）
 - 五 その他要保護者の保護の要否、種類、程度及び方法を決定するために必要な事項として厚生労働省令で定める事項
- 2 前項の申請書には、要保護者の保護の要否、種類、程度及び方法を決定するために必要な書類として厚生労働省令で定める書類を添付しなければならない。ただし、当該書類を添付することができない特別の事情があるときは、この限りでない。
- 3 保護の実施機関は、保護の開始の申請があつたときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもつて、これを通知しなければならない。
- 4 前項の書面には、決定の理由を付さなければならない。
- 5 第三項の通知は、申請のあつた日から十四日以内に行しなければならない。ただし、扶養義務者の資産及び収入の状況の調査に日時を要する場合その他特別な理由がある場合には、これを三十日まで延ばすことができる。
- 6 保護の実施機関は、前項ただし書の規定により同項本文に規定する期間内に第三項の通知をしなかつたときは、同項の書面にその理由を明示しなければならない。
- 7 保護の申請をしてから三十日以内に第三項の通知がないときは、申請者は、保護の実施機関が申請を却下したものとみなすことができる。
- 8 保護の実施機関は、知れたる扶養義務者が民法の規定による扶養義務を履行していないと認められる場合において、保護の開始の決定をしようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、当該扶養義務者に対して書面をもつて厚生労働省令で定める事項を通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが適当でない場合として厚生労働省令で定める場合は、この限りでない。
- 9 第一項から第七項までの規定は、第七條に規定する者からの保護の変更の申請について準用する。
- 10 保護の開始又は変更の申請は、町村長を経由してすることもできる。町村長は、申請を受け取つたときは、五日以内に、その申請に、要保護者に対する扶養義務者の有無、資産及び収入の状況その他保護に関する決定をするについて参考となるべき事項を記載した書面を添えて、これを保護の実施機関に送付しなければならない。

(職権による保護の開始及び変更)

第二十五条 保護の実施機関は、要保護者が急迫した状況にあるときは、すみやかに、職権をもつて保護の種類、程度及び方法を決定し、保護を開始しなければならない。

- 2 保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とするとき認めるときは、速やかに、職権をもつてその決定を行い、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない。前条第四項の規定は、この場合に準用する。
- 3 町村長は、要保護者が特に急迫した事由により放置することができない状況にあるときは、すみやかに、職権をもつて第十九条第六項に規定する保護を行わなければならない。

(保護の停止及び廃止)

第二十六条 保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなつたときは、速やかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない。第二十八条第五項又は第六十二条第三項の規定により保護の停止又は廃止をするときも、同様とする。

(指導及び指示)

第二十七条 保護の実施機関は、被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができる。

- 2 前項の指導又は指示は、被保護者の自由を尊重し、必要の最少限度に止めなければならない。
- 3 第一項の規定は、被保護者の意に反して、指導又は指示を強制し得るものと解釈してはならない。

(相談及び助言)

第二十七条の二 保護の実施機関は、第五十五条の七第一項に規定する被保護者就労支援事業及び第五十五条の八第一項に規定する被保護者健康管理支援事業を行うほか、要保護者から求めがあつたときは、要保護者の自立を助長するために、要保護者からの相談に応じ、必要な助言をすることができる。

(報告、調査及び検診)

第二十八条 保護の実施機関は、保護の決定若しくは実施又は第七十七条若しくは第七十八条（第三項を除く。次項及び次条第一項において同じ。）の規定の施行のため必要があると認めるときは、要保護者の資産及び収入の状況、健康状態その他の事項を調査するために、厚生労働省令で定めるところにより、当該要保護者に対して、報告を求め、若しくは当該職員に、当該要保護者の居住の場所に立ち入り、これらの事項を調査させ、又は当該要保護者に対して、保護の実施機関の指定する医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨を命ずることができる。

- 2 保護の実施機関は、保護の決定若しくは実施又は第七十七条若しくは第七十八条の規定の施行のため必要があると認めるときは、保護の開始又は変更の申請書及びその添付書類の内容を調査するために、厚生労働省令で定めるところにより、要保護者の扶養義務者若しくはその他の同居の親族又は保護の開始若しくは変更の申請の当時要保護者若しくはこれらの者であつた者に対して、報告を求めることができる。
- 3 第一項の規定によつて立入調査を行う当該職員は、厚生労働省令の定めるところにより、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 4 第一項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
- 5 保護の実施機関は、要保護者が第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨の命令に従わないときは、保護の開始若しくは変更の申請を却下し、又は保護の変更、停止若しくは廃止をすることができる。

(資料の提供等)

第二十九条 保護の実施機関及び福祉事務所長は、保護の決定若しくは実施又は第七十七条若しくは第七十八条の規定の施行のために必要があると認めるときは、次の各号に掲げる者の当該各号に定める事項につき、官公署、日本年金機構若しくは国民年金法（昭和三十四年

法律第四百十一号) 第三条第二項に規定する共済組合等(次項において「共済組合等」という。)に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社、次の各号に掲げる者の雇主その他の関係人に、報告を求めることができる。

一 要保護者又は被保護者であつた者 氏名及び住所又は居所、資産及び収入の状況、健康状態、他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況その他政令で定める事項(被保護者であつた者にあつては、氏名及び住所又は居所、健康状態並びに他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況を除き、保護を受けていた期間における事項に限る。)

二 前号に掲げる者の扶養義務者 氏名及び住所又は居所、資産及び収入の状況その他政令で定める事項(被保護者であつた者の扶養義務者にあつては、氏名及び住所又は居所を除き、当該被保護者であつた者が保護を受けていた期間における事項に限る。)

2 別表第一の上欄に掲げる官公署の長、日本年金機構又は共済組合等は、それぞれ同表の下欄に掲げる情報につき、保護の実施機関又は福祉事務所長から前項の規定による求めがあつたときは、速やかに、当該情報を記載し、若しくは記録した書類を閲覧させ、又は資料の提供を行うものとする。

(行政手続法の適用除外)

第二十九条の二 この章の規定による処分については、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第三章(第十二条及び第十四条を除く。)の規定は、適用しない。

第五章 保護の方法

(生活扶助の方法)

第三十条 生活扶助は、被保護者の居宅において行うものとする。ただし、これによることができないとき、これによつては保護の目的を達しがたいとき、又は被保護者が希望したときは、被保護者を教護施設、更生施設、日常生活支援住居施設(社会福祉法第二条第三項第八号に規定する事業の用に供する施設その他の施設であつて、被保護者に対する日常生活上の支援の実施に必要なものとして厚生労働省令で定める要件に該当すると都道府県知事が認めたものをいう。第六十二条第一項及び第七十条第一号ハにおいて同じ。)若しくはその他の適当な施設に入所させ、若しくはこれらの施設に入所を委託し、又は私人の家庭に養護を委託して行うことができる。

2 前項ただし書の規定は、被保護者の意に反して、入所又は養護を強制することができるものと解釈してはならない。

3 保護の実施機関は、被保護者の親権者又は後見人がその権利を適切に行わない場合においては、その異議があつても、家庭裁判所の許可を得て、第一項但書の措置をとることができる。

第三十一条 生活扶助は、金銭給付によつて行うものとする。但し、これによることができないとき、これによることが適当でないとき、その他保護の目的を達するために必要があるときは、現物給付によつて行うことができる。

2 生活扶助のための保護金品は、一月分以内を限度として前渡するものとする。但し、これによりがたいときは、一月分をこえて前渡することができる。

3 居宅において生活扶助を行う場合の保護金品は、世帯単位に計算し、世帯主又はこれに準ずる者に対して交付するものとする。但し、これによりがたいときは、被保護者に対して個々に交付することができる。

4 地域密着型介護老人福祉施設(介護保険法第八条第二十二項に規定する地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。)、介護老人福祉施設、介護老人保健施設(同条第二十八項に規定する介護老人保健施設をいう。以下同じ。))又は介護医療院(同条第二十九項に規定する介護医療院をいう。以下同じ。))であつて第五十四条の二第一項の規定により指定を受けたもの(同条第二項本文の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされたものを含む。)において施設介護を受ける被保護者に対して生活扶助を行う場合の保護金品を前項に規定する者に交付することが適当でないときその他保護の目的を達するために必要があるときは、同項の規定にかかわらず、当該地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護老人福祉施設の長又は当該介護老人保健施設若しくは介護医療院の管理者に対して交付することができる。

5 前条第一項ただし書の規定により生活扶助を行う場合の保護金品は、被保護者又は施設の長若しくは養護の委託を受けた者に対して交付するものとする。

(教育扶助の方法)

第三十二条 教育扶助は、金銭給付によつて行うものとする。但し、これによることができないとき、これによることが適当でないとき、その他保護の目的を達するために必要があるときは、現物給付によつて行うことができる。

2 教育扶助のための保護金品は、被保護者、その親権者若しくは未成年後見人又は被保護者の通学する学校の長に対して交付するものとする。

(住宅扶助の方法)

第三十三条 住宅扶助は、金銭給付によつて行うものとする。但し、これによることができないとき、これによることが適当でないとき、その他保護の目的を達するために必要があるときは、現物給付によつて行うことができる。

2 住宅扶助のうち、住居の現物給付は、宿所提供施設を利用させ、又は宿所提供施設にこれを委託して行うものとする。

3 第三十条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

4 住宅扶助のための保護金品は、世帯主又はこれに準ずる者に対して交付するものとする。

(医療扶助の方法)

第三十四条 医療扶助は、現物給付によつて行うものとする。但し、これによることができないとき、これによることが適当でないとき、その他保護の目的を達するために必要があるときは、金銭給付によつて行うことができる。

2 前項に規定する現物給付のうち、医療の給付は、医療保護施設を利用させ、又は医療保護施設若しくは第四十九条の規定により指定を受けた医療機関にこれを委託して行うものとする。

3 前項に規定する医療の給付のうち、医療を担当する医師又は歯科医師が医学的知見に基づき後発医薬品(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第四百四十五号)第十四条又は第十九条の二の規定による製造販売の承認を受けた医薬品のうち、同法第十四条の四第一項各号に掲げる医薬品と有効成分、分量、用法、用量、効能及び効果が同一性を有すると認められたものであつて厚生労働省令で定めるものをいう。以下この項において同じ。))を使用することができるものと認めたものについては、原則として、後発医薬品によりその給付を行うものとする。

4 第二項に規定する医療の給付のうち、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和二十二年法律第二百十七号)又は柔道整復師法(昭和四十五年法律第十九号)の規定によりあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師(以下「施術者」という。)が行うことのできる範囲の施術については、第五十五条第一項の規定により指定を受けた施術者に委託してその給付を行うことを妨げない。

5 急迫した事情その他やむを得ない事情がある場合においては、被保護者は、第二項及び前項の規定にかかわらず、指定を受けない医療機関について医療の給付を受け、又は指定を受けない施術者について施術の給付を受けることができる。

6 医療扶助のための保護金品は、被保護者に対して交付するものとする。

(介護扶助の方法)

第三十四条の二 介護扶助は、現物給付によつて行うものとする。ただし、これによることができないとき、これによることが適当でないとき、その他保護の目的を達するために必要があるときは、金銭給付によつて行うことができる。

2 前項に規定する現物給付のうち、居宅介護、福祉用具の給付、施設介護、介護予防、介護予防福祉用具及び介護予防・日常生活支援（第十五条の二第七項に規定する介護予防・日常生活支援をいう。第五十四条の二第一項において同じ。）の給付は、介護機関（その事業として居宅介護を行う者及びその事業として居宅介護支援計画（第十五条の二第三項に規定する居宅介護支援計画をいう。第五十四条の二第一項及び別表第二において同じ。）を作成する者、その事業として介護保険法第八条第十三項に規定する特定福祉用具販売を行う者（第五十四条の二第一項及び別表第二において「特定福祉用具販売事業者」という。）、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び介護医療院、その事業として介護予防を行う者及びその事業として介護予防支援計画（第十五条の二第六項に規定する介護予防支援計画をいう。第五十四条の二第一項及び別表第二において同じ。）を作成する者、その事業として同法第八条の二第十一項に規定する特定介護予防福祉用具販売を行う者（第五十四条の二第一項及び別表第二において「特定介護予防福祉用具販売事業者」という。）並びに介護予防・日常生活支援事業者（その事業として同法第一百五十五条の四十五第一項第一号に規定する第一号事業を行う者をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）であつて、第五十四条の二第一項の規定により指定を受けたもの（同条第二項本文の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされたものを含む。）にこれを委託して行うものとする。

3 前条第五項及び第六項の規定は、介護扶助について準用する。

(出産扶助の方法)

第三十五条 出産扶助は、金銭給付によつて行うものとする。但し、これによることができないとき、これによることが適当でないとき、その他保護の目的を達するために必要があるときは、現物給付によつて行うことができる。

2 前項ただし書に規定する現物給付のうち、助産の給付は、第五十五条第一項の規定により指定を受けた助産師に委託して行うものとする。

3 第三十四条第五項及び第六項の規定は、出産扶助について準用する。

(生業扶助の方法)

第三十六条 生業扶助は、金銭給付によつて行うものとする。但し、これによることができないとき、これによることが適当でないとき、その他保護の目的を達するために必要があるときは、現物給付によつて行うことができる。

2 前項但書に規定する現物給付のうち、就労のために必要な施設の供用及び生業に必要な技能の授与は、授産施設若しくは訓練を目的とするその他の施設を利用させ、又はこれらの施設にこれを委託して行うものとする。

3 生業扶助のための保護金品は、被保護者に対して交付するものとする。但し、施設の供用又は技能の授与のために必要な金品は、授産施設の長に対して交付することができる。

(葬祭扶助の方法)

第三十七条 葬祭扶助は、金銭給付によつて行うものとする。但し、これによることができないとき、これによることが適当でないとき、その他保護の目的を達するために必要があるときは、現物給付によつて行うことができる。

2 葬祭扶助のための保護金品は、葬祭を行う者に対して交付するものとする。

(保護の方法の特例)

第三十七条の二 保護の実施機関は、保護の目的を達するために必要があるときは、第三十一条第三項本文若しくは第三十三条第四項の規定により世帯主若しくはこれに準ずる者に対して交付する保護金品、第三十一条第三項ただし書若しくは第五項、第三十四条第六項（第三十四条の二第三項及び第三十五条第三項において準用する場合を含む。）若しくは第三十六条第三項の規定により被保護者に対して交付する保護金品、第三十二条第二項の規定により被保護者若しくはその親権者若しくは未成年後見人に対して交付する保護金品（以下この条において「教育扶助のための保護金品」という。）又は前条第二項の規定により葬祭を行う者に対して交付する保護金品のうち、介護保険料（介護保険法第二百二十九条第一項に規定する保険料をいう。）その他の被保護者（教育扶助のための保護金品にあつては、その親権者又は未成年後見人を含む。以下この条において同じ。）が支払うべき費用であつて政令で定めるものの額に相当する金銭について、被保護者に代わり、政令で定める者に支払うことができる。この場合において、当該支払があつたときは、これらの規定により交付すべき者に対し当該保護金品の交付があつたものとみなす。

第六章 保護施設

(種類)

第三十八条 保護施設の種類は、左の通りとする。

- 一 救護施設
- 二 更生施設
- 三 医療保護施設
- 四 授産施設
- 五 宿所提供施設

2 救護施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設とする。

3 更生施設は、身体上又は精神上の理由により養護及び生活指導を必要とする要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設とする。

4 医療保護施設は、医療を必要とする要保護者に対して、医療の給付を行うことを目的とする施設とする。

5 授産施設は、身体上若しくは精神上の理由又は世帯の事情により就業能力の限られている要保護者に対して、就労又は技能の修得のために必要な機会及び便宜を与えて、その自立を助長することを目的とする施設とする。

6 宿所提供施設は、住居のない要保護者の世帯に対して、住宅扶助を行うことを目的とする施設とする。

(保護施設の基準)

第三十九条 都道府県は、保護施設の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。

2 都道府県が前項の条例を定めるに当たつては、第一号から第三号までに掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、第四号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

- 一 保護施設に配置する職員及びその員数
- 二 保護施設に係る居室の床面積
- 三 保護施設の運営に関する事項であつて、利用者の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

四 保護施設の利用定員

3 保護施設の設置者は、第一項の基準を遵守しなければならない。

(都道府県、市町村及び地方独立行政法人の保護施設)

第四十条 都道府県は、保護施設を設置することができる。

2 市町村及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）は、保護施設を設置しようとするときは、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

3 保護施設を設置した都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、現に入所中の被保護者の保護に支障のない限り、その保護施設を廃止し、又はその事業を縮小し、若しくは休止することができる。

4 都道府県及び市町村の行う保護施設の設置及び廃止は、条例で定めなければならない。

(社会福祉法人及び日本赤十字社の保護施設の設置)

第四十一条 都道府県、市町村及び地方独立行政法人のほか、保護施設は、社会福祉法人及び日本赤十字社でなければ設置することができない。

2 社会福祉法人又は日本赤十字社は、保護施設を設置しようとするときは、あらかじめ、左に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出して、その認可を受けなければならない。

一 保護施設の名称及び種類

二 設置者たる法人の名称並びに代表者の氏名、住所及び資産状況

三 寄附行為、定款その他の基本約款

四 建物その他の設備の規模及び構造

五 取扱定員

六 事業開始の予定年月日

七 経営の責任者及び保護の実務に当る幹部職員の氏名及び経歴

八 経理の方針

3 都道府県知事は、前項の認可の申請があつた場合に、その施設が第三十九条第一項の基準のほか、次の各号の基準に適合するものであるときは、これを認可しなければならない。

一 設置しようとする者の経済的基礎が確実であること。

二 その保護施設の主として利用される地域における要保護者の分布状況からみて、当該保護施設の設置が必要であること。

三 保護の実務に当たる幹部職員が厚生労働大臣の定める資格を有するものであること。

4 第一項の認可をするに当つて、都道府県知事は、その保護施設の存続期間を限り、又は保護の目的を達するために必要と認める条件を附することができる。

5 第二項の認可を受けた社会福祉法人又は日本赤十字社は、同項第一号又は第三号から第八号までに掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事の認可を受けなければならない。この認可の申請があつた場合には、第三項の規定を準用する。

(社会福祉法人及び日本赤十字社の保護施設の休止又は廃止)

第四十二条 社会福祉法人又は日本赤十字社は、保護施設を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、その理由、現に入所中の被保護者に対する措置及び財産の処分方法を明らかにし、かつ、第七十条、第七十二条又は第七十四条の規定により交付を受けた交付金又は補助金に残余額があるときは、これを返還して、休止又は廃止の時期について都道府県知事の認可を受けなければならない。

(指導)

第四十三条 都道府県知事は、保護施設の運営について、必要な指導をしなければならない。

2 社会福祉法人又は日本赤十字社の設置した保護施設に対する前項の指導については、市町村長が、これを補助するものとする。

(報告の徴収及び立入検査)

第四十四条 都道府県知事は、保護施設の管理者に対して、その業務若しくは会計の状況その他必要と認める事項の報告を命じ、又は当該職員に、その施設に立ち入り、その管理者からその設備及び会計書類、診療録その他の帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。第五十一条第二項第五号及び第五十四条第一項において同じ。）の閲覧及び説明を求めさせ、若しくはこれを検査させることができる。

2 第二十八条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(改善命令等)

第四十五条 厚生労働大臣は都道府県に対して、都道府県知事は市町村及び地方独立行政法人に対して、次に掲げる事由があるときは、その保護施設の設備若しくは運営の改善、その事業の停止又はその保護施設の廃止を命ずることができる。

一 その保護施設が第三十九条第一項の基準に適合しなくなつたとき。

二 その保護施設が存立の目的を失うに至つたとき。

三 その保護施設がこの法律若しくはこれに基づく命令又はこれらに基づいてする処分に違反したとき。

2 都道府県知事は、社会福祉法人又は日本赤十字社に対して、左に掲げる事由があるときは、その保護施設の設備若しくは運営の改善若しくはその事業の停止を命じ、又は第四十一条第二項の認可を取り消すことができる。

一 その保護施設が前項各号の一に該当するとき。

二 その保護施設が第四十一条第三項各号に規定する基準に適合しなくなつたとき。

三 その保護施設の経営につき営利を図る行為があつたとき。

四 正当な理由がないのに、第四十一条第二項第六号の予定年月日（同条第五項の規定により変更の認可を受けたときは、その認可を受けた予定年月日）までに事業を開始しないとき。

五 第四十一条第五項の規定に違反したとき。

3 前項の規定による処分に係る行政手続法第十五条第一項又は第三十条の通知は、聴聞の期日又は弁明を記載した書面の提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時）の十四日前までにしなければならない。

4 都道府県知事は、第二項の規定による認可の取消しに係る行政手続法第十五条第一項の通知をしたときは、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

5 第二項の規定による認可の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

(管理規程)

第四十六条 保護施設の設置者は、その事業を開始する前に、左に掲げる事項を明示した管理規程を定めなければならない。

- 一 事業の目的及び方針
 - 二 職員の定数、区分及び職務内容
 - 三 その施設を利用する者に対する処遇方法
 - 四 その施設を利用する者が守るべき規律
 - 五 入所者に作業を課する場合には、その作業の種類、方法、時間及び収益の処分方法
 - 六 その他施設の管理についての重要事項
- 2 都道府県以外の者は、前項の管理規程を定めたときは、すみやかに、これを都道府県知事に届け出なければならない。届け出た管理規程を変更しようとするときも、同様とする。
 - 3 都道府県知事は、前項の規定により届け出られた管理規程の内容が、その施設を利用する者に対する保護の目的を達するために適当でないと認めるときは、その管理規程の変更を命ずることができる。

(保護施設の義務)

第四十七条 保護施設は、保護の実施機関から保護のための委託を受けたときは、正当の理由なくして、これを拒んではならない。

- 2 保護施設は、要保護者の入所又は処遇に当たり、人種、信条、社会的身分又は門地により、差別的又は優先的な取扱いをしてはならない。
- 3 保護施設は、これを利用する者に対して、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制してはならない。
- 4 保護施設は、当該職員が第四十四条の規定によつて行う立入検査を拒んではならない。

(保護施設の長)

第四十八条 保護施設の長は、常に、その施設を利用する者の生活の向上及び更生を図ることに努めなければならない。

- 2 保護施設の長は、その施設を利用する者に対して、管理規程に従つて必要な指導をすることができる。
- 3 都道府県知事は、必要と認めるときは、前項の指導を制限し、又は禁止することができる。
- 4 保護施設の長は、その施設を利用する被保護者について、保護の変更、停止又は廃止を必要とする事由が生じたとき、すみやかに、保護の実施機関に、これを届け出なければならない。

第七章 医療機関、介護機関及び助産機関

(医療機関の指定)

第四十九条 厚生労働大臣は、国の開設した病院若しくは診療所又は薬局について、都道府県知事は、その他の病院若しくは診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）又は薬局について、この法律による医療扶助のための医療を担当させる機関を指定する。

(指定の申請及び基準)

第四十九条の二 厚生労働大臣による前条の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、病院若しくは診療所又は薬局の開設者の申請により行う。

- 2 厚生労働大臣は、前項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の指定をしてはならない。
 - 一 当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局が、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第三項第一号に規定する保険医療機関又は保険薬局でないとき。
 - 二 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
 - 三 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
 - 四 申請者が、第五十一条第二項の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して五年を経過しない者（当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日以前六十日以内に当該指定を取り消された病院若しくは診療所又は薬局の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しの処分の理由となつた事実に関して申請者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
 - 五 申請者が、第五十一条第二項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第五十一条第一項の規定による指定の辞退の申出をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
 - 六 申請者が、第五十四条第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第五十一条第二項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより厚生労働大臣が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第五十一条第一項の規定による指定の辞退の申出をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
 - 七 第五号に規定する期間内に第五十一条第一項の規定による指定の辞退の申出があつた場合において、申請者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）が、同号の通知の日前六十日以内に当該申出に係る病院若しくは診療所又は薬局の管理者であつた者で、当該申出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
 - 八 申請者が、指定の申請前五年以内に被保護者の医療に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
 - 九 当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局の管理者が第二号から前号までのいずれかに該当する者であるとき。
- 3 厚生労働大臣は、第一項の申請があつた場合において、当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の指定をしないことができる。
 - 一 被保護者の医療について、その内容の適切さを欠くおそれがあるとして重ねて第五十条第二項の規定による指導を受けたものであるとき。
 - 二 前号のほか、医療扶助のための医療を担当させる機関として著しく不適当と認められるものであるとき。
- 4 前三項の規定は、都道府県知事による前条の指定について準用する。この場合において、第一項中「診療所」とあるのは「診療所（前条の政令で定めるものを含む。次項及び第三項において同じ。）」と、第二項第一号中「又は保険薬局」とあるのは「若しくは保険薬局又は厚生労働省令で定める事業所若しくは施設」と読み替えるものとする。

(指定の更新)

第四十九条の三 第四十九条の指定は、六年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

- 2 前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間（以下この条において「指定の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

3 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

4 前条及び健康保険法第六十八条第二項の規定は、第一項の指定の更新について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(指定医療機関の義務)

第五十条 第四十九条の規定により指定を受けた医療機関（以下「指定医療機関」という。）は、厚生労働大臣の定めるところにより、懇切丁寧に被保護者の医療を担当しなければならない。

2 指定医療機関は、被保護者の医療について、厚生労働大臣又は都道府県知事の行う指導に従わなければならない。

(変更の届出等)

第五十条之二 指定医療機関は、当該指定医療機関の名称その他厚生労働省令で定める事項に変更があつたとき、又は当該指定医療機関の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、十日以内に、その旨を第四十九条の指定をした厚生労働大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

(指定の辞退及び取消し)

第五十一条 指定医療機関は、三十日以上予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。

2 指定医療機関が、次の各号のいずれかに該当するときは、厚生労働大臣の指定した医療機関については厚生労働大臣が、都道府県知事の指定した医療機関については都道府県知事が、その指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一 指定医療機関が、第四十九条の二第二項第一号から第三号まで又は第九号のいずれかに該当するに至つたとき。

二 指定医療機関が、第四十九条の二第三項各号のいずれかに該当するに至つたとき。

三 指定医療機関が、第五十条又は次条の規定に違反したとき。

四 指定医療機関の診療報酬の請求に関し不正があつたとき。

五 指定医療機関が、第五十四条第一項の規定により報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

六 指定医療機関の開設者又は従業者が、第五十四条第一項の規定により出頭を求められてこれに 응えず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定医療機関の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定医療機関の開設者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。

七 指定医療機関が、不正の手段により第四十九条の指定を受けたとき。

八 前各号に掲げる場合のほか、指定医療機関が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

九 前各号に掲げる場合のほか、指定医療機関が、被保護者の医療に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

十 指定医療機関の管理者が指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に被保護者の医療に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

(診療方針及び診療報酬)

第五十二条 指定医療機関の診療方針及び診療報酬は、国民健康保険の診療方針及び診療報酬の例による。

2 前項に規定する診療方針及び診療報酬によることのできないとき、及びこれによることを適当としないときの診療方針及び診療報酬は、厚生労働大臣の定めるところによる。

(医療費の審査及び支払)

第五十三条 都道府県知事は、指定医療機関の診療内容及び診療報酬の請求を随時審査し、且つ、指定医療機関が前条の規定によつて請求することのできる診療報酬の額を決定することができる。

2 指定医療機関は、都道府県知事の行う前項の決定に従わなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定により指定医療機関の請求することのできる診療報酬の額を決定するに当つては、社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）に定める審査委員会又は医療に関する審査機関で政令で定めるものの意見を聴かなければならない。

4 都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村は、指定医療機関に対する診療報酬の支払に関する事務を、社会保険診療報酬支払基金又は厚生労働省令で定める者に委託することができる。

5 第一項の規定による診療報酬の額の決定については、審査請求をすることができない。

(報告等)

第五十四条 都道府県知事（厚生労働大臣の指定に係る指定医療機関については、厚生労働大臣又は都道府県知事）は、医療扶助に関して必要があると認めるときは、指定医療機関若しくは指定医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師その他の従業者であつた者（以下この項において「開設者であつた者等」という。）に対して、必要と認める事項の報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、指定医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師その他の従業者（開設者であつた者等を含む。）に対し出頭を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくは当該指定医療機関について実地に、その設備若しくは診療録、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 第二十八条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による検査について準用する。

(介護機関の指定等)

第五十四条之二 厚生労働大臣は、国の開設した地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護医療院について、都道府県知事は、その他の地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設若しくは介護医療院、その事業として居宅介護を行う者若しくはその事業として居宅介護支援計画を作成する者、特定福祉用具販売事業者、その事業として介護予防を行う者若しくはその事業として介護予防支援計画を作成する者、特定介護予防福祉用具販売事業者又は介護予防・日常生活支援事業者について、この法律による介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、施設介護、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成、介護予防福祉用具又は介護予防・日常生活支援の給付を担当させる機関を指定する。

2 介護機関について、別表第二の第一欄に掲げる介護機関の種類に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる指定又は許可があつたときは、その介護機関は、その指定又は許可の時に前項の指定を受けたものとみなす。ただし、当該介護機関（地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を除く。）が、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、別段の申出をしたときは、この限りではない。

3 前項の規定により第一項の指定を受けたものとみなされた別表第二の第一欄に掲げる介護機関に係る同項の指定は、当該介護機関が同表の第三欄に掲げる場合に該当するときは、その効力を失う。

- 4 第二項の規定により第一項の指定を受けたものとみなされた別表第二の第一欄に掲げる介護機関に係る同項の指定は、当該介護機関が同表の第四欄に掲げる場合に該当するときは、その該当する期間、その効力（それぞれ同欄に掲げる介護保険法の規定による指定又は許可の効力が停止された部分に限る。）を停止する。
- 5 第四十九条の二（第二項第一号を除く。）の規定は、第一項の指定（介護予防・日常生活支援事業者に係るものを除く。）について、第五十条から前条までの規定は、同項の規定により指定を受けた介護機関（第二項本文の規定により第一項の指定を受けたものとみなされたものを含む。）を除く。）について準用する。この場合において、第五十条及び第五十条の二中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、第五十一条第一項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関（地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設に係るものを除く。）」と、同条第二項、第五十二条第一項及び第五十三条第一項から第三項までの規定中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、同項中「社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）に定める審査委員会又は医療に関する審査機関で政令で定めるもの」とあるのは「介護保険法に定める介護給付費等審査委員会」と、同条第四項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、「社会保険診療報酬支払基金又は厚生労働省令で定める者」とあるのは「国民健康保険団体連合会」と、前条第一項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。
- 6 第四十九条の二第一項及び第三項の規定は、第一項の指定（介護予防・日常生活支援事業者に係るものに限る。）について、第五十条、第五十条の二、第五十一条（第二項第一号、第八号及び第十号を除く。）、第五十二条から前条までの規定は、第一項の規定により指定を受けた介護機関（同項の指定を受けた介護予防・日常生活支援事業者（第二項本文の規定により第一項の指定を受けたものとみなされたものを含む。）に限る。）について準用する。この場合において、第四十九条の二第一項及び第三項中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第五十条第一項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、「厚生労働大臣又は都道府県知事」とあるのは「都道府県知事」と、第五十一条第一項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、同条第二項中「指定医療機関が、次の」とあるのは「指定介護機関が、次の」と、「厚生労働大臣の指定した医療機関については厚生労働大臣が、都道府県知事の指定した医療機関については都道府県知事が」とあるのは「都道府県知事は」と、同項第二号から第七号まで及び第九号、第五十二条第一項並びに第五十三条第一項から第三項までの規定中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、同項中「社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）に定める審査委員会又は医療に関する審査機関で政令で定めるもの」とあるのは「介護保険法に定める介護給付費等審査委員会」と、同条第四項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、「社会保険診療報酬支払基金又は厚生労働省令で定める者」とあるのは「国民健康保険団体連合会」と、前条第一項中「都道府県知事（厚生労働大臣の指定に係る指定医療機関については、厚生労働大臣又は都道府県知事）」とあるのは「都道府県知事」と、「指定医療機関若しくは指定医療機関」とあるのは「指定介護機関若しくは指定介護機関」と、「命じ、指定医療機関」とあるのは「命じ、指定介護機関」と、「当該指定医療機関」とあるのは「当該指定介護機関」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（助産機関及び施術機関の指定等）

第五十五条 都道府県知事は、助産師又はあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師若しくは柔道整復師について、この法律による出産扶助のための助産又はこの法律による医療扶助のための施術を担当させる機関を指定する。

- 2 第四十九条の二第一項、第二項（第一号、第四号ただし書、第七号及び第九号を除く。）及び第三項の規定は、前項の指定について、第五十条、第五十条の二、第五十一条（第二項第四号、第六号ただし書及び第十号を除く。）及び第五十四条の規定は、前項の規定により指定を受けた助産師並びにあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師及び柔道整復師について準用する。この場合において、第四十九条の二第一項及び第二項中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、同項第四号中「者（当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該指定を取り消された病院若しくは診療所又は薬局の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）」とあるのは「者」と、同条第三項中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第五十条第一項中「医療機関（以下「指定医療機関」とあるのは「助産師又はあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師若しくは柔道整復師（以下それぞれ「指定助産機関」又は「指定施術機関」と、同条第二項中「指定医療機関」とあるのは「指定助産機関又は指定施術機関」と、「厚生労働大臣又は都道府県知事」とあるのは「都道府県知事」と、第五十条の二中「指定医療機関は」とあるのは「指定助産機関又は指定施術機関は」と、「指定医療機関の」とあるのは「指定助産機関若しくは指定施術機関の」と、「厚生労働大臣又は都道府県知事」とあるのは「都道府県知事」と、第五十一条第一項中「指定医療機関」とあるのは「指定助産機関又は指定施術機関」と、同条第二項中「指定医療機関が、次の」とあるのは「指定助産機関又は指定施術機関が、次の」と、「厚生労働大臣の指定した医療機関については厚生労働大臣が、都道府県知事の指定した医療機関については都道府県知事が」とあるのは「都道府県知事は」と、同項第一号から第三号まで及び第五号中「指定医療機関」とあるのは「指定助産機関又は指定施術機関」と、同項第六号中「指定医療機関の開設者又は従業者」とあるのは「指定助産機関又は指定施術機関」と、同項第七号から第九号までの規定中「指定医療機関」とあるのは「指定助産機関又は指定施術機関」と、第五十四条第一項中「都道府県知事（厚生労働大臣の指定に係る指定医療機関については、厚生労働大臣又は都道府県知事）」とあるのは「都道府県知事」と、「指定医療機関若しくは指定医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師その他の従業者であつた者（以下この項において「開設者であつた者等」という。）」とあり、及び「指定医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師その他の従業者（開設者であつた者等を含む。）」とあるのは「指定助産機関若しくは指定施術機関若しくはこれらであつた者」と、「当該指定医療機関」とあるのは「当該指定助産機関若しくは指定施術機関」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（医療保護施設への準用）

第五十五条の二 第五十二条及び第五十三条の規定は、医療保護施設について準用する。

（告示）

第五十五条の三 厚生労働大臣又は都道府県知事は、次に掲げる場合には、その旨を告示しなければならない。

- 一 第四十九条、第五十四条の二第一項又は第五十五条第一項の指定をしたとき。
- 二 第五十条の二（第五十四条の二第五項及び第六項並びに第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出があつたとき。
- 三 第五十一条第一項（第五十四条の二第五項及び第六項並びに第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定による第四十九条、第五十四条の二第一項又は第五十五条第一項の指定の辞退があつたとき。
- 四 第五十一条第二項（第五十四条の二第五項及び第六項並びに第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定により第四十九条、第五十四条の二第一項又は第五十五条第一項の指定を取り消したとき。

第八章 就労自立給付金及び進学準備給付金

（就労自立給付金の支給）

第五十五条の四 都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長は、被保護者の自立の助長を図るため、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する（居住地がないか、又は明らかでないときは、当該所管区域内にある）被保護者であつて、厚生労働省

令で定める安定した職業に就いたことその他厚生労働省令で定める事由により保護を必要としなくなつたと認めたものに対して、厚生労働省令で定めるところにより、就労自立給付金を支給する。

- 2 前項の規定により就労自立給付金を支給する者は、就労自立給付金の支給に関する事務の全部又は一部を、その管理に属する行政庁に限り、委任することができる。
- 3 第一項の規定により就労自立給付金を支給する者は、就労自立給付金の支給に関する事務の一部を、政令で定めるところにより、他の就労自立給付金を支給する者に委託して行うことを妨げない。

(進学準備給付金の支給)

第五十五条の五 都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長は、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する(居住地がないか、又は明らかでないときは当該所管区域内にある)被保護者(十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者その他厚生労働省令で定める者に限る。)であつて教育訓練施設のうち教育訓練の内容その他の事情を勘案して厚生労働省令で定めるもの(次条において「特定教育訓練施設」という。)に確実に入学すると見込まれるものに対して、厚生労働省令で定めるところにより、進学準備給付金を支給する。

- 2 前条第二項及び第三項の規定は、進学準備給付金の支給について準用する。

(報告)

第五十五条の六 第五十五条の四第一項の規定により就労自立給付金を支給する者又は前条第一項の規定により進学準備給付金を支給する者(第六十九条において「支給機関」という。)は、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給又は第七十八条第三項の規定の施行のために必要があると認めるときは、被保護者若しくは被保護者であつた者又はこれらの者に係る雇主若しくは特定教育訓練施設の長その他の関係人に、報告を求めることができる。

第九章 被保護者就労支援事業及び被保護者健康管理支援事業

(被保護者就労支援事業)

第五十五条の七 保護の実施機関は、就労の支援に関する問題につき、被保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う事業(以下「被保護者就労支援事業」という。)を実施するものとする。

- 2 保護の実施機関は、被保護者就労支援事業の事務の全部又は一部を当該保護の実施機関以外の厚生労働省令で定める者に委託することができる。
- 3 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(被保護者健康管理支援事業)

第五十五条の八 保護の実施機関は、被保護者に対する必要な情報の提供、保健指導、医療の受診の勧奨その他の被保護者の健康の保持及び増進を図るための事業(以下「被保護者健康管理支援事業」という。)を実施するものとする。

- 2 保護の実施機関は、被保護者健康管理支援事業の実施に関し必要があると認めるときは、市町村長その他厚生労働省令で定める者に対し、被保護者に対する健康増進法(平成十四年法律第百三十三号)による健康増進事業の実施に関する情報その他厚生労働省令で定める必要な情報の提供を求めることができる。
- 3 前条第二項及び第三項の規定は、被保護者健康管理支援事業を行う場合について準用する。

(被保護者健康管理支援事業の実施のための調査及び分析等)

第五十五条の九 厚生労働大臣は、被保護者健康管理支援事業の実施に資するため、被保護者の年齢別及び地域別の疾病の動向その他被保護者の医療に関する情報について調査及び分析を行い、保護の実施機関に対して、当該調査及び分析の結果を提供するものとする。

- 2 保護の実施機関は、厚生労働大臣に対して、前項の規定による調査及び分析の実施に必要な情報を、厚生労働省令で定めるところにより提供しなければならない。
- 3 厚生労働大臣は、第一項の規定による調査及び分析に係る事務の一部を厚生労働省令で定める者に委託することができる。この場合において、厚生労働大臣は、委託を受けた者に対して、当該調査及び分析の実施に必要な範囲内において、当該調査及び分析に必要な情報を提供することができる。
- 4 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第十章 被保護者の権利及び義務

(不利益変更の禁止)

第五十六条 被保護者は、正当な理由がなければ、既に決定された保護を、不利益に変更されることがない。

(公課禁止)

第五十七条 被保護者は、保護金品及び進学準備給付金を標準として租税その他の公課を課せられることがない。

(差押禁止)

第五十八条 被保護者は、既に給与を受けた保護金品及び進学準備給付金又はこれらを受ける権利を差し押さえられることがない。

(譲渡禁止)

第五十九条 保護又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給を受ける権利は、譲り渡すことができない。

(生活上の義務)

第六十条 被保護者は、常に、能力に応じて勤労に励み、自ら、健康の保持及び増進に努め、収入、支出その他生計の状況を適切に把握するとともに支出の節約を図り、その他生活の維持及び向上に努めなければならない。

(届出の義務)

第六十一条 被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があつたとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があつたときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない。

(指示等に従う義務)

第六十二条 被保護者は、保護の実施機関が、第三十条第一項ただし書の規定により、被保護者を救護施設、更生施設、日常生活支援住居施設若しくはその他の適当な施設に入所させ、若しくはこれらの施設に入所を委託し、若しくは私人の家庭に養護を委託して保護を行うことを決定したとき、又は第二十七条の規定により、被保護者に対し、必要な指導又は指示をしたときは、これに従わなければならない。

- 2 保護施設を利用する被保護者は、第四十六条の規定により定められたその保護施設の管理規程に従わなければならない。
- 3 保護の実施機関は、被保護者が前二項の規定による義務に違反したときは、保護の変更、停止又は廃止をすることができる。

4 保護の実施機関は、前項の規定により保護の変更、停止又は廃止の処分をする場合には、当該被保護者に対して弁明の機会を与えなければならない。この場合においては、あらかじめ、当該処分をしようとする理由、弁明をすべき日時及び場所を通知しなければならない。

5 第三項の規定による処分については、行政手続法第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。

（費用返還義務）

第六十三条 被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。

第十一章 不服申立て

（審査庁）

第六十四条 第十九条第四項の規定により市町村長が保護の決定及び実施に関する事務の全部又は一部をその管理に属する行政庁に委任した場合における当該事務に関する処分並びに第五十五条の四第二項（第五十五条の五第二項において準用する場合を含む。第六十六条第一項において同じ。）の規定により市町村長が就労自立給付金又は進学準備給付金の支給に関する事務の全部又は一部をその管理に属する行政庁に委任した場合における当該事務に関する処分についての審査請求は、都道府県知事に対してするものとする。

（裁決をすべき期間）

第六十五条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、保護の決定及び実施に関する処分又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する処分についての審査請求がされたときは、当該審査請求がされた日（行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十三条の規定により不備を補正すべきことを命じた場合にあっては、当該不備が補正された日）から次の各号に掲げる場合の区分に応じそれぞれ当該各号に定める期間内に、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

一 行政不服審査法第四十三条第一項の規定による諮問をする場合 七十日

二 前号に掲げる場合以外の場合 五十日

2 審査請求人は、審査請求をした日（行政不服審査法第二十三条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日。第一号において同じ。）から次の各号に掲げる場合の区分に応じそれぞれ当該各号に定める期間内に裁決がないときは、厚生労働大臣又は都道府県知事が当該審査請求を棄却したものとみなすことができる。

一 当該審査請求をした日から五十日以内に行政不服審査法第四十三条第三項の規定により通知を受けた場合 七十日

二 前号に掲げる場合以外の場合 五十日

（再審査請求）

第六十六条 市町村長がした保護の決定及び実施に関する処分若しくは第十九条第四項の規定による委任に基づいて行政庁がした処分に係る審査請求についての都道府県知事の裁決又は市町村長がした就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する処分若しくは第五十五条の四第二項の規定による委任に基づいて行政庁がした処分に係る審査請求についての都道府県知事の裁決に不服がある者は、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができる。

2 前条第一項（各号を除く。）の規定は、再審査請求の裁決について準用する。この場合において、同項中「当該審査請求」とあるのは「当該再審査請求」と、「第二十三条」とあるのは「第六十六条第一項において読み替えて準用する同法第二十三条」と、「次の各号に掲げる場合の区分に応じそれぞれ当該各号に定める期間内」とあるのは「七十日以内」と読み替えるものとする。

第六十七条及び第六十八条 削除

（審査請求と訴訟との関係）

第六十九条 この法律の規定に基づき保護の実施機関又は支給機関がした処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ、提起することができない。

第十二章 費用

（市町村の支弁）

第七十条 市町村は、次に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 その長が第十九条第一項の規定により行う保護（同条第五項の規定により委託を受けて行う保護を含む。）に関する次に掲げる費用

イ 保護の実施に要する費用（以下「保護費」という。）

ロ 第三十条第一項ただし書、第三十三条第二項又は第三十六条第二項の規定により被保護者を保護施設に入所させ、若しくは入所を委託し、又は保護施設を利用させ、若しくは保護施設にこれを委託する場合に、これに伴い必要な保護施設の事務費（以下「保護施設事務費」という。）

ハ 第三十条第一項ただし書の規定により被保護者を日常生活支援住居施設若しくはその他の適当な施設に入所させ、若しくはその入所をこれらの施設に委託し、又は私人の家庭に養護を委託する場合に、これに伴い必要な事務費（以下「委託事務費」という。）

二 その長の管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する者に対して、都道府県知事又は他の市町村長が第十九条第二項の規定により行う保護（同条第五項の規定により委託を受けて行う保護を含む。）に関する保護費、保護施設事務費及び委託事務費

三 その長の管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する者に対して、他の町村長が第十九条第六項の規定により行う保護に関する保護費、保護施設事務費及び委託事務費

四 その設置する保護施設の設備に要する費用（以下「設備費」という。）

五 その長が第五十五条の四第一項の規定により行う就労自立給付金の支給（同条第三項の規定により委託を受けて行うものを含む。）及び第五十五条の五第一項の規定により行う進学準備給付金の支給（同条第二項において準用する第五十五条の四第三項の規定により委託を受けて行うものを含む。）に要する費用

六 その長が第五十五条の七の規定により行う被保護者就労支援事業及び第五十五条の八の規定により行う被保護者健康管理支援事業の実施に要する費用

七 この法律の施行に伴い必要なその人件費

八 この法律の施行に伴い必要なその事務費（以下「行政事務費」という。）

（都道府県の支弁）

第七十一条 都道府県は、次に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 その長が第十九条第一項の規定により行う保護（同条第五項の規定により委託を受けて行う保護を含む。）に関する保護費、保護施設事務費及び委託事務費

二 その長の管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する者に対して、他の都道府県知事又は市町村長が第十九条第二項の規定により行う保護（同条第五項の規定により委託を受けて行う保護を含む。）に関する保護費、保護施設事務費及び委託事務費

- 三 その長の管理に属する福祉事務所の所管区域内に現在地を有する者（その所管区域外に居住地を有する者を除く。）に対して、町村長が第十九条第六項の規定により行う保護に関する保護費、保護施設事務費及び委託事務費
- 四 その設置する保護施設の設備費
- 五 その長が第五十五条の四第一項の規定により行う就労自立給付金の支給（同条第三項の規定により委託を受けて行うものを含む。）及び第五十五条の五第一項の規定により行う進学準備給付金の支給（同条第二項において準用する第五十五条の四第三項の規定により委託を受けて行うものを含む。）に要する費用
- 六 その長が第五十五条の七の規定により行う被保護者就労支援事業及び第五十五条の八の規定により行う被保護者健康管理支援事業の実施に要する費用
- 七 この法律の施行に伴い必要なその人件費
- 八 この法律の施行に伴い必要なその行政事務費
（繰替支弁）
- 第七十二条** 都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村は、政令の定めるところにより、その長の管理に属する福祉事務所の所管区域内の保護施設、指定医療機関その他これらに準ずる施設で厚生労働大臣の指定するものにある被保護者につき他の都道府県又は市町村が支弁すべき保護費及び保護施設事務費を一時繰替支弁しなければならない。
- 2 都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村は、その長が第十九条第二項の規定により行う保護（同条第五項の規定により委託を受けて行う保護を含む。）に関する保護費、保護施設事務費及び委託事務費を一時繰替支弁しなければならない。
- 3 町村は、その長が第十九条第六項の規定により行う保護に関する保護費、保護施設事務費及び委託事務費を一時繰替支弁しなければならない。
（都道府県の負担）
- 第七十三条** 都道府県は、政令で定めるところにより、次に掲げる費用を負担しなければならない。
- 一 居住地がないか、又は明らかでない被保護者につき市町村が支弁した保護費、保護施設事務費及び委託事務費の四分の一
- 二 宿所提供施設又は児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第三十八条に規定する母子生活支援施設（第四号において「母子生活支援施設」という。）にある被保護者（これらの施設を利用するに至る前からその施設の所在する市町村の区域内に居住地を有していた被保護者を除く。同号において同じ。）につきこれらの施設の所在する市町村が支弁した保護費、保護施設事務費及び委託事務費の四分の一
- 三 居住地がないか、又は明らかでない被保護者につき市町村が支弁した就労自立給付金費（就労自立給付金の支給に要する費用をいう。以下同じ。）及び進学準備給付金費（進学準備給付金の支給に要する費用をいう。以下同じ。）の四分の一
- 四 宿所提供施設又は母子生活支援施設にある被保護者につきこれらの施設の所在する市町村が支弁した就労自立給付金費及び進学準備給付金費の四分の一
（都道府県の補助）
- 第七十四条** 都道府県は、左に掲げる場合においては、第四十一条の規定により設置した保護施設の修理、改造、拡張又は整備に要する費用の四分の三以内を補助することができる。
- 一 その保護施設を利用することがその地域における被保護者の保護のため極めて効果的であるとき。
- 二 その地域に都道府県又は市町村の設置する同種の保護施設がないか、又はあつてもこれに収容若しくは供用の余力がないとき。
- 2 第四十三条から第四十五条までに規定するものの外、前項の規定により補助を受けた保護施設に対する監督については、左の各号による。
- 一 厚生労働大臣は、その保護施設に対して、その業務又は会計の状況について必要と認める事項の報告を命ずることができる。
- 二 厚生労働大臣及び都道府県知事は、その保護施設の予算が、補助の効果を上げるために不適当と認めるときは、その予算について、必要な変更をすべき旨を指示することができる。
- 三 厚生労働大臣及び都道府県知事は、その保護施設の職員が、この法律若しくはこれに基く命令又はこれらに基いてする処分違反したときは、当該職員を解職すべき旨を指示することができる。
（準用規定）
- 第七十四条の二** 社会福祉法第五十八条第二項から第四項までの規定は、国有財産特別措置法（昭和二十七年法律第二百十九号）第二条第二項第一号の規定又は同法第三条第一項第四号及び同条第二項の規定により普通財産の譲渡又は貸付を受けた保護施設に準用する。
（国の負担及び補助）
- 第七十五条** 国は、政令で定めるところにより、次に掲げる費用を負担しなければならない。
- 一 市町村及び都道府県が支弁した保護費、保護施設事務費及び委託事務費の四分の三
- 二 市町村及び都道府県が支弁した就労自立給付金費及び進学準備給付金費の四分の三
- 三 市町村が支弁した被保護者就労支援事業及び被保護者健康管理支援事業に係る費用のうち、当該市町村における人口、被保護者の数その他の事情を勘案して政令で定めるところにより算定した額の四分の三
- 四 都道府県が支弁した被保護者就労支援事業及び被保護者健康管理支援事業に係る費用のうち、当該都道府県の設置する福祉事務所の所管区域内の町村における人口、被保護者の数その他の事情を勘案して政令で定めるところにより算定した額の四分の三
- 2 国は、政令の定めるところにより、都道府県が第七十四条第一項の規定により保護施設の設置者に対して補助した金額の三分の二以内を補助することができる。
（遺留品の処分）
- 第七十六条** 第十八条第二項の規定により葬祭扶助を行う場合においては、保護の実施機関は、その死者の遺留の金銭及び有価証券を保護費に充て、なお足りないときは、遺留の物品を売却してその代金をこれに充てることができる。
- 2 都道府県又は市町村は、前項の費用について、その遺留の物品の上に他の債権者の先取特権に対して優先権を有する。
（損害賠償請求権）
- 第七十六条の二** 都道府県又は市町村は、被保護者の医療扶助又は介護扶助を受けた事由が第三者の行為によつて生じたときは、その支弁した保護費の限度において、被保護者が当該第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。
（時効）
- 第七十六条の三** 就労自立給付金又は進学準備給付金の支給を受ける権利は、これを行うことができる時から二年を経過したときは、時効によつて消滅する。
（費用等の徴収）
- 第七十七条** 被保護者に対して民法の規定により扶養の義務を履行しなければならない者がいるときは、その義務の範囲内において、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の全部又は一部を、その者から徴収することができる。

2 前項の場合において、扶養義務者の負担すべき額について、保護の実施機関と扶養義務者の間に協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、保護の実施機関の申立により家庭裁判所が、これを定める。

第七十七条の二 急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けた者があるとき（徴収することが適当でないときとして厚生労働省令で定めるときを除く。）は、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村の長は、第六十三条の保護の実施機関の定める額の全部又は一部をその者から徴収することができる。

2 前項の規定による徴収金は、この法律に別段の定めがある場合を除き、国税徴収の例により徴収することができる。

第七十八条 不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に百分の四十を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。

2 偽りその他不正の行為によつて医療、介護又は助産若しくは施術の給付に要する費用の支払を受けた指定医療機関、指定介護機関又は指定助産機関若しくは指定施術機関があるときは、当該費用を支弁した都道府県又は市町村の長は、その支弁した額のうち返還させるべき額をその指定医療機関、指定介護機関又は指定助産機関若しくは指定施術機関から徴収するほか、その返還させるべき額に百分の四十を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。

3 偽りその他不正な手段により就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、就労自立給付金費又は進学準備給付金費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に百分の四十を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。

4 前条第二項の規定は、前三項の規定による徴収金について準用する。

第七十八条の二 保護の実施機関は、被保護者が、保護金品（金銭給付によつて行ふものに限る。）の交付を受ける前に、厚生労働省令で定めるところにより、当該保護金品の一部を、第七十七条の二第一項又は前条第一項の規定により保護費を支弁した都道府県又は市町村の長が徴収することができる徴収金の納入に充てる旨を申し出た場合において、保護の実施機関が当該被保護者の生活の維持に支障がないと認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該被保護者に対して保護金品を交付する際に当該申出に係る徴収金を徴収することができる。

2 第五十五条の四第一項の規定により就労自立給付金を支給する者は、被保護者が、就労自立給付金の支給を受ける前に、厚生労働省令で定めるところにより、当該就労自立給付金の額の全部又は一部を、第七十七条の二第一項又は前条第一項の規定により保護費を支弁した都道府県又は市町村の長が徴収することができる徴収金の納入に充てる旨を申し出たときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該被保護者に対して就労自立給付金を支給する際に当該申出に係る徴収金を徴収することができる。

3 前二項の規定により第七十七条の二第一項又は前条第一項の規定による徴収金が徴収されたときは、当該被保護者に対して当該保護金品（第一項の申出に係る部分に限る。）の交付又は当該就労自立給付金（前項の申出に係る部分に限る。）の支給があつたものとみなす。（返還額等の取納の委託）

第七十八条の三 第六十三条の規定により返還しなければならないものとして保護の実施機関の定める額（以下この項において「返還額」という。）又は第七十七条第一項若しくは第七十八条第一項から第三項までの規定により都道府県又は市町村の長が徴収することとした額（第七十七条第一項にあつては、同条第二項の規定により家庭裁判所が定める額を含む。以下この項において「徴収額」という。）の取納の事務については、保護費を支弁した都道府県又は市町村は、収入の確保及び返還額を返還すべき者又は徴収額の徴収を受ける者の便益の増進に寄与すると認める場合に限り、政令で定めるところにより、私人に委託することができる。

2 保護費を支弁した都道府県又は市町村の長が、保護の変更、廃止又は停止に伴い、その費用の額の全部又は一部を返還させることとしたときは、その返還させる額（以下この項において「返還額」という。）の取納の事務については、当該保護費を支弁した都道府県又は市町村は、収入の確保及び返還額を返還すべき者の便益の増進に寄与すると認める場合に限り、政令で定めるところにより、私人に委託することができる。

3 就労自立給付金費又は進学準備給付金費を支弁した都道府県又は市町村の長が、就労自立給付金又は進学準備給付金の支給の決定後に判明した事実又は生じた事情に基づき、その費用の額の全部又は一部を返還させることとしたときは、その返還させる額（以下この項において「返還額」という。）の取納の事務については、当該就労自立給付金費又は進学準備給付金費を支弁した都道府県又は市町村は、収入の確保及び返還額を返還すべき者の便益の増進に寄与すると認める場合に限り、政令で定めるところにより、私人に委託することができる。（返還命令）

第七十九条 国又は都道府県は、左に掲げる場合においては、補助金又は負担金の交付を受けた保護施設の設置者に対して、既に交付した補助金又は負担金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

一 補助金又は負担金の交付条件に違反したとき。

二 詐偽その他不正な手段をもつて、補助金又は負担金の交付を受けたとき。

三 保護施設の経営について、営利を図る行為があつたとき。

四 保護施設が、この法律若しくはこれに基く命令又はこれらに基いてする処分に違反したとき。

（返還の免除）

第八十条 保護の実施機関は、保護の変更、廃止又は停止に伴い、前渡した保護金品の全部又は一部を返還させるべき場合において、これを消費し、又は喪失した被保護者に、やむを得ない事由があると認めるときは、これを返還させないことができる。

第十三章 雑則

（後見人選任の請求）

第八十一条 被保護者が未成年者又は成年被後見人である場合において、親権者及び後見人の職務を行う者がいないときは、保護の実施機関は、すみやかに、後見人の選任を家庭裁判所に請求しなければならない。

（都道府県の援助等）

第八十一条の二 都道府県知事は、市町村長に対し、保護並びに就労自立給付金及び進学準備給付金の支給に関する事務の適正な実施のため、必要な助言その他の援助を行うことができる。

2 都道府県知事は、前項に規定するもののほか、市町村長に対し、被保護者就労支援事業及び被保護者健康管理支援事業の効果的かつ効率的な実施のため、必要な助言その他の援助を行うことができる。

（情報提供等）

第八十一条の三 保護の実施機関は、第二十六条の規定により保護の廃止を行うに際しては、当該保護を廃止される者が生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第五号）第三条第一項に規定する生活困窮者に該当する場合には、当該者に対して、同法に基づく事業又は給付金についての情報の提供、助言その他適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(町村の一部事務組合等)

第八十二条 町村が一部事務組合又は広域連合を設けて福祉事務所を設置した場合には、この法律の適用については、その一部事務組合又は広域連合を福祉事務所を設置する町村とみなし、その一部事務組合の管理者（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十七条の三第二項の規定により管理者に代えて理事会を置く同法第二百八十五条の一部事務組合にあつては、理事会）又は広域連合の長（同法第二百九十一条の十三において準用する同法第二百八十七条の三第二項の規定により長に代えて理事会を置く広域連合にあつては、理事会）を福祉事務所を管理する町村長とみなす。

(保護の実施機関が変更した場合の経過規定)

第八十三条 町村の福祉事務所の設置又は廃止により保護の実施機関に変更があつた場合においては、変更前の保護の実施機関がした保護の開始又は変更の申請の受理及び保護に関する決定は、変更後の保護の実施機関がした申請の受理又は決定とみなす。但し、変更前に行われ、又は行われるべきであつた保護に関する費用の支弁及び負担については、変更がなかつたものとする。

(厚生労働大臣への通知)

第八十三条の二 都道府県知事は、指定医療機関について第五十一条第二項の規定によりその指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止した場合において、健康保険法第八十条各号のいずれかに該当すると疑うに足る事実があるときは、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に対し、その事実を通知しなければならない。

(実施命令)

第八十四条 この法律で政令に委任するものを除く外、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、厚生労働省令で定める。

(大都市等の特例)

第八十四条の二 この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）においては、政令の定めるところにより、指定都市又は中核市（以下「指定都市等」という。）が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として指定都市等に適用があるものとする。

2 第六十六条第一項の規定は、前項の規定により指定都市等の長がした処分に係る審査請求について準用する。

(保護の実施機関についての特例)

第八十四条の三 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十八条第二項の規定により障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十一項に規定する障害者支援施設（以下この条において「障害者支援施設」という。）に入所している者、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十六条第一項第二号の規定により障害者支援施設若しくは独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第六十七号）第十一条第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設（以下この条において「のぞみの園」という。）に入所している者、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第十一条第一項第一号の規定により養護老人ホームに入所し、若しくは同項第二号の規定により特別養護老人ホームに入所している者又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十九条第一項若しくは第三十条第一項の規定により同法第十九条第一項に規定する介護給付費等の支給を受けて障害者支援施設、のぞみの園若しくは同法第五条第一項の主務省令で定める施設に入所している者に対する保護については、その者がこれらの施設に引き続き入所している間、その者は、第三十条第一項ただし書の規定により入所しているものとみなして、第十九条第三項の規定を適用する。

(緊急時における厚生労働大臣の事務執行)

第八十四条の四 第五十四条第一項（第五十四条の二第五項及び第六項並びに第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県知事の権限に属するものとされている事務は、被保護者の利益を保護する緊急の必要があると厚生労働大臣が認める場合にあつては、厚生労働大臣又は都道府県知事が行うものとする。この場合においては、この法律の規定中都道府県知事に関する規定（当該事務に係るものに限る。）は、厚生労働大臣に関する規定として厚生労働大臣に適用があるものとする。

2 前項の場合において、厚生労働大臣又は都道府県知事が当該事務を行うときは、相互に密接な連携の下に行うものとする。

(事務の区分)

第八十四条の五 別表第三の上欄に掲げる地方公共団体がそれぞれ同表の下欄に掲げる規定により処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(権限の委任)

第八十四条の六 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

(罰則)

第八十五条 不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。ただし、刑法（明治四十年法律第四十五号）に正条があるときは、刑法による。

2 偽りその他不正な手段により就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給を受け、又は他人をして受けさせた者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。ただし、刑法に正条があるときは、刑法による。

第八十五条の二 第五十五条の七第三項（第五十五条の八第三項において準用する場合を含む。）及び第五十五条の九第四項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第八十六条 第四十四条第一項、第五十四条第一項（第五十四条の二第五項及び第六項並びに第五十五条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）、第五十五条の六若しくは第七十四条第二項第一号の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、第五十四条第一項の規定による物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、若しくは同項の規定による当該職員の問題に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は第二十八条第一項（要保護者が違反した場合を除く。）、第四十四条第一項若しくは第五十四条第一項の規定による当該職員の調査若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても前項の刑を科する。

附 則 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和二十五年五月一日以降の給付について適用する。

(生活保護法の廃止)

2 生活保護法（昭和二十一年法律第十七号。以下「旧法」という。）は、廃止する。

(経過規定)

- 3 この法律の施行前においてされた保護の決定は、この法律に基いてされたものとみなす。
- 4 この法律の施行前において、都道府県の設置した保護施設及び旧法第七条の規定により認可された市町村又は公益法人の設置した保護施設は、この法律に基いて設置され、又は認可された保護施設とみなす。
- 6 この法律の施行前において、生活保護法施行令（昭和二十一年勅令第四百三十八号）第六条又は第七条の規定により厚生大臣の指定した医療施設並びに市町村長の指定した医師、歯科医師、薬剤師及び助産婦は、この法律に基いて厚生大臣又は都道府県知事の指定した医療機関及び助産機関とみなす。
- 7 この法律の施行前にした違反行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(読替規定)

- 8 他の法令中に旧法の規定を掲げている場合において、この法律中にこれらの規定に相当する規定があるときは、政令で特別な規定をする場合を除く外、各々の法律中のこれらの規定に相当する規定を指しているものとみなす。

(国の無利子貸付け等)

- 9 国は、当分の間、都道府県（第八十四条の二第一項の規定により、都道府県が処理することとされている第七十四条第一項の事務を指定都市等が処理する場合にあつては、当該指定都市等を含む。以下この項及び附則第十二項から第十四項までにおいて同じ。）に対し、第七十五条第二項の規定により国がその費用について補助することができる保護施設の修理、改造又は拡張で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）第二条第一項第二号に該当するものにつき、都道府県以外の保護施設の設置者に対し当該都道府県が補助する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第七十五条第二項の規定（この規定による国の補助の割合について、この規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ。）により国が補助することができる金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

- 10 前項の国の貸付け金の償還期間は、五年（二年以内の据置期間を含む。）以内で政令で定める期間とする。

- 11 前項に定めるもののほか、附則第九項の規定による貸付け金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

- 12 国は、附則第九項の規定により都道府県に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である事業について、第七十五条第二項の規定による当該貸付けに相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付け金の償還時において、当該貸付け金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

- 13 都道府県が、附則第九項の規定による貸付けを受けた無利子貸付け金について、附則第十項及び第十一項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合（政令で定める場合を除く。）における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

- 14 第七十九条の規定は、附則第九項の規定により国が都道府県に対し貸し付ける無利子貸付け金について準用する。この場合において、同条中「補助金又は負担金の交付を受けた保護施設」とあるのは「貸付け金の貸付けを受けた保護施設」と、「交付した補助金又は負担金」とあるのは「貸し付けた貸付け金」と、同条第一号中「補助金又は負担金の交付条件」とあるのは「貸付け金の貸付け」と、同条第二号中「補助金又は負担金の交付」とあるのは「貸付け金の貸付け」と読み替えるものとする。

(介護老人福祉施設に入所中の被保護者に対する保護の実施機関の特例)

- 15 第三十四条の二第二項の規定により被保護者に対する介護扶助（施設介護に限る。以下同じ。）を介護老人福祉施設に委託して行っている場合は、当該介護老人福祉施設が入所定員の減少により地域密着型介護老人福祉施設となつた場合においても、当該被保護者に対する介護扶助を当該地域密着型介護老人福祉施設に継続して委託して行っている間は、その者に対して保護を行うべき者については、その者に係る委託前の居住地又は現在地によつて定めるものとする。

(日常生活支援住居施設に入所中の被保護者に対する保護の実施機関の特例)

- 16 当分の間、第十九条第三項の規定の適用については、同項中「更生施設」とあるのは、「更生施設、同項ただし書に規定する日常生活支援住居施設」とする。

附 則（昭和二五年五月一五日法律第一八二号）抄

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二六年四月一日法律第一一六号）抄

- 1 この法律中第七条の改正に関する部分は、公布の日から起算して六月を経過した日から、その他の部分は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二六年五月三一日法律第一六八号）抄

(施行期日)

- 1 この法律は、昭和二十六年十月一日から施行する。但し、第四十一条から第四十三条まで及び第四十五条の改正規定は、同年六月一日から施行する。

- 2 第八十三条の規定は、この法律の施行により保護の実施機関に変更があつた場合に準用する。

- 3 社会福祉法附則第七項の規定に基づき置かれた組織の長は、この法律の適用については、福祉事務所長とみなす。

附 則（昭和二七年六月三〇日法律第二一九号）抄

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二七年八月一四日法律第三〇五号）抄

(施行期日)

- 1 この法律は、附則第六項及び附則第十六項から附則第二十六項までの規定を除き、公布の日から施行し、附則第六条及び附則第十六項から附則第二十六項までの規定は、公布の日から起算して六箇月をこえない期間内において政令で定める日から施行する。

附 則（昭和二八年三月二三日法律第二一号）抄

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二八年八月一日法律第一一五号）抄

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二八年八月一五日法律第二一三号）抄

- 1 この法律は、昭和二十八年九月一日から施行する。

- 3 この法律施行の際、従前の法令の規定により置かれている機関又は職員は、それぞれ改正後の相当規定に基いて置かれたものとみなす。

附 則（昭和二九年三月三一日法律第二八号）抄

(施行期日)

1 この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。

附 則 (昭和三一年六月一二日法律第一四八号)

1 この法律は、地方自治法の一部を改正する法律 (昭和三十一年法律第四百四十七号) の施行の日から施行する。

2 この法律の施行の際海区漁業調整委員会の委員又は農業委員会の委員の職にある者の兼業禁止及びこの法律の施行に伴う都道府県又は都道府県知事若しくは都道府県の委員会その他の機関が処理し、又は管理し、及び執行している事務の地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市 (以下「指定都市」という。) 又は指定都市の市長若しくは委員会その他の機関への引継に關し必要な経過措置は、それぞれ地方自治法の一部を改正する法律 (昭和三十一年法律第四百四十七号) 附則第四項及び第九項から第十五項までに定めるところによる。

附 則 (昭和三一年一月二〇日法律第一七九号)

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律による改正前の生活保護法第四十九条の規定により都道府県知事が指定した薬剤師がこの法律の施行の際現に調剤に従事している薬局は、この法律による改正後の同法同条の規定により都道府県知事が指定した薬局とみなす。

附 則 (昭和三三年一月二七日法律第一九三号) 抄

この法律は、新法の施行の日 (昭和三十四年一月一日) から施行する。

附 則 (昭和三七年五月一六日法律第一四〇号) 抄

1 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

2 この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、この法律による改正前の規定によって生じた効力を妨げない。

3 この法律の施行の際現に係属している訴訟については、当該訴訟を提起することができない旨を定めるこの法律による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 この法律の施行の際現に係属している訴訟の管轄については、当該管轄を専属管轄とする旨のこの法律による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の規定による出訴期間が進行している処分又は裁決に關する訴訟の出訴期間については、なお従前の例による。ただし、この法律による改正後の規定による出訴期間がこの法律による改正前の規定による出訴期間より短い場合に限る。

6 この法律の施行前にされた処分又は裁決に關する当事者訴訟で、この法律による改正により出訴期間が定められることとなつたものについての出訴期間は、この法律の施行の日から起算する。

7 この法律の施行の際現に係属している処分又は裁決の取消しの訴えについては、当該法律關係の当事者の一方を被告とする旨のこの法律による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、裁判所は、原告の申立てにより、決定をもって、当該訴訟を当事者訴訟に変更することを許すことができる。

8 前項ただし書の場合には、行政事件訴訟法第十八条後段及び第二十一条第二項から第五項までの規定を準用する。

附 則 (昭和三七年九月一五日法律第一六一号) 抄

1 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

2 この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前にされた行政庁の処分、この法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作为その他この法律の施行前に生じた事項についても適用する。ただし、この法律による改正前の規定によって生じた効力を妨げない。

3 この法律の施行前に提起された訴願、審査の請求、異議の申立てその他の不服申立て (以下「訴願等」という。) については、この法律の施行後も、なお従前の例による。この法律の施行前にされた訴願等の裁決、決定その他の処分 (以下「裁決等」という。) 又はこの法律の施行前に提起された訴願等につきこの法律の施行後にされる裁決等にさらに不服がある場合の訴願等についても、同様とする。

4 前項に規定する訴願等で、この法律の施行後は行政不服審査法による不服申立てをすることができることとなる処分に係るものは、同法以外の法律の適用については、行政不服審査法による不服申立てとみなす。

5 第三項の規定によりこの法律の施行後にされる審査の請求、異議の申立てその他の不服申立ての裁決等については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

6 この法律の施行前にされた行政庁の処分で、この法律による改正前の規定により訴願等を行うことができるものとされ、かつ、その提起期間が定められていなかったものについて、行政不服審査法による不服申立てをすることができる期間は、この法律の施行の日から起算する。

8 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

9 前八項に定めるもののほか、この法律の施行に關して必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (昭和三八年七月一一日法律第一三三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一箇月をこえない範囲内において政令で定める日から施行し、この法律による改正後の公職選挙法 (昭和三十五年法律第百号) 第四十九条の規定は、この法律の施行の日から起算して三箇月を経過した日後にその期日が公示され、又は告示される選挙から適用する。

附 則 (昭和三九年六月三〇日法律第一二〇号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三箇月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (昭和三九年四月一四日法律第一九号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三箇月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (昭和三九年七月二七日法律第六七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六〇年五月一八日法律第三七号) 抄

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律による改正後の法律の規定 (昭和六十年度の特例に係る規定を除く。) は、同年度以降の年度の予算に係る国の負担 (当該国の負担に係る都道府県又は市町村の負担を含む。以下この項及び次項において同じ。) 若しくは補助 (昭和五十九年度以前の年度におけ

る事務又は事業の実施により昭和六十年以降の年度に支出される国の負担又は補助及び昭和五十九年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十年以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。)又は交付金の交付について適用し、昭和五十九年度以前の年度における事務又は事業の実施により昭和六十年以降の年度に支出される国の負担又は補助、昭和五十九年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十年以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助及び昭和五十九年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和六十年以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

- 3 この法律による改正後の法律の昭和六十年の特例に係る規定は、同年度の予算に係る国の負担又は補助(昭和五十九年度以前の年度における事務又は事業の実施により昭和六十年に支出される国の負担又は補助及び昭和五十九年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十年に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。)並びに同年度における事務又は事業の実施により昭和六十一年度以降の年度に支出される国の負担又は補助、昭和六十一年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十一年度以降の年度に支出すべきものとされる国の負担又は補助及び昭和六十一年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和六十一年度以降の年度に繰り越されるものについて適用し、昭和五十九年度以前の年度における事務又は事業の実施により昭和六十年に支出される国の負担又は補助、昭和五十九年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十年に支出すべきものとされた国の負担又は補助及び昭和五十九年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和六十年に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

附 則 (昭和六〇年七月一二日法律第九〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(生活保護法等の一部改正に伴う経過措置)

第八条 第二十六条の規定、第二十七条の規定又は第二十八条の規定(児童福祉法第三十五条、第五十六条の二、第五十八条及び第五十八条の二の改正規定に限る。以下この条において同じ。)の施行の際現にこれらの規定による改正前の生活保護法第四十条第二項、老人福祉法第十五条第二項又は児童福祉法第三十五条第三項の規定による認可を受けている市町村又はその申請を行つている市町村は、それぞれ、当該認可又は申請に係る施設につき、第二十六条の規定、第二十七条の規定又は第二十八条の規定による改正後の生活保護法第四十条第二項、老人福祉法第十五条第二項又は児童福祉法第三十五条第三項の規定による届出を行つたものとみなす。

2 第二十七条の規定又は第二十八条の規定の施行の際現にこれらの規定による改正前の老人福祉法第十六条の規定による認可又は児童福祉法第三十五条第六項の規定による承認の申請を行つている市町村は、それぞれ、当該施設につき、第二十七条の規定又は第二十八条の規定による改正後の老人福祉法第十六条第一項又は児童福祉法第三十五条第六項の規定による届出を行つたものとみなす。

附 則 (昭和六一年五月八日法律第四六号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律(第十一条、第十二条及び第三十四条の規定を除く。)による改正後の法律の昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度の特例に係る規定並びに昭和六十一年度及び昭和六十二年の特例に係る規定は、昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度(昭和六十一年度及び昭和六十二年の特例に係るものにあつては、昭和六十一年度及び昭和六十二年。以下この項において同じ。)の予算に係る国の負担(当該国の負担に係る都道府県又は市町村の負担を含む。以下この項において同じ。)又は補助(昭和六十年以前の年度における事務又は事業の実施により昭和六十一年度以降の年度に支出される国の負担又は補助及び昭和六十年以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十一年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。)並びに昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度における事務又は事業の実施により昭和六十四年度(昭和六十一年度及び昭和六十二年の特例に係るものにあつては、昭和六十三年度。以下この項において同じ。)以降の年度に支出される国の負担又は補助、昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十四年度以降の年度に支出すべきものとされる国の負担又は補助及び昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和六十四年度以降の年度に繰り越されるものについて適用し、昭和六十年以前の年度における事務又は事業の実施により昭和六十一年度以降の年度に支出される国の負担又は補助、昭和六十年以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十一年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助及び昭和六十年以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和六十一年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

附 則 (平成元年四月一〇日法律第二二号) 抄

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行する。

3 第十三条(義務教育費国庫負担法第二条の改正規定に限る。)、第十四条(公立養護学校整備特別措置法第五条の改正規定に限る。)及び第十六条から第二十八条までの規定による改正後の法律の規定は、平成元年度以降の年度の予算に係る国の負担又は補助(昭和六十三年以前の年度における事務又は事業の実施により平成元年度以降の年度に支出される国の負担又は補助を除く。)について適用し、昭和六十三年以前の年度における事務又は事業の実施により平成元年度以降の年度に支出される国の負担又は補助及び昭和六十三年以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で平成元年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

附 則 (平成五年一一月一二日法律第八九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、行政手続法(平成五年法律第八十八号)の施行の日から施行する。

(諮問等がされた不利益処分に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前に法令に基づき審議会その他の合議制の機関に対し行政手続法第十三条に規定する聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続に相当する手続を執るべきことの諮問その他の求めがされた場合においては、当該諮問その他の求めに係る不利益処分の手続に関しては、この法律による改正後の関係法律の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(聴聞に関する規定の整理に伴う経過措置)

第十四条 この法律の施行前に法律の規定により行われた聴聞、聴問若しくは聴聞会(不利益処分に係るものを除く。)又はこれらのための手続は、この法律による改正後の関係法律の相当規定により行われたものとみなす。

(政令への委任)

第十五条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成六年六月二九日法律第四九号) 抄

(施行期日)

1 この法律中、第一章の規定及び次項の規定は地方自治法の一部を改正する法律(平成六年法律第四十八号)中地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二編第十二章の改正規定の施行の日から、第二章の規定は地方自治法の一部を改正する法律中地方自治法第三編第三章の改正規定の施行の日から施行する。

附 則（平成六年六月二九日法律第五六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成六年十月一日から施行する。

（その他の経過措置の政令への委任）

第六十七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成九年六月一日法律第七四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十年四月一日から施行する。

附 則（平成九年一二月一七日法律第一二四号）抄

この法律は、介護保険法の施行の日から施行する。

附 則（平成一一年七月一六日法律第八七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定（同法第二百五十条の九第一項に係る部分（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）に限る。）、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に係る部分に限る。）、第二百四十四条の規定（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに第四百七十二条の規定（市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第一百五十七条第四項から第六項まで、第一百六十二条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二百二条の規定 公布の日

（国等の事務）

第一百五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第一百六十一条において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

（処分、申請等に関する経過措置）

第一百六十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第一百六十三条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

（不服申立てに関する経過措置）

第一百六十一条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（罰則に関する経過措置）

第一百六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第一百六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十一条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成一一年一二月八日法律第一五一号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

（経過措置）

第三条 民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第四百十九号）附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者及びその保佐人に関するこの法律による改正規定の適用については、次に掲げる改正規定を除き、なお従前の例による。

- 一から二十五まで 略

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成一一年一二月二日法律第一六〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）
、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附 則（平成一二年六月七日法律第一一一号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 略

- 二 第二条（社会福祉法第二条第三項第五号の改正規定を除く。）、第五条、第七条及び第十条の規定並びに第十三条中生活保護法第八十四条の三の改正規定（「収容されている」を「入所している」に改める部分を除く。）並びに附則第十一条から第十四条まで、第十七条から第十九条まで、第二十二條、第三十二條及び第三十五條の規定、附則第三十九條中国有財産特別措置法第二条第二項第一号の改正規定（「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に改める部分を除く。）及び同項第五号を同項第七号とし、同項第四号を同項第六号とし、同項第三号を同項第五号とし、同項第二号の次に二号を加える改正規定、附則第四十条の規定、附則第四十一条中老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十五條の改正規定（「社会福祉事業法第五十六條第二項」を「社会福祉法第五十八條第二項」に改める部分を除く。）並びに附則第五十二條（介護保険法施行法（平成九年法律第百二十四号）第五十六條の改正規定を除く。）の規定 平成十五年四月一日

（検討）

第二条 政府は、この法律の施行後十年を経過した場合において、この法律の規定の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（罰則に関する経過措置）

第二十八條 この法律の施行前にした行為及び附則第二十六條の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第二十九條 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成一三年一二月一二月二日法律第一五三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（処分、手続等に関する経過措置）

第四十二條 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によってした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によってしたものとみなす。

（罰則に関する経過措置）

第四十三條 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（経過措置の政令への委任）

第四十四條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成一四年二月八日法律第一号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（平成一五年七月一六日法律第一一九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）の施行の日から施行する。

（その他の経過措置の政令への委任）

第六條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成一六年一二月一日法律第一五〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第四條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成一七年六月二九日法律第七七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条、第五条、第八条、第十一条、第十三条及び第十五条並びに附則第四条、第十五条、第二十二條、第二十三條第二項、第三十二條、第三十九條及び第五十六條の規定 公布の日

（検討）

第二条 政府は、介護保険制度の被保険者及び保険給付を受けられる者の範囲について、社会保障に関する制度全般についての一体的な見直しと併せて検討を行い、その結果に基づいて、平成二十一年度を目途として所要の措置を講ずるものとする。

（生活保護法の一部改正に伴う経過措置）

第十八條 附則第三条第一項の規定により、施行日から平成二十年四月一日までの間において条例で定める日までの間、新介護保険法第十八條第二号、第十九條第二項、第三十二條から第三十四條まで及び第四章第四節の規定が適用されない市町村の区域内に居住地（居住地がないか、又は明らかでない場合にあっては、現在地とする。次項及び次条において同じ。）を有する被保護者（生活保護法第六條第一項に規定する被保護者をいう。以下同じ。）に対しては、第十四條の規定による改正後の生活保護法（以下「新生活保護法」という。）第十五條の二第一項第五号に規定する介護予防、同項第六号に規定する介護予防福祉用具及び同項第七号に規定する介護予防住宅改修に係る介護扶助は行わない。

2 前項の場合において、当該市町村の区域内に居住地を有する被保護者については、新介護保険法第七條第四項に規定する要支援者に該当する者を同条第三項に規定する要介護者に該当する者とみなして、新生活保護法第十五條の二の規定を適用する。

第十九條 この法律の施行の際現に第十四條の規定による改正前の生活保護法（以下「旧生活保護法」という。）第三十四條の二第二項の規定により被保護者に対する介護扶助（旧生活保護法第十五條の二第四項に規定する施設介護（附則第二十一條において「施設介護」という。）に限る。）を旧介護保険法第七條第二十一項に規定する介護老人福祉施設（入所定員が二十九人以下であるものに限る。）に委託

して行っている場合は、当該委託の継続中、その者に対して保護を行うべき者については、その者に係る委託前の居住地によって定めるものとする。

第二十条 この法律の施行の際現に旧生活保護法第十五条の二の規定により介護扶助が行われている旧介護保険法第七条第三項に規定する要介護者及び同条第四項に規定する要支援者（介護保険の被保険者でない者に限る。）については、施行日から起算して二年間に限り、施行日以後引き続き、新介護保険法第七条第三項に規定する要介護者とみなして、新生活保護法第十五条の二の規定を適用する。

第二十一条 この法律の施行の際現に旧生活保護法第三十四条の二第二項の規定による介護扶助（施設介護に限る。）が旧介護保険法第七条第二十一項に規定する介護老人福祉施設、同条第二十二項に規定する介護老人保健施設又は同条第二十三項に規定する介護療養型医療施設（以下この条において「介護扶助施設」という。）に委託して行われている被保護者であつて、新介護保険法第七条第四項に規定する要支援者であるものは、施行日から起算して三年間に限り、施行日以後引き続き当該介護扶助施設に入所し、又は入院している間は、同条第三項に規定する要介護者とみなして、新生活保護法第十五条の二第一項の規定を適用する。

第二十二条 新生活保護法第五十四条の二第一項の指定の手續その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

（罰則に関する経過措置）

第五十五条 この法律の施行前にした行為及び附則第九条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第五十六条 附則第三条から第二十七条まで、第三十六条及び第三十七条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（平成一七年一月七日法律第一二三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第二十四条、第四十四条、第一百一条、第一百三、第一百六条から第十八条まで及び第二百二十二条の規定 公布の日

二 第五条第一項（居宅介護、行動援護、児童デイサービス、短期入所及び共同生活援助に係る部分を除く。）、第三項、第五項、第六項、第九項から第十五項まで、第十七項及び第十九項から第二十二項まで、第二章第一節（サービス利用計画作成費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、療養介護医療費、基準該当療養介護医療費及び補装具費の支給に係る部分に限る。）、第二十八條第一項（第二号、第四号、第五号及び第八号から第十号までに係る部分に限る。）及び第二項（第一号から第三号までに係る部分に限る。）、第三十二條、第三十四條、第三十五條、第三十六條第四項（第三十七條第二項において準用する場合を含む。）、第三十八條から第四十條まで、第四十一條（指定障害者支援施設及び指定相談支援事業者の指定に係る部分に限る。）、第四十二條（指定障害者支援施設等の設置者及び指定相談支援事業者に係る部分に限る。）、第四十四條、第四十五條、第四十六條第一項（指定相談支援事業者に係る部分に限る。）及び第二項、第四十七條、第四十八條第三項及び第四項、第四十九條第二項及び第三項並びに同条第四項から第七項まで（指定障害者支援施設等の設置者及び指定相談支援事業者に係る部分に限る。）、第五十條第三項及び第四項、第五十一條（指定障害者支援施設及び指定相談支援事業者に係る部分に限る。）、第七十條から第七十二條まで、第七十三條、第七十四條第二項及び第七十五條（療養介護医療費及び基準該当療養介護医療費に係る部分に限る。）、第二章第四節、第三章、第四章（障害福祉サービス事業に係る部分を除く。）、第五章、第九十二條第一号（サービス利用計画作成費、特定障害者特別給付費及び特例特定障害者特別給付費の支給に係る部分に限る。）、第二号（療養介護医療費及び基準該当療養介護医療費の支給に係る部分に限る。）、第三号及び第四号、第九十三條第二号、第九十四條第一項第二号（第九十二條第三号に係る部分に限る。）及び第二項、第九十五條第一項第二号（第九十二條第二号に係る部分を除く。）及び第二項第二号、第九十六條、第一百條（サービス利用計画作成費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、療養介護医療費、基準該当療養介護医療費及び補装具費の支給に係る部分に限る。）、第一百一條及び第一百二條（第四十八條第一項の規定を同条第三項及び第四項において準用する場合に係る部分に限る。）並びに第一百四條並びに第一百五條第一項及び第二項（サービス利用計画作成費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、療養介護医療費、基準該当療養介護医療費及び補装具費の支給に係る部分に限る。）並びに附則第十八條から第二十三條まで、第二十六條、第三十條から第三十三條まで、第三十五條、第三十九條から第四十三條まで、第四十六條、第四十八條から第五十條まで、第五十二條、第五十六條から第六十條まで、第六十二條、第六十五條、第六十八條から第七十條まで、第七十二條から第七十七條まで、第七十九條、第八十一條、第八十三條、第八十五條から第九十條まで、第九十二條、第九十三條、第九十五條、第九十六條、第九十八條から第百條まで、第一百五條、第八十八條、第九十條、第九十二條、第九十三條及び第一百五條の規定 平成十八年十月一日

（生活保護法の一部改正に伴う経過措置）

第八十條 附則第七十八條の規定による改正後の生活保護法第八十四條の三の規定は、施行日以後に、同条に規定する施設又は住居に入所し、又は入居した者について、適用する。

第八十一條 当分の間、附則第七十九條の規定による改正後の生活保護法（以下この条において「新法」という。）第八十四條の三中「第十八條第二項の規定により障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）」とあるのは「第十八條第一項の規定により障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五條第十七項に規定する共同生活援助（以下この条において「共同生活援助」という。）を行う住居に入居している者若しくは身体障害者福祉法第十八條第二項の規定により障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」と、「第十六條第一項第二号」とあるのは「第十五條の四の規定により共同生活援助を行う住居に入居している者若しくは同法第十六條第一項第二号」と、「に対する」とあるのは「若しくは共同生活援助を行う住居に入居している者に対する」と、「施設に引き続き入所して」とあるのは「施設又は住居に引き続き入所し、又は入居して」とする。

2 前項の規定により読み替えられた新法第八十四條の三の規定は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後に、同項の規定により読み替えられた新法第八十四條の三に規定する施設又は住居に入所し、又は入居した者について、適用する。

3 附則第四十一條第一項又は第五十八條第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた附則第四十一條第一項に規定する身体障害者更生援護施設又は附則第五十八條第一項に規定する知的障害者援護施設（附則第五十二條の規定による改正前の知的障害者福祉法第二十一條の八に規定する知的障害者通勤寮を除く。）は、障害者支援施設とみなして、新法第八十四條の三の規定を適用する。

（罰則の適用に関する経過措置）

第二百一十一條 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第二百二十二條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成一八年三月三十一日法律第二〇号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

(児童手当法等の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律による改正後の規定は、平成十八年度以降の年度の予算に係る国、都道府県若しくは市町村（特別区を含む。以下同じ。）の負担（平成十七年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成十八年度以降の年度に支出される国、都道府県又は市町村の負担を除く。）又は交付金の交付について適用し、平成十七年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成十八年度以降の年度に支出される国、都道府県又は市町村の負担については、なお従前の例による。

(生活保護法の一部改正に伴う経過措置)

第七条 この法律の施行前に行われた第四条の規定による改正前の生活保護法（以下「旧生活保護法」という。）附則第九項の規定による国の貸付けについては、旧生活保護法附則第十三項の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、同項中「附則第九項」とあるのは「国の補助金等の整理及び合理化等に伴う児童手当法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第二十号）第四条の規定による改正前の生活保護法（以下「旧生活保護法」という。）附則第九項」と、「第七十五条第一項」とあるのは「旧生活保護法第七十五条第一項」とする。

2 第四条の規定による改正後の生活保護法（以下「新生活保護法」という。）附則第十項、第十一項、第十三項及び第十四項の規定は、国がこの法律の施行前に貸し付けた旧生活保護法附則第九項の貸付金についても、適用する。この場合において、新生活保護法附則第十項中「前項」とあるのは「国の補助金等の整理及び合理化等に伴う児童手当法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第二十号。附則第十三項において「一部改正法」という。）第四条の規定による改正前の生活保護法（以下「旧生活保護法」という。）附則第九項」と、新生活保護法附則第十一項中「附則第九項」とあるのは「旧生活保護法附則第九項」と、新生活保護法附則第十三項中「都道府県」とあるのは「市町村（指定都市等を除く。次項において同じ。）又は都道府県」と、「附則第九項」とあるのは「旧生活保護法附則第九項」と、「前項」とあるのは「一部改正法附則第七条第一項の規定によりなおその効力を有することとされた旧生活保護法附則第十三項」と、新生活保護法附則第十四項中「附則第九項」とあるのは「旧生活保護法附則第九項」と、「都道府県」とあるのは「市町村又は都道府県」とする。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成一八年六月七日法律第五三号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成一八年六月二一日法律第八三号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十八年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
一 第十条並びに附則第四条、第三十三條から第三十六條まで、第五十二條第一項及び第二項、第百五條、第百二十四條並びに第百三十一條から第百三十三條までの規定 公布の日

二から五まで 略

六 第五條、第九條、第十四條、第二十條及び第二十六條並びに附則第五十三條、第五十八條、第六十七條、第九十條、第九十一條、第九十六條、第百十一條、第百十一條の二及び第百三十條の二の規定 平成二十四年四月一日

(健康保険法等の一部改正に伴う経過措置)

第百三十條の二 第二十六條の規定の施行の際現に同條の規定による改正前の介護保険法（以下この条において「旧介護保険法」という。）第四十八條第一項第三号の指定を受けている旧介護保険法第八條第二十六項に規定する介護療養型医療施設については、第五條の規定による改正前の健康保険法の規定、第九條の規定による改正前の高齢者の医療の確保に関する法律の規定、第十四條の規定による改正前の国民健康保険法の規定、第二十條の規定による改正前の船員保険法の規定、旧介護保険法の規定、附則第五十八條の規定による改正前の国家公務員共済組合法の規定、附則第六十七條の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の規定、附則第九十條の規定による改正前の船員職業安定法の規定、附則第九十一條の規定による改正前の生活保護法の規定、附則第九十六條の規定による改正前の船員の雇用の促進に関する特別措置法の規定、附則第百十一條の規定による改正前の高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の規定及び附則第百十一條の二の規定による改正前の道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）は、令和六年三月三十一日までの間、なおその効力を有する。

2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧介護保険法第四十八條第一項第三号の規定により令和六年三月三十一日までに
行われた指定介護療養型医療施設サービスに係る保険給付については、同日後も、なお従前の例による。

3 第二十六條の規定の施行の日前にされた旧介護保険法第七條第一項の指定の申請であつて、第二十六條の規定の施行の際、指定を
するかどうかの処分がなされていないものについての当該処分については、なお従前の例による。この場合において、同條の規定の施行の
日以後に旧介護保険法第八條第二十六項に規定する介護療養型医療施設について旧介護保険法第四十八條第一項第三号の指定があつたと
きは、第一項の介護療養型医療施設とみなして、同項の規定によりなおその効力を有するものとされた規定を適用する。

(罰則に関する経過措置)

第百三十一條 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下同じ。）の施行前にした行為、この附則の規定により
なお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後に
した行為並びにこの法律の施行後前条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同項に規定する法律の規定の失効前にした
行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(処分、手続等に関する経過措置)

第百三十二條 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によつてした
処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除
き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にそ
の手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく命令に別段の定めがあるものを除き、これを、改正後のそれぞれの法
律中の相当の規定により手続がされていないものとみなして、改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(その他の経過措置の政令への委任)

第百三十三條 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成一八年一二月二〇日法律一一六号）抄

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二〇年五月二八日法律第四二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二二年一月一〇日法律第七一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条の規定、第二条中障害者自立支援法目次の改正規定(「第三十一条」を「第三十一条の二」に改める部分に限る。第三号において同じ。)、同法第一条の改正規定、同法第二条第一項第一号の改正規定、同法第三条の改正規定、同法第四条第一項の改正規定、同法第二章第二節第三款中第三十一条の次に一条を加える改正規定、同法第四十二条第一項の改正規定、同法第七十七条第一項第一号の改正規定(「、その有する能力及び適性に応じ」を削る部分に限る。第三号において同じ。))並びに同法第七十七条第三項及び第七十八条第二項の改正規定、第四条中児童福祉法第二十四条の十一第一項の改正規定並びに第十条の規定並びに次条並びに附則第三十七条及び第三十九条の規定 公布の日

二 略

三 第二条の規定(障害者自立支援法目次の改正規定、同法第一条の改正規定、同法第二条第一項第一号の改正規定、同法第三条の改正規定、同法第四条第一項の改正規定、同法第二章第二節第三款中第三十一条の次に一条を加える改正規定、同法第四十二条第一項の改正規定、同法第七十七条第一項第一号の改正規定並びに同法第七十七条第三項及び第七十八条第二項の改正規定を除く。)、第四条の規定(児童福祉法第二十四条の十一第一項の改正規定を除く。))及び第六条の規定並びに附則第四条から第十条まで、第十九条から第二十一条まで、第三十五条(第一号に係る部分に限る。)、第四十条、第四十二条、第四十三条、第四十六条、第四十八条、第五十条、第五十三条、第五十七条、第六十条、第六十二条、第六十四条、第六十七条、第七十条及び第七十三条の規定 平成二十四年四月一日までの間において政令で定める日

(検討)

第二条 政府は、障害保健福祉施策を見直すに当たって、難病の者等に対する支援及び障害者等に対する移動支援の在り方について必要な検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(施行前の準備)

第三十七条 この法律(附則第一条第三号に掲げる規定については、当該規定。以下この条において同じ。))を施行するために必要な条例の制定又は改正、新自立支援法第五十一条の十九の規定による新自立支援法第五十一条の十四第一項の指定の手続、新自立支援法第五十一条の二十第一項の規定による新自立支援法第五十一条の十七第一項第一号の指定の手続、新児童福祉法第二十一条の五の十五の規定による新児童福祉法第二十一条の五の三第一項の指定の手続、新児童福祉法第二十四条の二十八第一項の規定による新児童福祉法第二十四条の二十六第一項第一号の指定の手続、新児童福祉法第三十四条の三第二項の届出その他の行為は、この法律の施行前においても行うことができる。

(罰則の適用に関する経過措置)

第三十八条 この法律の施行前にした行為並びに附則第十三条及び第三十一条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他経過措置の政令への委任)

第三十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。))は、政令で定める。

附 則 (平成二三年五月二日法律第四〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(調整規定)

第十三条 この法律の施行の日が地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成二十三年法律第三十七号)の施行の前日である場合には、前条のうち、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律附則第一条第三号の改正規定中「第七十三条」とあるのは「第七十四条」と、同法附則に三条を加える改正規定中「第七十三条」とあるのは「第七十四条」と、「第七十四条」とあるのは「第七十五条」と、「第七十五条」とあるのは「第七十六条」とする。

附 則 (平成二三年五月二五日法律第五三号)

この法律は、新非訟事件手続法の施行の日から施行する。

附 則 (平成二三年六月二二日法律第七〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は公布の日から、附則第十七条の規定は地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成二十三年法律第五号)の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

附 則 (平成二三年六月二二日法律第七二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条(老人福祉法目次の改正規定、同法第四章の二を削る改正規定、同法第四章の三を第四章の二とする改正規定及び同法第四十条第一号の改正規定(「第二十八条の十二第一項若しくは」を削る部分に限る。))に限る。)、第四条、第六条及び第七条の規定並びに附則第九条、第十一条、第十五条、第二十二條、第四十一条、第四十七条(東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第四十号)附則第一条ただし書の改正規定及び同条各号を削る改正規定並びに同法附則第十四条の改正規定に限る。))及び第五十条から第五十二条までの規定 公布の日

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(生活保護法の一部改正に伴う経過措置)

第二十二條 前条の規定による改正後の生活保護法(以下「新生活保護法」という。))第五十四条の二第一項の指定の手続は、施行日前においても行うことができる。

第二十三条 新生活保護法附則第十五項の規定は、新生活保護法第三十一条第四項に規定する地域密着型介護老人福祉施設に施行日以後になつたものに新生活保護法第三十四条の二第二項の規定により委託して介護扶助が行われている新生活保護法第六条第一項に規定する被保護者について、適用する。

(罰則に関する経過措置)

第五十一条 この法律(附則第一条第一号に掲げる規定にあっては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第五十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成二三年八月三〇日法律第一〇五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条、第十条(構造改革特別区域法第十八条の改正規定に限る。)、第十四条(地方自治法第二百五十二条の十九、第二百六十条並びに別表第一騒音規制法(昭和四十三年法律第九十八号)の項、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)の項、都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)の項、環境基本法(平成五年法律第九十一号)の項及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)の項並びに別表第二都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)の項、公有地の拡大の推進に関する法律(昭和四十七年法律第六十六号)の項、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和五十年法律第六十七号)の項、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)の項及びマンションの建替えの円滑化等に関する法律(平成十四年法律第七十八号)の項の改正規定に限る。)、第十七条から第十九条まで、第二十二條(児童福祉法第二十一条の五の六、第二十一条の五の十五、第二十一条の五の二十三、第二十四条の九、第二十四条の十七、第二十四条の二十八及び第二十四条の三十六の改正規定に限る。)、第二十三条から第二十七条まで、第二十九条から第三十三条まで、第三十四条(社会福祉法第六十二条、第六十五条及び第七十一条の改正規定に限る。)、第三十五条、第三十七条、第三十八条(水道法第四十六条、第四十八条の二、第五十条及び第五十条の二の改正規定を除く。)、第三十九条、第四十三条(職業能力開発促進法第十九条、第二十三条、第二十八条及び第三十条の二の改正規定に限る。)、第五十一条(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六十四条の改正規定に限る。)、第五十四条(障害者自立支援法第八十八条及び第八十九条の改正規定を除く。)、第六十五条(農地法第三条第一項第九号、第四条、第五条及び第五十七条の改正規定を除く。)、第八十七条から第九十二条まで、第九十九条(道路法第二十四条の三及び第四十八条の三の改正規定に限る。)、第一百条(土地区画整理法第七十六条の改正規定に限る。)、第一百二条(道路整備特別措置法第十八条から第二十一条まで、第二十七条、第四十九条及び第五十条の改正規定に限る。)、第一百三条、第一百五条(駐車場法第四条の改正規定を除く。)、第一百七条、第一百八条、第一百十五条(首都圏近郊緑地保全法第十五条及び第十七条の改正規定に限る。)、第一百十六条(流通業務市街地の整備に関する法律第三条の二の改正規定を除く。)、第一百八条(近畿圏の保全区域の整備に関する法律第十六条及び第十八条の改正規定に限る。)、第一百二十条(都市計画法第六条の二、第七条の二、第八条、第十条の二から第十二条の二まで、第十二条の四、第十二条の五、第十二条の十、第十四条、第二十条、第二十三条、第三十三条及び第五十八条の二の改正規定を除く。)、第一百二十一条(都市再開発法第七条の四から第七条の七まで、第六十条から第六十二条まで、第六十六条、第九十八条、第九十九条の八、第一百三十九条の三、第一百四十一条の二及び第一百四十二条の改正規定に限る。)、第一百二十五条(公有地の拡大の推進に関する法律第九条の改正規定を除く。)、第一百二十八条(都市緑地法第二十条及び第三十九条の改正規定を除く。)、第一百三十一条(大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第七条、第二十六条、第六十四条、第六十七条、第四十条及び第九十条の二の改正規定に限る。)、第一百四十二条(地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第十八条及び第二十一条から第二十三条までの改正規定に限る。)、第一百四十五条、第一百四十六条(被災市街地復興特別措置法第五条及び第七条第三項の改正規定を除く。)、第一百四十九条(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二十条、第二十一条、第九十一条、第九十二条、第九十七条、第二百三十三條、第二百四十一条、第二百八十三條、第三百一十一条及び第三百十八條の改正規定に限る。)、第一百五十五条(都市再生特別措置法第五十一条第四項の改正規定に限る。)、第一百五十六条(マンションの建替えの円滑化等に関する法律第二百二条の改正規定を除く。)、第一百五十七条、第一百五十八条(景観法第五十七条の改正規定に限る。)、第一百六十条(地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法第六条第五項の改正規定(「第二項第二号イ」を「第二項第一号イ」に改める部分を除く。))並びに同法第十一条及び第十三条の改正規定に限る。)、第一百六十二条(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第十二条、第十三条、第三十六条第二項及び第五十六条の改正規定に限る。)、第一百六十五条(地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第二十四条及び第二十九条の改正規定に限る。)、第一百六十九条、第一百七十一条(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十一条の改正規定に限る。)、第一百七十四条、第一百七十八条、第一百八十二条(環境基本法第十六条及び第四十条の二の改正規定に限る。))及び第一百八十七条(鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第十五条の改正規定、同法第二十八条第九項の改正規定(「第四条第三項」を「第四条第四項」に改める部分を除く。))、同法第二十九条第四項の改正規定(「第四条第三項」を「第四条第四項」に改める部分を除く。))並びに同法第三十四条及び第三十五条の改正規定に限る。))の規定並びに附則第十三条、第十五条から第二十四条まで、第二十五条第一項、第二十六条、第二十七条第一項から第三項まで、第三十条から第三十二条まで、第三十八条、第四十四条、第四十六条第一項及び第四項、第四十七条から第四十九条まで、第五十一条から第五十三条まで、第五十五条、第五十八条、第五十九条、第六十一条から第六十九条まで、第七十一条、第七十二条第一項から第三項まで、第七十四条から第七十六条まで、第七十八条、第八十条第一項及び第三項、第八十三条、第八十七条(地方税法第五百八十七条の二及び附則第十一条の改正規定を除く。)、第八十九条、第九十条、第九十二条(高速自動車国道法第二十五条の改正規定に限る。)、第一百一条、第一百二条、第一百五条から第一百七条まで、第一百二十条、第一百七条(地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律(平成二十二年法律第七十二号)第四条第八項の改正規定に限る。)、第一百九条、第二百一条の二並びに第二百三條第二項の規定(平成二十四年四月一日

(生活保護法の一部改正に伴う経過措置)

第二十二條 第三十一条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、同条の規定による改正後の生活保護法(附則第二十三條第二項において「新生活保護法」という。)第三十九条第一項に規定する都道府県の条例が制定施行されるまでの間は、同条第二項に規定する厚生労働省令で定める基準は、当該都道府県の条例で定める基準とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第八十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

(検討)

第二百二十三条

2 政府は、新児童福祉法第二十一条の五の十五（新児童福祉法第二十四条の九において準用する場合を含む。）、新医療法第七条の二、第十八条及び第二十一条、新生活保護法第三十九条、新社会福祉法第六十五条並びに新障害者自立支援法第三十六条（新障害者自立支援法第三十八条において準用する場合を含む。）の規定の施行の状況等を勘案し、これらの規定に基づき国の行政機関の長が定める基準の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成二三年一二月一四日法律第一二二号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第六条、第八条、第九条及び第十三条の規定 公布の日

附 則（平成二四年六月二七日法律第五一号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十条及び第二十八条の規定 公布の日

二 第二条、第四条、第六条及び第八条並びに附則第五条から第八条まで、第十二条から第十六条まで及び第十八条から第二十六条までの規定 平成二十六年四月一日

(政令への委任)

第十条 附則第四条から前条まで、第十六条及び第二十五条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成二四年九月五日法律第七二号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第七十六条、第八十条、第八十一条、第八十六条、第百条第十四項及び第十五項の改正規定、同項の次に一項を加える改正規定、第百九条の改正規定、第百九条の二を削る改正規定、第百十条、第百十一条、第百二十七条第一項、第二百七条及び第二百五十条の二第一項の改正規定、第二編第十一章第二節第五款中第二百五十二条を第二百五十一条の六とし、同条の次に二条を加える改正規定、同章第三節第一款中第二百五十二条の六の次に一条を加える改正規定、第二百五十二条の七の次に一条を加える改正規定、第二百五十二条の八、第二百五十二条の十七の四、第二百五十五条の五及び第二百五十六条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、第二百八十七条及び第二百八十七条の三の改正規定、同条を第二百八十七条の四とし、第二百八十七条の二を第二百八十七条の三とし、第二百八十七条の次に一条を加える改正規定、第二百八十八条から第二百九十条まで、第二百九十一条第一項、第二百九十一条の二第四項、第二百九十一条の四第四項、第二百九十一条の六、第二百九十一条の八第二項、第二百九十一条の十三及び第二百九十八条第一項の改正規定並びに別表第一地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）の項の改正規定並びに附則第三条、第六条、第八条及び第十条から第十四条までの規定、附則第十五条中市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第十四条第四項第二号の改正規定並びに附則第十六条の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成二四年一二月二六日法律第一〇二号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条及び第二十三条の規定 公布の日

(政令への委任)

第二十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成二五年一二月二七日法律第八四号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第百一条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成二五年一二月一三日法律第一〇三号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十七条の規定 薬事法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第八十四号）の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日

附 則（平成二五年一二月一三日法律第一〇四号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十六年七月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第八条、第十条、第十三条及び第十七条の規定 公布の日

二 第一条中生活保護法第三十四条の改正規定（同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「前二項」を「第二項及び前項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に一項を加える部分に限る。）及び同法第六十条の改正規定 平成二十六年一月一日

三 第二条の規定 平成二十七年四月一日

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、第一条及び第二条の規定による改正後の生活保護法の規定の施行の状況を勘案し、同法の規定に基づく規制の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(申請による保護の開始及び変更に関する経過措置)

第三条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前にされた保護の開始又は変更の申請であつて、この法律の施行の際、保護の開始又は変更の決定がされていないものについてのこれらの処分については、なお従前の例による。

2 第一条の規定による改正後の生活保護法(以下「平成二十六年改正後生活保護法」という。)第二十四条第八項の規定は、施行日以後にされた保護の開始の申請について適用する。

(調査の囑託に関する経過措置)

第四条 施行日前にされた第一条の規定による改正前の生活保護法(以下「旧法」という。)第二十九条の規定による調査の囑託については、なお従前の例による。

(指定医療機関に関する経過措置)

第五条 この法律の施行の際現に旧法第四十九条(附則第十六条の規定による改正前の道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律(平成十八年法律第百十六号。次条第一項において「旧道州制特区法」という。)第十二条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の指定を受けている病院若しくは診療所(旧法第四十九条の政令で定めるものを含む。)又は薬局は、施行日に、平成二十六年改正後生活保護法第四十九条(附則第十六条の規定による改正後の道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律(次条第一項において「新道州制特区法」という。)第十二条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次項及び第三項において同じ。)の指定を受けたものとみなす。

2 前項の規定により平成二十六年改正後生活保護法第四十九条の指定を受けたものとみなされた病院若しくは診療所(同条の政令で定めるものを含む。以下この項及び次項において同じ。)又は薬局に係る当該指定は、当該病院若しくは診療所又は薬局が、施行日から一年以内であつて厚生労働省令で定める期間内に平成二十六年改正後生活保護法第四十九条の二第一項の申請をしないときは、平成二十六年改正後生活保護法第四十九条の三第一項の規定にかかわらず、当該期間の経過によって、その効力を失う。

3 第一項の規定により平成二十六年改正後生活保護法第四十九条の指定を受けたものとみなされた病院若しくは診療所又は薬局の当該指定に係る施行日後の最初の更新については、平成二十六年改正後生活保護法第四十九条の三第一項中「六年ごと」とあるのは、「生活保護法の一部を改正する法律(平成二十五年法律第百四号)附則第五条第一項の規定により第四十九条の指定を受けたとみなされた日から厚生労働省令で定める期間を経過する日まで」とする。

4 この法律の施行の際現に旧法第四十九条の指定を受けている医師又は歯科医師は、診療所を開設しているものとみなし、施行日に、平成二十六年改正後生活保護法第四十九条の指定を受けたものとみなして、平成二十六年改正後生活保護法及び前二項の規定を適用する。

(指定介護機関に関する経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に旧法第五十四条の二第一項(旧道州制特区法第十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の指定を受けている介護機関は、施行日に、平成二十六年改正後生活保護法第五十四条の二第一項(新道州制特区法第十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の指定を受けたものとみなす。

2 前項の規定により平成二十六年改正後生活保護法第五十四条の二第一項の指定を受けたものとみなされた平成二十六年改正後生活保護法別表第二の上欄に掲げる介護機関であつて、旧法第五十四条の二第二項の規定の適用を受けたものについては、平成二十六年改正後生活保護法第五十四条の二第二項の規定の適用を受けたものとみなして、同条第三項の規定を適用する。

(助産機関等に関する経過措置)

第七条 この法律の施行の際現に旧法第五十五条において準用する旧法第四十九条の指定を受けている助産師、あん摩マッサージ指圧師及び柔道整復師は、施行日に、平成二十六年改正後生活保護法第五十五条第一項の指定を受けたものとみなす。

(指定医療機関等の申請に関する経過措置)

第八条 平成二十六年改正後生活保護法第四十九条、第五十四条の二第一項又は第五十五条第一項の指定を受けようとする者は、施行日前においても、平成二十六年改正後生活保護法第四十九条の二第一項(同条第四項(平成二十六年改正後生活保護法第五十四条の二第四項において準用する場合を含む。))並びに平成二十六年改正後生活保護法第五十四条の二第四項及び第五十五条第二項において準用する場合を含む。)の規定の例により、その申請をすることができる。

(指定又は指定の取消しの要件に関する経過措置)

第九条 平成二十六年改正後生活保護法第四十九条の二第二項各号若しくは第三項各号(これらの規定を同条第四項(平成二十六年改正後生活保護法第五十四条の二第四項において準用する場合を含む。))並びに平成二十六年改正後生活保護法第五十四条の二第四項及び第五十五条第二項において準用する場合を含む。)又は第五十一条第二項各号(平成二十六年改正後生活保護法第五十四条の二第四項及び第五十五条第二項において準用する場合を含む。)の規定は、施行日以後にした行為によりこれらの規定に規定する刑に処せられた者若しくは処分を受けた者又は施行日以後にこれらの規定に規定する行為を行った者について適用する。

(就労自立給付金に係る施行前の準備)

第十条 都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長は、施行日前においても、平成二十六年改正後生活保護法第五十五条の四の規定による就労自立給付金の支給に必要な準備行為をすることができる。

(費用等の徴収に関する経過措置)

第十一条 平成二十六年改正後生活保護法第七十八条第一項及び第四項(同条第一項に係る部分に限る。)の規定は、施行日以後に都道府県又は市町村の長が支弁した保護費の費用に係る徴収金の徴収について適用し、施行日前に都道府県又は市町村の長が支弁した保護費の費用の徴収については、なお従前の例による。

2 平成二十六年改正後生活保護法第七十八条第二項及び第四項(同条第二項に係る部分に限る。次項において同じ。)の規定は、施行日以後に都道府県又は市町村の長が支弁した同条第二項に規定する指定医療機関、指定介護機関又は指定助産機関若しくは指定施術機関からの徴収金の徴収について適用する。

3 平成二十六年改正後生活保護法第七十八条第二項及び第四項並びに前項の規定は、健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有することとされる同法附則第九十一条の規定による改正前の生活保護法第五十四条の二第一項の指定を受けた介護療養型医療施設について準用する。

(罰則に関する経過措置)

第十二条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十三条 附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (平成二五年一二月一三日法律第一〇五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。

附則 (平成二六年四月二三日法律第二八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中次世代育成支援対策推進法附則第二条第一項の改正規定並びに附則第四条第一項及び第二項、第十四条並びに第十九条の規定 公布の日

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

(政令への委任)

第十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (平成二六年六月一三日法律第六九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)の施行の日から施行する。

(経過措置の原則)

第五条 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであってこの法律の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

(訴訟に関する経過措置)

第六条 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴えを提起できないこととされる事項であって、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの(当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとされる場合にあつては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものを含む。)の訴えの提起については、なお従前の例による。

2 この法律の規定による改正前の法律の規定(前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)により異議申立てが提起された処分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することができないこととされるものの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。

3 不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第九条 この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十条 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附則 (平成二六年六月二五日法律第八三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日又は平成二十六年四月一日のいずれか遅い日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十二条中診療放射線技師法第二十六条第二項の改正規定及び第二十四条の規定並びに次条並びに附則第七条、第十三条ただし書、第十八条、第二十条第一項ただし書、第二十二條、第二十五条、第二十九条、第三十一条、第六十一条、第六十二条、第六十四条、第六十七条、第七十一条及び第七十二条の規定 公布の日

二 略

三 第二条の規定、第四条の規定(第五号に掲げる改正規定を除く。)、第五条のうち、介護保険法の目次の改正規定、同法第七条第五項、第八条、第八条の二、第十三条、第二十四条の二第五項、第三十二条第四項、第四十二条の二、第四十二条の三第二項、第五十三条、第五十四条第三項、第五十四条の二、第五十四条の三第二項、第五十八条第一項、第六十八条第五項、第六十九条の三十四、第六十九条の三十八第二項、第六十九条の三十九第二項、第七十八條の二、第七十八條の十四第一項、第一百五條の十二、第一百五條の二十二第一項及び第一百五條の四十五の改正規定、同法第一百五條の四十五の次に十条を加える改正規定、同法第一百五條の四十六及び第一百五條の四十七の改正規定、同法第六章中同法第一百五條の四十八を同法第一百五條の四十九とし、同法第一百五條の四十七の次に一条を加える改正規定、同法第一百七條、第一百八條、第二百二條の二、第二百三條第三項及び第二百二十四條第三項の改正規定、同法第二百二十四條の次に二条を加える改正規定、同法第二百六條第一項、第二百七條、第二百八條、第二百四十一條の見出し及び同条第一項、第二百四十八條第二項、第二百五十二條及び第二百五十三條並びに第二百七十六條の改正規定、同法第十一章の章名の改正規定、同法第七十九條から第八十二條までの改正規定、同法第二百條の次に一条を加える改正規定、同法第二百二條第一項、第二百三條及び第二百五條並びに附則第九条第一項ただし書の改正規定並びに同法附則に一条を加える改正規定、第七条の規定(次号に掲げる改正規定を除く。)、第九条及び第十条の規定、第十二條の規定(第一号に掲げる改正規定を除く。)、第十三條及び第十四條の規定、第十五條の規定(第六号に掲げる改正規定を除く。)、第十六條の規定(第六号に掲げる改正規定を除く。)、第十七條の規定、第十八條の規定(第六号に掲げる改正規定を除く。)、第十九條の規定並びに第二十一條中看護師等の人材確保の促進に関する法律第二条第二項の改正規定並びに附則第五条、第八條第二項及び第四項、第九條から第十二條まで、第十三條(ただし書を除く。)、第十四條から第十七條まで、第二十八條、第三十條、第三十二條第一項、第三十三條から第三十九條まで、第四十四條、第四十六條並びに第四十八條の規定、附則第五十條の規定(第六号に掲げる改正規定を除く。)、附則第五十一條の規定、附則第五十二條の規定(第六号に掲げる改正規定を除く。)、附則第五十四條、第五十七條及び第五十八條の規定、附則第五十九條中高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成十七年法律第二百四十四号)第二条第五項第二号の改正規定(「同条第十四項」を「同条第十二項」に、「同条第十八項」を「同条第十六項」に改める部分に限る。)並びに附則第六十五條、第六十六條及び第七十條の規定 平成二十七年四月一日

四及び五 略

六 第六条の規定(次号に掲げる改正規定を除く。)、第十一條の規定、第十五條中国民健康保険法第五十五條第一項の改正規定、同法第一百六條の二第一項第六号の改正規定(「同法第八條第二十四項」を「同条第二十五項」に改める部分に限る。)及び同法附則第五条の

二第一項の改正規定、第十六条中老人福祉法第五条の二第三項の改正規定（「居宅介護サービス費、」の下に「地域密着型通所介護若しくは」を加える部分に限る。）、同条第七項の改正規定、同法第十条の四第一項第二号の改正規定（「規定する通所介護」の下に「地域密着型通所介護」を加える部分に限る。）、同法第二十条の二の二の改正規定（「居宅介護サービス費、」の下に「地域密着型通所介護若しくは」を加える部分に限る。）及び同法第二十条の八第四項の改正規定（「小規模多機能型居宅介護」の下に「地域密着型通所介護」を加える部分に限る。）、第十八条中高齢者の医療の確保に関する法律第五十五条第一項第五号の改正規定（「同法第八条第二十四項」を「同条第二十五項」に改める部分に限る。）並びに同法附則第二条及び第十三条の十一第一項の改正規定並びに第二十二條の規定並びに附則第二十条（第一項ただし書を除く。）、第二十一条、第四十二条、第四十三条並びに第四十九条の規定、附則第五十条中国有財産特別措置法（昭和二十七年法律第二百十九号）第二条第二項第四号ロの改正規定（「居宅サービス、」の下に「地域密着型通所介護若しくは」を加える部分に限る。）、附則第五十二条中登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）別表第三の二十四の項の改正規定、附則第五十五条及び第五十六条の規定、附則第五十九条の規定（第三号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第六十条の規定
平成二十八年四月一日までの間において政令で定める日

（検討）

第二条 政府は、この法律の公布後必要に応じ、地域における病床の機能の分化及び連携の推進の状況等を勘案し、更なる病床の機能の分化及び連携の推進の方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

3 政府は、我が国における急速な高齢化の進展等に伴い、介護関係業務に係る労働力への需要が増大していることに鑑み、この法律の公布後一年を目途として、介護関係業務に係る労働力の確保のための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

4 政府は、前三項に定める事項のほか、この法律の公布後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下この項において「改正後の各法律」という。）の施行の状況等を勘案し、改正後の各法律の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（生活保護法の一部改正に伴う経過措置）

第三十条 第三号施行日の前日（附則第十四条第一項の場合にあっては、当該特定市町村の同項の条例で定める日）において被保護者（生活保護法第六条第一項に規定する被保護者をいう。次項において同じ。）であって附則第十一条に規定する者に相当する者であった者に対する介護扶助については、同条の厚生労働省令で定める日までの間は、第十条の規定による改正後の生活保護法（次項及び次条において「新生活保護法」という。）第十五条の二第一項、第五項及び第七項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 附則第十四条第一項の場合において特定市町村の区域内に居住地（居住地がないか、又は明らかでない場合にあっては、所在地）を有する被保護者に対する介護扶助については、当該特定市町村の同項の条例で定める日までの間は、新生活保護法第十五条の二第一項、第五項及び第七項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第三十一条 新生活保護法第五十四条の二第一項の指定（介護予防・日常生活支援事業者に係る指定に限る。）の手續その他の行為は、第三号施行日前においても行うことができる。

（罰則の適用に関する経過措置）

第七十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第七十二条 附則第三条から第四十一条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成二七年五月二九日法律第三一号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条の規定、第五条中健康保険法第九十条第二項及び第九十五条第六号の改正規定、同法第一百五十三条第一項の改正規定、同法附則第四条の四の改正規定、同法附則第五条の改正規定、同法附則第五条の二の改正規定、同法附則第五条の三の改正規定並びに同条の次に四条を加える改正規定、第七条中船員保険法第七十条第四項の改正規定及び同法第八十五条第二項第三号の改正規定、第八条の規定並びに第十二条中社会保険診療報酬支払基金法第十五条第二項の改正規定並びに次条第一項並びに附則第六条から第九条まで、第十五条、第十八条、第二十六条、第五十九条、第六十二条及び第六十七条から第六十九条までの規定 公布の日

二 第二条、第五条（前号に掲げる改正規定を除く。）、第七条（前号に掲げる改正規定を除く。）、第九条、第十二条（前号に掲げる改正規定を除く。）及び第十四条の規定並びに附則第十六条、第十七条、第十九条、第二十一条から第二十五条まで、第三十三條から第四十四条まで、第四十七条から第五十一条まで、第五十六条、第五十八条及び第六十四条の規定 平成二十八年四月一日

（罰則に関する経過措置）

第六十八条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第六十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（平成二八年六月三日法律第六五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則（平成二九年六月二日法律第四五号）

この法律は、民法改正法の施行の日から施行する。ただし、第百三条の二、第百三条の三、第二百六十七条の二、第二百六十七条の三及び第三百六十二条の規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成二九年六月二日法律第五二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条の規定並びに次条並びに附則第十五条、第十六条、第二十七条、第二十九条、第三十一条、第三十六条及び第四十七条から第四十九条までの規定 公布の日

（検討）

第二条

2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後五年を目途として、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(生活保護法の一部改正に伴う経過措置)

第三十六条 前条の規定による改正後の生活保護法第五十四条の二第一項の指定の手続その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

(罰則の適用に関する経過措置)

第四十八条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第四十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（平成三〇年六月八日法律第四四号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中生活保護法の目次の改正規定、同法第二十七条の二の改正規定、同法第九章中第五十五条の六を第五十五条の七とする改正規定、同法第八章の章名の改正規定、同法第五十五条の四第二項及び第三項並びに第五十五条の五の改正規定、同法第八章中同条を第五十五条の六とし、第五十五条の四の次に一条を加える改正規定、同法第五十七条から第五十九条まで、第六十四条、第六十五条第一項、第六十六条第一項、第七十条第五号及び第六号、第七十一条第五号及び第六号、第七十三条第三号及び第四号、第七十五条第一項第二号、第七十六条の三並びに第七十八条第三項の改正規定、同法第七十八条の二第二項の改正規定（「支給機関」を「第五十五条の四第一項の規定により就労自立給付金を支給する者」に改める部分に限る。）、同法第八十五条第二項、第八十五条の二及び第八十六条第一項の改正規定並びに同法別表第一の六の項第一号及び別表第三都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村の項の改正規定並びに次条の規定、附則第九条中地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）別表第一生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）の項第一号の改正規定、附則第十七条中住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第二の五の十一の項、別表第三の七の七の項、別表第四の四の十一の項及び別表第五第九号の四の改正規定（いずれも「就労自立給付金」の下に「若しくは同法第五十五条の五第一項の進学準備給付金」を加える部分に限る。）並びに附則第二十三条及び第二十四条の規定 公布の日

二及び三 略

四 第四条中生活保護法第三十条第一項ただし書、第六十二条第一項及び第七十条第一号ハの改正規定並びに同法附則に一項を加える改正規定並びに第五条の規定（社会福祉法第百六条の三第一項第三号の改正規定を除く。）並びに附則第五条、第十条から第十三条まで、第十五条、第十六条及び第十九条から第二十二号までの規定 平成三十二年四月一日

五 第四条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。） 平成三十三年一月一日

(進学準備給付金の支給に関する特例)

第二条 第三条の規定による改正後の生活保護法（次条及び附則第四条において「第三条改正後生活保護法」という。）第五十五条の五の規定は、平成三十年一月一日から適用する。

(保護の実施機関についての特例に係る経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に居宅介護（生活保護法第十五条の二第二項に規定する居宅介護をいう。以下この条において同じ。）（特定施設入居者生活介護（同項に規定する特定施設入居者生活介護をいう。）に限る。）を居宅介護を行う者に委託し、又は介護予防（同条第五項に規定する介護予防をいう。以下この条において同じ。）（介護予防特定施設入居者生活介護（同法第十五条の二第五項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護をいう。）に限る。）を介護予防を行う者に委託して行っている場合においては、これらの介護扶助を受けている者については、第三条改正後生活保護法第十九条第三項の規定は適用しない。

(費用の徴収に関する経過措置)

第四条 第三条改正後生活保護法第七十七条の二の規定は、この法律の施行の日以後に都道府県又は市町村の長が支弁した保護に要する費用に係る徴収金の徴収について適用する。

(罰則に関する経過措置)

第七条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(検討)

第八条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(政令への委任)

第二十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成三〇年七月六日法律第七一号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条の規定並びに附則第七条第二項、第八条第二項、第十四条及び第十五条の規定、附則第十八条中社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）別表第一第十八号の改正規定、附則第十九条中高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第二十八条及び第三十八条第三項の改正規定、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第三十条第二項の改正規定、附則第二十七条の規定、附則第二十八条中厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）第四条第一項第五十二号の改正規定及び同法第九条第一項第四号の改正規定（「(平成十年法律第四十六号)」の下に「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」を加える部分に限る。）並びに附則第三十条の規定 公布の日

(罰則に関する経過措置)

第二十九条 この法律（附則第一条第三号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（令和二年六月一〇日法律第四一号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第三条、第七条及び第十条の規定並びに附則第四条、第六条、第八条、第十一条、第十三条、第十五条及び第十六条の規定 公布の日
- 二 第六条の規定並びに附則第七条（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）別表第一生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）の項の改正規定に限る。）及び第十四条の規定 令和二年十月一日

（政令への委任）

第六条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和二年六月一二日法律第五二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第三条中介護保険法附則第十三条（見出しを含む。）及び第十四条（見出しを含む。）の改正規定、第四条中健康保険法等の一部を改正する法律附則第三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法附則第十一条（見出しを含む。）及び第十二条（見出しを含む。）の改正規定、第六条及び第八条の規定並びに附則第六条の規定、附則第七条の規定（介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十二号）附則第十条第三項及び第四項の改正規定を除く。）並びに附則第八条及び第九条の規定 公布の日

附 則（令和三年六月一一日法律第六六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和四年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第六条中国民健康保険法附則第二十五条の改正規定並びに第八条中生活保護法第五十五条の八、第八十五条の二及び別表第一の三の項第三号の改正規定並びに次条第一項、附則第八条及び第十条の規定、附則第十五条中地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五百二十二号）第四百六条の改正規定、附則第二十一条中住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一の十九の項及び別表第二から別表第五までの改正規定、附則第二十三条中租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第三条の二の三第一項の改正規定（「第七百三条の四第十一項第一号」を「第七百三条の四第十項第一号」に改める部分に限る。）並びに附則第二十九条、第三十一条及び第三十二条の規定 公布の日

二から五まで 略

- 六 第一条中健康保険法第二百五条の四第二項及び第二百五条の五の改正規定、第二条中船員保険法第五百三十三条の十第二項及び第五百三十三条の十一の改正規定、第五条中高齢者の医療の確保に関する法律第六十五条の二第二項及び第六十五条の三の改正規定、第六条中国民健康保険法第十三条の三第二項及び第十三条の四の改正規定、第八条の規定（第一号に掲げる改正規定を除く。）並びに第九条及び第十条の規定並びに附則第十一条中私立学校教職員共済法第四十七条の三第二項及び第四十七条の四の改正規定、附則第十三条中国公務員共済組合法第一百四十二条の二第二項及び第一百四十二条の三の改正規定、附則第十五条中地方公務員等共済組合法第四百四十四条の三十三第二項及び第四百四十四条の三十四の改正規定並びに附則第二十二條、第二十四条及び第三十条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

（検討）

第二条 政府は、この法律の公布後速やかに、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築する観点から、社会保障制度の改革及び少子化に対処するための施策について、その実施状況の検証を行うとともに、総合的な検討に着手し、その検討の結果に基づいて速やかに法制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下この項において「改正後の各法律」という。）の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（生活保護法の一部改正に伴う経過措置）

第十条 社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会は、附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日においても、第八条の規定による改正後の生活保護法第八十条の四第一項に規定する情報の収集若しくは整理又は利用若しくは提供に関する事務の実施に必要な準備行為をすることができる。

（政令への委任）

第三十二条 附則第三条から第十条まで、第十二条、第十四条及び第十六条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄

（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第五百九条の規定 公布の日

附 則（令和四年六月二二日法律第七六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、こども家庭庁設置法（令和四年法律第七十五号）の施行の日から施行する。ただし、附則第九条の規定は、この法律の公布の日から施行する。

（処分等に関する経過措置）

第二条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「旧法令」という。）の規定により従前の国の機関がした認定、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「新法令」という。）の相当規定により相当の国の機関がした認定、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定により相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 この法律の施行前に旧法令の規定により従前の国の機関に対して申請、届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前に従前の国の機関に対してその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、これを、新法令の相当規定により相当の国の機関に対してその手続がされていないものとみなして、新法令の規定を適用する。

（命令の効力に関する経過措置）

第三条 旧法令の規定により発せられた内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第十二条第一項の省令は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定に基づいて発せられた相当の内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令としての効力を有するものとする。

(罰則の適用に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第九条 附則第二条から第四条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月二二日法律第七七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、この法律の公布の日又は当該各号に定める法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

一 略

二 附則第十一条の規定 ことども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(令和四年法律第七十六号)

別表第一(第二十九条関係)

一 総務大臣又は都道府県知事	恩給法(大正十二年法律第四十八号。他の法律において準用する場合を含む。)による年金である給付の支給に関する情報であつて厚生労働省令で定めるもの
二 厚生労働大臣	次に掲げる情報であつて厚生労働省令で定めるもの 一 労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)による給付の支給に関する情報 二 戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第二百二十七号)による援護に関する情報 三 未帰還者留守家族等援護法(昭和二十八年法律第六十一号)による留守家族手当の支給に関する情報 四 戦傷病者特別援護法(昭和三十八年法律第六十八号)による療養手当の支給に関する情報 五 雇用保険法(昭和四十九年法律第十六号)による給付の支給に関する情報 六 石綿による健康被害の救済に関する法律(平成十八年法律第四号)による特別遺族給付金の支給に関する情報 七 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成二十三年法律第四十七号)による職業訓練受講給付金の支給に関する情報 八 公共職業安定所が行う職業紹介又は職業指導に関する情報
三 市町村長	次に掲げる情報であつて厚生労働省令で定めるもの 一 予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)による障害児養育年金、障害年金又は遺族年金の支給に関する情報 二 児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)による児童手当又は同法附則第二条第一項に規定する特例給付の支給に関する情報 三 健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報 四 戸籍又は除かれた戸籍に記載した事項に関する情報
四 国土交通大臣	次に掲げる情報であつて厚生労働省令で定めるもの 一 船員職業安定法(昭和二十三年法律第三十号)による地方運輸局長(運輸監理部長を含む。)が行う船員職業紹介、職業指導又は部員職業補導に関する情報 二 道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)第四条に規定する自動車登録ファイルに登録を受けた自動車に関する情報 三 漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法(昭和五十一年法律第四十三号)による職業転換給付金の支給に関する情報 四 国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法(昭和五十二年法律第九十四号)による給付金の支給に関する情報 五 船員の雇用の促進に関する特別措置法(昭和五十二年法律第九十六号)による就職促進給付金の支給に関する情報 六 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法(昭和五十六年法律第七十二号)による給付金の支給に関する情報
五 税務署長	次に掲げる情報であつて厚生労働省令で定めるもの 一 相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)第二十七条から第二十九条までに規定する申告書、当該申告書に係る国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第十八条第二項に規定する期限後申告書、同法第十九条第三項に規定する修正申告書又は同法第二十八条第一項に規定する更正通知書若しくは決定通知書に関する情報 二 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第四百四十九条の規定により青色申告書に添付すべき書類(事業所得の金額の計算に関する明細書に限る。)に関する情報
六 都道府県知事、市長又は福祉事務所を管理する町村長	次に掲げる情報であつて厚生労働省令で定めるもの 一 この法律による保護の決定及び実施又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報 二 児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)による児童扶養手当の支給に関する情報 三 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)による母子家庭自立支援給付金又は父子家庭自立支援給付金の支給に関する情報 四 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律第三十四号)による障害児福祉手当又は特別障害者手当の支給に関する情報 五 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報 六 生活困窮者自立支援法による生活困窮者住居確保給付金の支給に関する情報
七 都道府県知事又は市町村長	次に掲げる情報であつて厚生労働省令で定めるもの 一 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報 二 職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)による求職者に対する職業訓練の実施に関する情報

<p>八 厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合若しくは全国市町村職員共済組合連合会</p>	<p>三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療費の支給に関する情報 次に掲げる情報であつて厚生労働省令で定めるもの 一 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）による年金である給付の支給に関する情報 二 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）による年金である保険給付の支給に関する情報 三 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）による年金である給付の支給に関する情報 四 国民年金法による年金である給付の支給に関する情報 五 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）による年金である給付の支給に関する情報 六 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第百六十六号）による特別障害給付金の支給に関する情報 七 年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成二十四年法律第百二号）による年金生活者支援給付金の支給に関する情報</p>	
<p>九 日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合又は地方公務員共済組合</p>	<p>次に掲げる情報であつて厚生労働省令で定めるもの 一 私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する情報 二 国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する情報 三 地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する情報</p>	
<p>十 市町村長又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和三十七年法律第八十号）第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合</p>	<p>次に掲げる情報であつて厚生労働省令で定めるもの 一 国民健康保険法（昭和三十二年法律第九十二号）による傷病手当金の支給又は健康教育、健康相談及び健康診査並びに健康管理及び疾病の予防に係る被保険者の自助努力についての支援その他の被保険者の健康の保持増進のために必要な事業の実施に関する情報 二 高齢者の医療の確保に関する法律による特定健康診査若しくは特定保健指導の実施、傷病手当金の支給又は健康教育、健康相談、健康診査及び保健指導並びに健康管理及び疾病の予防に係る被保険者の自助努力についての支援その他の被保険者の健康の保持増進のために必要な事業の実施に関する情報</p>	
<p>十一 厚生労働大臣又は都道府県知事</p>	<p>次に掲げる情報であつて厚生労働省令で定めるもの 一 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報 二 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和三十九年法律第百三十二号）による職業転換給付金の支給に関する情報</p>	
<p>十二 都道府県知事</p>	<p>公害健康被害の補償等に関する法律（昭和三十八年法律第百十一号）による補償給付（障害補償費、遺族補償費又は児童補償手当に限る。）の支給に関する情報であつて厚生労働省令で定めるもの</p>	
<p>十三 都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長</p>	<p>原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）による手当等の支給に関する情報であつて厚生労働省令で定めるもの</p>	
<p>十四 総務大臣</p>	<p>次に掲げる情報であつて厚生労働省令で定めるもの 一 国会議員互助年金法を廃止する法律（平成十八年法律第一号）又は同法附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による廃止前の国会議員互助年金法（昭和三十二年法律第七十号）による年金である給付の支給に関する情報 二 執行官法の一部を改正する法律（平成十九年法律第十八号）附則第三条第一項の規定によりなお従前の例により支給されることとされる同法による改正前の執行官法（昭和三十九年法律第百十一号）附則第十三条の規定による年金である給付の支給に関する情報</p>	
<p>十五 その他政令で定める者</p>	<p>その他政令で定める事項に関する情報 備考 厚生労働大臣は、次の各号に掲げる厚生労働省令を定めようとするときは、当該各号に定める大臣に協議しなければならない。 一 一の項下欄、七の項下欄（第一号に係る部分に限る。）、八の項下欄（第五号に係る部分に限る。）、九の項下欄（第三号に係る部分に限る。）及び十四の項下欄の厚生労働省令 総務大臣 二 三の項下欄（第二号に係る部分に限る。）、六の項下欄（第二号及び第三号に係る部分に限る。）及び七の項下欄（第三号に係る部分に限る。）の厚生労働省令 内閣総理大臣 三 三の項下欄（第四号に係る部分に限る。）の厚生労働省令 法務大臣 四 四の項下欄の厚生労働省令 国土交通大臣 五 五の項下欄、八の項下欄（第三号に係る部分に限る。）及び九の項下欄（第二号に係る部分に限る。）の厚生労働省令 財務大臣 六 八の項下欄（第一号に係る部分に限る。）及び九の項下欄（第一号に係る部分に限る。）の厚生労働省令 文部科学大臣 七 十二の項下欄の厚生労働省令 環境大臣</p>	

別表第二（第五十四条の二関係）

<p>その事業として居宅介護を行う者又は特定福祉用具販売事業者</p>	<p>介護保険法第四十一条第一項本文の指定</p>	<p>同法第七十五条第二項の規定による指定居宅サービスの事業の廃止があつたとき、同法第七十七条第一項若しくは第百十五条の三十五第六項の規定による同法第四十一条第一項本文の指定の取消しがあつたとき、又は同法第七十条の二第一項の規定により同法第四十一条第一項本文の指定の効力が失われたとき。</p>	<p>同法第七十七条第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定による同法第四十一条第一項本文の指定の全部又は一部の効力の停止があつたとき。</p>
	<p>介護保険法第七十一条第一項の規定により同法第四十一条第一項本文の指定があつたものとみなされた居宅サービスに係る同項本文の指定</p>	<p>同法第七十五条第二項の規定による指定居宅サービスの事業の廃止があつたとき、同法第七十七条第一項若しくは第百十五条の三十五第六項の規定による同法第四十一条第一項本文の指定の取消しがあつたとき、又は同法第七十条の二第一項若しくは第七十一条第二項の規定により同法第四十一条第一項本文の指定の効力が失われたとき。</p>	<p>同法第七十七条第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定による同法第四十一条第一項本文の指定の全部又は一部の効力の停止があつたとき。</p>

介護保険法第七十二条第一項の規定により同法第四十一条第一項本文の指定があつたものとみなされた居宅サービスに係る同項本文の指定	同法第七十五条第二項の規定による指定居宅サービスの事業の廃止があつたとき、同法第七十七条第一項若しくは第百十五条の三十五第六項の規定による同法第四十一条第一項本文の指定の取消しがあつたとき、又は同法第七十条の二第一項若しくは第七十二条第二項の規定により同法第四十一条第一項本文の指定の効力が失われたとき。	同法第七十七条第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定による同法第四十一条第一項本文の指定の全部又は一部の効力の停止があつたとき。	
介護保険法第四十二条の二第一項本文の指定（同法第八条第二十二項に規定する地域密着型介護老人福祉施設に係る指定及び同法第七十八条の十五第二項に規定する指定期間開始時有効指定を除く。）	同法第七十八条の五第二項の規定による指定地域密着型サービスの事業の廃止があつたとき、同法第七十八条の十の規定による同法第四十二条の二第一項本文の指定の取消しがあつたとき、又は同法第七十八条の十において読み替えて準用する同法第七十条の二第一項の規定により同法第四十二条の二第一項本文の指定の効力が失われたとき。	同法第七十八条の十の規定による同法第四十二条の二第一項本文の指定の全部又は一部の効力の停止があつたとき。	
介護保険法第七十八条の十二において読み替えて準用する同法第七十一条第一項の規定により同法第四十二条の二第一項本文の指定があつたものとみなされた地域密着型サービスに係る同項本文の指定（同法第八条第二十二項に規定する地域密着型介護老人福祉施設に係る指定及び同法第七十八条の十五第二項に規定する指定期間開始時有効指定を除く。）	同法第七十八条の五第二項の規定による指定地域密着型サービスの事業の廃止があつたとき、同法第七十八条の十の規定による同法第四十二条の二第一項本文の指定の取消しがあつたとき、又は同法第七十八条の十において読み替えて準用する同法第七十条の二第一項若しくは第七十一条第二項の規定により同法第四十二条の二第一項本文の指定の効力が失われたとき。	同法第七十八条の十の規定による同法第四十二条の二第一項本文の指定の全部又は一部の効力の停止があつたとき。	
介護保険法第七十八条の十二において読み替えて準用する同法第七十二条第一項の規定により同法第四十二条の二第一項本文の指定があつたものとみなされた地域密着型サービスに係る同項本文の指定（同法第八条第二十二項に規定する地域密着型介護老人福祉施設に係る指定及び同法第七十八条の十五第二項に規定する指定期間開始時有効指定を除く。）	同法第七十八条の五第二項の規定による指定地域密着型サービスの事業の廃止があつたとき、同法第七十八条の十の規定による同法第四十二条の二第一項本文の指定の取消しがあつたとき、又は同法第七十八条の十において読み替えて準用する同法第七十条の二第一項若しくは第七十二条第二項の規定により同法第四十二条の二第一項本文の指定の効力が失われたとき。	同法第七十八条の十の規定による同法第四十二条の二第一項本文の指定の全部又は一部の効力の停止があつたとき。	
介護保険法第七十八条の十三第一項の規定により公費により行う同項に規定する市町村長指定区域・サービス事業所に係る同法第四十二条の二第一項本文の指定	同法第七十八条の十七の規定により読み替えて適用する同法第七十八条の五第二項の規定による指定地域密着型サービスの事業の廃止があつたとき、同法第七十八条の十七の規定により読み替えて適用する同法第七十八条の十の規定による同法第四十二条の二第一項本文の指定の取消しがあつたとき、又は同法第七十八条の十五第一項の規定により同法第四十二条の二第一項本文の指定の効力が失われたとき。	同法第七十八条の十七の規定により読み替えて適用する同法第七十八条の十の規定による同法第四十二条の二第一項本文の指定の全部又は一部の効力の停止があつたとき。	
介護保険法第七十八条の十五第二項に規定する指定期間開始時有効指定	同法第七十八条の五第二項の規定による指定地域密着型サービスの事業の廃止があつたとき、同法第七十八条の十の規定による同法第四十二条の二第一項本文の指定の取消しがあつたとき、又は同法第七十八条の十五第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定により同法第四十二条の二第一項本文の指定の効力が失われたとき。	同法第七十八条の十の規定による同法第四十二条の二第一項本文の指定の全部又は一部の効力の停止があつたとき。	
その事業として居宅介護支援計画を作成する者	介護保険法第四十六条第一項の指定	同法第八十二条第二項の規定による指定居宅介護支援の事業の廃止があつたとき、同法第八十四条第一項の規定による同法第四十六条第一項の指定の取消しがあつたとき、又は同法第七十九条の二第一項の規定により同法第四十六条第一項の指定の効力が失われたとき。	同法第八十四条第一項の規定による同法第四十六条第一項の指定の全部又は一部の効力の停止があつたとき。
地域密着型介護老人福祉施設	介護保険法第四十二条の二第一項本文の指定	同法第七十八条の八の規定による同法第四十二条の二第一項本文の指定の辞退があつたとき、同法第七十八条の十の規定による同法第四十二条の二第一項本文の指定の取消しがあつたとき、又は同法第七十八条の十において読み替えて準用する同法第七十条の二第一項の規定により同法第四十二条の二第一項本文の指定の効力が失われたとき。	同法第七十八条の十の規定による同法第四十二条の二第一項本文の指定の全部又は一部の効力の停止があつたとき。

介護老人福祉施設	介護保険法第四十八条第一項第一号の指定	同法第九十一条の規定による同法第四十八条第一項第一号の指定の辞退があつたとき、同法第九十二条第一項若しくは第百十五条の三十五第六項の規定による同号の指定の取消しがあつたとき、又は同法第八十六条の二第一項の規定により同号の指定の効力が失われたとき。	同法第九十二条第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定による同法第四十八条第一項第一号の指定の全部又は一部の効力の停止があつたとき。
介護老人保健施設	介護保険法第九十四条第一項の許可	同法第九十九条第二項の規定による介護老人保健施設の廃止があつたとき、同法第百四条第一項若しくは第百十五条の三十五第六項の規定により同法第九十四条第一項の許可の取消しがあつたとき、又は同法第九十四条の二第一項の規定により同法第九十四条第一項の許可の効力が失われたとき。	同法第百四条第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定による同法第九十四条第一項の許可の全部又は一部の効力の停止があつたとき。
介護医療院	介護保険法第百七条第一項の許可	同法第百十三条第二項の規定による介護医療院の廃止があつたとき、同法第百十四条の六第一項若しくは第百十五条の三十五第六項の規定により同法第百七条第一項の許可の取消しがあつたとき、又は同法第百八条第一項の規定により同法第百七条第一項の許可の効力が失われたとき。	同法第百十四条の六第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定による同法第百七条第一項の許可の全部又は一部の効力の停止があつたとき。
その事業として介護予防を行う者又は特定介護予防福祉用具販売業者	介護保険法第五十三条第一項本文の指定	同法第百十五条の五第二項の規定による指定介護予防サービスの事業の廃止があつたとき、同法第百十五条の九第一項若しくは第百十五条の三十五第六項の規定による同法第五十三条第一項本文の指定の取消しがあつたとき、又は同法第百十五条の十一において読み替えて準用する同法第七十条の二第一項の規定により同法第五十三条第一項本文の指定の効力が失われたとき。	同法第百十五条の九第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定による同法第五十三条第一項本文の指定の全部又は一部の効力の停止があつたとき。
	介護保険法第百十五条の十一において読み替えて準用する同法第七十一条第一項の規定により同法第五十三条第一項本文の指定があつたものとみなされた介護予防サービスに係る同項本文の指定	同法第百十五条の五第二項の規定による指定介護予防サービスの事業の廃止があつたとき、同法第百十五条の九第一項若しくは同法第百十五条の三十五第六項の規定による同法第五十三条第一項本文の指定の取消しがあつたとき、又は同法第百十五条の十一において読み替えて準用する同法第七十条の二第一項若しくは第七十一条第二項の規定により同法第五十三条第一項本文の指定の効力が失われたとき。	同法第百十五条の九第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定による同法第五十三条第一項本文の指定の全部又は一部の効力の停止があつたとき。
	介護保険法第百十五条の十一において読み替えて準用する同法第七十二条第一項の規定により同法第五十三条第一項本文の指定があつたものとみなされた介護予防サービスに係る同項本文の指定	同法第百十五条の五第二項の規定による指定介護予防サービスの事業の廃止があつたとき、同法第百十五条の九第一項若しくは同法第百十五条の三十五第六項の規定による同法第五十三条第一項本文の指定の取消しがあつたとき、又は同法第百十五条の十一において読み替えて準用する同法第七十条の二第一項若しくは第七十二条第二項の規定により同法第五十三条第一項本文の指定の効力が失われたとき。	同法第百十五条の九第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定による同法第五十三条第一項本文の指定の全部又は一部の効力の停止があつたとき。
	介護保険法第五十四条の二第一項本文の指定	同法第百十五条の十五第二項の規定による指定地域密着型介護予防サービスの事業の廃止があつたとき、同法第百十五条の十九の規定による同法第五十四条の二第一項本文の指定の取消しがあつたとき、又は同法第百十五条の二十一において準用する同法第七十条の二第一項の規定により同法第五十四条の二第一項本文の指定の効力が失われたとき。	同法第百十五条の十九の規定による同法第五十四条の二第一項本文の指定の全部又は一部の効力の停止があつたとき。
その事業として介護予防支援計画を作成する者	介護保険法第五十八条第一項の指定	同法第百十五条の二十五第二項の規定による指定介護予防支援の事業の廃止があつたとき、同法第百十五条の二十九の規定による同法第五十八条第一項の指定の取消しがあつたとき、又は同法第百十五条の三十一において準用する同法第七十条の二第一項の規定により同法第五十八条第一項の指定の効力が失われたとき。	同法第百十五条の二十九の規定による同法第五十八条第一項の指定の全部又は一部の効力の停止があつたとき。
介護予防・日常生活支援事業者	介護保険法第百十五条の四十五の三第一項の指定	同法第百十五条の四十五の九の規定による同法第百十五条の四十五の三第一項の指定の取消しがあつたとき、又は同法第百十五条の四十五の六第一項の規定により同法第百十五条の四十五の三第一項の指定の効力が失われたとき。	同法第百十五条の四十五の九の規定による同法第百十五条の四十五の三第一項の指定の全部又は一部の効力の停止があつたとき。

別表第三（第八十四条の五関係）

都道府県、市、町、村、特別区、第二十四条第一項及び第三項（これらの規定を同条第九項において準用する場合を含む。）並びに第三十条から第三十七条の二まで（第三十条第二項及び第三十三条第三項を除く。）、第四十七条第一項、第四十八条第四項、第五十条第三項、第五十一条（第五十四条の二第五項及び第六項並びに第五十五条の二において準用する場合を含む。）、第五十五条の四第一項、同条第二項及び第三項（これらの規定を第五十五条の五第二項において準用する場合を含む。）、第五十五条の五第一項、第五十五条

置する 町村	の六、第六十一条、第六十二条第三項及び第四項、第六十三条、第七十六条第一項、第七十七条第二項、第七十八条の二第一項及び第二項、第八十条並びに第八十一条
都道府 県	第二十三条第一項及び第二項、第二十九条第二項、第四十条第二項、第四十一条第二項から第五項まで、第四十二条、第四十三条第一項、第四十四条第一項、第四十五条、第四十六条第二項及び第三項、第四十八条第三項、第四十九条、第四十九条の二第四項（第四十九条の三第四項及び第五十四条の二第五項において準用する場合を含む。）並びに第五十四条の二第六項及び第五十五条第二項において準用する第四十九条の二第一項、第四十九条の三第一項、第五十条第二項、第五十条の二及び第五十一条第二項（これらの規定を第五十四条の二第五項及び第六項並びに第五十五条第二項において準用する場合を含む。）、第五十三条第一項及び第三項（これらの規定を第五十四条の二第五項及び第六項並びに第五十五条の二において準用する場合を含む。）、第五十四条第一項（第五十四条の二第五項及び第六項並びに第五十五条第二項において準用する場合を含む。）、第五十四条の二第一項、第五十五条第一項、第五十五条の三、第六十五条第一項、第七十四条第二項第二号及び第三号、第七十七条第一項、第七十七条の二第一項、同条第二項（第七十八条第四項において準用する場合を含む。）、第七十八条第一項から第三項まで並びに第八十三条の二並びに第七十四条の二において準用する社会福祉法第五十八条第二項から第四項まで
市町村	第二十九条第二項、第四十三条第二項、第七十七条第一項、第七十七条の二第一項、同条第二項（第七十八条第四項において準用する場合を含む。）及び第七十八条第一項から第三項まで並びに第七十四条の二において準用する社会福祉法第五十八条第二項から第四項まで
福祉事 務所を 設置し ない町 村	第十九条第六項及び第七項、第二十四条第十項並びに第二十五条第三項

【別添 1】

生活扶助基準額（令和 2 年 10 月改定反映）

○第 1 類費、第 2 類費 合算額（単位：円）

年齢区分 世帯人員	1 級地 - 1	1 級地 - 2	2 級地 - 1	2 級地 - 2	3 級地 - 1	3 級地 - 2
18～19 歳 1 人	77,050	73,830	71,460	71,460	68,430	66,940

※令和 2 年 10 月改定に基づく計算式等については参考 2 を参照のこと。

○冬季加算（単位：円）

冬季加算区分 ・世帯人員	加算額	加算される期間
I 区・1 人	12,780	10 月から 4 月まで
II 区・1 人	9,030	10 月から 4 月まで
III 区・1 人	7,460	11 月から 4 月まで
IV 区・1 人	6,790	11 月から 4 月まで
V 区・1 人	4,630	11 月から 3 月まで
VI 区・1 人	2,630	11 月から 3 月まで

（冬季加算地区区分）

地区別	I 区	II 区	III 区	IV 区	V 区	VI 区
都道府県名	北海道 青森県 秋田県	岩手県 山形県 新潟県	宮城県 福島県 富山県 長野県	石川県 福井県	栃木県 群馬県 山梨県 岐阜県 鳥取県 島根県	その他

○期末一時扶助費 [12 月のみ]（単位：円）

世帯人員	1 級地 - 1	1 級地 - 2	2 級地 - 1	2 級地 - 2	3 級地 - 1	3 級地 - 2
1 人	14,160	13,520	12,880	12,250	11,610	10,970

令和5年度

生活保護基準額表(2級地-1・前橋市、高崎市)(令和5年4月～)

第1類

Table with 3 columns: 年齢, 基準額①, 基準額②. Rows include age groups from 0-2 to 75+.

適減率

Table with 3 columns: 世帯人員, 率①, 率②. Rows include household sizes from 1 to 10+.

第2類、冬季加算及び期末一時扶助

Table with 5 columns: 世帯人員, 基準額①, 基準額②, 冬季加算V区(注), 期末一時扶助. Rows include household sizes from 1 to 10+.

(注)局第7-2-(1)-アに該当する者には特別基準(1.3倍)を適用

入院患者及び県内救護施設

Table with 4 columns: 区分, 入院患者, 介護施設入所者, 県内救護施設(注). Rows include basic amounts and seasonal adjustments.

(注)局第7-2-(1)-ケにより2級地を適用

住宅扶助

Table with 7 columns: 世帯人員, 家賃、間代、地代等(月額), 敷金等の上限, 契約更新料の上限, 住宅維持費(年額). Rows include household sizes and room area categories.

教育扶助

Table with 3 columns: 区分, 小学校等, 中学校等. Rows include basic amounts, school fees, learning support fees, etc.

その他の扶助

Table with 2 columns: 区分, 基準額. Rows include childbirth assistance, funeral assistance, vocational fees, etc.

【基準生活費の算定】
A+B+C
A 1類①×率①+2類①(合計額①)
1類②×率②+2類②(合計額②)
合計額①×0.855>合計額②のときは、
合計額①×0.855をAとする。
合計額①×0.855<合計額②のときは、
合計額②をAとする。
B 経過的加算額(別紙1～3)
C 地区別季節加算額
※円未満切り捨て後、
10円未満端数切り上げ

障害者加算

区分	在宅	入院・入所
(2)のA	24,940円	22,310円
(2)のイ	16,620円	14,870円
(3)	14,850円	
(4)	12,450円	
(5)	70,520円以内	
[特] (厚労大臣承認の特別基準)	105,800円以内 (158,900円以内)	

R5.7.1～
15,220円
12,760円**児童養育加算**

児童の 養育者	高等学校等修了前	10,190円
------------	----------	---------

母子加算

区分	在宅	入院・入所
児童1人	17,400円	19,350円
児童2人	21,800円	20,910円
1人増すごとに	2,700円	770円

【児童】18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者、又は20歳未満で障害者加算に該当する者

その他の加算

妊婦加算	妊娠6ヶ月未満	9,130円
	妊娠6ヶ月以上	13,790円
産婦加算	8,480円	
在宅患者加算	13,270円	
放射線障害者加算	(1)	44,620円
	(2)	22,310円
介護保険料加算	納付すべき介護保険料額 (特別徴収を除く)	

各種控除

新規就労控除(6ヶ月間)	月額	11,900円
20歳未満控除	月額	11,600円

一時扶助

布団類	再生	1組	14,200円以内
	新規	1組	20,800円以内
平常着	1人		14,600円以内
新生児用品等	53,500円以内		
入院時寝巻等	4,500円以内		
紙おむつ等	21,700円以内		
災害にあい 災害救助法 が発動され ない場合の 布団類・被 服	世帯人員	夏季(4～9月)	冬季(10～3月)
	2人まで	20,600円以内	37,000円以内
	4人まで	39,300円以内	62,700円以内
	5人	50,500円以内	79,700円以内
	1人を増 すことに	7,300円以内	10,900円以内
家具什器費 (暖房器具・冷房器具を除く。)	32,300円以内 [特] 51,500円以内		
暖房器具	24,000円以内 [特] 62,000円以内		
冷房器具	62,000円以内		
移送費	交通費、宿泊料、飲食物費、日当 (日当は委託使役者に限る。)		
入学 準備金	小学校等	64,300円以内	
	中学校等	81,000円以内	
就労活動促進費	月額	5,000円	
配電設備費 水道・井戸、下水道設備費 液化石油ガス設備費	128,000円以内 [特] 180,000円以内		
家財保管料	[特]月額	14,000円以内	
家財処分料	[特]	必要最小限度の額	
妊娠定期検査料	[特]	必要最小限度の額	
除雪費	[特]	33,000円以内	

不動産鑑定費用

区分	基準額
保護の申請を行った者又は保護受給中の者が、要保護世帯向け長期生活支援資金を利用(貸付審査により貸付の利用に至らなかった場合も含む。)する場合	不動産鑑定(再評価に要する費用を除く。)及び抵当権等の設定登記その他のために必要な額

【級地区分】

- 2級地-1: 前橋市、高崎市、桐生市(3市)
 3級地-1: 伊勢崎市、太田市、沼田市、館林市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、草津町、みなかみ町、大泉町(11市町)
 3級地-2: みどり市、上記以外の町村(21市町村)

令和5年度

生活保護基準額表(2級地-1・桐生市)

(令和5年4月~)

第1類

Table with 3 columns: 年齢 (Age), 基準額① (Standard Amount 1), 基準額② (Standard Amount 2). Rows range from 0~2 to 75+.

通減率

Table with 3 columns: 世帯人員 (Household Members), 率① (Rate 1), 率② (Rate 2). Rows range from 1 person to 10+ people.

第2類、冬季加算及び期末一時扶助

Table with 5 columns: 世帯人員 (Household Members), 基準額① (Standard Amount 1), 基準額② (Standard Amount 2), 冬季加算V区(注) (Winter Addition V District), 期末一時扶助 (End-of-Year One-time Assistance). Rows range from 1 person to 10+ people.

(注)局第7-2-(1)-アに該当する者には特別基準(1.3倍)を適用

入院患者及び県内介護施設

Table with 4 columns: 区分 (Category), 入院患者 (Inpatient), 介護施設入所者 (Nursing Home Resident), 県内介護施設(注) (In-county Nursing Home). Rows include 基準額 (Standard Amount), 冬季加算 (Winter Addition), 期末一時扶助費 (End-of-Year One-time Assistance Fee), and 介護施設入所者加算 (Nursing Home Resident Addition).

(注)局第7-2-(1)-ケにより2級地を適用

住宅扶助

Table with 6 columns: 世帯人員 (Household Members), 床面積 (Floor Area), 家賃、間代、地代等(月額) (Rent, etc. Monthly), 敷金等の上限 (Limit on Deposits), 契約更新料の上限 (Limit on Renewal Fees), 住宅維持費(年額) (Annual Housing Maintenance Fee). Rows range from 1 person to 7+ people.

教育扶助

Table with 3 columns: 区分 (Category), 小学校等 (Elementary School), 中学校等 (Middle School). Rows include 基準額 (Standard Amount), 学級費 (Class Fee), 学習支援費 (Learning Support Fee), 教材代 (Textbook Cost), 給食費 (Lunch Fee), 通学のための交通費 (Transportation for School), 災害時等の学用品費の再支給 (Re-issuance of School Supplies), and その他 (Others).

その他の扶助

Table with 2 columns: 区分 (Category), 基準額 (Standard Amount). Rows include 出産扶助 (Childbirth Assistance), 葬祭扶助 (Funeral Assistance), 生業費 (Livelihood Expenses), 技能修得費 (Skill Acquisition Expenses), 高等学校就学費 (High School Tuition), and 就職支度費 (Job Preparation Expenses).

【基準生活費の算定】
A+B+C
A 1期①×率①+2期①(合計額①)
1期②×率②+2期②(合計額②)
合計額①×0.855>合計額②のときは、合計額①×0.855をAとする。
合計額①×0.855<合計額②のときは、合計額②をAとする。
B 経過的加算額(別紙1~3)
C 地区別冬期加算額
※円未満切り捨て後、10円未満端数切り上げ

障害者加算

区分	在宅	入院・入所
(2)のA	24,940円	22,310円
(2)のイ	16,620円	14,870円
(3)	14,850円	
(4)	12,450円	
(5)	70,520円以内	
[特]	105,800円以内	
(厚労大臣承認の特別基準)	(158,900円以内)	

R5.7.1～

15,220円

12,760円

児童養育加算

児童の 養育者	高等学校等修了前	10,190円
------------	----------	---------

母子加算

区分	在宅	入院・入所
児童1人	17,400円	19,350円
児童2人	21,800円	20,910円
1人増すごとに	2,700円	770円

【児童】18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者、又は20歳未満で障害者加算に該当する者

その他の加算

妊婦加算	妊娠6ヶ月未満	9,130円
	妊娠6ヶ月以上	13,790円
産婦加算	8,480円	
在宅患者加算	13,270円	
放射線障害者加算	(1)	44,620円
	(2)	22,310円
介護保険料加算	納付すべき介護保険料額 (特別徴収を除く)	

各種控除

新規就労控除(6ヶ月間)	月額	11,900円
20歳未満控除	月額	11,600円

一時扶助

布団類	再生	1組	14,200円以内
	新規	1組	20,800円以内
平常着	1人	14,600円以内	
新生児用品等	53,500円以内		
入院時寝巻等	4,500円以内		
紙おむつ等	21,700円以内		
災害にあい 災害救助法 が発動され ない場合の 布団類・被 服	世帯人員	夏季(4~9月)	冬季(10~3月)
	2人まで	20,600円以内	37,000円以内
	4人まで	39,300円以内	62,700円以内
	5人	50,500円以内	79,700円以内
	1人を増 すごとに	7,300円以内	10,900円以内
家具什器費 (暖房器具・冷房器具を除く。)	32,300円以内 [特] 51,500円以内		
暖房器具	24,000円以内 [特] 62,000円以内		
冷房器具	62,000円以内		
移送費	交通費、宿泊料、飲食物費、日当 (日当は委託使役者に限る。)		
入学 準備金	小学校等	64,300円以内	
	中学校等	81,000円以内	
就労活動促進費	月額	5,000円	
配電設備費 水道・井戸、下水道設備費 液化石油ガス設備費	128,000円以内		
	[特]	180,000円以内	
家財保管料	[特]月額	14,000円以内	
家財処分料	[特]	必要最小限度の額	
妊娠定期検査料	[特]	必要最小限度の額	
除雪費	[特]	33,000円以内	

不動産鑑定費用

区分	基準額
保護の申請を行った者又は 保護受給中の者が、要保護 世帯向け長期生活支援資金 を利用(貸付審査により貸付 の利用に至らなかった場合も 含む。)する場合	不動産鑑定(再評価に要する費用を 除く。)及び抵当権等の設定登記その 他のために必要な額

【級地区分】

2級地-1: 前橋市、高崎市、桐生市(3市)

3級地-1: 伊勢崎市、太田市、沼田市、館林市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、草津町、みなかみ町、大泉町(11市町)

3級地-2: みどり市、上記以外の町村(21市町村)

令和5年度

生活保護基準額表(3級地-1)

(令和5年4月~)

第1類

Table with 3 columns: 年齢 (Age), 基準額① (Standard Amount 1), 基準額② (Standard Amount 2). Rows range from 0~2 to 75+.

通減率

Table with 3 columns: 世帯人員 (Household Members), 率① (Rate 1), 率② (Rate 2). Rows range from 1 person to 10+ people.

第2類、冬季加算及び期末一時扶助

Table with 5 columns: 世帯人員 (Household Members), 基準額① (Standard Amount 1), 基準額② (Standard Amount 2), 冬季加算V区(注) (Winter Addition V-zone), 期末一時扶助 (End-term One-time Assistance). Rows range from 1 person to 10+ people.

(注)局第7-2-(1)-アに該当する者には特別基準(1.3倍)を適用

入院患者及び県内介護施設

Table with 4 columns: 区分 (Category), 入院患者 (Inpatients), 介護施設入所者 (Nursing Home Residents), 県内介護施設(注) (In-county Nursing Home (Note)). Rows include 基準額 (Standard Amount), 冬季加算 (Winter Addition), 期末一時扶助費 (End-term One-time Assistance Fee), and 介護施設入所者加算 (Nursing Home Resident Addition).

(注)局第7-2-(1)-ケにより2級地を適用

住宅扶助

Table with 6 columns: 世帯人員 (Household Members), 家賃、間代、地代等(月額) (Rent, Agency Fee, Landlord Fee, etc. (Monthly)), 敷金等の上限 (上限の特別基準) (Upper Limit of Deposit, etc. (Special Standard of Prefecture)), 契約更新料の上限 (上限の特別基準) (Upper Limit of Contract Renewal Fee (Special Standard of Prefecture)), 住宅維持費(年額) (Annual Housing Maintenance Fee). Rows range from 1 person to 7+ people.

教育扶助

Table with 3 columns: 区分 (Category), 小学校等 (Elementary School), 中学校等 (Junior High School). Rows include 基準額 (Standard Amount), 学級費 (Class Fee), 学習支援費 (年間上限額) (Learning Support Fee (Annual Upper Limit)), 教材代 (Textbook Fee), 給食費 (Lunch Fee), 通学のための交通費 (Transportation Fee for Commuting), 災害時等の学用品費の再支給 (Repayment of School Supplies Fee in Disaster Times), and 其他 (Others).

【基準生活費の算定】

A + B + C

A 1類①×率①+2類①(合計額①)
1類②×率②+2類②(合計額②)
合計額①×0.855>合計額②のときは、
合計額①×0.855をAとする。
合計額①×0.855<合計額②のときは、
合計額②をAとする。

B 経済的加算額(別紙1~3)

C 地区別冬期加算額

※円未満切り捨て後、
10円未満端数切り上げ

その他の扶助

Table with 2 columns: 区分 (Category), 基準額 (Standard Amount). Rows include 出産扶助 (Childbirth Assistance), 葬祭扶助 (Funeral Assistance), 生業費 (Livelihood Expenses), 技能修得費 (高等学校就学費を除く。) (Skill Acquisition Fee (excluding university tuition)), 高等学校就学費 (University Tuition), 入学科 (Admission Fee), 入学考査料 (Admission Exam Fee), 通学のための交通費 (Transportation Fee for Commuting), 入学準備金 (Admission Preparation Fee), and 就職支度費 (Job Preparation Fee).

障害者加算

区分	在宅	入院・入所
(2)のA	23,060円	22,310円
(2)のイ	15,380円	14,870円
(3)	14,850円	
(4)	12,450円	
(5)	70,520円以内	
[特] (厚労大臣承認の特別基準)	105,800円以内 (158,900円以内)	

R5.7.1～
15,220円
12,760円

児童養育加算

児童の養育者	高等学校等修了前	10,190円
--------	----------	---------

母子加算

区分	在宅	入院・入所
児童1人	16,100円	19,350円
児童2人	20,200円	20,910円
1人増すごとに	2,500円	770円

【児童】18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者、又は20歳未満で障害者加算に該当する者

その他の加算

妊婦加算	妊娠6ヶ月未満	7,760円
	妊娠6ヶ月以上	11,720円
産婦加算	7,210円	
在宅患者加算	11,280円	
放射線障害者加算	(1)	44,620円
	(2)	22,310円
介護保険料加算	納付すべき介護保険料額 (特別徴収を除く)	

各種控除

新規就労控除(6ヶ月間)	月額	11,900円
20歳未満控除	月額	11,600円

一時扶助

布団類	再生	1組	14,200円以内
	新規	1組	20,800円以内
平常着	1人	14,600円以内	
新生児用品等	53,500円以内		
入院時寝巻等	4,500円以内		
紙おむつ等	21,700円以内		
災害におい 災害救助法 が発動され ない場合の 布団類・被 服	世帯人員	夏季(4～9月)	冬季(10～3月)
	2人まで	20,600円以内	37,000円以内
	4人まで	39,300円以内	62,700円以内
	5人	50,500円以内	79,700円以内
	1人を増 すごとに	7,300円以内	10,900円以内
家具什器費 (暖房器具・冷房器具を除く。)	32,300円以内 [特] 51,500円以内		
暖房器具	24,000円以内 [特] 62,000円以内		
冷房器具	62,000円以内		
移送費	交通費、宿泊料、飲食物費、日当 (日当は委託使役者に限る。)		
入学 準備金	小学校等	64,300円以内	
	中学校等	81,000円以内	
就労活動促進費	月額	5,000円	
配電設備費 水道・井戸、下水道設備費 液化石油ガス設備費	128,000円以内		
	[特]	180,000円以内	
家財保管料	[特]月額	14,000円以内	
家財処分料	[特]	必要最小限度の額	
妊娠定期検査料	[特]	必要最小限度の額	
除雪費	[特]	33,000円以内	

不動産鑑定費用

区分	基準額
保護の申請を行った者又は保護受給中の者が、要保護世帯向け長期生活支援資金を利用(貸付審査により貸付の利用に至らなかった場合も含む。)する場合	不動産鑑定(再評価に要する費用を除く。)及び抵当権等の設定登記その他のために必要な額

【級地区分】

- 2級地-1: 前橋市、高崎市、桐生市(3市)
 3級地-1: 伊勢崎市、太田市、沼田市、館林市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、草津町、みなかみ町、大泉町(11市町)
 3級地-2: みどり市、上記以外の町村(21市町村)

令和5年度

生活保護基準額表(3級地-2)

(令和5年4月~)

第1類

Table with 3 columns: 年齢, 基準額①, 基準額②. Rows for ages 0-2 to 75+.

減減率

Table with 3 columns: 世帯人員, 率①, 率②. Rows for household sizes 1 to 10+.

第2類、冬季加算及び期末一時扶助

Table with 5 columns: 世帯人員, 基準額①, 基準額②, 冬季加算V区(注), 期末一時扶助. Rows for household sizes 1 to 10+.

(注)局第7-2-(1)-アに該当する者には特別基準(1.3倍)を適用

入院患者及び県内救護施設

Table with 4 columns: 区分, 入院患者, 介護施設入所者, 県内救護施設(注). Rows for basic rates and seasonal adjustments.

(注)局第7-2-(1)-ケにより2級地を適用

住宅扶助

Table with 6 columns: 世帯人員, 床面積, 家賃、間代、地代等(月額), 敷金等の上限, 契約更新料の上限, 住宅維持費(年額). Rows for household sizes 1 to 7+.

教育扶助

Table with 3 columns: 区分, 小学校等, 中学校等. Rows for basic amounts, school fees, learning support fees, etc.

【基準生活費の算定】

A + B + C

- A 1類①×率①+2類①(合計額①)
1類②×率②+2類②(合計額②)
合計額①×0.855>合計額②のときは、合計額①×0.855をAとする。
合計額①×0.855<合計額②のときは、合計額②をAとする。

B 経過加算額(別紙1~3)

C 地区別冬期加算額

※円未満切り捨て後、10円未満端数切り上げ

その他の扶助

Table with 2 columns: 区分, 基準額. Rows for childbirth assistance, funeral assistance, medical fees, skill acquisition fees, etc.

障害者加算

区分	在宅	入院・入所
(2)のア	23,060円	22,310円
(2)のイ	15,380円	14,870円
(3)	14,850円	
(4)	12,450円	
(5)	70,520円以内	
[特] (厚労大臣承認の特別基準)	105,800円以内 (158,900円以内)	

R5.7.1～
15,220円
12,760円

児童養育加算

児童の 養育者	高等学校等修了前	10,190円
------------	----------	---------

母子加算

区分	在宅	入院・入所
児童1人	16,100円	19,350円
児童2人	20,200円	20,910円
1人増すごとに	2,500円	770円

【児童】18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者、又は20歳未満で障害者加算に該当する者

その他の加算

妊婦加算	妊娠6ヶ月未満	7,760円
	妊娠6ヶ月以上	11,720円
産婦加算	7,210円	
在宅患者加算	11,280円	
放射線障害者加算	(1)	44,620円
	(2)	22,310円
介護保険料加算	納付すべき介護保険料額 (特別徴収を除く)	

各種控除

新規就労控除(6ヶ月間)	月額	11,900円
20歳未満控除	月額	11,600円

一時扶助

布団類	再生	1組	14,200円以内
	新規	1組	20,800円以内
平常着	1人	14,600円以内	
新生児用品等	53,500円以内		
入院時寝巻等	4,500円以内		
紙おむつ等	21,700円以内		
災害にあい 災害救助法 が発動され ない場合の 布団類・被 服	世帯人員	夏季(4～9月)	冬季(10～3月)
	2人まで	20,600円以内	37,000円以内
	4人まで	39,300円以内	62,700円以内
	5人	50,500円以内	79,700円以内
	1人を増すごとに	7,300円以内	10,900円以内
家具什器費 (暖房器具・冷房器具を除く。)	32,300円以内 [特] 51,500円以内		
暖房器具	24,000円以内 [特] 62,000円以内		
冷房器具	62,000円以内		
移送費	交通費、宿泊料、飲食物費、日当 (日当は委託使役者に限る。)		
入学 準備金	小学校等	64,300円以内	
	中学校等	81,000円以内	
就労活動促進費	月額	5,000円	
配電設備費 水道・井戸、下水道設備費 液化石油ガス設備費	128,000円以内 [特] 180,000円以内		
家財保管料	[特]月額	14,000円以内	
家財処分料	[特]	必要最小限度の額	
妊娠定期検査料	[特]	必要最小限度の額	
除雪費	[特]	33,000円以内	

不動産鑑定費用

区分	基準額
保護の申請を行った者又は保護受給中の者が、要保護世帯向け長期生活支援資金を利用(貸付審査により貸付の利用に至らなかった場合も含む。)する場合	不動産鑑定(再評価に要する費用を除く。)及び抵当権等の設定登記その他のために必要な額

【級地区分】

- 2級地-1: 前橋市、高崎市、桐生市(3市)
 3級地-1: 伊勢崎市、太田市、沼田市、館林市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、草津町、みなかみ町、大泉町(11市町)
 3級地-2: みどり市、上記以外の町村(21市町村)

群馬県級地別人口(令和2年国勢調査データによる)

	市町村	人 口	2級地—1合計	3級地—1合計	3級地—2合計
2級地-1	前橋市	332,149	811,567		
	高崎市	372,973			
	桐生市	106,445			
	(小計)	811,567			
3級地-1	伊勢崎市	211,850	861,038		
	太田市	223,014			
	沼田市	45,337			
	館林市	75,309			
	渋川市	74,581			
	藤岡市	63,261			
	富岡市	47,446			
	安中市	54,907			
	草津町	6,049			
	みなかみ町	17,195			
	大泉町	42,089			
	(小計)	861,038			
3級地-2	みどり市	49,648			
	榛東村	14,216			
	吉岡町	21,792			
	上野村	1,128			
	神流町	1,645			
	下仁田町	6,576			
	南牧村	1,611			
	甘楽町	12,491			
	中之条町	15,386			
	東吾妻町	12,728			
	長野原町	5,095			
	嬭恋村	8,850			
	高山村	3,511			
	片品村	3,993			
	川場村	3,480			
	昭和村	6,953			
	玉村町	36,054			
	板倉町	14,083			
	明和町	10,882			
	千代田町	10,861			
邑楽町	25,522				
(小計)	266,505				
	総数(人)	1,939,110	811,567	861,038	266,505
	構成比(%)		41.85%	44.40%	13.74%

(令和2年10月1日現在の市町村の境域による)

北 関 東 三 県 比 較 対 照 表

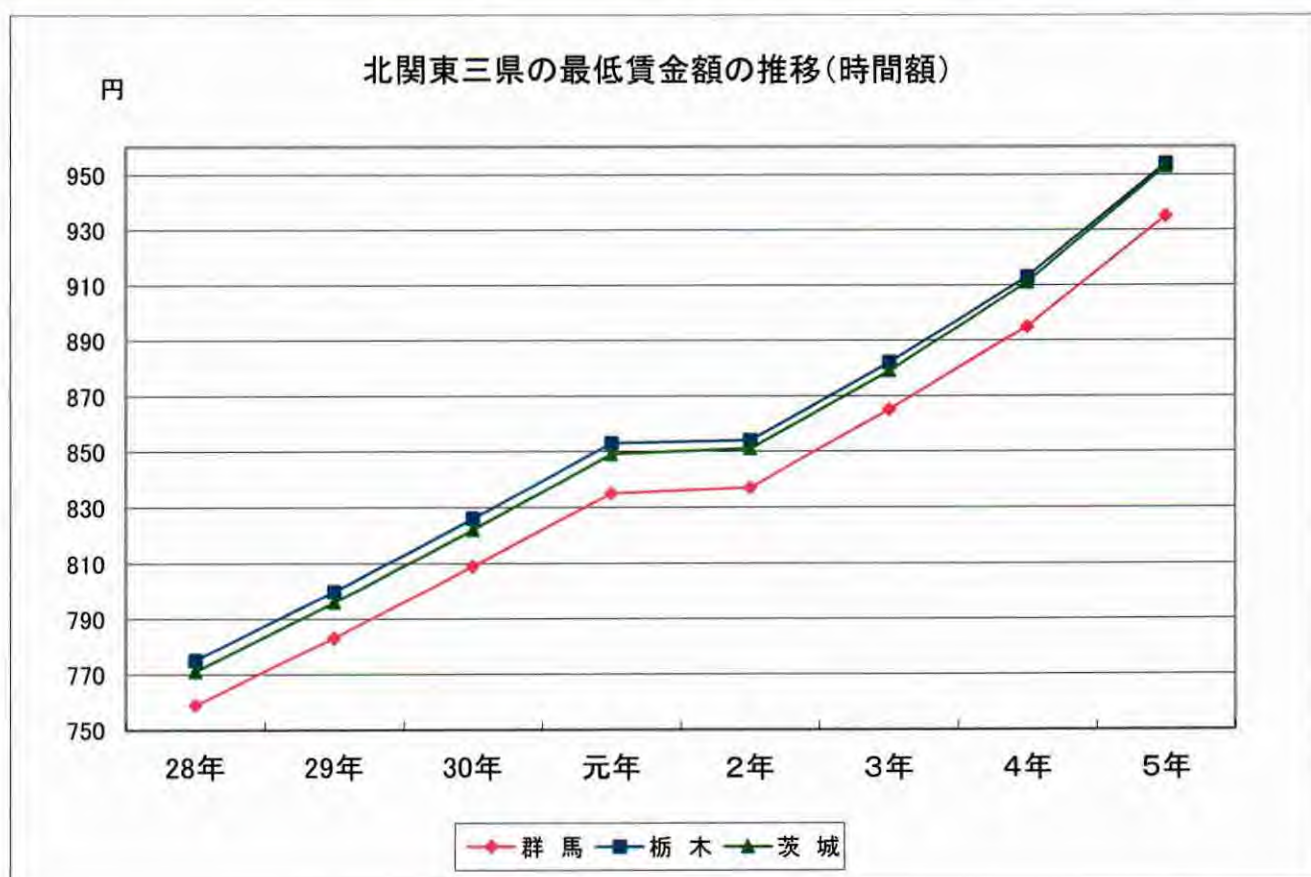
令和6年7月26日

群馬労働局労働基準部賃金室作成

(1) 年度別地域別最低賃金の比較表

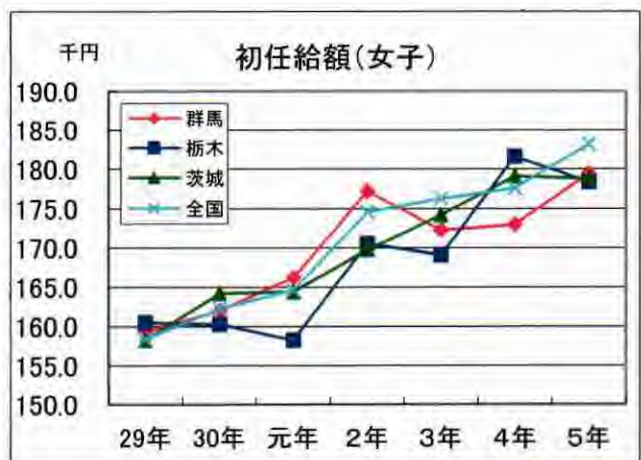
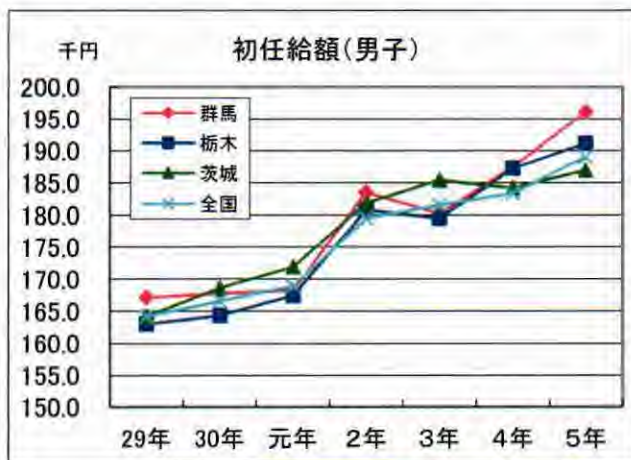
(単位:円)

県名	年	28年	29年	30年	元年	2年	3年	4年	5年
群馬	日額	/	/	/	/	/	/	/	/
	引上げ額	/	/	/	/	/	/	/	/
	時間額	759	783	809	835	837	865	895	935
	引上げ額	22	24	26	26	2	28	30	40
	発効日	10/6	10/7	10/6	10/6	10/3	10/2	10/8	10/5
栃木	日額	/	/	/	/	/	/	/	/
	引上げ額	/	/	/	/	/	/	/	/
	時間額	775	800	826	853	854	882	913	954
	引上げ額	24	25	26	27	1	28	31	41
	発効日	10/1	10/1	10/1	10/1	10/1	10/1	10/1	10/1
	群馬との差(時間額)	16	17	17	18	17	17	18	19
茨城	日額	/	/	/	/	/	/	/	/
	引上げ額	/	/	/	/	/	/	/	/
	時間額	771	796	822	849	851	879	911	953
	引上げ額	24	25	26	27	2	28	32	42
	発効日	10/1	10/1	10/1	10/1	10/1	10/1	10/1	10/1
	群馬との差(時間額)	12	13	13	14	14	14	16	18



(2) 新規高卒者初任給の推移【企業規模10人以上】

		年度	29年	30年	元年	2年	3年	4年	5年
		男子	初任給額 (千円)	群馬	167.1	167.7	168.2	183.5	180.2
栃木	163.0			164.3	167.4	180.8	179.5	187.2	191.1
茨城	164.2			168.6	171.9	181.9	185.4	184.2	186.9
全国	164.2			166.6	168.9	179.5	181.6	183.4	189.0
地域格差 (東京=100)	年度			29年	30年	元年	2年	3年	4年
群馬	96	96	95	101	94	94	100		
	栃木	94	94	95	99	93	94	98	
	茨城	94	96	97	100	96	93	96	
女子	初任給額 (千円)	年度	29年	30年	元年	2年	3年	4年	5年
		群馬	159.3	162.0	166.2	177.2	172.3	173.0	179.4
		栃木	160.5	160.3	158.3	170.6	169.1	181.6	178.4
		茨城	158.3	164.2	164.4	169.8	174.2	179.1	178.8
		全国	158.4	162.3	164.6	174.6	176.3	177.6	183.2
地域格差 (東京=100)	年度	29年	30年	元年	2年	3年	4年	5年	
	群馬	94	93	92	95	81	86	99	
	栃木	94	92	88	91	80	90	98	
	茨城	93	94	91	91	82	89	98	



資料出所:厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

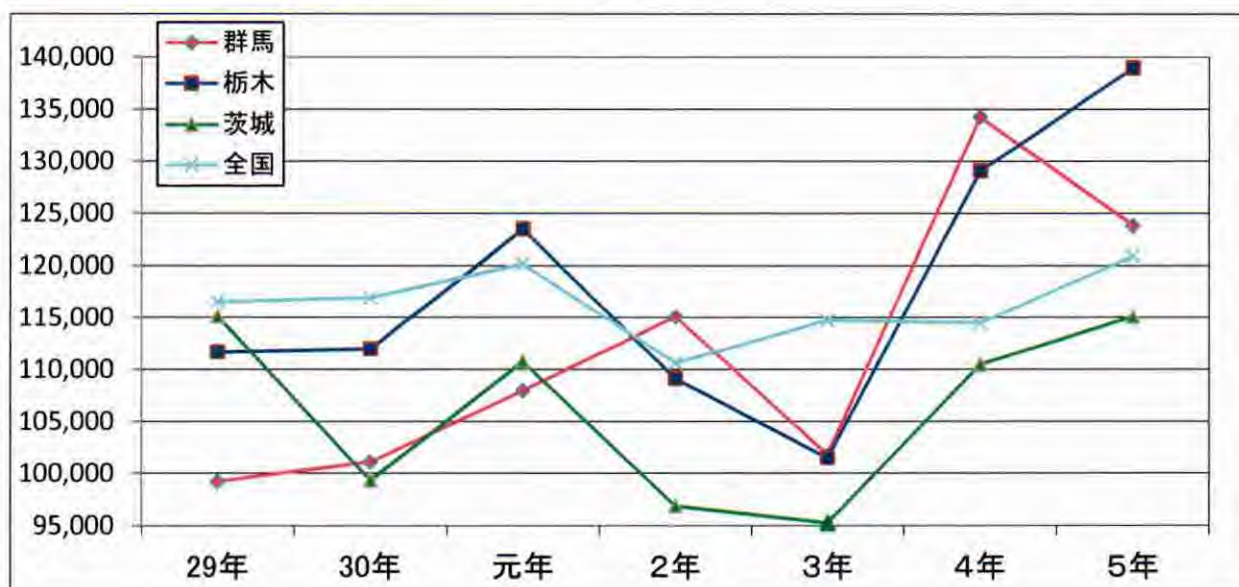
※令和2年調査より、『新規学卒者がいた場合に記入する方法から新規学卒者が抽出された場合に集計に変更』・『通勤手当等を除いて記入する方法から通勤手当等を含んで集計に変更』となっている

(3) 標準生計費の推移【一人世帯】

(各県庁所在都市)

(単位:円)

年度	29年	30年	元年	2年	3年	4年	5年
群馬	99,210	101,110	107,960	115,050	101,790	134,300	123,830
栃木	111,660	111,959	123,483	109,107	101,476	129,091	138,970
茨城	115,084	99,315	110,768	96,857	95,244	110,475	115,057
全国	116,560	116,930	120,190	110,610	114,720	114,480	120,910

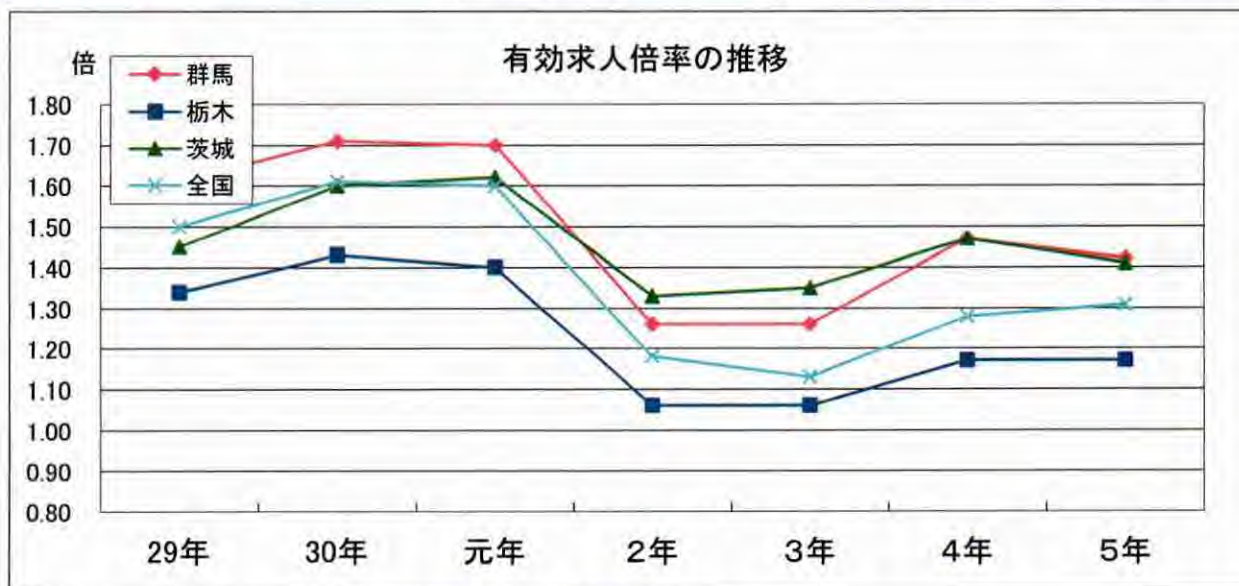


資料出所: 人事院、各都道府県人事委員会「職員の給与に関する報告及び勧告」

(4) 有効求人倍率の推移【パート含む】

(単位:倍)

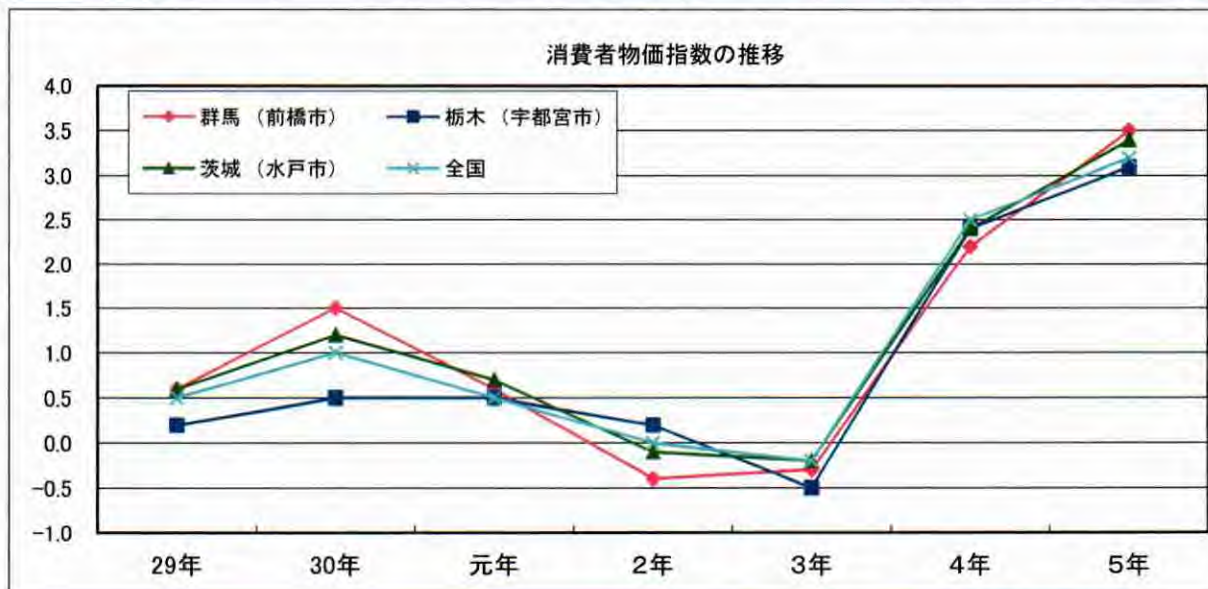
年度	29年	30年	元年	2年	3年	4年	5年
群馬	1.61	1.71	1.70	1.26	1.26	1.47	1.42
栃木	1.34	1.43	1.40	1.06	1.06	1.17	1.17
茨城	1.45	1.60	1.62	1.33	1.35	1.47	1.41
全国	1.50	1.61	1.60	1.18	1.13	1.28	1.31



資料出所: 各労働局、厚生労働省職業安定局「職業安定業務統計」

(5) 都道府県(各県庁所在都市)別消費者物価指数の推移

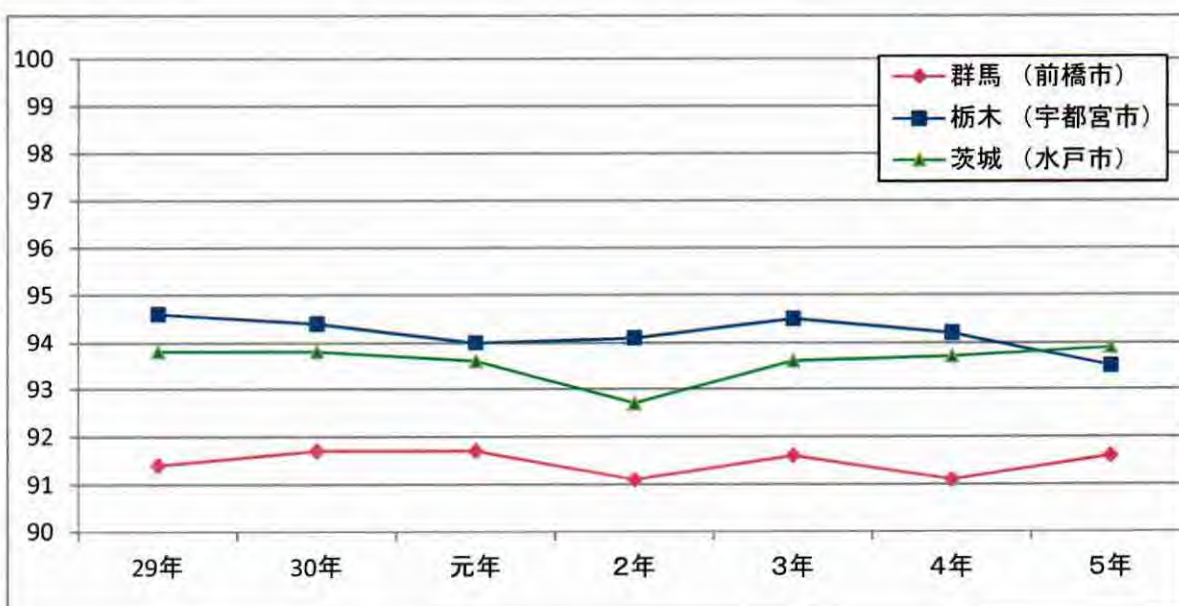
対前年上昇率 %	29年	30年	元年	2年	3年	4年	5年
群馬 (前橋市)	0.6	1.5	0.6	-0.4	-0.3	2.2	3.5
栃木 (宇都宮市)	0.2	0.5	0.5	0.2	-0.5	2.4	3.1
茨城 (水戸市)	0.6	1.2	0.7	-0.1	-0.2	2.4	3.4
全国	0.5	1.0	0.5	0.0	-0.2	2.5	3.2



消費者物価地域差指数

総合
東京都区部=100

	29年	30年	元年	2年	3年	4年	5年
群馬 (前橋市)	91.4	91.7	91.7	91.1	91.6	91.1	91.6
栃木 (宇都宮市)	94.6	94.4	94	94.1	94.5	94.2	93.5
茨城 (水戸市)	93.8	93.8	93.6	92.7	93.6	93.7	93.9



資料出所: 総務省統計局「消費者物価指数」を加工

令和2年までは「平成27年=100」、令和3年からは「令和2年=100」とした数値による。

令和6年2月27日

【照会先】

政策統括官付参事官付雇用・賃金福祉統計室

統計管理官 角井 伸一

室長補佐 前原 庸司

毎勤調整係・企画調整係

(代表電話) 03(5253)1111 (内線7609, 7610)

(直通電話) 03(3595)3145

毎月勤労統計調査 令和5年分結果確報

(前年と比較して)

- 現金給与総額は329,778円(1.2%増)となった。うち一般労働者が436,806円(1.8%増)、パートタイム労働者が104,567円(2.4%増)となり、パートタイム労働者比率が32.24%(0.64ポイント上昇)となった。なお、一般労働者の所定内給与は323,807円(1.6%増)、パートタイム労働者の時間当たり給与は1,279円(3.0%増)となった。
- 就業形態計の所定外労働時間は10.0時間(0.9%減)となった。
- 就業形態計の常用雇用は1.9%増となった。

(事業所規模5人以上、令和5年確報)

区分	就業形態計		一般労働者		パートタイム労働者	
	前年比(差)		前年比(差)		前年比(差)	
月間現金給与額						
	円	%	円	%	円	%
現金給与総額	329,778	1.2	436,806	1.8	104,567	2.4
きまって支給する給与	270,229	1.1	350,430	1.6	101,468	2.6
所定内給与	251,257	1.2	323,807	1.6	98,596	2.5
(時間当たり給与)	—	—	—	—	1,279	3.0
所定外給与	18,972	0.2	26,623	1.0	2,872	1.7
特別に支払われた給与	59,549	1.9	86,376	2.8	3,099	-0.7
実質賃金						
現金給与総額	—	-2.5	—	-2.0	—	-1.3
きまって支給する給与	—	-2.6	—	-2.1	—	-1.1
月間実労働時間数等						
	時間	%	時間	%	時間	%
総実労働時間	136.3	0.1	163.5	0.7	79.3	-0.4
所定内労働時間	126.3	0.2	149.7	0.8	77.1	-0.5
所定外労働時間	10.0	-0.9	13.8	-0.4	2.2	1.6
	日	日	日	日	日	日
出勤日数	17.6	0.0	19.5	0.1	13.6	-0.2
常用雇用						
	千人	%	千人	%	千人	%
本調査期間末	52,282	1.9	35,426	0.9	16,856	3.9
	%	ポイント	%	ポイント	%	ポイント
パートタイム労働者比率	32.24	0.64	—	—	—	—
入職率	2.14	0.09	1.49	0.03	3.50	0.16
離職率	2.01	0.03	1.45	-0.02	3.18	0.09

注1：前年比(差)は、単位が%のものは前年比、ポイント又は日のものは前年差である。

※1 調査結果に関する留意事項については、最終頁の利用上の注意をご覧ください。

※2 毎月勤労統計調査に関する情報は、以下のURL(厚生労働省ホームページ)にも掲載しております。

(<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/30-1.html>)

また、毎月勤労統計調査に関する詳細な結果は、以下のURL(政府統計の総合窓口(e-Stat))に掲載しております。

(<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&toukei=00450071&tstat=000001011791>)

付表 前年比 (%)、前年差 (ポイント) の推移 (調査産業計、事業所規模5人以上)

年月	賃										労働時間			常用雇用 ポイント 労働者 比率			
	現金給与総額					実質賃金(総額)					(参考) 消費者物価指数						
	きま て支 給す る給 与		所定内 給与		特別に 支払わ れた給 与	所定外 給与		総実労働時間			所定内 労働時 間	所定外 労働時 間	製造業				
	一般	パート	一般	パート		一般	パート	所定内 労働時 間	所定外 労働時 間	製造業							
%	(注1) 時間当	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%					
平成28年	0.6	1.0	0.2	0.5	0.3	0.6	1.5	-0.5	2.5	0.8	-0.1	-0.6	-0.4	-1.5	1.2	0.22	
平成29年	0.4	0.5	0.5	0.5	0.5	0.4	2.4	0.5	0.6	-0.2	0.6	-0.2	-0.4	1.1	2.5	0.06	
平成30年	1.4	1.6	0.9	1.0	0.8	1.0	2.3	0.7	3.6	0.2	1.2	-0.8	-0.8	-1.5	1.1	0.19	
令和元年	-0.4	0.3	-0.2	0.5	-0.1	0.6	2.7	-0.8	-1.0	-1.0	0.6	-2.2	-2.2	-1.9	2.0	0.65	
令和2年	-1.2	-1.7	-0.7	-1.1	0.2	-0.1	3.9	-12.1	-3.6	-1.2	0.0	-2.8	-2.0	-13.2	1.0	-0.40	
令和3年	0.3	0.5	0.5	0.8	0.3	0.4	0.8	3.9	-0.8	0.6	-0.3	0.6	0.4	5.1	1.2	0.15	
令和4年	2.0	2.3	1.4	1.6	1.1	1.3	1.6	5.0	4.6	-1.0	3.0	0.1	-0.3	4.6	0.9	0.32	
令和5年	1.2	1.8	1.1	1.6	1.2	1.6	3.0	0.3	2.0	-2.5	3.8	0.1	0.2	-0.9	1.9	0.62	
令和5年	1.2	1.8	1.1	1.6	1.2	1.6	3.0	0.2	1.9	-2.5	3.8	0.1	0.2	-0.9	1.9	0.64	
令和4年1月～3月	1.5	1.5	1.1	1.2	0.9	0.8	1.6	4.5	9.4	0.5	1.0	-0.3	-0.6	4.3	0.6	0.12	
4月～6月	1.5	1.9	1.4	1.6	1.1	1.4	1.2	5.1	2.5	-1.2	2.9	0.2	-0.2	5.3	0.8	0.49	
7月～9月	1.7	2.0	1.5	1.7	1.3	1.4	1.1	5.2	2.8	-1.7	3.4	1.1	0.8	5.2	1.1	0.39	
10月～12月	2.9	3.2	1.6	1.9	1.3	1.6	2.3	5.3	6.2	-1.7	4.6	-0.7	-1.2	3.7	1.1	0.26	
令和5年1月～3月	0.9	1.6	0.8	1.3	0.7	1.3	1.8	1.0	6.5	-3.2	4.3	0.7	0.6	1.4	1.7	0.81	
4月～6月	2.0	2.6	1.3	1.7	1.3	1.7	2.6	0.6	5.1	-1.8	4.0	0.5	0.6	-0.6	1.8	0.53	
7月～9月	0.9	1.4	1.1	1.7	1.2	1.8	3.6	-0.1	-0.7	-2.6	3.7	-0.6	-0.5	-2.0	1.9	0.61	
10月～12月	1.0	1.5	1.2	1.6	1.3	1.7	4.0	-0.4	0.5	-2.4	3.4	-0.1	0.2	-2.5	2.0	0.57	
令和5年10月～12月	0.9	1.5	1.2	1.6	1.2	1.7	4.0	0.6	0.5	-2.5	3.4	0.2	0.2	-2.5	2.0	0.57	
速報→ 確報→																	

注1：パート時間当は、所定内給与(パートタイム労働者)を所定内労働時間(パートタイム労働者)で除して算出している。

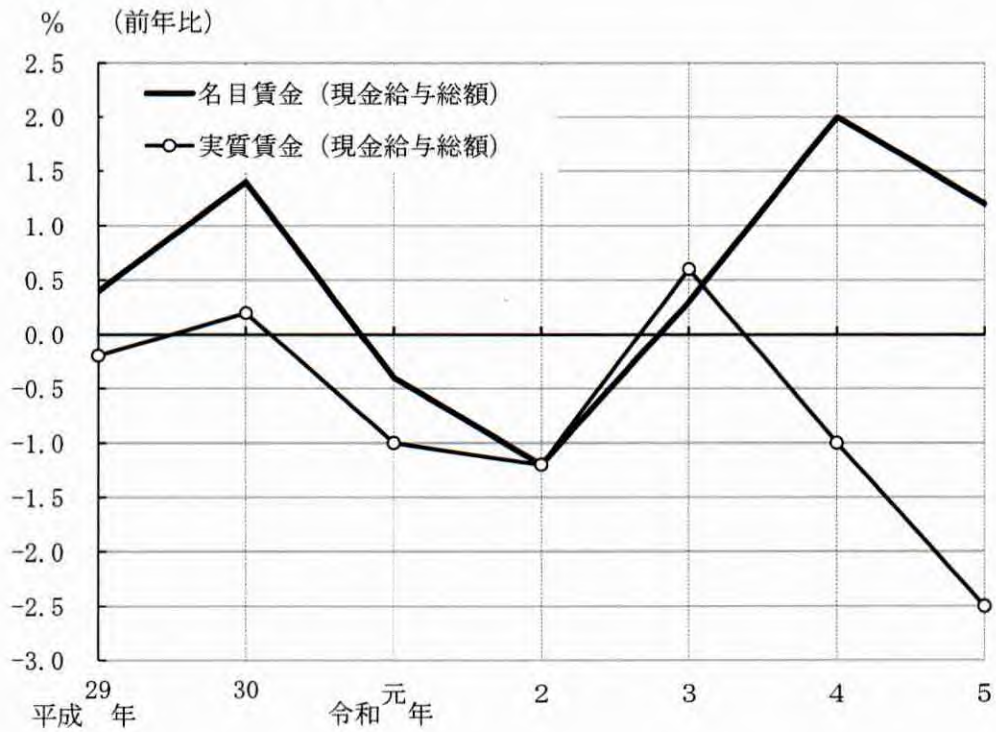
注2：実質賃金(総額)は、現金給与総額指数を消費者物価指数(持家の帰属家賃を除く総合)で除して算出している。

注3：消費者物価指数は、総務省で公表している消費者物価指数(持家の帰属家賃を除く総合)の前年比を掲載している。

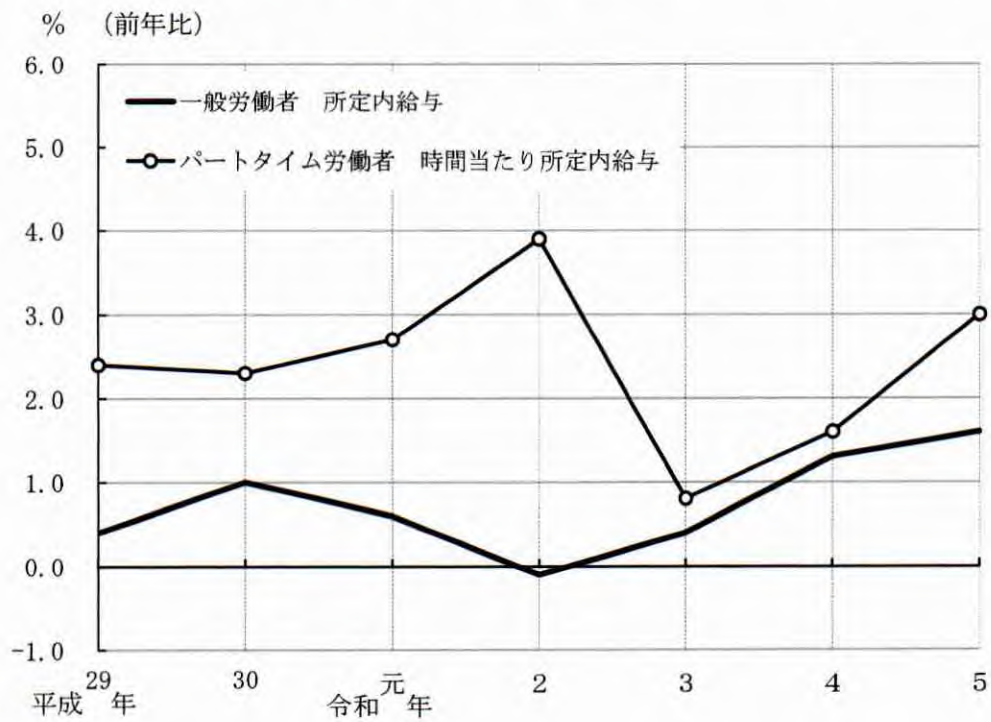
注4：パートタイム労働者比率は、前年差(ポイント)の推移となつている。

注5：rは速報から確報時に改訂(revised)された値を示す。

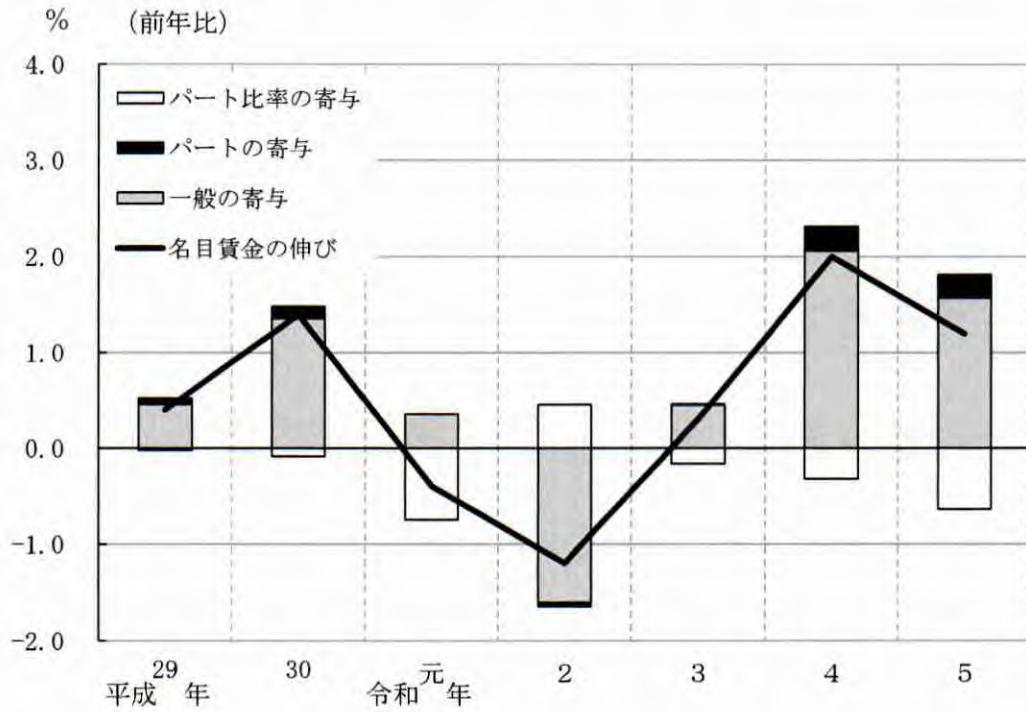
1-1図 賃金の動き 労働者全体



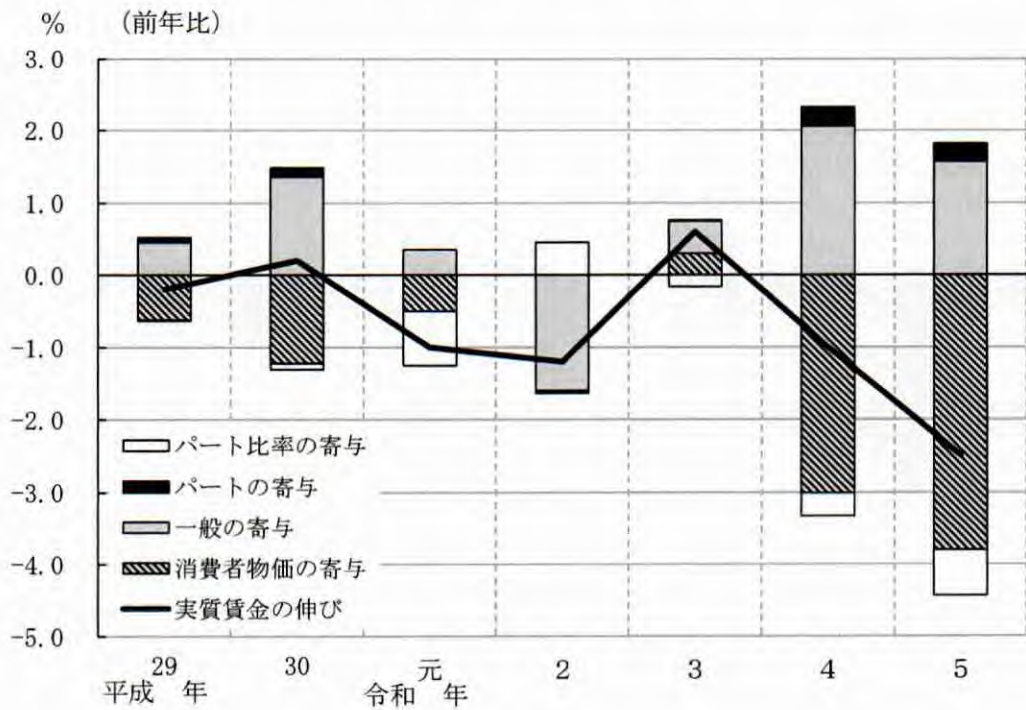
1-2図 賃金の動き 一般労働者とパートタイム労働者



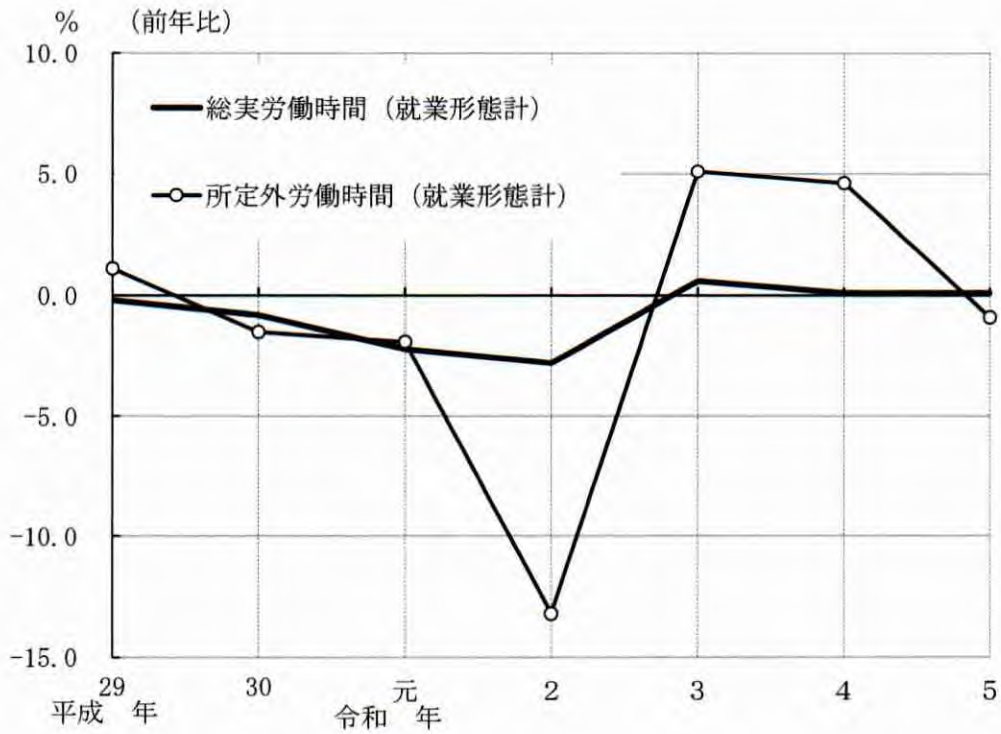
1-3図 名目賃金（現金給与総額）の前年比の要因分解



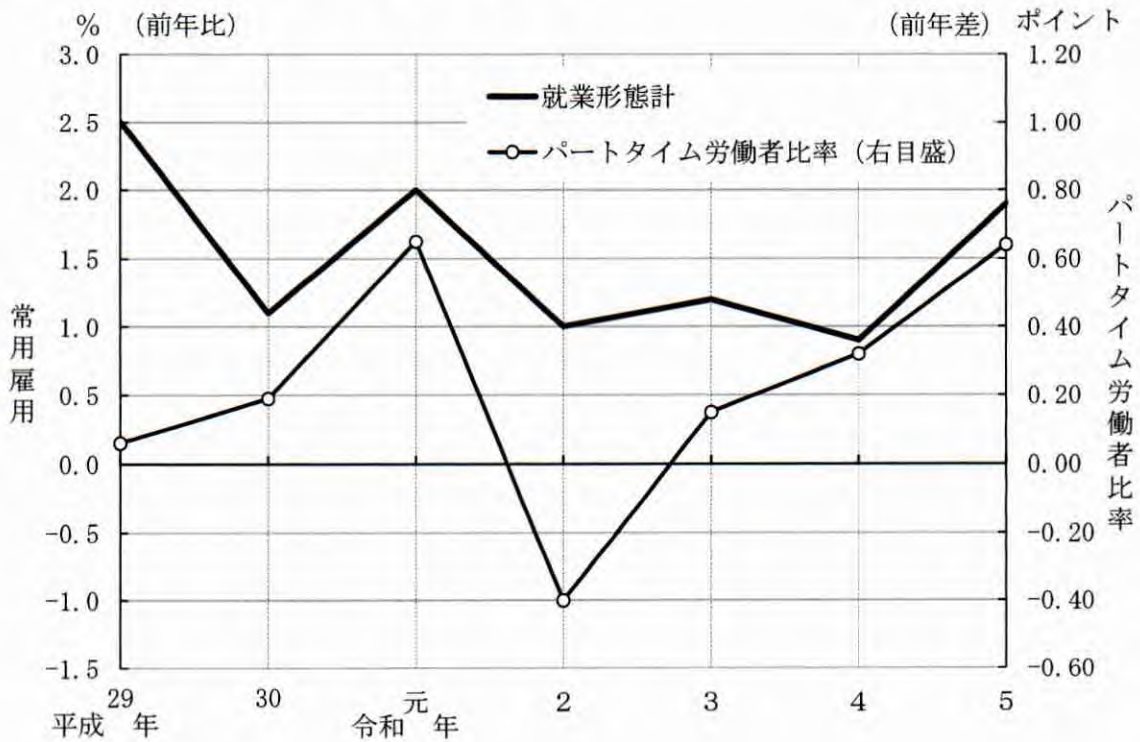
1-4図 実質賃金（現金給与総額）の前年比の要因分解



2図 労働時間の動き



3図 常用雇用、パートタイム労働者比率の動き



統 計 表
第 1 表 月間現金給与額

(事業所規模5人以上、令和5年確報)

産 業	現金給与総額		きまって支給する給与		所定内給与		所定外給与		特別に支払われた給与	
	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比
	円	%	円	%	円	%	円	%	円	%
就業形態計										
調査産業計	329,778	1.2	270,229	1.1	251,257	1.2	18,972	0.2	59,549	1.9
鉱業、採石業等	425,343	-6.1	331,545	-7.9	306,927	-8.8	24,618	6.0	93,798	0.7
建設業	430,708	-0.2	351,903	0.0	327,338	0.3	24,565	-4.4	78,805	-1.2
製造業	398,249	1.7	314,430	1.3	285,032	1.7	29,398	-2.4	83,819	3.7
電気・ガス業	563,099	1.2	442,275	1.0	391,019	1.0	51,256	1.6	120,824	1.8
情報通信業	507,096	1.6	390,802	1.6	357,609	1.6	33,193	1.5	116,294	1.6
運輸業、郵便業	379,463	4.4	317,704	3.7	273,803	3.1	43,901	7.2	61,759	9.1
卸売業、小売業	294,142	0.3	242,193	0.5	229,977	0.6	12,216	0.3	51,949	-0.7
金融業、保険業	498,881	3.7	379,533	4.1	355,303	4.5	24,230	-1.5	119,348	2.7
不動産・物品賃貸業	422,629	7.1	327,903	5.2	306,031	5.1	21,872	7.6	94,726	14.1
学術研究等	492,444	0.7	382,231	1.6	355,229	1.7	27,002	0.3	110,213	-2.5
飲食サービス業等	131,845	2.4	123,468	1.7	116,503	1.1	6,965	11.1	8,377	14.0
生活関連サービス等	221,306	2.6	199,002	1.3	190,235	1.4	8,767	0.7	22,304	14.0
教育、学習支援業	377,488	1.3	293,359	0.6	286,267	0.5	7,092	5.8	84,129	3.9
医療、福祉	303,707	0.5	259,026	0.7	244,615	0.8	14,411	-1.9	44,681	-0.1
複合サービス事業	382,063	3.4	298,624	2.6	280,130	2.2	18,494	9.2	83,439	6.2
その他のサービス業	278,568	3.7	241,994	3.3	222,884	3.3	19,110	3.6	36,574	7.3
一般労働者										
調査産業計	436,806	1.8	350,430	1.6	323,807	1.6	26,623	1.0	86,376	2.8
鉱業、採石業等	430,600	-6.6	335,345	-8.3	310,385	-9.3	24,960	5.4	95,255	-0.3
建設業	448,888	-0.4	365,731	-0.3	339,838	0.0	25,893	-4.7	83,157	-1.3
製造業	439,740	1.6	343,656	1.2	310,678	1.5	32,978	-2.5	96,084	3.5
電気・ガス業	583,326	1.1	457,273	1.0	403,412	0.9	53,861	1.6	126,053	1.7
情報通信業	533,212	1.3	409,172	1.4	373,994	1.4	35,178	1.5	124,040	1.0
運輸業、郵便業	425,772	4.1	353,181	3.3	302,705	2.7	50,476	6.9	72,591	8.6
卸売業、小売業	441,811	1.5	351,888	1.6	331,895	1.6	19,993	2.1	89,923	1.1
金融業、保険業	535,935	2.6	404,312	3.1	377,677	3.5	26,635	-2.4	131,623	1.5
不動産・物品賃貸業	497,058	4.0	380,521	2.4	354,099	2.3	26,422	3.7	116,537	9.9
学術研究等	533,150	0.6	411,245	1.5	381,462	1.7	29,783	0.0	121,905	-2.4
飲食サービス業等	335,913	8.2	298,641	6.6	274,505	5.4	24,136	21.3	37,272	24.4
生活関連サービス等	343,819	6.2	301,273	4.7	286,218	4.7	15,055	5.3	42,546	18.6
教育、学習支援業	518,637	0.7	394,968	-0.2	384,744	-0.3	10,224	4.9	123,669	3.5
医療、福祉	393,338	0.1	328,814	0.2	308,364	0.3	20,450	-2.2	64,524	0.1
複合サービス事業	431,736	3.4	332,462	2.7	311,757	2.1	20,705	11.2	99,274	6.0
その他のサービス業	345,430	3.1	294,707	2.6	269,523	2.4	25,184	3.0	50,723	6.3
パートタイム労働者										
調査産業計	104,567	2.4	101,468	2.6	98,596	2.5	2,872	1.7	3,099	-0.7
鉱業、採石業等	123,335	-18.1	113,242	-15.1	108,321	-15.2	4,921	-12.5	10,093	-41.5
建設業	132,401	4.0	125,005	3.7	122,238	3.5	2,767	15.2	7,396	8.0
製造業	131,561	3.3	126,576	3.2	120,184	3.5	6,392	-1.4	4,985	3.3
電気・ガス業	178,976	3.0	157,459	4.4	155,660	4.4	1,799	2.2	21,517	-5.9
情報通信業	136,864	4.5	130,382	4.0	125,329	4.9	5,053	-13.5	6,482	14.1
運輸業、郵便業	130,707	4.5	127,137	5.0	118,551	4.9	8,586	6.5	3,570	-8.6
卸売業、小売業	100,881	1.8	98,630	1.9	96,593	2.0	2,037	-2.0	2,251	-1.9
金融業、保険業	168,839	9.9	158,826	10.0	156,017	10.4	2,809	-7.5	10,013	10.2
不動産・物品賃貸業	108,010	2.1	105,480	2.5	102,840	2.4	2,640	7.0	2,530	-13.4
学術研究等	142,455	1.5	132,771	2.6	129,678	2.3	3,093	22.6	9,684	-11.9
飲食サービス業等	77,698	5.1	76,988	5.0	74,579	4.8	2,409	11.4	710	16.4
生活関連サービス等	95,593	-0.3	94,059	-0.3	91,744	-0.1	2,315	-6.8	1,534	0.6
教育、学習支援業	97,208	1.9	91,593	2.0	90,719	1.8	874	9.6	5,615	2.4
医療、福祉	127,841	3.5	122,095	3.6	119,534	3.6	2,561	4.2	5,746	0.5
複合サービス事業	156,486	5.3	144,960	4.0	136,506	4.7	8,454	-7.6	11,526	27.6
その他のサービス業	117,615	4.6	115,101	4.7	110,613	4.7	4,488	1.6	2,514	5.0

注：産業名については、最終頁の利用上の注意4)を参照。

第2表 月間実労働時間及び出勤日数

(事業所規模5人以上、令和5年確報)

産 業	総実労働時間						出 勤 日 数	
			所定内労働時間		所定外労働時間			
	前年比		前年比		前年比		前年差	
	時間	%	時間	%	時間	%	日	日
就業形態計								
調査産業計	136.3	0.1	126.3	0.2	10.0	-0.9	17.6	0.0
鉱業、採石業等	161.9	1.3	148.5	-0.3	13.4	21.2	20.0	-0.2
建設業	164.3	0.4	150.6	0.6	13.7	-1.2	20.1	0.1
製造業	157.0	0.3	143.4	0.8	13.6	-5.5	18.9	0.1
電気・ガス業	154.9	0.6	140.1	0.5	14.8	2.0	18.7	0.2
情報通信業	157.3	0.8	141.8	1.0	15.5	-1.2	18.6	0.1
運輸業、郵便業	167.7	1.6	145.0	1.8	22.7	-0.1	19.4	0.2
卸売業、小売業	129.5	-0.8	122.4	-0.7	7.1	-2.8	17.6	-0.2
金融業、保険業	147.1	1.8	135.0	1.9	12.1	1.0	18.5	0.4
不動産・物品賃貸業	150.8	3.4	138.6	2.9	12.2	8.9	18.7	0.2
学術研究等	154.1	0.6	140.3	0.6	13.8	1.4	18.5	0.0
飲食サービス業等	88.5	-1.1	83.4	-1.6	5.1	9.0	13.7	-0.2
生活関連サービス等	122.2	-1.2	116.1	-1.2	6.1	-1.3	16.8	-0.3
教育、学習支援業	124.3	2.6	114.0	2.3	10.3	6.1	16.3	0.3
医療、福祉	130.1	0.4	125.0	0.5	5.1	0.4	17.5	0.1
複合サービス事業	148.2	1.5	139.0	1.3	9.2	3.5	18.7	0.2
その他のサービス業	139.3	0.9	128.4	0.9	10.9	1.7	17.9	0.1
一般労働者								
調査産業計	163.5	0.7	149.7	0.8	13.8	-0.4	19.5	0.1
鉱業、採石業等	162.9	1.0	149.4	-0.5	13.5	20.6	20.1	-0.2
建設業	168.9	0.3	154.5	0.5	14.4	-1.4	20.4	0.1
製造業	164.5	0.1	149.5	0.8	15.0	-5.6	19.3	0.1
電気・ガス業	157.3	0.5	141.8	0.4	15.5	2.0	18.8	0.1
情報通信業	161.8	0.5	145.6	0.7	16.2	-1.9	18.9	0.1
運輸業、郵便業	179.9	1.4	154.1	1.7	25.8	-0.3	20.1	0.2
卸売業、小売業	163.4	0.5	152.1	0.6	11.3	-0.8	19.7	0.1
金融業、保険業	152.3	1.7	139.1	1.7	13.2	0.5	18.8	0.4
不動産・物品賃貸業	166.1	1.9	151.4	1.5	14.7	5.6	19.7	0.2
学術研究等	161.7	0.6	146.5	0.7	15.2	1.0	19.1	0.1
飲食サービス業等	174.3	3.4	158.4	2.2	15.9	16.5	20.4	0.4
生活関連サービス等	164.5	1.1	154.7	1.0	9.8	2.0	20.2	0.1
教育、学習支援業	158.8	2.1	143.7	1.6	15.1	4.9	19.1	0.4
医療、福祉	156.5	0.3	149.5	0.3	7.0	-0.5	19.5	0.1
複合サービス事業	156.7	1.6	146.6	1.2	10.1	5.7	19.1	0.2
その他のサービス業	160.5	0.4	146.3	0.3	14.2	1.1	19.2	0.0
パートタイム労働者								
調査産業計	79.3	-0.4	77.1	-0.5	2.2	1.6	13.6	-0.2
鉱業、採石業等	106.0	-6.1	99.2	-7.0	6.8	9.9	16.0	0.1
建設業	89.0	1.1	87.2	1.0	1.8	5.8	14.4	-0.1
製造業	108.8	0.9	104.1	1.3	4.7	-7.1	16.6	0.1
電気・ガス業	109.1	1.5	108.2	1.5	0.9	0.0	16.1	0.3
情報通信業	93.4	5.1	88.4	4.1	5.0	26.7	13.9	0.0
運輸業、郵便業	101.7	1.6	96.1	1.7	5.6	-1.4	15.6	0.1
卸売業、小売業	85.1	-1.9	83.4	-1.7	1.7	-8.7	14.9	-0.4
金融業、保険業	100.1	-0.3	98.2	0.0	1.9	-15.0	15.8	-0.1
不動産・物品賃貸業	86.4	-0.7	84.6	-0.7	1.8	-0.5	14.4	-0.5
学術研究等	89.0	-1.1	87.0	-1.4	2.0	18.1	14.0	-0.2
飲食サービス業等	65.8	0.3	63.5	-0.1	2.3	11.0	11.9	-0.1
生活関連サービス等	78.7	-1.5	76.5	-1.5	2.2	-4.0	13.4	-0.3
教育、学習支援業	55.8	3.2	55.0	2.9	0.8	25.3	10.7	0.1
医療、福祉	78.3	1.5	76.9	1.3	1.4	14.0	13.6	0.2
複合サービス事業	109.8	1.3	104.6	1.8	5.2	-10.6	17.0	0.3
その他のサービス業	88.5	1.4	85.5	1.5	3.0	-0.2	14.7	0.0

注：産業名については、最終頁の利用上の注意4)を参照。

第3表 常用雇用及び労働異動率

(事業所規模5人以上、令和5年確報)

産 業	労働者総数				入 職 率		離 職 率	
	前年比		パートタイム労働者比率		前年差		前年差	
			%	ポイント				
就業形態計	千人	%	%	ポイント	%	ポイント	%	ポイント
調査産業計	52,282	1.9	32.24	0.64	2.14	0.09	2.01	0.03
鉱業、採石業等	12	-3.6	1.71	-0.90	1.18	0.31	1.18	-0.49
建設業	2,770	1.3	5.75	-0.30	1.27	0.00	1.22	-0.02
製造業	7,713	0.2	13.47	-0.10	1.11	0.01	1.09	-0.01
電気・ガス業	244	0.1	5.00	-0.03	1.40	0.09	1.35	-0.06
情報通信業	1,628	2.1	6.61	-0.20	1.79	0.06	1.64	-0.03
運輸業、郵便業	3,020	-0.7	15.68	-0.38	1.53	0.12	1.58	0.07
卸売業、小売業	9,580	0.3	43.32	1.07	1.91	0.07	1.87	0.00
金融業、保険業	1,348	-0.7	10.09	-1.01	1.81	0.16	1.87	-0.04
不動産・物品賃貸業	867	2.4	19.15	-3.17	1.93	0.12	1.66	-0.10
学術研究等	1,597	2.3	10.42	-0.01	1.50	0.09	1.33	0.01
飲食サービス業等	5,552	8.3	79.06	2.29	4.68	0.25	4.14	0.20
生活関連サービス等	1,663	2.7	49.40	2.12	3.00	0.25	2.80	0.13
教育、学習支援業	3,407	2.8	33.53	-0.52	2.74	0.16	2.47	0.00
医療、福祉	8,028	1.9	33.78	0.07	1.84	0.08	1.72	0.08
複合サービス事業	388	-2.9	18.04	0.25	1.59	-0.07	1.79	-0.31
その他のサービス業	4,463	2.3	29.35	-0.60	2.59	-0.27	2.47	-0.26
一般労働者	千人	%	%	ポイント	%	ポイント	%	ポイント
調査産業計	35,426	0.9	-	-	1.49	0.03	1.45	-0.02
鉱業、採石業等	11	-2.8	-	-	1.18	0.54	1.18	-0.51
建設業	2,611	1.7	-	-	1.15	0.01	1.13	-0.02
製造業	6,674	0.3	-	-	0.95	0.04	0.94	0.01
電気・ガス業	232	0.1	-	-	1.37	0.12	1.32	-0.05
情報通信業	1,521	2.3	-	-	1.59	0.00	1.47	-0.12
運輸業、郵便業	2,547	-0.3	-	-	1.39	0.15	1.40	0.05
卸売業、小売業	5,430	-1.6	-	-	1.38	-0.01	1.38	-0.06
金融業、保険業	1,212	0.3	-	-	1.84	0.14	1.91	-0.02
不動産・物品賃貸業	701	6.6	-	-	1.74	0.01	1.49	-0.06
学術研究等	1,431	2.3	-	-	1.32	0.09	1.18	0.06
飲食サービス業等	1,161	-2.4	-	-	2.68	0.14	2.69	0.05
生活関連サービス等	841	-1.4	-	-	2.08	0.12	2.13	0.11
教育、学習支援業	2,264	3.6	-	-	1.74	0.10	1.60	-0.07
医療、福祉	5,317	1.7	-	-	1.52	0.06	1.49	0.11
複合サービス事業	318	-3.3	-	-	1.60	-0.02	1.79	-0.29
その他のサービス業	3,153	3.2	-	-	2.22	-0.21	2.11	-0.26
パートタイム労働者	千人	%	%	ポイント	%	ポイント	%	ポイント
調査産業計	16,856	3.9	-	-	3.50	0.16	3.18	0.09
鉱業、採石業等	0	-36.8	-	-	0.90	-9.47	1.07	0.20
建設業	159	-3.7	-	-	3.28	-0.03	2.76	0.15
製造業	1,039	-0.6	-	-	2.15	-0.14	2.05	-0.14
電気・ガス業	12	-0.5	-	-	1.90	-0.49	1.98	-0.14
情報通信業	108	-0.9	-	-	4.64	0.96	3.90	1.04
運輸業、郵便業	473	-3.1	-	-	2.27	-0.01	2.55	0.22
卸売業、小売業	4,150	2.9	-	-	2.59	0.15	2.52	0.06
金融業、保険業	136	-9.8	-	-	1.46	0.14	1.54	-0.21
不動産・物品賃貸業	166	-12.1	-	-	2.75	0.66	2.37	-0.13
学術研究等	166	2.2	-	-	3.05	0.13	2.69	-0.33
飲食サービス業等	4,391	11.5	-	-	5.22	0.22	4.53	0.19
生活関連サービス等	822	7.2	-	-	3.94	0.31	3.48	0.08
教育、学習支援業	1,142	1.2	-	-	4.74	0.32	4.19	0.16
医療、福祉	2,712	2.1	-	-	2.46	0.12	2.17	0.02
複合サービス事業	70	-1.5	-	-	1.53	-0.25	1.77	-0.39
その他のサービス業	1,310	0.3	-	-	3.48	-0.38	3.35	-0.22

注：産業名については、最終頁の利用上の注意4)を参照。

時系列表第1表 賃金指数

(事業所規模5人以上)

(令和2年平均=100)

年 月	調 査 産 業 計						製造業	卸売業、 小売業	医療、福 祉
	前年比		一 般 労 働 者		パートタイム労働者		前年比	前年比	前年比
	%		%		%		%	%	%
現金給与総額									
平成28年	99.7	0.6	99.4	1.0	98.4	-0.2	0.7	1.9	0.8
平成29年	100.2	0.4	99.9	0.5	99.1	0.8	1.5	0.5	1.5
平成30年	101.6	1.4	101.4	1.6	100.4	1.3	1.8	3.8	-1.8
令和元年	101.2	-0.4	101.8	0.3	100.4	0.0	-0.3	-1.4	0.3
令和2年	100.0	-1.2	100.0	-1.7	100.0	-0.4	-3.4	0.1	0.2
令和3年	100.3	0.3	100.5	0.5	100.1	0.1	2.0	2.1	-1.0
令和4年	102.3	2.0	102.8	2.3	102.7	2.6	1.7	1.7	1.9
令和5年	103.5	1.2	104.6	1.8	105.2	2.4	1.7	0.3	0.5
令和5年 1月～3月	88.0	0.9	87.6	1.6	100.9	3.1	0.8	0.5	1.6
4月～6月	108.0	2.0	109.1	2.6	106.3	2.4	2.8	-0.5	1.2
7月～9月	98.4	0.9	98.9	1.4	104.7	1.7	1.7	0.0	0.3
10月～12月	119.5	0.9	122.8	1.5	109.0	2.6	1.7	1.1	-0.8
きまって支給する給与									
平成28年	99.6	0.2	99.1	0.5	98.9	-0.2	0.5	1.0	0.7
平成29年	100.0	0.5	99.6	0.5	99.7	0.9	1.1	1.0	1.3
平成30年	100.9	0.9	100.6	1.0	101.0	1.2	1.4	2.6	-1.4
令和元年	100.7	-0.2	101.1	0.5	100.9	-0.1	-0.1	-0.5	0.1
令和2年	100.0	-0.7	100.0	-1.1	100.0	-0.9	-2.2	0.4	0.2
令和3年	100.5	0.5	100.7	0.8	100.1	0.2	1.8	1.4	-0.1
令和4年	101.9	1.4	102.3	1.6	102.6	2.5	0.6	1.4	1.9
令和5年	103.0	1.1	103.9	1.6	105.3	2.6	1.3	0.5	0.7
令和5年 1月～3月	101.8	0.8	102.8	1.3	102.7	3.3	0.4	0.2	1.5
4月～6月	103.6	1.3	104.0	1.7	106.0	2.3	1.3	0.3	0.8
7月～9月	103.0	1.1	103.9	1.7	105.6	2.0	1.7	0.8	0.2
10月～12月	103.7	1.2	104.8	1.6	106.7	2.6	1.7	0.8	0.0
所 定 内 給 与									
平成28年	98.6	0.3	98.1	0.6	98.1	-0.2	0.6	0.7	0.7
平成29年	99.1	0.5	98.6	0.4	99.1	1.0	0.9	1.0	1.3
平成30年	99.9	0.8	99.5	1.0	100.4	1.4	1.3	2.8	-1.4
令和元年	99.8	-0.1	100.1	0.6	100.4	0.0	0.7	-0.9	0.2
令和2年	100.0	0.2	100.0	-0.1	100.0	-0.4	-0.2	1.1	0.8
令和3年	100.3	0.3	100.4	0.4	100.3	0.3	0.6	1.4	-0.3
令和4年	101.4	1.1	101.7	1.3	102.6	2.3	0.2	1.0	1.6
令和5年	102.6	1.2	103.3	1.6	105.2	2.5	1.7	0.6	0.8
令和5年 1月～3月	101.3	0.7	102.2	1.3	102.5	3.0	0.8	0.2	1.4
4月～6月	103.2	1.3	103.6	1.7	106.0	2.4	1.5	0.3	1.0
7月～9月	102.7	1.2	103.5	1.8	105.6	2.1	2.2	0.8	0.4
10月～12月	103.0	1.2	104.1	1.7	106.7	2.7	2.3	0.8	0.3

時系列表第2表 労働時間指数

(事業所規模5人以上)

(令和2年平均=100)

年月	調査産業計		一般労働者		パートタイム労働者		製造業	卸売業、 小売業	医療、福 祉
	前年比		前年比		前年比		前年比	前年比	前年比
	%		%		%		前年比	前年比	前年比
総実労働時間									
平成28年	106.3	-0.6	105.0	-0.1	110.3	-1.7	-0.3	-0.3	0.0
平成29年	106.1	-0.2	105.1	0.0	108.7	-1.4	0.4	-0.8	0.0
平成30年	105.2	-0.8	104.4	-0.6	107.6	-0.9	0.0	-0.6	-0.4
令和元年	102.9	-2.2	102.7	-1.7	104.8	-2.6	-2.3	-1.9	-2.3
令和2年	100.0	-2.8	100.0	-2.6	100.0	-4.7	-4.1	-1.3	-1.0
令和3年	100.7	0.6	101.0	1.1	99.3	-0.7	1.8	0.6	0.0
令和4年	100.8	0.1	101.2	0.2	100.3	1.0	0.4	-0.2	-0.7
令和5年	100.9	0.1	101.9	0.7	99.9	-0.4	0.3	-0.8	0.4
令和5年1月～3月	98.5	0.7	99.3	1.1	98.3	1.3	0.0	-0.6	1.3
4月～6月	102.8	0.5	103.5	0.9	101.8	-0.2	1.1	-0.9	1.0
7月～9月	100.4	-0.6	101.3	0.1	99.9	-1.4	-0.4	-1.2	-0.5
10月～12月	101.8	-0.2	103.4	0.6	99.8	-1.2	0.5	-0.6	0.1
所定内労働時間									
平成28年	105.5	-0.4	104.1	0.0	109.7	-1.7	0.0	-0.5	0.0
平成29年	105.2	-0.4	104.1	-0.1	108.2	-1.3	0.2	-0.7	-0.1
平成30年	104.4	-0.8	103.4	-0.6	107.2	-1.0	-0.2	-0.8	-0.4
令和元年	102.0	-2.2	101.7	-1.7	104.4	-2.6	-1.6	-2.0	-2.4
令和2年	100.0	-2.0	100.0	-1.5	100.0	-4.2	-2.3	-0.8	-0.5
令和3年	100.4	0.4	100.6	0.6	99.5	-0.4	0.7	0.5	0.1
令和4年	100.1	-0.3	100.3	-0.3	100.3	0.8	0.0	-0.5	-1.2
令和5年	100.3	0.2	101.1	0.8	99.8	-0.5	0.8	-0.7	0.5
令和5年1月～3月	97.7	0.6	98.3	1.1	98.2	1.2	0.5	-0.5	1.3
4月～6月	102.4	0.6	102.9	1.0	101.7	-0.2	1.5	-0.6	1.0
7月～9月	100.0	-0.5	100.8	0.2	99.7	-1.5	0.3	-1.0	-0.5
10月～12月	101.2	0.2	102.5	0.8	99.6	-1.2	1.1	-0.6	0.2
所定外労働時間									
平成28年	117.8	-1.5	115.8	-1.3	133.9	-2.9	-1.7	2.5	0.3
平成29年	119.3	1.1	117.8	1.9	127.9	-4.9	3.1	-0.3	1.6
平成30年	117.5	-1.5	116.3	-1.2	125.1	-2.3	1.5	1.0	-0.6
令和元年	115.1	-1.9	115.0	-1.2	121.9	-2.4	-8.5	0.7	-0.2
令和2年	100.0	-13.2	100.0	-13.0	100.0	-18.1	-20.7	-10.6	-13.0
令和3年	105.2	5.1	106.2	6.2	93.7	-6.4	14.1	3.6	-0.8
令和4年	110.0	4.6	111.3	4.8	102.8	9.7	6.2	4.2	10.3
令和5年	109.0	-0.9	110.9	-0.4	104.4	1.6	-5.5	-2.8	0.4
令和5年1月～3月	109.4	1.4	111.0	1.2	103.2	8.4	-4.8	-2.8	4.1
4月～6月	109.4	-0.6	111.0	-0.3	103.2	-1.5	-4.1	-4.0	0.1
7月～9月	105.8	-2.0	107.8	-1.0	104.8	1.6	-6.8	-3.3	-0.6
10月～12月	111.3	-2.5	113.7	-1.6	106.4	-1.5	-6.3	-0.8	-1.9

時系列表第3表 常用雇用指数

(事業所規模5人以上)

(令和2年平均=100)

年 月	調 査 産 業 計						製造業 前年比	卸売業, 小売業 前年比	医療、福 祉 前年比
	一般労働者		パートタイム労働者		前年比	前年比			
	前年比	%	前年比	%					
平成28年	93.7	1.2	94.6	1.0	91.7	1.9	-0.8	1.3	2.2
平成29年	96.0	2.5	97.0	2.5	94.0	2.5	0.5	1.6	2.3
平成30年	97.1	1.1	97.5	0.6	96.3	2.4	0.4	1.3	-0.8
令和元年	99.0	2.0	98.4	1.0	100.3	4.2	1.0	1.2	2.4
令和2年	100.0	1.0	100.0	1.6	100.0	-0.3	0.3	0.5	1.8
令和3年	101.1	1.2	100.9	0.9	101.6	1.6	-1.2	1.1	2.5
令和4年	102.0	0.9	101.3	0.4	103.6	2.0	-0.8	-0.7	2.5
令和5年	103.9	1.9	102.2	0.9	107.6	3.9	0.2	0.3	1.9
令和5年1月～3月	102.5	1.7	101.0	0.6	105.9	4.3	0.2	0.1	1.9
4月～6月	103.8	1.8	102.7	1.0	106.1	3.5	0.3	0.1	1.7
7月～9月	104.4	1.9	102.7	1.0	108.3	3.7	0.0	0.3	1.7
10月～12月	104.9	2.0	102.6	1.2	110.1	4.1	0.3	0.7	2.1

時系列表第4表 パートタイム労働者比率

(事業所規模5人以上)

年 月	パートタイム労働者 比率	
	前年差	
	%	ポイント
平成28年	30.63	0.22
平成29年	30.69	0.06
平成30年	30.88	0.19
令和元年	31.53	0.65
令和2年	31.13	-0.40
令和3年	31.28	0.15
令和4年	31.60	0.32
令和5年	32.24	0.64
令和5年1月～3月	32.17	0.81
4月～6月	31.83	0.53
7月～9月	32.29	0.61
10月～12月	32.67	0.63

時系列表第5表 労働異動率

(事業所規模5人以上)

年 月	入 職 率		離 職 率	
	前年差		前年差	
	%	ポイント	%	ポイント
平成28年	2.15	0.01	2.04	0.01
平成29年	2.15	0.00	2.04	0.00
平成30年	2.11	-0.04	2.02	-0.02
令和元年	2.16	0.05	2.06	0.04
令和2年	1.97	-0.19	1.98	-0.08
令和3年	1.96	-0.01	1.93	-0.05
令和4年	2.05	0.09	1.98	0.05
令和5年	2.14	0.09	2.01	0.03
令和5年1月～3月	1.66	0.15	1.94	0.03
4月～6月	3.26	0.05	2.67	0.05
7月～9月	1.80	0.06	1.76	0.00
10月～12月	1.84	0.10	1.66	0.02

時系列表第6表
実質賃金指数

(事業所規模5人以上) (令和2年平均=100)

年 月	現金給与総額		きまって支給する給与	
	前年比	%	前年比	%
平成28年	102.0	0.8	101.9	0.4
平成29年	101.9	-0.2	101.7	-0.1
平成30年	102.1	0.2	101.4	-0.3
令和元年	101.2	-1.0	100.7	-0.8
令和2年	100.0	-1.2	100.0	-0.7
令和3年	100.6	0.6	100.8	0.8
令和4年	99.6	-1.0	99.2	-1.6
令和5年	97.1	-2.5	96.6	-2.6
令和5年1月～3月	83.7	-3.2	96.9	-3.3
4月～6月	101.9	-1.8	97.7	-2.6
7月～9月	92.0	-2.6	96.3	-2.4
10月～12月	110.4	-2.5	95.8	-2.2

注：実質賃金は、名目賃金指数を消費者物価指数（持家の
 帰属家賃を除く総合）で除して算出している。

時系列表第7表
時間当たり給与（パートタイム労働者）

(事業所規模5人以上)

年 月	時間当たり給与	
	前年比	%
平成28年	1,085	1.5
平成29年	1,111	2.4
平成30年	1,136	2.3
令和元年	1,167	2.7
令和2年	1,213	3.9
令和3年	1,223	0.8
令和4年	1,242	1.6
令和5年	1,279	3.0
令和5年1月～3月	1,267	1.8
4月～6月	1,265	2.6
7月～9月	1,285	3.6
10月～12月	1,301	4.0

注：時間当たり給与は、所定内給与を
 所定内労働時間で除して算出している。

用語の説明

- 1) 常用労働者とは、
 - ① 期間を定めずに雇われている者
 - ② 1か月以上の期間を定めて雇われている者のいずれかに該当する者をいう。(平成30年1月分調査から定義が変更となっていることに留意が必要)
- 2) パートタイム労働者とは、常用労働者のうち、
 - ① 1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者
 - ② 1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない者のいずれかに該当する者をいう。
- 3) 一般労働者とは、常用労働者のうち、パートタイム労働者でない者をいう。
- 4) 入職(離職)率とは、前月末労働者数に対する月間に入職(離職)者数の割合(%)である。なお、入職(離職)者には、同一企業内での事業所間の異動者を含む。
- 5) 現金給与額について
賃金、給与、手当、賞与その他の名称の如何を問わず、労働の対償として使用者が労働者に通貨で支払うもので、所得税、社会保険料、組合費、購買代金等を差し引く前の金額である。退職を事由に労働者に支払われる退職金は、含まれない。
 - ・現金給与総額：以下に述べるきまって支給する給与と特別に支払われた給与の合計額。
 - ・きまって支給する給与(定期給与)：労働協約、就業規則等によってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給される給与でいわゆる基本給、家族手当、超過労働手当を含む。
 - ・所定内給与：きまって支給する給与のうち次の所定外給与以外のもの。
 - ・所定外給与(超過労働給与)：所定の労働時間を超える労働に対して支給される給与や、休日労働、深夜労働に対して支給される給与。時間外手当、早朝出勤手当、休日出勤手当、深夜手当等である。
 - ・特別に支払われた給与(特別給与)：労働協約、就業規則等によらず、一時的又は突発的事由に基づき労働者に支払われた給与又は労働協約、就業規則等によりあらかじめ支給条件、算定方法が定められている給与で以下に該当するもの。
 - ① 夏冬の賞与、期末手当等の一時金
 - ② 支給事由の発生が不定期なもの
 - ③ 3か月を超える期間で算定される手当等(6か月分支払われる通勤手当等)
 - ④ いわゆるベースアップの差額追給分
- 6) 実労働時間数、出勤日数について
労働者が実際に労働した時間数及び実際に出勤した日数。休憩時間は給与支給の有無にかかわらず除かれる。有給休暇取得分も除かれる。
 - ・総実労働時間：次の所定内労働時間と所定外労働時間の合計。
 - ・所定内労働時間：労働協約、就業規則等で定められた正規の始業時刻と終業時刻の間の実労働時間数。
 - ・所定外労働時間：早出、残業、臨時の呼出、休日出勤等の実労働時間数。
 - ・出勤日数：業務のため実際に出勤した日数。1時間でも就業すれば1出勤日とする。

利用上の注意

- 1) 毎月勤労統計調査の公表値については、特に断りがない限り、以下の数値に基づくものである。
 - 【平成15年12月分以前】
毎月の集計結果
 - 【平成16年1月分～平成23年12月分】
全数調査するとしていたところを一部抽出調査で行っており、抽出調査を行う場合に必要な復元を行うことができなかったことから、時系列比較可能な指数を作成するために推計した「時系列比較のための推計値」
 - 【平成24年1月分～令和元年5月分】
全数調査するとしていたところを一部抽出調査で行っていたことから、抽出調査を行う場合に必要な復元を行った集計値
 - 【令和元年6月分以降】
毎月の集計結果
 ※ 令和元年6月分から令和2年5月分までの前年同月比（差）は、500人以上規模の事業所については、前年同月の値として、抽出調査による値を用いている。
- 2) 統計数値は、特に断りのない限り、調査産業計、事業所規模5人以上、常用労働者（パートタイム労働者を含む。）に関するものである。
- 3) 「前年比」は、対前年増減率（%）を掲載している。四半期の場合、「前年比」、「前年差」は、前年同期と比較している。
- 4) 表章産業は、日本標準産業分類（平成25年10月改定）に基づいている。また、産業名で「鉱業、採石業等」、「電気・ガス業」、「不動産・物品賃貸業」、「学術研究等」、「飲食サービス業等」、「生活関連サービス等」、「その他のサービス業」とあるのは、それぞれ「鉱業、採石業、砂利採取業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「サービス業（他に分類されないもの）」のことである。
- 5) 前年比などの増減率は、指数等により算出しており、実数で計算した場合と必ずしも一致しない。
- 6) 令和4年1月分確報公表時から、指数は、令和2年平均を100とする令和2年基準とする。これに伴い、令和4年1月分以降と比較できるように、令和3年12月分までの指数を、令和2年平均が100となるように改訂した。令和3年12月分までの増減率は、一部を除き、改訂前の指数で計算しているため、改訂後の指数で計算した場合と必ずしも一致しない。
- 7) 調査対象事業所のうち30人以上規模の事業所の抽出方法は、従来の2～3年に一度行う総入替え方式から、毎年1月分調査時に行う部分入替え方式に平成30年から変更した。従来の総入替え方式においては、入替え時に一定の断層が生じていたため、賃金、労働時間指数とその増減率については過去に遡った改訂を行っていたが、部分入替え方式導入により断層は縮小することから、過去に遡った改訂は行っていない。
- 8) 常用雇用指数及びその増減率は、令和4年1月分確報公表時に、労働者数推計を当時利用できる最新のデータ（平成28年経済センサス活動調査等）に基づき更新（ベンチマーク更新）し、過去に遡って改訂している。また、平成16年1月分から平成23年12月分の公表値には「時系列比較のための推計値」を使用しているが、令和4年1月のベンチマーク更新時に、平成24年1月分以降の指数が「時系列比較のための推計値」から作成された母集団労働者数と整合するよう、指数の改訂を併せて行っている。なお、令和4年1月のベンチマーク更新に伴い、令和4年の賃金と労働時間の前年同月比には一定の断層が生じている。
（参考）<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/maikin-kaisetsu-20220405.pdf>
- ※ 1月は30人以上規模の事業所について入替え前後の両方の事業所を調べており、令和5年1月に標本の部分入替えを行った際の新旧事業所の結果を比較したところ、現金給与総額では547円（+0.2%）、きまって支給する給与では383円（+0.1%）の断層が生じている。
- 9) 賃金の伸び率は「ベースアップ」の影響を受けやすく、各労働者の「定期昇給」による賃金増の影響は受けづらい。「ベースアップ」の影響は、特に一般労働者の所定内給与に反映される。
（参考）<https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/monthly/dl/maikin-chinginnobiritsu.pdf>

毎月勤労統計調査の結果の公表時刻は、速報、確報共、原則8時30分です。

今後の公表予定				
	速報	備考	確報	備考
1月分	3月7日		4月8日	
2月分	4月8日	年末算出	4月23日	
3月分	5月9日		5月23日	年度平均
4月分	6月5日		6月24日	

消費者物価地域差指数

—小売物価統計調査（構造編）2023年（令和5年）結果—

総務省では、地域別の物価を明らかにすることを目的とし、小売物価統計調査（構造編）において、消費者物価地域差指数^{*}を毎年作成しています。

この度、2023年（令和5年）の結果を取りまとめたので、公表します。

^{*}各地域の物価水準を全国の物価水準を100とした指数値で示したものであり、全国平均を基準（=100）とした指数を、地域別（地方10区分、都道府県、都道府県庁所在市及び政令指定都市）に作成したもの

1. 「総合」の物価水準（2ページ）

- 物価水準が最も高いのは東京都（104.5）で11年連続、次いで神奈川県（103.1）、一方、物価水準が最も低いのは鹿児島県（95.9）で、次いで宮崎県（96.1）
- 物価水準の都道府県間比率（最も高い都道府県÷最も低い都道府県）は1.09倍と2022年と同率
- 物価水準が高い東京都は「住居」が全国平均との差の要因として最もプラスに寄与し、物価水準が低い鹿児島県は「教養娯楽」が最もマイナスに寄与

2. 10大費目別の物価水準（5ページ）

- 物価水準が高い東京都及び神奈川県は、「住居」が最も高く、次いで「教育」が高くなっている
- 物価水準が低い鹿児島県は「被服及び履物」が最も低く、宮崎県は「教養娯楽」が最も低くなっている
- 物価水準の都道府県間比率が最も高いのは、「住居」（東京都÷石川県）及び「教育」（和歌山県÷富山県）の1.57倍
- 物価水準の都道府県間比率が最も低いのは、「保健医療」（高知県÷宮崎県）及び「交通・通信」（東京都÷岡山県）の1.05倍

※本資料の注意事項

消費者物価地域差指数における「総合」及び「住居」は「持家の帰属家賃」を含まない。

1. 「総合」の物価水準

- 物価水準が最も高いのは東京都(104.5)で11年連続、次いで神奈川県(103.1)、一方、物価水準が最も低いのは鹿児島県(95.9)で、次いで宮崎県(96.1)
- 物価水準の都道府県間比率(最も高い都道府県÷最も低い都道府県)は1.09倍と2022年と同率
- 物価水準が高い東京都は「住居」が全国平均との差の要因として最もプラスに寄与し、物価水準が低い鹿児島県は「教養娯楽」が最もマイナスに寄与

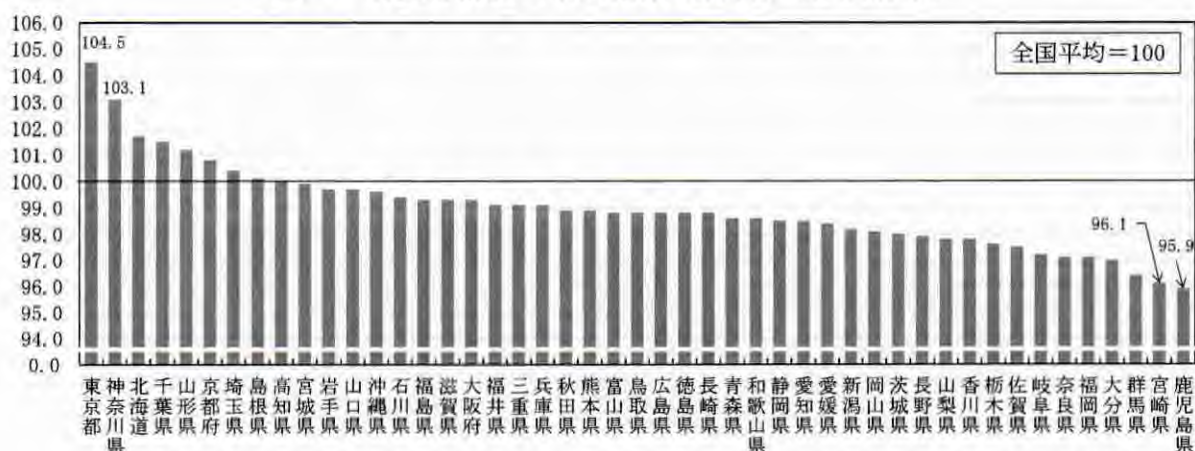
(1) 都道府県の物価水準

2023年(令和5年)平均消費者物価地域差指数(全国平均=100)の「総合」を都道府県別にみると、東京都が104.5と最も高く、次いで神奈川県(103.1)などとなっており、小売物価統計調査(構造編)の調査を開始した2013年(平成25年)以降、11年連続で同様の傾向となっている。

一方、最も低いのは鹿児島県(95.9)で、次いで宮崎県(96.1)などとなっている。

(図1、別表1)

図1 消費者物価地域差指数(総合)(都道府県)



次に、物価水準の都道府県間比率(最も高い都道府県÷最も低い都道府県)をみると、1.09倍(=東京都(104.5)÷鹿児島県(95.9))となっている。これは、2022年(令和4年)の都道府県間比率1.09倍(=東京都(104.7)÷宮崎県(96.1))と同率となっている。

なお、指数が100(全国平均)以上の9都道府県のうち、4都県(埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県)が南関東の地域となっている。

(表1)

表1 消費者物価地域差指数（総合）の推移（都道府県）

		2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
指数	最も高い	105.2	105.3	104.0	104.4	104.4	104.4	104.7	105.2	104.5	104.7	104.5
	最も低い	96.1	95.9	96.4	95.9	96.2	96.0	96.0	95.9	96.2	96.1	95.9
	都道府県間比率	1.09	1.10	1.08	1.09	1.09	1.09	1.09	1.10	1.09	1.09	1.09
都道府県	最も高い	東京都	東京都	東京都	東京都	東京都	東京都	東京都	東京都	東京都	東京都	東京都
	最も低い	宮崎県	宮崎県	群馬県 宮崎県	群馬県	群馬県	宮崎県	宮崎県	宮崎県	宮崎県	宮崎県	鹿児島県
指数が100以上の都道府県の数		8	9	11	11	12	8	9	8	10	7	9

注) 消費者物価地域差指数は、年次ごとに全国平均に対する当該地域の物価水準を相対的に表すものであるため、指数値の変化は、当該地域における物価水準の時系列変化を表すものではない。

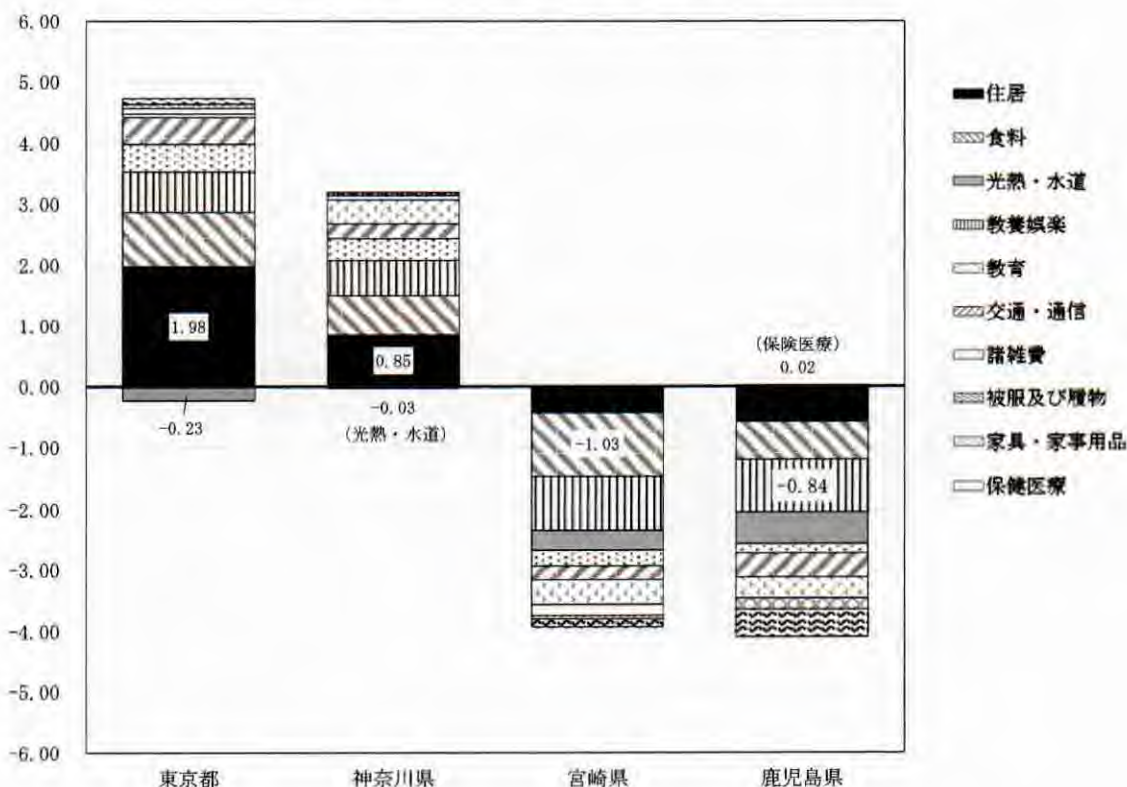
(2) 都道府県の全国平均（100）との差（総合）に対する10大費目別寄与度

物価水準が高い東京都及び神奈川県について全国平均（100）との差（総合）に対する内訳として10大費目別寄与度をみると、いずれも「住居」（1.98及び0.85）が最もプラスに寄与しており、逆にマイナスに寄与しているのは「光熱・水道」（-0.23及び-0.03）のみとなっている。

一方、物価水準が低い鹿児島県では「教養娯楽」（-0.84）、宮崎県では「食料」（-1.03）が最もマイナスに寄与しており、逆にプラスに寄与しているのは、鹿児島県では「保健医療」（0.02）のみとなっており、宮崎県ではプラスに寄与している費目はなかった。

（図2）（全都道府県分は別表3及び別図）

図2 全国平均（100）との差（総合）に対する10大費目別寄与度（東京都、神奈川県、宮崎県及び鹿児島県）



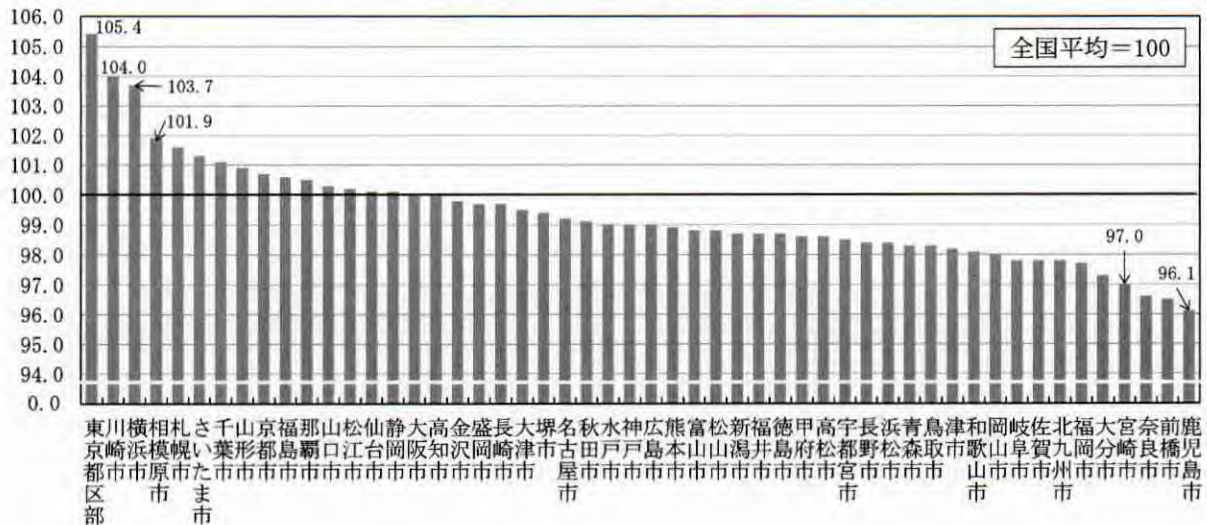
(3) 都道府県と都市の物価水準の傾向

都市^(注)別にみると、物価水準が高い東京都及び神奈川県では、東京都区部105.4、川崎市104.0、横浜市103.7及び相模原市101.9といずれの都市も物価水準は高く、一方、物価水準が低い鹿児島県及び宮崎県では、鹿児島市96.1及び宮崎市97.0と両都市とも低くなっており、都道府県と都市の物価水準はほぼ同様の傾向となっている。

(図3、別表2)

(注) 都道府県庁所在市（東京都は東京都区部）及び政令指定都市（川崎市、相模原市、浜松市、堺市及び北九州市）を指す。

図3 消費者物価地域差指数（総合）（都市）



2. 10大費目別の物価水準

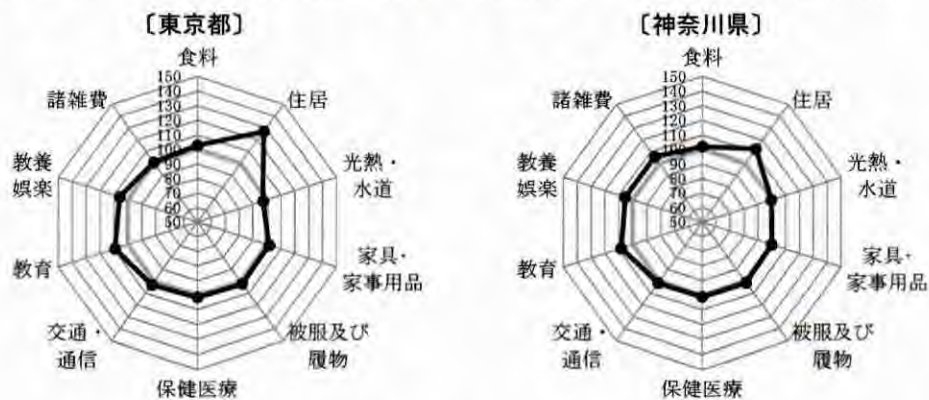
- 物価水準が高い東京都及び神奈川県は、「住居」が最も高く、次いで「教育」が高くなっている
- 物価水準が低い鹿児島県は「被服及び履物」が最も低く、宮崎県は「教養娯楽」が最も低くなっている
- 物価水準の都道府県間比率が最も高いのは、「住居」（東京都÷石川県）及び「教育」（和歌山県÷富山県）の1.57倍
- 物価水準の都道府県間比率が最も低いのは、「保健医療」（高知県÷宮崎県）及び「交通・通信」（東京都÷岡山県）の1.05倍

(1) 都道府県の10大費目別消費者物価地域差指数

「総合」の物価水準が高い東京都及び神奈川県について、10大費目別に物価水準をみると、「住居」が最も高く、次いで「教育」が高くなっている。

(図4-1、別表1)

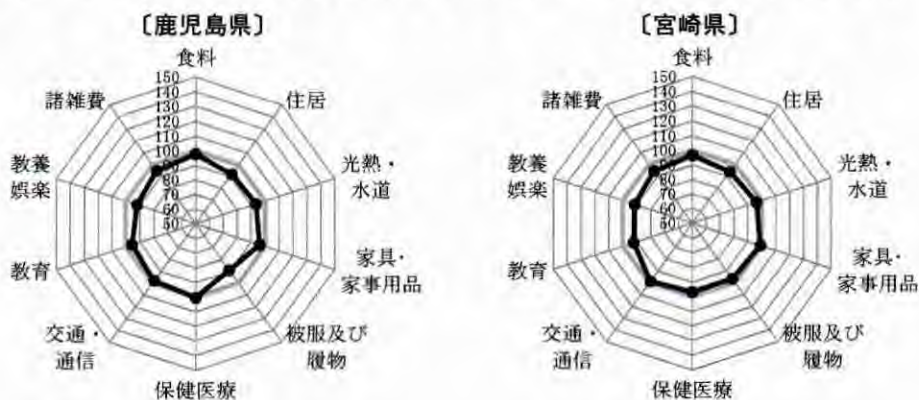
図4-1 10大費目別消費者物価地域差指数（東京都及び神奈川県）



一方、「総合」の物価水準が低い鹿児島県及び宮崎県をみると、鹿児島県は「被服及び履物」が最も低く、次いで「住居」及び「教養娯楽」が低くなっており、宮崎県は「教養娯楽」が最も低く、次いで「教育」が低くなっている。

(図4-2、別表1)

図4-2 10大費目別消費者物価地域差指数（鹿児島県及び宮崎県）



次に、各10大費目において物価水準が最も高い都道府県及び最も低い都道府県について、10大費目別に物価水準をみると、以下のとおりとなっている。

(図4-3、別表1)

図4-3 10大費目別消費者物価地域差指数(都道府県)

10大費目	指数の値が最も高い都道府県	指数の値が最も低い都道府県
食料	<p>【沖縄県】 費目別にみて「食料」が最も高い。</p>	<p>【長野県】 費目別にみて「食料」よりも「教育」などが低い。</p>
住居	<p>【東京都】 費目別にみて「住居」が最も高い。</p>	<p>【石川県】 費目別にみて「住居」が最も低い。</p>
光熱・水道	<p>【北海道】 費目別にみて「光熱・水道」が最も高い。</p>	<p>【大阪府】 費目別にみて「光熱・水道」が最も低い。</p>

図4-3 10大費目別消費者物価地域差指数（都道府県）（続き）

10大費目	指数の値が最も高い都道府県	指数の値が最も低い都道府県
家具・家事用品	<p>〔香川県〕 費目別にみて「家具・家事用品」が最も高い。</p>	<p>〔沖縄県〕 費目別にみて「家具・家事用品」よりも「教育」などの方が低い。</p>
被服及び履物	<p>〔石川県〕 費目別にみて「被服及び履物」が最も高い。</p>	<p>〔鹿児島県〕 費目別にみて「被服及び履物」が最も低い。</p>
保健医療	<p>〔高知県〕 費目別にみて「保健医療」よりも「被服及び履物」の方が高い。</p>	<p>〔宮崎県〕 費目別にみて「保健医療」よりも「教養娯楽」などの方が低い。</p>
交通・通信	<p>〔東京都〕 費目別にみて「交通・通信」よりも「住居」などの方が高い。</p>	<p>〔岡山県〕 費目別にみて「交通・通信」よりも「住居」などの方が低い。</p>

図4-3 10大費目別消費者物価地域差指数（都道府県）（続き）

10大費目	指数の値が最も高い都道府県	指数の値が最も低い都道府県
教育	<p>〔和歌山〕 費目別にみて「教育」が最も高い。</p>	<p>〔富山県〕 費目別にみて「教育」が最も低い。</p>
教養娯楽	<p>〔東京都〕 費目別にみて「教養娯楽」よりも「住居」などの方が高い。</p>	<p>〔宮崎県〕 費目別にみて「教養娯楽」が最も低い。</p>
諸雑費	<p>〔神奈川県〕 費目別にみて「諸雑費」よりも「住居」などの方が高い。</p>	<p>〔沖縄県〕 費目別にみて「諸雑費」よりも「教育」の方が低い。</p>

(2) 都道府県の10大費目別比率

10大費目別に物価水準の都道府県間比率をみると、「住居」及び「教育」が1.57倍と最も高く、次いで「光熱・水道」(1.34倍)などとなっている。

一方、都道府県間比率が最も低いのは、「保健医療」及び「交通・通信」の1.05倍で、次いで「食料」(1.11倍)などとなっている。

都道府県間比率について、2022年の結果と比較すると、「総合」は1.09倍と同率となっている。10大費目別にみると、「被服及び履物」(0.09ポイント)、「光熱・水道」(0.07ポイント)などで拡大している。一方、「住居」(-0.03ポイント)などで縮小している。

(表2)

表2 10大費目別都道府県間比率

(全国平均=100)

10大費目	指数 (2023年)				都道府県間比率		
	最も高い都道府県		最も低い都道府県		2023年	2022年	差 (2023年-2022年)
総合	東京都	104.5	鹿児島県	95.9	1.09	1.09	0.00
食料	沖縄県	106.4	長野県	95.9	1.11	1.10	0.01
住居	東京都	127.2	石川県	81.2	1.57	1.60	-0.03
光熱・水道	北海道	118.3	大阪府	88.0	1.34	1.27	0.07
家具・家事用品	香川県	104.7	沖縄県	93.6	1.12	1.12	0.00
被服及び履物	石川県	113.1	鹿児島県	88.9	1.27	1.18	0.09
保健医療	高知県	102.1	宮崎県	96.8	1.05	1.06	-0.01
交通・通信	東京都	102.9	岡山県	97.6	1.05	1.05	0.00
教育	和歌山県	122.8	富山県	78.1	1.57	1.58	-0.01
教養娯楽	東京都	105.9	宮崎県	91.5	1.16	1.14	0.02
諸雑費	神奈川県	105.6	沖縄県	91.3	1.16	1.15	0.01

別表1 10大費目別消費者物価

都道府県	総合		家賃を 除く総合		食料		住居		光熱・ 水道		家具・ 家事用品	
	指数	順位	指数	順位	指数	順位	指数	順位	指数	順位	指数	順位
北海道	101.7	3	102.7	1	102.4	5	87.2	36	118.3	1	100.9	17
青森県	98.6	28	99.6	17	98.4	33	90.5	28	112.0	3	98.9	27
岩手県	99.7	11	100.3	11	98.2	34	95.3	14	112.5	2	101.6	11
宮城県	99.9	10	100.1	12	99.0	29	96.7	10	104.5	15	100.9	17
秋田県	98.9	21	99.4	21	99.3	28	85.2	41	108.3	9	101.2	16
山形県	101.2	5	101.7	4	101.6	10	102.8	5	111.8	4	97.7	39
福島県	99.3	15	99.8	15	98.9	30	91.1	26	110.3	6	101.8	10
茨城県	98.0	35	98.4	36	98.0	39	94.0	18	108.7	8	94.2	46
栃木県	97.6	39	98.0	41	98.2	34	84.7	42	101.3	25	102.4	6
群馬県	96.4	45	97.0	45	96.8	45	87.3	35	100.8	28	97.5	40
埼玉県	100.4	7	100.1	12	98.1	36	108.3	4	97.1	38	102.4	6
千葉県	101.5	4	101.0	5	100.5	18	115.1	2	101.8	23	102.5	5
東京都	104.5	1	102.7	1	102.8	2	127.2	1	97.2	37	101.6	11
神奈川県	103.1	2	102.6	3	102.0	7	112.2	3	99.6	31	100.0	21
新潟県	98.2	33	98.5	35	99.5	26	85.5	40	100.9	27	95.8	45
富山県	98.8	23	99.2	27	101.8	8	92.2	22	102.0	22	101.6	11
石川県	99.4	14	100.0	14	101.8	8	81.2	47	103.6	17	98.3	34
福井県	99.1	18	99.5	20	102.3	6	86.6	37	98.3	34	103.3	3
山梨県	97.8	37	98.3	38	98.5	32	96.6	12	101.2	26	98.3	34
長野県	97.9	36	98.4	36	95.9	47	90.6	27	105.4	12	98.3	34
岐阜県	97.2	41	97.8	43	97.5	42	82.4	45	98.5	33	98.5	31
静岡県	98.5	30	98.8	31	97.6	41	100.5	7	101.7	24	102.2	9
愛知県	98.5	30	98.8	31	98.1	36	95.9	13	99.5	32	97.0	42
三重県	99.1	18	99.4	21	100.3	21	94.7	16	102.4	21	98.3	34
滋賀県	99.3	15	99.6	17	99.7	25	93.2	20	92.6	45	103.4	2
京都府	100.8	6	100.7	7	101.1	13	100.6	6	94.2	42	98.1	38
大阪府	99.3	15	99.4	21	99.5	26	94.6	17	88.0	47	99.8	24
兵庫県	99.1	18	99.2	27	100.0	22	97.4	9	91.0	46	102.4	6
奈良県	97.1	42	97.7	44	97.4	43	88.0	33	94.6	41	100.0	21
和歌山県	98.6	28	99.3	26	99.9	23	90.1	29	93.0	44	97.5	40
鳥取県	98.8	23	99.6	17	102.8	2	82.7	44	107.6	10	98.8	28
島根県	100.1	8	100.7	7	102.5	4	90.1	29	110.9	5	100.6	19
岡山県	98.1	34	98.6	34	100.6	16	84.1	43	106.0	11	98.4	33
広島県	98.8	23	99.2	27	101.1	13	88.5	32	104.8	14	96.8	43
山口県	99.7	11	100.4	9	101.6	10	95.0	15	109.7	7	101.5	14
徳島県	98.8	23	99.4	21	100.4	20	92.2	22	102.7	20	98.8	28
香川県	97.8	37	98.7	33	99.8	24	81.6	46	100.5	30	104.7	1
愛媛県	98.4	32	99.1	30	100.5	18	86.0	38	103.7	16	102.6	4
高知県	100.0	9	100.4	9	101.1	13	96.7	10	100.8	28	100.2	20
福岡県	97.1	42	98.0	41	98.1	36	88.0	33	97.7	36	98.8	28
佐賀県	97.5	40	98.3	38	97.3	44	88.8	31	103.5	18	99.0	25
長崎県	98.8	23	99.4	21	100.6	16	92.4	21	105.1	13	100.0	21
熊本県	98.9	21	99.7	16	101.2	12	98.9	8	95.6	40	98.5	31
大分県	97.0	44	98.1	40	98.7	31	85.7	39	98.2	35	101.3	15
宮崎県	96.1	46	97.0	45	96.7	46	93.8	19	96.0	39	99.0	25
鹿児島県	95.9	47	96.4	47	97.9	40	92.0	25	93.5	43	96.1	44
沖縄県	99.6	13	100.9	6	106.4	1	92.1	24	103.2	19	93.6	47

地域差指数（都道府県）

（全国平均＝100）

被服及び履物		保健医療		交通・通信		教育		教養娯楽		諸雑費		都道府県
指数	順位	指数	順位	指数	順位	指数	順位	指数	順位	指数	順位	
104.7	2	101.6	2	100.5	8	92.3	26	100.4	8	102.0	5	北海道
103.6	6	98.8	31	99.6	25	88.1	40	95.6	33	94.0	44	青森県
99.2	26	100.0	18	100.3	12	90.1	35	98.9	14	97.9	30	岩手県
101.7	15	101.3	5	99.9	21	91.8	30	100.5	7	100.9	11	宮城県
101.1	18	98.5	37	100.1	16	82.1	44	99.2	11	100.3	14	秋田県
96.3	41	97.9	44	101.2	4	102.6	11	97.3	20	96.9	38	山形県
102.3	11	98.7	33	100.0	20	93.4	25	94.8	39	99.4	20	福島県
96.5	39	98.7	33	97.8	43	92.2	28	96.7	25	97.8	32	茨城県
104.1	4	99.3	25	98.8	33	94.3	21	94.2	42	100.1	15	栃木県
100.2	23	98.6	35	98.5	37	79.1	46	98.0	17	97.0	37	群馬県
103.5	7	100.9	8	100.5	8	96.3	16	103.2	3	101.9	6	埼玉県
97.3	37	99.9	20	100.1	16	97.2	14	101.6	4	101.2	9	千葉県
102.2	12	101.5	4	102.9	1	109.3	5	105.9	1	100.8	13	東京都
101.2	17	101.2	6	101.4	3	108.3	6	105.4	2	105.6	1	神奈川県
104.0	5	98.1	40	99.3	27	93.9	22	99.0	12	99.1	21	新潟県
101.9	14	100.3	12	99.0	30	78.1	47	94.0	44	101.3	8	富山県
113.1	1	99.9	20	98.5	37	105.2	7	97.0	23	97.1	36	石川県
97.2	38	101.6	2	100.1	16	103.0	9	94.1	43	98.7	26	福井県
95.9	42	98.6	35	99.0	30	89.5	38	96.9	24	94.5	42	山梨県
98.9	27	99.3	25	101.2	4	87.2	41	98.3	15	98.9	25	長野県
99.5	25	98.1	40	100.6	7	90.0	36	97.2	21	101.2	9	岐阜県
97.8	34	100.4	11	100.4	11	83.1	43	99.0	12	96.5	40	静岡県
98.1	32	100.3	12	97.8	43	99.0	12	100.3	9	100.1	15	愛知県
99.6	24	99.3	25	100.1	16	94.6	20	96.5	26	97.5	34	三重県
100.9	20	98.9	30	100.3	12	114.9	4	95.8	31	103.7	2	滋賀県
97.8	34	98.2	39	101.6	2	115.1	3	101.3	5	102.7	3	京都府
98.9	27	99.4	24	100.8	6	122.3	2	100.8	6	99.6	18	大阪府
100.5	22	98.1	40	98.9	32	105.1	8	99.4	10	101.5	7	兵庫県
101.1	18	99.0	29	98.4	41	96.4	15	98.3	15	97.9	30	奈良県
98.7	29	99.9	20	100.5	8	122.8	1	95.0	38	97.6	33	和歌山県
102.9	8	97.6	46	98.6	36	91.1	31	94.3	41	98.5	29	鳥取県
95.4	43	100.9	8	99.4	26	95.8	17	95.3	36	98.6	27	島根県
101.3	16	100.2	16	97.6	47	89.6	37	94.7	40	99.0	24	岡山県
98.1	32	98.3	38	99.7	23	98.9	13	95.6	33	97.3	35	広島県
102.1	13	101.0	7	98.5	37	81.7	45	95.9	29	98.6	27	山口県
100.7	21	97.7	45	98.7	35	95.5	19	95.8	31	99.1	21	徳島県
90.1	46	98.8	31	100.3	12	91.1	31	96.1	28	102.3	4	香川県
97.4	36	99.6	23	99.1	28	90.7	33	97.2	21	96.9	38	愛媛県
104.7	2	102.1	1	100.3	12	93.5	24	96.4	27	100.9	11	高知県
95.0	45	100.6	10	97.8	43	93.9	22	97.4	18	99.1	21	福岡県
102.7	10	100.0	18	99.9	21	89.3	39	92.6	45	99.6	18	佐賀県
102.9	8	100.2	16	99.7	23	87.2	41	95.3	36	94.0	44	長崎県
98.2	31	100.3	12	99.1	28	92.2	28	95.9	29	99.9	17	熊本県
95.3	44	98.1	40	98.5	37	102.8	10	95.5	35	92.8	46	大分県
96.5	39	96.8	47	98.8	33	92.3	26	91.5	47	94.5	42	宮崎県
88.9	47	100.3	12	97.9	42	95.7	18	92.0	46	95.0	41	鹿児島県
98.5	30	99.2	28	97.7	46	90.3	34	97.4	18	91.3	47	沖縄県

別表2 消費者物価地域差指数（総合、家賃を除く総合及び食料）（都市）

（全国平均=100）

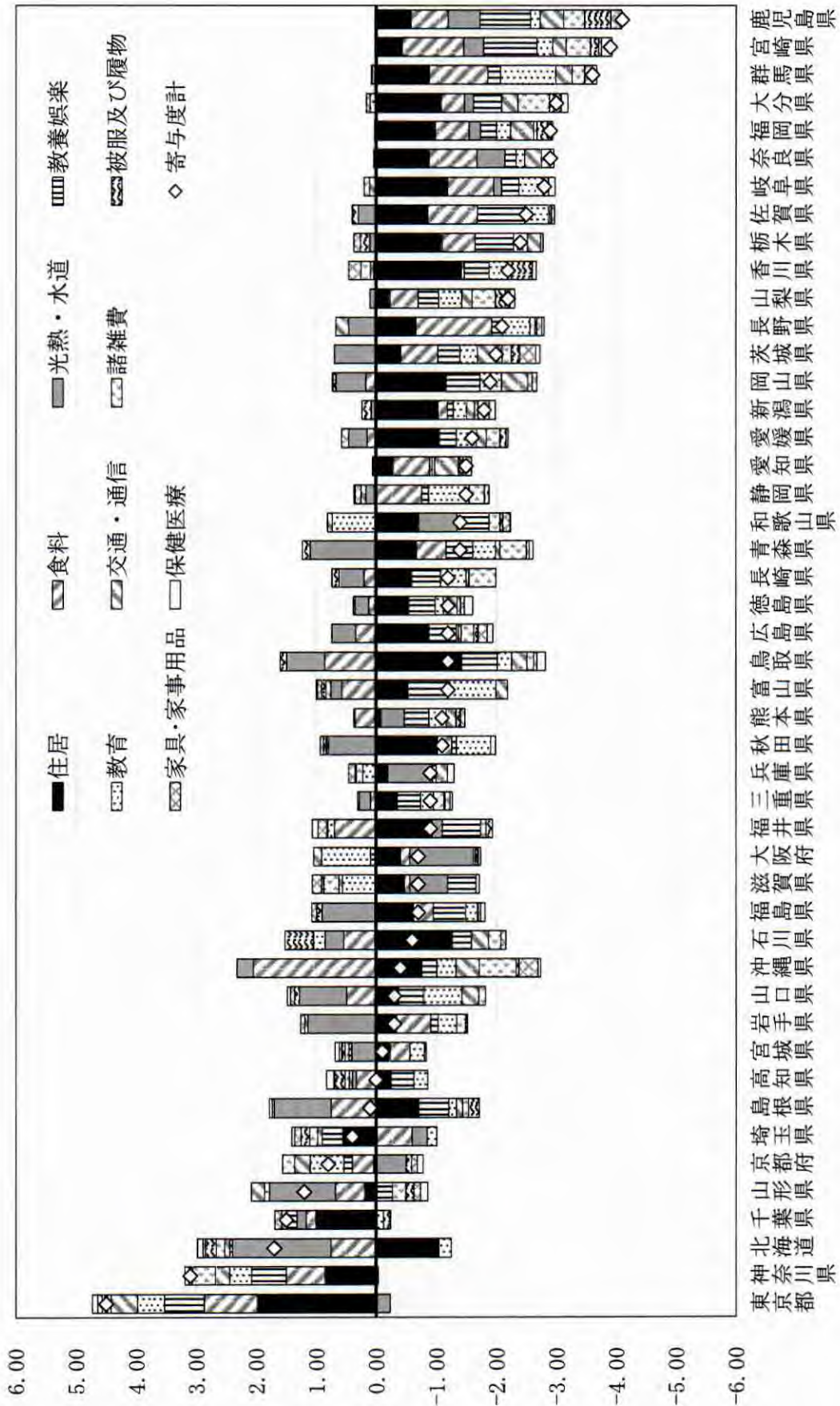
都市	総合				食料		都市	総合				食料				
	総合		家賃を除く総合		食料			総合		家賃を除く総合		食料				
	指数	順位	指数	順位	指数	順位		指数	順位	指数	順位	指数	順位			
都道府県庁所在市	札幌市	101.6	5	102.5	4	103.6	2	都道府県庁所在市	神戸市	99.0	25	99.0	38	99.5	33	
	青森市	98.3	39	99.1	35	98.4	43		奈良市	96.6	50	97.2	50	96.9	51	
	盛岡市	99.7	19	100.2	17	99.1	37		和歌山市	98.1	42	99.1	35	99.4	35	
	仙台市	100.1	14	100.3	16	99.5	33		鳥取市	98.3	39	99.3	29	101.9	12	
	秋田市	99.1	24	99.5	25	99.8	31		松江市	100.2	13	100.8	12	102.8	4	
	山形市	100.9	8	101.6	5	101.5	14		岡山市	98.0	43	98.4	46	101.0	19	
	福島市	100.6	10	101.1	10	101.4	16		広島市	99.0	25	99.3	29	101.5	14	
	水戸市	99.0	25	99.5	25	97.9	46		山口市	100.3	12	101.2	9	102.5	7	
	宇都宮市	98.5	36	99.0	38	99.9	30		徳島市	98.7	31	99.7	21	102.1	10	
	前橋市	96.5	51	97.1	51	97.3	50		高松市	98.6	34	99.5	25	100.9	21	
	さいたま市	101.3	6	101.1	10	99.0	39		松山市	98.8	29	99.6	23	100.9	21	
	千葉市	101.1	7	101.3	7	101.0	19		高知市	100.0	16	100.5	13	101.2	18	
	東京都区部	105.4	1	103.1	1	103.0	3		福岡市	97.7	47	98.5	44	98.7	42	
	横浜市	103.7	3	103.0	2	102.3	9		佐賀市	97.8	44	98.5	44	97.7	48	
	新潟市	98.7	31	99.1	35	100.9	21		長崎市	99.7	19	100.1	18	100.9	21	
	富山市	98.8	29	99.3	29	102.6	6		熊本市	98.9	28	99.8	20	100.5	26	
	金沢市	99.8	18	100.4	15	102.7	5		大分市	97.3	48	98.6	42	99.4	35	
	福井市	98.7	31	99.3	29	102.4	8		宮崎市	97.0	49	97.9	49	98.9	40	
	甲府市	98.6	34	99.2	34	100.1	27		鹿児島市	96.1	52	96.7	52	98.1	45	
	長野市	98.4	37	99.0	38	96.3	52		那覇市	100.5	11	101.3	7	107.1	1	
	岐阜市	97.8	44	98.3	48	97.6	49									
	静岡市	100.1	14	99.9	19	98.9	40									
	名古屋市	99.2	23	99.3	29	99.1	37		政令指定都市	川崎市	104.0	2	102.6	3	102.0	11
	津市	98.2	41	98.6	42	98.4	43			相模原市	101.9	4	101.6	5	101.8	13
	大津市	99.5	21	99.7	21	100.1	27			浜松市	98.4	37	98.7	41	97.9	46
	京都市	100.7	9	100.5	13	101.3	17			堺市	99.4	22	99.6	23	99.6	32
大阪市	100.0	16	99.5	25	100.6	25		北九州市	97.8	44	98.4	46	100.1	27		

（注）都市とは都道府県庁所在市（東京都は東京都区部）及び政令指定都市（川崎市、相模原市、浜松市、堺市及び北九州市）のことである。

別表3 全国平均(100)との差(総合)に対する10大費目別寄与度(都道府県)

都道府県	食料	住居	光熱・水道	家具・家事用品	被服及び履物	保健医療	交通・通信	教育	教養娯楽	諸雑費
北海道	0.75	-1.04	1.65	0.04	0.18	0.09	0.09	-0.21	0.04	0.14
青森県	-0.50	-0.67	1.10	-0.05	0.13	-0.06	-0.07	-0.38	-0.44	-0.44
岩手県	-0.57	-0.34	1.14	0.07	-0.03	0.00	0.05	-0.31	-0.12	-0.15
宮城県	-0.33	-0.23	0.41	0.04	0.06	0.07	-0.03	-0.24	0.05	0.06
秋田県	-0.24	-1.02	0.79	0.05	0.04	-0.08	0.03	-0.57	-0.08	0.02
山形県	0.49	0.19	1.10	-0.11	-0.14	-0.12	0.22	0.08	-0.27	-0.22
福島県	-0.33	-0.62	0.90	0.08	0.09	-0.07	-0.01	-0.20	-0.54	-0.04
茨城県	-0.62	-0.41	0.70	-0.27	-0.14	-0.07	-0.41	-0.29	-0.37	-0.15
栃木県	-0.55	-1.10	0.10	0.11	0.15	-0.04	-0.22	-0.23	-0.64	0.01
群馬県	-0.98	-0.88	0.07	-0.12	0.01	-0.08	-0.27	-0.92	-0.21	-0.21
埼玉県	-0.60	0.56	-0.25	0.11	0.14	0.05	0.08	-0.16	0.34	0.13
千葉県	0.16	1.01	0.15	0.11	-0.11	-0.01	0.01	-0.12	0.17	0.08
東京都	0.89	1.98	-0.23	0.07	0.09	0.09	0.44	0.45	0.66	0.06
神奈川県	0.65	0.85	-0.03	0.00	0.05	0.07	0.24	0.36	0.58	0.39
新潟県	-0.16	-1.03	0.08	-0.19	0.15	-0.10	-0.13	-0.22	-0.10	-0.06
富山県	0.57	-0.53	0.18	0.07	0.07	0.02	-0.19	-0.81	-0.66	0.09
石川県	0.54	-1.27	0.31	-0.08	0.48	0.00	-0.28	0.19	-0.32	-0.21
福井県	0.70	-0.93	-0.17	0.15	-0.11	0.09	0.01	0.11	-0.64	-0.09
山梨県	-0.47	-0.23	0.10	-0.08	-0.16	-0.08	-0.17	-0.39	-0.34	-0.39
長野県	-1.27	-0.66	0.46	-0.08	-0.04	-0.04	0.21	-0.45	-0.18	-0.08
岐阜県	-0.77	-1.19	-0.13	-0.07	-0.02	-0.11	0.11	-0.40	-0.29	0.09
静岡県	-0.76	0.03	0.14	0.10	-0.08	0.02	0.08	-0.68	-0.11	-0.25
愛知県	-0.61	-0.28	-0.04	-0.14	-0.08	0.02	-0.40	-0.04	0.03	0.01
三重県	0.09	-0.35	0.19	-0.08	-0.02	-0.04	0.03	-0.21	-0.39	-0.18
滋賀県	-0.09	-0.47	-0.63	0.15	0.04	-0.06	0.06	0.56	-0.47	0.25
京都府	0.36	0.04	-0.50	-0.09	-0.09	-0.10	0.26	0.56	0.14	0.20
大阪府	-0.16	-0.40	-1.06	-0.01	-0.04	-0.04	0.13	0.82	0.09	-0.03
兵庫県	0.01	-0.19	-0.75	0.11	0.02	-0.11	-0.19	0.21	-0.06	0.11
奈良県	-0.80	-0.88	-0.47	0.00	0.04	-0.06	-0.28	-0.14	-0.18	-0.15
和歌山県	-0.03	-0.68	-0.64	-0.12	-0.05	-0.01	0.08	0.73	-0.53	-0.18
鳥取県	0.86	-1.43	0.63	-0.06	0.11	-0.14	-0.25	-0.24	-0.59	-0.11
島根県	0.75	-0.71	0.95	0.03	-0.18	0.05	-0.10	-0.13	-0.50	-0.10
岡山県	0.17	-1.17	0.50	-0.08	0.05	0.01	-0.44	-0.36	-0.56	-0.07
広島県	0.34	-0.88	0.40	-0.15	-0.07	-0.10	-0.05	-0.03	-0.46	-0.21
山口県	0.49	-0.37	0.79	0.07	0.08	0.05	-0.28	-0.64	-0.42	-0.11
徳島県	0.12	-0.54	0.23	-0.06	0.03	-0.14	-0.23	-0.14	-0.44	-0.06
香川県	-0.05	-1.42	0.04	0.21	-0.41	-0.07	0.05	-0.31	-0.41	0.16
愛媛県	0.15	-1.05	0.31	0.12	-0.11	-0.03	-0.17	-0.33	-0.29	-0.22
高知県	0.33	-0.25	0.07	0.01	0.18	0.12	0.05	-0.23	-0.38	0.07
福岡県	-0.57	-0.98	-0.19	-0.05	-0.21	0.03	-0.38	-0.23	-0.27	-0.06
佐賀県	-0.83	-0.86	0.30	-0.05	0.10	0.00	-0.02	-0.40	-0.78	-0.03
長崎県	0.20	-0.59	0.42	0.00	0.11	0.01	-0.05	-0.43	-0.48	-0.45
熊本県	0.35	-0.08	-0.39	-0.07	-0.07	0.02	-0.16	-0.29	-0.41	-0.01
大分県	-0.39	-1.08	-0.15	0.06	-0.19	-0.11	-0.27	0.10	-0.47	-0.53
宮崎県	-1.03	-0.43	-0.33	-0.05	-0.13	-0.18	-0.22	-0.26	-0.89	-0.41
鹿児島県	-0.62	-0.58	-0.53	-0.18	-0.44	0.02	-0.39	-0.16	-0.84	-0.35
沖縄県	2.04	-0.76	0.28	-0.32	-0.05	-0.04	-0.39	-0.32	-0.25	-0.61

別図 全国平均（100）との差（総合）に対する10大費目別寄与度（都道府県）



参考 小売物価統計調査（構造編）の概要

（１）調査の目的と沿革

物価構造については、2007年（平成19年）まで5年ごとに全国物価統計調査により把握してきたが、消費・流通構造の変化が加速する中で、5年周期の統計では物価構造の変化を的確に把握することが困難な状況となってきた。このことから、全国物価統計調査で把握してきた地域別価格差、店舗形態別価格及び銘柄別価格を毎年把握するための調査を「構造編」として、小売物価統計調査に盛り込み、従前の小売物価統計調査を「動向編」と位置付け、全国物価統計調査を中止することとした。

小売物価統計調査（構造編）は、地域別、店舗の形態別等の物価を明らかにすることを目的とし、地域別価格差調査、店舗形態別価格調査及び銘柄別価格調査の三つの調査の種別を設け、2013年（平成25年）1月から実施している。

その後、店舗形態別価格調査及び銘柄別価格調査については、調査の改善・効率化及び内容の充実のため2021年（令和3年）12月の調査を最後に中止し、民間データを用いた分析に移行している。

（２）地域別価格差調査の概要

目的	主として都道府県別消費者物価地域差指数を作成
調査地域	動向編調査地域(167市町村)以外の91市*
調査月	奇数月
調査品目	57品目(58銘柄) 店舗や地域により価格差が見られるもの、ウエイトの大きいもの等の条件を満たす品目を選定

※ https://www.stat.go.jp/data/kouri/kouzou/k_1.html に掲載

調査市の名称及び区域は、2019年6月25日現在による。

（３）調査価格

各品目の代表的な価格を調査するという観点から、調査店舗で消費者に販売している通常価格を調査することとしているため、短期間（7日以内）の特売価格や棚ざらい、在庫一掃セール等の特売価格は調査しない。

（４）集計に用いた価格

集計に用いた価格は、地域別価格差調査の価格及び当該年の動向編で調査した価格である。なお、一部の品目については、モデル式により算出した価格を用いている。

詳細は、https://www.stat.go.jp/data/kouri/kouzou/pdf/est_2020.pdf を参照

（５）結果の公表

集計結果は、総務省統計局で取りまとめ、原則として調査年の翌年の6月までに公表する。ただし、消費者物価指数の基準年の集計結果については、基準改定に伴う公表が完了した後（9月頃）に公表する。

<問合せ先>



総務省統計局

総務省統計局統計調査部消費統計課物価統計室審査発表係

〒162-8668 東京都新宿区若松町19番1号

電話 : (03) 5273-1179

E-mail : w-bukka@soumu.go.jp

- ・小売物価統計調査（構造編）ホームページ
<https://www.stat.go.jp/data/kouri/kouzou/index.html>
- ・この冊子は、次のURLからダウンロードできます。
<https://www.stat.go.jp/data/kouri/kouzou/gaiyou.html>
- ・政府統計の総合窓口（e-Stat） <https://www.e-stat.go.jp/>
- ・結果の概要は、統計メールニュースでも配信しています。メールニュースのお申込みは、統計局ホームページ (<https://www.stat.go.jp/>) から。
- ・本調査の統計データを引用又は転載する場合には、出典（総務省「小売物価統計調査（構造編）結果」）の表記をお願いします。
- ・引用又は転載した場合は、審査発表係まで御連絡ください。



政府統計

報道関係者 各位

令和4年11月25日

【照会先】

政策統括官付参事官付雇用・賃金福祉統計室
統計管理官 野口 智明
室長 補佐 富永 哲史
雇用構造第二係
(代表電話) 03(5253)1111 (内線 7613)
(直通電話) 03(3595)3145

令和3年「パートタイム・有期雇用労働者総合実態調査」の結果

厚生労働省では、このほど、令和3年「パートタイム・有期雇用労働者総合実態調査」の結果を取りまとめましたので、公表します。

「パートタイム・有期雇用労働者総合実態調査」は、パートタイム・有期雇用労働法(※1)の施行後の状況を明らかにすることを目的としています。今回の調査は、全国の事業所から約29,000事業所、このうち5人以上の常用労働者を雇用する事業所で働くパートタイム・有期雇用労働者(※2)から約23,000人を無作為抽出し、令和3年10月1日現在の状況について実施したものです。有効回答率は事業所調査で51.9%、個人調査で57.1%でした。

また、事業所調査では、約29,000事業所のうち本社等である約18,000事業所に対して企業全体の状況を調査し、このうち有効回答である8,964事業所の回答を集計したものを公表します。

※1 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律

※2 この調査の「パートタイム・有期雇用労働者」とは、常用労働者(期間を定めずに雇われている者または1ヶ月以上の期間を定めて雇われている者)のうち、企業に直接雇用されている労働者で、次の①～③の労働者をいう。

- ① 期間を定めずに雇用されており、かつ1週間の所定労働時間が同一の事業主に雇用された正社員に比べて短い労働者(無期雇用パートタイム)
- ② 期間を定めた労働契約により雇用されており、かつ、1週間の所定労働時間が同一の事業主に雇用されている正社員に比べて短い労働者(有期雇用パートタイム)
- ③ 期間を定めた労働契約により雇用されており、かつ、1週間の所定労働時間が同一の事業主に雇用されている正社員と同じ労働者(有期雇用フルタイム)

【調査結果のポイント】

【事業所調査】

1 企業におけるパートタイム・有期雇用労働者の雇用状況

パートタイム・有期雇用労働者を雇用している企業の割合は75.4%であり、そのうち「無期雇用パートタイムを雇用している」企業は51.4%、「有期雇用パートタイムを雇用している」企業は27.1%、「有期雇用フルタイムを雇用している」企業は23.2%となっている【6頁 表1】

2 パートタイム・有期雇用労働法の施行による待遇の見直し^(注1)

正社員とパートタイム・有期雇用労働者の両方を雇用している企業のうち、同法が施行された令和2年4月(中小企業は令和3年4月)以降のパートタイム・有期雇用労働者と正社員の間の「不合理な待遇差の禁止」の規定に対応した企業の割合は28.5%、「待遇差はない」28.2%と合わせて6割近くとなっている。また、「パートタイム・有期雇用労働者の待遇の見直しを行った」企業については、見直した待遇の内容は「基本給」が45.1%と最も高く、次いで「有給の休暇制度」が35.3%となっている【15頁 表14、表15】

(裏面に続く)

〔個人調査〕

1 現在の就業形態を選んだ理由

就業形態、男女別にみると、「有期雇用フルタイム」の男では「正社員を定年退職した後に再雇用されたから」が44.4%と最も高い割合となっており、それ以外では「自分の都合の良い時間(日)に働きたいから」が最も高く、「無期雇用パートタイム」の男では66.6%、女では58.4%、「有期雇用パートタイム」の男では44.2%、女では56.9%、「有期雇用フルタイム」の女では28.1%となっている。【19頁 図2、20頁 表19】

2 自身と業務の内容及び責任の程度が同じ正社員と比較した賃金水準の意識

「業務の内容及び責任の程度が同じ正社員がいる」パートタイム・有期雇用労働者の賃金水準についての意識は、パートタイム・有期雇用労働者計でみると「賃金水準は低く、納得していない」が45.0%と最も高くなっている。【25頁 表25】

3 自身と正社員との待遇の相違についての説明要求の有無及び結果^(注2)

令和2年4月以降(中小企業の場合は、令和3年4月以降)の自身と正社員との待遇の相違の内容や理由について、「説明を求めたことがある」パートタイム・有期雇用労働者は15.1%であり、そのうち「説明があり納得した」割合は79.7%である。【28頁 表28】

4 今後の働き方の希望

今後の働き方の希望については、いずれの就業形態も「現在の会社で」「現在の雇用形態で仕事を続けたい」が最も割合が高くなっており、「無期雇用パートタイム」では77.8%、「有期雇用パートタイム」では69.7%、「有期雇用フルタイム」では57.7%となっている【31頁 表31】

詳細は別添概況をご覧ください。

(注1) 働き方改革関連法(「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」(平成30年法律第71号))により、同一企業内における正社員と非正規雇用労働者との間の不合理な待遇の相違及び差別的取扱いの解消を目的として、パートタイム・有期雇用労働法(「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律」(平成5年法律第76号))が改正されました(令和2年4月1日施行。中小企業の適用は、令和3年4月1日)。

主な改正のポイントに正社員とパートタイム・有期雇用労働者との均衡待遇・均等待遇の確保があります。

- 1) 「均衡待遇」の内容 ①職務内容、②職務内容・配置の変更範囲、③その他の事情を考慮して不合理な待遇差を禁止(パートタイム・有期雇用労働法第8条)
- 2) 「均等待遇」の内容 ①職務内容、②職務内容・配置の変更範囲が同じ場合は差別的取扱いを禁止(パートタイム・有期雇用労働法第9条)

(注2) 労働者に対する待遇に関する説明義務

- 1) パートタイム・有期雇用労働者から求めがあった場合に、待遇の内容・理由、待遇の決定に当たって考慮した事項の説明を行うことを義務付け(パートタイム・有期雇用労働法第14条第2項)
- 2) パートタイム・有期雇用労働者が説明を求めたことを理由として、解雇等の不利益取扱いをすることを禁止(パートタイム・有期雇用労働法第14条第3項)

令和4年11月25日

【照会先】

政策統括官付参事官付雇用・賃金福祉統計室

統計管理官 野口 智明

室長補佐 富永 哲史

雇用構造第二係

(代表電話) 03(5253)1111 (内線 7613)

(直通電話) 03(3595)3145

令和3年パートタイム・有期雇用労働者総合実態調査の概況

目 次

調査の概要.....	1
結果の概要.....	6
〔事業所調査〕.....	6
1 企業におけるパートタイム・有期雇用労働者の雇用状況.....	6
2 パートタイム・有期雇用労働者を雇用する理由.....	7
3 手当等、各種制度の実施、福利厚生施設の利用及び教育訓練.....	8
4 パートタイム・有期雇用労働者の正社員転換制度.....	10
5 正社員と職務が同じパートタイム・有期雇用労働者の状況.....	11
6 パートタイム・有期雇用労働法の施行後の状況.....	12
〔個人調査〕.....	16
1 パートタイム・有期雇用労働者の属性.....	16
2 現在の就業形態を選んだ理由及び就業調整.....	19
3 利用できる福利厚生及び教育訓練.....	23
4 業務の内容及び責任の程度が同じ正社員の有無及び賃金水準.....	24
5 パートタイム・有期雇用労働法の施行後の状況.....	26
6 会社や仕事に対する不満・不安.....	29
7 今後の働き方.....	31

令和3年パートタイム・有期雇用労働者総合実態調査の結果は、厚生労働省のホームページにも掲載されています。

アドレス (<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/170-1.html>)

調査の概要

1 調査の目的

パートタイム労働者及び有期雇用労働者について、企業における雇用管理の状況、待遇や働き方を把握し、短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（以下、「パートタイム・有期雇用労働法」という。）の施行後の状況を明らかにして、パートタイム労働者及び有期雇用労働者に関する諸問題に的確に対応した施策の立案に資することを目的とする。

2 調査の範囲及び調査客体

(1) 範囲

ア 地域

全国

イ 産業

日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）に基づく次の 16 大産業〔鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業（その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く。）、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業、サービス業（他に分類されないもの）（外国公務を除く。）〕

ウ 事業所

次の（ア）又は（イ）に属する事業所

（ア）事業所における産業分類（以下、事業所産業という。）が上記イに掲げる産業に属し、5人以上の常用労働者を雇用する事業所。

（イ）組織全体の主な事業の内容による産業分類（以下、企業産業という。）が上記イに掲げる産業に属し、5人以上の常用労働者を雇用する企業等に属する事業所（単独事業所又は本所である事業所に限る。）。

エ 労働者

上記ウ（ア）の対象となる事業所に就業しているパートタイム労働者及び有期雇用労働者。

(2) 調査客体

ア 事業所調査

（ア）上記（1）ア、イ及びウ（ア）に属する事業所から事業所産業分類、事業所規模別に無作為に抽出した事業所。

（イ）上記（1）ア、イ及びウ（イ）に属する事業所から企業産業分類、企業規模別に無作為に抽出した事業所。

イ 個人調査

上記ア（ア）の事業所調査の対象の事業所において就業しているパートタイム労働者及び有期雇用労働者から、就業形態別に無作為に抽出した労働者。

3 調査客体数、有効回答数及び有効回答率

(1) 事業所調査 調査対象数 29,416 事業所

(調査対象事業所のうち、単独事業所又は本所である事業所は 17,675 事業所)

有効回答数 15,263 事業所 有効回答率 51.9%

(有効回答数 15,263 事業所のうち、単独事業所又は本所である事業所は 8,964 事業所)

(2) 個人調査 調査対象数 22,974 人 有効回答数 13,114 人 有効回答率 57.1%

なお、有効回答数 13,114 人のうち、就業形態が「無期雇用パートタイム」の労働者は 2,750 人、「有期雇用パートタイム」の労働者は 4,024 人、「有期雇用フルタイム」の労働者は 6,340 人。

4 調査の対象期間及び実施期間

令和3年10月1日現在の状況について、事業所調査は令和3年9月24日から10月15日までの間に、個人調査は令和3年10月18日から11月30日までの間に実施した。

5 調査事項

(1) 事業所調査

以下のイ～クの事項については企業全体（組織全体）の状況を単独事業所又は本所である事業所に対してのみ回答を求めた。

ア 事業所の属性

(ア) 事業所が属する組織全体の常用労働者数規模、事業所の常用労働者数

(イ) 就業形態・性別常用労働者数

(ウ) パートタイム・有期雇用労働者数のうち定年後、継続雇用している常用労働者数

イ 雇用管理の状況等

(ア) 企業の主要産業

(イ) 雇用しているパートタイム・有期雇用労働者の就業形態

(ウ) パートタイム・有期雇用労働者を雇用する理由

(エ) パートタイム・有期雇用労働者の人事異動の実施状況

(オ) パートタイム・有期雇用労働者の役職者の種類

(カ) 就業形態別、基本給決定の際に考慮した内容

(キ) 就業形態別、教育訓練の実施状況

(ク) 就業形態別、手当・各種制度の実施及び福利厚生施設の利用状況

ウ 正社員への転換制度

(ア) パートタイム・有期雇用労働者の正社員転換制度の有無、その基準

(イ) パートタイム・有期雇用労働者から正社員に転換する際の雇用形態

(ウ) 過去3年間における正社員への転換希望者、転換者の有無

(エ) パートタイム・有期雇用労働者を正社員へ転換する際に支障となる点

エ 待遇の説明

(ア) 令和2年4月以降（中小企業の場合は、令和3年4月以降）のパートタイム・有期雇用労働者への待遇の雇入れ時等の説明

(イ) 令和2年4月以降（中小企業の場合は、令和3年4月以降）のパートタイム・有期雇用労働者への正社員との待遇差に関する説明の有無及び説明方法

オ 正社員と職務が同じパートタイム・有期雇用労働者の雇用管理状況

(ア) 正社員と職務が同じパートタイム・有期雇用労働者の有無、基本賃金、役職手当、賞

与、退職金の支払の有無及び算定方法

- (イ) 正社員と比較した場合の1時間当たりの基本賃金の割合
- カ 職務、人事異動等の有無や範囲が正社員と同じパートタイム・有期雇用労働者の有無
- キ パートタイム・有期雇用労働法等に関する知識
- ク 令和2年4月（中小企業の場合は、令和3年4月）に施行された「不合理な待遇差の禁止」に対応するための見直しの有無及び見直し内容

(2) 個人調査

ア 個人の属性

- (ア) 性、年齢
- (イ) 最終学歴又は在学の状況
- (ウ) 正社員として働いた経験の有無
- (エ) 配偶者の有無、配偶者の就業状況等、配偶者の昨年の年収階級
- (オ) 同居家族の有無及び同居家族の続柄
- (カ) 主な収入源
- (キ) 現在の就業形態
- (ク) 現在の会社における勤続期間
- (ケ) 1週間の出勤日数、1日の所定労働時間
- (コ) 令和3年9月の残業の有無、月間残業時間

イ 働いている理由、現在の就業形態を選んだ理由

ウ パートタイム・有期雇用労働者の労働条件等について

- (ア) 給与形態
- (イ) 令和2年（1年間）に現在の就業形態で働いて得た年収
- (ウ) 雇用保険の加入の有無、社会保険の種類別加入状況
- (エ) 過去1年間の就業調整の有無及び就業調整の理由
- (オ) 現在の職種
- (カ) 役職の有無及び内容
- (キ) 業務の内容及び責任の程度が同じ正社員の有無、正社員と比較した場合の賃金水準についての意識
- (ク) 教育訓練（OJT）の状況
- (ケ) 教育訓練（Off-JT）の有無及び内容
- (コ) 利用できる福利厚生
- (サ) 利用できる休暇制度、休暇取得のしやすさ、休暇取得がしにくい理由
- (シ) パートタイム・有期雇用労働法等に関する知識
- (ス) 採用時等におけるパートタイム・有期雇用労働者の待遇についての説明状況
- (セ) 令和2年4月以降（中小企業で働いている場合は、令和3年4月以降）の正社員の待遇との差についての説明の要求の有無及び結果、説明を求めたことがない理由

エ パートタイム・有期雇用労働者の仕事についての考え方

- (ア) 現在の会社や仕事に対する不満・不安の有無及び内容、賃金についての不満・不安
- (イ) 今後の働き方の希望
- (ウ) 正社員になりたいと考える理由
- (エ) 正社員になった場合に希望する制度

6 調査の方法

(1) 事業所調査

事業所票は、厚生労働省が業務を委託した民間事業者から調査客体事業所に郵送し、調査客体事業所が厚生労働省に郵送又はオンラインで回答。

(2) 個人調査

回収した事業所票から厚生労働省が業務を委託した民間事業者が調査客体となる労働者数を算出し、事業所調査の客体事業所に調査客体となる労働者の抽出と個人票の配布を依頼。調査客体労働者が厚生労働省に郵送。

7 調査機関

(1) 事業所調査 厚生労働省－民間事業者－報告者

(2) 個人調査 厚生労働省－民間事業者－事業所調査対象事業所－報告者

8 利用上の注意

(1) 統計表の数値は、表章単位未満の位で四捨五入しているため、内訳の和と計の数値とは必ずしも一致しない。

(2) 複数回答（回答項目の選択肢について、該当する答えを複数個選択することが可能としているもの）では、内訳の和が計の数値を超える場合がある。

(3) 表章記号について

① 「0.0」は、該当数値はあるが、四捨五入の結果、表章単位に満たないものを示す。

② 「-」は、該当数値がなく集計結果が0となる場合又は分母が0のため計算できない場合を示す。

③ 「*」は、サンプルの少ないものであるので注意を要する。

④ 「…」は、調査をしていないことを示す。

(4) 事業所調査について、本概況には、調査対象事業所のうち、単独事業所又は本所である事業所からの回答に基づく結果を掲載しており、企業にかかる調査結果となっている。そのため、事業所にかかる調査結果である平成28年の「パートタイム労働者総合実態調査」の結果とは接続しない。

(5) 個人調査については、今回調査の「無期雇用パートタイム」「有期雇用パートタイム」の定義と、平成28年調査の「パート」の定義とは一致しない。そのため、平成28年の「パートタイム労働者総合実態調査」の結果とは接続しない。

9 主な用語の定義・解説

〔事業所調査〕及び〔個人調査〕の用語

(1) 常用労働者

次のア又はイのいずれかに該当する者をいう。

ア 期間を定めずに雇われている者

イ 1か月以上の期間を定めて雇われている者

(2) 就業形態

ア 正社員

常用労働者のうち、パートタイム・有期雇用労働者を除いた正規雇用の労働者をいう。

(短時間正社員を含む。)

イ パートタイム・有期雇用労働者

「無期雇用パートタイム」「有期雇用パートタイム」「有期雇用フルタイム」の就業形態の労働者をいう。

ウ 無期雇用パートタイム

常用労働者のうち、企業（事業所）に直接雇用されている労働者で、期間を定めずに雇用されており、かつ、1週間の所定労働時間が同一の事業主に雇用された通常の労働者（正社員）に比べて短い労働者をいう。

エ 有期雇用パートタイム

常用労働者のうち、企業（事業所）に直接雇用されている労働者で、1年契約、6か月契約など期間を定めた労働契約により雇用されており、かつ、1週間の所定労働時間が同一の事業主に雇用されている通常の労働者（正社員）に比べて短い労働者をいう。

オ 有期雇用フルタイム

常用労働者のうち、企業（事業所）に直接雇用されている労働者で、1年契約、6か月契約など期間を定めた労働契約により雇用されており、かつ、1週間の所定労働時間が同一の事業主に雇用されている通常の労働者（正社員）と同じ労働者をいう。

カ パートタイム

「無期雇用パートタイム」「有期雇用パートタイム」の就業形態の労働者をいう。

キ パート（平成28年パートタイム労働者総合実態調査）

「平成28年パートタイム労働者総合実態調査」において、正社員以外の労働者で、パートタイマー、アルバイト、準社員、嘱託、臨時社員などの名称にかかわらず、1週間の所定労働時間が正社員よりも短い労働者（短時間正社員は含まない）をいう。

(3) 教育訓練

ア OJT

日常の業務に就きながら行われる教育訓練のことをいい、教育訓練に関する計画書を作成するなどして教育担当者、対象者、期間、内容などを具体的に定めて、段階的・継続的に教育訓練を実施することをいう。

イ Off-JT

業務命令に基づき、通常の仕事を一時的に離れて行う教育訓練（研修）のことをいう。

結果の概要

【事業所調査】

1 企業におけるパートタイム・有期雇用労働者の雇用状況

パートタイム・有期雇用労働者の雇用状況をみると、「パートタイム・有期雇用労働者を雇用している」企業は75.4%となっている。「パートタイム・有期雇用労働者を雇用している」企業について雇用している就業形態（複数回答）をみると、「無期雇用パートタイムを雇用している」企業は51.4%、「有期雇用パートタイムを雇用している」企業は27.1%、「有期雇用フルタイムを雇用している」企業は23.2%となっている。

企業産業別にみると、「無期雇用パートタイムを雇用している」企業では「宿泊業、飲食サービス業」が81.2%、「有期雇用パートタイムを雇用している」「有期雇用フルタイムを雇用している」企業では「複合サービス事業」が66.7%、68.1%とそれぞれ最も高くなっている。

また、企業規模別にみると、いずれの就業形態においても、企業規模が大きくなるほど雇用している割合がおおむね高くなっている。（表1）

表1 企業産業・企業規模、雇用しているパートタイム・有期雇用労働者の就業形態別企業割合

企業産業・企業規模	全企業		就業形態（複数回答）			パートタイム・有期雇用労働者を雇用していない	不明	
			パートタイム・有期雇用労働者を雇用している	無期雇用パートタイムを雇用している	有期雇用パートタイムを雇用している			有期雇用フルタイムを雇用している
総企業数	(100.0)	100.0	75.4	51.4	27.1	23.2	24.6	0.0
企業産業								
鉱業、採石業、砂利採取業	(0.1)	100.0	47.8	22.3	11.8	25.7	52.2	-
建設業	(13.1)	100.0	38.0	23.2	7.6	12.2	62.0	-
製造業	(14.7)	100.0	76.8	52.4	28.7	31.3	23.2	-
電気・ガス・熱供給・水道業	(0.1)	100.0	67.1	16.9	40.2	49.2	32.9	-
情報通信業	(2.3)	100.0	67.2	24.2	30.5	43.3	32.8	-
運輸業、郵便業	(4.3)	100.0	56.6	34.7	27.3	23.9	43.4	-
卸売業、小売業	(19.6)	100.0	83.2	57.6	29.8	21.4	16.8	-
金融業、保険業	(0.7)	100.0	66.8	30.4	37.8	37.3	33.2	-
不動産業、物品賃貸業	(2.2)	100.0	67.9	32.7	38.1	36.9	32.1	0.1
学術研究、専門・技術サービス業	(4.3)	100.0	64.8	38.2	26.6	30.1	35.2	-
宿泊業、飲食サービス業	(9.6)	100.0	97.4	81.2	22.2	12.6	2.6	-
生活関連サービス業、娯楽業	(3.8)	100.0	84.4	65.1	27.5	20.6	15.6	-
教育、学習支援業	(2.6)	100.0	91.5	50.6	55.2	23.6	8.5	-
医療、福祉	(15.7)	100.0	87.8	66.0	30.1	21.1	12.2	-
複合サービス事業	(0.1)	100.0	87.7	33.1	66.7	68.1	12.3	-
サービス業(他に分類されないもの)	(6.7)	100.0	75.8	40.1	35.9	35.1	24.0	0.2
企業規模								
1,000人以上	(0.4)	100.0	99.1	65.7	90.4	88.7	0.9	-
500～999人	(0.5)	100.0	99.0	54.7	87.1	84.2	1.0	-
300～499人	(0.8)	100.0	99.0	50.6	80.7	81.8	1.0	-
100～299人	(4.0)	100.0	96.7	43.8	74.6	73.9	3.3	0.0
50～99人	(5.8)	100.0	92.1	48.3	55.6	54.0	7.9	-
30～49人	(7.7)	100.0	85.4	49.0	41.4	34.9	14.6	-
5～29人	(80.7)	100.0	71.7	52.2	20.1	16.1	28.3	0.0

注：1) ()は、「総数」を100とした企業産業、企業規模ごとの割合である。

2 パートタイム・有期雇用労働者を雇用する理由

正社員とパートタイム・有期雇用労働者を雇用している企業について、パートタイム・有期雇用労働者を雇用する理由（複数回答）をみると、「無期雇用パートタイム」では「1日の忙しい時間帯に対処するため」30.4%、「人を集めやすいため」26.9%、「仕事内容が簡単なため」26.8%、「有期雇用パートタイム」では「定年退職者の再雇用のため」37.5%、「1日の忙しい時間帯に対処するため」30.6%、「仕事内容が簡単なため」30.2%の順に高くなっている。「有期雇用フルタイム」では「定年退職者の再雇用のため」が61.9%と6割を超え、次いで「経験・知識・技能のある人を採用したいため」31.4%、「正社員の代替要員の確保のため」25.2%の順に高くなっている（表2、図1）。

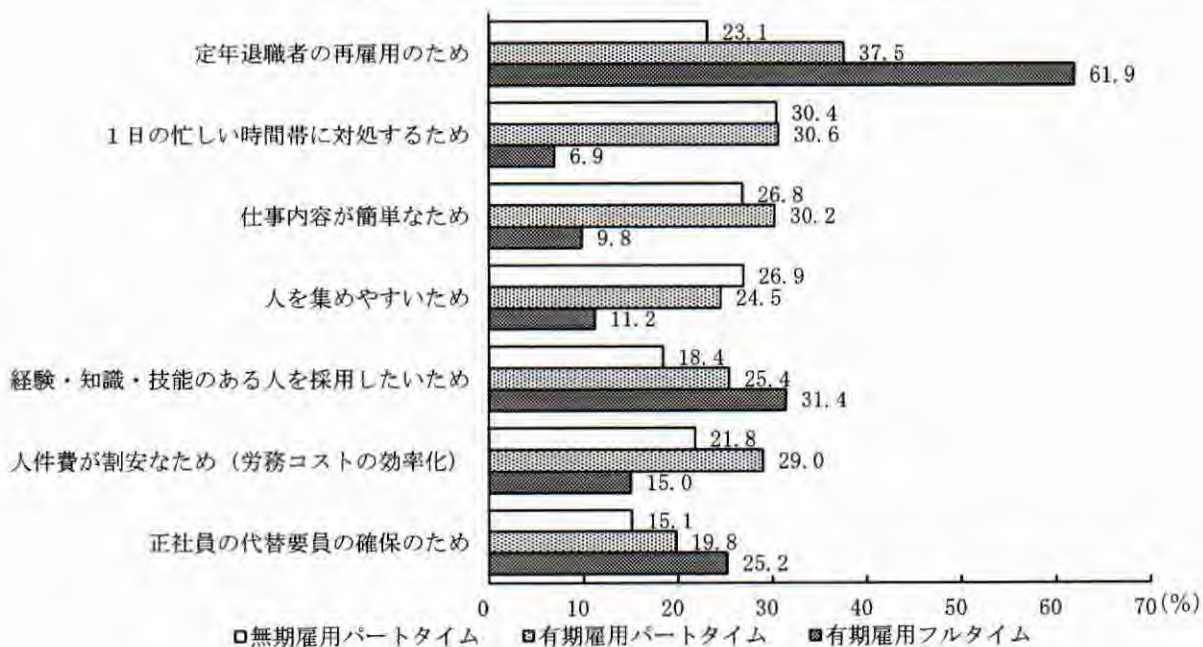
表2 就業形態、パートタイム・有期雇用労働者を雇用する理由別企業割合

（単位：％）令和3年

就業形態	正社員と当該労働者を雇用している企業計	当該労働者を雇用する理由（複数回答）													
		学卒等一般の正社員の採用、確保が困難なため	人を集めやすいため	家庭の事情等により中途退職した正社員の再雇用のため	定年退職者の再雇用のため	正社員の代替要員の確保のため	仕事内容が簡単なため	人件費が割安なため（労務コストの効率化）	システム化によつて比較的簡易な業務が増加したため	1日の忙しい時間帯に対処するため	一定期間の繁忙に対処するため	仕事量が減ったときに雇用調整が容易なため	経験・知識・技能のある人を採用したいため	その他	不明
無期雇用パートタイム	100.0	16.0	26.9	10.1	23.1	15.1	26.8	21.8	3.9	30.4	12.2	11.5	18.4	9.8	10.4
有期雇用パートタイム	100.0	13.8	24.5	9.7	37.5	19.8	30.2	29.0	6.2	30.6	16.5	12.9	25.4	10.7	5.5
有期雇用フルタイム	100.0	15.2	11.2	5.9	61.9	25.2	9.8	15.0	1.3	6.9	6.5	6.1	31.4	10.6	6.6

図1 パートタイム・有期雇用労働者を雇用する理由別労働者割合（複数回答）

（正社員と当該労働者を雇用している企業＝100）令和3年



3 手当等、各種制度の実施、福利厚生施設の利用及び教育訓練

(1) 手当等、各種制度の実施、福利厚生施設の利用

手当等、各種制度の実施、福利厚生施設の利用（複数回答）について、正社員に実施し、うち「無期雇用パートタイム」「有期雇用パートタイム」「有期雇用フルタイム」にも実施している割合をみると、いずれの就業形態についても「通勤手当」が60.7%、73.3%、78.1%と最も高くなっている。

また、正社員との比較でみると、いずれの就業形態においても、「給食施設（食堂）の利用」「休憩室の利用」「更衣室の利用」などの福利厚生施設の利用については正社員と比べて9割程度、「通勤手当」は8割程度、「法定外の休暇（夏季冬季休暇や病気休暇など）」「慶弔休暇」は6～8割程度、「定期的な昇給」「人事評価・考課」「賞与」は4～6割程度の実施となっている。一方、「無期雇用パートタイム」では「役職手当」「家族手当」「住宅手当」「企業年金」、「有期雇用パートタイム」では「役職手当」「住宅手当」「退職金」は正社員と比べて1割程度の実施、「有期雇用フルタイム」では「役職手当」「企業年金」は3割程度、「退職金」は2割程度の実施となっている。（表3）

表3 就業形態、手当等、各種制度の実施及び福利厚生施設の利用状況別企業割合

（単位：％）令和3年

就業形態	各種制度の実施、福利厚生施設の利用（複数回答）																	
	正社員と当該労働者を雇用している企業割合		定期的な昇給		人事評価・考課		手当の種類（複数回答）										賞与	
							通勤手当		精勤手当		役職手当		家族手当		住宅手当			
							正社員に実施	うち、当該労働者にも実施	正社員に実施	うち、当該労働者にも実施	正社員に実施	うち、当該労働者にも実施	正社員に実施	うち、当該労働者にも実施	正社員に実施	うち、当該労働者にも実施		
無期雇用パートタイム	100.0	64.0	37.4	49.4	29.2	76.9	60.7	24.6	7.3	61.4	7.1	55.8	3.4	22.5	2.0	72.6	36.6	
	(100.0)	(58.5)	(100.0)	(59.1)	(100.0)	(78.9)	(100.0)	(29.7)	(100.0)	(11.6)	(100.0)	(9.5)	(100.0)	(8.0)	(100.0)	(80.4)		
有期雇用パートタイム	100.0	76.0	32.3	67.4	31.0	86.5	73.3	19.8	4.7	76.5	9.0	53.2	6.9	36.6	3.1	83.4	36.8	
	(100.0)	(42.5)	(100.0)	(46.0)	(100.0)	(84.7)	(100.0)	(23.9)	(100.0)	(11.7)	(100.0)	(12.9)	(100.0)	(8.4)	(100.0)	(44.1)		
有期雇用フルタイム	100.0	77.9	32.3	71.5	38.7	88.6	78.1	19.5	11.5	79.6	24.7	58.5	20.6	41.0	13.7	80.0	53.8	
	(100.0)	(41.5)	(100.0)	(54.1)	(100.0)	(88.2)	(100.0)	(59.1)	(100.0)	(31.0)	(100.0)	(35.3)	(100.0)	(33.4)	(100.0)	(62.5)		

就業形態	各種制度の実施、福利厚生施設の利用（複数回答）															
	退職金		企業年金		人間ドックの補助		法定外の休暇（夏季冬季休暇や病気休暇など）		慶弔休暇		給食施設（食堂）の利用		休憩室の利用		更衣室の利用	
	正社員に実施	うち、当該労働者にも実施	正社員に実施	うち、当該労働者にも実施	正社員に実施	うち、当該労働者にも実施	正社員に実施	うち、当該労働者にも実施	正社員に実施	うち、当該労働者にも実施	正社員に実施	うち、当該労働者にも実施	正社員に実施	うち、当該労働者にも実施	正社員に実施	うち、当該労働者にも実施
無期雇用パートタイム	54.9	10.9	9.1	1.0	36.4	18.7	56.3	38.1	71.7	44.8	21.3	19.3	59.4	53.4	53.2	45.8
	(100.0)	(20.0)	(100.0)	(11.0)	(100.0)	(51.3)	(100.0)	(67.7)	(100.0)	(62.5)	(100.0)	(91.4)	(100.0)	(89.9)	(100.0)	(91.8)
有期雇用パートタイム	73.4	7.5	17.7	2.5	40.6	22.0	68.3	45.6	84.2	52.0	29.8	27.3	60.8	60.8	64.6	58.7
	(100.0)	(10.2)	(100.0)	(14.1)	(100.0)	(54.1)	(100.0)	(66.8)	(100.0)	(61.8)	(100.0)	(92.2)	(100.0)	(91.0)	(100.0)	(90.9)
有期雇用フルタイム	77.7	15.5	20.2	5.9	43.7	35.7	69.0	60.2	86.8	71.7	30.8	29.8	67.6	63.6	66.3	60.3
	(100.0)	(19.0)	(100.0)	(29.4)	(100.0)	(81.6)	(100.0)	(86.6)	(100.0)	(82.6)	(100.0)	(96.7)	(100.0)	(94.0)	(100.0)	(91.0)

注：1）（ ）は「正社員に実施」割合を100とした「うち当該労働者にも実施」の割合である。

(2) 教育訓練の実施状況

正社員とパートタイム・有期雇用労働者を雇用している企業が行っている教育訓練の種類（複数回答）について、正社員に実施し、うち「無期雇用パートタイム」「有期雇用パートタイム」「有期雇用フルタイム」にも実施している企業の割合をみると、いずれの就業形態においても「日常的な業務を通じた、計画的な教育訓練（OJT）」が40.6%、47.8%、46.9%と最も高くなっている。

また、正社員との比較でみると、いずれの就業形態においても「日常的な業務を通じた、計画的な教育訓練（OJT）」、「入職時のガイダンス（Off-JT）」は正社員と比べて7割程度の実施となっているが、「将来のためのキャリアアップのための教育訓練（Off-JT）」は4割を下回っている。

（表4）

表4 就業形態、教育訓練の実施状況別企業割合

（単位：％）令和3年

就業形態	正社員と当該労働者を雇用している企業計	教育訓練の種類（複数回答）									
		日常的な業務を通じた、計画的な教育訓練（OJT）		入職時のガイダンス（Off-JT）		職務の遂行に必要な能力を付与する教育訓練（Off-JT）		将来のためのキャリアアップのための教育訓練（Off-JT）		自己啓発費用の補助	
		正社員に実施	うち、当該労働者にも実施	正社員に実施	うち、当該労働者にも実施	正社員に実施	うち、当該労働者にも実施	正社員に実施	うち、当該労働者にも実施	正社員に実施	うち、当該労働者にも実施
無期雇用パートタイム	100.0	53.6	40.6	34.6	24.0	36.7	19.4	23.3	8.3	19.2	8.7
		(100.0)	(75.8)	(100.0)	(69.3)	(100.0)	(52.7)	(100.0)	(35.7)	(100.0)	(45.3)
有期雇用パートタイム	100.0	64.1	47.8	50.6	33.0	50.8	25.0	36.7	10.7	31.4	13.6
		(100.0)	(74.7)	(100.0)	(65.2)	(100.0)	(49.2)	(100.0)	(29.2)	(100.0)	(43.2)
有期雇用フルタイム	100.0	62.9	46.9	55.0	36.1	53.6	32.1	40.2	14.3	34.7	20.4
		(100.0)	(74.6)	(100.0)	(65.8)	(100.0)	(59.9)	(100.0)	(35.6)	(100.0)	(58.9)

注：1) 「自己啓発費用の補助」とは、従業員が職業生活を継続するために行う、職業に関する能力を自発的に開発し、向上させるための活動（職業に関係ない趣味、娯楽、スポーツ健康増進等のためのものは含まない）に対する費用を援助することをいう。

2) () は「正社員に実施」割合を100とした「うち当該労働者にも実施」の割合である。

4 パートタイム・有期雇用労働者の正社員転換制度

パートタイム・有期雇用労働者の正社員転換について「制度有り」とする企業の割合は、「無期雇用パートタイム」41.8%、「有期雇用パートタイム」42.2%、「有期雇用フルタイム」50.1%となっている（表5）。

また、「無期雇用パートタイム」「有期雇用パートタイム」「有期雇用フルタイム」のいずれかの就業形態に適用される正社員転換制度がある企業について、正社員に転換するに当たっての基準（複数回答）別企業の割合をみると、「人事評価の結果」が67.7%と最も高く、次いで「パートタイム・有期雇用労働者の所属する部署の上司の推薦」が48.8%、「（一定の）職務経験年数」が41.1%の順となっている。なお、「職場内の格付け等級制度における（一定の）位置づけ」と「筆記試験の結果」については、5.9%、6.0%と低くなっている（表6）。

過去3年間における正社員への転換を希望したパートタイム・有期雇用労働者の有無については、「無期雇用パートタイム」28.1%、「有期雇用パートタイム」26.9%、「有期雇用フルタイム」33.8%の企業で正社員への転換を希望した労働者がおり、「実際に正社員に転換した者がいた」割合は、それぞれ17.2%、14.4%、25.6%となっている（表7）。

表5 就業形態、正社員転換制度の有無別企業割合

（単位：％）令和3年

就業形態	正社員と当該労働者を雇用している企業計	正社員転換制度の有無		
		制度有り	制度無し	不明
無期雇用パートタイム	100.0	41.8	47.1	11.0
有期雇用パートタイム	100.0	42.2	49.1	8.6
有期雇用フルタイム	100.0	50.1	42.9	7.0

表6 正社員への転換の基準別企業割合

（単位：％）令和3年

	いずれかの就業形態に正社員転換制度が有る企業計	正社員への転換の基準（複数回答）								
		人事評価の結果	パートタイム・有期雇用労働者の所属する部署の上司の推薦	筆記試験の結果	人事部門などによる面接の結果	（一定の）職務経験年数	職場内の格付け等級制度における（一定の）位置づけ	パートタイム・有期雇用労働者の保有する資格	その他	不明
総数	[45.1] 100.0	67.7	48.8	6.0	31.9	41.1	5.9	17.2	20.7	1.3

注：1) []は、正社員とパートタイム・有期雇用労働者の両方を雇用している企業を100としたいずれかの就業形態に正社員転換制度が有る企業の割合である。

表7 就業形態、過去3年間における正社員への転換希望者、転換者の有無別企業割合

（単位：％）令和3年

就業形態	正社員と当該労働者を雇用している企業計	過去3年間における正社員への転換希望の有無							不明
		正社員への転換を希望した当該労働者がいた	転換者の有無			正社員への転換を希望した当該労働者はいなかった	正社員への転換を希望した当該労働者がいたかどうかかわからない		
			実際に正社員に転換した者がいた	正社員に転換した者はいなかった	正社員に転換した者がいたかどうかかわからない				
無期雇用パートタイム	100.0	28.1	17.2	10.5	0.5	48.1	3.0	20.7	
有期雇用パートタイム	100.0	26.9	14.4	12.1	0.4	49.5	3.3	20.3	
有期雇用フルタイム	100.0	33.8	25.6	7.8	0.4	43.8	3.3	19.0	

5 正社員と職務が同じパートタイム・有期雇用労働者の状況

正社員と職務が同じであるパートタイム・有期雇用労働者の有無についてみると、「正社員と職務が同じであるパートタイム・有期雇用労働者がいる」企業の割合は21.5%となっている（表8）。

正社員と職務が同じであるパートタイム・有期雇用労働者がいる企業について、1時間当たりの基本賃金（基本給）を正社員と比べてみると、「正社員と同じ（賃金差はない）」企業の割合は46.9%、「正社員より低い」企業の割合は41.3%、「正社員より高い」企業の割合は7.4%となっている。また、「正社員より低い」企業のうち、正社員と比較した場合の1時間当たりの基本賃金（基本給）に対する割合をみると、「正社員の8割以上」が20.9%と最も高く、次いで「正社員の6割以上8割未満」17.6%、「正社員の4割以上6割未満」2.7%、「正社員の4割未満」0.2%の順となっている（表9）。

表8 正社員と職務が同じパートタイム・有期雇用労働者の有無別企業割合

(単位：%) 令和3年

	正社員とパートタイム・有期雇用労働者の両方を雇用している企業計	正社員と職務が同じパートタイム・有期雇用労働者の有無 1)		
		正社員と職務が同じであるパートタイム・有期雇用労働者がいる	正社員と職務が同じであるパートタイム・有期雇用労働者がいない	不明
総数	100.0	21.5	71.2	7.3

注：1) 「正社員と職務が同じ」とは、業務の内容及び責任の程度が正社員と同じことをいう。通常従事する業務の内容だけでなく、作業のレベル（難易度）、求められる能力、責任や権限の範囲を含め、トラブル発生などの臨時・緊急の対応、ノルマや与えられた権限といった業務上の責任について、正社員と同じように課されるか考慮するとともに、作業を行う上での必要な能力、作業の難易度、肉体的・精神的負担なども含めて判断したもの。

表9 正社員と職務が同じパートタイム・有期雇用労働者を正社員と比較した場合の1時間当たりの基本賃金の割合階級（状況）別企業割合

(単位：%) 令和3年

	正社員とパートタイム・有期雇用労働者がいる企業計	正社員の基本賃金に対する割合							不明
		正社員より高い	正社員と同じ（賃金差はない）	正社員より低い	正社員の8割以上	正社員の8割未満以上	正社員の6割未満以上	正社員の4割未満	
総数	[21.5] 100.0	7.4	46.9	41.3	20.9	17.6	2.7	0.2	4.4

注：1) []は、正社員とパートタイム・有期雇用労働者の両方を雇用している企業を100とした正社員と職務が同じであるパートタイム・有期雇用労働者がいる企業の割合である。

6 パートタイム・有期雇用労働法の施行後の状況

(1) パートタイム・有期雇用労働者に関する法令の認知度

パートタイム・有期雇用労働者に関する法令の認知度をみると、項目①、②、③、④は「よく知っている」と「だいたい知っている」を合わせた企業の割合は7割を超えているが、項目⑤は5割に、項目⑥は6割に達していない。企業規模別にみると、いずれの項目も企業規模が大きくなるほど「よく知っている」企業の割合が高く、「聞いたことはあるがよくわからない」「知らない」企業の割合が低くなっている（表10）。

表10 項目、企業規模、パートタイム・有期雇用労働者に関する法令の認知度別企業割合

項目、企業規模		正社員とパートタイム・有期雇用労働者の両方を雇用している企業計	パートタイム・有期雇用労働者に関する法令の認知度				
			よく知っている	だいたい知っている	聞いたことはあるがよくわからない	知らない	不明
総数		100.0	25.4	49.6	12.5	4.0	8.5
①事業主は、パートタイム・有期雇用労働者の雇入れの際、賃金や教育訓練制度、福利厚生施設の利用、正社員転換措置等について説明しなければならない。	1,000人以上	100.0	66.4	28.7	0.9	0.4	3.5
	500～999人	100.0	56.6	40.4	1.6	0.4	1.0
	300～499人	100.0	49.6	45.7	2.4	0.2	2.1
	100～299人	100.0	40.7	51.6	3.9	0.6	3.1
	50～99人	100.0	34.5	54.8	6.2	1.1	3.5
	30～49人	100.0	29.1	54.7	8.3	2.2	5.7
5～29人	100.0	22.1	48.6	14.6	4.8	9.9	
総数		100.0	22.9	48.5	14.5	5.7	8.4
②事業主は、パートタイム・有期雇用労働者から求められた場合、正社員との間で待遇の決定基準にどのような違いがあるか、違いがある場合はその理由等を説明しなければならない。	1,000人以上	100.0	67.6	25.7	2.5	0.4	3.8
	500～999人	100.0	56.5	39.4	2.6	0.1	1.3
	300～499人	100.0	53.0	41.2	3.1	0.5	2.3
	100～299人	100.0	41.2	49.7	4.6	1.1	3.4
	50～99人	100.0	32.1	54.4	7.8	2.2	3.5
	30～49人	100.0	28.6	52.7	9.7	3.1	5.9
5～29人	100.0	19.1	47.7	16.7	6.9	9.7	
総数		100.0	31.2	47.6	10.5	2.5	8.2
③事業主は、パートタイム・有期雇用労働者の待遇について、正社員との間で不合理な差を設けてはならない。	1,000人以上	100.0	74.3	21.1	1.0	-	3.7
	500～999人	100.0	65.8	31.6	1.1	-	1.5
	300～499人	100.0	59.9	36.2	1.2	-	2.6
	100～299人	100.0	48.0	46.2	2.4	0.2	3.2
	50～99人	100.0	41.5	50.2	4.2	0.8	3.4
	30～49人	100.0	36.3	51.4	5.0	1.5	5.8
5～29人	100.0	27.4	47.5	12.6	3.0	9.5	
総数		100.0	29.2	48.2	10.7	3.1	8.8
④事業主は、パートタイム・有期雇用労働者の職務内容や人事異動等の有無や範囲が正社員と同じ場合、正社員との間で差別的な待遇としてはならない。	1,000人以上	100.0	73.7	21.5	0.9	0.3	3.6
	500～999人	100.0	63.4	34.4	1.0	-	1.3
	300～499人	100.0	58.5	36.5	2.5	-	2.5
	100～299人	100.0	47.3	46.5	2.8	0.3	3.1
	50～99人	100.0	40.2	51.1	3.9	1.1	3.7
	30～49人	100.0	33.9	53.0	5.3	1.9	6.0
5～29人	100.0	25.4	47.9	12.8	3.7	10.2	
総数		100.0	14.7	31.8	26.2	18.8	8.5
⑤事業主、パートタイム・有期雇用労働者のいずれも、待遇に関する紛争が起こった場合、都道府県労働局に紛争解決の援助を求めることができる。	1,000人以上	100.0	51.1	28.4	13.4	3.7	3.4
	500～999人	100.0	39.9	34.8	18.0	6.0	1.3
	300～499人	100.0	32.2	38.2	19.4	7.9	2.3
	100～299人	100.0	24.2	39.3	23.3	10.0	3.1
	50～99人	100.0	19.6	39.3	23.7	13.8	3.6
	30～49人	100.0	18.3	37.1	25.1	13.6	5.8
5～29人	100.0	12.4	29.9	27.0	20.8	9.8	
総数		100.0	25.7	32.7	17.7	15.3	8.6
⑥有期労働契約を更新して通算5年を超えた場合、労働者の申込みにより、無期労働契約に転換できる。	1,000人以上	100.0	83.9	12.0	0.4	0.4	3.3
	500～999人	100.0	74.4	20.5	3.3	0.3	1.5
	300～499人	100.0	68.9	25.3	2.6	0.8	2.4
	100～299人	100.0	55.3	35.1	3.8	2.1	3.6
	50～99人	100.0	41.6	40.2	9.2	5.6	3.4
	30～49人	100.0	34.2	39.9	10.1	9.7	6.1
5～29人	100.0	19.7	31.4	20.8	18.2	9.9	

(2) 採用時等における待遇についての説明

令和2年4月以降（中小企業の場合は、令和3年4月以降）の採用時等におけるパートタイム・有期雇用労働者への待遇の説明の実施状況をみると、パートタイム・有期雇用労働者の採用等があった企業のうち「説明をしている」企業の割合は96.8%となっており、説明方法（複数回答）は、「個々の当該労働者に文書を交付している」が64.5%、「個々の当該労働者に口頭で説明している」が48.9%となっている。企業規模別にみると、企業規模が大きくなるほど「説明している」割合が高くなっている。なお、小規模な企業においては、「新たに雇い入れた（更新含む）当該労働者がいない」企業の割合が高くなっている（表11）。

表11 企業規模、採用時等におけるパートタイム・有期雇用労働者への待遇の説明実施状況別企業割合

(単位：%) 令和3年

企業規模	正社員とパートタイム・有期雇用労働者の両方を雇用している企業計	待遇の説明実施状況							不明
		新たに雇入れた（更新含む）パートタイム・有期雇用労働者はいない	パートタイム・有期雇用労働者の採用等があった企業（①と②の計）	待遇の説明を実施している（①）	説明方法（複数回答）			待遇の説明を実施していない（②）	
					個々のパートタイム・有期雇用労働者に対して、口頭で待遇の説明をしている	個々のパートタイム・有期雇用労働者に対して、口頭で待遇の説明をしている	雇入れ時に説明会等で複数のパートタイム・有期雇用労働者に対して、口頭で待遇の説明を付している		
総数	100.0	21.1	68.3 (100.0)	(96.8)	(48.9)	(9.2)	(64.5)	(3.2)	10.6
企業規模									
1,000人以上	100.0	0.9	95.8 (100.0)	(99.7)	(52.4)	(15.7)	(87.5)	(0.3)	3.3
500～999人	100.0	1.6	97.4 (100.0)	(99.3)	(47.4)	(11.7)	(84.3)	(0.7)	1.0
300～499人	100.0	3.2	95.3 (100.0)	(98.3)	(50.1)	(10.6)	(79.1)	(1.7)	1.6
100～299人	100.0	5.6	91.1 (100.0)	(99.2)	(46.8)	(8.8)	(80.2)	(0.8)	3.3
50～99人	100.0	9.4	87.2 (100.0)	(97.6)	(45.4)	(9.2)	(74.8)	(2.4)	3.4
30～49人	100.0	15.5	78.0 (100.0)	(97.0)	(49.7)	(7.9)	(66.3)	(3.0)	6.6
5～29人	100.0	24.5	63.0 (100.0)	(96.4)	(49.5)	(9.3)	(60.4)	(3.6)	12.6

注：1) () は「待遇の説明を実施している（①）」と「待遇の説明を実施していない（②）」の合計を100とした割合である。

(3) 正社員との待遇差についての説明

令和2年4月以降（中小企業の場合は、令和3年4月以降）のパートタイム・有期雇用労働者と正社員の待遇差の説明の有無をみると、「説明をしたことはないが、パートタイム・有期雇用労働者から求められれば説明をする予定である」企業の割合が46.5%と最も高く、次いで「パートタイム・有期雇用労働者から求められなかったが、説明をしている」が19.8%、「説明をしたことはなく、今後も説明をする予定はない」が16.0%、「パートタイム・有期雇用労働者から求められ、説明をしている」が5.6%となっている。企業規模別にみると、「パートタイム・有期雇用労働者から求められ、説明をしている」は企業規模が大きくなるほど割合が高くなっており、逆に「説明をしたことはなく、今後も説明をする予定はない」は企業規模が大きくなるほど低くなっている（表12）。

また、正社員との待遇差を説明した（する予定の）企業の正社員との待遇差の説明方法（複数回答）については、「個別の問合せに応じて口頭で説明」の企業の割合が76.2%と最も高く、次いで「個別の問合せに応じて書面等を発行」が29.9%となっている（表13）。

表12 企業規模、パートタイム・有期雇用労働者に対する正社員との待遇差の説明の有無別企業割合
(単位：%) 令和3年

企業規模	正社員とパートタイム・有期雇用労働者の両方を雇用している企業計	正社員との待遇差の説明の有無					不明
		パートタイム・有期雇用労働者から求められ、説明をしている	パートタイム・有期雇用労働者から求められなかったが、説明をしている	説明をしたことはないが、パートタイム・有期雇用労働者から求められれば説明をする予定である	説明をしたことはなく、今後も説明をする予定はない		
総数	100.0	5.6	19.8	46.5	16.0	12.0	
企業規模							
1,000人以上	100.0	16.7	18.9	56.9	3.4	4.1	
500～999人	100.0	11.8	22.0	62.1	2.4	1.8	
300～499人	100.0	12.1	23.3	58.7	3.4	2.5	
100～299人	100.0	9.8	22.2	59.7	4.8	3.6	
50～99人	100.0	8.8	25.4	53.8	6.8	5.1	
30～49人	100.0	7.1	20.8	53.2	10.2	8.8	
5～29人	100.0	4.6	19.0	43.8	18.7	13.9	

表13 パートタイム・有期雇用労働者に対する正社員との待遇差の説明方法別企業割合

(単位：%) 令和3年

	正社員との待遇差についてパートタイム・有期雇用労働者に説明した（求められれば説明する予定である）企業計	正社員との待遇差の説明方法（複数回答）					
		個別の問合せに応じて書面等を発行	個別の問合せに応じて口頭で説明	説明会を開催	説明資料（冊子等）を作成・配布、社内システム等で掲載・周知	その他	不明
総数	[72.0] 100.0	29.9	76.2	3.6	6.7	3.8	1.5

注：1) []は、正社員とパートタイム・有期雇用労働者の両方を雇用している企業を100とした正社員との待遇差についてパートタイム・有期雇用労働者に説明した（求められれば説明する予定である）企業の割合である。

(4) 不合理な待遇差の禁止に対応するための見直し状況

令和2年4月以降（中小企業の場合は、令和3年4月以降）のパートタイム・有期雇用労働者と正社員との「不合理な待遇差の禁止」の規定に対応するための企業の見直し状況をみると、「見直しを行った」企業の割合が28.5%、「待遇差はない」が28.2%となっており、両者を合わせて6割近くになっている。「見直しを行った」企業のうち、その実施内容（複数回答）をみると、「パートタイム・有期雇用労働者の待遇の見直し」が19.4%と最も高くなっている。

企業規模別にみると、企業規模300人以上は「見直しを行った」と「待遇差はない」を合わせて8割程度となっているが、50人から299人は7割を切っており、49人以下は6割を切っている。また、実施内容については「パートタイム・有期雇用労働者の待遇の見直し」はじめ、パートタイム・有期雇用労働者の待遇の改善に係る項目は企業規模が大きくなるほどおおむね高くなっているが、「正社員の待遇の見直し」「正社員の職務内容等の見直し」については、企業規模ごとにみても差があまりない状況となっている。（表14）

表14 企業規模、不合理な待遇差の禁止に対応するための見直し状況別企業割合

企業規模	正社員とパートタイム・有期雇用労働者の両方を雇用している企業計	「不合理な待遇差の禁止」の規定に対応するための見直し状況											不明	
		待遇差はない	見直しを行った	実施内容（複数回答）										見直しは特にしていない
				パートタイム・有期雇用労働者の待遇の見直し	正社員の待遇の見直し	パートタイム・有期雇用労働者の職務内容等の見直し	正社員の職務内容等の見直し	パートタイム・有期雇用労働者の正社員化	正社員転換制度の導入・拡充	パートタイム・有期雇用労働者の活用を縮小（外注化、機械化、自動化など）	その他の見直し			
総企業規模	100.0	28.2	28.5	19.4	6.2	6.1	4.2	4.0	3.2	1.8	1.6	36.0	7.3	
1,000人以上	100.0	8.3	72.0	61.5	8.9	11.4	5.1	9.2	7.1	2.8	3.3	16.3	3.5	
500～999人	100.0	11.0	69.0	52.4	7.3	16.3	5.4	9.6	8.5	1.4	1.9	17.8	2.3	
300～499人	100.0	14.6	62.4	46.5	6.1	13.7	7.6	8.0	8.0	1.9	4.0	21.2	1.8	
100～299人	100.0	15.5	52.8	34.6	6.4	13.1	6.4	8.5	8.3	2.8	2.8	27.5	4.2	
50～99人	100.0	22.9	42.6	29.2	7.2	10.0	5.2	6.5	5.7	1.9	1.7	31.5	3.0	
30～49人	100.0	25.2	31.7	19.1	5.5	6.5	4.6	5.4	4.1	1.7	2.4	37.1	6.0	
5～29人	100.0	30.5	23.9	16.5	6.1	5.0	3.8	3.2	2.4	1.7	1.4	37.4	8.2	

(5) パートタイム・有期雇用労働者の見直した待遇

パートタイム・有期雇用労働者の待遇の見直しを行った企業のうち、見直した待遇（複数回答）の内容をみると、「基本給」が45.1%と最も高く、次いで「有給の休暇制度」が35.3%、「賞与」が26.0%の順となっている。企業規模別にみると、企業規模が大きくなるほど「扶養手当」「その他の手当」は高くなっているが、逆に「基本給」は低くなっている。（表15）

表15 企業規模、パートタイム・有期雇用労働者の見直した待遇別企業割合

企業規模	パートタイム・有期雇用労働者の待遇の見直しを行った企業計	見直した待遇（複数回答）									不明
		基本給	賞与	退職金	通勤手当	扶養手当	その他の手当	有給の休暇制度	その他の待遇		
総企業規模	[19.4]	100.0	45.1	26.0	3.1	20.4	6.1	25.7	35.3	15.7	1.2
1,000人以上	[61.6]	100.0	18.3	25.1	5.4	22.1	16.1	40.6	48.4	39.3	0.7
500～999人	[52.4]	100.0	26.7	23.8	6.1	25.4	16.3	32.9	39.4	33.2	-
300～499人	[46.5]	100.0	23.6	28.8	6.7	25.1	16.0	32.8	31.8	26.9	0.4
100～299人	[34.6]	100.0	31.3	26.4	6.0	30.8	15.8	32.8	30.5	25.2	-
50～99人	[29.2]	100.0	41.9	25.4	4.8	23.9	12.6	29.0	31.0	17.8	0.4
30～49人	[19.1]	100.0	36.6	21.4	3.2	21.8	2.9	23.6	40.2	16.2	0.5
5～29人	[16.5]	100.0	50.8	26.6	2.0	17.8	3.1	23.6	35.8	12.4	1.6

注：1) []は、正社員とパートタイム・有期雇用労働者の両方を雇用している企業を100としたパートタイム・有期雇用労働者の待遇の見直しを行った企業の割合である。

〔個人調査〕

1 パートタイム・有期雇用労働者の属性

(1) 年齢階級

年齢階級別の割合を就業形態、男女別にみると、「無期雇用パートタイム」では男女とも「65歳以上」がそれぞれ27.1%、17.2%、「有期雇用パートタイム」では男が「65歳以上」で54.6%、女が「45～49歳」で16.9%、「有期雇用フルタイム」では男女とも「60～64歳」でそれぞれ39.5%、15.7%と最も高くなっている（表16）。

表16 就業形態、性、年齢階級別労働者割合

(単位：%) 令和3年

就業形態、性	計	年齢階級											不明
		15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上	
パートタイム・有期雇用労働者	(100.0) 100.0	1.5	3.5	4.5	6.8	6.6	9.1	12.1	10.0	10.3	16.9	18.8	0.1
男	(30.2) 100.0	3.4	3.9	5.6	7.2	3.4	2.9	5.2	2.6	6.5	24.0	35.1	0.0
女	(69.8) 100.0	0.7	3.3	4.0	6.6	8.0	11.8	15.0	13.3	11.9	13.9	11.7	0.1
無期雇用パートタイム	(100.0) 100.0	2.9	4.3	3.5	8.7	5.7	8.7	11.0	11.4	13.4	10.8	19.5	0.1
男	(22.4) 100.0	11.2	7.6	6.4	18.7	1.2	2.0	2.5	3.3	10.6	9.3	27.1	-
女	(77.6) 100.0	0.6	3.3	2.7	5.8	7.1	10.6	13.5	13.7	14.2	11.2	17.2	0.2
有期雇用パートタイム	(100.0) 100.0	0.9	3.5	4.1	5.6	7.6	9.8	13.9	9.9	9.1	16.0	19.6	0.0
男	(24.3) 100.0	1.1	3.3	4.4	2.5	2.0	2.2	4.5	2.5	5.3	17.6	54.6	-
女	(75.7) 100.0	0.9	3.6	4.0	6.6	9.4	12.2	16.9	12.2	10.3	15.5	8.4	0.0
有期雇用フルタイム	(100.0) 100.0	0.2	2.1	6.8	5.9	5.9	8.5	10.1	8.2	7.6	28.7	15.9	0.1
男	(54.8) 100.0	0.3	2.1	6.2	3.7	6.2	4.3	7.6	2.1	4.9	39.5	23.1	0.1
女	(45.2) 100.0	0.1	2.1	7.6	8.5	5.5	13.5	13.2	15.5	10.8	15.7	7.3	0.1
参考													
令和3年													
パートタイム 2)	(100.0) 100.0	1.8	3.8	3.8	7.0	6.8	9.3	12.6	10.6	11.0	13.7	19.6	0.1
男	(23.5) 100.0	5.4	5.1	5.3	9.4	1.7	2.1	3.7	2.9	7.6	14.1	42.8	-
女	(76.5) 100.0	0.7	3.4	3.4	6.3	8.3	11.5	15.3	12.9	12.0	13.6	12.4	0.1
平成28年													
パートタイム労働者総合実態調査													
パート 2)	(100.0) 100.0	2.8	7.5	5.8	6.0	9.6	13.4	12.5	11.8	8.4	9.6	12.3	0.2
男	(25.9) 100.0	9.8	18.2	7.9	7.2	3.5	5.1	4.1	3.0	4.0	13.1	23.9	0.0
女	(74.1) 100.0	0.3	3.8	5.1	5.6	11.7	16.3	15.5	14.9	9.9	8.3	8.2	0.3

注：1) ()は、各就業形態を100とした男女別の割合である。

2) 令和3年の「パートタイム」と「平成28年パートタイム労働者総合実態調査」の「パート」とは定義が異なるため比較の際は注意を要する（以下同じ。）。

(2) 配偶者の有無及び就業状況

配偶者の有無について就業形態、男女別にみると、「配偶者がいる」は「無期雇用パートタイム」は男が35.9%、女が76.4%、「有期雇用パートタイム」は男が61.6%、女が72.0%、「有期雇用フルタイム」は男が66.2%、女が57.5%となっている。

「配偶者がいる」労働者を100とした配偶者の就業状況等についてみると、男の「無期雇用パートタイム」「有期雇用パートタイム」の配偶者は「無職(専業主婦(夫)を含む)」がそれぞれ49.2%、48.3%と最も高くなっているが、「有期雇用フルタイム」の配偶者は「非正規雇用労働者(パート、アルバイト、契約社員、派遣社員等)」が46.7%と最も高くなっている。女の「無期雇用パートタイム」「有期雇用パートタイム」「有期雇用フルタイム」の配偶者はいずれの就業形態においても「正社員(正職員)」がそれぞれ62.1%、67.5%、66.1%と最も高くなっている。(表17)

表17 就業形態、性、年齢階級、配偶者の有無、配偶者の就業状況等別労働者割合

(単位：%) 令和3年

就業形態、性、年齢階級	計	配偶者の有無 配偶者の就業状況等 3)										
		配偶者がいる	配偶者がいる							不明	配偶者がいない	不明
			正社員(正職員)	非正規雇用労働者(パート、アルバイト、契約社員、派遣社員等)	経営者・役員	自営業・自由業	学生	無職(専業主婦(夫)を含む)				
パートタイム・有期雇用労働者	100.0	67.2 (100.0)	(51.3)	(18.5)	(1.8)	(8.9)	(0.1)	(17.0)	(2.6)	31.4	1.5	
男	100.0	58.7 (100.0)	(10.9)	(43.3)	(0.1)	(1.8)	(0.0)	(43.6)	(0.3)	41.6	1.7	
女	100.0	71.7 (100.0)	(65.1)	(9.9)	(2.4)	(11.3)	(0.1)	(7.9)	(3.3)	26.9	1.4	
無期雇用パートタイム	100.0	67.3 (100.0)	(55.3)	(16.7)	(1.6)	(7.4)	(0.2)	(14.1)	(4.7)	31.6	1.1	
男	100.0	35.9 (100.0)	(5.3)	(44.1)	(-)	(1.1)	(-)	(49.2)	(0.3)	63.3	0.8	
15歳以下	100.0	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	100.0	(-)	
25歳以下	100.0	0.9 (100.0)*	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(100.0)	(-)	99.1	(-)	
35歳以下	100.0	27.3 (100.0)	(8.6)	(79.7)	(-)	(-)	(-)	(11.6)	(-)	69.9	2.8	
45歳以下	100.0	11.3 (100.0)	(23.8)	(75.3)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	58.6	0.1	
55歳以下	100.0	70.7 (100.0)	(10.7)	(39.6)	(-)	(1.3)	(-)	(45.4)	(-)	26.4	3.0	
65歳以上	100.0	74.0 (100.0)	(8.9)	(45.1)	(-)	(1.1)	(-)	(52.4)	(0.5)	25.6	0.6	
女	100.0	76.4 (100.0)	(62.1)	(13.0)	(1.8)	(8.3)	(0.2)	(9.4)	(5.3)	22.9	1.2	
15歳以下	100.0	0.2 (100.0)*	(72.5)	(27.5)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	99.8	(-)	
25歳以下	100.0	72.3 (100.0)	(90.8)	(1.9)	(1.8)	(5.1)	(0.0)	(-)	(0.3)	27.7	(-)	
35歳以下	100.0	82.2 (100.0)	(91.2)	(0.3)	(0.9)	(5.7)	(1.1)	(-)	(0.9)	17.8	0.0	
45歳以下	100.0	89.3 (100.0)	(79.9)	(4.0)	(3.2)	(5.4)	(-)	(5.5)	(1.9)	10.4	0.3	
55歳以下	100.0	83.0 (100.0)	(38.2)	(32.6)	(1.4)	(15.7)	(-)	(10.1)	(2.0)	16.7	0.2	
65歳以上	100.0	59.1 (100.0)	(10.5)	(18.1)	(0.4)	(5.5)	(-)	(36.2)	(29.1)	34.5	5.3	
有期雇用パートタイム	100.0	69.6 (100.0)	(55.5)	(14.6)	(2.4)	(11.5)	(-)	(15.2)	(0.7)	28.7	1.9	
男	100.0	61.6 (100.0)	(11.7)	(38.9)	(0.0)	(1.1)	(-)	(48.3)	(0.0)	36.2	2.2	
15歳以下	100.0	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	100.0	(-)	
25歳以下	100.0	23.4 (100.0)*	(59.0)	(3.0)	(-)	(-)	(-)	(38.0)	(-)	73.6	3.0	
35歳以下	100.0	16.1 (100.0)	(88.0)	(5.0)	(2.4)	(-)	(-)	(4.6)	(-)	79.0	4.9	
45歳以下	100.0	39.8 (100.0)	(72.5)	(27.2)	(-)	(0.2)	(-)	(0.2)	(-)	61.2	(-)	
55歳以下	100.0	66.4 (100.0)	(18.4)	(45.3)	(-)	(2.5)	(-)	(33.7)	(0.0)	29.5	4.1	
65歳以上	100.0	75.8 (100.0)	(2.1)	(39.3)	(-)	(0.7)	(-)	(57.9)	(0.0)	22.7	1.5	
女	100.0	72.0 (100.0)	(67.5)	(8.0)	(3.1)	(14.3)	(-)	(6.2)	(0.9)	26.2	1.8	
15歳以下	100.0	1.0 (100.0)*	(100.0)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	99.0	(-)	
25歳以下	100.0	60.9 (100.0)	(70.9)	(1.6)	(1.7)	(19.9)	(-)	(-)	(0.0)	28.9	10.2	
35歳以下	100.0	72.6 (100.0)	(86.9)	(2.8)	(0.5)	(8.8)	(-)	(0.6)	(0.4)	27.3	0.3	
45歳以下	100.0	83.5 (100.0)	(84.8)	(3.5)	(4.0)	(6.0)	(-)	(2.0)	(0.7)	15.5	1.0	
55歳以下	100.0	77.4 (100.0)	(40.7)	(17.1)	(3.7)	(24.9)	(-)	(11.5)	(2.1)	21.4	1.2	
65歳以上	100.0	66.1 (100.0)	(22.5)	(17.0)	(5.9)	(26.3)	(-)	(28.1)	(0.2)	33.7	0.3	
有期雇用フルタイム	100.0	62.2 (100.0)	(34.7)	(30.1)	(0.5)	(5.5)	(0.0)	(26.0)	(3.0)	36.5	1.3	
男	100.0	66.2 (100.0)	(12.2)	(46.7)	(0.2)	(2.7)	(0.1)	(37.6)	(0.6)	31.9	2.0	
15歳以下	100.0	0.1 (100.0)*	(-)	(33.3)	(-)	(-)	(-)	(66.7)	(-)	99.9	(-)	
25歳以下	100.0	11.5 (100.0)	(38.6)	(25.1)	(-)	(1.6)	(0.7)	(34.0)	(-)	88.3	0.2	
35歳以下	100.0	42.1 (100.0)	(14.8)	(30.5)	(-)	(1.6)	(-)	(53.0)	(-)	57.2	0.7	
45歳以下	100.0	47.4 (100.0)	(21.5)	(68.9)	(-)	(1.8)	(-)	(7.8)	(-)	47.7	5.0	
55歳以下	100.0	82.5 (100.0)	(15.2)	(46.8)	(0.3)	(1.8)	(0.0)	(35.3)	(0.6)	14.8	2.5	
65歳以上	100.0	83.7 (100.0)	(2.2)	(46.3)	(-)	(4.9)	(9.2)	(48.5)	(1.0)	15.3	1.0	
女	100.0	57.5 (100.0)	(66.1)	(7.9)	(1.3)	(9.4)	(0.0)	(10.0)	(6.2)	42.1	0.4	
15歳以下	100.0	10.1 (100.0)*	(100.0)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	89.8	0.1	
25歳以下	100.0	45.6 (100.0)	(89.3)	(1.7)	(0.2)	(2.1)	(-)	(4.4)	(2.2)	54.2	0.2	
35歳以下	100.0	52.1 (100.0)	(87.3)	(1.5)	(1.3)	(4.7)	(-)	(2.2)	(2.9)	47.6	0.3	
45歳以下	100.0	70.1 (100.0)	(68.8)	(4.9)	(1.6)	(8.7)	(0.0)	(6.9)	(9.2)	29.5	0.4	
55歳以下	100.0	65.0 (100.0)	(49.0)	(12.5)	(1.3)	(15.6)	(-)	(13.5)	(7.1)	34.6	0.4	
65歳以上	100.0	36.4 (100.0)	(8.7)	(24.1)	(1.9)	(7.2)	(-)	(55.9)	(2.2)	62.8	0.9	
参考 令和3年												
パートタイム	100.0	58.6 (100.0)	(55.4)	(15.5)	(2.1)	(9.7)	(0.1)	(14.8)	(2.5)	30.0	1.5	
男	100.0	50.5 (100.0)	(9.7)	(40.5)	(0.0)	(1.1)	(-)	(48.6)	(0.1)	47.8	1.6	
女	100.0	74.0 (100.0)	(65.0)	(10.3)	(2.5)	(11.5)	(0.1)	(7.7)	(3.0)	24.5	1.5	
平成28年 パートタイム労働者総合実態調査												
パート	100.0	67.3 (---)	(---)	(---)	(---)	(---)	(---)	(---)	(---)	32.7	0.0	
男	100.0	41.8 (---)	(---)	(---)	(---)	(---)	(---)	(---)	(---)	58.2	0.0	
女	100.0	76.2 (---)	(---)	(---)	(---)	(---)	(---)	(---)	(---)	23.8	0.0	

注：1) ()は、「配偶者がいる」労働者を100とした割合である。
 2) 表側「男」「女」には、年齢階級不明が含まれる。
 3) 平成28年パートタイム労働者総合実態調査は、「配偶者の就業状況等」を調査していない。

(3) 主な収入源

主な収入源について就業形態、男女別にみると、男は「無期雇用パートタイム」「有期雇用パートタイム」「有期雇用フルタイム」いずれの就業形態でも「主に自分の収入で暮らしている」がそれぞれ76.9%、83.0%、88.5%と最も高くなっている。女は「無期雇用パートタイム」「有期雇用パートタイム」では「主に配偶者の収入で暮らしている」がそれぞれ64.4%、66.7%と最も高くなっているが、「有期雇用フルタイム」では「主に自分の収入で暮らしている」が45.5%と最も高くなっている（表18）。

表18 就業形態、性、主な収入源別労働者割合

(単位：%) 令和3年

就業形態、性	計	主な収入源					
		主に自分の収入で暮らしている	主に配偶者の収入で暮らしている	主に親の収入で暮らしている	主に子どもの収入で暮らしている	その他	不明
パートタイム・有期雇用労働者	100.0	43.7	44.2	7.6	0.2	3.0	1.2
男	100.0	83.5	1.9	10.4	0.0	2.8	1.4
女	100.0	26.5	62.5	6.4	0.3	3.1	1.1
無期雇用パートタイム	100.0	37.5	50.3	8.5	0.2	3.0	0.5
男	100.0	76.9	1.4	17.9	0.0	2.9	0.8
女	100.0	26.2	64.4	5.8	0.3	3.0	0.3
有期雇用パートタイム	100.0	36.2	51.1	7.8	0.3	3.2	1.4
男	100.0	83.0	2.4	9.9	0.0	3.3	1.5
女	100.0	21.1	66.7	7.2	0.4	3.2	1.4
有期雇用フルタイム	100.0	69.0	20.4	5.7	0.1	2.7	2.1
男	100.0	88.5	1.8	5.8	0.1	2.2	1.7
女	100.0	45.5	42.8	5.6	0.2	3.3	2.5
参考							
令和3年							
パートタイム	100.0	36.8	50.7	8.1	0.3	3.1	1.0
男	100.0	80.4	2.0	13.3	0.0	3.1	1.2
女	100.0	23.4	65.7	6.5	0.4	3.1	0.9
平成28年							
パートタイム労働者総合実態調査							
パート	100.0	30.2	53.2	12.4	1.1	2.4	0.9
男	100.0	63.8	3.9	27.5	0.5	2.4	1.8
女	100.0	18.4	70.4	7.1	1.3	2.3	0.5

2 現在の就業形態を選んだ理由及び就業調整

(1) 現在の就業形態を選んだ理由

現在の就業形態を選んだ理由（複数回答）を就業形態、男女別にみると、男では、「無期雇用パートタイム」「有期雇用パートタイム」は「自分の都合の良い時間（日）に働きたいから」がそれぞれ66.6%、44.2%、「有期雇用フルタイム」は「正社員を定年退職した後に再雇用されたから」が44.4%と最も高くなっている。女では、「無期雇用パートタイム」「有期雇用パートタイム」「有期雇用フルタイム」のいずれの就業形態においても「自分の都合の良い時間（日）に働きたいから」がそれぞれ58.4%、56.9%、28.1%と最も高くなっている。

男女、年齢階級別にみると、「無期雇用パートタイム」の男女と「有期雇用パートタイム」の女はすべての年齢階級で「自分の都合の良い時間（日）に働きたいから」が最も高くなっている。また「有期雇用フルタイム」の「55歳以上」については、男女とも「正社員を定年退職した後に再雇用されたから」が最も高くなっている。（図2、表19）

図2 現在の就業形態を選んだ理由別労働者割合（複数回答）
（性、就業形態別パートタイム・有期雇用労働者=100）令和3年

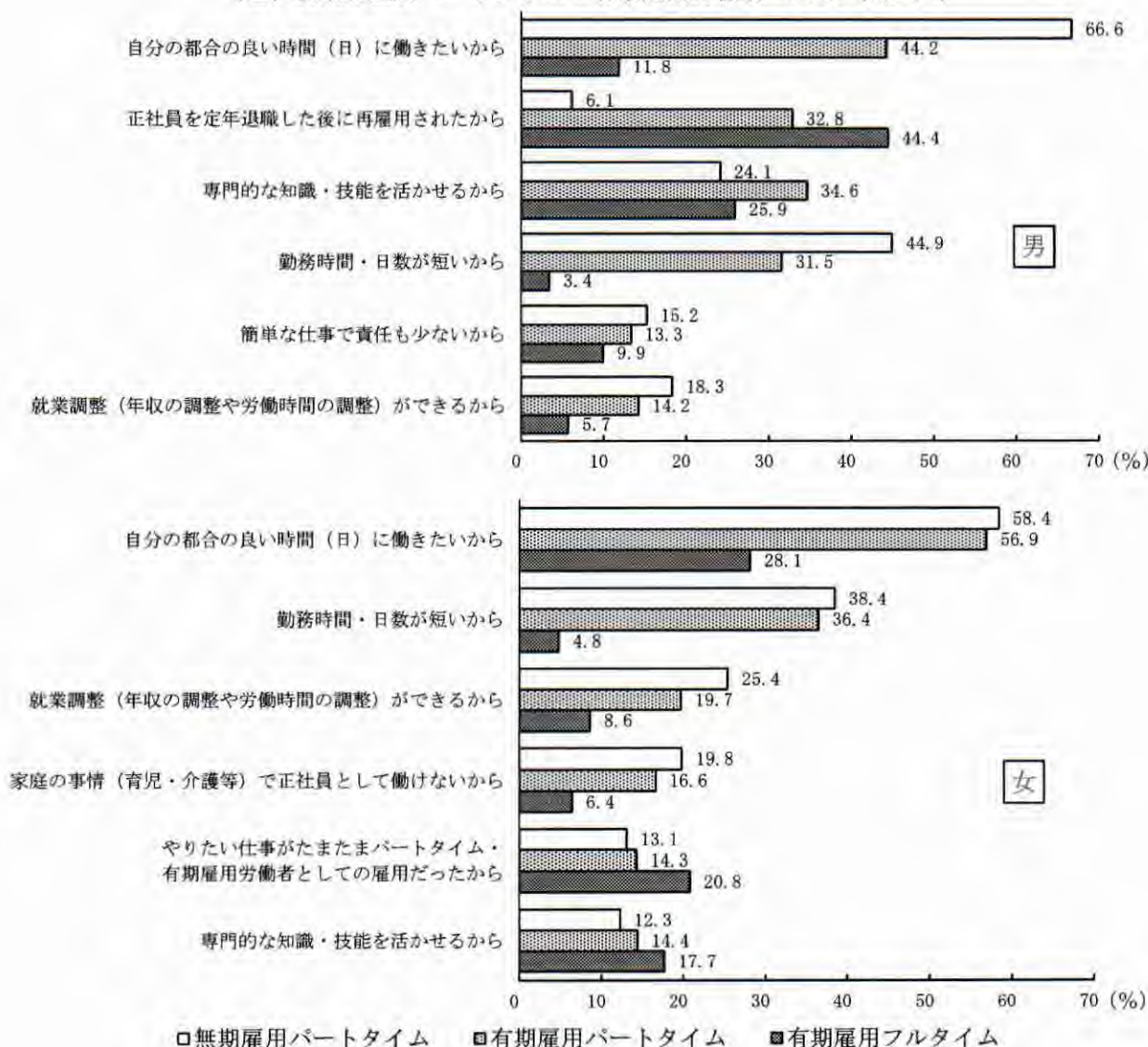


表19 就業形態、性、年齢階級、現在の就業形態を選んだ理由別労働者割合

(単位：%) 令和3年

就業形態、性、年齢階級		計	現在の就業形態を選んだ理由 (複数回答)														不明		
			自分の都合の良い時間(日)に働きたいから	勤務時間・日数が短いから	就業調整(年収の調整や労働時間の調整)ができるから	正社員を定年退職した後、再度雇用されたから	専門的な知識・技能を活かせるから	簡単な仕事で責任も少ないから	すでに辞められるから	正社員として採用されなかったから	正社員としての募集が見つからなかったから	家庭の事情(育児・介護等)で正社員として働けないから	仕事を辞めてからの期間が長く正社員として働く自信がないから	仕事を辞めてからの期間が長く正社員として働くことが困難・負担だから	正社員として働くことが、体力的に難しいから	やりたい仕事(またはパートタイム・有期雇用労働者としての雇用)でなかったから		正社員のような責任や人事異動を課されるのが困難・負担だから	転動がないから
パートタイム・有期雇用労働者	男	100.0	48.6	30.2	17.8	11.3	18.4	10.7	6.0	4.3	7.9	12.5	4.5	9.4	10.6	13.6	8.5	13.3	2.9
	女	100.0	37.4	24.0	12.0	30.4	28.5	12.5	5.1	6.4	7.5	3.3	2.3	4.0	6.2	11.1	6.9	11.4	2.5
無期雇用	パートタイム	100.0	60.3	39.9	23.8	1.9	14.9	11.9	10.5	2.2	2.9	17.1	4.0	10.6	9.1	12.6	8.0	11.6	4.9
	男	100.0	66.6	44.9	18.3	6.1	24.1	15.2	12.8	4.9	6.2	7.8	3.1	4.2	4.4	11.0	4.9	9.8	3.7
	15歳～24歳	100.0	90.4	31.3	36.4	-	6.2	20.3	54.5	8.6	0.2	-	0.3	-	2.6	11.1	2.2	0.1	-
	25歳～34歳	100.0	74.8	70.7	9.1	-	15.0	3.9	0.2	0.6	2.9	-	4.0	2.7	1.8	2.8	2.3	3.3	-
	35歳～44歳	100.0	52.9	19.0	1.5	-	4.3	16.8	3.5	14.0	14.1	4.0	4.3	2.4	9.0	21.1	21.5	29.2	0.1
	45歳～54歳	100.0	75.3	26.2	14.1	-	55.9	1.9	4.1	11.6	13.2	16.6	4.1	11.9	11.0	22.4	8.1	4.7	-
	55歳～64歳	100.0	71.2	45.2	33.6	9.6	42.0	24.1	0.3	3.6	7.8	30.9	1.2	0.7	3.4	11.6	2.7	30.8	2.3
	65歳以上	100.0	39.0	37.2	14.3	15.4	27.3	18.1	7.7	4.7	10.0	2.2	5.1	9.7	6.7	14.6	8.2	6.1	12.1
	女	100.0	58.4	38.4	25.4	0.7	12.3	11.0	9.8	1.5	1.9	19.8	4.3	12.5	10.5	13.1	8.9	12.1	5.2
	15歳～24歳	100.0	77.0	-	0.8	-	9.4	9.5	27.0	-	-	0.1	-	9.0	-	7.0	-	4.9	-
	25歳～34歳	100.0	53.2	25.5	16.6	-	8.2	35.5	15.1	0.5	0.2	32.5	2.0	5.6	20.8	17.7	3.0	3.1	25.3
	35歳～44歳	100.0	64.5	45.8	32.4	-	9.9	16.7	14.1	0.8	1.8	24.1	7.1	8.2	8.0	18.7	3.9	11.9	0.3
	45歳～54歳	100.0	67.6	39.9	26.2	-	11.4	4.9	3.2	2.9	2.7	22.3	5.9	11.5	10.9	12.3	10.1	12.2	2.1
	55歳～64歳	100.0	54.3	41.0	26.1	0.2	11.6	5.6	10.3	1.5	3.1	19.2	3.5	17.8	16.0	15.3	8.7	14.9	1.6
	65歳以上	100.0	42.7	39.7	25.5	3.8	19.9	10.4	8.8	0.8	0.3	10.3	2.3	15.0	1.8	4.4	17.5	14.1	11.2
有期雇用	パートタイム	100.0	53.9	35.2	18.4	9.7	19.3	10.0	3.8	3.1	10.0	13.0	5.9	11.2	12.0	13.9	8.6	14.9	1.3
	男	100.0	44.2	31.5	14.2	32.8	34.6	13.3	1.5	5.1	5.3	1.7	2.9	7.1	4.5	12.4	6.5	14.1	0.8
	15歳～24歳	100.0	77.9	7.4	2.5	-	24.9	0.2	-	2.9	12.2	-	0.0	0.2	0.3	28.3	-	38.6	0.9
	25歳～34歳	100.0	46.6	17.3	5.7	-	33.7	11.3	5.7	15.8	11.0	-	0.4	6.1	0.7	21.4	8.0	31.8	1.0
	35歳～44歳	100.0	30.6	5.0	2.3	-	9.7	2.8	0.6	6.8	11.5	21.1	0.3	3.7	9.6	30.8	19.9	18.8	0.2
	45歳～54歳	100.0	31.2	26.9	0.8	-	47.7	4.4	3.1	38.1	5.7	0.6	32.1	32.3	6.9	7.6	11.1	17.2	-
	55歳～64歳	100.0	24.4	25.4	3.3	38.5	24.1	13.8	0.7	2.5	5.7	1.8	2.3	7.3	11.1	12.0	5.3	16.7	0.3
	65歳以上	100.0	52.3	40.5	23.5	44.0	40.1	16.4	1.3	0.7	3.3	0.6	0.1	4.7	1.9	9.4	5.6	8.2	1.1
	女	100.0	56.9	36.4	19.7	2.2	14.4	8.9	4.6	2.4	11.5	16.6	6.9	12.5	14.4	14.3	9.3	15.1	1.4
	15歳～24歳	100.0	79.4	37.7	3.7	-	8.9	0.4	12.1	1.3	0.0	0.7	0.9	8.4	0.2	0.4	2.6	13.3	0.7
	25歳～34歳	100.0	68.1	23.4	11.0	-	8.1	21.8	4.1	1.4	5.3	12.0	4.3	8.1	25.8	7.8	3.6	2.1	2.4
	35歳～44歳	100.0	64.4	30.8	23.2	-	18.6	3.4	12.0	0.9	4.9	37.7	2.5	8.9	10.0	9.4	16.6	7.2	1.3
	45歳～54歳	100.0	58.0	42.7	23.5	-	14.4	7.9	1.6	2.8	10.6	14.0	17.9	12.6	17.9	21.9	10.2	12.4	1.5
	55歳～64歳	100.0	40.6	33.4	21.6	4.3	11.9	6.0	0.5	4.2	25.1	7.9	1.7	15.7	12.1	14.3	2.1	28.6	0.4
	65歳以上	100.0	58.3	54.8	11.4	13.1	22.3	23.9	4.4	1.6	3.1	11.6	1.8	19.9	13.7	16.5	19.9	20.6	4.3
有期雇用	フルタイム	100.0	19.1	4.0	7.0	30.0	22.2	10.1	3.3	10.2	12.0	3.9	2.4	3.5	10.3	14.9	9.2	12.9	2.9
	男	100.0	11.8	3.4	5.7	44.4	25.9	9.9	3.2	8.6	10.4	1.7	1.2	1.1	9.0	10.0	8.6	9.9	3.1
	15歳～24歳	100.0	32.7	0.4	17.2	-	6.8	0.7	17.1	10.4	27.9	-	6.0	0.5	6.7	13.6	0.3	18.6	0.6
	25歳～34歳	100.0	39.8	3.9	6.0	-	21.3	32.7	3.4	16.5	22.4	-	3.2	1.5	33.0	12.5	7.8	13.2	1.9
	35歳～44歳	100.0	10.7	3.8	7.3	-	29.3	12.8	4.6	12.9	22.5	1.8	4.3	1.7	19.6	23.2	3.9	17.3	0.4
	45歳～54歳	100.0	9.9	1.8	2.9	-	18.5	13.2	7.2	18.8	19.5	13.3	1.8	0.7	15.3	13.8	22.4	7.8	5.3
	55歳～64歳	100.0	6.8	3.4	4.8	69.2	26.9	4.3	1.0	5.6	4.5	0.6	0.1	0.9	3.4	6.4	9.7	8.0	2.5
	65歳以上	100.0	8.5	3.7	6.8	59.0	29.6	9.1	3.7	4.7	5.4	0.0	0.1	1.0	0.9	7.8	4.1	8.8	5.0
	女	100.0	28.1	4.8	8.6	12.6	17.7	10.4	3.3	12.1	14.0	6.4	3.9	6.6	12.0	20.8	9.9	16.5	2.6
	15歳～24歳	100.0	8.8	1.1	1.6	-	22.3	6.5	3.7	13.7	3.4	0.7	9.3	14.5	3.3	34.9	3.9	32.9	1.1
	25歳～34歳	100.0	32.7	5.6	15.8	-	16.9	19.8	7.7	12.5	14.3	7.1	3.1	2.4	11.2	23.3	9.9	18.5	0.8
	35歳～44歳	100.0	23.3	9.2	11.2	-	11.8	13.6	1.9	20.6	15.3	10.2	1.5	14.2	22.4	27.7	12.5	12.4	1.2
	45歳～54歳	100.0	43.3	5.1	10.8	-	15.2	5.8	1.1	12.0	18.7	8.8	4.9	4.9	10.9	19.7	13.6	11.5	3.8
	55歳～64歳	100.0	17.0	1.4	2.0	34.1	25.4	8.7	4.6	8.1	10.1	2.1	4.8	5.8	9.1	16.4	5.5	22.9	2.8
	65歳以上	100.0	16.9	4.2	3.2	49.2	15.7	7.7	1.0	4.5	8.6	3.7	2.7	3.3	3.8	13.2	6.6	13.5	4.3
参考	令和3年																		
	パートタイム	100.0	56.7	37.3	20.8	6.2	17.4	10.8	6.8	2.7	6.8	14.8	5.1	11.0	10.7	13.3	8.3	13.4	2.9
	男	100.0	53.8	37.2	16.0	21.4	30.1	14.1	6.4	5.0	5.7	4.3	3.0	5.9	4.5	11.8	5.8	12.3	2.1
	女	100.0	57.6	37.4	22.3	1.5	13.5	9.8	6.9	2.0	7.1	18.0	5.7	12.5	12.6	13.8	9.1	13.7	3.1
	平成28年																		
	パートタイム労働者総合実態調査																		
	パート	100.0	56.8	39.3	20.0	10.2	3.9	7.5	11.8	16.5	6.3	10.3	10.6	10.7	8.5	12.5	0.9
	男	100.0	47.5	28.1	12.5	12.6	5.6	12.3	13.2	1.9	2.4	6.8	5.8	9.4	5.7	23.6	1.5
	女	100.0	60.0	43.2	22.6	9.3	3.3	5.8	11.3	21.6	7.6	11.5	12.3	11.2	9.5	8.7	0.7

注：1) 表側「男」「女」には、年齢階級不明が含まれる。
2) 平成28年パートタイム労働者総合実態調査は、「正社員を定年退職した後、再度雇用されたから」「専門的な知識・技能を活かせるから」を調査していない。

(2) 過去1年間の就業調整の有無

過去1年間（令和2年10月～令和3年9月）の就業調整（年収の調整や労働時間の調整）の有無について「配偶者がいる」労働者を就業形態、男女別にみると、「無期雇用パートタイム」「有期雇用パートタイム」「有期雇用フルタイム」いずれの就業形態においても、男女とも「就業調整をしていない」が「就業調整をしている」を大きく上回っている。また、「就業調整をしている」労働者は、「無期雇用パートタイム」では男が18.7%、女が16.7%、「有期雇用パートタイム」では男が7.1%、女が26.4%、「有期雇用フルタイム」では男が2.6%、女が7.5%となっている（表20）。

表20 配偶者の有無、就業形態、性、過去1年間の就業調整の有無及び就業調整をしていない理由別労働者割合

		(単位：%) 令和3年						
配偶者の有無、就業形態、性	計	就業調整の有無					わからない	不明
		就業調整をしている	就業調整をしていない	就業調整をしていない理由				
				年収、所定労働時間が要件に達していないため就業調整の必要がなかった	年収等を確保するため ²⁾	その他		
パートタイム・有期雇用労働者	100.0	13.4	68.0	38.3	18.2	11.5	16.2	2.4
無期雇用パートタイム	100.0	13.6	65.2	41.4	13.3	10.5	17.2	4.0
有期雇用パートタイム	100.0	17.8	68.0	39.7	17.4	10.8	13.0	1.2
有期雇用フルタイム	100.0	4.3	72.5	30.3	27.8	14.4	21.2	2.1
配偶者がいる	100.0	16.8	69.9	40.6	18.2	11.1	10.7	2.5
男	100.0	6.9	75.8	39.0	22.1	14.6	14.8	2.5
女	100.0	20.2	67.9	41.2	16.8	10.0	9.3	2.6
無期雇用パートタイム	100.0	16.9	68.5	43.6	14.1	10.8	10.2	4.4
男	100.0	18.7	67.0	35.3	21.7	10.1	11.5	2.8
女	100.0	16.7	68.7	44.7	13.1	10.8	10.0	4.6
有期雇用パートタイム	100.0	22.2	67.7	41.7	16.8	9.2	8.8	1.3
男	100.0	7.1	75.2	45.3	16.7	13.2	16.1	1.7
女	100.0	26.4	65.7	40.8	16.8	8.1	6.8	1.2
有期雇用フルタイム	100.0	4.6	77.3	32.8	28.4	16.1	16.1	2.0
男	100.0	2.6	79.4	35.2	26.8	17.4	15.1	3.0
女	100.0	7.5	74.4	29.5	30.6	14.3	17.5	0.6
配偶者がいない	100.0	6.7	65.2	34.6	18.3	12.4	27.2	0.9
男	100.0	6.3	56.0	26.1	15.7	14.2	36.7	1.0
女	100.0	7.0	71.3	40.2	20.0	11.1	20.7	0.9
無期雇用パートタイム	100.0	7.1	59.7	38.1	11.7	9.8	32.8	0.5
有期雇用パートタイム	100.0	8.2	70.7	37.1	18.6	15.0	20.4	0.6
有期雇用フルタイム	100.0	3.9	64.3	25.5	27.1	11.8	29.9	2.0
参考								
令和3年								
パートタイム	100.0	15.9	66.8	40.5	15.6	10.7	14.9	2.4
配偶者がいる	100.0	19.9	68.1	42.6	15.6	9.9	9.4	2.7
男	100.0	10.6	72.7	42.3	18.2	12.2	14.7	2.0
女	100.0	21.8	67.1	42.6	15.1	9.4	8.3	2.8
配偶者がいない	100.0	7.7	65.5	37.6	15.3	12.6	26.2	0.5
平成28年								
パートタイム労働者総合実態調査								
パート	100.0	15.3	66.8	36.7	18.6	11.5	16.5	1.5
配偶者がいる	100.0	20.0	69.0	39.6	20.3	9.0	9.3	1.7
男	100.0	6.9	79.5	38.1	23.5	18.0	11.3	2.3
女	100.0	22.5	66.9	39.9	19.7	7.3	8.9	1.6
配偶者がいない	100.0	5.5	62.4	30.7	15.0	16.6	31.2	1.0

注：1) 表例「パートタイム・有期雇用労働者」には、配偶者の有無不明が含まれる。

2) 平成28年パートタイム労働者総合実態調査は、「年収、所定労働時間が要件を超えているため就業調整の必要がなかった」として調査しているため比較の際は注意を要する。

(3) 就業調整をした理由

就業調整をしているパートタイム・有期雇用労働者の就業調整をした理由（複数回答）を「配偶者がいる」労働者について就業形態、男女別にみると、「無期雇用パートタイム」では、男は「その他」が86.6%で最も高く、女は「一定額(130万円)を超えると配偶者の健康保険、厚生年金保険の被扶養者からはずれ、自分で加入しなければならなくなるから」が60.7%で最も高くなっている。「有期雇用パートタイム」では、男は「自分の所得税の非課税限度額(103万円)を超えると税金を払わなければならないから」が43.4%、女は「一定額(130万円)を超えると配偶者の健康保険、厚生年金保険の被扶養者からはずれ、自分で加入しなければならなくなるから」が55.4%で最も高くなっている。「有期雇用フルタイム」では、男は「現在、支給されている年金の減額率を抑える、又は減額を避けるため」が58.5%、女は「一定額を超えると配偶者の税制上の配偶者控除が無くなり、配偶者特別控除が少なくなるから」が50.4%と最も高くなっている（表21）。

表21 配偶者の有無、就業形態、性、就業調整をした理由別労働者割合

(単位：%) 令和3年

配偶者の有無、就業形態、性	就業調整をしている労働者計	就業調整をした理由（複数回答）								
		自分の所得税の非課税限度額(103万円)を超えると税金を払わなければならないから	一定額を超えると配偶者の税制上の控除が無くなり、配偶者特別控除が少なくなるから	一定額を超えると配偶者の会社の配偶者手当がもらえなくなるから	一定額(130万円)を超えると配偶者の健康保険、厚生年金保険の被扶養者からはずれ、自分で加入しなければならなくなるから	一定の労働時間を超えると雇用保険、健康保険、厚生年金保険の保険料を払わなければならないから	会社の都合により雇用保険、健康保険、厚生年金保険の加入要件に該当しないようにしているため	現在、支給されている年金の減額率を抑える又は減額を避けるため	その他	不明
パートタイム・有期雇用労働者	[13.4] 100.0	45.1	27.9	12.7	42.8	18.0	3.2	2.8	16.4	1.6
無期雇用パートタイム	[13.6] 100.0	46.7	26.9	16.2	44.4	18.0	1.7	1.2	16.7	1.4
有期雇用パートタイム	[17.8] 100.0	45.8	29.2	9.5	44.8	19.2	4.4	2.3	15.1	0.9
有期雇用フルタイム	[4.3] 100.0	31.4	22.9	20.9	17.8	8.0	0.8	15.1	25.2	8.5
配偶者がいる	[16.8] 100.0	46.3	33.2	15.0	50.8	18.8	1.5	3.0	11.5	0.3
男	[6.9] 100.0	18.5	1.3	1.1	1.3	2.9	4.0	22.0	52.5	1.2
女	[20.2] 100.0	49.5	35.9	16.7	56.6	20.6	1.2	0.8	6.7	0.2
無期雇用パートタイム	[16.9] 100.0	43.9	32.2	19.4	53.0	18.9	1.8	1.3	14.4	0.1
男	[18.7] 100.0	2.9	2.4	2.3	2.3	2.3	0.5	9.6	86.6	0.4
女	[16.7] 100.0	50.1	36.7	22.0	60.7	21.4	2.0	0.0	3.4	-
有期雇用パートタイム	[22.2] 100.0	48.9	33.7	10.9	51.6	20.3	1.5	2.5	9.3	0.2
男	[7.1] 100.0	43.4	0.1	-	-	4.7	9.7	20.4	22.2	0.4
女	[26.4] 100.0	49.3	36.2	11.8	55.4	21.4	0.9	1.1	8.4	0.2
有期雇用フルタイム	[4.6] 100.0	33.4	34.4	31.5	26.7	1.9	0.0	20.5	16.2	2.7
男	[2.6] 100.0	2.6	1.0	0.1	1.5	0.3	0.1	58.5	32.2	5.2
女	[7.5] 100.0	48.1	50.4	46.4	38.8	2.6	-	2.3	8.6	1.5
配偶者がいない	[6.7] 100.0	39.1	-	-	-	13.9	12.3	1.4	42.4	8.5
男	[6.3] 100.0	47.5	-	-	-	13.2	28.3	1.8	33.5	0.9
女	[7.0] 100.0	34.1	-	-	-	14.3	2.7	1.1	47.8	13.1
無期雇用パートタイム	[7.1] 100.0	61.4	-	-	-	13.2	1.3	0.3	28.7	8.0
有期雇用パートタイム	[8.2] 100.0	25.4	-	-	-	12.4	23.7	1.2	53.1	5.4
有期雇用フルタイム	[3.9] 100.0	28.0	-	-	-	20.8	2.3	4.6	41.8	20.4
参考										
令和3年										
パートタイム	[15.9] 100.0	46.1	28.3	12.1	44.6	18.8	3.4	1.9	15.8	1.1
配偶者がいる	[19.9] 100.0	47.0	33.1	14.1	52.1	19.7	1.6	2.0	11.2	0.1
男	[10.6] 100.0	21.8	1.3	1.2	1.2	3.4	4.8	14.6	56.6	0.4
女	[21.8] 100.0	49.6	36.4	15.4	57.3	21.4	1.3	0.7	6.6	0.1
配偶者がいない	[7.7] 100.0	41.0	-	-	-	12.8	14.0	0.8	42.5	6.5
平成28年										
パートタイム労働者総合実態調査										
パート	[15.3] 100.0	52.2	37.5	19.5	46.5	...	3.7	3.3	6.4	2.4
配偶者がいる	[20.0] 100.0	52.7	42.5	22.1	51.6	...	2.6	3.7	5.1	0.5
男	[6.9] 100.0	11.3	4.4	2.3	8.9	...	6.2	47.9	16.6	2.7
女	[22.5] 100.0	55.1	44.7	23.3	54.1	...	2.4	1.1	4.4	0.3
配偶者がいない	[5.5] 100.0	48.2	-	-	-	...	11.7	0.7	16.9	17.4

注：1) []は、パートタイム・有期雇用労働者計を100とした就業調整をしている労働者の割合である。

2) 表例「パートタイム・有期雇用労働者」には、配偶者の有無不明が含まれる。

3) 平成28年パートタイム労働者総合実態調査は、「一定の労働時間を超えると雇用保険、健康保険、厚生年金保険の保険料を払わなければならないから」を調査していない。

3 利用できる福利厚生及び教育訓練

(1) 利用できる福利厚生

現在の企業でパートタイム・有期雇用労働者が利用可能な福利厚生別の割合（複数回答）をみると、「無期雇用パートタイム」「有期雇用パートタイム」「有期雇用フルタイム」のいずれの就業形態においても、「休憩室の利用」がそれぞれ 54.9%、61.8%、66.3%と最も高い割合となっており、次いで「更衣室の利用」がそれぞれ 44.0%、60.4%、61.4%となっている（表 22）。

表 22 就業形態、パートタイム・有期雇用労働者が利用できる福利厚生別労働者割合

就業形態	計	利用できる福利厚生（複数回答）						不明
		給食施設 （社員食堂 等）の利用	更衣室の利 用	休憩室の利 用	人間ドック の補助	社外の活動 （スポーツ クラブの利 用など）の 補助	その他	
パートタイム・有期雇用労働者	100.0	27.6	54.9	60.4	28.8	10.2	17.4	9.4
無期雇用パートタイム	100.0	18.3	44.0	54.9	22.2	5.6	21.8	13.3
有期雇用パートタイム	100.0	29.5	60.4	61.8	26.4	10.9	16.0	8.1
有期雇用フルタイム	100.0	38.8	61.4	66.3	44.4	16.3	13.2	5.7
参考 令和3年 パートタイム 平成28年 パートタイム労働者総合実態調査	100.0	24.5	53.1	58.7	24.5	8.5	18.6	10.4
パート	100.0	27.0	65.2	61.2	17.4	6.8	17.4	10.7

(2) 教育訓練の状況

現在の企業での「日常的な業務を通じた指導やアドバイス（OJT）」の実施状況別のパートタイム・有期雇用労働者の割合をみると「ある程度してもらっている」が 56.7%と最も高い割合となっており、次いで「十分にもらっている」が 31.4%、「全くしてもらっていない」が 10.1%の順となっている。「無期雇用パートタイム」「有期雇用パートタイム」「有期雇用フルタイム」のいずれの就業形態別にみても、ほぼ同様の割合となっている。

また、「通常の仕事を一時的に離れた研修（Off-JT）」の実施状況別のパートタイム・有期雇用労働者の割合をみると、「Off-JTがあった」が 34.8%、「Off-JTはなかった」が 62.5%となっている。いずれの就業形態別にみても、ほぼ同様の割合となっている。（表 23）

表 23 就業形態、教育訓練（OJT）の状況・教育訓練（Off-JT）の有無及び内容別労働者割合

就業形態	計	日常的な業務を通じた指導やアドバイス（OJT）					通常の仕事を一時的に離れた研修（Off-JT）			
		内容（複数回答）				不明	Off-JTが あった	内容（複数回答）		不明
		十分に もらって いる	ある程度 してもら っている	全くし てもら ってい ない	Off-JT はな か つ た			Off-JT はな か つ た		
パートタイム・有期雇用労働者	100.0	31.4	56.7	10.1	1.8	34.8	33.6	2.0	62.5	2.7
無期雇用パートタイム	100.0	32.0	56.9	8.7	2.3	30.1	29.7	0.9	65.6	4.3
有期雇用パートタイム	100.0	33.2	55.6	10.2	1.0	36.6	35.6	1.4	61.9	1.5
有期雇用フルタイム	100.0	27.0	58.5	12.0	2.5	38.5	36.1	5.0	58.6	2.8
参考 令和3年 パートタイム	100.0	32.7	56.2	9.5	1.6	33.7	32.9	1.2	63.6	2.7
平成28年 パートタイム労働者総合実態調査	100.0	39.2	48.9	10.2	1.7	33.4	32.4	2.2	64.6	2.0

4 業務の内容及び責任の程度が同じ正社員の有無及び賃金水準

(1) 業務の内容及び責任の程度が同じ正社員の有無

パートタイム・有期雇用労働者自身と業務の内容及び責任の程度が同じ正社員の有無について就業形態、男女別にみると、「無期雇用パートタイム」「有期雇用パートタイム」の男女及び「有期雇用フルタイム」の女は、「業務の内容及び責任の程度が同じ正社員がいる」より「業務の内容及び責任の程度が同じ正社員がいない」が高くなっているが、「有期雇用フルタイム」の男では、「業務の内容及び責任の程度が同じ正社員がいない」より「業務の内容及び責任の程度が同じ正社員がいる」が高くなっている（表24）。

表24 就業形態、性、業務の内容及び責任の程度が同じ正社員の有無別労働者割合

(単位：%) 令和3年

就業形態、性	計	業務の内容及び責任の程度が同じ正社員の有無 ¹⁾				
		業務の内容及び責任の程度が同じ正社員がいる	このうち、人事異動等の有無や範囲が同じ正社員がいる ²⁾	業務の内容及び責任の程度が同じ正社員はいない	わからない	不明
パートタイム・有期雇用労働者	100.0	21.1	3.3	51.1	24.5	3.3
男	100.0	27.4	1.5	42.3	27.8	2.5
女	100.0	18.4	4.1	54.9	23.1	3.6
無期雇用パートタイム	100.0	11.9	1.7	54.4	29.4	4.3
男	100.0	16.3	0.9	38.4	44.4	0.9
女	100.0	10.6	1.9	59.0	25.0	5.3
有期雇用パートタイム	100.0	19.3	4.5	56.5	21.8	2.4
男	100.0	16.5	0.4	56.5	25.6	1.4
女	100.0	20.2	5.8	56.6	20.5	2.7
有期雇用フルタイム	100.0	39.8	3.6	34.7	22.1	3.4
男	100.0	44.5	3.0	32.3	18.6	4.6
女	100.0	34.1	4.4	37.6	26.2	2.0
参考						
令和3年						
パートタイム	100.0	16.0	3.2	55.6	25.2	3.2
男	100.0	16.4	0.6	48.8	33.7	1.2
女	100.0	15.9	4.0	57.7	22.6	3.9
平成28年						
パートタイム労働者総合実態調査						
パート	100.0	16.6	1.3	55.7	25.8	1.8
男	100.0	15.9	0.5	48.5	34.6	1.0
女	100.0	16.9	1.5	58.2	22.8	2.1

注：1) 「業務の内容及び責任の程度が同じ」とは、通常従事する業務の内容だけでなく、作業レベル（困難度）、求められる能力、責任や権限の範囲を含め、トラブル発生時などの臨時・緊急の対応、ノルマや与えられた権限といった業務上の責任について、正社員と同じように課されるか考慮するとともに、作業を行う上で必要な能力、作業の難易度、肉体的・精神的な負担なども含めて判断したもの。

2) 「人事異動等の有無や範囲が同じ」とは、事業所間の転勤だけでなく、同じ事業所内での他部署や他の職種への異動の有無や範囲を含め、実際に異動・転勤したかどうかだけでなく、将来にわたって異動・転勤をする見込みがあるかについて、事業所の就業規則や慣行などをもとに判断したもの。また、転勤の範囲について全国転勤、エリア限定などの違いがあるかどうかも含めて判断したもの。

(2) 業務の内容及び責任の程度が同じ正社員と比較した賃金水準の意識

自身と業務の内容及び責任の程度が同じ正社員と比較したパートタイム・有期雇用労働者の賃金水準についての意識を就業形態、男女別にみると、「無期雇用パートタイム」「有期雇用パートタイム」「有期雇用フルタイム」のいずれの就業形態も男女ともに「賃金水準は低く、納得していない」が最も高くなっている。

現在の就業形態での現在の会社における勤続期間階級別にみると、勤続年数が「1年1か月～2年」「2年1か月～3年」の階級では「賃金水準は低いが、納得している」が「賃金水準は低く、納得していない」より高くなっているが、それ以外のすべての階級で「賃金水準は低く、納得していない」が「賃金水準は低いが、納得している」よりも高くなっている。(表25)

表25 就業形態、性・現在の会社における勤続期間階級、業務の内容及び責任の程度が同じ正社員と比較した賃金水準についての意識別労働者割合

就業形態、性・ 現在の会社における勤続期間階級	業務の内容及び責任の程度が同じ正社員 がいる労働者計		業務の内容及び責任の程度が同じ正社員と比較した賃金水準についての意識				
			同等若しくはそれ以上の賃金水準である	賃金水準は低いが、納得している	賃金水準は低く、納得していない	わからない(考えたことがない)	不明
パートタイム・有期雇用労働者	[21.1]	100.0	12.5	25.5	45.0	14.6	2.4
男	[27.4]	100.0	14.6	29.8	41.9	11.8	2.0
女	[18.4]	100.0	11.2	22.8	46.9	16.4	2.7
無期雇用パートタイム	[11.9]	100.0	8.8	27.0	39.5	22.0	2.7
男	[16.3]	100.0	10.3	23.7	56.7	7.6	1.7
女	[10.6]	100.0	8.1	28.4	31.9	28.4	3.1
有期雇用パートタイム	[19.3]	100.0	11.7	25.5	51.4	9.3	2.1
男	[16.5]	100.0	9.5	37.0	42.3	8.0	3.1
女	[20.2]	100.0	12.3	22.5	53.7	9.6	1.9
有期雇用フルタイム	[39.8]	100.0	15.2	24.8	41.4	16.2	2.6
男	[44.5]	100.0	17.3	28.8	38.2	14.1	1.6
女	[34.1]	100.0	11.9	18.3	46.4	19.4	4.0
現在の会社における勤続期間階級 ³⁾							
1か月～6か月	[19.2]	100.0	15.2	21.7	32.9	26.2	4.0
7か月～1年	[25.4]	100.0	12.9	25.5	45.1	12.1	4.4
1年1か月～2年	[24.9]	100.0	10.7	40.7	29.0	17.1	2.6
2年1か月～3年	[22.0]	100.0	31.4	32.6	22.5	12.4	1.0
3年1か月～4年	[19.5]	100.0	10.8	18.1	51.6	16.1	3.3
4年1か月～5年	[17.0]	100.0	14.5	20.3	50.1	13.4	1.7
5年1か月～10年	[17.4]	100.0	8.8	26.0	49.0	14.6	1.7
10年1か月～15年	[29.0]	100.0	5.9	18.6	63.5	11.0	0.9
15年1か月～20年	[19.5]	100.0	5.4	13.2	56.2	21.5	3.7
20年1か月以上	[13.9]	100.0	4.3	33.0	55.1	6.7	0.8
参考							
令和3年							
パートタイム	[16.0]	100.0	10.7	26.0	47.4	13.5	2.3
男	[16.4]	100.0	9.8	31.4	48.4	7.9	2.5
女	[15.9]	100.0	11.0	24.3	47.1	15.3	2.3
平成28年							
パートタイム労働者総合実態調査							
パート	[16.6]	100.0	11.6	30.8	34.0	17.9	5.7
男	[15.9]	100.0	12.4	50.6	26.7	8.3	2.0
女	[16.9]	100.0	11.3	24.3	36.4	21.1	7.0

注：1) []は、パートタイム・有期雇用労働者計を100とした業務の内容及び責任の程度が同じ正社員がいる労働者の割合である。

2) 表側「パートタイム・有期雇用労働者」には、「現在の会社における勤続期間階級」不明が含まれる。

3) 表側「現在の会社における勤続期間階級」は、現在の就業形態で働いている期間をいう（現在の会社で他の就業形態で働いている期間は含まれない。）。

5 パートタイム・有期雇用労働法の施行後の状況

(1) パートタイム・有期雇用労働者に関する法令の認知度

パートタイム・有期雇用労働者に関する法令の認知度をみると、「よく知っている」と「だいたい知っている」を合わせた割合は、項目①は「無期雇用パートタイム」は半数近く、「有期雇用パートタイム」と「有期雇用フルタイム」はおおむね6割となっている。項目②は「無期雇用パートタイム」は3割程度、「有期雇用パートタイム」と「有期雇用フルタイム」は4割を超えている。項目③は「無期雇用パートタイム」は4割程度、「有期雇用パートタイム」と「有期雇用フルタイム」はおおむね半数程度、項目④は「無期雇用パートタイム」は3割程度、「有期雇用パートタイム」と「有期雇用フルタイム」は半数近くとなっている。項目⑤は「無期雇用パートタイム」と「有期雇用パートタイム」は2割程度、「有期雇用フルタイム」は3割程度となっている。項目⑥は「無期雇用パートタイム」は2割程度、「有期雇用パートタイム」は3割程度、「有期雇用フルタイム」は4割程度となっている（表26）。

表26 項目、就業形態、パートタイム・有期雇用労働者に関する法令の認知度別労働者割合

項目、就業形態		計	パートタイム・有期雇用労働者に関する法令の認知度				
			よく知っている	だいたい知っている	聞いたことはあるが、よくわからない	知らない	不明
①事業主は、パートタイム・有期雇用労働者の雇入れの際、賃金や教育訓練制度、福利厚生施設の利用、正社員転換措置等について説明しなければならない。	パートタイム・有期雇用労働者	100.0	14.3	41.1	22.6	19.3	2.7
	無期雇用パートタイム	100.0	11.1	35.5	24.6	23.8	5.0
	有期雇用パートタイム	100.0	16.0	43.9	21.4	17.8	1.0
	有期雇用フルタイム	100.0	16.0	44.7	21.7	15.1	2.6
②事業主は、パートタイム・有期雇用労働者から求められた場合、正社員との間で待遇の決定基準にどのような違いがあるか、違いがある場合はその理由等を説明しなければならない。	パートタイム・有期雇用労働者	100.0	7.8	32.2	26.7	31.3	2.0
	無期雇用パートタイム	100.0	5.1	30.5	29.4	32.1	2.9
	有期雇用パートタイム	100.0	8.6	32.9	25.3	32.3	0.9
	有期雇用フルタイム	100.0	10.5	33.5	25.1	28.2	2.8
③事業主は、パートタイム・有期雇用労働者の待遇について、正社員との間で不合理な差を設けてはならない。	パートタイム・有期雇用労働者	100.0	9.3	36.0	23.3	29.2	2.2
	無期雇用パートタイム	100.0	5.4	34.1	23.8	33.4	3.3
	有期雇用パートタイム	100.0	11.1	35.7	22.9	29.4	1.0
	有期雇用フルタイム	100.0	12.1	39.8	23.3	22.1	2.7
④事業主は、パートタイム・有期雇用労働者の職務内容や人事異動等の有無や範囲が正社員と同じ場合、正社員との間で差別的な待遇としてはならない。	パートタイム・有期雇用労働者	100.0	8.4	34.0	26.1	29.3	2.2
	無期雇用パートタイム	100.0	4.2	28.5	29.9	34.1	3.4
	有期雇用パートタイム	100.0	9.4	37.3	24.6	27.7	1.0
	有期雇用フルタイム	100.0	13.3	36.4	22.9	24.6	2.9
⑤事業主、パートタイム・有期雇用労働者のいずれも、待遇に関する紛争が起こった場合、都道府県労働局に紛争解決の援助を求めることができる。	パートタイム・有期雇用労働者	100.0	5.9	21.1	24.6	46.3	2.1
	無期雇用パートタイム	100.0	3.0	21.1	26.8	46.0	3.0
	有期雇用パートタイム	100.0	7.4	18.9	22.7	50.1	1.0
	有期雇用フルタイム	100.0	7.4	25.6	25.1	39.1	2.8
⑥有期労働契約を更新して通算5年を超えた場合、労働者の申込みにより、無期労働契約に転換できる。	パートタイム・有期雇用労働者	100.0	9.5	22.0	21.1	45.4	2.1
	無期雇用パートタイム	100.0	6.0	20.0	22.5	48.4	3.1
	有期雇用パートタイム	100.0	10.2	21.0	19.4	48.5	0.9
	有期雇用フルタイム	100.0	13.6	27.1	22.4	34.2	2.8

(2) 採用時等における待遇についての説明状況

採用時等における待遇についての説明状況をみると、「無期雇用パートタイム」については、「説明があった」が66.2%となっているが、「有期雇用パートタイム」と「有期雇用フルタイム」は83.4%と81.5%と「無期雇用パートタイム」と比べて高くなっている。「説明があった」のうち、「説明内容を理解した」割合については、いずれの就業形態においてもほぼ全員が理解したとなっている(表27)。

表27 就業形態、採用時等における待遇についての説明状況別労働者割合

(単位：%) 令和3年

就業形態	計	採用時等における待遇についての説明状況					不明
		説明があった	説明内容を理解した	説明内容を理解できなかった	特に説明はなかった	令和2年4月(中小企業で働いていた、又は令和2年4月(中小企業で働いていた)より前に雇われていた、令和3年4月(中小企業で働いていた)以降に更新のタイミングがなかった) ¹⁾	
パートタイム・有期雇用労働者	100.0	77.0	74.1	2.8	15.9	4.1	3.1
無期雇用パートタイム	100.0	66.2	63.8	2.4	20.2	8.0	5.6
有期雇用パートタイム	100.0	83.4	80.4	3.0	13.3	1.8	1.5
有期雇用フルタイム	100.0	81.5	78.2	3.2	14.2	2.4	2.0
参考							
令和3年 パートタイム	100.0	75.7	73.0	2.7	16.4	4.6	3.4
平成28年 パートタイム労働者総合実態調査 パート	100.0	66.6	64.6	2.0	19.6	12.4	1.4

注：1) 平成28年パートタイム労働者総合実態調査は、「平成27年4月より前に雇われていた、又は平成27年4月以降に更新のタイミングがなかった」として調査しているため比較の際は注意を要する。

(3) 待遇についての説明の要求及び結果

令和2年4月以降（中小企業の場合は、令和3年4月以降）の待遇についての説明の要求の有無と結果については、いずれの就業形態においても「説明を求めたことがない」割合が「説明を求めたことがある」割合を大きく上回っている。「無期雇用パートタイム」の「説明を求めたことがある」の割合は9.2%であり、「有期雇用パートタイム」の17.1%、「有期雇用フルタイム」の20.6%と比べておおむね半分となっている。また「説明を求めたことがある」のうち、その結果「説明してもらえなかった」割合が「有期雇用パートタイム」4.2%、「有期雇用フルタイム」6.9%に対し、「無期雇用パートタイム」は19.3%と高くなっている（表28）。

また、「待遇についての説明を求めたことがない理由」については、いずれの就業形態においても「納得しているから」の割合が最も高く、半数を超えているが、「自分の労働条件に関心がないから」の割合が「有期雇用パートタイム」が6.8%、「有期雇用フルタイム」が7.0%に対し、「無期雇用パートタイム」が13.2%と高くなっている。また「説明を求めると不利益な取扱いをされるおそれがあるから」の割合は「無期雇用パートタイム」1.5%、「有期雇用パートタイム」2.1%に対し、「有期雇用フルタイム」は5.7%と高くなっている（表29）。

表28 就業形態、待遇についての説明の要求の有無及び結果別労働者割合

(単位：%) 令和3年

就業形態	計	待遇についての説明の要求の有無及び結果					不明
		説明を求めたことがある	説明があり納得した	説明はあったが納得しなかった	説明してもらえなかった	説明を求めたことはない	
パートタイム・有期雇用労働者	100.0	15.1 (100.0)	(79.7)	(12.1)	(8.2)	82.3	2.6
無期雇用パートタイム	100.0	9.2 (100.0)	(66.2)	(14.4)	(19.3)	87.1	3.7
有期雇用パートタイム	100.0	17.1 (100.0)	(86.3)	(9.6)	(4.2)	80.9	1.9
有期雇用フルタイム	100.0	20.6 (100.0)	(78.5)	(14.7)	(6.9)	77.0	2.4
参考 令和3年 パートタイム	100.0	13.6 (100.0)	(80.2)	(11.0)	(8.7)	83.7	2.7
平成28年 パートタイム労働者総合実態調査 パート	100.0	22.1 (100.0)	(84.2)	(11.4)	(4.4)	76.6	1.3

注：1) ()は、説明を求めたことがある労働者を100とした割合である。

表29 就業形態、待遇についての説明を求めたことがない理由別労働者割合

(単位：%) 令和3年

就業形態	待遇について説明を求めたことがない労働者計	待遇についての説明を求めたことがない理由					その他	不明
		納得しているから	自分の労働条件に関心がないから	説明を求めると不利益な取扱いをされるおそれがあるから	説明を求めやすい雰囲気がないから	誰に説明を求めれば良いかわからないから		
パートタイム・有期雇用労働者	[82.3] 100.0	55.8	9.2	2.6	10.3	5.6	14.0	2.5
無期雇用パートタイム	[87.1] 100.0	52.5	13.2	1.5	7.1	6.2	15.7	3.6
有期雇用パートタイム	[80.9] 100.0	59.8	6.8	2.1	13.2	5.0	11.4	1.8
有期雇用フルタイム	[77.0] 100.0	53.4	7.0	5.7	9.9	5.6	16.5	2.0
参考 令和3年 パートタイム	[83.7] 100.0	56.4	9.8	1.8	10.4	5.6	13.4	2.6
平成28年 パートタイム労働者総合実態調査 パート	[76.6] 100.0	60.1	4.3	1.9	7.8	2.4	13.3	10.2

注：1) []は、パートタイム・有期雇用労働者計を100とした待遇について説明を求めたことがない労働者の割合である。

2) 平成28年パートタイム労働者総合実態調査は、「雇われる時の説明で納得したから」として調査しているため比較の際は注意を要する。

6 会社や仕事に対する不満・不安

現在の会社や仕事に対する不満・不安の有無について就業形態、男女別にみると、「不満・不安がある」労働者は「無期雇用パートタイム」で男 59.8%、女 55.6%、「有期雇用パートタイム」で男 42.3%、女 60.6%、「有期雇用フルタイム」で男 62.5%、女 77.1%となっている。

「不満・不安がある」と回答した労働者の不満・不安の内容（複数回答）については、「無期雇用パートタイム」「有期雇用パートタイム」「有期雇用フルタイム」いずれの就業形態でも男女とも「賃金が少ない」が最も高く、半数を超えている。女ではいずれの就業形態でも「業務量が多い」がそれぞれ 22.4%、20.1%、23.6%と 2 番目に高くなっているが、男の 2 番目以降に高いものを見ると、「無期雇用パートタイム」は「休暇がとりにくい」が 43.2%、「業務量が多い」が 24.6%、「有期雇用パートタイム」は「雇用が不安定」が 21.6%、「労働時間が不規則」が 14.9%、「有期雇用フルタイム」は「業務量が多い」が 15.2%、「正社員になれない」が 14.6%となっている。（図 3、表 30）

図 3 現在の会社や仕事に対する不満・不安の有無別労働者割合
（就業形態、男女別パートタイム・有期雇用労働者=100）令和 3 年

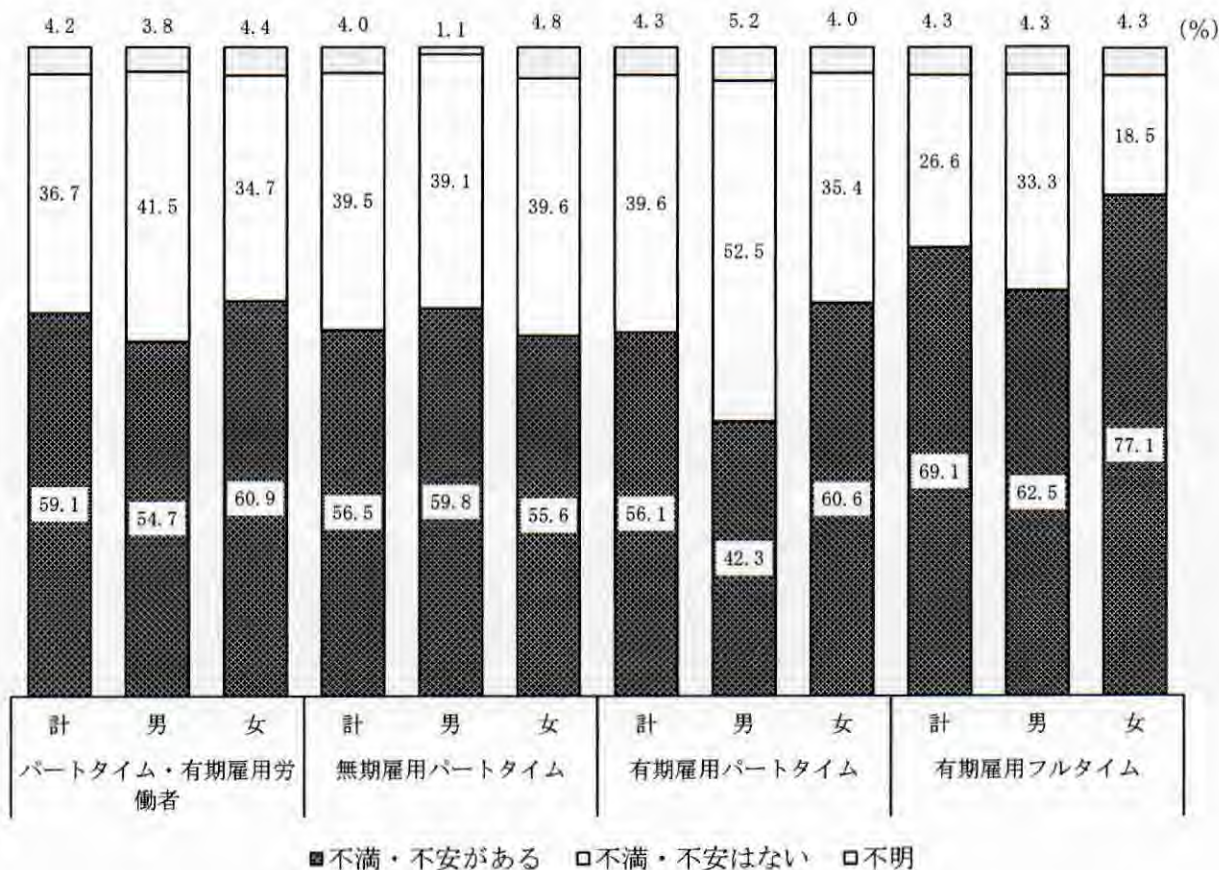


表 30 就業形態、性、現在の会社や仕事に対する不満・不安の有無及び内容別労働者割合

(単位：%) 令和3年

就業形態、性	計	現在の会社や仕事に対する不満・不安の有無								
		不満・不安がある	不満・不安の内容(複数回答)							
			雇用が不安定	勤続が長いのに有期契約である	賃金が少ない ²⁾	所定労働時間が希望に合わない	労働時間が不規則	所定外労働(残業)が多い	休暇がとりにくい	業務量が多い
パートタイム・有期雇用労働者	100.0	59.1 (100.0)	(13.3)	(6.4)	(69.8)	(6.9)	(8.7)	(5.7)	(15.4)	(20.3)
男	100.0	54.7 (100.0)	(16.3)	(7.7)	(67.6)	(6.5)	(11.7)	(6.0)	(18.6)	(17.2)
女	100.0	60.9 (100.0)	(12.2)	(5.9)	(70.6)	(7.1)	(7.6)	(5.6)	(14.2)	(21.6)
無期雇用パートタイム	100.0	56.6 (100.0)	(11.3)	(-)	(67.1)	(10.4)	(10.4)	(5.7)	(22.9)	(22.9)
男	100.0	59.8 (100.0)	(18.8)	(-)	(52.7)	(12.7)	(12.9)	(7.0)	(43.2)	(24.6)
女	100.0	55.6 (100.0)	(9.0)	(-)	(71.5)	(9.7)	(9.6)	(5.3)	(16.5)	(22.4)
有期雇用パートタイム	100.0	56.1 (100.0)	(14.9)	(8.2)	(72.5)	(6.3)	(8.2)	(5.3)	(13.6)	(18.7)
男	100.0	42.3 (100.0)	(21.6)	(8.3)	(76.6)	(5.7)	(14.9)	(5.3)	(12.0)	(12.6)
女	100.0	60.6 (100.0)	(13.4)	(8.1)	(71.6)	(6.4)	(6.7)	(5.2)	(13.9)	(20.1)
有期雇用フルタイム	100.0	69.1 (100.0)	(13.5)	(12.2)	(68.9)	(3.3)	(7.3)	(6.4)	(8.6)	(19.5)
男	100.0	62.5 (100.0)	(11.5)	(12.3)	(71.6)	(3.0)	(9.0)	(5.8)	(6.8)	(15.2)
女	100.0	77.1 (100.0)	(15.5)	(12.1)	(66.3)	(3.6)	(5.7)	(7.0)	(10.3)	(23.6)
参考 令和3年										
パートタイム	100.0	56.3 (100.0)	(13.3)	(4.5)	(70.1)	(8.1)	(9.2)	(5.5)	(17.7)	(20.6)
男	100.0	49.8 (100.0)	(20.2)	(4.0)	(64.3)	(9.3)	(13.9)	(6.2)	(28.0)	(18.7)
女	100.0	58.3 (100.0)	(11.5)	(4.6)	(71.6)	(7.8)	(8.0)	(5.3)	(15.0)	(21.1)
平成28年 パートタイム労働者総合実態調査										
パート	100.0	50.3 (100.0)	(13.7)	(10.2)	(…)	(6.4)	(11.7)	(5.3)	(19.3)	(25.6)
男	100.0	38.2 (100.0)	(14.3)	(13.3)	(…)	(5.5)	(9.8)	(2.8)	(15.4)	(31.0)
女	100.0	54.5 (100.0)	(13.5)	(9.4)	(…)	(6.7)	(12.1)	(5.9)	(20.2)	(24.3)

就業形態、性	現在の会社や仕事に対する不満・不安の有無										
	不満・不安の内容(複数回答)									不満・不安はない	不明
	仕事の責任が大きい	自分の能力が活かされない	昇進機会に恵まれない	適正な評価を得られない	正社員になれない	教育訓練を受けられない	福利厚生が正社員と同様の扱いではない	職場の人間関係が良くない	その他		
パートタイム・有期雇用労働者	(16.7)	(4.0)	(6.9)	(12.9)	(9.7)	(1.2)	(5.6)	(14.1)	(10.2)	36.7	4.2
男	(17.3)	(7.4)	(6.6)	(14.0)	(10.2)	(0.8)	(4.0)	(10.7)	(9.6)	41.5	3.8
女	(16.5)	(2.7)	(7.0)	(12.5)	(9.5)	(1.4)	(6.3)	(15.4)	(10.4)	34.7	4.4
無期雇用パートタイム	(17.9)	(3.2)	(7.4)	(15.2)	(6.8)	(0.4)	(4.2)	(13.7)	(9.9)	39.5	4.0
男	(24.2)	(10.9)	(5.8)	(22.0)	(2.7)	(0.1)	(2.7)	(7.6)	(12.1)	39.1	1.1
女	(15.9)	(0.8)	(7.9)	(13.1)	(8.1)	(0.5)	(4.7)	(15.5)	(9.2)	39.6	4.8
有期雇用パートタイム	(15.6)	(3.8)	(5.8)	(11.2)	(8.6)	(2.0)	(6.5)	(13.8)	(10.7)	39.6	4.3
男	(14.8)	(5.5)	(4.1)	(12.3)	(10.9)	(0.8)	(4.8)	(8.4)	(7.8)	52.5	5.2
女	(15.8)	(3.4)	(6.2)	(10.9)	(8.1)	(2.3)	(6.9)	(14.9)	(11.3)	35.4	4.0
有期雇用フルタイム	(17.0)	(5.4)	(8.0)	(12.9)	(15.5)	(1.1)	(6.1)	(15.3)	(9.7)	26.6	4.3
男	(14.5)	(6.3)	(8.6)	(9.9)	(14.6)	(1.2)	(4.2)	(14.0)	(9.1)	33.3	4.3
女	(19.5)	(4.6)	(7.5)	(15.8)	(16.3)	(1.0)	(7.9)	(16.6)	(10.4)	18.5	4.3
参考 令和3年											
パートタイム	(16.6)	(3.5)	(6.5)	(13.0)	(7.8)	(1.3)	(5.5)	(13.7)	(10.3)	39.5	4.2
男	(19.6)	(8.2)	(5.0)	(17.3)	(6.7)	(0.4)	(3.7)	(8.0)	(10.0)	46.7	3.5
女	(15.8)	(2.3)	(6.9)	(11.8)	(8.1)	(1.5)	(5.9)	(15.2)	(10.4)	37.3	4.4
平成28年 パートタイム労働者総合実態調査											
パート	(17.9)	(4.0)	(8.0)	(11.0)	(13.7)	(4.5)	(10.9)	(16.1)	(14.2)	47.4	2.3
男	(8.1)	(4.3)	(10.5)	(10.8)	(22.5)	(5.7)	(11.2)	(8.8)	(8.3)	59.3	2.5
女	(20.3)	(4.0)	(7.4)	(11.0)	(11.6)	(4.2)	(10.8)	(17.9)	(15.6)	43.3	2.2

注：1) ()は、「不満・不安がある」労働者を100とした割合である。

2) 平成28年パートタイム労働者総合実態調査は、「賃金が少ない」ではなく「業務内容や仕事の責任は正社員と同じなのに正社員と比較して賃金が安い」で調査し、比較できないため平成28年の数値はここでは表章していない。

7 今後の働き方

(1) 今後の働き方の希望

今後の働き方の希望について就業形態、男女別にみると、「無期雇用パートタイム」「有期雇用パートタイム」「有期雇用フルタイム」のいずれの就業形態でも男女ともに「現在の会社で」「現在の雇用形態で仕事を続けたい」が最も高くなっている。

男女、年齢階級別にみると、「無期雇用パートタイム」の「15～24歳」の男、「有期雇用パートタイム」の「25～34歳」の男と「15～24歳」の女、「有期雇用フルタイム」の「25～34歳」の男では、「別の会社で」「正社員になりたい」が最も高くなっている。それ以外は男女、年齢階級を問わず「現在の会社で」「現在の雇用形態で仕事を続けたい」が最も高くなっている。(表31)

表31 就業形態、性、年齢階級、今後の働き方の希望別労働者割合

(単位：%) 令和3年

就業形態、性、年齢階級	計	今後の働き方の希望						その他(自営業をした い、正社員以外で 正社員と同じく らいたの時間働 きたい等)	仕事をやめた い	不明
		正社員にな りたい	現在の会社 で	別の会社 で	現在の雇用 形態で仕事 を続けたい	現在の会社 で	別の会社 で			
パートタイム・有期雇用労働者	100.0	16.0	7.0	9.0	73.9	69.9	3.9	3.0	4.3	2.8
男	100.0	18.9	9.1	9.7	70.1	66.2	4.0	2.6	5.6	2.7
女	100.0	14.8	6.1	8.6	75.5	71.6	3.9	3.2	3.8	2.8
無期雇用パートタイム	100.0	12.2	4.3	8.0	79.7	77.8	1.9	1.3	3.3	3.5
男	100.0	20.7	4.5	16.1	74.1	70.9	3.2	1.1	3.6	0.6
15～24歳	100.0	54.6	9.6	45.0	45.4	44.4	1.0	-	-	-
25～34歳	100.0	8.2	4.0	4.2	91.6	89.5	2.1	0.2	0.0	-
35～44歳	100.0	32.3	22.9	9.4	62.7	62.4	0.3	3.7	1.4	-
45～54歳	100.0	7.8	4.9	2.9	58.0	48.9	9.1	1.1	33.0	0.1
55～64歳	100.0	30.8	0.9	29.9	64.9	64.7	0.3	4.2	0.0	-
65歳以上	100.0	2.6	2.0	0.6	89.3	82.4	6.9	0.0	6.0	2.1
女	100.0	9.8	4.2	5.6	81.3	79.7	1.6	1.4	3.2	4.3
15～24歳	100.0	31.6	8.9	22.7	64.2	64.2	-	0.5	0.1	3.5
25～34歳	100.0	6.1	4.1	2.1	82.7	80.5	2.2	2.5	8.3	0.4
35～44歳	100.0	24.5	5.9	18.7	70.7	68.4	2.3	3.7	1.0	0.1
45～54歳	100.0	9.6	5.9	3.8	84.4	82.4	2.0	1.1	1.3	3.5
55～64歳	100.0	3.7	2.8	0.9	89.1	87.4	1.7	0.6	3.8	2.7
65歳以上	100.0	0.8	0.8	-	79.2	79.1	0.0	0.0	5.7	14.2
有期雇用パートタイム	100.0	14.0	4.9	9.1	75.5	69.7	5.8	4.4	4.2	1.9
男	100.0	11.6	6.3	5.3	74.0	68.9	5.1	4.6	5.7	4.2
15～24歳	100.0	48.0	20.6	27.4	28.6	28.6	-	20.2	3.3	-
25～34歳	100.0	62.6	22.2	40.4	20.1	20.0	0.2	14.9	1.0	1.3
35～44歳	100.0	20.6	12.5	8.1	69.9	69.9	-	7.4	2.1	-
45～54歳	100.0	42.3	32.2	10.1	39.2	37.9	1.3	13.9	4.6	-
55～64歳	100.0	3.4	2.4	1.0	80.3	75.0	5.3	5.4	7.4	3.5
65歳以上	100.0	1.0	1.0	0.0	86.5	79.6	6.9	0.3	6.1	6.0
女	100.0	14.8	4.5	10.3	76.0	69.9	6.1	4.3	3.7	1.2
15～24歳	100.0	68.4	0.4	67.9	24.4	24.4	0.0	3.4	2.4	1.5
25～34歳	100.0	12.7	5.0	7.7	81.6	67.0	14.6	5.4	0.1	0.2
35～44歳	100.0	21.0	8.0	13.0	61.4	57.0	4.4	11.0	6.3	0.1
45～54歳	100.0	17.1	6.5	10.5	75.2	63.8	11.3	3.0	3.5	1.2
55～64歳	100.0	2.8	0.7	2.0	90.7	90.1	0.6	1.4	3.2	1.9
65歳以上	100.0	1.7	1.6	0.2	91.4	90.1	1.4	0.1	4.1	2.7
有期雇用フルタイム	100.0	26.3	15.8	10.5	61.1	57.7	3.4	2.9	6.4	3.3
男	100.0	24.2	14.7	9.5	64.0	60.6	3.4	1.9	6.9	2.9
15～24歳	100.0	52.8	28.1	24.7	45.8	40.7	5.1	-	1.4	-
25～34歳	100.0	75.1	32.0	43.1	19.2	19.2	0.0	1.8	2.4	1.5
35～44歳	100.0	47.4	28.5	18.9	43.2	38.1	5.0	2.3	3.7	3.4
45～54歳	100.0	43.6	33.1	10.5	53.3	46.9	6.4	1.0	1.8	0.2
55～64歳	100.0	12.1	8.7	3.4	77.6	74.7	2.9	2.4	7.0	1.0
65歳以上	100.0	4.1	3.6	0.5	73.2	69.4	3.8	1.3	13.0	8.4
女	100.0	28.9	17.2	11.7	57.5	54.2	3.3	4.1	5.7	3.8
15～24歳	100.0	41.1	27.9	13.2	49.6	49.1	0.5	5.3	4.0	-
25～34歳	100.0	44.7	21.1	23.6	32.4	26.3	6.0	10.2	5.1	7.6
35～44歳	100.0	46.4	26.3	20.0	45.6	42.2	3.4	3.3	4.2	0.5
45～54歳	100.0	30.2	20.0	10.3	59.8	57.7	2.2	2.8	5.7	1.4
55～64歳	100.0	11.3	8.3	3.0	74.1	70.5	3.6	3.5	6.5	4.7
65歳以上	100.0	3.2	2.8	0.4	76.5	74.8	1.6	0.4	8.7	11.3
参考 令和3年										
パートタイム	100.0	13.2	4.6	8.6	77.4	73.3	4.1	3.0	3.8	2.6
男	100.0	15.5	5.6	9.9	74.0	69.7	4.3	3.1	4.8	2.6
女	100.0	12.5	4.4	8.1	78.4	74.4	4.0	3.0	3.6	2.6
平成28年										
パートタイム労働者総合実態調査	100.0	19.1	8.0	11.1	71.7	66.4	5.4	3.5	3.8	1.8
男	100.0	26.7	10.8	15.9	60.1	54.7	5.4	4.7	5.8	2.7
女	100.0	16.5	7.0	9.5	75.8	70.4	5.3	3.1	3.1	1.5

注：1) 表側「男」「女」には、年齢階級不明が含まれる。

(2) 正社員になりたいと考える理由

正社員になりたいと回答したパートタイム・有期雇用労働者の正社員になりたいと考える理由（3つまでの複数回答）を就業形態、男女別にみると、「無期雇用パートタイム」「有期雇用パートタイム」「有期雇用フルタイム」のいずれの就業形態においても男女ともに「より多くの収入を得たいから」、「正社員の方が雇用が安定しているから」の割合が高くなっているが、それに次いで高い割合となっているのは、男では、いずれの就業形態においても「専門的な資格・技能を活かしたいから」がそれぞれ46.1%、34.8%、24.3%、女では、「無期雇用パートタイム」は「キャリアを高めたいから」33.2%、「有期雇用パートタイム」「有期雇用フルタイム」は「より経験を深め、視野を広げたいから」がそれぞれ17.7%、22.9%となっている（表32）。

表32 就業形態、性、正社員になりたいと考える理由別労働者割合

(単位：%) 令和3年

就業形態、性	正社員になりたい労働者計	正社員になりたいと考える理由（3つまでの複数回答）									
		より多くの収入を得たいから	正社員の方が雇用が安定しているから	キャリアを高めたいから	より経験を深め、視野を広げたいから	自分の意欲と能力を十分に活かしたいから	専門的な資格・技能を活かしたいから	等）による制約がなくなる（なくなった）から	家庭の事情（育児・介護）	その他	不明
パートタイム・有期雇用労働者	[16.0] 100.0	76.9	63.4	16.3	21.2	16.1	19.0	9.6	5.1	2.3	
男	[18.9] 100.0	69.8	68.8	16.6	23.5	14.2	32.8	1.1	9.9	1.8	
女	[14.8] 100.0	80.9	60.5	16.2	19.9	17.0	11.5	14.3	2.4	2.5	
無期雇用パートタイム	[12.2] 100.0	81.9	67.0	26.0	23.2	11.8	23.4	14.6	1.8	2.2	
男	[20.7] 100.0	92.8	81.0	14.2	27.4	4.0	46.1	-	0.3	-	
女	[9.8] 100.0	75.3	58.4	33.2	20.6	16.5	9.5	23.4	2.7	3.6	
有期雇用パートタイム	[14.0] 100.0	79.8	57.4	12.4	19.4	15.6	17.8	10.2	3.1	2.1	
男	[11.6] 100.0	55.1	68.7	24.3	25.7	18.3	34.8	1.0	8.1	2.9	
女	[14.8] 100.0	86.1	54.5	9.4	17.7	14.9	13.5	12.6	1.8	2.0	
有期雇用フルタイム	[26.3] 100.0	70.1	67.2	13.2	21.6	19.8	17.1	5.1	9.7	2.5	
男	[24.2] 100.0	63.0	61.8	14.7	20.2	18.3	24.3	1.7	16.1	2.4	
女	[28.9] 100.0	77.2	72.8	11.8	22.9	21.4	9.8	8.5	3.2	2.6	
参考											
令和3年											
パートタイム	[13.2] 100.0	80.7	61.4	18.0	20.9	14.0	20.1	12.0	2.5	2.2	
男	[15.5] 100.0	76.6	75.7	18.5	26.7	10.2	41.3	0.4	3.6	1.3	
女	[12.5] 100.0	82.3	55.9	17.8	18.7	15.4	12.1	16.4	2.1	2.5	
平成28年											
パートタイム労働者総合実態調査											
パート	[19.1] 100.0	75.9	59.4	12.8	19.8	19.0	10.4	12.6	5.9	3.0	
男	[26.7] 100.0	76.6	63.0	13.1	19.8	17.4	8.4	0.7	9.5	3.0	
女	[16.5] 100.0	75.4	57.4	12.6	19.7	20.0	11.5	19.3	4.0	3.0	

注：1) []は、パートタイム・有期雇用労働者計を100とした正社員になりたい労働者の割合である。

(3) 正社員になった場合に希望する制度

正社員になりたいと回答したパートタイム・有期雇用労働者が正社員になった場合の「多様な正社員（限定正社員）」制度希望の有無については、「無期雇用パートタイム」「有期雇用パートタイム」「有期雇用フルタイム」のいずれの就業形態においても「選びたい」が半数を上回っている。

選びたいと思う制度（複数回答）を就業形態・男女別にみると、「無期雇用パートタイム」の男では「職種を限定した（職務内容の変更がない）正社員」が55.2%、女では「勤務時間を限定した（短時間）正社員」が55.8%と最も高く、「有期雇用パートタイム」及び「有期雇用フルタイム」は男女ともに「勤務地を限定した（転勤のない）正社員」が、それぞれ48.7%、43.7%、49.2%、52.9%と最も高くなっている。（表33）

表33 就業形態、性、正社員になった場合に希望する制度別労働者割合

（単位：％）令和3年

就業形態、性	正社員になりたい労働者計	正社員になった場合「多様な正社員（限定正社員）」制度希望の有無					不明
		選びたい	選びたいと思う制度（複数回答）			選びたいとは思わない（通常の正社員がいい）	
			勤務時間を限定した（短時間）正社員 1)	勤務地を限定した（転勤のない）正社員 2)	職種を限定した（職務内容の変更がない）正社員 3)		
パートタイム・有期雇用労働者	100.0	68.2	34.1	44.5	26.8	30.2	1.6
男	100.0	63.4	25.3	48.5	36.2	35.8	0.8
女	100.0	70.8	38.9	42.3	21.7	27.1	2.0
無期雇用パートタイム	100.0	72.5	52.7	35.6	31.0	24.6	2.9
男	100.0	72.3	47.6	47.3	55.2	27.4	0.3
女	100.0	72.7	55.8	28.5	16.2	22.8	4.5
有期雇用パートタイム	100.0	66.7	35.0	44.7	26.1	32.4	0.9
男	100.0	61.3	28.1	48.7	44.9	37.2	1.5
女	100.0	68.1	36.8	43.7	21.3	31.2	0.8
有期雇用フルタイム	100.0	66.5	18.9	51.0	24.5	32.1	1.3
男	100.0	59.3	11.4	49.2	21.6	40.0	0.7
女	100.0	73.9	26.5	52.9	27.5	24.2	1.9
参考							
令和3年							
パートタイム	100.0	69.1	42.3	41.0	28.1	29.2	1.7
男	100.0	67.5	39.3	47.9	50.8	31.6	0.8
女	100.0	69.7	43.5	38.3	19.5	28.2	2.1
平成28年 パートタイム労働者総合実態調査							
パートタイム	100.0	61.0	28.1	44.4	24.4	37.4	1.7
男	100.0	34.8	10.9	24.2	18.7	64.8	0.4
女	100.0	75.7	37.7	55.8	27.7	21.9	2.4

注：1) 「勤務時間を限定した（短時間）正社員」とは、無期労働契約を締結し、時間当たりの基本給及び賞与・退職金等の算定方法等が同種のフルタイム正社員と同等で、所定労働時間（日数）が短い正社員をいう。

2) 「勤務地を限定した（転勤のない）正社員」とは、事業所において、正社員に対して勤務地の変更（転勤）を一般的に行っている場合に、無期労働契約ではあるが、転勤するエリアが限定されていたり、転居を伴う転勤がなかったり、あるいは転勤が一切ないなど、通常の正社員とは異なる雇用管理を行う正社員をいう。

3) 「職種を限定した（職務内容の変更がない）正社員」とは、無期労働契約ではあるが、担当する職務内容や仕事の範囲が他の業務と明確に区別され、限定されているなど、通常の正社員とは異なる雇用管理を行う正社員をいう。

令和6年6月25日（火）
中央最低賃金審議会終了後
於 厚生労働省 省議室（9階）

第1回目安に関する小委員会

< 議 事 次 第 >

令和6年度地域別最低賃金額改定の目安について

< 資 料 一 覧 >

資料 No. 1 主要統計資料

資料 No. 2 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024改訂版（関係部分抜粋）

資料 No. 3 経済財政運営と改革の基本方針2024（関係部分抜粋）

資料 No. 4 足下の経済状況等に関する補足資料

資料 No. 5 今後の予定（案）

参考資料 No. 1 最低賃金に関する調査研究について

以上

※ 資料 No.2 .3 .5 は添付省略

資料No.1

主要統計資料

資料標題

I 全国統計資料編

- 1 主要指標の推移 (暦年・四半期・月)
 - (1) GDP、鉱工業生産指数、製造工業稼働率指数、倒産件数、完全失業者数及び完全失業率 …… 1
 - (2) 求人倍率、消費者物価指数、国内企業物価指数、賃金 (現金給与総額) 指数 …… 2
- 2 有効求人倍率、完全失業率の推移
 - (1) 有効求人倍率の推移 (全国・ランク別、暦年・月) …… 3
 - (2) 性・年齢別完全失業率の推移 (全国、暦年・月) …… 4
- 3 賃金・労働時間の推移
 - (1) 賃金
 - イ 賃金 (現金給与総額・定期給与額) 増減率の推移 (規模別 (30人以上・5~29人)、暦年・月) …… 5
 - ロ パートタイム労働者比率の推移 (規模別 (30人以上・5~29人)、暦年・月) …… 6
 - ハ 初任給額、上昇額等の推移 (年度、学歴別) …… 7
 - (2) 賃金・労働時間
 - イ 賃金・労働時間指数の推移① [事業所規模30人以上] (暦年・四半期、所定内給与・所定内労働時間・時間当たり所定内給与) …… 8
 - 賃金・労働時間指数の推移② [事業所規模5~29人] (暦年・四半期、所定内給与・所定内労働時間・時間当たり所定内給与) …… 9
 - ロ 一般労働者の賃金・労働時間の推移 (暦年、規模別(10人以上・10~99人)・所定内給与・所定内労働時間・時間当たり所定内給与) …… 10
 - ハ 月間労働時間の動き (暦年・月、所定内労働時間・所定外労働時間 (規模別 (30人以上・5~29人))) …… 11
- 4 春季賃上げ妥結状況
 - (1) 春季賃上げ妥結状況 (令和6年) (連合 (規模別、方式別)、経団連 (大手・中小別)) …… 12
 - (2) 賃上げ額・率の推移
 - イ 1人当たり平均賃金の改定額及び改定率の推移 (暦年、賃金の改定額・改定率)
 - ロ 賃金の改定の状況、賃金の改定の決定に当たり最も重視した要素別企業割合 (令和4年)
- 5 夏季賞与・一時金妥結状況 (令和6年) (連合、経団連) …… 14
- 6 消費者物価指数の対前年上昇率の推移 (全国・ランク別、暦年・月) …… 15
- 7 1月あたりの消費支出額の推移 (暦年) …… 16

8	地域別最低賃金額（時間額）、未満率及び影響率の推移	・・・17
9	賃金構造基本統計調査特別集計による未満率及び影響率	・・・18
10	地域別最低賃金と賃金水準との関係	
	(1) 一般労働者（暦年、全国・産業計（企業規模10人以上・10～99人））	・・・19
	(2) 短時間労働者（暦年、全国・産業計（企業規模10人以上・10～99人））	・・・20
	(3) 毎月勤労統計調査（暦年、全国・産業計、事業所規模5人以上）	・・・21
11	企業の業況判断及び収益	
	(1) 日銀短観による企業の業況判断及び収益	
	イ 業況判断（D I）（企業規模別、四半期）	・・・22
	ロ 経常利益増減（企業規模別、年度）	・・・23
	ハ 売上高経常利益率（企業規模別、年度）	・・・23
	(2) 法人企業統計による企業収益①（資本金規模別、年度）	・・・26
	法人企業統計による企業収益②（資本金規模別、四半期）	・・・27
	(3) 中小企業景況調査による業況判断（D I）（産業別、四半期）	・・・28
12	労働生産性	
	(1) 法人企業統計でみた労働生産性の推移（年度）	・・・30
	(2) 就業1時間当たり名目労働生産性の推移（暦年）	・・・32
II 都道府県統計資料編		
1	各種関連指標（ランク別・都道府県別、1人当たり県民所得・標準生計費・新規学卒者（高卒）の所定内給与額）	・・・33
2	有効求人倍率の推移（ランク別・都道府県別、暦年）	・・・34
3	失業率の推移（ランク別・都道府県別、暦年・四半期）	・・・35
4	賃金・労働時間の実情と推移	
	(1) 賃金	
	イ 定期給与の推移〔事業所規模5人以上〕（ランク別・都道府県別、暦年）	・・・36
	ロ パートタイム労働者の1求人票あたりの募集賃金平均額	・・・37

ハ パートタイム労働者の1求人票あたりの募集賃金下限額
・・・38

(2) 労働時間
常用労働者1人平均月間総実労働時間と所定外労働時間の推移〔調査産業計、事業所規模5人以上〕
(ランク別・都道府県別、総実労働時間・所定外労働時間別(暦年))
・・・39

5 消費者物価指数等の推移
(1) 消費者物価対前年上昇率の推移(ランク別・都道府県別、暦年・月) ・・・40
(2) 消費者物価地域差指数の推移①(ランク別・都道府県庁所在都市別、暦年) ・・・41
消費者物価地域差指数の推移②(ランク別・都道府県下全域、暦年) ・・・42

6 消費支出額の推移
(1) 1月あたりの消費支出額の推移(総世帯、暦年) ・・・43
(2) 1月あたりの消費支出額の推移(総世帯のうち勤労者世帯、暦年) ・・・44

7 労働者数等の推移
(1) 常用労働者数〔事業所規模5人以上〕(ランク別・都道府県別・暦年) ・・・45
(2) 雇用保険の被保険者数(ランク別・都道府県別・暦年) ・・・46
(3) 就業者数(ランク別・都道府県別・暦年) ・・・47

Ⅲ 業務統計資料編

1 地域別最低賃金改定状況
(1) 令和5年度 地域別最低賃金の審議・決定状況(ランク区分・都道府県別、前年度決定金額・改正最低賃金額(引上げ額・率)・採決状況等) ・・・48
(2) 目安と改定額との関係の推移(ランク別・都道府県別、年度) ・・・49
(3) 効力発生年月日の推移(ランク別・都道府県別、年度) ・・・50
(4) 加重平均額と引上げ率の推移(全国・ランク別、年度) ・・・51
(5) 最高額と最低額及び格差の推移(最高額・最低額・格差、年度) ・・・52
(6) 地域別最低賃金引上げ率の推移(ランク別・都道府県別、年度) ・・・53

2 最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果
(1) 監督指導結果の推移(全国計、暦年、法違反の状況等) ・・・54
(2) 業種別法違反の状況(令和6年1月～3月、全国計) ・・・55

I 全国統計資料編

1 主要指標の推移 (1) GDP、鉱工業生産指数、製造工業稼働率指数、倒産件数、完全失業者数及び完全失業率

年	GDP (国内総生産)				製造工業稼働率指数			倒産件数		完全失業者数 (月平均)		完全失業率 (%)	
	名目 (億円)	前期比 (%)	年率換算 (%)	実質 (億円)	前期比 (%)	製造工業稼働率指数		実数 (件)	前年比 (%)	実数 (万人)	前年差 (万人)		
						指数 (R2年=100)	前期比 (%)						
平成 20 年	5,278,238	△ 2.1	-	5,202,331	△ 1.2	124.6	△ 3.4	128.6	△ 4.1	15,646	265	8	4.0
平成 21 年	4,949,384	△ 6.2	-	4,906,150	△ 5.7	97.4	△ 21.9	96.4	△ 25.0	15,480	336	71	5.1
平成 22 年	5,055,306	2.1	-	5,107,200	4.1	112.5	15.6	115.3	19.6	13,321	334	△ 2	5.1
平成 23 年	4,974,489	△ 1.6	-	5,108,416	0.0	109.3	△ 2.8	110.4	△ 4.3	12,734	302	△ 32	4.6
平成 24 年	5,004,747	0.6	-	5,178,644	1.4	110.1	0.6	112.7	2.2	12,124	285	△ 17	4.3
平成 25 年	5,087,006	1.6	-	5,282,481	2.0	109.6	△ 0.8	114.8	△ 0.5	10,855	265	△ 20	4.0
平成 26 年	5,188,110	2.0	-	5,298,128	0.3	111.9	2.0	119.7	4.3	9,731	236	△ 29	3.6
平成 27 年	5,380,323	3.7	-	5,380,812	1.6	110.5	△ 1.2	116.5	△ 2.7	8,812	222	△ 14	3.4
平成 28 年	5,443,646	1.2	-	5,421,374	0.8	110.5	0.0	114.7	△ 1.5	8,446	208	△ 14	3.1
平成 29 年	5,530,730	1.6	-	5,512,200	1.7	114.0	3.1	119.2	3.9	8,405	190	△ 18	2.8
平成 30 年	5,566,301	0.6	-	5,547,665	0.6	114.6	1.1	119.3	0.8	8,235	167	△ 23	2.4
令和 元年	5,579,108	0.2	-	5,525,354	△ 0.4	111.6	△ 2.6	114.8	△ 3.8	8,383	162	△ 5	2.4
令和 2 年	5,398,082	△ 3.2	-	5,296,211	△ 4.1	100.0	△ 10.4	100.0	△ 12.9	7,773	192	30	2.8
令和 3 年	5,525,714	2.4	-	5,431,731	2.6	105.4	5.4	108.5	8.5	6,030	195	3	2.8
令和 4 年	5,599,700	1.3	-	5,485,704	1.0	105.3	△ 0.1	108.1	△ 0.4	6,428	179	△ 16	2.6
令和 5 年	5,917,681	5.7	-	5,587,269	1.9	103.9	△ 1.3	107.0	△ 1.0	8,690	178	△ 1	2.6
令和 5 年 1～3月	5,804,230	2.2	9.1	5,570,262	1.1	103.5	△ 1.7	107.1	△ 3.7	1,956	177	△ 5	2.6
4～6月	5,951,121	2.5	10.5	5,626,583	1.0	104.8	1.3	108.1	0.9	2,086	185	△ 4	2.7
7～9月	5,937,925	△ 0.2	△ 0.9	5,574,369	△ 0.9	103.3	△ 1.4	106.5	△ 1.5	2,238	184	4	2.6
10～12月	5,979,382	0.7	2.8	5,580,472	0.1	104.4	1.1	106.7	0.2	2,410	167	0	2.4
令和 6 年 1～3月	5,981,085	0.0	0.1	5,554,623	△ 0.5	99.0	△ 5.2	98.7	△ 7.5	2,319	175	△ 2	2.5
令和 6 年 1月	-	-	-	-	-	98.0	△ 6.7	98.6	△ 7.9	701	170	△ 2	2.4
2月	-	-	-	-	-	97.4	△ 0.6	98.1	△ 0.5	712	182	12	2.6
3月	-	-	-	-	-	101.7	4.4	99.4	1.3	906	182	0	2.6
4月	-	-	-	-	-	100.8	△ 0.9	99.7	0.3	783	183	1	2.6
5月	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,009	183	1	2.6
資料出所	内閣府「国民経済計算」				経済産業省「鉱工業指数」			東京商工リサーチ調べ		総務省「労働力調査」			

(注) 1 斜字となっているGDPの四半期別の数値、製造工業稼働率指数及び製造工業稼働率指数の四半期別・月別の数値並びに完全失業者数及び完全失業率の月別の数値は、季節調整値及びその前期 (月、四半期) 比 (差) であり、そのほかの数値は原数値である。

- GDPの四半期の額は年率である。
- 平成29年以前の鉱工業生産指数、製造工業稼働率指数は接続指数の暦年値は月次原指数の12か月平均値を労働基準局賃金課にて算出。また、平成30年以前の鉱工業生産指数、製造工業稼働率指数の前期比は公表当時における指数値から計算されたものであり、接続指数で計算した前年比とは必ずしも一致しない。

1 主要指標の推移 (2) 求人倍率、消費者物価指数、国内企業物価指数、賃金 (現金給与総額) 指数

	求人倍率		消費者物価指数 <small>(持家の帰属家賃を除く割合)</small>			国内企業物価指数			賃金(現金給与総額)指数、パート比率							
	新規 (倍)	有効 (倍)	指数 (R2年=100)	前期比 (%)	指数 (R2年=100)	前期比 (%)	名目指数 (R2年=100)	実質指数 (R2年=100)	前期比 (%)	調査産業計			製造業			
										パート 比率	前期比 (%)	名目指数 (R2年=100)	実質指数 (R2年=100)	前期比 (%)	パート 比率	前期比 (%)
平成 26 年	1.66	1.09	96.8	3.3	102.0	3.1	99.0	0.5	102.3	△ 2.8	29.67	99.4	1.8	102.7	△ 1.6	13.70
平成 27 年	1.80	1.20	97.8	1.0	99.7	△ 2.3	99.1	0.1	101.3	△ 0.8	30.41	99.8	0.4	102.0	△ 0.5	14.29
平成 28 年	2.04	1.36	97.7	△ 0.1	96.2	△ 3.5	99.7	0.6	102.0	0.8	30.63	100.5	0.7	102.9	0.8	14.15
平成 29 年	2.24	1.50	98.3	0.6	98.4	2.3	100.2	0.4	101.9	△ 0.2	30.69	102.0	1.5	103.8	0.9	13.32
平成 30 年	2.39	1.61	99.5	1.2	101.0	2.6	101.6	1.4	102.1	0.2	30.88	103.8	1.8	104.3	0.6	12.74
令和 元年	2.42	1.60	100.0	0.6	101.2	0.2	101.2	△ 0.4	101.2	△ 1.0	31.53	103.5	△ 0.3	103.5	△ 0.9	13.37
令和 2 年	1.95	1.18	100.0	0.0	100.0	△ 1.2	100.0	△ 1.2	100.0	△ 1.2	31.13	100.0	△ 3.4	100.0	△ 3.5	13.35
令和 3 年	2.02	1.13	99.7	△ 0.3	104.6	4.6	100.3	0.3	100.6	0.6	31.28	101.9	2.0	102.2	2.2	13.45
令和 4 年	2.26	1.28	102.7	3.0	114.9	9.8	102.3	2.0	99.6	△ 1.0	31.60	103.6	1.7	100.9	△ 1.3	13.57
令和 5 年	2.29	1.31	106.6	3.8	119.7	4.2	103.5	1.2	97.1	△ 2.5	32.24	105.4	1.7	98.9	△ 2.0	13.47
令和 5 年 1~3月	2.33	1.34	105.1	0.5	119.7	0.5	102.8	0.2	97.8	△ 0.3	32.17	103.8	0.0	98.8	△ 0.5	13.68
4~6月	2.30	1.32	106.0	0.9	119.5	△ 0.2	104.2	1.4	98.1	0.3	31.83	106.1	2.2	99.9	1.1	13.51
7~9月	2.28	1.29	107.0	0.9	119.6	0.1	103.2	△ 1.0	96.5	△ 1.6	32.29	105.6	△ 0.5	98.7	△ 1.2	13.38
10~12月	2.25	1.28	108.2	1.1	119.8	0.2	103.6	0.4	95.8	△ 0.7	32.67	105.3	△ 0.3	97.4	△ 1.3	13.29
令和 6 年 1~3月	2.31	1.27	108.3	0.1	120.5	0.6	104.0	0.4	96.2	0.4	30.91	104.9	△ 0.4	96.9	△ 0.5	13.02
令和 6 年 1月	2.28	1.27	108.2	0.1	120.2	0.0	103.8	0.2	96.3	0.5	30.88	104.7	△ 1.5	97.0	△ 1.3	12.92
2月	2.26	1.26	108.1	0.0	120.4	0.2	103.9	0.1	96.2	△ 0.1	30.92	104.9	0.2	96.9	△ 0.1	13.11
3月	2.38	1.28	108.5	0.3	120.8	0.3	104.4	0.5	96.2	0.0	30.93	105.1	0.2	96.8	△ 0.1	13.04
4月	2.17	1.26	109.0	0.5	121.4	0.5	104.6	0.2	95.9	△ 0.3	30.48	106.6	1.4	97.6	0.8	12.98
5月			109.5	0.4	122.2	0.7										
資料出所	厚生労働省「職業安定業務統計」		総務省「消費者物価指数」			日本銀行「企業物価指数」			厚生労働省「毎月勤労統計調査」							

(注) 1 斜字となっている求人倍率及び賃金指数の四半期別・月別の数値は季節調整値及びその前期 (四半期、月) 比であり、そのほかの数値は原数値である。
 2 毎月勤労統計調査は、事業所規模 5 人以上の結果である。
 3 求人倍率は、新規学卒者を除き、パートタイムを含んでいる。
 4 国内企業物価指数の令和 6 年 5 月分の数値は速報値であり、同指数の令和 2 年以前の暦年値の前年比は各基準の指数から算出した値を掲載しており、掲載している指数から算出した前年比と一致しない場合がある。

2 有効求人倍率、完全失業率の推移

(1) 有効求人倍率の推移

(単位：倍)

	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和6年			
											1月	2月	3月	4月
全国	1.09	1.20	1.36	1.50	1.61	1.60	1.18	1.13	1.28	1.31	1.27	1.26	1.28	1.26
Aランク	1.08	1.18	1.34	1.47	1.56	1.55	1.10	0.96	1.10	1.18	1.14	1.14	1.16	1.14
Bランク	1.13	1.25	1.40	1.55	1.67	1.66	1.25	1.22	1.39	1.38	1.34	1.34	1.35	1.33
Cランク	0.95	1.08	1.25	1.44	1.54	1.52	1.19	1.25	1.41	1.40	1.35	1.35	1.35	1.34

資料出所 厚生労働省「職業安定業務統計」

- (注) 1 各ランクの算出に用いた有効求人数は、求人票に記載された就業場所で集計した就業地別の数値である。
 2 各ランクにおける数値は、それぞれのランクに属する都道府県の有効求人数の合計を有効求職者数の合計で除して算出。
 3 新規学卒者を除き、パートタイムを含んでいる。
 4 各ランクは、令和5年度からの適用区分である
 5 各月の数値は季節調整値である。

(2) 性・年齢別完全失業率の推移

(単位：%)

	男女計										男性										女性									
	年齢計		15～24歳	25～34歳	35～44歳	45～54歳	55～64歳	65歳以上	年齢計		15～24歳	25～34歳	35～44歳	45～54歳	55～64歳	65歳以上	年齢計		15～24歳	25～34歳	35～44歳	45～54歳	55～64歳	65歳以上						
	年齢計	年齢計							年齢計								年齢計													
平成 26 年	3.6	3.6	6.3	4.6	3.4	3.0	3.2	2.2	3.7	7.1	4.8	3.2	2.9	3.7	2.6	3.4	3.4	5.4	4.4	3.5	3.1	2.5	1.5							
平成 27 年	3.4	3.4	5.5	4.6	3.1	2.8	3.1	2.0	3.6	5.9	4.8	3.0	2.9	3.7	2.4	3.1	3.1	5.1	4.3	3.2	2.7	2.3	1.0							
平成 28 年	3.1	3.1	5.1	4.3	2.9	2.5	2.9	1.9	3.3	5.7	4.4	2.9	2.6	3.4	2.5	2.8	2.8	4.5	4.1	2.9	2.4	2.3	1.3							
平成 29 年	2.8	2.8	4.6	3.7	2.6	2.4	2.7	1.8	3.0	4.7	3.8	2.6	2.4	3.0	2.2	2.7	2.7	4.5	3.5	2.6	2.3	2.2	1.2							
平成 30 年	2.4	2.4	3.6	3.4	2.2	2.0	2.3	1.5	2.6	4.1	3.4	2.3	2.1	2.5	2.1	2.2	2.2	3.1	3.3	2.2	2.0	2.0	0.8							
令和 元 年	2.4	2.4	3.8	3.2	2.2	2.0	2.1	1.5	2.5	3.9	3.5	2.1	2.0	2.4	2.0	2.2	2.2	3.7	2.9	2.1	1.9	1.9	0.8							
令和 2 年	2.8	2.8	4.6	3.9	2.5	2.3	2.6	1.7	3.0	5.0	4.1	2.7	2.4	2.9	2.4	2.5	2.5	4.2	3.7	2.3	2.3	2.1	1.1							
令和 3 年	2.8	2.8	4.6	3.8	2.5	2.4	2.7	1.8	3.1	5.1	4.2	2.5	2.4	3.1	2.4	2.5	2.5	4.2	3.3	2.3	2.3	2.5	1.1							
令和 4 年	2.6	2.6	4.4	3.6	2.4	2.1	2.5	1.6	2.8	4.9	3.8	2.4	2.2	2.7	2.0	2.4	2.4	3.5	3.2	2.3	2.0	2.2	1.1							
令和 5 年	2.6	2.6	4.1	3.6	2.4	2.0	2.5	1.7	2.8	4.4	3.8	2.3	2.0	2.8	2.4	2.3	2.3	3.8	3.4	2.2	2.0	2.1	1.0							
令和 6 年 1 月	2.4	2.4	3.7	3.3	2.1	2.1	2.4	1.7	2.5	4.4	3.0	2.1	2.0	2.8	...	2.3	2.9	2.9	3.4	2.2	2.2	1.9	...							
2 月	2.6	2.6	4.2	3.3	2.5	2.2	2.6	1.7	2.7	4.7	3.1	2.1	2.4	2.9	...	2.6	3.7	3.7	3.5	3.1	2.0	2.2	...							
3 月	2.6	2.6	4.5	3.7	2.4	2.0	2.7	1.7	2.7	4.8	3.5	2.3	2.1	2.8	...	2.6	4.0	4.0	4.0	2.5	2.0	2.4	...							
4 月	2.6	2.6	4.1	3.6	2.5	2.1	2.6	1.9	2.8	3.9	3.6	2.7	2.1	3.1	...	2.4	4.2	3.7	3.7	2.2	2.0	2.1	...							

資料出所 総務省「労働力調査」

(注) 1 月次の数値は季節調整値。

2 男女別の65歳以上の季節調整値は公表されていない。

3 賃金・労働時間の推移

(1) 賃金

イ 賃金（現金給与総額・定期給与額）増減率の推移

(単位：%)

	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和6年				
								1月	2月	3月	4月	
現金 給与 総額	30人以上	0.5	1.2	△ 0.2	△ 1.7	1.0	3.1	1.8	1.7	1.8	1.7	2.0
	500人以上	0.0	4.0	△ 1.1	△ 1.5	1.3	2.9	0.6	1.1	1.2	△ 0.3	1.7
	100～499人	△ 0.2	2.4	0.1	△ 2.7	0.3	4.3	2.3	1.3	△ 0.2	0.7	0.3
	30～99人	1.4	△ 0.9	△ 0.5	△ 1.3	0.5	3.1	1.6	2.0	3.3	3.5	3.4
5～29人	1.0	△ 0.7	△ 0.1	0.0	0.0	△ 0.2	0.5	1.5	1.2	△ 0.2	1.1	
定期 給与 額	30人以上	0.4 (0.6)	0.7 (0.7)	0.1 (0.1)	△ 1.1 (0.1)	1.2 (0.8)	2.4 (2.0)	1.6 (1.8)	1.2 (1.5)	1.9 (2.2)	2.1 (2.3)	2.3 (2.5)
	500人以上	△ 0.1 (0.1)	3.0 (3.1)	△ 0.4 (△ 0.3)	△ 0.7 (0.5)	1.7 (1.1)	1.5 (1.4)	0.9 (1.0)	1.1 (1.5)	1.3 (1.4)	0.8 (0.8)	1.6 (1.8)
	100～499人	△ 0.1 (0.1)	2.0 (2.2)	0.2 (0.4)	△ 1.9 (△ 1.0)	0.7 (0.2)	3.4 (2.7)	1.9 (2.3)	0.0 (0.1)	0.6 (0.9)	0.9 (1.0)	0.7 (0.9)
	30～99人	1.1 (1.0)	△ 1.1 (△ 1.3)	△ 0.6 (△ 0.7)	△ 1.1 (0.2)	0.9 (0.8)	3.1 (3.0)	1.3 (1.1)	1.7 (2.1)	3.0 (3.5)	3.6 (4.0)	3.5 (3.9)
5～29人	1.0 (0.7)	△ 0.6 (△ 0.5)	△ 0.2 (△ 0.1)	0.2 (0.8)	△ 0.1 (0.0)	△ 0.3 (△ 0.5)	0.5 (0.4)	1.3 (1.3)	1.2 (1.4)	0.9 (0.9)	0.8 (0.9)	

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」

(注) 1 各年(月)の数値は、指数の対前年(同月)増減率である。

2 ()内の数値は所定内給与額についての増減率である。

3 令和6年1月以降の前年同月増減率については、ベンチマーク更新を行った前年の参考値と比較しているため、指数から算出した場合と一致しない。

ロ パートタイム労働者比率の推移

(単位：%)

	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和6年			
										1月	2月	3月	4月
30人以上	25.40	25.22	25.09	25.09	25.59	25.28	25.05	24.53	24.68	24.98	24.85	24.67	24.41
500人以上	17.31	17.06	16.63	15.85	16.03	15.39	15.30	14.97	15.37	15.48	15.42	15.19	15.09
100～499人	24.93	24.46	24.99	24.60	24.78	24.92	24.40	23.54	23.71	24.27	24.03	23.86	23.70
30～99人	30.12	30.39	29.95	30.28	31.47	31.15	31.31	30.56	30.83	30.48	30.41	30.26	29.92
5～29人	37.23	37.80	37.90	39.06	39.78	39.14	39.52	41.00	42.07	40.19	40.45	40.74	40.09

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」

ハ 初任給額、上昇額等の推移

上段：初任給額（単位：円）、下段：上昇額・率（単位：円、%）

	高校生				短大卒 (事務)	大学卒				大学院 (修士) 卒		
	(事務・技術)		(現業)			(事務・技術)		(現業)				
	一律	差あり	一律	差あり		一律	差あり	一律	差あり			
平成 26 年度	162,381	167,202	159,446	163,990	174,179	182,401	174,179	182,401	204,863	206,322	183,060	220,724
	702 (0.4)	569 (0.3)	544 (0.3)	736 (0.5)	655 (0.4)	842 (0.5)	655 (0.4)	842 (0.5)	806 (0.4)	601 (0.3)	464 (0.3)	787 (0.4)
平成 27 年度	163,737	167,472	159,382	165,054	175,591	184,173	175,591	184,173	205,914	207,854	184,169	222,083
	1,239 (0.8)	904 (0.5)	706 (0.4)	1,151 (0.7)	1,342 (0.8)	1,579 (0.9)	1,342 (0.8)	1,579 (0.9)	1,574 (0.8)	1,933 (0.9)	1,318 (0.7)	1,875 (0.9)
平成 28 年度	164,828	167,370	159,246	166,617	176,197	185,186	176,197	185,186	207,163	209,785	184,691	223,684
	824 (0.5)	582 (0.3)	616 (0.4)	748 (0.5)	767 (0.4)	995 (0.5)	767 (0.4)	995 (0.5)	880 (0.4)	1,263 (0.6)	631 (0.3)	1,153 (0.5)
平成 29 年度	165,977	167,090	159,497	167,568	177,546	186,402	177,546	186,402	208,235	211,051	186,004	224,212
	1,093 (0.7)	565 (0.3)	532 (0.3)	834 (0.5)	851 (0.5)	966 (0.5)	851 (0.5)	966 (0.5)	1,109 (0.5)	1,132 (0.5)	745 (0.4)	930 (0.4)
平成 30 年度	168,286	170,104	161,889	168,085	179,334	187,652	179,334	187,652	208,929	213,500	188,362	225,362
	1,361 (0.8)	2,618 (1.6)	2,385 (1.5)	1,386 (0.8)	1,493 (0.8)	1,660 (0.9)	1,493 (0.8)	1,660 (0.9)	1,637 (0.8)	2,171 (1.0)	1,511 (0.8)	1,707 (0.8)
令和 元 年度	168,696	170,298	161,058	170,066	180,431	187,941	180,431	187,941	209,173	214,378	188,111	225,732
	1,670 (1.0)	1,737 (1.0)	1,641 (1.0)	1,613 (1.0)	1,642 (0.9)	1,490 (0.8)	1,642 (0.9)	1,490 (0.8)	1,544 (0.7)	1,251 (0.6)	1,041 (0.6)	1,569 (0.7)
令和 2 年度	170,663	174,719	163,383	171,892	182,648	190,068	182,648	190,068	209,561	214,974	189,037	225,729
	1,681 (1.0)	1,098 (0.8)	1,160 (0.7)	1,443 (0.8)	1,202 (0.7)	1,597 (0.8)	1,202 (0.7)	1,597 (0.8)	1,408 (0.7)	1,608 (0.8)	1,231 (0.7)	1,498 (0.7)
令和 3 年度	171,550	173,527	162,731	171,894	183,068	190,262	183,068	190,262	210,092	215,665	189,113	226,262
	634 (0.4)	781 (0.5)	603 (0.4)	505 (0.3)	797 (0.4)	867 (0.5)	797 (0.4)	867 (0.5)	727 (0.3)	904 (0.4)	544 (0.3)	778 (0.3)
令和 4 年度	174,214	177,922	167,016	172,803	185,158	192,547	185,158	192,547	212,129	216,397	190,808	228,266
	1,967 (1.1)	2,050 (1.2)	2,109 (1.3)	1,871 (1.1)	1,669 (0.9)	1,883 (1.0)	1,669 (0.9)	1,883 (1.0)	1,789 (0.9)	1,375 (0.6)	1,275 (0.7)	1,817 (0.8)
令和 5 年度	180,494	185,320	174,104	178,920	193,240	200,791	193,240	200,791	219,946	225,971	198,124	237,300
	5,988 (3.4)	6,238 (3.5)	6,139 (3.7)	6,084 (3.5)	6,361 (3.4)	6,673 (3.4)	6,361 (3.4)	6,673 (3.4)	6,161 (2.9)	7,567 (3.5)	6,007 (3.1)	7,158 (3.1)
令和 6 年度	193,427	207,888	194,028	190,228	205,887	215,732	205,887	215,732	239,078	246,727	216,289	259,228
	11,862 (6.5)	13,966 (7.2)	11,800 (6.5)	11,724 (6.6)	12,087 (6.2)	12,697 (6.3)	12,087 (6.2)	12,697 (6.3)	12,346 (5.4)	15,936 (6.9)	12,795 (6.3)	14,438 (5.9)

資料出所 労務行政研究所（労政時報）「決定初任給の最終結果（各年度）」

(注) 1 上段は初任給額(円)、下段左は上昇額(円)、下段右は上昇率(%)。

2 集計(回答)企業は各調査年度により異なり、上昇額・率は各調査年度において付帯的に調査した前年度の初任給額をもとに算出したものである。

このため、上昇額・率は、前年度の初任給額から計算される上昇額・率とは一致しない。また、上昇額・率が正であっても初任給額が前年度の額よりも小さくなっている箇所が一部の区分にみられる。

3 調査対象は、全国証券市場の上場企業及び上場企業に匹敵する非上場企業である。

4 令和6年度は、東証プライム上場企業についての速報集計結果である。

(2) 賃金・労働時間
イ 賃金・労働時間指数の推移①[事業所規模30人以上]

	指数 (令和2年=100)				実数 (参考)			
	所定内給与		所定内労働時間		時間当たり 所定内給与		所定内労働時間	
	①	前年比	②	前年比	①/②	前年比	③	④
平成28年	98.6	0.6	104.8	0.0	94.1	0.6	267,210	135.8
平成29年	99.2	0.6	104.7	△ 0.1	94.7	0.6	268,736	135.7
平成30年	99.9	0.7	104.1	△ 0.6	96.0	1.4	270,694	134.9
令和元年	99.9	0.1	101.9	△ 2.1	98.0	2.1	270,847	132.0
令和2年	100.0	0.1	100.0	△ 1.7	100.0	2.0	271,025	129.6
令和3年	100.8	0.8	100.9	0.8	99.9	△ 0.1	273,186	130.8
令和4年	102.8	2.0	101.1	0.2	101.7	1.8	278,687	131.0
令和5年	104.7	1.8	101.6	0.5	103.1	1.4	283,594	131.7
令和4年 1～3月	101.9	1.8	98.2	0.1	103.8	1.8	276,252	127.2
4～6月	103.2	2.1	102.7	0.1	100.5	2.0	279,689	133.2
7～9月	102.9	2.1	101.5	1.2	101.4	0.9	278,813	131.5
10～12月	103.3	2.1	102.1	△ 0.5	101.2	2.6	279,989	132.3
令和5年 1～3月	103.3	1.4	99.0	0.8	104.3	0.5	280,054	128.3
4～6月	105.0	1.7	103.6	0.9	101.4	0.9	284,610	134.2
7～9月	104.9	1.9	101.3	△ 0.2	103.6	2.2	284,131	131.3
10～12月	105.4	2.0	102.6	0.5	102.7	1.5	285,545	133.0
令和6年 1～3月	105.1	2.0	98.1	△ 1.1	107.1	2.7	284,743	131.4

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」

(注) 1 事業所規模30人以上、調査産業計の数値である。

2 四半期の実数値及び時間当たり所定内給与は、労働基準局賃金課にて算出。

3 所定内給与及び所定内労働時間の令和6年1～3月の前年同期比については、ベンチマーク更新を行った前年の参考値と比較することにより算出しているため、指数から算出した場合と一致しない。

イ 賃金・労働時間指数の推移②[事業所規模5～29人]

	指数 (令和2年=100)				実数 (参考)				
	所定内給与		所定内労働時間		時間当たり所定内給与		所定内給与		時間当たり所定内給与
	①	前年比	②	前年比	①/②	前年比	③	④	③/④
平成28年	98.6	0.3	105.5	△ 0.4	93.5	(%)	207,447	(時間)	(円)
平成29年	99.1	0.5	105.2	△ 0.4	94.2	2.0	208,956	128.9	1,609
平成30年	99.9	0.8	104.4	△ 0.8	95.7	0.7	207,902	128.2	1,630
令和元年	99.8	△ 0.1	102.0	△ 2.2	97.8	1.6	207,780	126.4	1,645
令和2年	100.0	0.2	100.0	△ 2.0	100.0	2.2	209,379	123.5	1,682
令和3年	100.3	0.3	100.4	0.4	99.9	2.2	209,351	120.9	1,732
令和4年	101.4	1.1	100.1	△ 0.3	101.3	△ 0.1	208,367	120.6	1,736
令和5年	102.6	1.2	100.3	0.2	102.3	1.4	209,202	119.4	1,745
令和4年 1～3月	98.5	△ 0.9	95.6	△ 1.5	103.0	1.0	206,276	115.6	1,784
4～6月	100.0	△ 0.7	100.5	△ 0.8	99.5	0.6	209,405	121.5	1,723
7～9月	99.7	△ 0.1	99.2	0.2	100.5	0.1	208,678	119.9	1,740
10～12月	99.9	△ 0.1	99.7	△ 2.0	100.2	△ 0.3	209,075	120.6	1,734
令和5年 1～3月	98.6	0.1	96.1	0.5	102.6	1.9	206,362	116.2	1,776
4～6月	100.8	0.8	100.8	0.3	100.0	△ 0.4	211,070	121.8	1,733
7～9月	100.1	0.4	98.4	△ 0.8	101.7	0.5	209,522	118.9	1,762
10～12月	100.2	0.3	99.3	△ 0.4	100.9	1.2	209,816	120.0	1,748
令和6年 1～3月	102.5	1.2	96.6	△ 1.3	106.1	0.7	214,115	115.5	1,854

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」

(注) 1 事業所規模5～29人、調査産業計の数値である。

2 四半期の実数値及び時間当たり所定内給与は、労働基準局賃金課にて算出。

3 所定内給与及び所定内労働時間の令和6年1～3月の前年同期比については、ベンチマーク更新を行った前年の参考値と比較することにより算出しているため、指数から算出した場合と一致しない。

口 一般労働者の賃金・労働時間の推移

	10人以上				10～99人				5～9人			
	所定内給与 ①	所定内 実労働時間 ②	時間当たり 所定内給与 ①/②	前年比	所定内給与 ③	所定内 実労働時間 ④	時間当たり 所定内給与 ③/④	前年比	所定内給与 ⑤	所定内 実労働時間 ⑥	時間当たり 所定内給与 ⑤/⑥	前年比
	(千円)	(時間)	(円)	(%)	(千円)	(時間)	(円)	(%)	(千円)	(時間)	(円)	(%)
平成 26 年	299.6	163	1,838	1.3	262.4	171	1,535	△0.2	260.3	174	1,496	△1.0
平成 27 年	304.0	164	1,854	0.8	264.4	172	1,537	0.2	264.6	174	1,521	1.7
平成 28 年	304.0	164	1,854	0.0	266.4	171	1,558	1.3	260.5	173	1,506	△1.0
平成 29 年	304.3	165	1,844	△0.5	269.0	171	1,573	1.0	262.6	172	1,527	1.4
平成 30 年	306.2	164	1,867	1.2	268.3	171	1,569	△0.3	268.6	171	1,571	2.9
令和 元 年	307.7	160	1,923	3.0	273.2	168	1,626	3.6	270.6	169	1,601	1.9
令和 2 年	307.7	165	1,865	-	278.0	170	1,635	-	282.0	171	1,649	-
令和 3 年	307.4	165	1,863	△0.1	279.9	169	1,656	1.3	276.1	170	1,624	△1.5
令和 4 年	311.8	165	1,890	1.4	284.5	169	1,683	1.6	280.6	170	1,651	1.7
令和 5 年	318.3	166	1,917	1.4	294.0	169	1,740	3.4	288.8	168	1,719	4.1

資料出所 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

- (注) 1 数値は、各年とも6月について調査したものであり、調査産業計である。
 2 一般労働者とは、短時間労働者以外の労働者をいう。短時間労働者とは、1日の所定労働時間又は1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない労働者をいう。
 3 前年比は、時間当たり所定内給与の対前年増減率である。
 4 時間当たり所定内給与は、労働基準局賃金課にて算出。
 5 賃金構造基本統計調査は、令和2年調査より集計方法の見直しが行われており、令和2年の調査結果と令和元年以前の調査結果を単純比較することができない。

ハ 月間労働時間の動き

	所定内労働時間				所定外労働時間							
	30人以上		5～29人		30人以上		5～29人					
	調査産業計	前年比 (%)	調査産業計	前年比 (%)	調査産業計	前年比 (%)	調査産業計	前年比 (%)				
平成 28 年	(時間) 135.8	0.0	(時間) 128.9	△ 1.0	(時間) 12.7	△ 1.7	(時間) 17.5	△ 0.6	(時間) 8.3	△ 0.8	(時間) 10.6	△ 6.8
平成 29 年	135.7	△ 0.1	128.2	△ 0.6	12.7	△ 0.1	17.9	2.4	8.7	4.7	11.2	5.4
平成 30 年	134.9	△ 0.6	126.4	△ 1.3	12.5	△ 1.1	18.0	0.6	8.3	△ 4.7	11.5	2.5
令和 元 年	132.0	△ 2.1	123.5	△ 2.4	12.4	△ 1.0	16.7	△ 7.4	8.0	△ 3.6	10.0	△ 12.5
令和 2 年	129.6	△ 1.7	120.9	△ 2.0	10.8	△ 13.1	13.4	△ 19.8	7.0	△ 12.7	7.6	△ 24.5
令和 3 年	130.8	0.8	120.6	△ 0.2	11.6	7.4	15.3	14.7	7.1	1.7	8.5	11.7
令和 4 年	131.0	0.2	119.4	△ 1.1	12.2	5.2	16.0	4.3	7.4	3.6	9.6	12.4
令和 5 年	131.7	0.5	119.3	△ 0.1	12.1	△ 1.2	15.2	△ 5.3	7.4	0.2	8.9	△ 7.1
令和 6 年 1 月	123.7	△ 0.4	111.9	△ 0.8	11.2	△ 4.2	13.5	△ 6.9	7.0	△ 1.4	7.3	△ 12.0
2 月	128.0	0.0	119.0	△ 0.9	11.7	△ 2.5	14.6	△ 6.4	7.5	0.0	8.6	△ 12.2
3 月	129.7	△ 2.8	119.5	△ 2.3	12.2	△ 1.6	14.9	△ 5.7	7.9	△ 2.4	9.0	△ 7.2
4 月	135.3	△ 0.5	124.2	△ 1.1	12.2	△ 3.2	14.6	△ 5.8	7.7	△ 1.3	8.4	△ 10.7

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」

(注) 1 常用労働者であり、パートタイム労働者を含んでいる。

2 各年(月)の前年比の数値は、指数の対前年(同月)増減率である。

3 令和6年1月以降の前年同月増減率については、ベンチマーク更新を行った前年の参考値と比較することにより算出しているため、指数から算出した場合と一致しない。

4 春季賃上げ妥結状況

(1) 春季賃上げ妥結状況（令和6年）

連合	第6回 回答集計結果(令和6年6月5日)		個別賃金方式(組合数による単純平均)	
	平均賃上げ方式 (加重平均)	35歳	30歳	
1,000人以上	439組合 1,889,865人 16,508円(11,573円) 5.24%(3.73%)	17組合 60,074人 11,844円(6,265円) 3.73%(1.82%)	24組合 82,758人 10,235円(3,917円) 3.44%(1.39%)	
	806組合 440,370人 14,641円(10,185円) 5.17%(3.69%)	39組合 21,798人 10,537円(6,682円) 3.60%(2.28%)	34組合 18,082人 9,694円(5,282円) 3.76%(2.07%)	
100~299人	1,069組合 192,310人 12,876円(9,467円) 4.84%(3.65%)	64組合 10,910人 8,806円(5,383円) 3.30%(2.03%)	67組合 11,293人 8,538円(4,413円) 3.48%(1.83%)	
	1,109組合 55,515人 11,090円(8,354円) 4.36%(3.37%)	69組合 3,744人 6,595円(3,926円) 2.60%(1.59%)	78組合 4,098人 7,199円(3,511円) 3.05%(1.51%)	
規模計	3,423組合 2,578,060人 15,776円(11,094円) 5.18%(3.71%)	189組合 96,526人 8,629円(5,233円) 3.18%(1.90%)	203組合 116,231人 8,418円(4,145円) 3.37%(1.69%)	

- (注) 1 ()内の数値は、令和5年6月5日付 第6回 回答集計結果。
 2 平均賃上げ方式は、賃上げ分が明確に分かる組合を対象に集計。
 3 個別賃金方式は「純ベア」、「定昇込み」等の方式があるが、表中は「純ベア」方式の数値である。
 4 個別賃金方式の規模別の伸び率は労働基準局賃金課が計算。

連合(有期・短時間・契約等労働者)

時給	第6回 回答集計結果(令和6年6月5日)	
	単純平均	加重平均
381組合 883,440人	賃上げ額 引上げ率 平均時給	53.86円(39.53円) — 1,152.10円(1,094.11円)
	賃上げ額 賃上げ率	62.70円(52.78円) 5.74%(5.01%) 1,154.70円(1,095.65円)
142組合 27,537人	賃上げ額 賃上げ率	9,118円(6,703円) 4.22%(3.11%) 10,851円(6,982円) 4.97%(3.24%)

(注) ()内の数値は、令和5年6月5日付 第6回 回答集計結果。

経団連(大手企業)第1回集計(令和6年5月20日)

	平均賃上げ方式 (加重平均)
主要22業種 大手244社	89社 19,480円(13,110円) 5.58%(3.91%)

- (注) 1 原則として、従業員数500人以上の企業を対象。
 2 調査対象244社のうち151社(61.9%)の回答を把握したが、うち62社は平均金額不明などのため、集計より除外。
 3 ()内の数値は、令和5年5月19日付第1回集計結果(92社)。

経団連(中小企業)第1回集計(令和6年6月13日)

	平均賃上げ方式 (加重平均)
17業種 754社	226社 10,420円(7,864円) 3.92%(2.94%)

- (注) 1 原則従業員数500人未満の企業を対象。
 2 238社(31.6%)から回答を把握したが、このうち12社は平均金額不明等のため、集計より除外。
 3 了承、妥結を含む。
 4 ()内の数値は、令和5年6月23日付第1回集計結果。

【参考】

日商 中小企業の賃金改定に関する調査(令和6年6月5日)

	全体	9,662円
正社員 (月給)	1,586社	3.62%
	20人以下	8,801円
	709社	3.34%
パート・ アルバイト (時給)	全体	37.6円
	1,070社	3.43%
	20人以下	43.3円
	450社	3.88%

- (注) 1 前年4月と当年4月の両期間に在籍し、かつ雇用形態や労働時間の変更が無い従業員が対象。
 2 1,979社が回答し、無回答や異常値のうち回答企業からの確認が取れなかったものについては集計より除外。

(2) 賃上げ額・率の推移

イ 1人当たり平均賃金の改定額及び改定率の推移

年	賃金の改定額 (円)		賃金の改定率 (%)	
	加重平均	単純平均	加重平均	単純平均
平成 26 年	5,254	4,093	1.8	1.5
平成 27 年	5,282	4,231	1.9	1.7
平成 28 年	5,176	4,559	1.9	1.8
平成 29 年	5,627	4,920	2.0	1.9
平成 30 年	5,675	4,952	2.0	1.9
令和 元 年	5,592	5,080	2.0	1.9
令和 2 年	4,940	4,250	1.7	1.6
令和 3 年	4,694	4,087	1.6	1.5
令和 4 年	5,534	4,818	1.9	1.9
令和 5 年	9,437	7,755	3.2	3.0

資料出所 厚生労働省「賃金引上げ等の実態に関する調査」

(注) 1 1人当たり平均賃金の改定額及び改定率は、1か月当たりの1人平均所定内賃金の各年1月から12月までの合計改定額、改定率である。

2 加重平均とは常用労働者数による加重平均、単純平均とは企業数による平均である。

ロ 賃金の改定の状況、賃金の改定の決定に当たり最も重視した要素別企業割合 (令和5年)

(単位: %)

	1人当たり平均賃金を引き上げた・引き上げる企業	1人当たり平均賃金を引き下げた・引き下げる企業	賃金の改定を実施しない企業
計	(94.1)	(0.2)	(5.7)
企業の業績	35.7	60.6	45.1
世間相場	6.9	-	0.9
雇用の維持	11.4	31.2	4.3
労働力の確保・定着	15.9	-	2.8
物価の動向	7.7	-	-
労使関係の安定	1.2	-	1.1
親会社又は関連(グループ)会社の改定の動向	4.9	-	7.2
前年度の改定の実績	1.1	-	-
その他の要素	2.3	-	-
重視した要素はない	9.4	8.2	21.8
不詳	3.5	-	16.9

資料出所 厚生労働省「賃金引上げ等の実態に関する調査」

(注) 1 ()内は賃金の改定を実施又は予定している企業及び賃金の改定を実施しない企業に占める賃金の改定状況それぞれの企業割合である。

2 表中の - は当該集計値がないものを示す。

5 夏季賞与・一時金妥結状況

連合第6回 回答集計結果(令和6年6月5日)

	一時金	2024年回答		2023年回答	
		集計対象組合	対象組合員数	集計対象組合	対象組合員数
夏 季	回答月数	2,047組合	2,52ヶ月 1,548,627人	1,984組合	2,38ヶ月 1,564,783人
	回答額	1,215組合	738,024円 686,692人	1,340組合	738,357円 915,694人
年 間	回答月数	2,128組合	5,06ヶ月 1,811,413人	1,968組合	4,87ヶ月 1,862,317人
	回答額	929組合	1,607,551円 743,338人	1,070組合	1,595,525円 955,648人

- (注) 1 △はマイナスを表す。以下同じ。
 2 数値は組合員一人当たりの加重平均。
 3 2023年回答の数値は2023年6月5日付 第6回 回答集計結果

経団連集計

	2024年夏季			2023年夏季		
	社数	妥結額	増減率	社数	妥結額	増減率
総平均	—	—	—	161社	903,397円	0.47%
製造業平均	—	—	—	127社	952,574円	3.50%
非製造業平均	—	—	—	34社	777,293円	△6.24%

- (注) 1 2024年夏季の数値は今後公表される見込み。2023年夏季の数値は2023年8月9日付 最終集計結果。
 以下の注は2023年夏季の集計に関するものである。
 2 調査対象は原則として従業員500人以上、主要21業種大手241社。
 3 20業種179社(74.3%)の妥結を把握しているが、うち18社は平均額不明等のため集計より除外。
 4 数値は組合員一人当たりの加重平均(一部従業員平均含む)。
 5 増減率は、前年公表値(最終集計)との比較により算定。

6 消費者物価指数の対前年上昇率の推移（全国・ランク別）

（単位：％）

	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和6年				
											1月	2月	3月	4月	5月
全 国	3.3	1.0	△ 0.1	0.6	1.2	0.6	0.0	△ 0.3	3.0	3.8	2.5	3.3	3.1	2.9	3.3
Aランク	3.1	1.1	△ 0.1	0.3	1.1	0.7	△ 0.1	△ 0.6	3.0	3.9	2.1	3.0	2.9	2.7	3.1
Bランク	3.3	1.1	△ 0.1	0.6	1.2	0.5	△ 0.1	△ 0.3	2.8	3.7	2.5	3.3	3.1	3.1	3.4
Cランク	3.2	0.9	0.1	0.8	1.2	0.5	△ 0.2	△ 0.3	2.8	3.8	3.0	3.8	3.5	3.2	3.6

資料出所 総務省「消費者物価指数」

（注）1 指数は、「持家の帰属家賃を除く総合」を用いた。

2 各ランクの数値は都道府県の県庁所在地における指数を労働基準局賃金課にて単純平均し、その対前年上昇率を算出したものである。

3 各ランクは、令和5年度からの適用区分である

7 1月あたりの消費支出額の推移

(単位：円、人)

	単身世帯				総世帯			
	勤労者世帯		世帯人員		勤労者世帯		世帯人員	
	消費支出額	消費支出額	消費支出額	世帯人員	消費支出額	消費支出額	消費支出額	世帯人員
平成 21 年	162,731	185,133	253,720	2.49	160,789	283,685	2.79	169,838
平成 22 年	162,009	181,962	252,328	2.47	160,552	283,401	2.79	169,668
平成 23 年	160,891	182,376	247,223	2.47	157,304	275,999	2.79	165,236
平成 24 年	156,450	169,751	247,651	2.45	158,218	276,830	2.80	165,438
平成 25 年	160,776	176,255	251,576	2.44	161,055	280,642	2.76	168,927
平成 26 年	162,002	179,613	251,481	2.41	161,993	280,809	2.74	169,643
平成 27 年	160,057	178,355	247,126	2.38	160,188	276,567	2.71	168,002
平成 28 年	158,911	171,455	242,425	2.35	158,141	268,289	2.68	163,884
平成 29 年	161,623	170,816	243,456	2.33	159,493	271,136	2.66	166,244
平成 30 年	162,833	178,801	246,399	2.33	161,421	275,706	2.65	169,365
令和 元 年	163,781	181,784	249,704	2.30	164,650	280,531	2.60	173,978
令和 2 年	150,506	168,965	233,568	2.27	155,025	262,359	2.57	163,655
令和 3 年	155,046	171,816	235,120	2.25	156,747	263,907	2.52	166,246
令和 4 年	161,753	178,434	244,231	2.22	163,917	273,417	2.50	172,924
令和 5 年	167,620	182,114	247,322	2.20	166,744	272,285	2.47	173,251

前年比

平成 21 年	▲ 5.2%	▲ 5.2%	▲ 2.9%	▲ 1.2%	▲ 2.3%	▲ 2.7%	▲ 1.1%	▲ 2.2%
平成 22 年	▲ 0.4%	▲ 1.7%	▲ 0.5%	▲ 0.8%	▲ 0.1%	▲ 0.1%	0.0%	▲ 0.1%
平成 23 年	▲ 0.7%	0.2%	▲ 2.0%	0.0%	▲ 2.0%	▲ 2.6%	0.0%	▲ 2.6%
平成 24 年	▲ 2.8%	▲ 6.9%	0.2%	▲ 0.8%	0.6%	0.3%	0.4%	0.1%
平成 25 年	2.8%	3.8%	1.6%	▲ 0.4%	1.8%	1.4%	▲ 1.4%	2.1%
平成 26 年	0.8%	1.9%	▲ 0.0%	▲ 1.2%	0.6%	0.1%	▲ 0.7%	0.4%
平成 27 年	▲ 1.2%	▲ 0.7%	▲ 1.7%	▲ 1.2%	▲ 1.1%	▲ 1.5%	▲ 1.1%	▲ 1.0%
平成 28 年	▲ 0.7%	▲ 3.9%	▲ 1.9%	▲ 1.3%	▲ 1.3%	▲ 3.0%	▲ 1.1%	▲ 2.5%
平成 29 年	1.7%	▲ 0.4%	0.4%	▲ 0.9%	0.9%	1.1%	▲ 0.7%	1.4%
平成 30 年	0.7%	4.7%	1.2%	0.0%	1.2%	1.7%	▲ 0.4%	1.9%
令和 元 年	0.6%	1.7%	1.3%	▲ 1.3%	2.0%	1.8%	▲ 1.9%	2.7%
令和 2 年	▲ 8.1%	▲ 7.1%	▲ 6.5%	▲ 1.3%	▲ 5.8%	▲ 6.5%	▲ 1.2%	▲ 5.9%
令和 3 年	3.0%	1.7%	0.7%	▲ 0.9%	1.1%	0.6%	▲ 1.9%	1.6%
令和 4 年	4.3%	3.9%	3.9%	▲ 1.3%	4.6%	3.6%	▲ 0.8%	4.0%
令和 5 年	3.6%	2.1%	1.3%	▲ 0.9%	1.7%	▲ 0.4%	▲ 1.2%	0.2%

資料出所 「家計調査」

(注) 1 「等価消費支出額」は、「消費支出額」を「世帯人員」の平方根で除して算出。

2 「家計調査」は平成30年1月から調査で使用する家計簿等の改正を行っており、その影響による変動を含むため、時系列比較をする際には注意が必要である。

8 地域別最低賃金額(時間額)、未満率及び影響率の推移

	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年
地域別 最低賃金 (円)	780	798	823	848	874	901	902	930	961	1,004
未満率 (%)	2.0	1.9	2.7	1.7	1.9	1.6	2.0	1.7	1.8	1.9
影響率 (%)	7.3	9.0	11.1	11.9	13.8	16.3	4.7	16.2	19.2	21.6

資料出所 厚生労働省「最低賃金に関する基礎調査」

- (注) 1 最低賃金額は、全国加重平均である。
 2 「未満率」とは、最低賃金額を改定する前に、最低賃金額を下回っている労働者割合である。
 3 「影響率」とは、最低賃金額を改定した後に、改定後の最低賃金額を下回ることとなる労働者割合である。
 4 事業所規模30人未満(製造業等は100人未満)を調査対象としている。

9 賃金構造基本統計調査特別集計による未満率及び影響率

未満率及び影響率のイメージ図

令和2年に変更された集計方法に基づく特別集計値

(単位：%)

	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年
未満率	1.8	1.7	1.3	1.3	1.3	1.8	2.0	1.9	2.3	2.4
影響率	3.4	4.0	4.3	4.8	4.8	6.1	2.5	5.9	6.9	8.1

資料出所 厚生労働省「賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 「未満率」とは、最低賃金額を改定する前に、最低賃金額を下回っている労働者割合である。
 2 「影響率」とは、最低賃金額を改定した後に、改定後の最低賃金額を下回ることとなる労働者割合である。
 3 賃金構造基本統計調査の対象事業所には、事業所規模1～4人は含まれていない。
 4 未満率及び影響率の算定の基礎となる賃金額は、所定内給与額（全ての産業・事業所規模で通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
 5 平成26年～令和元年の値は、時系列比較を行うため、令和2年調査と同じ集計方法で集計を行ったものである。

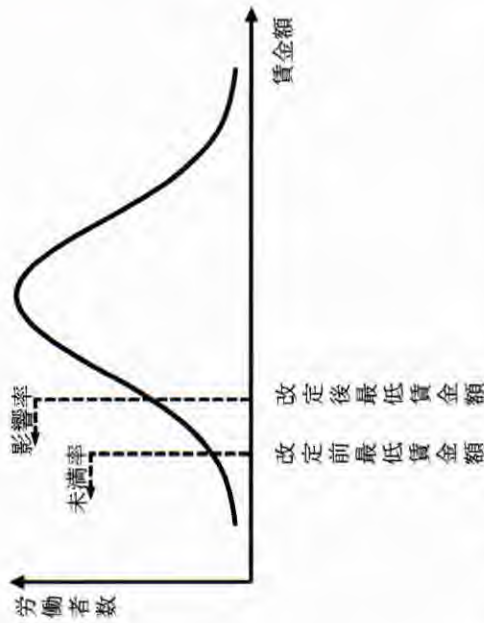
従来の特別集計値

(単位：%)

	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年
未満率	1.9	1.9	1.5	1.5	1.6	1.9	-	-	-	-
影響率	3.6	4.0	4.5	4.9	5.1	6.0	-	-	-	-

資料出所 厚生労働省「賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 「未満率」とは、最低賃金額を改定する前に、最低賃金額を下回っている労働者割合である。
 2 「影響率」とは、最低賃金額を改定した後に、改定後の最低賃金額を下回ることとなる労働者割合である。
 3 賃金構造基本統計調査の対象事業所には、事業所規模1～4人は含まれていない。
 4 未満率及び影響率の算定の基礎となる賃金額は、所定内給与額（一部の産業・事業所規模で通勤手当、精皆勤手当、家族手当を除く。）を所定内実労働時間数で除したものである。
 5 賃金構造基本統計調査では、令和2年より、通勤手当、精皆勤手当、家族手当が調査事項から廃止され、なおかつ集計方法も変更されたため、従来の特別集計値と同じ集計を行うことが不可能となった。



※曲線は、賃金額を横軸にとったときの労働者分布を表している。

10 地域別最低賃金と賃金水準との関係（一般労働者）
 (1) 一般労働者(暦年、全国・産業計(企業規模10人以上・10~99人))

	地域別最低賃金 (全国加重平均額)				一般労働者(男女計)				
	時間額 ①	所定内給与 (月額) ②	所定内 実労働時間 ③	時間当たり 所定内給与 ④=②/③	時間額比 ①/④	所定内給与 (月額) ⑤	所定内 実労働時間 ⑥	時間当たり 所定内給与 ⑦=⑤/⑥	時間額比 ①/⑦
見直し前	780	299.6	163	1,838	42.4	262.4	171	1,535	50.8
平成26年	780	299.6	163	1,838	42.4	262.4	171	1,535	50.8
見直し後の集計方法	798	304.0	164	1,854	43.1	264.4	172	1,537	51.9
平成27年	798	304.0	164	1,854	43.1	264.4	172	1,537	51.9
平成28年	823	304.0	164	1,854	44.4	266.4	171	1,558	52.8
平成29年	848	304.3	165	1,844	46.0	269.0	171	1,573	53.9
平成30年	874	306.2	164	1,867	46.8	268.3	171	1,569	55.7
令和元年	901	307.7	160	1,923	46.9	273.2	168	1,626	55.4
見直し後の集計方法	780	300.0	164	1,829	42.6	265.5	171	1,553	50.2
平成26年	780	300.0	164	1,829	42.6	265.5	171	1,553	50.2
平成27年	798	303.5	165	1,839	43.4	267.1	172	1,553	51.4
平成28年	823	303.6	165	1,840	44.7	268.7	171	1,571	52.4
平成29年	848	303.8	165	1,841	46.1	271.6	171	1,588	53.4
平成30年	874	305.3	164	1,862	46.9	270.7	171	1,583	55.2
令和元年	901	306.0	161	1,901	47.4	276.2	168	1,644	54.8
令和2年	902	307.7	165	1,865	48.4	278.0	170	1,635	55.2
令和3年	930	307.4	165	1,863	49.9	279.9	169	1,656	56.2
令和4年	961	311.8	165	1,890	50.9	284.5	169	1,683	57.1
令和5年	1,004	318.3	166	1,917	52.4	294.0	169	1,740	57.7

資料出所 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

- (注) 1 時間当たり所定内給与及び時間額比は、労働基準局賃金課にて算出。
 2 賃金構造基本統計調査は、令和2年調査より、復元倍率算出方法について、回収率等の影響を受けないよう見直しが行われており、令和2年以降の調査結果と令和元年以前の調査結果を比較することができない。このため、ここでは、平成26年～令和元年の数値について、見直し後の集計方法で遡及集計した結果も掲載している。

(2) 短時間労働者（暦年、全国・産業計（企業規模10人以上・10～99人））

		短時間労働者									
		産業計・企業規模10人以上					産業計・企業規模10～99人				
地域別最低賃金 (全国加重平均額)		時間額 ①	所定内給与 (時間額) (男女計) ②	時間額比 ①/②	所定内給与 (時間額) (女性) ③	時間額比 ①/③	所定内給与 (時間額) (男女計) ④	時間額比 ①/④	所定内給与 (時間額) (女性) ⑤	時間額比 ①/⑤	
見直し前	平成26年	780	1,041	74.9	1,012	77.1	1,044	74.7	1,001	77.9	
見直し前	平成27年	798	1,059	75.4	1,032	77.3	1,069	74.6	1,032	77.3	
見直し前	平成28年	823	1,075	76.6	1,054	78.1	1,068	77.1	1,037	79.4	
見直し前	平成29年	848	1,096	77.4	1,074	79.0	1,089	77.9	1,055	80.4	
見直し前	平成30年	874	1,128	77.5	1,105	79.1	1,117	78.2	1,082	80.8	
見直し前	令和元年	901	1,148	78.5	1,127	79.9	1,147	78.6	1,115	80.8	
見直し後	平成26年	780	1,188	65.7	1,074	72.6	1,155	67.5	1,052	74.1	
見直し後	平成27年	798	1,200	66.5	1,089	73.3	1,154	69.2	1,070	74.6	
見直し後	平成28年	823	1,238	66.5	1,116	73.7	1,180	69.7	1,086	75.8	
見直し後	平成29年	848	1,235	68.7	1,130	75.0	1,172	72.4	1,091	77.7	
見直し後	平成30年	874	1,280	68.3	1,171	74.6	1,234	70.8	1,132	77.2	
見直し後	令和元年	901	1,304	69.1	1,184	76.1	1,256	71.7	1,153	78.1	
見直し後	令和2年	902	1,412	63.9	1,321	68.3	1,378	65.5	1,306	69.1	
見直し後	令和3年	930	1,384	67.2	1,290	72.1	1,366	68.1	1,274	73.0	
見直し後	令和4年	961	1,367	70.3	1,270	75.7	1,339	71.8	1,250	76.9	
見直し後	令和5年	1,004	1,412	71.1	1,312	76.5	1,396	71.9	1,291	77.8	

資料出所 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

(注) 1 時間額比は、労働基準局賃金課にて算出。

2 賃金構造基本統計調査は、令和2年調査より①、②のとおり集計方法の見直しが行われており、そのままでは令和2年以降の調査結果と令和元年以前の調査結果を比較することができない。このため、平成26年～令和元年の数値について、見直し後の集計方法で溯及集計した結果も掲載している。

① 復元倍率算出方法について、回収率等の影響を受けないよう見直しを行う。

② 短時間労働者の集計範囲について、医師、歯科医師、大学教授等特定の職種で1時間当たり所定内給与額が3,000円を超えている者を除外していたが、見直し後はこれらの者を除外せず集計範囲に含める。

(3) 毎月勤労統計調査（暦年、全国・産業計、事業所規模5人以上）

	地域別最低賃金 (全国加重平均額)		産業計・事業所規模5人以上				
	時間額 ①	所定内給与 (月額) ②	月間出勤日数 ③	所定内 労働時間 ④	一日当たり 所定内給与 ②/③	時間当たり 所定内給与 ⑤=②/④	時間額比 ①/⑤
	(円)	(円)	(日)	(時間)	(円)	(円)	(%)
平成28年	823	241,519	18.6	132.9	12,985	1,817	45.3
平成29年	848	242,646	18.5	132.4	13,116	1,833	46.3
平成30年	874	244,670	18.4	131.4	13,297	1,862	46.9
令和元年	901	244,432	18.0	128.5	13,580	1,902	47.4
令和2年	902	244,968	17.7	125.9	13,840	1,946	46.4
令和3年	930	245,709	17.7	126.4	13,882	1,944	47.8
令和4年	961	248,529	17.6	126.0	14,121	1,972	48.7
令和5年	1,004	251,257	17.6	126.3	14,276	1,989	50.5

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」

- (注) 1 常用労働者であり、パートタイム労働者を含んでいる。
 2 一日当たり所定内給与、時間当たり所定内給与及び時間額比は労働基準局賃金課にて算出。

11 企業の業況判断及び収益

(1) 日銀短観による企業の業況判断及び収益

イ 業況判断 (DI)

(「良い」－「悪い」・%ポイント)

	令和3年			令和4年			令和5年			令和6年3月			
	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	先行き
	規模計												
製造業	-6	2	5	6	2	1	0	2	-4	-1	0	5	4
非製造業	-9	-7	-7	0	-2	4	5	10	12	14	16	18	13
大企業													
製造業	5	14	18	18	14	9	8	7	1	5	9	12	10
非製造業	-1	1	2	9	9	13	14	19	20	23	27	30	27
中堅企業													
製造業	-2	5	6	6	3	0	0	1	-5	0	0	5	5
非製造業	-11	-8	-6	1	0	6	7	11	14	17	19	20	15
中小企業													
製造業	-13	-7	-3	-1	-4	-4	-4	-2	-6	-5	-5	1	0
非製造業	-11	-9	-10	-4	-6	-1	2	6	8	11	12	14	8

資料出所 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」(日銀短観)

(注) 1 調査対象 調査対象企業は下表のとおりである。なお、総務省「事業所母集団データベース」に基づき調査対象企業の選定を行っている。
調査対象企業数は、令和6年3月調査の時点で、9,118社である。

資本	金
大企業	10億円以上
中堅企業	1億円以上10億円未満
中小企業	2千万円以上1億円未満

2 業況判断 (DI)

- (1) 回答企業の収益を中心とした、業況についての全般的な判断を、「最近(回答時点)の状況」および「先行き(3か月後)の状況」について、季節変動要因を除いた実勢ベースで、3つの選択肢(「1. 良い」、「2. さほど良くない」、「3. 悪い」)の中から1つを選び回答してもらう。
- (2) 3つの選択肢毎の回答社数を単純集計し、全回答社数に対する「回答社数構成百分比」を算出する。

そして、次式によりディフュージョン・インデックス (Diffusion Index) を算出する。

$$DI = (\text{第1選択肢の回答者数構成百分比}) - (\text{第3選択肢の回答者数構成百分比})$$

□ 経常利益増減

(前年度比・%)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (計画)	令和6年度 (計画)
規模計	50.7	8.0	6.3	-3.7
製造業	50.7	8.0	6.3	-3.7
非製造業	35.8	24.0	7.4	-2.5
大企業	53.7	11.7	7.4	-4.0
製造業	53.7	11.7	7.4	-4.0
非製造業	44.4	32.7	8.7	-3.4
中堅企業	37.3	-3.4	1.5	-5.4
製造業	37.3	-3.4	1.5	-5.4
非製造業	31.6	18.0	5.9	-2.5
中小企業	45.0	-7.8	2.2	0.8
製造業	45.0	-7.8	2.2	0.8
非製造業	21.8	8.4	5.2	0.1

資料出所 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」(日銀短観)

(注) 経常利益増減

回答企業の経常損益(損益計算書を作成する場合の経常損益、財務諸表等規則に準拠し、回答企業の個別決算ベース。)について、年度の実績計数、および計画(予測)計数を回答してもらい、層別に1社当たりの平均値を出した上で、層別の母集団数を乗じ、これを合計した推計値を前期値と比較して率を算出する。

ハ 売上高経常利益率

(%)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (計画)	令和6年度 (計画)
規模計	8.79	8.64	8.83	8.41
製造業	8.79	8.64	8.83	8.41
非製造業	4.85	5.57	5.78	5.58
大企業	10.48	10.52	11.32	10.78
製造業	10.48	10.52	11.32	10.78
非製造業	6.31	7.61	8.17	7.81
中堅企業	6.21	5.55	5.01	4.65
製造業	6.21	5.55	5.01	4.65
非製造業	3.73	4.11	4.19	4.02
中小企業	4.87	4.24	4.29	4.26
製造業	4.87	4.24	4.29	4.26
非製造業	3.70	3.79	3.86	3.86

資料出所 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」(日銀短観)

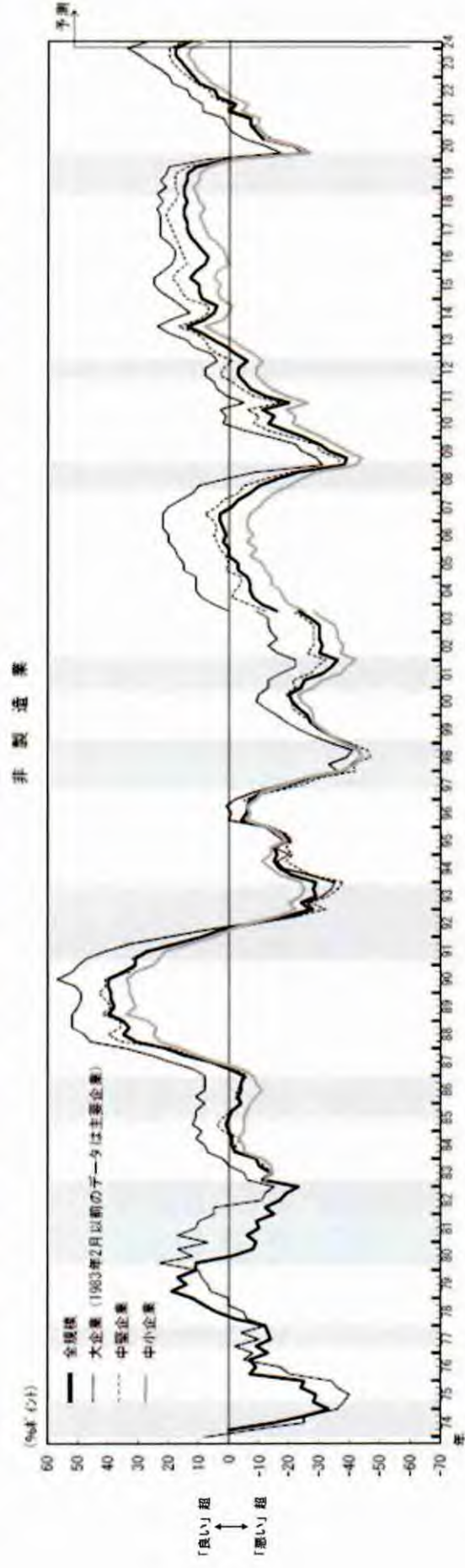
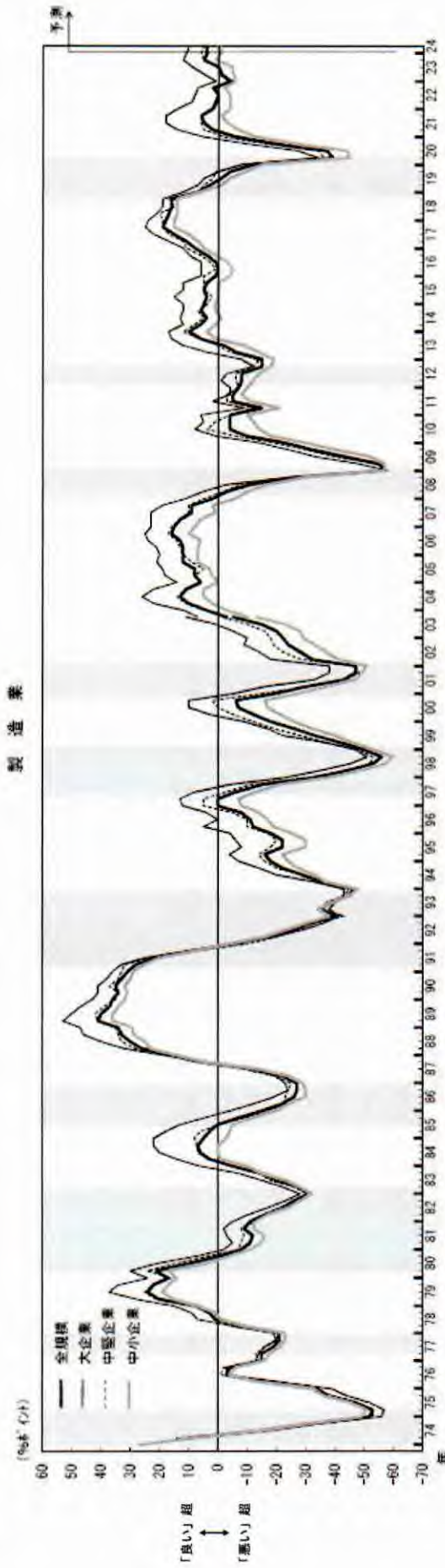
(注) 売上高経常利益率

回答企業の総売上高(財務諸表等規則に準拠し、回答企業の個別決算ベース。)について、経常利益増減と同様に母集団推計値を算出し、これで経常損益の母集団推計値を除いて、売上高経常利益率を算出する。

(参考)

▽業況判断の推移

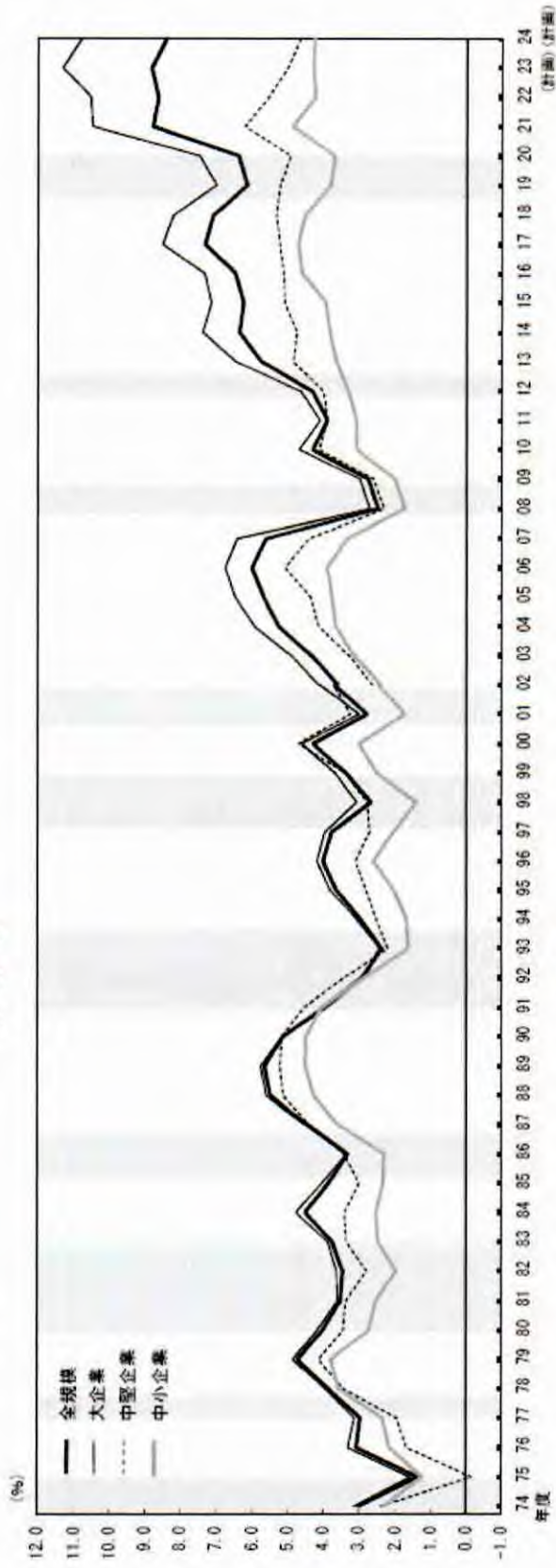
- (注) 1. シャドローは、景気後退期（内閣府調べ）。以下同じ。
 2. 2004年3月調査より調査対象企業等の見直しを行なったことから、2003年12月調査以前と2004年3月調査以降の計数は連続しない（2003年12月調査については、新ベースによる再集計結果を併記）。以下同じ。



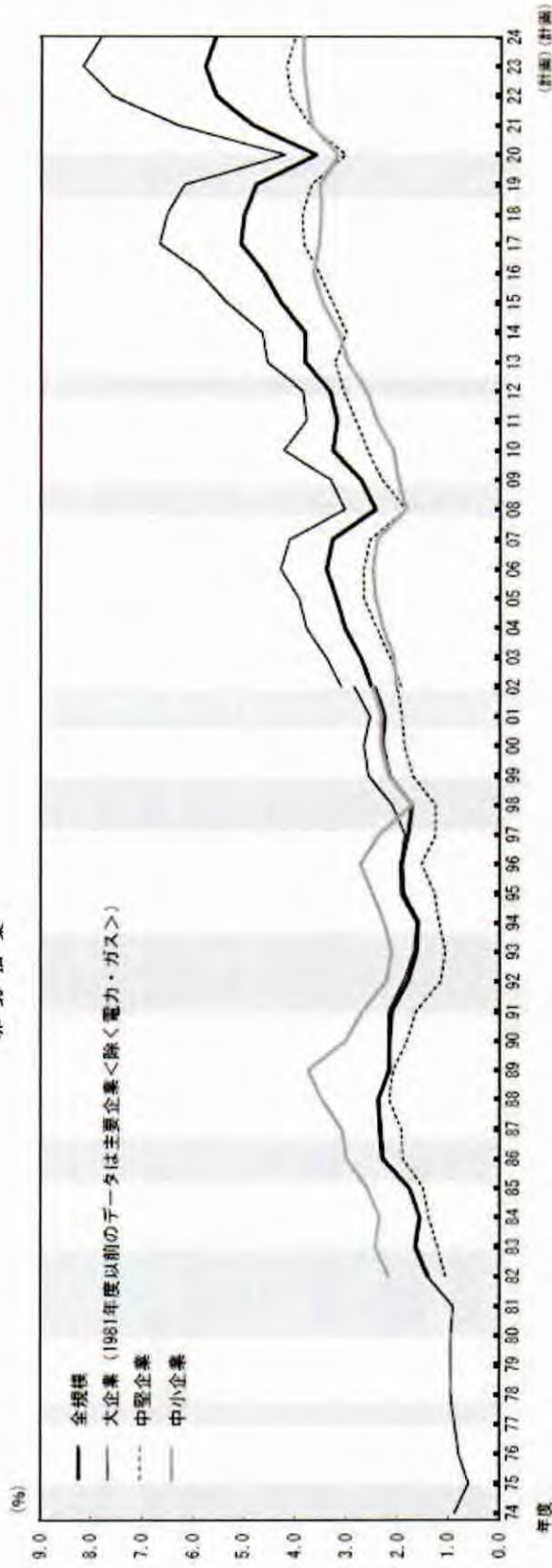
資料出所 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」（日銀短観）（2024年3月調査）

▽売上高経常利益率の推移

製造業



非製造業



資料出所 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」(日銀短観) (2024年3月調査)

(2) 法人企業統計による企業収益②（四半期）

(単位：億円、%)

	令和4年						令和5年						令和6年					
	1～3月		4～6月		7～9月		10～12月		1～3月		4～6月		7～9月		10～12月		1～3月	
資本金規模1,000万円以上	228,323	283,181	198,098	223,768	238,230	316,061	237,975	252,754	274,279									
前年同期比	13.7	17.6	18.3	▲ 2.8	4.3	11.6	20.1	13.0	15.1									
" 10億円以上	124,141	200,931	121,094	125,200	123,862	220,392	140,332	152,326	136,516									
前年同期比	18.2	23.2	27.3	6.4	▲ 0.2	9.7	15.9	21.7	10.2									
" 1億円～10億円	40,289	37,369	35,024	40,225	39,747	40,227	44,412	46,316	49,086									
前年同期比	19.3	16.7	13.2	▲ 2.9	▲ 1.3	7.6	26.8	15.1	23.5									
" 1,000万円～1億円	63,893	44,881	41,981	58,343	74,621	55,442	53,231	54,112	88,677									
前年同期比	3.1	▲ 1.6	1.3	▲ 18.0	16.8	23.5	26.8	▲ 7.3	18.8									
売上高	6.3	8.4	5.7	6.0	6.3	8.9	6.5	6.5	7.1									
高経常利益率	8.3	14.0	8.1	8.1	7.9	15.0	9.4	9.5	8.8									
" 1億円～10億円	5.2	5.2	4.6	4.9	4.8	4.9	5.1	5.2	5.5									
" 1,000万円～1億円	4.8	3.7	3.4	4.3	5.4	4.3	4.1	3.9	6.2									

資料出所 財務省「法人企業統計」

(注) 1 金融業、保険業を除く全産業。

2 四半期別調査は、資本金規模1,000万円以上の企業が対象。

(3) 中小企業景況調査による業況判断 (DI)

(「好転」・「悪化」・%ポイント、前年同期比)

	令和3年									令和4年									令和5年									令和6年		
	1～3月			4～6月			7～9月			10～12月			1～3月			4～6月			7～9月			10～12月			1～3月					
合計	-44.7	-25.6	-31.3	-23.6	-23.6	-23.6	-34.6	-19.4	-22.6	-19.3	-19.3	-19.3	-21.1	-10.5	-13.7	-14.8	-14.8	-14.8	-21.1	-10.5	-13.7	-14.8	-14.8	-14.8	-18.3	-18.3	-18.3	-18.3	-18.3	-18.3
製造業	-44.5	-18.6	-16.8	-13.7	-13.7	-13.7	-21.6	-14.6	-18.5	-15.9	-15.9	-15.9	-19.4	-11.5	-15.1	-15.1	-15.1	-15.1	-19.4	-11.5	-15.1	-15.1	-15.1	-15.1	-19.9	-19.9	-19.9	-19.9	-19.9	-19.9
建設業	-19.0	-16.2	-18.2	-14.6	-14.6	-14.6	-22.6	-20.6	-18.7	-17.4	-17.4	-17.4	-18.7	-13.7	-15.6	-12.9	-12.9	-12.9	-18.7	-13.7	-15.6	-12.9	-12.9	-12.9	-14.5	-14.5	-14.5	-14.5	-14.5	-14.5
卸売業	-44.6	-20.2	-27.4	-17.3	-17.3	-17.3	-25.2	-12.5	-18.5	-12.7	-12.7	-12.7	-16.3	-6.7	-7.9	-10.3	-10.3	-10.3	-16.3	-6.7	-7.9	-10.3	-10.3	-10.3	-15.1	-15.1	-15.1	-15.1	-15.1	-15.1
小売業	-47.7	-35.5	-45.3	-37.4	-37.4	-37.4	-47.6	-31.0	-33.2	-30.1	-30.1	-30.1	-31.5	-21.5	-25.4	-26.4	-26.4	-26.4	-31.5	-21.5	-25.4	-26.4	-26.4	-26.4	-28.4	-28.4	-28.4	-28.4	-28.4	-28.4
サービス業	-53.3	-28.3	-37.7	-25.4	-25.4	-25.4	-41.4	-15.2	-19.9	-15.5	-15.5	-15.5	-16.6	-0.9	-4.2	-7.2	-7.2	-7.2	-16.6	-0.9	-4.2	-7.2	-7.2	-7.2	-11.7	-11.7	-11.7	-11.7	-11.7	-11.7

資料出所 中小企業庁・(独) 中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」

(注) 1 本調査の調査対象企業は以下のとおり(全国で約1万9千社)である。

製造業、建設業：資本金3億円以下又は従業員300人以下

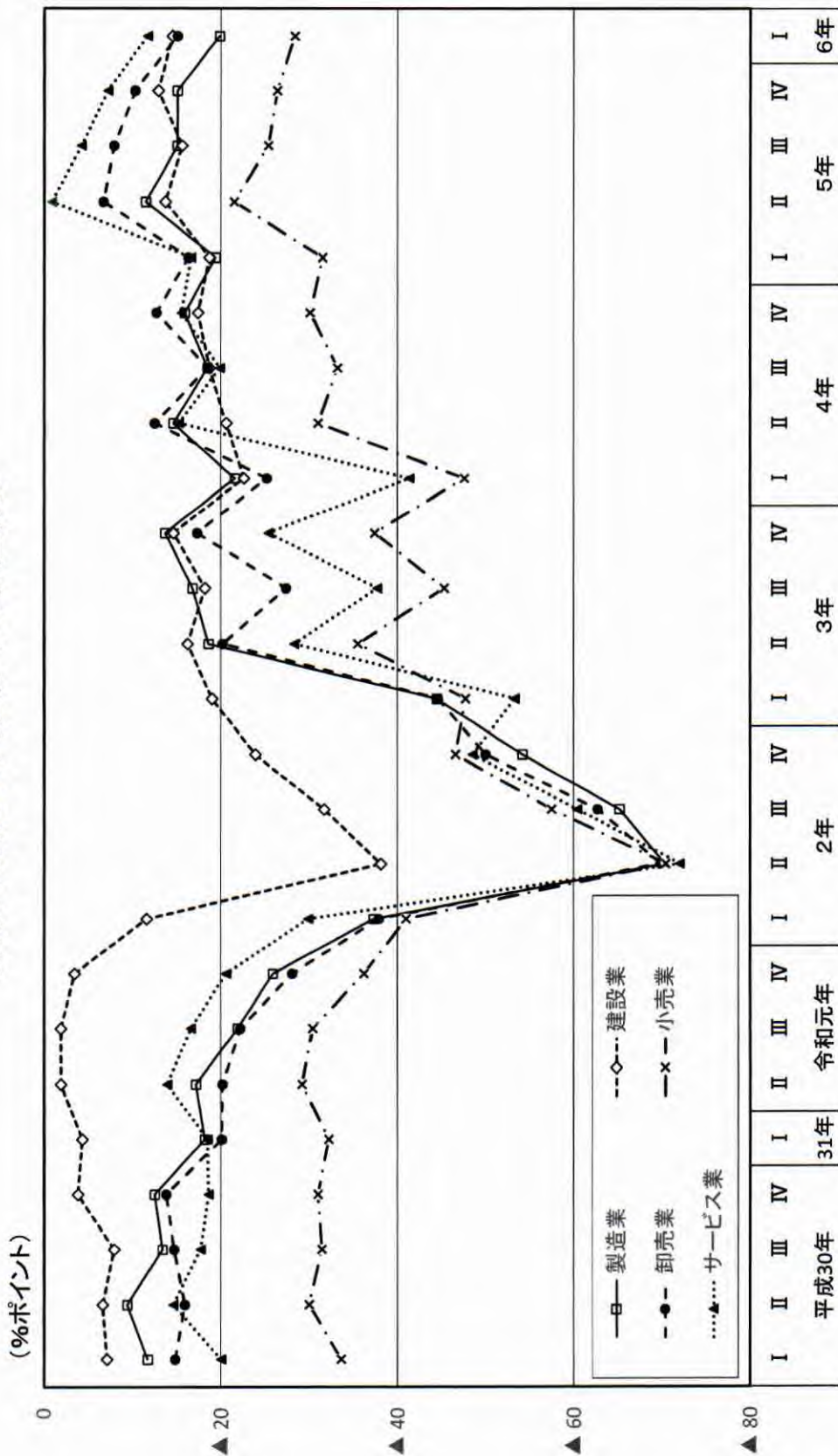
卸売業：資本金1億円以下又は従業員100人以下

小売業：資本金5千万円以下又は従業員50人以下

サービス業：資本金5千万円以下又は従業員100人以下

2 「DI」とは、Diffusion Indexの略で、「増加」・「好転」したなどとする企業の割合(百分率)から、「減少」・「悪化」したなどとする企業の割合(百分率)を引いた値である。

業況判断DIの推移(5業種別)



資料出所 中小企業庁・(独) 中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」

(注) 前年同期比 「好転」 - 「悪化」

12 労働生産性

(1) 法人企業統計でみた労働生産性の推移

従業員一人当たり付加価値額の推移

(単位:万円、%)

	産業・資本金規模計		製造業				非製造業							
	前年度比	前年度比	資本金1億円以上		資本金1千万円未満		資本金1億円以上		資本金1千万円以上 1億円未満		資本金1千万円未満			
			前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比				
平成 25 年度	690	3.6	1,135	10.9	543	1.5	453	4.4	964	3.0	559	1.6	478	▲ 0.2
平成 26 年度	705	2.2	1,149	1.2	547	0.7	446	▲ 1.5	972	0.8	570	2.0	490	2.5
平成 27 年度	725	2.8	1,137	▲ 1.0	555	1.5	521	16.8	1,007	3.6	586	2.8	491	0.2
平成 28 年度	727	0.3	1,158	1.8	554	▲ 0.2	527	1.2	1,033	2.6	582	▲ 0.7	503	2.4
平成 29 年度	739	1.7	1,227	6.0	572	3.2	484	▲ 8.2	1,036	0.3	591	1.5	502	▲ 0.2
平成 30 年度	730	▲ 1.2	1,201	▲ 2.1	570	▲ 0.3	485	0.2	1,059	2.2	566	▲ 4.2	494	▲ 1.6
令和 元 年度	715	▲ 2.1	1,104	▲ 8.1	551	▲ 3.3	467	▲ 3.7	1,035	▲ 2.3	551	▲ 2.7	496	0.4
令和 2 年度	688	▲ 3.8	1,064	▲ 3.6	540	▲ 2.0	436	▲ 6.6	957	▲ 7.5	536	▲ 2.7	483	▲ 2.6
令和 3 年度	722	4.9	1,283	20.6	569	5.4	424	▲ 2.8	995	4.0	552	3.0	457	▲ 5.4
令和 4 年度	738	2.2	1,279	▲ 0.3	569	0.0	443	4.5	1,066	7.1	569	3.1	483	5.7

資料出所 財務省「法人企業統計」(年次別調査、「金融業、保険業以外の業種」)

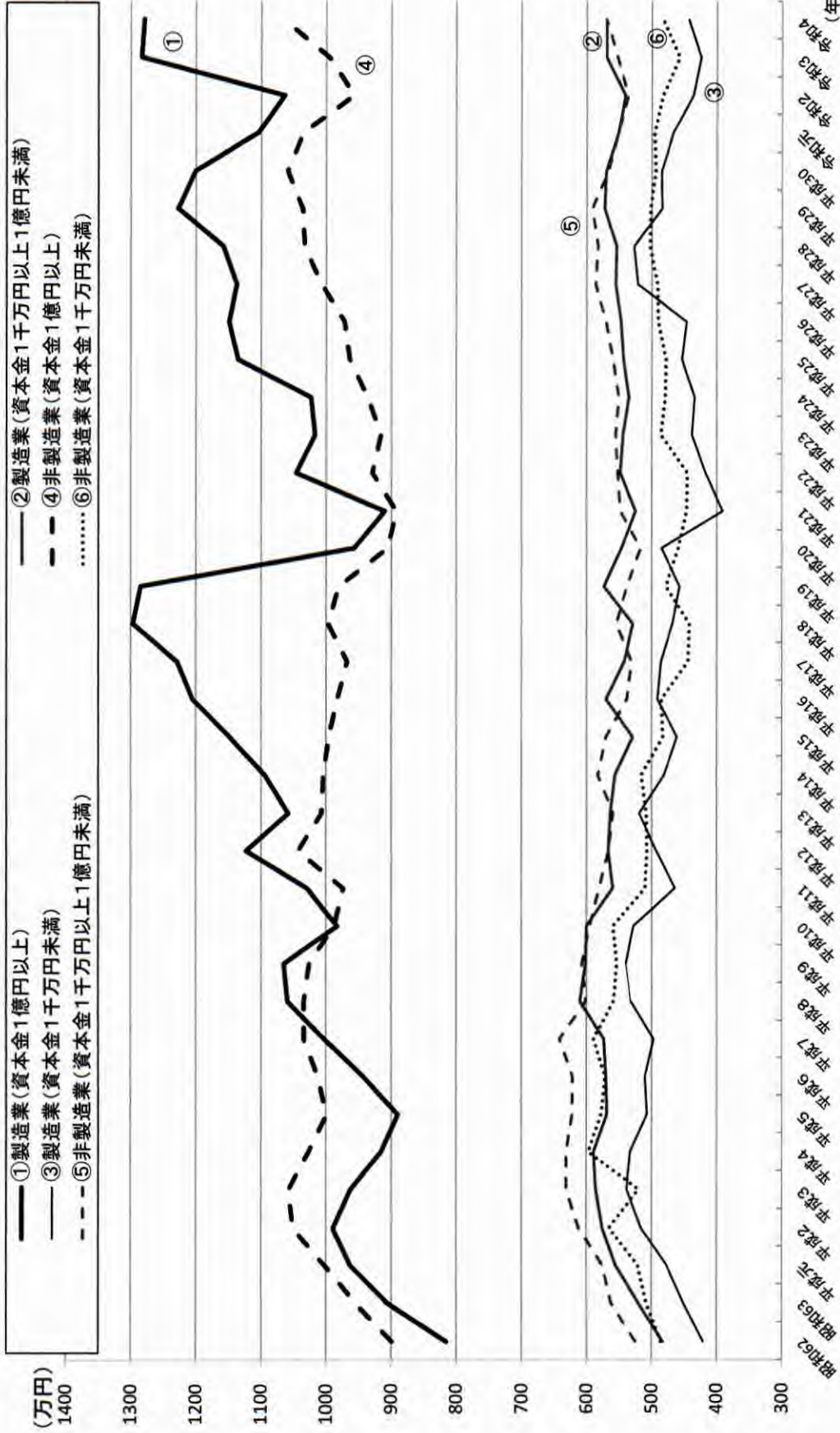
従業員一人当たり付加価値額(労働生産性) = 付加価値額 / 従業員数

「付加価値額」の算出は下記のとおり

付加価値額 = 営業純益(営業利益 - 支払利息等) + 役員給与 + 役員賞与 + 従業員給与 + 従業員賞与
+ 福利厚生費 + 支払利息等 + 動産・不動産賃借料 + 租税公課

「従業員数」は常用者の期中平均人員と、当期中の臨時従業員(総従事時間数を常用者の1か月平均労働時間数で除したもの)との合計である。

従業員一人当たり付加価値額の推移



資料出所 財務省「法人企業統計」(年次別調査、「金融業、保険業以外の業種」)

従業員一人当たり付加価値額(労働生産性) = 付加価値額 / 従業員数

〔付加価値額〕の算出は下記のとおり

〔平成18年度(2006年度)調査以前〕

付加価値額 = 営業純益(営業利益 - 支払利息等) + 役員給与 + 従業員給与
 + 福利厚生費 + 支払利息等 + 動産・不動産賃借料 + 租税公課

〔従業員数〕は常用者の期中平均人員と、当期中の臨時従業員(総従事時間数を常用者の1か月平均労働時間数で除したもの)との合計である。

〔平成19年度(2007年度)調査以降〕

付加価値額 = 営業純益(営業利益 - 支払利息等) + 役員給与 + 役員賞与 + 従業員給与 + 従業員賞与
 + 福利厚生費 + 支払利息等 + 動産・不動産賃借料 + 租税公課

(2) 就業1時間当たり名目労働生産性の推移

	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年
全産業	4,346	4,280	4,305	4,402	4,476	4,661	4,703	4,724	4,721	4,791	4,783	4,865	4,923
農林水産業	1,043	1,029	1,121	1,150	1,115	1,213	1,411	1,454	1,326	1,426	1,495	1,460	1,500
鉱業	3,757	3,927	3,953	4,895	5,644	5,645	4,966	5,401	5,450	5,848	5,460	5,209	6,157
製造業	5,274	4,890	4,913	4,926	4,995	5,353	5,338	5,387	5,444	5,456	5,562	5,905	5,525
電気・ガス・水道	12,603	10,128	9,381	10,190	11,803	13,896	13,930	14,234	14,593	15,470	15,448	13,691	12,150
建設業	2,282	2,327	2,302	2,555	2,633	2,833	3,022	3,081	3,075	3,163	3,318	3,374	3,262
卸売・小売業	3,518	3,676	3,844	3,988	3,975	4,123	4,143	4,221	4,182	4,220	4,278	4,515	5,083
運輸・郵便業	3,204	3,136	3,321	3,343	3,573	3,723	3,727	3,826	3,846	3,941	3,163	3,111	3,577
宿泊・飲食サービス業	2,483	2,447	2,398	2,525	2,606	2,629	2,855	2,976	2,862	2,815	2,174	1,855	2,206
情報通信業	7,853	7,951	7,900	8,012	7,638	7,723	7,995	7,790	7,768	7,567	7,297	6,819	6,416
金融・保険業	8,152	7,851	7,406	7,798	8,198	8,266	7,567	7,373	7,722	7,708	7,747	8,013	9,040
不動産業	34,884	33,564	34,124	36,623	36,143	33,652	32,736	32,596	31,241	32,359	29,722	29,039	30,176
専門・業務支援サービス業	3,102	3,218	3,234	3,229	3,342	3,505	3,540	3,454	3,436	3,550	3,699	3,717	3,822
公務	7,383	7,474	7,424	7,450	7,569	7,677	7,920	7,889	8,049	8,352	8,286	8,318	8,457
教育	6,333	6,400	6,165	6,270	6,405	6,362	6,293	6,164	6,251	6,415	6,273	6,257	6,497
保健衛生・社会事業	3,023	2,959	3,003	3,055	3,006	3,057	3,122	3,087	3,110	3,193	3,190	3,316	3,299
その他のサービス	2,473	2,411	2,371	2,355	2,384	2,445	2,410	2,434	2,418	2,404	2,242	2,287	2,349
全産業	1.1%	▲ 1.5%	0.6%	2.2%	1.7%	4.1%	0.9%	0.5%	▲ 0.1%	1.5%	▲ 0.2%	1.7%	1.2%
農林水産業	11.4%	▲ 1.4%	9.0%	2.6%	▲ 3.0%	8.8%	16.3%	3.0%	▲ 8.8%	7.5%	4.8%	▲ 2.3%	2.8%
鉱業	10.6%	4.5%	0.7%	23.8%	15.3%	0.0%	▲ 12.0%	8.8%	0.9%	7.3%	▲ 6.6%	▲ 4.6%	18.2%
製造業	7.7%	▲ 7.3%	0.5%	0.3%	1.4%	7.2%	▲ 0.3%	0.9%	1.1%	0.2%	1.9%	6.2%	▲ 6.4%
電気・ガス・水道	▲ 1.0%	▲ 19.6%	▲ 7.4%	8.6%	15.8%	17.7%	0.2%	2.2%	2.5%	6.0%	▲ 0.1%	▲ 11.4%	▲ 11.3%
建設業	▲ 2.7%	2.0%	▲ 1.1%	11.0%	3.1%	7.6%	6.7%	1.9%	▲ 0.2%	2.9%	4.9%	1.7%	▲ 3.3%
卸売・小売業	2.0%	4.5%	4.6%	3.7%	▲ 0.3%	3.7%	0.5%	1.9%	▲ 0.9%	0.9%	1.4%	5.6%	12.6%
運輸・郵便業	1.2%	▲ 2.1%	5.9%	0.6%	6.9%	4.2%	0.1%	2.6%	0.5%	2.5%	▲ 19.7%	▲ 1.7%	15.0%
宿泊・飲食サービス業	▲ 5.7%	▲ 1.4%	▲ 2.0%	5.3%	3.2%	0.9%	8.6%	4.2%	▲ 3.8%	▲ 1.6%	▲ 22.8%	▲ 14.7%	18.9%
情報通信業	▲ 2.4%	1.2%	▲ 0.6%	1.4%	▲ 4.7%	1.1%	3.5%	▲ 2.6%	▲ 0.3%	▲ 2.6%	▲ 3.6%	▲ 6.5%	▲ 5.9%
金融・保険業	1.3%	▲ 3.7%	▲ 5.7%	5.3%	5.1%	0.8%	▲ 8.5%	▲ 2.6%	4.7%	▲ 0.2%	0.5%	3.4%	12.8%
不動産業	2.1%	▲ 3.8%	1.7%	7.3%	▲ 1.3%	▲ 6.9%	▲ 2.7%	▲ 0.4%	▲ 4.2%	3.6%	▲ 8.1%	▲ 2.3%	3.9%
専門・業務支援サービス業	▲ 5.6%	3.8%	0.5%	▲ 0.2%	3.5%	4.9%	1.0%	▲ 2.4%	▲ 0.5%	3.3%	4.2%	0.5%	2.8%
公務	▲ 1.5%	1.2%	▲ 0.7%	0.4%	1.6%	1.4%	3.2%	▲ 0.4%	2.0%	3.8%	▲ 0.8%	0.4%	1.7%
教育	▲ 1.8%	1.0%	▲ 3.7%	1.7%	2.2%	▲ 0.7%	▲ 1.1%	▲ 2.1%	1.4%	2.6%	▲ 2.2%	▲ 0.3%	3.8%
保健衛生・社会事業	▲ 1.2%	▲ 2.1%	1.5%	1.7%	▲ 1.6%	1.7%	2.1%	▲ 1.1%	0.8%	2.6%	▲ 0.1%	3.9%	▲ 0.5%
その他のサービス	0.6%	▲ 2.5%	▲ 1.7%	▲ 0.7%	1.2%	2.6%	▲ 1.4%	1.0%	▲ 0.7%	▲ 0.6%	▲ 6.7%	2.0%	2.7%

資料出所 日本生産性本部「生産性データベース」

(注) 1 内閣府「2022年度国民経済計算(2015年基準・08SNA)」の名目GDP、就業者数及び労働時間から算出されている。

2 前年比は労働基準局賃金課にて算出。

Ⅱ 都道府県統計資料編

1 各種関連指標（ランク別・都道府県別）

ランク	都道府県	1人当たり県民所得（令和2年度）		標準生計費（月額、令和5年4月）		新規学卒者（高卒）の所定内給与額（産業界、企業規模10人以上、令和5年）		新規学卒者（高卒）の所定内給与額（産業界、企業規模10人以上、令和5年）	
		（千円）	（東京=100）	（円）	（東京=100）	（千円）	（東京=100）	（千円）	（東京=100）
A ランク	東京都	5,214	100.0	256,100	100.0	195.7	100.0	181.7	100.0
	神奈川県	2,961	56.8	256,830	100.3	196.5	100.4	225.7	124.2
	大阪府	2,830	54.3	240,790	94.0	189.1	96.6	199.6	109.9
	愛知県	3,428	65.7	198,800	77.6	187.0	95.6	183.7	101.1
	埼玉県	2,890	55.4	233,690	91.2	202.5	103.5	196.3	108.0
	千葉県	2,988	57.3	251,980	98.4	190.6	97.4	190.5	104.8
	兵庫県	2,887	55.4	229,370	89.6	192.4	98.3	187.6	103.2
	東京都	2,745	52.6	277,200	108.2	201.6	103.0	203.6	112.1
	茨城県	3,098	59.4	196,568	76.8	186.9	95.5	178.8	98.4
	静岡県	3,110	59.6	219,306	85.6	192.3	98.3	184.3	101.4
	富山県	3,120	59.8	255,341	99.7	188.6	96.4	183.8	101.2
	広島県	2,969	56.9	224,440	87.6	199.1	101.7	179.3	98.7
	滋賀県	3,097	59.4	223,040	87.1	199.7	102.0	195.0	107.3
	栃木県	3,132	60.1	260,316	101.6	191.1	97.6	178.4	98.2
	群馬県	2,937	56.3	221,110	86.3	196.1	100.2	179.4	98.7
	宮城県	2,803	53.8	210,870	82.3	188.0	96.1	178.9	98.5
	山梨県	2,982	57.2	212,910	83.1	193.4	98.8	184.7	101.7
	三重県	2,948	56.5	270,730	105.7	213.7	109.2	183.7	101.1
	石川県	2,770	53.1	278,070	108.6	188.0	96.1	185.7	102.2
福岡県	2,630	50.4	240,430	93.9	190.4	97.3	177.0	97.4	
香川県	2,766	53.0	195,092	76.2	184.1	94.1	187.2	103.0	
岡山県	2,665	51.1	204,530	79.9	185.6	94.8	177.3	97.6	
福井県	3,182	61.0	180,540	70.5	187.6	95.9	184.2	101.4	
奈良県	2,501	48.0	227,970	89.0	189.0	96.6	184.8	101.7	
山口県	2,960	56.8	193,641	75.6	187.6	95.9	178.5	98.2	
長野県	2,788	53.5	201,370	78.6	182.6	93.3	185.3	102.0	
北海道	2,682	51.4	267,850	104.6	175.9	89.9	171.7	94.5	
岐阜県	2,875	55.1	212,040	82.8	181.2	92.6	180.1	99.1	
徳島県	3,013	57.8	199,730	78.0	183.4	93.7	184.3	101.4	
福島県	2,833	54.3	210,780	82.3	183.9	94.0	183.3	100.9	
新潟県	2,784	53.4	193,140	75.4	180.6	92.3	168.7	92.8	
和歌山県	2,751	52.8	198,068	77.3	179.3	91.6	184.3	101.4	
愛媛県	2,471	47.4	138,810	54.2	184.5	94.3	163.6	90.0	
島根県	2,768	53.1	209,980	82.0	174.8	89.3	173.3	95.4	
大分県	2,604	49.9	223,820	87.4	190.4	97.3	170.0	93.6	
熊本県	2,498	47.9	238,377	93.1	177.2	90.5	177.6	97.7	
山形県	2,843	54.5	202,550	79.1	175.1	89.5	176.1	96.9	
佐賀県	2,575	49.4	207,440	81.0	180.6	92.3	160.8	88.5	
長崎県	2,483	47.6	196,180	76.6	173.3	88.6	157.1	86.5	
岩手県	2,666	51.1	209,260	81.7	180.9	92.4	178.0	98.0	
高知県	2,491	47.8	213,780	83.5	176.3	89.6	174.1	95.8	
鳥取県	2,313	44.4	170,600	66.6	176.3	90.1	163.5	90.0	
秋田県	2,583	49.5	190,273	74.3	172.1	87.9	161.8	89.0	
鹿児島県	2,408	46.2	182,980	71.4	181.8	92.9	188.6	103.8	
宮崎県	2,289	43.9	173,960	67.9	178.7	91.3	162.0	89.2	
青森県	2,633	50.5	225,930	88.2	177.4	90.6	164.7	90.6	
沖縄県	2,167	41.6	183,080	71.5	160.0	81.8	178.8	98.4	

資料出所 内閣府「県民経済計算」 都道府県人事委員会「給与動向（参考資料）」 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

(注) 1 各ランクは、令和5年度からの適用区分である（以下同じ）。

2 各指数については、労働基準局賃金課にて算出。

3 1人あたり県民所得は、平成27年基準（2008SSM）。

2 有効求人倍率の推移（ランク別・都道府県別）

(単位：倍)

ランク	都道府県	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
A ランク	東京都	1.14	1.25	1.41	1.49	1.55	1.52	1.07	0.90	1.05	1.18
	神奈川県	0.99	1.10	1.26	1.34	1.40	1.40	1.03	0.91	1.02	1.11
	大阪府	0.97	1.07	1.23	1.37	1.51	1.53	1.09	0.94	1.04	1.10
	愛知県	1.46	1.49	1.60	1.78	1.91	1.88	1.20	1.14	1.33	1.33
	埼玉県	0.89	1.02	1.23	1.41	1.51	1.47	1.10	1.02	1.12	1.18
	千葉県	1.05	1.18	1.33	1.45	1.55	1.53	1.15	0.98	1.13	1.23
	兵庫県	0.97	1.08	1.24	1.40	1.54	1.54	1.11	1.02	1.14	1.16
	京都府	1.06	1.17	1.32	1.50	1.59	1.63	1.18	1.04	1.18	1.23
	茨城県	1.14	1.23	1.37	1.59	1.76	1.80	1.43	1.43	1.61	1.60
	静岡県	1.14	1.26	1.44	1.63	1.78	1.69	1.12	1.16	1.37	1.34
	富山県	1.51	1.66	1.78	1.99	2.15	2.14	1.46	1.50	1.73	1.66
	広島県	1.18	1.41	1.58	1.72	1.83	1.82	1.31	1.24	1.43	1.43
	滋賀県	1.14	1.22	1.38	1.55	1.69	1.64	1.14	1.13	1.32	1.35
	栃木県	1.04	1.16	1.30	1.48	1.58	1.56	1.16	1.13	1.29	1.29
	群馬県	1.13	1.26	1.44	1.65	1.80	1.79	1.37	1.36	1.56	1.52
	宮城県	1.31	1.37	1.50	1.64	1.70	1.63	1.25	1.29	1.37	1.37
	山梨県	0.99	1.08	1.32	1.54	1.67	1.60	1.18	1.33	1.58	1.50
	三重県	1.38	1.48	1.62	1.83	1.96	1.91	1.32	1.34	1.59	1.53
	石川県	1.34	1.49	1.61	1.83	1.96	1.90	1.26	1.30	1.54	1.52
福井県	0.93	1.06	1.25	1.39	1.46	1.43	1.05	0.98	1.08	1.16	
香川県	1.38	1.47	1.67	1.81	1.91	1.93	1.51	1.47	1.64	1.60	
岡山県	1.40	1.43	1.59	1.73	1.92	2.02	1.58	1.41	1.54	1.54	
福岡県	1.52	1.67	1.89	2.07	2.20	2.18	1.71	1.84	2.04	1.94	
奈良県	1.01	1.11	1.29	1.48	1.67	1.70	1.36	1.28	1.36	1.33	
山口県	1.17	1.33	1.56	1.69	1.83	1.87	1.45	1.50	1.72	1.72	
長野県	1.16	1.32	1.49	1.68	1.78	1.67	1.22	1.40	1.65	1.59	
北海道	0.87	0.97	1.08	1.16	1.23	1.29	1.08	1.03	1.18	1.14	
岐阜県	1.36	1.59	1.78	1.91	2.11	2.14	1.47	1.47	1.72	1.65	
徳島県	1.15	1.24	1.43	1.52	1.57	1.59	1.24	1.28	1.38	1.32	
福冈県	1.65	1.72	1.61	1.60	1.67	1.67	1.39	1.39	1.53	1.51	
新潟県	1.17	1.24	1.34	1.53	1.70	1.65	1.23	1.32	1.55	1.57	
和歌山県	1.08	1.12	1.21	1.35	1.44	1.53	1.14	1.14	1.25	1.25	
愛媛県	1.15	1.27	1.47	1.61	1.73	1.75	1.41	1.36	1.52	1.50	
島根県	1.26	1.33	1.57	1.74	1.86	1.85	1.55	1.59	1.83	1.70	
大分県	0.97	1.14	1.28	1.52	1.69	1.68	1.28	1.25	1.47	1.57	
熊本県	1.06	1.18	1.44	1.76	1.83	1.76	1.33	1.42	1.55	1.49	
山形県	1.27	1.28	1.40	1.67	1.78	1.65	1.23	1.38	1.68	1.58	
佐賀県	1.03	1.09	1.29	1.46	1.56	1.57	1.26	1.36	1.54	1.56	
長崎県	0.90	1.06	1.23	1.28	1.36	1.35	1.09	1.17	1.32	1.38	
岩手県	1.16	1.28	1.37	1.51	1.59	1.51	1.17	1.29	1.46	1.36	
高知県	0.81	0.90	1.08	1.21	1.28	1.29	1.08	1.11	1.18	1.20	
鳥取県	1.04	1.21	1.46	1.72	1.76	1.82	1.42	1.45	1.68	1.59	
秋田県	0.92	1.07	1.22	1.44	1.62	1.60	1.36	1.53	1.64	1.51	
鹿児島県	0.79	0.92	1.09	1.40	1.40	1.43	1.21	1.31	1.43	1.32	
宮崎県	1.01	1.12	1.33	1.53	1.65	1.61	1.29	1.41	1.54	1.48	
青森県	0.85	0.97	1.16	1.33	1.41	1.36	1.08	1.15	1.29	1.31	
沖縄県	0.75	0.91	1.06	1.22	1.31	1.34	0.90	0.80	0.98	1.16	

資料出所 「職業安定業務統計」

(注) 1 新規卒者を除き、パートタイムを含んでいる。

2 各都道府県における有効求人倍率は、求人票に記載された就業場所を集計した就業地別の数値である。

3 失業率の推移（ランク別・都道府県別）

ランク	都道府県	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和5年1～3月
A ランク	東京都	3.8	3.6	3.2	2.9	2.6	2.4	3.1	3.0	2.6	2.5	2.5
	神奈川県	3.4	3.3	3.1	2.7	2.3	2.1	2.8	3.0	2.8	2.9	2.7
	大阪府	4.5	4.2	4.0	3.2	3.2	2.9	3.4	3.5	3.1	3.2	3.3
	愛知県	2.7	2.5	2.4	2.4	1.7	1.8	2.5	2.5	2.0	2.0	2.0
	埼玉県	3.5	3.2	3.1	2.8	2.4	2.2	2.9	3.0	2.7	2.7	2.7
	千葉県	3.2	3.1	2.9	2.6	2.3	2.1	2.7	2.8	2.5	2.5	2.4
	兵庫県	3.9	3.7	3.4	2.7	2.6	2.3	2.7	2.8	2.6	2.6	2.6
	京都府	3.6	3.3	3.1	2.7	2.5	2.3	2.6	2.8	2.5	2.5	2.7
	茨城県	3.3	3.2	2.8	2.4	2.2	2.4	2.5	2.7	2.5	2.5	2.5
	静岡県	2.8	2.7	2.5	2.3	1.9	2.0	2.4	2.4	2.2	2.1	2.2
B ランク	富山県	2.6	2.5	2.3	2.1	1.8	1.7	1.9	1.9	1.8	1.8	1.8
	広島県	3.2	3.0	2.7	2.4	2.4	2.3	2.4	2.4	2.2	2.0	2.1
	滋賀県	2.8	2.2	2.5	2.0	1.9	1.8	2.4	2.4	2.5	2.3	2.5
	栃木県	3.2	3.1	2.7	2.3	2.0	2.2	2.3	2.6	2.3	2.4	2.2
	群馬県	3.0	2.8	2.5	2.1	1.9	2.2	2.1	2.3	1.9	2.0	2.1
	宮城県	3.6	3.7	3.2	2.8	2.6	2.6	3.1	3.0	2.9	3.0	3.3
	山梨県	2.9	2.8	2.3	2.0	1.7	2.0	1.8	2.2	1.8	2.0	2.0
	三重県	2.3	2.2	2.0	1.8	1.3	1.4	1.9	2.0	1.7	1.7	1.6
	石川県	2.9	2.3	2.1	1.9	1.4	1.6	1.8	1.9	2.1	1.9	2.0
	福井県	4.5	4.1	3.5	3.3	2.9	2.9	3.1	3.0	2.9	2.7	2.7
C ランク	香川県	3.0	2.8	2.6	2.5	2.2	2.0	2.2	2.2	2.0	2.0	1.7
	福岡県	3.2	3.1	2.7	2.4	2.4	2.3	2.4	2.4	2.2	2.1	2.2
	福岡県	2.4	1.8	1.9	1.6	1.6	1.4	1.6	1.6	1.7	1.4	1.5
	奈良県	3.5	3.2	3.0	2.6	2.4	1.9	1.9	2.5	2.5	2.4	2.3
	山口県	3.0	2.8	2.4	2.0	1.8	1.8	1.9	2.0	1.8	1.6	1.5
	長野県	2.9	2.7	2.5	2.0	1.7	1.9	2.1	2.3	2.0	2.0	2.1
	北海道	4.1	3.5	3.6	3.3	2.9	2.6	2.9	3.0	3.2	2.8	2.4
	岐阜県	2.5	2.3	2.1	1.9	1.4	1.3	1.7	1.9	1.6	1.8	1.8
	徳島県	3.3	3.0	2.7	2.7	1.9	1.9	2.2	2.5	2.5	1.9	2.2
	福島県	3.1	3.1	2.7	2.4	2.2	2.1	2.5	2.4	2.2	2.4	2.6
資料出所	新潟県	3.3	2.9	2.8	2.6	2.1	2.1	2.3	2.3	2.2	2.1	2.2
	和歌山県	2.7	2.4	2.2	1.8	1.9	1.6	2.5	2.5	2.3	2.1	2.6
	愛媛県	3.2	2.8	2.6	2.3	1.9	1.9	2.1	2.2	2.2	1.9	1.9
	島根県	2.5	2.6	1.7	1.1	1.4	1.9	1.4	1.7	1.3	1.7	1.2
	大分県	3.3	2.9	2.5	2.3	2.0	2.0	2.1	2.2	1.8	2.0	2.1
	熊本県	3.9	3.5	3.1	2.9	2.6	2.6	2.8	2.8	2.6	2.4	2.6
	山形県	2.9	2.7	2.4	1.9	1.7	1.7	2.0	2.0	1.9	1.7	2.1
	佐賀県	3.4	3.0	2.3	2.0	1.8	1.9	2.0	1.6	1.6	1.3	1.2
	長崎県	3.6	3.2	2.8	2.6	2.0	2.0	2.3	2.2	1.9	1.9	2.0
	岩手県	2.9	2.9	2.5	2.1	1.8	2.1	2.5	2.4	2.3	2.3	2.7
(注)	高知県	3.3	3.0	3.3	3.0	2.2	1.9	2.5	2.2	2.0	2.0	1.8
	鳥取県	2.7	2.7	2.3	2.0	2.0	2.3	2.3	2.0	2.0	2.0	2.1
	秋田県	3.7	3.5	3.0	2.8	2.4	2.6	2.8	2.6	2.3	2.5	3.2
	鹿児島県	3.9	3.5	2.8	2.8	2.4	2.4	2.7	2.6	2.2	2.2	2.0
	宮崎県	3.1	3.2	2.3	2.0	1.2	1.4	1.9	2.3	2.5	2.7	2.5
	青森県	4.2	4.2	3.6	3.1	2.7	2.5	3.0	2.9	2.9	2.9	3.5
	沖縄県	5.4	5.1	4.3	3.7	3.4	2.7	3.3	3.7	3.2	3.2	3.2

資料出所 総務省統計局「労働力調査都道府県別結果（モデル推計値）」

(注) 1 数値は、労働力調査の結果を都道府県別にモデルによって推計した値。(北海道、東京都、神奈川県、愛知県、大阪府、沖縄県は比推定によって推計)
 2 都道府県別に表章するように標本設計を行っておらず(北海道、沖縄県を除く)、標本規模も小さいことから、標本誤差が大きく、利用に際して注意が必要。
 3 毎年1～3月期平均公表時に、新たな結果を追加して再計算を行い、前年までの過去5年間の四半期平均及び年平均結果を勘定して一部改定している。

4 賃金・労働時間の実情と推移
 (1) 賃金
 イ 定期給与の推移

(単位：円)

ランク	都道府県	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
A ラ ン ク	東京都	329,759	326,216	326,130	327,748	327,195	328,799	327,112	331,358	336,842
	神奈川県	266,251	270,514	272,255	275,844	279,926	278,106	270,953	270,441	268,379
	大阪府	272,110	272,862	272,022	271,893	273,292	270,755	268,279	271,922	275,029
	愛知県	271,832	273,306	275,552	276,157	276,353	279,033	276,974	276,994	279,653
	埼玉県	238,982	235,030	236,774	240,178	242,882	242,672	243,163	245,049	245,190
	千葉県	244,791	245,925	247,041	247,322	248,096	252,473	252,347	248,958	246,734
	兵庫県	247,186	240,681	241,536	245,930	250,359	256,207	247,528	246,160	249,584
	東京都	240,823	241,606	244,550	246,723	244,066	243,213	237,246	239,296	245,060
	茨城県	260,431	257,278	258,109	267,194	263,978	262,740	263,255	265,845	262,502
	静岡県	254,512	251,982	249,488	251,876	251,757	251,793	252,566	255,749	256,609
	富山県	253,188	252,781	253,441	252,135	251,201	247,927	245,428	245,914	250,484
	広島県	254,365	260,886	261,423	262,635	259,342	260,062	257,212	260,127	265,093
	滋賀県	254,213	259,278	265,535	266,082	257,877	259,900	249,855	248,582	250,613
	栃木県	254,936	255,015	259,764	256,137	252,149	252,490	253,253	253,135	267,047
	群馬県	248,872	247,784	250,866	258,726	260,793	250,947	249,493	252,944	257,532
	宮城県	253,537	244,715	248,718	239,226	243,715	244,738	243,191	251,811	249,119
	山梨県	240,181	238,266	238,841	242,513	244,746	245,386	243,020	248,073	246,143
	三重県	262,588	256,338	254,884	256,000	254,300	257,322	257,608	260,969	259,064
	石川県	244,259	250,928	253,905	255,923	249,812	248,453	246,857	245,395	246,755
福井県	249,236	246,369	252,310	254,535	247,517	240,768	241,707	246,834	252,978	
香川県	251,826	244,907	244,907	243,849	247,966	250,519	244,928	247,080	249,258	
岡山県	251,079	253,161	255,127	252,863	243,374	241,277	243,680	241,708	246,002	
福岡県	247,647	254,385	255,390	250,729	250,219	255,583	253,012	258,061	252,345	
奈良県	223,388	224,887	225,242	231,259	225,666	222,947	222,410	213,503	226,816	
山口県	244,185	249,845	250,290	248,323	240,929	235,983	238,981	242,759	249,757	
北海道	237,523	232,239	236,227	236,689	241,656	241,911	238,909	244,013	245,553	
岐阜県	235,097	240,951	230,126	239,143	237,765	240,398	237,145	233,949	244,767	
徳島県	245,456	245,375	244,575	242,817	244,527	244,042	243,370	251,701	245,326	
福島県	251,995	251,523	250,785	249,230	245,230	248,948	242,261	245,080	250,778	
新潟県	242,809	240,857	241,862	244,034	242,140	232,186	240,395	241,501	239,291	
和歌山県	238,992	241,796	239,637	241,371	240,244	231,856	227,325	241,328	243,084	
愛媛県	226,732	238,038	233,926	243,978	228,905	226,569	231,420	231,266	238,238	
島根県	236,386	232,473	240,542	238,373	234,592	236,479	236,106	236,625	234,055	
大分県	224,161	224,544	224,670	227,310	229,562	226,804	230,377	229,275	236,077	
熊本県	231,392	233,833	231,445	232,999	228,118	230,788	230,670	235,635	235,428	
山形県	234,910	236,601	233,022	235,331	233,171	232,870	226,619	234,346	243,381	
佐賀県	228,957	233,502	234,074	231,737	231,763	231,840	223,388	222,548	226,046	
長崎県	214,089	220,579	217,999	220,483	221,336	231,402	227,562	226,153	223,673	
岩手県	236,303	237,563	234,948	230,731	231,830	234,292	233,696	235,956	239,502	
高知県	244,947	249,692	245,878	248,660	226,158	229,064	227,675	224,108	226,330	
鳥取県	228,651	236,397	236,719	239,962	229,840	225,040	224,571	225,696	228,507	
秋田県	224,748	219,566	221,805	235,880	235,792	225,045	225,517	231,897	226,760	
鹿児島県	218,984	215,449	217,632	218,144	217,089	217,609	220,750	223,935	221,306	
宮崎県	214,277	221,031	220,270	223,575	223,326	222,281	219,412	224,209	226,362	
沖縄県	217,484	216,034	216,477	223,533	219,852	221,518	222,451	223,805	226,180	
沖縄県	205,547	210,967	217,096	217,989	213,358	214,023	220,161	216,783	218,261	

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査地方調査」
 (注) 事業所規模5人以上の数値である。

ロ パートタイム労働者の1求人票あたりの募集賃金平均額

(単位：円)

ランク	都道府県	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年3月	令和6年4月
A ランク	東京都	1,175	1,217	1,238	1,236	1,267	1,268	1,264
	神奈川県	1,201	1,236	1,256	1,271	1,303	1,317	1,330
	大阪府	1,130	1,158	1,167	1,187	1,218	1,249	1,255
	愛知県	1,124	1,149	1,158	1,176	1,206	1,239	1,231
	埼玉県	1,117	1,146	1,155	1,177	1,208	1,238	1,234
	千葉県	1,127	1,158	1,168	1,182	1,210	1,246	1,244
	兵庫県	1,113	1,134	1,151	1,160	1,187	1,214	1,213
	東京都	1,088	1,118	1,132	1,139	1,173	1,218	1,204
	茨城県	1,041	1,066	1,078	1,094	1,130	1,175	1,175
	静岡県	1,071	1,093	1,103	1,122	1,156	1,198	1,190
	富山県	1,018	1,040	1,063	1,083	1,095	1,133	1,123
	広島県	1,019	1,037	1,042	1,057	1,096	1,133	1,133
	滋賀県	1,042	1,078	1,082	1,101	1,129	1,169	1,177
	栃木県	1,041	1,069	1,075	1,091	1,125	1,153	1,145
	群馬県	1,035	1,052	1,056	1,071	1,100	1,127	1,120
	宮城県	1,002	1,025	1,037	1,052	1,084	1,114	1,114
	山梨県	1,020	1,045	1,050	1,073	1,107	1,165	1,150
	三重県	1,046	1,069	1,073	1,098	1,129	1,167	1,156
	石川県	1,017	1,028	1,023	1,041	1,074	1,102	1,108
福井県	1,010	1,030	1,065	1,079	1,118	1,146	1,139	
香川県	1,001	1,024	1,032	1,048	1,078	1,120	1,102	
岡山県	1,003	1,024	1,030	1,049	1,074	1,125	1,113	
徳島県	986	1,005	1,013	1,036	1,074	1,106	1,120	
新潟県	1,047	1,076	1,092	1,106	1,138	1,179	1,159	
和歌山県	980	1,003	1,011	1,036	1,071	1,124	1,118	
愛媛県	1,000	1,022	1,025	1,047	1,080	1,111	1,109	
島根県	987	1,010	1,024	1,049	1,084	1,111	1,118	
大分県	1,025	1,047	1,054	1,075	1,102	1,123	1,141	
熊本県	1,024	1,041	1,053	1,064	1,095	1,131	1,101	
山形県	988	1,000	993	1,009	1,040	1,070	1,082	
佐賀県	978	1,001	1,007	1,024	1,061	1,097	1,083	
長崎県	1,008	1,034	1,043	1,054	1,086	1,123	1,116	
岩手県	970	988	997	1,017	1,050	1,079	1,077	
高知県	959	982	990	1,004	1,036	1,079	1,054	
鳥取県	939	967	980	1,000	1,038	1,083	1,061	
徳島県	971	990	1,005	1,029	1,065	1,103	1,095	
山梨県	942	973	974	992	1,021	1,061	1,045	
佐賀県	954	972	981	1,004	1,036	1,075	1,065	
長崎県	935	961	976	991	1,027	1,063	1,061	
岩手県	914	945	947	969	1,008	1,041	1,028	
高知県	941	971	982	997	1,035	1,073	1,080	
鳥取県	969	987	989	1,006	1,037	1,104	1,066	
秋田県	915	938	956	977	1,007	1,049	1,039	
鹿児島県	929	955	973	993	1,031	1,069	1,069	
宮崎県	929	946	960	989	1,027	1,064	1,044	
青森県	901	928	942	960	990	1,036	1,023	
沖縄県	974	1,010	1,030	1,048	1,087	1,179	1,125	
全国	1,059	1,082	1,092	1,110	1,145	1,176	1,173	

資料出所 厚生労働省「職業安定業務統計」

(注) 1 公共職業安定所で受雇したパートタイム労働者の求人票に記載された時給の平均を算出したものである。

なお、時給制以外のものについては、時給換算額を算出に用いている。

2 常用的雇用（雇用契約において雇用期間の定めがない）かつ又は4か月以上の雇用期間が定められているもの（季節労働を除く。）のパートタイム労働者を対象としている。

3 1 求人票あたり1募集賃金として算出。なお、求人票には募集賃金の上限と下限を記載することとなり、その平均額を1募集賃金として算出している。

ハ パートタイム労働者の1求人票あたりの募集賃金下限額

(単位：円)

ランク	都道府県	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年3月	令和6年4月
A ラ ン ク	東京都	1,111	1,157	1,176	1,180	1,209	1,217	1,215
	神奈川県	1,132	1,163	1,184	1,199	1,231	1,249	1,263
	大阪府	1,074	1,099	1,108	1,129	1,163	1,194	1,199
	愛知県	1,046	1,070	1,079	1,099	1,127	1,159	1,157
	埼玉県	1,056	1,083	1,112	1,145	1,175	1,174	1,175
	千葉県	1,070	1,097	1,106	1,123	1,151	1,186	1,184
	兵庫県	1,052	1,071	1,086	1,100	1,130	1,157	1,155
	東京都	1,029	1,057	1,069	1,080	1,113	1,158	1,144
	茨城県	983	1,003	1,017	1,034	1,070	1,112	1,107
	静岡県	1,017	1,034	1,043	1,064	1,096	1,134	1,127
	富山県	964	983	996	1,011	1,043	1,078	1,075
	広島県	970	987	993	1,011	1,049	1,083	1,078
	滋賀県	993	1,024	1,028	1,047	1,076	1,115	1,126
	栃木県	982	1,011	1,017	1,034	1,066	1,094	1,083
	群馬県	971	990	995	1,013	1,041	1,069	1,063
	宮城県	953	974	982	1,000	1,034	1,066	1,063
	山梨県	963	983	987	1,012	1,043	1,091	1,087
	三重県	992	1,013	1,017	1,043	1,072	1,105	1,089
	石川県	956	970	970	991	1,023	1,047	1,054
	福岡県	954	973	1,001	1,018	1,053	1,082	1,078
B ラ ン ク	香川県	945	968	974	989	1,019	1,058	1,045
	岡山県	949	968	975	996	1,022	1,068	1,060
	福井県	937	955	963	984	1,021	1,053	1,062
	奈良県	989	1,015	1,030	1,044	1,078	1,120	1,101
	山口県	939	954	964	989	1,024	1,076	1,068
	長野県	947	971	976	998	1,030	1,059	1,058
	北海道	949	969	982	1,007	1,043	1,097	1,074
	岐阜県	969	988	996	1,017	1,045	1,065	1,082
	徳島県	958	970	982	997	1,029	1,065	1,041
	福島県	935	950	944	964	995	1,024	1,032
	新潟県	933	954	960	977	1,012	1,049	1,039
	和歌山県	955	977	986	1,002	1,033	1,069	1,065
	愛媛県	917	936	945	969	1,001	1,029	1,027
	島根県	917	932	942	958	988	1,024	1,014
	大分県	899	924	934	957	994	1,039	1,018
	熊本県	919	935	949	975	1,009	1,043	1,039
	山形県	899	923	928	948	974	1,010	1,003
	佐賀県	914	925	936	958	989	1,028	1,019
	長崎県	896	917	934	951	985	1,023	1,018
	C ラ ン ク	岩手県	877	901	906	928	963	998
高知県		910	930	942	958	995	1,034	1,033
鳥取県		918	935	941	961	993	1,056	1,023
秋田県		880	900	917	941	968	1,013	999
鹿児島県		887	909	925	948	984	1,020	1,019
富山県		888	902	916	946	982	1,018	1,000
青森県		868	893	906	927	956	999	984
沖縄県		928	957	973	994	1,029	1,122	1,070
全国		1,003	1,025	1,035	1,054	1,089	1,121	1,118

資料出所 厚生労働省「職業安定業務統計」

(注) 1 公共職業安定所以外で受雇したパートタイム労働者の求人票に記載された時給の平均を算出したものである。

なお、時給制以外のものについては、時給換算額を算出に用いている。

2 常時的雇用（雇用契約において雇用期間の定めがないか又は4か月以上の雇用期間が定められているもの（季節労働者を除く。））のパートタイム労働者を対象としている。

3 1 求人票あたり1募集賃金として算出。なお、求人票には募集賃金の上限と下限を記載することとなり、その下限額を1募集賃金として算出している。

5 消費者物価指数等の推移
 (1) 消費者物価対前年上昇率の推移

(単位：%)

ランク	都道府県	平成	平成	平成	平成	令和	令和	令和	令和6年				令和			
		26年	27年	28年	29年	30年	元年	2年	3年	4年	5年	1月		2月	3月	4月
A ランク	東京都	3.0	1.0	△ 0.1	0.3	1.1	0.9	0.1	△ 0.3	3.0	3.9	2.2	3.1	3.1	2.2	2.6
	神奈川県	3.0	1.1	△ 0.2	0.3	1.2	0.9	△ 0.3	△ 0.4	2.9	3.9	2.6	3.3	3.4	3.3	3.5
	大阪府	2.9	1.2	△ 0.1	△	0.9	0.6	△ 0.2	△ 0.9	2.9	3.9	2.0	2.9	2.7	2.5	3.1
	愛知県	3.2	1.2	△ 0.3	0.4	1.1	0.1	△ 0.1	△ 0.4	3.2	3.7	2.0	3.0	2.8	2.9	3.0
	埼玉県	3.4	1.0	△ 0.4	0.4	1.1	0.7	△ 0.3	△ 0.6	3.1	3.6	2.3	3.0	2.9	2.9	3.4
	千葉県	3.3	1.4	0.3	0.6	1.0	0.8	△ 0.1	△ 0.8	2.8	4.2	1.9	2.5	2.7	2.7	2.8
	兵庫県	3.0	1.2	0.3	0.2	0.9	0.7	0.8	△ 0.7	2.5	3.9	2.5	3.3	3.4	3.0	3.0
	京都府	3.5	1.0	0.0	0.6	1.1	0.5	△ 0.2	△ 0.2	3.0	3.7	2.6	3.3	2.9	3.0	3.4
	茨城県	3.5	1.0	△ 0.4	0.7	1.3	0.9	△ 0.2	△ 0.2	2.8	3.8	1.6	1.9	2.2	2.4	2.7
	静岡県	3.5	1.2	△ 0.3	0.6	1.2	0.3	0.0	△ 0.8	3.1	3.7	1.8	2.5	2.8	2.8	3.4
	富山県	3.5	1.2	0.0	1.1	1.3	0.0	△ 0.1	△ 0.8	2.9	4.2	3.5	4.3	3.5	3.4	3.7
	広島県	2.9	1.8	0.0	0.3	0.9	0.1	0.2	△ 0.4	2.8	3.6	2.5	2.7	2.7	2.5	3.2
	滋賀県	3.1	1.8	0.3	0.8	1.0	0.6	△ 0.4	△ 0.7	2.3	3.1	2.4	3.5	3.0	2.9	3.4
B ランク	栃木県	3.9	1.4	△ 0.2	0.6	1.3	0.7	0.2	△ 0.5	2.7	3.7	3.1	3.4	3.4	2.6	3.6
	群馬県	3.6	1.1	△ 0.2	0.8	1.8	0.9	△ 0.2	△ 0.3	2.8	4.3	2.8	3.1	3.2	3.0	3.5
	埼玉県	3.4	1.0	△ 0.2	0.8	1.1	0.8	0.3	△ 0.3	3.5	4.4	3.1	4.0	4.1	4.0	4.3
	山梨県	3.1	1.0	△ 0.5	0.5	1.7	0.8	△ 0.5	△ 0.1	3.0	3.8	2.6	3.5	3.1	3.1	3.0
	三重県	3.1	1.0	△ 0.4	0.4	1.3	0.2	△ 0.1	△ 0.3	3.0	3.9	2.0	2.4	2.4	2.6	3.2
	石川県	3.3	1.0	△ 0.3	0.6	1.2	0.3	△ 0.2	△ 0.1	2.3	3.4	3.3	4.0	3.9	3.8	4.1
	福井県	2.8	2.1	0.5	0.4	0.9	0.6	0.2	△ 0.5	2.2	3.7	2.5	3.4	3.2	3.2	3.2
	香川県	3.5	1.1	0.3	0.5	1.3	0.5	△ 0.2	△ 0.4	2.4	3.4	2.9	3.7	3.3	3.6	4.0
	岡山県	2.9	0.7	△ 0.1	0.7	0.8	△ 0.1	△ 0.1	△ 0.1	2.3	3.5	1.5	2.0	2.0	2.0	2.4
	広島県	3.2	1.1	0.3	0.5	1.3	1.0	0.1	△ 0.6	2.6	3.8	2.4	3.5	3.1	2.4	3.5
	奈良県	3.2	1.2	△ 0.2	0.6	0.9	0.7	0.1	0.0	2.9	3.9	2.6	3.5	4.0	3.9	4.2
	山口県	3.1	0.9	0.0	0.5	1.3	1.0	0.3	0.2	3.1	3.6	2.1	2.9	2.6	2.8	3.4
	長野県	3.1	0.7	△ 0.3	0.9	1.4	1.1	0.3	0.0	3.7	4.2	2.6	3.2	3.2	3.1	3.8
C ランク	北海道	3.3	0.7	△ 0.4	1.2	1.8	0.6	△ 0.3	0.0	3.5	4.3	3.1	3.8	3.8	3.3	3.4
	岐阜県	3.9	1.4	△ 0.3	0.3	0.8	0.1	△ 0.9	△ 0.3	2.9	3.8	2.2	3.2	3.2	3.2	3.3
	徳島県	3.5	1.1	0.3	0.5	1.4	0.7	0.0	0.0	2.3	3.3	3.0	3.4	3.5	3.8	3.7
	福島県	3.8	0.8	△ 0.2	0.5	1.1	0.8	0.1	△ 0.5	3.2	3.9	2.7	3.8	3.5	3.8	3.8
	新潟県	3.4	0.8	△ 0.1	0.7	1.1	0.5	△ 0.2	△ 0.5	3.3	3.3	2.1	3.0	2.9	3.5	3.6
	和歌山県	3.4	0.7	0.2	0.7	1.1	0.1	0.2	△ 0.3	2.2	3.1	1.7	2.4	2.1	2.5	2.9
	愛媛県	2.7	0.8	0.0	0.4	1.0	0.1	△ 0.3	△ 0.6	2.4	4.0	3.8	4.6	4.0	4.0	3.7
	鳥取県	3.1	1.0	△ 0.3	0.4	1.3	0.6	△ 0.7	△ 0.1	2.7	3.8	1.7	2.9	2.3	2.6	2.9
	大分県	3.4	1.2	0.1	0.6	1.5	0.6	0.4	△ 0.5	2.1	3.3	2.2	2.9	2.5	2.4	2.8
	熊本県	3.4	1.1	0.6	0.2	0.7	0.2	△ 0.4	△ 0.6	2.4	3.7	2.2	3.3	3.0	2.9	3.4
	山形県	3.4	0.6	△ 0.5	1.0	1.0	0.8	△ 0.2	△ 0.1	2.7	3.8	3.8	4.3	4.0	4.2	4.4
	佐賀県	2.9	1.1	0.3	0.5	1.4	0.5	0.2	△ 0.8	2.7	4.0	3.0	3.7	3.5	3.4	3.3
	長崎県	2.9	1.3	0.2	0.5	1.4	0.4	0.3	△ 0.4	2.6	3.7	2.6	4.0	3.6	3.4	3.3
総務省「消費者物価指数」	岩手県	3.1	0.5	△ 0.1	1.6	1.3	0.3	△ 0.1	0.2	2.8	4.5	3.3	3.9	3.4	3.5	4.1
	高知県	3.2	1.3	△ 0.1	0.9	0.6	0.5	△ 0.2	△ 0.4	2.2	4.0	4.0	4.0	3.9	3.5	3.6
	鳥取県	3.0	1.1	0.0	0.8	1.8	0.5	△ 0.4	△ 0.7	2.9	4.0	2.5	3.2	3.0	2.6	3.2
	秋田県	3.7	0.5	0.0	1.1	1.6	0.7	△ 0.6	0.3	4.0	4.0	3.1	4.1	3.8	3.6	4.0
	鹿児島県	2.7	1.4	0.1	0.5	0.8	0.2	0.2	△ 0.4	2.1	3.1	1.4	3.0	2.7	2.7	3.3
	宮崎県	3.1	1.1	0.3	0.9	0.6	0.4	0.0	△ 0.5	2.6	3.6	3.0	3.6	3.6	3.1	3.8
	青森県	4.0	0.2	△ 0.6	1.3	1.6	0.6	△ 0.7	△ 0.1	4.0	3.9	3.2	3.7	3.6	3.4	3.3
	沖縄県	2.8	0.8	0.3	0.5	1.3	0.4	△ 0.7	0.0	3.2	4.3	3.8	4.9	4.5	3.1	3.8

資料出所 「総務省「消費者物価指数」」
 (注) 1 数値は、都道府県庁所在地都市のものである。
 2 指数は、「持家の帰属家賃を除く総合」を用いた。

(2) 消費者物価地域差指数の推移① (都道府県庁所在都市)

ランク	都道府県	消費者物価地域差指数 (全国平均=100)														
		平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年					
A ランク	全	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	東	105.9	106.1	104.3	105.2	105.1	105.1	105.1	105.1	105.4	105.4	105.4	105.4	105.3	105.3	105.5
	神	106.0	104.8	103.9	104.9	104.8	105.1	104.7	104.7	103.7	103.7	103.7	103.7	103.6	103.6	103.7
	大	100.6	101.2	101.0	100.7	100.2	99.9	99.7	100.2	99.7	100.7	100.7	100.7	100.7	100.7	100.3
	愛	99.1	99.9	99.7	99.4	99.0	98.9	98.9	98.9	98.5	98.5	98.5	98.5	99.0	99.2	99.2
	埼	103.3	103.0	103.2	103.1	102.8	102.8	102.8	102.8	102.7	101.6	101.1	101.1	101.1	101.4	101.4
	千	99.1	100.0	100.2	100.7	100.8	101.1	101.1	101.3	101.3	101.1	100.6	100.6	100.6	100.7	100.7
	兵	102.2	101.3	101.6	101.5	101.2	101.2	101.2	100.9	100.9	100.3	99.9	99.9	99.9	99.4	99.4
	京	101.2	101.3	100.8	100.9	100.9	100.9	100.9	100.8	100.8	101.6	101.1	101.1	100.8	100.8	100.8
	茨	99.3	99.0	99.2	98.4	98.6	98.6	98.6	98.7	98.6	98.3	98.6	98.6	98.6	98.6	98.9
	静	100.0	99.3	99.3	99.1	99.2	99.2	99.2	99.7	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	100.0
	富	98.7	98.3	98.7	98.8	99.2	99.5	98.9	98.9	98.9	99.0	99.0	99.0	99.0	98.6	98.6
	広	99.8	98.5	99.3	99.0	99.2	98.9	98.9	98.9	98.9	98.7	98.8	98.8	98.8	98.9	98.9
	滋	99.6	100.2	100.7	100.4	101.0	100.4	100.4	100.5	100.5	100.0	100.4	100.4	100.4	100.0	100.0
	栃	100.9	100.6	100.4	99.4	99.4	99.4	99.4	99.1	99.1	99.7	99.5	99.5	99.9	99.4	99.4
	群	97.5	97.2	96.6	95.9	96.1	96.4	96.4	96.7	96.7	96.6	96.5	96.5	96.5	96.1	96.1
	馬	98.3	98.4	98.5	98.7	99.1	99.2	99.2	99.9	99.9	99.4	99.6	99.6	99.6	99.7	99.7
	宮	99.9	98.6	99.0	98.9	98.9	99.4	99.4	99.4	99.4	98.2	98.3	98.3	98.3	98.9	98.9
	山	100.6	98.7	97.9	98.3	98.0	98.2	98.1	98.1	98.2	98.0	98.2	98.2	98.2	98.5	98.5
	三	101.4	99.7	100.8	100.6	100.5	100.3	100.3	100.3	100.3	99.9	99.9	99.9	99.9	99.4	99.4
	石	97.5	97.7	98.3	97.6	97.4	97.0	97.5	97.5	97.5	97.8	98.0	98.0	98.0	97.8	97.8
福	98.1	98.4	99.1	98.9	98.9	98.9	98.9	98.7	98.7	98.7	98.3	98.3	98.3	99.1	99.1	
香	100.3	99.1	98.9	98.5	98.8	98.5	98.5	97.6	97.6	97.6	98.0	98.0	98.0	97.9	97.9	
岡	98.6	98.7	99.4	99.0	98.9	99.3	99.4	99.4	99.4	99.0	99.0	99.0	99.0	98.8	98.8	
福	97.4	97.1	96.9	96.0	96.4	96.7	97.1	97.1	96.7	96.7	96.9	96.9	96.9	96.7	96.7	
奈	100.0	98.9	99.1	99.0	99.0	98.5	99.2	99.2	99.2	99.9	100.3	100.3	100.3	100.5	100.5	
山	98.1	97.2	97.4	97.2	97.1	97.5	98.3	98.3	98.3	98.3	98.0	98.0	98.0	98.2	98.2	
長	100.2	98.7	98.7	99.1	99.5	99.6	99.5	99.5	100.1	100.6	100.6	100.6	100.9	100.9	100.9	
北	98.2	98.2	98.3	98.0	98.3	98.1	98.2	98.2	98.3	98.3	98.1	98.1	98.1	97.9	97.9	
海	99.8	98.6	99.3	99.8	99.8	100.2	100.5	100.5	99.9	99.9	100.1	100.1	99.3	99.3		
道	101.4	101.3	101.5	101.2	101.1	100.3	100.4	100.4	100.4	100.4	100.6	100.6	100.7	100.7		
岐	99.1	99.0	99.5	99.3	99.2	99.3	98.9	98.9	98.7	98.7	98.7	98.7	99.0	99.0		
阜	102.0	100.5	99.7	99.9	100.1	99.8	99.8	99.2	99.2	99.2	99.1	99.1	98.9	98.9		
新	98.9	97.6	98.4	98.3	98.3	98.0	97.9	98.4	98.4	98.6	98.6	98.6	98.7	98.7		
和	100.7	100.2	100.7	100.5	100.1	99.8	99.9	99.9	99.9	99.5	100.2	100.2	99.8	99.8		
愛	98.2	98.3	98.4	98.0	97.7	98.0	98.4	98.4	98.5	98.1	98.1	98.1	97.7	97.7		
島	100.0	98.9	98.3	98.6	98.6	98.4	98.4	98.4	98.7	98.7	99.0	99.0	99.0	99.0		
大	101.5	100.2	100.4	100.4	100.4	99.4	99.4	100.3	100.3	100.3	100.5	100.5	100.3	100.3		
熊	97.5	96.7	96.9	96.5	96.5	96.9	97.2	97.2	98.0	98.0	98.0	98.0	97.9	97.9		
山	102.4	100.3	102.0	101.8	101.7	101.2	100.8	100.8	100.3	100.3	99.9	99.9	99.9	99.9		
形	98.9	97.8	99.3	99.0	99.4	99.4	99.2	99.2	99.2	99.0	99.5	99.5	99.1	99.1		
佐	99.8	98.6	99.2	99.2	99.5	99.2	99.2	99.8	99.8	99.3	100.1	100.1	99.5	99.5		
賀	98.3	97.8	97.9	98.0	98.1	98.3	98.2	98.2	97.6	97.6	97.8	97.8	97.9	97.9		
長	97.3	98.1	98.2	97.7	98.1	98.2	98.2	98.2	98.1	98.2	98.6	98.6	99.1	99.1		
岩	98.0	98.1	97.5	96.6	97.3	97.2	97.2	97.3	97.4	97.4	97.6	97.6	96.8	96.8		
手	97.1	96.8	97.3	96.9	97.4	96.8	96.7	96.7	96.7	96.7	96.9	96.9	96.9	96.9		
鹿	99.5	99.3	99.0	98.9	98.4	98.6	98.6	98.6	98.5	98.5	97.9	97.9	98.1	98.1		
児	101.2	99.1	98.9	99.1	98.9	99.2	99.2	99.2	99.6	99.6	99.6	99.6	99.6	99.6		
島	99.5	99.3	99.0	98.9	98.4	98.6	98.6	98.6	98.5	98.5	97.8	97.8	98.1	98.1		
宮	101.2	99.1	98.9	99.1	98.9	99.2	99.2	99.2	99.6	99.6	99.6	99.6	99.6	99.6		
青	99.5	99.3	99.0	98.9	98.4	98.6	98.6	98.6	98.5	98.5	97.9	97.9	98.1	98.1		
森	101.2	99.1	98.9	99.1	98.9	99.2	99.2	99.2	99.6	99.6	99.6	99.6	99.6	99.6		
沖	99.5	99.3	99.0	98.9	98.4	98.6	98.6	98.6	98.5	98.5	97.8	97.8	98.1	98.1		
繩	101.2	99.1	98.9	99.1	98.9	99.2	99.2	99.2	99.6	99.6	99.6	99.6	99.6	99.6		

資料出所 総務省「小売物価統計調査(構造編)」(平成25年以前は総務省「消費者物価指数」による)

(注) 1 各都道府県の数値は、都道府県庁所在都市のものである。
2 指数は「総合」である。なお、消費者物価地域差指数における「総合」は、持家の帰属家賃を含まない。

(2) 消費者物価地域差指数の推移② (都道府県下全域)

ランク	消費者物価地域差指数 (全国平均=100)													
	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年				
A ランク	全国	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	東京都	105.2	105.3	104.0	104.4	104.4	104.4	104.7	105.2	104.5	104.7	105.2	104.5	104.7
	東京都	103.9	103.6	103.5	104.3	104.2	104.3	104.0	103.2	103.0	103.2	103.2	103.0	103.1
	大阪府	100.2	100.4	100.3	100.0	100.0	99.8	99.7	99.8	99.8	99.7	99.6	99.8	99.4
	愛知県	98.8	98.9	98.4	98.2	98.0	98.0	97.6	97.6	98.0	98.4	98.0	98.4	98.4
	埼玉県	101.4	101.1	101.7	101.5	101.2	101.1	101.0	100.6	100.3	100.3	100.6	100.3	100.5
	千葉県	99.4	99.6	99.8	100.0	100.2	100.5	100.7	101.0	100.6	100.6	101.0	100.6	101.0
	兵庫県	100.9	100.7	101.1	100.8	100.3	100.3	100.3	99.6	99.7	99.7	99.6	99.7	99.4
	京都府	100.7	101.2	100.6	100.8	100.7	100.7	100.6	101.6	101.1	101.1	100.9	101.1	100.9
	茨城県	98.4	98.3	98.1	97.6	97.9	97.9	98.1	97.7	97.8	97.8	97.7	97.8	98.2
	静岡県	97.9	98.1	98.1	97.9	98.3	98.5	98.5	98.3	98.4	98.4	98.3	98.4	98.4
	富山県	97.5	97.9	98.4	98.5	99.0	99.1	98.6	98.7	98.8	98.6	98.7	98.8	98.6
	広島県	98.1	98.3	99.2	99.1	99.1	98.9	99.0	98.7	98.7	98.7	98.7	98.7	98.7
	島根県	99.0	99.1	99.9	99.5	100.0	99.4	99.5	99.3	100.0	99.5	99.3	100.0	99.6
	栃木県	98.5	99.0	99.0	98.4	98.4	98.2	98.2	98.3	98.1	98.3	98.3	98.1	98.3
	群馬県	96.9	97.1	96.4	95.9	96.2	96.3	96.6	96.7	96.6	96.6	96.7	96.6	96.2
	群馬県	98.2	98.2	98.1	98.4	98.7	98.8	99.3	99.3	99.4	99.4	99.3	99.4	99.5
	山梨県	98.5	98.0	98.5	98.3	98.2	98.7	98.7	97.5	97.7	97.5	97.5	97.7	98.1
	三重県	98.2	98.4	98.3	98.5	98.6	98.6	98.7	98.8	99.3	98.7	98.8	99.3	99.3
B ランク	石川県	99.4	99.5	100.6	100.4	100.4	100.3	100.2	100.2	100.1	100.2	100.2	100.1	99.4
	福井県	97.0	97.1	97.7	97.0	96.8	96.6	96.8	97.4	97.5	97.4	97.3	97.3	97.3
	香川県	97.9	98.0	98.5	98.5	98.3	98.4	98.3	98.2	98.5	98.2	98.2	98.5	98.2
	岡山県	98.9	98.6	98.4	98.0	98.4	98.3	97.6	97.5	97.8	97.6	97.5	97.8	97.8
	福井県	99.6	99.7	99.7	99.3	99.3	99.4	99.3	99.4	99.5	99.3	99.4	99.5	99.4
	奈良県	97.7	97.2	97.3	96.6	96.8	97.1	97.5	97.3	97.3	97.3	97.3	97.3	97.0
	山口県	98.4	97.9	98.8	99.1	98.9	98.5	98.7	99.4	100.0	99.4	100.0	99.9	99.9
	長野県	97.2	96.9	97.3	96.9	96.8	97.1	97.7	97.7	97.4	97.7	97.7	97.4	97.5
	北海道	99.2	98.9	99.2	99.2	99.8	99.8	99.9	100.3	100.8	100.3	100.8	101.1	99.5
	岐阜県	97.0	97.0	97.0	96.8	97.2	97.4	97.3	97.4	97.3	97.3	97.4	97.3	97.2
	徳島県	98.4	98.3	98.8	99.3	99.4	99.6	100.1	99.6	99.8	99.2	99.6	99.8	99.2
	徳島県	99.1	100.0	100.1	99.8	99.9	99.4	99.6	99.4	99.4	99.6	99.4	99.4	99.3
	新潟県	97.9	98.2	99.1	98.9	98.8	98.7	98.7	98.2	98.3	98.7	98.2	98.3	98.4
	和歌山県	100.0	100.1	99.9	100.0	100.0	99.6	99.2	99.4	99.4	99.2	99.4	99.4	99.2
	愛媛県	97.6	97.6	98.4	98.6	98.5	98.1	97.9	97.9	98.2	98.2	97.9	98.1	98.1
	島根県	99.8	99.4	100.1	99.9	99.7	99.3	99.5	99.5	99.9	99.5	99.9	99.9	99.6
	大分県	97.5	97.6	97.4	97.1	97.0	97.3	97.7	97.9	97.8	97.7	97.9	97.8	97.4
	熊本県	98.1	98.2	98.2	98.6	98.6	98.6	98.8	98.7	99.0	98.8	98.7	99.0	98.9
	山形県	100.6	100.7	100.8	100.7	101.0	100.0	100.2	100.5	100.8	100.7	100.5	100.8	100.7
佐賀県	97.1	97.0	97.2	96.8	96.7	97.2	97.5	98.2	98.2	97.5	98.2	98.2	97.9	
長崎県	98.9	98.7	100.4	100.2	100.1	99.9	99.8	99.5	99.2	99.2	99.5	99.2	99.1	
C ランク	岩手県	98.4	97.9	99.0	98.5	98.9	99.1	99.1	99.0	99.4	99.1	99.0	99.4	99.1
	高知県	99.2	99.2	99.2	99.2	99.5	99.2	99.8	99.2	99.9	99.2	99.9	99.9	99.4
	鳥取県	98.1	98.3	98.5	98.7	98.8	98.8	98.6	98.2	98.3	98.5	98.2	98.2	98.2
	秋田県	98.0	97.9	98.5	98.1	98.4	98.3	98.4	97.9	98.4	97.9	98.4	98.4	98.7
	鹿児島県	97.8	97.2	96.7	96.1	96.4	96.1	96.3	97.2	97.2	96.3	97.2	97.2	96.6
	宮崎県	96.1	95.9	96.4	96.1	96.4	96.0	96.0	95.9	96.2	96.0	95.9	96.2	96.1
	青森県	98.5	98.8	98.9	98.8	98.3	98.6	98.4	98.1	98.3	98.4	98.1	98.3	98.3
	沖縄県	98.4	98.4	98.0	98.3	98.3	98.3	98.4	98.0	98.5	98.4	98.0	98.5	99.0

資料出所 総務省「小売物価統計調査(構造編)」
 (注) 指数は「総合」である。なお、消費者物価地域差指数における「総合」は、持家の帰属家賃を含まない。

6 消費支出額の推移 (総世帯)
(1) 1月あたりの消費支出額の推移 (総世帯)

ランク	都道府県	消費支出額					等価消費支出額						
		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
A ランク	東京都	267,077	276,514	262,047	277,592	277,332	279,319	179,250	189,464	179,552	188,009	192,295	189,614
	神奈川県	254,281	259,694	252,266	232,059	246,388	263,825	169,145	176,292	168,177	161,292	170,839	181,625
	大阪府	216,882	228,779	203,959	196,663	211,308	222,395	145,562	156,757	139,424	137,692	151,321	154,950
	奈良県	250,540	243,795	236,692	221,606	219,640	254,012	160,392	164,741	156,070	151,487	169,859	172,435
	埼玉県	240,717	269,795	257,407	238,081	249,555	255,697	164,168	192,711	178,910	167,929	182,007	186,486
	千葉県	230,122	226,781	220,121	216,715	225,587	208,876	116,794	168,565	164,069	164,765	176,693	165,131
	兵庫県	219,630	225,195	195,776	241,334	244,944	221,933	152,286	153,582	139,840	171,077	169,431	161,898
	東京都	238,308	226,956	217,123	229,655	244,352	221,571	162,904	154,068	151,760	168,619	177,289	177,289
	茨城県	246,548	258,527	249,114	252,168	240,726	261,988	164,001	169,004	167,194	171,579	167,316	178,260
	静岡県	248,534	224,760	217,225	221,676	217,550	232,366	167,182	154,366	154,375	152,248	155,791	169,470
	富山県	261,084	257,579	262,443	265,734	264,279	264,541	164,467	167,670	166,316	171,174	170,948	177,150
	広島県	237,466	239,054	235,660	221,238	228,948	240,977	156,922	160,805	159,609	149,841	155,063	170,396
	滋賀県	212,198	260,842	259,834	262,346	277,837	250,989	146,083	166,307	163,356	180,180	188,608	174,030
	栃木県	269,047	271,032	257,320	258,105	260,323	280,396	169,484	171,416	159,583	168,729	168,038	180,995
	群馬県	234,318	220,919	244,909	246,285	257,081	252,685	156,212	148,944	162,911	162,396	172,931	169,210
	宮城県	222,335	212,499	195,700	204,233	202,684	223,996	153,426	149,514	139,078	147,778	149,421	163,366
	山梨県	222,031	241,745	200,504	192,344	236,719	223,439	152,133	169,255	144,326	142,575	168,655	157,211
	三重県	242,072	262,717	236,638	244,592	232,109	281,715	158,587	171,743	155,696	161,985	153,048	182,609
	石川県	290,464	285,851	254,653	257,606	265,122	265,079	180,835	181,883	162,361	161,319	165,379	165,352
	福井県	254,719	222,768	241,256	230,718	231,705	245,679	178,339	156,739	166,482	155,550	157,292	172,859
香川県	283,489	266,327	237,873	226,112	239,155	232,989	150,016	172,634	152,283	150,076	162,349	163,125	
岡山県	227,153	238,047	205,392	206,621	237,183	249,763	159,039	167,489	144,157	143,266	166,061	173,179	
福岡県	224,132	235,460	208,259	222,110	219,015	234,708	147,468	154,921	139,774	149,070	147,325	157,882	
奈良県	249,781	280,514	266,620	264,018	253,130	262,528	165,422	185,369	176,187	176,404	171,049	176,197	
山口県	225,102	234,208	204,766	214,792	252,464	215,452	168,249	164,382	147,394	151,881	184,128	155,489	
長門県	257,572	282,190	232,057	214,065	235,092	262,284	163,230	180,654	153,348	168,126	158,140	178,876	
北海道	230,551	235,836	239,078	218,534	217,347	244,480	152,352	160,466	166,979	153,004	155,645	169,110	
青森県	276,002	256,803	260,046	256,353	261,480	269,015	170,841	165,079	165,463	163,445	169,492	179,343	
岩手県	227,377	220,490	233,981	227,113	234,076	253,435	153,999	151,792	159,574	159,011	161,145	180,108	
徳島県	250,724	249,189	223,135	266,672	248,991	261,274	167,522	159,527	148,427	173,958	161,397	185,212	
新潟県	239,148	227,906	225,955	224,096	237,714	241,794	161,601	148,987	152,339	157,285	161,000	166,065	
和歌山県	194,545	204,221	194,712	187,273	225,787	225,446	131,461	144,046	132,179	124,572	149,860	150,970	
愛媛県	235,203	223,357	212,308	222,616	220,403	200,072	149,960	142,698	131,922	141,077	143,167	130,236	
島根県	229,817	225,078	222,590	207,750	218,660	225,273	160,511	162,015	158,188	151,922	156,186	161,321	
大分県	246,588	208,701	231,051	233,686	227,246	252,847	167,010	142,003	153,017	159,003	159,890	180,146	
熊本県	202,684	220,261	227,359	213,032	205,418	215,310	144,041	153,092	161,577	154,958	151,436	153,793	
山形県	239,933	230,428	236,045	254,178	218,569	235,685	164,787	153,278	154,971	168,704	148,374	161,489	
佐賀県	214,930	247,280	198,835	214,267	187,405	208,851	157,594	177,537	149,033	156,688	144,158	154,387	
長崎県	231,517	238,713	212,528	209,987	216,962	225,799	157,961	164,728	143,613	143,881	151,904	150,533	
静岡県	248,864	245,443	210,776	247,962	230,202	245,926	161,655	155,856	147,573	161,069	154,155	165,803	
高知県	250,838	246,385	223,433	238,316	230,233	232,139	162,254	162,461	150,297	161,779	159,255	161,348	
鳥取県	220,191	233,897	206,039	206,360	208,806	206,405	151,228	165,390	145,692	145,194	151,087	148,574	
徳島県	242,974	245,246	211,447	221,509	241,404	228,649	159,520	161,710	148,043	149,003	159,874	158,922	
秋田県	230,185	241,722	233,253	256,502	243,020	238,439	149,207	160,437	152,809	168,402	160,944	162,237	
宮城県	260,402	207,951	214,248	199,923	228,582	229,687	178,425	144,536	142,201	146,591	154,110	158,499	
青森県	217,200	209,346	213,278	211,193	207,625	212,623	140,790	138,340	138,539	145,048	144,659	145,687	
沖縄県	189,065	180,004	176,895	195,871	202,555	207,763	127,468	125,720	133,851	132,966	140,785	146,182	
全国計		246,399	249,704	233,568	235,120	244,231	161,421	164,650	155,025	156,747	163,917	166,144	

資料出所 「家計調査」

(注) 1. 各都道府県の数値は都道府県庁所在地以外の地域も含まれる。
2. 「等価消費支出額」は、「消費支出額」を「世帯人員」の平方根で除して算出。

(2) 1月あたりの消費支出額の推移（総世帯のうち勤労者世帯）

(単位：円)

ランク	消費支出額										等価消費支出額									
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年								
A ラ ン ク	東京都	291,734	296,144	271,417	319,634	299,562	302,955	188,313	199,660	182,575	200,556	202,889								
	京	267,001	299,782	278,380	248,706	289,721	287,940	167,203	189,979	178,581	166,921	172,383								
	神	233,755	250,980	228,993	224,200	225,259	247,376	146,383	160,019	147,814	147,513	154,345								
	奈	272,368	261,840	254,940	227,628	251,860	262,325	167,631	172,652	164,563	153,119	170,581								
	大	277,262	294,867	336,541	269,050	284,894	275,676	170,321	196,578	206,347	179,767	200,451								
	愛	257,771	246,163	239,398	237,123	253,996	241,371	169,969	171,510	170,133	166,839	186,742								
	埼	256,793	255,452	209,510	270,524	249,137	233,980	167,158	163,873	139,673	180,349	155,711								
	千	290,005	256,162	257,160	296,999	259,533	341,844	179,853	156,476	154,234	171,472	161,892								
	兵	273,104	283,640	271,934	280,446	295,271	295,271	172,726	172,618	174,088	182,411	183,726								
	京	297,407	279,559	250,251	262,488	272,026	250,593	182,010	165,018	163,594	166,345	173,791								
	茨	299,303	277,671	275,334	295,152	295,180	286,790	173,966	171,219	167,253	178,308	175,777								
	静	266,757	259,187	244,926	219,205	239,638	246,310	163,559	163,924	158,429	142,690	159,759								
	富	269,658	300,600	273,492	273,492	302,772	265,738	160,013	166,743	158,288	182,328	191,490								
	産	322,913	302,997	293,971	288,273	301,179	324,973	182,813	182,053	170,579	181,956	180,311								
	茨	280,465	230,894	284,092	268,818	316,056	297,513	170,370	152,579	180,036	167,684	192,703								
	栃	240,380	264,508	233,711	236,531	205,171	258,889	148,507	164,996	146,933	157,338	146,551								
	群	247,910	262,544	203,962	206,804	272,458	265,863	154,944	178,639	144,223	152,045	184,957								
	宮	269,834	295,768	250,458	285,063	268,983	330,179	162,716	179,007	152,142	173,163	163,095								
	山	297,693	288,076	265,855	270,008	297,533	307,423	179,190	179,348	163,006	162,232	164,788								
梨	263,527	236,958	251,736	250,987	243,864	261,880	176,868	159,757	163,866	159,057	157,414									
重	344,805	304,012	267,055	265,346	265,497	260,254	197,435	177,303	157,913	163,931	172,096									
川	256,961	249,245	228,922	239,485	253,776	277,839	168,341	173,657	156,488	152,073	168,809									
福	284,894	283,794	269,528	272,934	275,708	269,852	167,875	171,760	156,660	158,372	161,346									
井	277,249	308,161	314,862	310,093	271,321	303,167	163,941	186,850	188,842	186,317	171,256									
奈	245,471	281,822	235,539	252,234	273,786	251,284	178,083	172,472	161,769	168,531	185,431									
良	268,142	309,929	243,745	283,252	252,615	287,871	161,403	187,578	156,042	182,081	167,666									
長	269,521	259,400	252,686	239,308	241,186	294,841	163,421	163,407	171,534	149,287	163,352									
北	330,124	312,901	299,204	329,679	325,145	302,080	185,124	175,191	173,909	186,049	190,932									
海	305,588	304,562	256,659	266,998	286,492	283,974	179,139	179,154	162,325	173,801	171,518									
道	302,945	311,331	246,354	309,297	284,519	277,321	186,098	173,229	152,489	186,175	171,260									
徳	286,466	268,017	254,052	258,446	272,085	277,479	181,966	159,039	150,224	173,458	174,185									
福	209,575	228,865	294,393	229,816	278,480	272,151	134,167	153,951	169,404	138,853	169,165									
新	278,100	263,638	253,554	247,895	259,441	229,230	158,720	150,222	139,577	146,328	150,039									
和	265,811	236,185	262,148	230,561	254,736	250,556	167,084	158,517	169,925	166,393	163,751									
愛	274,383	234,142	264,462	258,477	254,823	282,243	173,189	144,930	162,458	167,546	167,661									
島	241,407	281,918	294,626	247,624	235,625	255,933	152,679	171,253	185,230	161,532	155,367									
大	265,624	253,719	286,256	281,545	250,202	257,493	172,541	165,157	175,515	179,507	158,242									
熊	237,933	309,562	211,265	238,649	213,578	233,008	162,519	200,659	158,350	167,499	152,556									
本	263,773	279,959	236,922	251,078	246,557	279,109	164,858	182,238	148,952	155,117	159,484									
山	315,496	288,790	231,071	286,825	274,348	290,513	190,947	171,972	153,031	179,970	167,585									
形	294,986	261,788	252,957	263,497	258,493	249,942	175,662	162,982	155,980	170,800	174,276									
佐	224,430	276,075	215,070	225,412	248,863	250,393	147,664	177,836	149,846	148,310	171,324									
賀	296,141	281,663	291,388	255,676	293,133	272,867	175,527	166,843	177,662	157,358	177,088									
長	279,847	284,339	259,830	289,971	269,254	258,121	161,570	165,549	156,117	176,798	163,560									
崎	325,796	228,297	257,561	207,153	263,996	279,399	204,021	149,242	152,834	148,727	162,478									
宮	249,593	268,359	249,053	237,527	233,906	248,362	150,510	156,245	147,268	156,621	151,354									
青	229,970	221,422	205,939	249,796	250,691	228,194	142,076	142,042	137,293	149,549	160,488									
沖	275,706	280,531	262,359	263,907	273,417	272,285	169,365	173,978	163,655	166,246	172,924									
全国計												173,251								

資料出所 「家計調査」
 (注) 1. 各都道府県の数値は都道府県庁所在地以外の地域も含まれる。
 2. 「等価消費支出額」は、「消費支出額」を「世帯人員」の平方根で除して算出。

7 労働者数等の推移

(1) 常用労働者数 [事業所規模5人以上] (ランク別・都道府県別・暦年)

ランク	都道府県	人数(万人)				前年比増減(%)					
		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
A ランク	東京都	797	812	806	800	797	6.3	1.9	△ 0.7	△ 0.8	△ 0.4
	神奈川県	299	303	302	299	306	8.2	1.3	△ 0.5	△ 0.9	2.4
	大阪府	389	394	394	394	379	△ 0.7	1.2	0.0	0.1	△ 3.8
	愛知県	319	320	319	318	318	5.5	0.4	△ 0.3	△ 0.5	0.0
	埼玉県	211	214	215	214	222	1.2	1.5	0.2	△ 0.4	3.6
	千葉県	174	172	172	172	177	2.6	△ 0.9	△ 0.1	△ 0.0	2.7
	兵庫県	180	182	180	178	182	4.7	0.9	△ 1.0	△ 1.0	2.3
	京都府	92	95	95	96	95	4.2	4.1	△ 0.8	1.2	△ 0.6
	茨城県	99	99	98	98	102	△ 0.5	△ 0.4	△ 0.8	0.0	4.0
	静岡県	140	141	141	141	142	△ 0.2	1.0	△ 0.4	0.4	0.9
B ランク	富山県	42	42	42	42	43	0.1	0.1	0.9	0.4	1.8
	広島県	105	107	107	107	112	4.6	1.7	0.2	△ 0.1	4.2
	徳島県	51	51	50	50	50	3.5	△ 0.9	△ 0.4	△ 0.6	0.5
	香川県	70	70	70	71	74	△ 1.7	0.6	0.2	1.0	3.7
	愛媛県	73	73	71	72	73	3.4	△ 0.1	△ 2.7	0.4	2.2
	高知県	81	80	80	80	77	△ 2.3	△ 0.8	0.4	△ 1.0	△ 3.3
	山梨県	29	29	29	29	29	4.1	1.5	△ 0.1	△ 1.2	1.5
	長野県	65	65	65	66	67	3.3	0.1	0.8	0.6	2.6
	新潟県	43	44	43	42	43	△ 1.8	2.3	△ 1.0	△ 2.1	1.9
	石川県	180	180	182	182	187	8.4	△ 0.3	1.0	0.2	3.0
C ランク	福井県	34	35	34	34	35	0.9	1.3	△ 1.4	△ 1.3	3.6
	岐阜県	68	68	68	67	68	0.5	0.7	△ 1.1	△ 0.8	0.9
	静岡県	30	30	30	30	30	0.7	1.2	△ 1.3	0.9	1.9
	愛知県	39	39	39	39	39	16.4	0.2	1.1	0.8	△ 1.6
	岐阜県	48	49	48	48	47	△ 2.5	0.2	△ 0.3	△ 1.1	△ 2.4
	長野県	75	74	75	76	76	2.8	△ 0.7	1.8	0.4	△ 0.2
	北海道	177	179	180	179	181	△ 0.3	1.4	0.5	△ 0.3	1.0
	青森県	68	68	68	67	68	2.0	0.2	0.0	△ 0.8	1.7
	岩手県	24	24	24	25	24	4.4	△ 1.4	1.9	2.8	△ 3.1
	宮城県	66	66	66	65	67	△ 4.3	1.7	0.5	△ 1.7	2.4
全国計	新潟県	80	82	82	81	83	△ 0.7	2.5	△ 0.2	△ 1.4	2.0
	富山県	29	29	29	28	29	3.3	0.1	△ 2.9	△ 2.3	2.7
	石川県	45	46	45	45	46	3.8	1.4	△ 0.8	△ 1.6	3.3
	福井県	23	24	23	23	24	△ 1.2	1.1	△ 1.8	0.9	2.0
	山梨県	38	38	38	38	37	△ 2.5	0.2	△ 0.3	△ 0.7	△ 1.6
	長野県	57	58	57	56	56	5.2	0.9	△ 1.8	△ 0.8	△ 1.4
	岐阜県	38	38	38	38	39	△ 0.9	1.3	△ 0.8	△ 0.8	3.3
	愛知県	28	28	28	28	29	8.5	0.3	1.1	△ 0.8	2.9
	静岡県	43	43	42	42	41	1.9	1.1	△ 3.2	0.0	△ 3.1
	富山県	42	42	42	41	41	2.4	△ 1.4	0.3	△ 0.3	△ 1.6
石川県	23	23	23	23	23	2.8	0.9	△ 0.4	△ 0.5	0.3	
福井県	18	18	18	18	19	△ 3.7	1.2	0.0	1.2	4.6	
山梨県	33	33	33	32	32	2.1	0.5	△ 1.3	△ 1.0	△ 0.9	
長野県	51	53	53	53	57	8.2	4.0	△ 1.2	1.2	7.8	
岐阜県	34	35	35	34	35	9.5	1.4	△ 0.7	△ 2.6	4.0	
静岡県	42	42	42	42	40	4.5	△ 0.5	△ 1.0	0.9	△ 4.0	
富山県	46	47	47	48	49	11.0	2.2	0.8	1.0	2.1	
石川県	4,981	5,078	5,130	5,189	5,134	1.1	2.0	1.0	1.2	0.9	

資料出所 「毎月勤労統計調査地方調査」

(注) 1 事業所規模5人以上の数値である。

2 全国計の数値は、毎月勤労統計調査全国調査の結果であり、都道府県別の数値の合計とは一致しない。

3 各都道府県別の増減率は労働基準局賃金課にて常用労働者数から算出。

4 ランク区分は令和5年の見直し後のもの。

(2) 雇用保険の被保険者数（ランク別・都道府県別・暦年）

ランク	都道府県					人数(万人)					前年比増減(%)				
	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
A ランク	東京都	1,028	1,039	1,056	1,065	1,081	2.2	1.0	1.6	0.9	1.5	1.4	1.3	1.0	0.8
	神奈川県	223	226	228	229	232	1.4	1.3	1.0	0.8	0.9	1.7	0.7	0.9	0.5
	大阪府	368	370	373	375	377	1.8	1.8	0.5	0.4	0.1	1.7	1.5	1.7	0.2
	愛知県	291	293	294	294	295	1.7	1.7	1.5	1.7	1.7	2.0	1.5	1.3	0.4
	埼玉県	154	156	159	159	159	2.0	2.0	1.5	1.3	0.4	1.3	0.6	0.3	△ 0.3
	千葉県	124	126	128	128	129	1.3	1.3	0.8	0.1	△ 0.1	1.3	0.8	0.1	△ 0.0
	兵庫県	142	143	144	143	143	1.3	1.3	0.9	1.0	0.6	1.3	0.9	1.0	0.6
	茨城県	80	81	82	82	82	1.2	1.2	0.2	0.5	0.1	1.2	0.2	0.5	0.1
	静岡県	118	118	119	119	119	0.6	0.6	△ 0.3	△ 0.4	△ 0.8	0.9	0.3	△ 0.4	△ 0.5
	富山県	37	37	37	37	37	0.9	0.9	0.3	△ 0.7	△ 0.3	0.9	0.3	△ 0.7	△ 0.3
	広島県	102	102	103	102	102	1.8	1.8	0.3	△ 0.0	△ 0.0	1.8	0.8	1.0	0.3
	滋賀県	40	40	40	40	40	1.3	1.3	0.8	1.0	0.3	1.5	0.8	0.2	1.1
	栃木県	58	58	59	59	59	1.5	1.5	0.7	0.6	0.0	1.5	0.7	0.6	0.0
	群馬県	62	63	64	64	64	0.9	0.9	0.0	0.1	△ 0.8	0.9	0.0	0.1	△ 0.8
	宮城県	74	74	74	73	73	1.5	1.5	1.2	1.2	0.4	1.5	1.2	1.2	0.6
	山梨県	22	23	23	23	23	1.2	1.2	0.1	0.4	0.6	1.2	0.1	0.4	0.2
	三重県	50	51	51	51	51	0.8	0.8	0.0	△ 0.3	△ 0.7	0.8	0.0	△ 0.3	△ 0.1
	三重県	39	39	39	38	38	1.5	1.5	1.4	0.6	△ 0.1	1.5	1.4	0.6	△ 0.1
	石川県	174	177	177	177	177	0.9	0.9	0.8	△ 2.8	△ 1.0	0.9	0.8	△ 2.8	△ 1.0
香川県	33	33	32	32	32	1.2	1.2	0.9	△ 0.4	△ 0.5	1.2	0.9	△ 0.4	△ 0.5	
福岡県	60	61	60	60	60	0.9	0.9	0.3	△ 0.1	△ 0.6	0.9	0.3	△ 0.1	△ 0.6	
福岡県	26	26	26	26	26	1.3	1.3	0.8	0.2	△ 0.2	1.3	0.8	0.2	△ 0.2	
佐賀県	25	25	25	25	25	0.7	0.7	0.0	△ 0.2	△ 0.8	0.7	0.0	△ 0.2	△ 0.8	
佐賀県	41	41	41	40	40	1.0	1.0	0.2	0.3	0.1	1.0	0.2	0.3	0.1	
長崎県	64	64	64	64	64	1.1	1.1	0.8	0.1	△ 0.6	1.1	0.8	0.1	△ 0.6	
北九州	156	157	157	156	155	1.2	1.2	0.4	0.3	△ 0.1	1.2	0.4	0.3	△ 0.1	
徳島県	20	20	20	20	20	0.7	0.7	0.0	△ 0.4	△ 0.3	0.7	0.0	△ 0.4	△ 0.3	
徳島県	58	58	58	58	57	0.4	0.4	△ 0.3	△ 0.3	△ 0.7	0.4	△ 0.3	△ 0.3	△ 0.7	
新潟県	73	73	73	72	72	0.6	0.6	△ 0.3	△ 0.3	△ 0.9	0.6	△ 0.3	△ 0.3	△ 0.9	
新潟県	24	24	25	24	24	0.8	0.8	0.3	0.3	△ 0.6	0.8	0.3	0.3	△ 0.6	
愛媛県	41	41	41	40	40	0.5	0.5	0.2	△ 0.8	△ 0.8	0.5	0.2	△ 0.8	△ 0.8	
愛媛県	21	21	20	20	20	0.3	0.3	△ 0.8	△ 0.5	△ 1.1	0.3	△ 0.8	△ 0.5	△ 1.1	
大分県	34	33	33	33	33	0.1	0.1	△ 0.1	△ 0.5	△ 0.4	0.1	△ 0.1	△ 0.5	△ 0.4	
熊本県	49	50	50	50	50	1.1	1.1	0.7	0.7	0.1	1.1	0.7	0.7	0.1	
熊本県	33	32	32	32	32	0.2	0.2	△ 0.6	△ 0.4	△ 0.6	0.2	△ 0.6	△ 0.4	△ 0.6	
佐賀県	24	24	24	24	24	0.6	0.6	0.4	0.2	△ 0.4	0.6	0.4	0.2	△ 0.4	
佐賀県	37	37	37	36	36	0.0	0.0	△ 0.1	△ 0.5	△ 1.0	0.0	△ 0.1	△ 0.5	△ 1.0	
長崎県	37	37	37	36	36	0.2	0.2	△ 0.4	△ 0.7	△ 0.8	0.2	△ 0.4	△ 0.7	△ 0.8	
長崎県	20	20	20	19	19	0.1	0.1	△ 0.2	△ 1.0	△ 0.7	0.1	△ 0.2	△ 1.0	△ 0.7	
高知県	16	16	16	16	16	0.7	0.7	△ 0.1	△ 0.6	△ 1.7	0.7	△ 0.1	△ 0.6	△ 1.7	
高知県	29	29	29	29	28	△ 0.2	△ 0.2	0.4	0.0	△ 1.4	0.2	0.4	0.0	△ 1.4	
鹿児島県	46	46	46	46	46	0.8	0.8	0.3	0.3	△ 0.1	0.8	0.3	0.3	△ 0.1	
鹿児島県	30	30	30	30	30	0.9	0.9	0.3	0.2	△ 0.4	0.9	0.3	0.2	△ 0.4	
青森県	36	36	35	35	35	0.3	0.3	△ 0.5	△ 0.8	△ 1.1	0.3	△ 0.5	△ 0.8	△ 1.1	
青森県	43	44	45	45	45	2.2	2.2	2.0	1.2	0.2	2.2	2.0	1.2	0.2	
全国計	4,399	4,430	4,461	4,469	4,484	1.5	1.5	0.7	0.7	0.4	1.5	0.7	0.7	0.4	

資料出所 厚生労働省「雇用保険事業月報」
 (注) 1 労働者が雇用される事業所ごとに適用事業所として届け出るものが原則であるが、本社のみで労務管理を行っている場合などは、本社が支社を一括して適用事業所の届出を行う場合がある。(=雇用保険における被保険者数の計上)
 2 一括適用事業所となった場合、雇用保険データにおける被保険者数の計上は、届出のあった都道府県のみで計上される。
 3 被保険者には、一般被保険者の他、高年齢継続被保険者、短期雇用特例被保険者、日雇労働被保険者を含む。日雇労働被保険者の都道府県計は全国計に必ずしも一致しない。
 4 一般被保険者の雇用保険加入要件については、一週間の所定労働時間が50時間以上及び31日以上の雇用見込み。
 5 ランク区分は令和5年の見直し後のもの。

(3) 就業者数 (ランク別・都道府県別・暦年)

ランク	都道府県	人数 (万人)					前年比 (%)				
		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
A ランク	東京都	810	816	823	833	838	1.9	0.7	0.9	1.2	0.6
	神奈川県	509	505	500	503	508	2.6	△ 0.8	△ 1.0	0.6	1.0
B ランク	大阪府	459	463	463	465	467	3.6	0.7	0.0	0.6	0.4
	愛知県	414	414	417	418	422	1.6	0.0	0.6	0.4	0.8
	埼玉県	398	396	399	403	404	1.4	△ 0.4	0.7	1.0	0.2
	千葉県	337	338	338	339	342	1.1	0.2	0.0	0.4	0.9
	兵庫県	274	275	276	277	278	△ 0.3	0.3	0.3	0.4	0.3
	京都府	137	136	135	135	135	1.1	△ 0.2	△ 0.7	△ 0.7	0.4
	茨城県	151	150	150	150	150	0.2	△ 0.2	△ 0.1	△ 0.1	0.2
	静岡県	200	198	198	197	197	△ 0.3	△ 0.8	△ 0.3	△ 0.3	0.1
	富山県	56	56	56	55	55	0.2	△ 0.4	△ 0.4	△ 0.9	0.0
	広島県	145	145	145	145	145	0.6	0.3	△ 0.2	△ 0.2	0.2
C ランク	滋賀県	77	76	75	76	78	1.6	△ 0.8	△ 1.4	1.5	2.1
	栃木県	103	103	103	103	103	0.2	△ 0.2	△ 0.2	0.0	0.3
	群馬県	103	103	103	103	103	0.5	0.0	0.0	0.0	0.3
	群馬県	123	122	122	121	122	1.0	△ 0.3	△ 0.7	△ 0.8	1.1
	山梨県	45	44	44	44	44	△ 0.2	△ 2.9	0.7	△ 0.9	1.6
	三重県	99	96	95	94	93	3.2	△ 3.0	△ 1.4	△ 1.1	△ 1.4
	石川県	62	61	61	61	61	0.0	△ 0.5	△ 0.8	△ 0.3	0.5
	福井県	261	262	262	262	262	0.9	0.4	0.1	0.1	0.2
	香川県	49	49	49	48	48	△ 0.2	△ 0.2	△ 1.0	△ 0.4	△ 0.4
	岡山県	96	96	96	96	96	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0
全国計	徳島県	43	42	41	41	41	0.5	△ 0.5	△ 0.9	△ 1.9	△ 0.7
	奈良県	66	66	66	66	65	0.5	0.2	0.2	△ 0.3	△ 0.8
	山口県	69	68	68	66	66	△ 0.6	△ 1.6	△ 0.7	△ 2.2	△ 0.9
	長野県	114	114	112	111	111	0.2	△ 0.4	△ 1.2	△ 1.2	0.1
	北海道	267	263	261	260	264	0.9	△ 1.2	△ 0.8	△ 0.4	1.4
	北海道	111	111	111	111	111	△ 0.1	0.0	0.0	△ 0.2	△ 0.1
	岐阜県	36	36	36	36	35	0.0	△ 0.6	△ 0.6	△ 0.3	△ 0.3
	徳島県	98	97	97	96	96	△ 0.1	△ 0.6	△ 0.8	△ 0.8	△ 0.3
	福井県	118	117	116	116	116	△ 0.3	△ 0.9	△ 0.8	△ 0.5	0.0
	新潟県	48	48	46	46	46	2.1	△ 1.9	△ 2.5	△ 0.9	0.4
資料出所	愛媛県	69	68	68	68	67	0.4	△ 0.3	△ 1.2	△ 0.1	△ 0.3
	高知県	36	35	35	37	35	△ 0.3	△ 4.4	0.9	5.7	△ 4.6
	鳥取県	59	59	59	59	58	0.9	0.0	△ 1.0	△ 0.3	△ 1.0
	徳島県	91	92	92	92	92	0.2	0.2	0.1	0.0	0.2
	山形県	59	58	58	58	57	1.7	△ 1.9	0.0	1.0	△ 1.2
	佐賀県	43	44	44	44	44	△ 3.0	3.1	0.9	0.0	△ 0.5
	長崎県	67	67	66	66	65	△ 0.6	△ 0.6	△ 1.0	△ 1.1	△ 0.3
	岩手県	66	66	64	64	63	△ 0.4	△ 1.2	△ 2.0	△ 1.2	△ 1.1
	高知県	36	35	35	35	34	△ 0.3	△ 0.6	△ 1.1	△ 1.1	△ 0.9
	鳥取県	30	30	30	30	30	△ 0.3	△ 0.3	△ 0.3	△ 0.3	△ 0.3
注	秋田県	50	49	49	47	47	△ 1.2	△ 0.5	△ 0.4	△ 2.3	△ 1.5
	鹿島	80	80	80	80	79	0.5	0.2	△ 1.4	△ 1.8	△ 0.4
	宮崎県	56	56	55	54	54	△ 0.2	△ 0.8	△ 0.9	△ 0.8	△ 0.3
	沖縄県	65	65	64	64	63	3.0	0.6	0.5	0.8	1.7
	全国計	6,750	6,710	6,723	6,747	6,747	1.0	△ 0.6	0.0	0.1	0.4

資料出所 総務省統計局「労働力調査都道府県別結果(モデル推計値)」、「労働力調査」
 (注) 1 都道府県別に表すように標準設計を行っており(北海道、沖縄県を除く)、標準規模も小さいことなどから、標準差が大きく、利用に際して注意が必要。
 2 毎年1～3月期平均公表時に、新たな結果を追加して再計算を行い、前年までの過去5年間の年平均結果を勘定して一部改定している。
 3 全国計の数値は労働力調査結果の数値であり、都道府県別の数値の合計とは一致しない。
 4 ランク区分は令和5年の見直し後のもの。
 5 前年比は労働基準局賃金課において就業者数から算出。

III 業務統計資料編

1 地域別最低賃金改定状況

(1) 令和5年度 地域別最低賃金の審議・決定状況

ランク	都道府県名	前年度決定金額 (円)	改定最低賃金額				結審月日 (答申日)	採決状況	発効日
			最低賃金額 (円)	前年度比 (%)	引上げ額 (円)	引上げ率 (%)			
A	東京	1072	1113	104	41	3.82%	8月7日	● 使側4名反対	10月1日
A	神奈川	1071	1112	104	41	3.83%	8月4日	● 使側1名反対	10月1日
A	大阪	1023	1064	104	41	4.01%	8月7日	○	10月1日
A	愛知	986	1027	104	41	4.16%	8月4日	○	10月1日
A	埼玉	987	1028	104	41	4.15%	8月7日	○	10月1日
A	千葉	984	1026	104	42	4.27%	8月7日	●	10月1日
B	兵庫	960	1001	104	41	4.27%	8月7日	●	10月1日
B	京都	968	1008	104	40	4.13%	8月10日	●	10月6日
B	茨城	911	953	105	42	4.61%	8月7日	●	10月1日
B	静岡	944	984	104	40	4.24%	8月7日	●	10月1日
B	富山	908	948	104	40	4.41%	8月7日	●	10月1日
B	広島	930	970	104	40	4.30%	8月4日	○	10月1日
B	滋賀	927	967	104	40	4.31%	8月7日	● 使側2名反対	10月1日
B	栃木	913	954	104	41	4.49%	8月7日	●	10月1日
B	群馬	895	935	104	40	4.47%	8月9日	○	10月5日
B	宮城	883	923	105	40	4.53%	8月7日	○	10月1日
B	山梨	898	938	104	40	4.45%	8月7日	○	10月1日
B	三重	933	973	104	40	4.29%	8月7日	● 使側3名反対	10月1日
B	石川	891	933	105	42	4.71%	8月8日	○	10月8日
B	福岡	900	941	105	41	4.56%	8月10日	●	10月6日
B	香川	878	918	105	40	4.56%	8月7日	○	10月1日
B	岡山	892	932	104	40	4.48%	8月7日	○	10月1日
B	福井	888	931	105	43	4.84%	8月7日	●	10月1日
B	奈良	896	936	104	40	4.46%	8月7日	○	10月1日
B	山口	888	928	105	40	4.50%	8月7日	○	10月1日
B	長野	908	948	104	40	4.41%	8月7日	●	10月1日
B	北海道	920	960	104	40	4.35%	8月7日	●	10月1日
B	岐阜	910	950	104	40	4.40%	8月7日	● ▲ 使側1名 労働者側2名反対	10月1日
B	徳島	855	896	105	41	4.80%	8月7日	○	10月1日
B	福島	858	900	105	42	4.90%	8月7日	● 使側3名反対	10月1日
B	新潟	890	931	105	41	4.61%	8月7日	●	10月1日
B	和歌山	889	929	104	40	4.50%	8月7日	○	10月1日
B	愛媛	853	897	105	44	5.16%	8月10日	●	10月6日
B	島根	857	904	105	47	5.48%	8月10日	●	10月6日
C	大分	854	899	105	45	5.27%	8月10日	●	10月6日
C	熊本	853	898	105	45	5.28%	8月14日	●	10月8日
C	山形	854	900	105	46	5.39%	8月18日	●	10月14日
C	佐賀	853	900	106	47	5.51%	8月18日	●	10月14日
C	長崎	853	898	105	45	5.28%	8月17日	●	10月13日
C	岩手	854	893	105	39	4.57%	8月8日	▲	10月4日
C	高知	853	897	105	44	5.16%	8月14日	●	10月8日
C	鳥取	854	900	105	46	5.39%	8月9日	●	10月5日
C	秋田	853	897	105	44	5.16%	8月7日	●	10月1日
C	鹿児島	853	897	105	44	5.16%	8月10日	●	10月6日
C	宮崎	853	897	105	44	5.16%	8月10日	●	10月6日
C	青森	853	898	105	45	5.28%	8月10日	●	10月7日
C	沖縄	853	896	105	43	5.04%	8月14日	●	10月8日
全国加重平均額		961	1004	104	43	4.47%	—	—	—

備考

- 1 全国加重平均額 1,004円
- 2 答申時の採決状況 ○全会一致14件 ●使用者側反対26件 ▲労働者側反対 1件
●使用者側一部反対 5件 ●▲使用者側、労働者側双方一部反対 1件
- 3 答申時期 前年より早い16件 前年より遅い27件 前年と同じ4件
- 4 発効日 前年より早い14件 前年より遅い9件 前年と同じ24件
- 5 目安との比較 目安を上回る24件
- 6 異議申出状況 47局(前年度46局)

(2) 目安と改定額との関係の推移 (都道府県別)

ランク	都	道	府	県	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
A ランク	東	京	川	奈		-1					+1			
	神	大	阪	知	+1	+1	+1							+1
	愛	玉	知	玉	+2	+1					+2			+1
	埼	葉	葉	葉	+2					+1	+1			
B ランク	兵	庫	都	鹿	+1		+1		+1				+1	
	京	都	城	鹿	+1						+2		+1	+2
	茨	城	岡	鹿	+1						+1			
	静	岡	山	鹿	+1									
	富	山	島	鹿	+2				+1		+2			+1
	滋	賀	木	鹿	+1				+1		+1			
	栃	馬	城	鹿	+1						+1		+1	
	群	梨	重	鹿	+1									
	宮	川	重	鹿	+2				+1		+2			+2
	山	岡	川	鹿	+2				+1		+1			
	二	岡	山	鹿	+1									
	石	井	山	鹿	+1						+1			
福	良	口	鹿	+1										
香	野	道	鹿	+2										
岡	道	道	鹿	+1										
福	阜	道	鹿	+1										
奈	島	島	鹿	+1										
山	島	島	鹿	+2										
長	島	島	鹿	+1										
北	島	島	鹿	+1										
岐	島	島	鹿	+1										
徳	島	島	鹿	+1										
福	島	島	鹿	+1										
新	島	島	鹿	+1										
和	島	島	鹿	+1										
愛	島	島	鹿	+2										
C ランク	大	分	本	鹿	+1									
	熊	本	形	鹿	+1									
	山	形	賀	鹿	+2									
	佐	形	賀	鹿	+1									
	長	賀	賀	鹿	+1									
	岩	崎	手	鹿	+1									
	高	手	知	鹿	+1									
	島	取	取	鹿										
	鳥	田	島	鹿	+1									
	秋	島	島	鹿	+1									
	鹿	崎	森	鹿										
宮	崎	森	鹿	+1										
青	森	森	鹿	+1										
沖	根	根	鹿											

(注) 令和2年度中央最低賃金審議会の答申では「引上げ額の目安を示すことは困難であり、現行水準を維持することが適当」とされたが、表では便宜的に引上げ額を記載している。

(3) 効力発生年月日の推移

ランク	都道府県	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
A ランク	東京都	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1
	神奈川県	10.1	10.18	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1
	大阪府	10.5	10.1	10.1	9.30	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1
	愛知県	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1
	埼玉県	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1
	千葉県	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1
	東京都	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1
	京都府	10.22	10.7	10.2	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.9
	茨城県	10.4	10.4	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1
	静岡県	10.5	10.3	10.5	10.4	10.3	10.3	10.4	10.1	10.2	10.5
B ランク	富山県	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1
	富山県	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1
	滋賀県	10.9	10.8	10.6	10.5	10.1	10.1	10.3	10.1	10.1	10.6
	栃木県	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1
	群馬県	10.5	10.8	10.6	10.7	10.6	10.6	10.6	10.3	10.1	10.1
	埼玉県	10.16	10.3	10.5	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1
	山梨県	10.1	10.1	10.1	10.14	10.3	10.1	10.1	10.9	10.1	10.20
	山梨県	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1
	三重県	10.5	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1
	石川県	10.5	10.4	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.7	10.7	10.8
	福井県	10.5	10.4	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.6
	香川県	10.5	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1
	福岡県	10.5	10.2	10.1	10.1	10.1	10.1	10.2	10.3	10.2	10.1
	福岡県	10.4	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.4	10.2	10.1	10.1
	奈良県	10.3	10.7	10.6	10.1	10.4	10.4	10.5	10.1	10.1	10.1
	山口県	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.5	10.1	10.1	10.13
	山口県	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.4	10.1	10.1	10.1
	長門県	10.8	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.3	10.1	10.1	10.1
	北陸県	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1
	岐阜県	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1
愛媛県	10.1	10.4	10.1	10.5	10.1	10.1	10.1	10.4	10.1	10.1	
愛媛県	10.4	10.3	10.1	10.1	10.1	10.1	10.6	10.1	10.1	10.1	
愛媛県	10.4	10.3	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	
愛媛県	10.17	10.2	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	
愛媛県	10.12	10.3	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.3	10.1	10.5	
愛媛県	10.5	10.4	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.2	10.5	
C ランク	大分県	10.4	10.17	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.6	10.5	10.6
	熊本県	10.1	10.17	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.6
	山形県	10.17	10.16	10.7	10.6	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.8
	佐賀県	10.4	10.4	10.2	10.6	10.4	10.4	10.3	10.2	10.6	10.14
	長崎県	10.1	10.7	10.6	10.6	10.6	10.3	10.3	10.2	10.2	10.14
	長崎県	10.4	10.16	10.5	10.1	10.1	10.4	10.3	10.2	10.8	10.13
	高知県	10.26	10.18	10.16	10.13	10.5	10.5	10.3	10.2	10.20	10.4
	高知県	10.8	10.4	10.12	10.6	10.5	10.5	10.5	10.2	10.9	10.8
	鳥取県	10.5	10.7	10.6	10.1	10.1	10.1	10.3	10.1	10.1	10.1
	秋田県	10.19	10.8	10.1	10.1	10.1	10.1	10.3	10.1	10.1	10.1
鹿島郡	10.16	10.16	10.1	10.6	10.5	10.5	10.4	10.3	10.2	10.6	
青森県	10.24	10.18	10.20	10.6	10.4	10.4	10.4	10.3	10.6	10.6	
沖縄県	10.24	10.9	10.1	10.1	10.3	10.3	10.3	10.3	10.8	10.6	

(4) 加重平均額と引上げ率の推移（全国・ランク別）

(単位：円)

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
全 国	780 (2.09)	798 (2.31)	823 (3.13)	848 (3.04)	874 (3.07)	901 (3.09)	902 (0.11)	930 (3.10)	961 (3.33)	1,004 (4.47)
Aランク	855 (2.27)	875 (2.34)	900 (2.86)	920 (2.22)	947 (2.93)	975 (2.96)	976 (0.10)	1,004 (2.87)	1,035 (3.09)	1,077 (4.06)
Bランク	763 (2.14)	781 (2.36)	806 (3.20)	821 (1.86)	847 (3.17)	874 (3.19)	875 (0.11)	903 (3.20)	935 (3.54)	953 (4.50)
Cランク	725 (1.97)	742 (2.34)	764 (2.96)	787 (3.01)	812 (3.18)	838 (3.20)	839 (0.12)	867 (3.34)	897 (3.46)	898 (5.28)
Dランク	679 (1.95)	695 (2.36)	717 (3.17)	739 (3.07)	763 (3.25)	791 (3.67)	793 (0.25)	822 (3.66)	854 (3.89)	— —

(注) 1 金額は適用労働者数による加重平均時間額である。

2 ()内は引上げ率(%)を示す。

3 各ランクは、各年度における適用ランクである。

4 平成29年度はランク区分の入替え(埼玉B→A、山梨C→B、徳島D→C)があったため、引上げ率等の比較には注意が必要。

5 令和5年度より3ランクとなっている。令和5年度のランク別引上げ率は、ランク区分の入替え後の金額に対するもの。

(5) 最高額と最低額及び格差の推移

	平成 14年度	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度
① 最高額 (円)	708 東京	708 東京	710 東京	714 東京	719 東京	739 東京	766 東京 神奈川	791 東京	821 東京	837 東京	850 東京
② 最低額 (円)	604 沖縄	605 青森 岩手 秋田 佐賀 長崎 宮崎 鹿児島 沖縄	606 青森 岩手 秋田 佐賀 長崎 宮崎 鹿児島 沖縄	608 青森 岩手 秋田 佐賀 長崎 宮崎 鹿児島 沖縄	610 青森 岩手 秋田 沖縄	618 秋田 沖縄	627 宮崎 鹿児島 沖縄	629 佐賀 長崎 宮崎 沖縄	642 鳥取 島根 高知 佐賀 長崎 宮崎 鹿児島 沖縄	645 岩手 高知 沖縄	652 島根 高知
格差 ②/①×100	85.3	85.5	85.4	85.2	84.8	83.6	81.9	79.5	78.2	77.1	76.7

	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
① 最高額 (円)	869 東京	888 東京	907 東京	932 東京	958 東京	985 東京	1013 東京	1,013 東京	1,041 東京	1,072 東京	1,113 東京
② 最低額 (円)	664 鳥取 島根 高知 佐賀 長崎 熊本 大分 宮崎 沖縄	677 鳥取 高知 長崎 熊本 大分 宮崎 沖縄	693 鳥取 高知 宮崎 沖縄	714 宮崎 沖縄	737 高知 佐賀 長崎 熊本 大分 宮崎 鹿児島 沖縄	761 鹿児島	790 青森 岩手 秋田 山形 鳥取 島根 愛媛 高知 佐賀 長崎 熊本 大分 宮崎 鹿児島 沖縄	792 秋田 鳥取 島根 高知 佐賀 大分 沖縄	820 高知 沖縄	853 青森 秋田 愛媛 高知 佐賀 長崎 熊本 宮崎 鹿児島 沖縄	893 岩手
格差 ②/①×100	76.4	76.2	76.4	76.6	76.9	77.3	78.0	78.2	78.8	79.6	80.2

(6) 地域別最低賃金引上げ率の推移

(単位：%)

令和5年度 ランク	都道府県	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
A ランク	東京都	2.19	2.14	2.76	2.79	2.82	2.84	0.00	2.76	2.98	3.82
	神奈川県	2.19	2.03	2.76	2.80	2.82	2.85	0.10	2.77	2.98	3.83
	大阪府	2.32	2.39	2.91	2.94	2.97	2.99	0.00	2.90	3.13	4.01
	愛知県	2.56	2.50	3.05	3.08	3.10	3.12	0.11	3.02	3.25	4.16
	埼玉県	2.17	2.21	3.05	3.08	3.10	3.12	0.22	3.02	3.24	4.15
	千葉県	2.70	2.38	3.06	3.09	3.11	3.13	0.22	3.03	3.25	4.27
	兵庫県	1.97	2.32	3.15	3.05	3.20	3.21	0.11	3.11	3.45	4.27
	京都府	2.07	2.28	2.97	3.01	3.04	3.06	0.00	3.08	3.31	4.13
	茨城県	2.24	2.47	3.21	3.24	3.27	3.28	0.24	3.29	3.64	4.61
	静岡県	2.14	2.35	3.07	3.10	3.13	3.15	0.00	3.16	3.40	4.24
B ランク	富山県	2.25	2.47	3.22	3.25	3.27	3.29	0.12	3.30	3.53	4.41
	広島県	2.32	2.53	3.12	3.15	3.18	3.20	0.00	3.21	3.45	4.30
	滋賀県	2.19	2.41	3.14	3.17	3.20	3.22	0.23	3.23	3.46	4.31
	栃木県	2.09	2.46	3.20	3.23	3.25	3.27	0.12	3.28	3.51	4.49
	群馬県	1.98	2.22	2.99	3.16	3.32	3.21	0.24	3.35	3.47	4.47
	宮城県	2.01	2.25	3.03	3.21	3.37	3.26	0.12	3.39	3.52	4.53
	山梨県	2.12	2.22	2.99	3.29	3.32	3.33	0.12	3.34	3.70	4.45
	三重県	2.17	2.39	3.11	3.14	3.17	3.19	0.11	3.20	3.44	4.29
	石川県	1.99	2.37	2.99	3.17	3.20	3.23	0.12	3.36	3.48	4.71
	福井県	2.11	2.20	2.96	3.14	3.17	3.32	0.12	3.33	3.45	4.56
	香川県	2.33	2.42	3.20	3.23	3.39	3.28	0.24	3.41	3.54	4.56
	岡山県	2.28	2.23	2.99	3.17	3.33	3.22	0.12	3.36	3.48	4.48
	広島県	2.14	2.23	3.01	3.18	3.21	3.22	0.12	3.37	3.50	4.84
	福井県	1.97	2.21	2.97	3.15	3.18	3.21	0.12	3.34	3.46	4.46
	奈良県	2.00	2.24	3.01	3.19	3.22	3.37	0.00	3.38	3.62	4.50
	長門県	2.10	2.47	3.22	3.25	3.27	3.29	0.12	3.30	3.53	4.41
	北海道	1.91	2.14	2.88	3.05	3.09	3.11	0.00	3.25	3.49	4.35
	岐阜県	1.93	2.17	2.92	3.09	3.13	3.15	0.12	3.29	3.41	4.40
	徳島県	1.95	2.36	3.02	3.35	3.51	3.52	0.38	3.52	3.76	4.80
	福岡県	2.07	2.32	2.98	3.03	3.21	3.37	0.25	3.50	3.62	4.90
新潟県	2.00	2.24	3.01	3.32	3.21	3.36	0.12	3.37	3.61	4.61	
和歌山県	2.00	2.24	3.01	3.19	3.35	3.36	0.12	3.37	3.49	4.50	
愛媛県	2.10	2.35	3.02	3.07	3.38	3.40	0.38	3.53	3.90	5.16	
島根県	2.26	2.50	3.16	3.06	3.24	3.40	0.25	4.04	4.00	5.48	
C ランク	大分県	1.96	2.51	3.03	3.08	3.39	3.67	0.25	3.79	3.89	5.27
	熊本県	1.96	2.51	3.03	3.08	3.39	3.67	0.38	3.53	3.90	5.28
	山形県	2.26	2.35	3.02	3.07	3.25	3.54	0.38	3.66	3.89	5.39
	佐賀県	2.11	2.36	3.03	3.08	3.39	3.67	0.25	3.66	3.90	5.51
	長崎県	1.96	2.51	3.03	3.08	3.39	3.67	0.38	3.53	3.90	5.28
	岩手県	1.95	2.51	3.02	3.07	3.25	3.67	0.38	3.53	4.02	4.57
	高知県	1.96	2.36	3.17	3.08	3.39	3.67	0.25	3.54	4.02	5.16
	鳥取県	1.96	2.36	3.17	3.22	3.25	3.67	0.25	3.66	4.02	5.39
	秋田県	2.11	2.36	3.02	3.07	3.25	3.67	0.25	3.79	3.77	5.16
	鹿児島県	1.95	2.36	3.03	3.08	3.26	3.81	0.38	3.53	3.90	5.16
宮崎県	1.96	2.36	3.03	3.22	3.39	3.67	0.38	3.53	3.90	5.16	
青森県	2.11	2.36	3.02	3.07	3.25	3.67	0.38	3.66	3.77	5.28	
沖縄県	1.96	2.36	3.03	3.22	3.39	3.67	0.25	3.54	4.02	5.04	

2 最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果
 (1) 監督指導結果の推移（全国計、暦年、法違反の状況等）

	法違反の状況			法違反事業場の認識状況（％）			最賃未満労働者の状況		
	監督実施事業場数	最賃支払義務違反事業場数	違反率（％）	適用される最賃額を知っている	金額は知らないが、最賃が適用されることを知っている	最賃が適用されなかった	監督実施事業場の労働者数	最低賃金未満労働者数	最低賃金未満労働者数の比率（％）
平成 26 年	13,975	1,491	10.7	39.6	51.5	8.9	182,548	5,716	3.1
平成 27 年	13,295	1,545	11.6	40.1	52.2	7.6	161,377	5,262	3.3
平成 28 年	12,925	1,715	13.3	39.4	51.7	8.9	166,570	5,590	3.4
平成 29 年	15,413	2,166	14.1	41.8	52.3	5.9	196,039	6,853	3.5
平成 30 年	15,602	1,985	12.7	47.3	48.2	4.6	195,606	6,386	3.3
令和 元年	15,671	2,145	13.7	52.4	42.6	5.0	198,108	7,213	3.6
令和 2 年	15,600	2,080	13.3	55.9	38.6	5.5	185,239	5,910	3.2
令和 3 年	9,308※	751	8.1	53.0	41.0	6.0	96,730	1,680	1.7
令和 4 年	14,965	1,607	10.7	56.2	36.7	7.1	164,525	4,389	2.7
令和 5 年	15,105	1,558	10.3	59.6	35.2	5.2	163,175	3,786	2.3
令和 6 年	15,485	1,633	10.5	61.9	32.2	5.9	173,558	4,053	2.3

(注) 各年とも1月～3月の結果である。

※ 令和3年は、緊急事態宣言等が発出されたことに伴い、申告や労働者からの相談等に基づく事案など緊急性があると考えられるものを除き、上記監督の実施を一部延期した。

(2) 業種別法違反の状況（令和6年1月～3月、全国計）

業種	合計			地域別最低賃金適用事業場			特定最低賃金適用事業場		
	監督実施 事業場数	違反 事業場数	違反率%	監督実施 事業場数	違反 事業場数	違反率%	監督実施 事業場数	違反 事業場数	違反率%
01 製造業	3,649	429	11.8%	3,373	385	11.4%	276	44	15.9%
01 食料品製造業	931	98	10.5%	931	98	10.5%	0	0	-
02 繊維工業	330	39	11.8%	330	39	11.8%	0	0	-
03 衣服その他の繊維製品製造業	294	27	9.2%	294	27	9.2%	0	0	-
04 木材・木製品製造業	59	6	10.2%	59	6	10.2%	0	0	-
05 家具・装備品製造業	51	7	13.7%	51	7	13.7%	0	0	-
06 パルプ・紙・紙加工品製造業	136	9	6.6%	136	9	6.6%	0	0	-
07 印刷・製本業	151	22	14.6%	151	22	14.6%	0	0	-
08 化学工業	219	30	13.7%	215	30	14.0%	4	0	0.0%
09 窯業土石製品製造業	51	10	19.6%	48	8	16.7%	3	2	66.7%
10 鉄鋼業	16	0	0.0%	6	0	0.0%	10	0	0.0%
11 非鉄金属製造業	16	5	31.3%	13	5	38.5%	3	0	0.0%
12 金属製品製造業	213	29	13.6%	208	28	13.5%	5	1	20.0%
13 一般機械器具製造業	136	19	14.0%	101	9	8.9%	35	10	28.6%
14 電気機械器具製造業	270	38	14.1%	97	13	13.4%	173	25	14.5%
15 輸送用機械等製造業	73	9	12.3%	31	3	9.7%	42	6	14.3%
16 電気・ガス・水道業	3	0	0.0%	3	0	0.0%	0	0	-
17 その他の製造業	700	81	11.6%	699	81	11.6%	1	0	0.0%
02 鉱業	1	0	0.0%	1	0	0.0%	0	0	-
03 建設業	232	25	10.8%	232	25	10.8%	0	0	-
01 土木工事業	41	6	14.6%	41	6	14.6%	0	0	-
02 建築工事業	104	10	9.6%	104	10	9.6%	0	0	-
03 その他の建設業	87	9	10.3%	87	9	10.3%	0	0	-
04 運輸交通業	35	9	25.7%	35	9	25.7%	0	0	-
02 道路旅客運送業	12	4	33.3%	12	4	33.3%	0	0	-
03 道路貨物運送業	23	5	21.7%	23	5	21.7%	0	0	-
04 その他の運輸交通業	0	0	-	0	0	-	0	0	-
05 貨物取扱業	11	1	9.1%	11	1	9.1%	0	0	-
1号～5号 計	3,928	464	11.8%	3,652	420	11.5%	276	44	15.9%
06 農林業	78	19	24.4%	78	19	24.4%	0	0	-
01 農業	76	19	25.0%	76	19	25.0%	0	0	-
02 林業	2	0	0.0%	2	0	0.0%	0	0	-
07 畜産・水産業	27	2	7.4%	27	2	7.4%	0	0	-
01 畜産業	22	2	9.1%	22	2	9.1%	0	0	-
02 水産業	5	0	0.0%	5	0	0.0%	0	0	-
08 商業	6,395	657	10.3%	6,379	655	10.3%	16	2	12.5%
01 卸売業	1,309	105	8.0%	1,306	105	8.0%	3	0	0.0%
02 小売業	4,143	453	10.9%	4,130	451	10.9%	13	2	15.4%
03 理美容業	796	82	10.3%	796	82	10.3%	0	0	-
04 その他の商業	147	17	11.6%	147	17	11.6%	0	0	-
09 金融・広告業	66	8	12.1%	66	8	12.1%	0	0	-
01 金融業	5	0	0.0%	5	0	0.0%	0	0	-
02 広告・あっせん業	61	8	13.1%	61	8	13.1%	0	0	-
10 映画・演劇業	9	0	0.0%	9	0	0.0%	0	0	-
11 通信業	5	0	0.0%	5	0	0.0%	0	0	-
12 教育・研究業	101	12	11.9%	101	12	11.9%	0	0	-
13 保健衛生業	959	82	8.6%	959	82	8.6%	0	0	-
01 医療保健業	231	24	10.4%	231	24	10.4%	0	0	-
02 社会福祉施設	688	56	8.1%	688	56	8.1%	0	0	-
03 その他の保健衛生業	40	2	5.0%	40	2	5.0%	0	0	-
14 接客娯楽業	3,226	323	10.0%	3,226	323	10.0%	0	0	-
01 旅館業	536	47	8.8%	536	47	8.8%	0	0	-
02 飲食店	2,541	261	10.3%	2,541	261	10.3%	0	0	-
03 その他の接客娯楽業	149	15	10.1%	149	15	10.1%	0	0	-
15 清掃・と畜業	278	27	9.7%	278	27	9.7%	0	0	-
16 官公署	0	0	-	0	0	-	0	0	-
17 その他の事業	413	39	9.4%	410	39	9.5%	3	0	0.0%
01 派遣業	19	0	0.0%	17	0	0.0%	2	0	0.0%
02 その他の事業	394	39	9.9%	393	39	9.9%	1	0	0.0%
6号～17号 計	11,557	1,169	10.1%	11,538	1,167	10.1%	19	2	10.5%
合計	15,485	1,633	10.5%	15,190	1,587	10.4%	295	46	15.6%

足下の経済状況等に関する補足資料

内閣府「月例経済報告」における日本経済の基調判断(2024年1月～5月)

○ 2024年5月の月例経済報告では、「景気は、このところ足踏みもみられるが、緩やかに回復している。先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。」とされている。

	基調判断(現状)	基調判断(先行き)	雇用情勢	消費者物価
1 月月例	景気は、このところ一部に足踏みもみられるが、緩やかに回復している。	先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、世界的な金融引締めに伴う影響や中国経済の先行き懸念など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。さらに、令和6年能登半島地震の経済に与える影響に十分留意する必要がある。	改善の動きがみられる	このところ緩やかに上昇している
2 月月例	景気は、このところ足踏みもみられるが、緩やかに回復している。	先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、世界的な金融引締めに伴う影響や中国経済の先行き懸念など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。さらに、令和6年能登半島地震の経済に与える影響に十分留意する必要がある。	改善の動きがみられる	このところ緩やかに上昇している
3 月月例	景気は、このところ足踏みもみられるが、緩やかに回復している。	先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、世界的な金融引締めに伴う影響や中国経済の先行き懸念など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。さらに、令和6年能登半島地震の経済に与える影響に十分留意する必要がある。	改善の動きがみられる	緩やかに上昇している
4 月月例	景気は、このところ足踏みもみられるが、緩やかに回復している。	先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、世界的な金融引締めに伴う影響や中国経済の先行き懸念など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。さらに、令和6年能登半島地震の経済に与える影響に十分留意する必要がある。	改善の動きがみられる	緩やかに上昇している
5 月月例	景気は、このところ足踏みもみられるが、緩やかに回復している。	先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、世界的な金融引締めに伴う影響や中国経済の先行き懸念など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。さらに、令和6年能登半島地震の経済に与える影響に十分留意する必要がある。	改善の動きがみられる	緩やかに上昇している

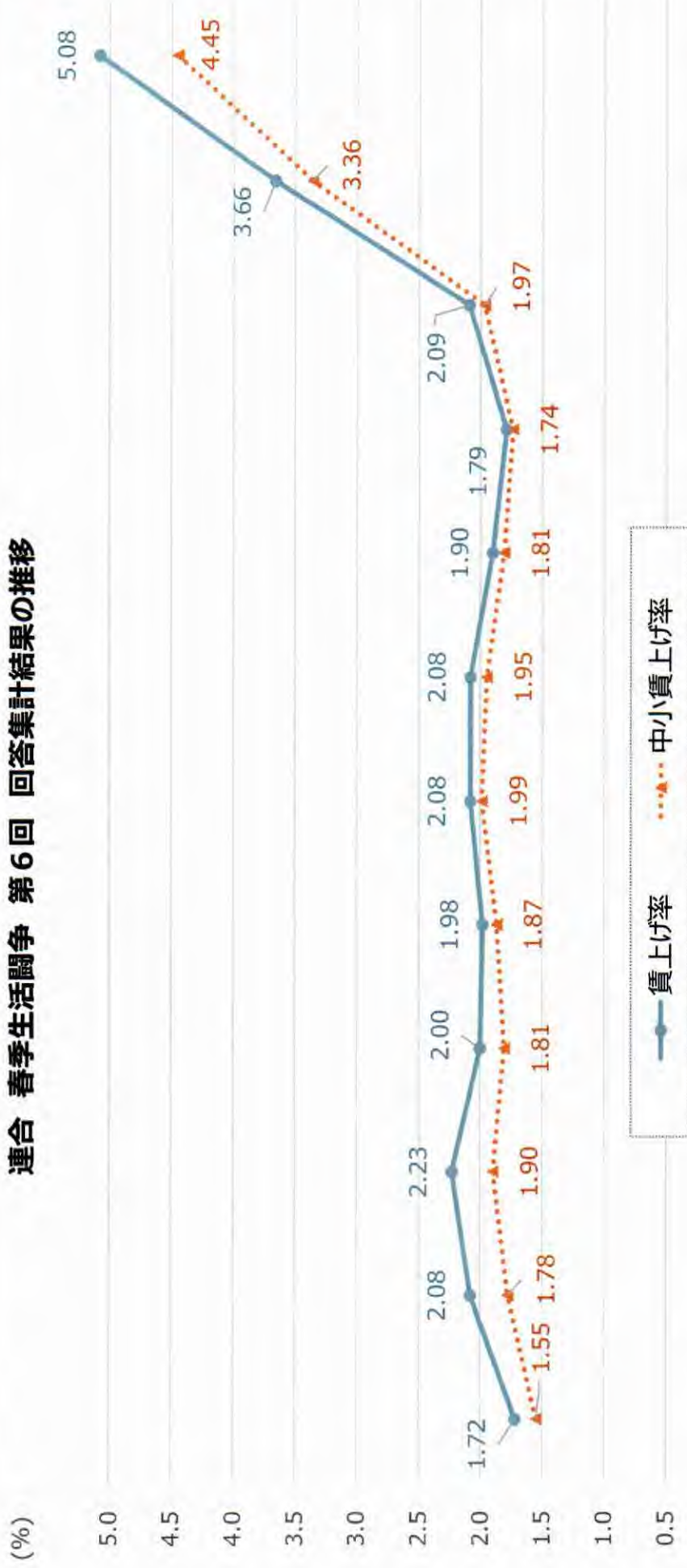
(資料出所) 内閣府「月例経済報告」をもとに厚生労働省労働基準局において作成。

(注) 下線は前月からの主な変更点

連合 春季賃上げ妥結状況

○ 連合の春闘第6回回答集計結果(6月5日公表)では、全体の賃上げ率は5.08%(中小4.45%)となっており、比較可能な2013年以降で最も高い。

連合 春季生活闘争 第6回 回答集計結果の推移

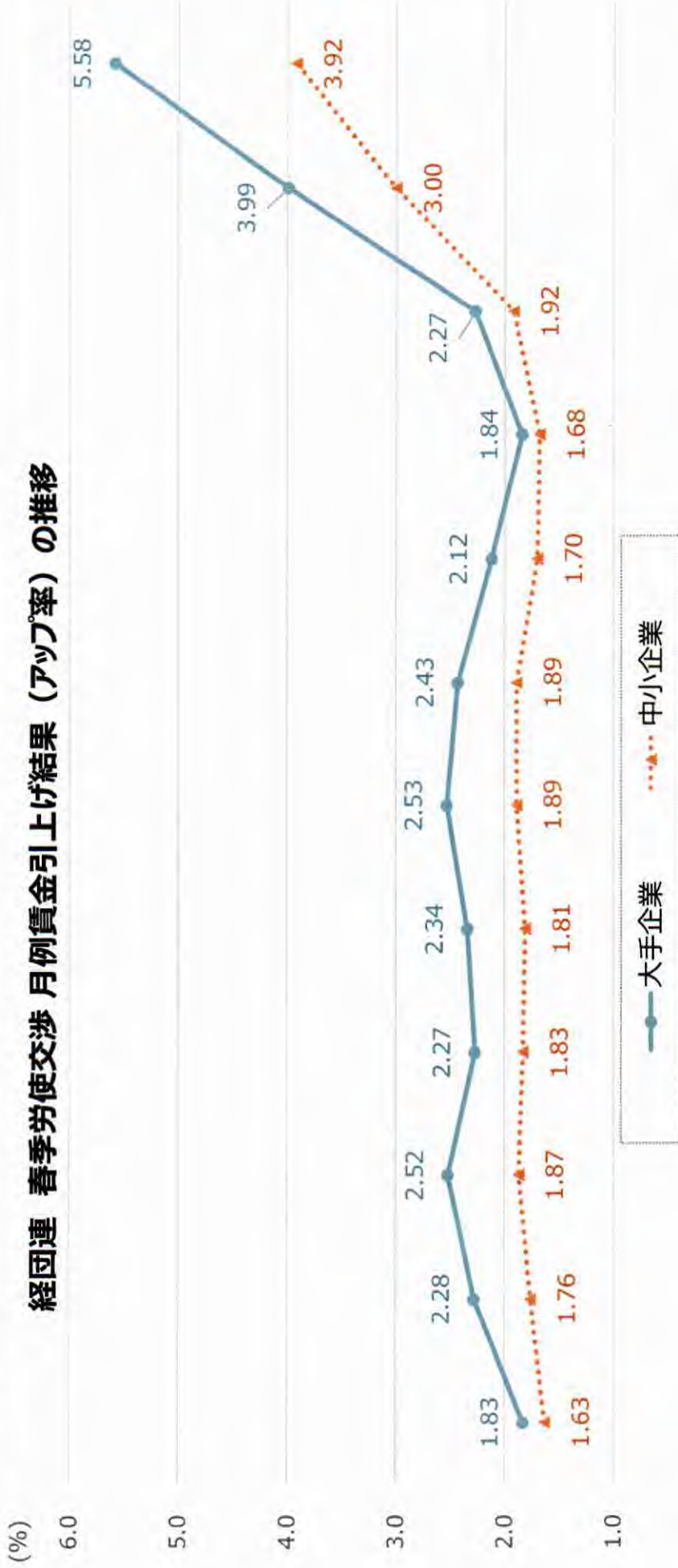


	2013.5.31	2014.6.4	2015.6.4	2016.6.3	2017.6.5	2018.6.11	2019.6.7	2020.6.5	2021.6.4	2022.6.3	2023.6.5	2024.6.5
賃上げ率	1.72	2.08	2.23	2.00	1.98	2.08	2.08	1.90	1.79	2.09	3.66	5.08
中小賃上げ率	1.55	1.78	1.90	1.81	1.87	1.99	1.95	1.81	1.74	1.97	3.36	4.45

(資料出所) 連合「2024春季生活闘争第6回回答集計結果」(2024年6月5日) をもとに厚生労働省労働基準局において作成
 (注) 各年データは平均賃金方式(加重平均)による定昇相当込み賃上げ率。

経団連 春季賃上げ妥結状況

○ 2024年の経団連 春季労使交渉月例賃金引上げ結果では、アップ率は大手企業5.58%（第1回集計）、中小企業3.92%（第1回集計）となっている。



	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
大手企業	1.83	2.28	2.52	2.27	2.34	2.53	2.43	2.12	1.84	2.27	3.99	5.58
中小企業	1.63	1.76	1.87	1.83	1.81	1.89	1.89	1.70	1.68	1.92	3.00	3.92

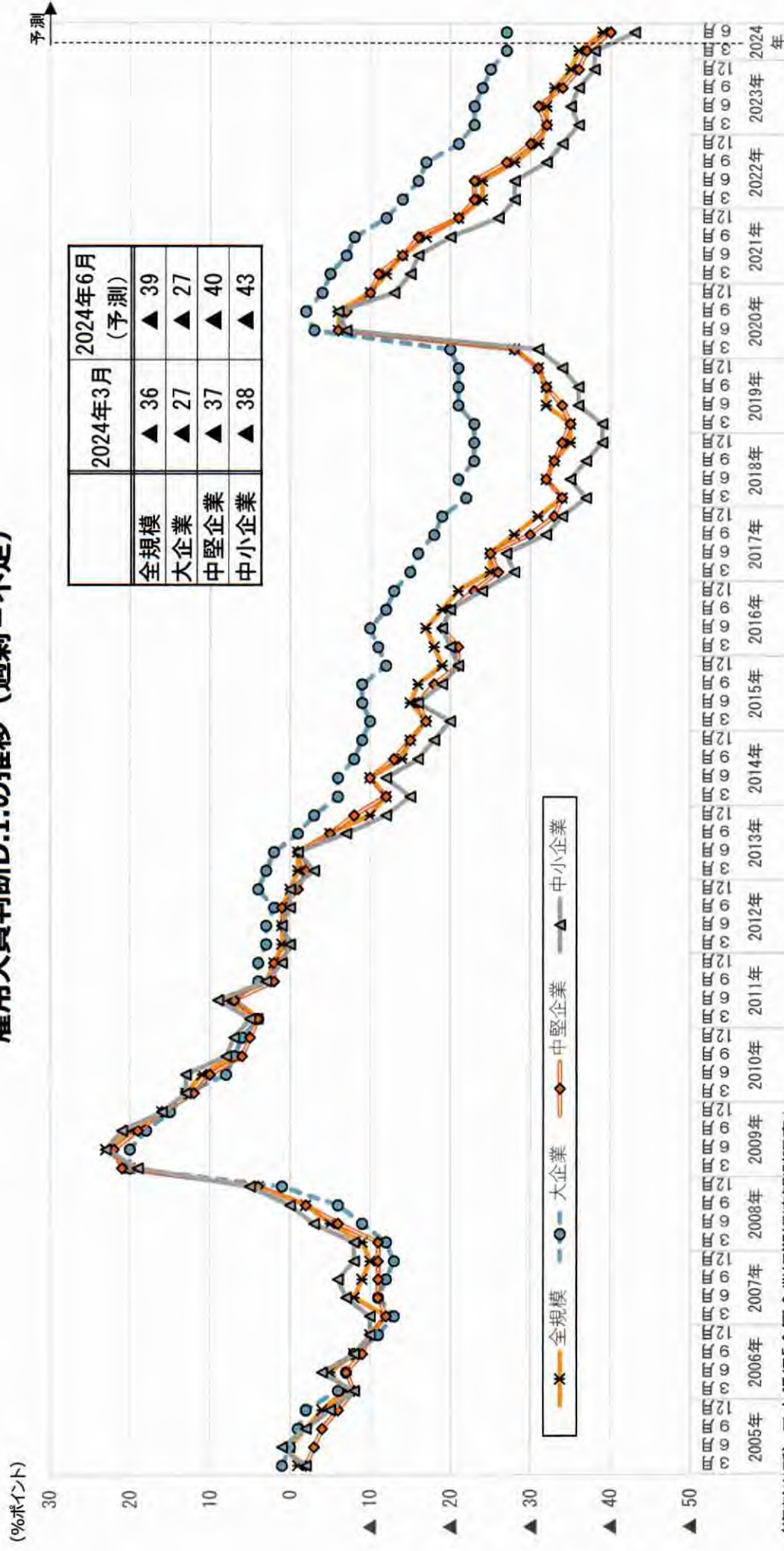
(資料出所) 経団連「春季労使交渉・大手企業業種別妥結結果」「春季労使交渉・中小企業業種別妥結結果」「2024年春季労使交渉・大手企業業種別回答状況」「2024年春季労使交渉・中小企業業種別回答状況」をもち、厚生労働省労働基準局において作成。

(注) 2023年までは最終集計結果、2024年は第1回集計結果

雇用人員判断D.I.の推移(過剰-不足)

○ 2020年9月以降人手不足感が強まり続けており、中堅企業・中小企業については大企業以上に人手不足感が高まっている。

雇用人員判断D.I.の推移 (過剰-不足)

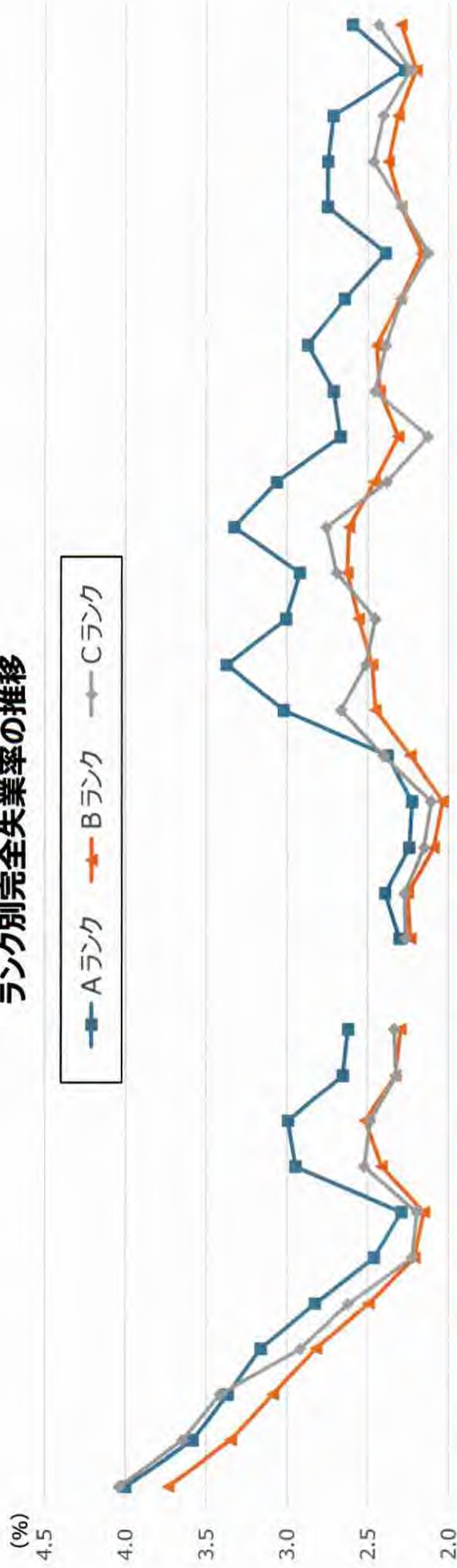


地域別の状況

ランク別完全失業率の推移

○ ランク別に完全失業率の推移をみると、2020年4～6月期頃から特にAランク地域に特らAランク地域において完全失業率が上昇したが、このころ緩やかな改善傾向にある。

ランク別完全失業率の推移



年	2019年			2020年			2021年			2022年			2023年			年						
	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月		10～12月					
Aランク	2.3	2.4	2.2	2.2	2.4	3.0	3.4	3.0	2.9	3.3	3.1	2.7	2.7	2.7	2.6	2.4	2.7	2.7	2.7	2.3	2.6	
Bランク	2.2	2.3	2.1	2.0	2.2	2.5	2.5	2.6	2.6	2.6	2.5	2.3	2.4	2.4	2.3	2.2	2.3	2.4	2.3	2.2	2.3	
Cランク	2.3	2.3	2.2	2.1	2.4	2.7	2.5	2.5	2.7	2.8	2.4	2.1	2.5	2.4	2.3	2.1	2.3	2.5	2.4	2.2	2.3	2.4

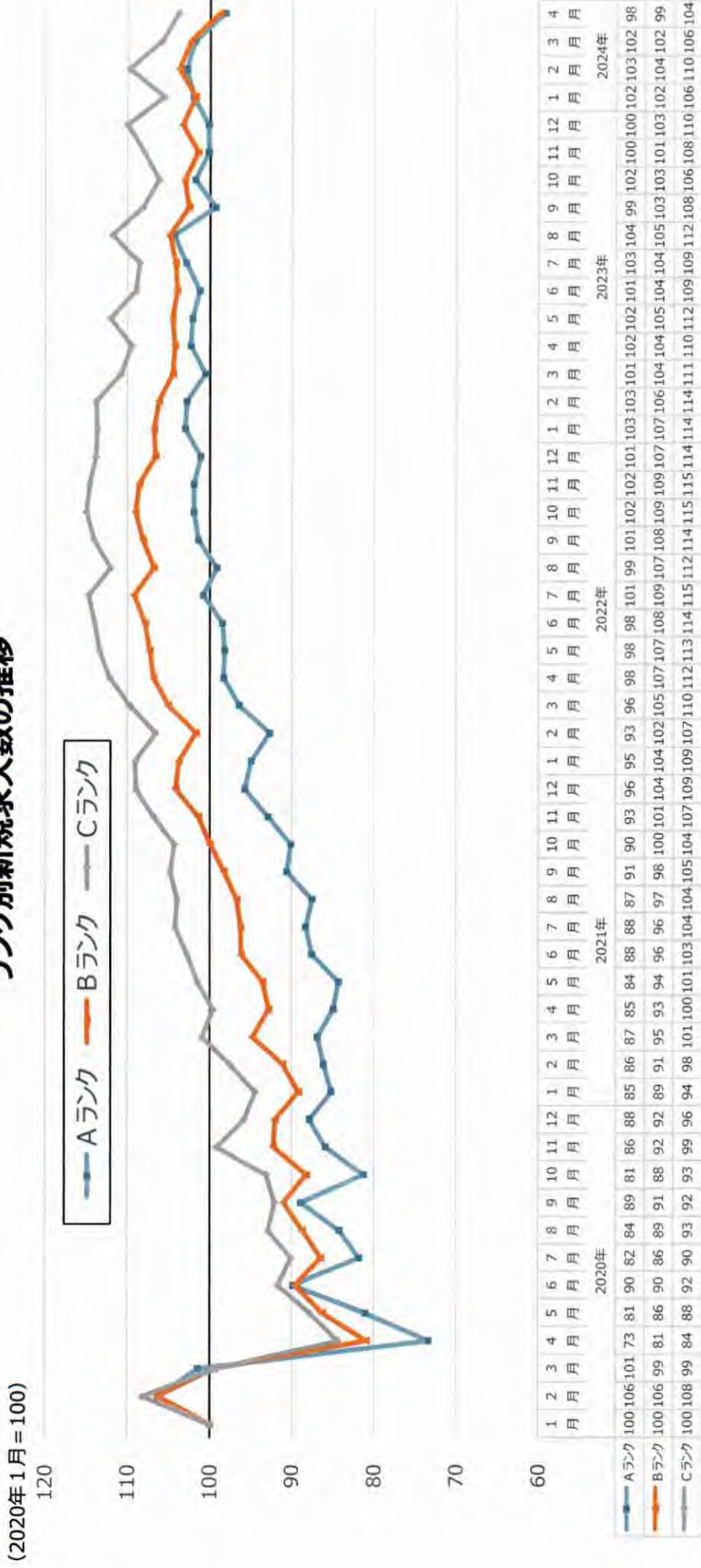
(資料出所) 総務省「労働力調査(基本集計)」より作成。

- (注) 1. モデル推計による都道府県別結果。
 2. 各ランクに属する都道府県の完全失業者数と労働力人口をそれぞれが合算することにより算出。
 3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

ランク別新規求人数の水準の推移

○ ランク別に新規求人数の水準の推移をみると、2020年4月に大きく減少した後、上昇傾向が続き、2023年以降は横ばいとなっている。

ランク別新規求人数の推移



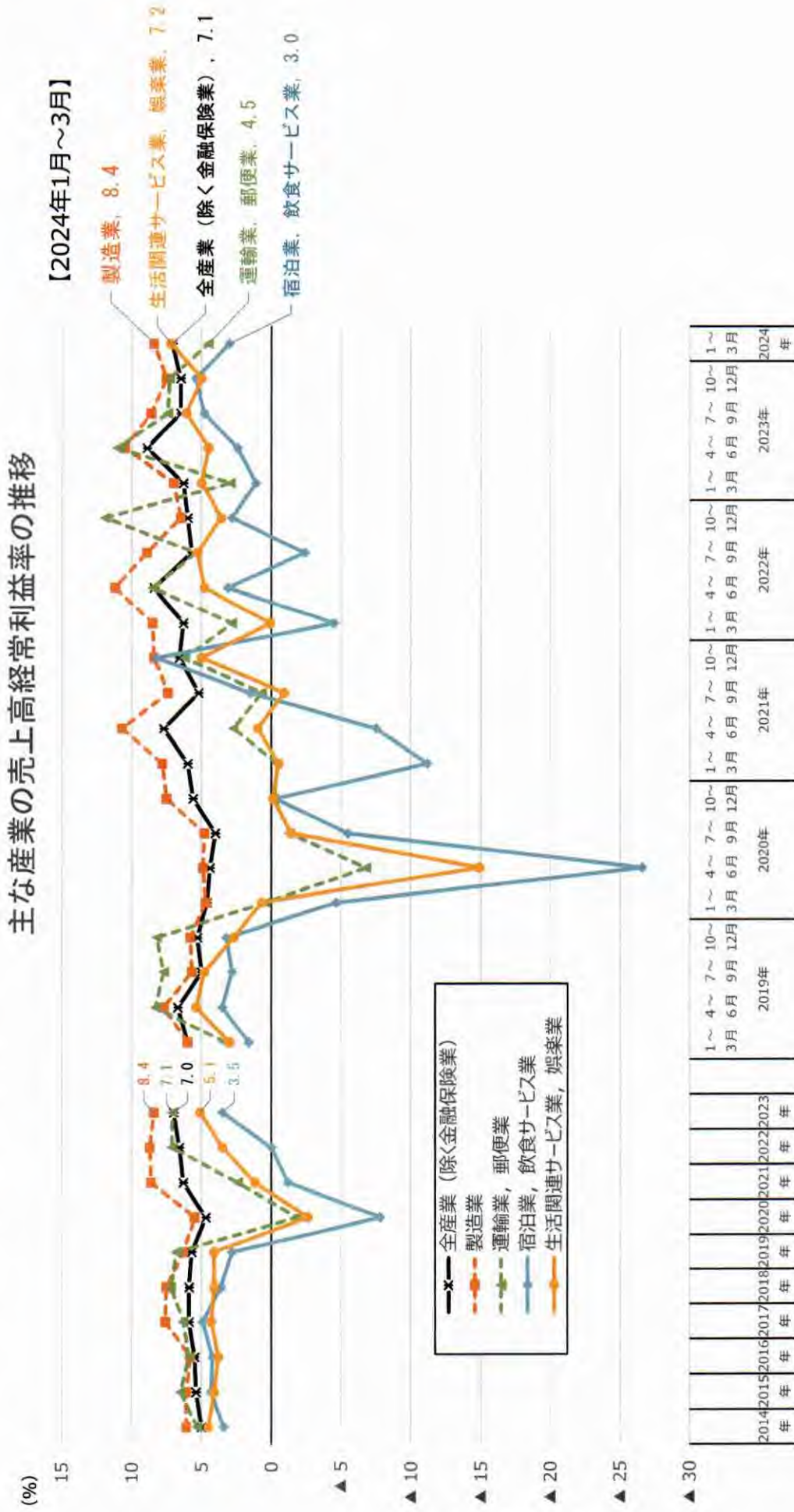
(資料出所) 厚生労働省「職業安定業務統計」より作成。

- (注) 1. 2020年1月の新規求人数(季節調整値)を100とした場合の各月の新規求人数(季節調整値)の水準。
 2. 各ランクの新規求人数は、当該ランクに属する都道府県の就業地別新規求人数(季節調整値)を合算して算出。
 3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

産業別の状況

主な産業の売上高経常利益率の推移

○ 主な産業の経常利益率の推移をみると、2020年4～6月期に一部の産業で大きく低下しているが、その後は、四半期ごとに変動はあるものの、改善傾向で推移している。



(資料出所) 財務省「法人企業統計」より作成。
 (注) 1. 資本金、出資金又は基金1,000万円以上の営利法人等が対象。
 2. 暦年の数値は、四半期データを合算して作成。

(参考)売上高経常利益率の推移(詳細)

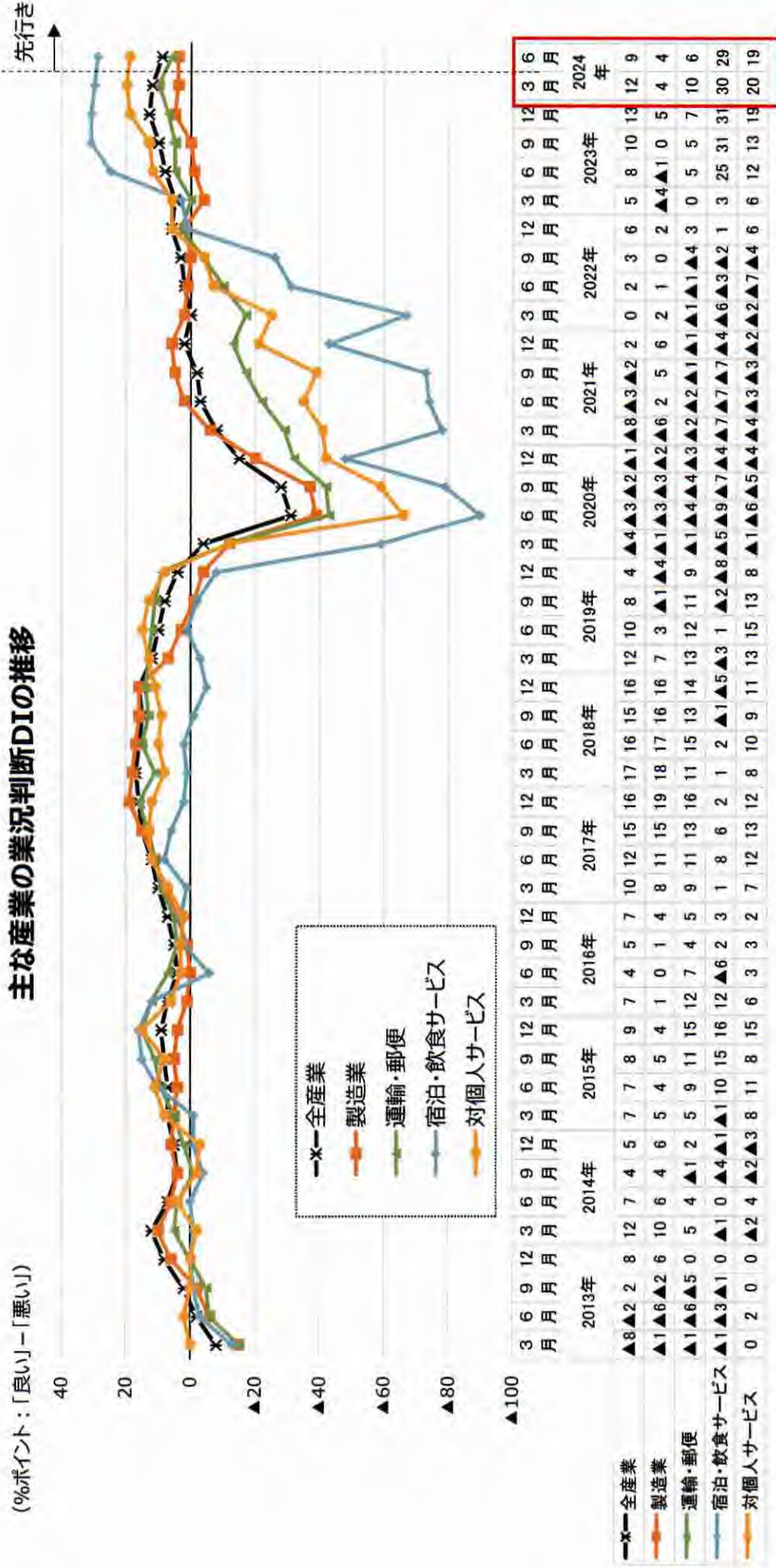
(単位：%)	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年			2021年			2022年			2023年			2024年								
							1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月								
全産業(除金融保険業)	5.0	5.4	5.5	5.9	5.9	5.7	4.7	4.4	4.0	5.6	6.3	6.0	7.7	5.2	6.6	6.6	6.3	8.4	5.7	6.0	7.0	6.3	8.9	6.5	6.5	7.1	
製造業	6.1	6.1	5.8	7.6	7.5	6.3	5.5	4.7	4.9	7.5	8.6	7.8	10.7	7.4	8.4	8.7	8.5	11.2	8.9	6.5	8.4	7.0	10.5	8.6	7.5	8.4	
非製造業	4.5	5.0	5.4	5.2	5.2	5.5	4.3	4.6	4.1	3.7	4.8	5.4	6.4	4.2	5.8	5.6	5.4	7.2	4.2	5.8	6.4	6.0	8.2	5.6	6.1	6.6	
農林水産業	4.0	3.7	5.9	2.7	2.0	3.4	1.2	3.7	▲5.3	0.0	5.3	4.9	6.7	5.9	2.2	4.8	5.9	2.7	7.2	3.2	9.3	6.4	7.1	4.8	4.7	9.7	2.7
鉱業、採石業、砂利採取業	35.8	24.1	14.0	21.6	19.9	22.8	8.8	19.3	13.7	▲17.3	24.7	20.6	28.2	25.1	24.6	32.6	24.4	24.6	29.0	50.1	28.1	23.3	26.5	30.3	32.4	35.1	
建設業	4.6	5.7	6.4	6.3	5.9	6.0	6.1	8.6	4.0	5.2	5.6	6.4	9.8	5.6	4.5	5.1	7.9	4.4	2.7	4.9	6.7	9.6	6.0	4.9	5.6	9.9	
電気業	0.1	5.4	4.6	3.2	3.3	4.2	4.2	0.9	7.5	8.3	▲0.1	1.6	▲1.8	10.0	4.4	▲3.5	▲2.5	▲0.3	▲6.0	▲4.8	7.9	4.2	15.3	9.4	4.1	0.4	
ガス・熱供給・水道業	4.6	9.7	6.5	5.2	3.8	5.9	5.4	6.8	7.6	4.2	2.4	2.1	4.8	8.5	▲2.3	3.0	8.6	3.4	▲4.9	4.5	7.3	11.2	12.3	1.9	1.3	3.8	
情報通信業	8.6	8.9	9.2	9.7	10.0	9.7	9.5	7.6	12.0	9.2	9.4	10.3	8.5	11.0	8.9	12.8	10.4	9.0	16.1	8.0	9.1	10.7	9.7	14.2	8.8	10.1	9.7
運輸業、郵便業	5.3	6.5	5.9	6.3	7.2	6.8	▲1.8	0.4	▲6.8	▲1.3	▲0.2	2.4	▲0.4	2.7	0.7	6.2	7.1	2.8	8.5	5.4	11.9	7.1	2.9	11.0	7.4	7.3	4.5
卸売業・小売業	2.4	2.5	2.5	2.7	2.8	2.9	2.7	2.2	2.4	2.4	3.6	3.2	2.6	3.4	2.9	3.8	3.9	3.3	5.0	3.3	4.0	3.8	3.4	4.8	3.7	3.6	3.6
不動産業、物品賃貸業	10.5	12.2	12.2	12.3	12.0	11.6	10.1	9.0	11.3	9.6	10.9	11.5	10.8	13.8	10.9	10.5	11.6	11.2	12.3	10.5	12.3	11.4	10.8	12.9	11.5	10.5	12.6
サービス業	7.8	8.0	9.8	8.2	8.0	9.1	5.8	6.6	6.8	2.8	6.5	9.1	10.1	12.0	4.6	9.3	8.3	9.0	10.9	6.1	7.3	8.7	8.1	11.7	5.8	9.3	9.8
宿泊業、飲食サービス業	3.4	4.3	4.2	4.9	3.6	2.8	▲7.8	▲4.7	▲26.6	▲5.5	▲0.3	▲1.2	▲11.2	▲7.5	1.5	8.2	0.0	▲4.5	3.1	▲2.4	2.8	3.5	1.1	2.4	4.8	5.4	3.0
生活関連サービス業、娯楽業	4.5	4.1	3.8	4.3	4.1	4.1	▲2.6	0.7	▲14.9	▲1.4	▲0.1	1.2	▲0.5	1.0	▲0.9	5.0	3.5	0.1	4.8	5.3	3.6	5.1	5.0	4.5	6.1	5.0	7.2
学術研究、専門・技術サービス業	15.6	16.4	22.4	14.4	16.0	19.9	15.9	15.8	26.6	6.1	12.9	19.3	23.3	28.4	7.2	15.1	16.5	19.9	20.9	10.0	14.7	17.3	14.8	24.5	7.5	21.1	18.2
教育、学習支援業	7.6	5.1	4.7	8.1	7.4	5.6	4.4	7.9	▲16.9	11.5	8.1	7.9	8.1	6.0	11.0	6.5	5.8	5.8	1.3	10.4	5.4	9.4	10.1	4.9	14.0	8.0	8.1
医療、福祉業	5.9	6.1	6.8	5.1	4.3	3.8	5.0	4.9	2.8	5.1	7.0	4.8	3.5	5.8	4.4	5.2	4.7	3.2	5.2	7.3	3.0	2.0	2.0	3.3	0.8	2.0	5.1
職業紹介・労働者派遣業	3.7	4.6	5.1	6.0	5.2	5.3	5.2	4.6	5.1	2.3	8.7	6.8	5.8	5.3	6.2	9.4	6.6	6.5	6.5	8.0	5.4	5.7	4.1	9.3	5.8	3.6	2.5
その他のサービス業	5.5	6.2	7.1	7.0	6.3	6.9	6.0	6.1	6.3	4.9	6.6	7.2	7.7	8.8	5.4	6.9	6.4	7.7	7.8	5.8	4.7	6.3	7.2	8.9	4.8	4.4	7.7

(資料出所) 財務省「法人企業統計」より作成。

(注) 1. 資本金、出資金又は基金1,000万円以上の営利法人等が対象。
2. 暦年の数値は、四半期データを合算して作成。

日銀短観による主な産業の業況判断DIの推移

○ 日銀短観による主な産業の業況判断DIの推移をみると、2020年前半に大きく低下したが、その後は改善傾向にあり、宿泊業、飲食サービス業は2023年9月以降+30前後で推移している。



(資料出所) 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」

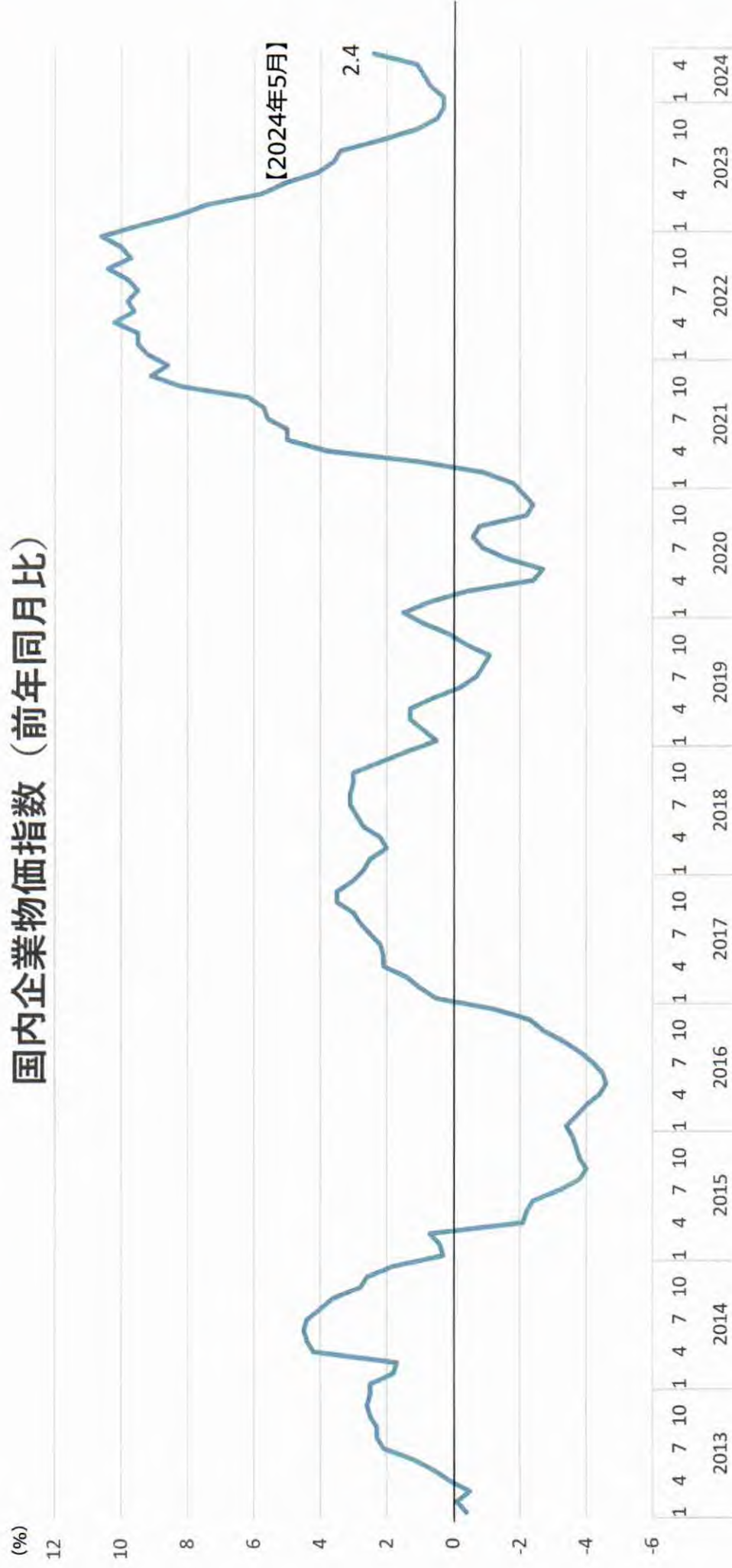
(注) 1. 調査対象は、資本金2千万円以上の民間企業(金融機関および「経営コンサルタン卜業、純粋持株会社」を除く)。

2. 2024年6月の数値は、2024年3月調査による「先行き(3か月後)」の数値。

3. 「対個人サービス」は、「洗濯・理容・美容・浴場業」その他の生活関連サービス業、「娯楽業」「専修学校、各種学校」「学習塾」「教養・技能教授業」「老人福祉・介護事業」「その他の社会保険・社会福祉・介護事業」からなる。

国内企業物価指数（前年同月比）の推移

○ 国内企業物価指数については、2023年に入ってから上昇率が縮小している。



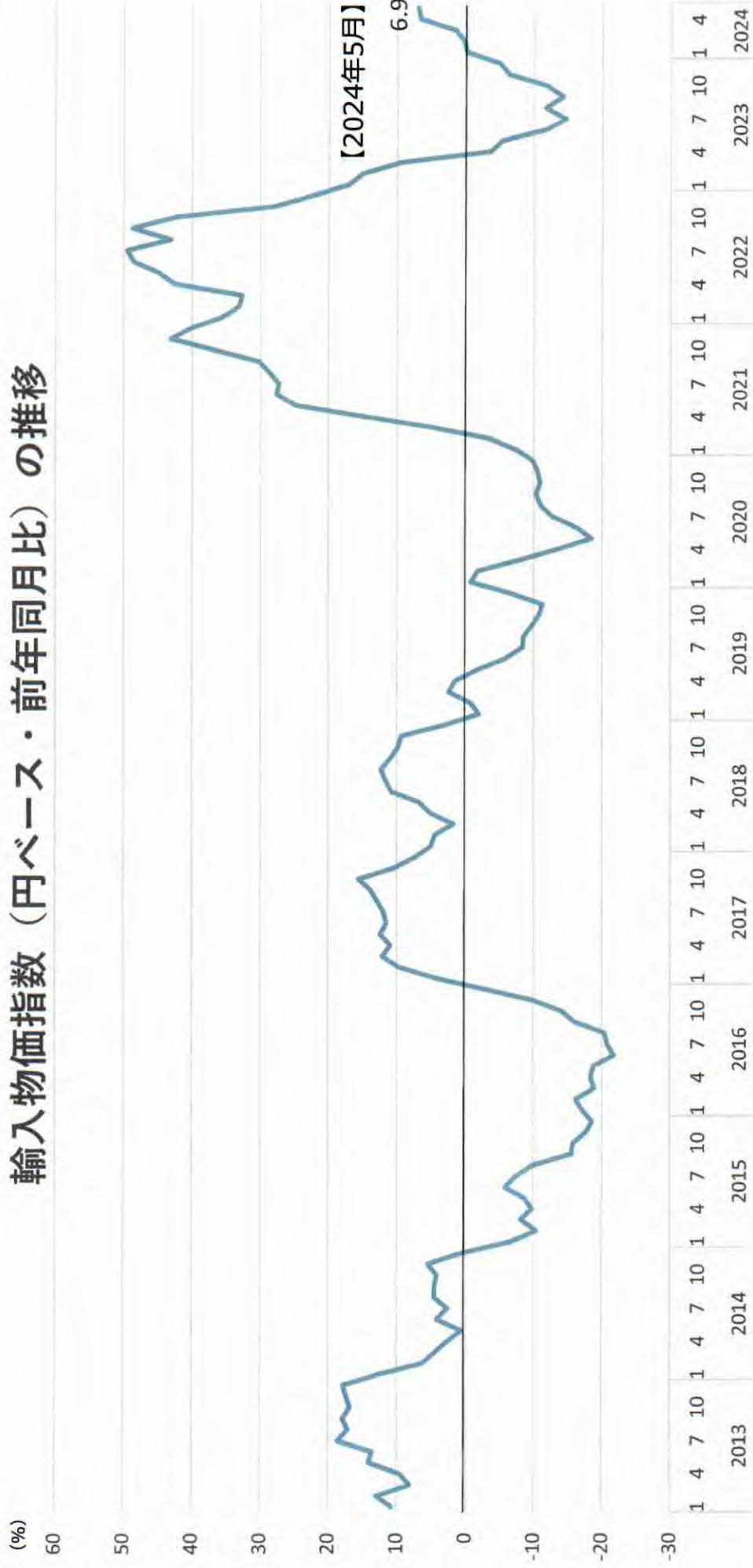
（資料出所）日本銀行「企業物価指数」

（注）2024年5月速報値。

輸入物価指数（円ベース・前年同月比）の推移

○ 輸入物価指数については、2022年10月以降、円ベース・前年同月比が縮小した。2024年5月は6.9%であり、足下では上昇傾向である。

輸入物価指数（円ベース・前年同月比）の推移



(資料出所) 日本銀行「企業物価指数」
(注) 2024年5月速報値。

消費者物価の動向

消費者物価指数の指標

- 消費者物価指数の指標には、「総合」のほか、消費者物価の基調を把握するため、変動が大きい品目を除いた「生鮮食品を除く総合」「生鮮食品及びエネルギーを除く総合」があるが、中央最低賃金審議会の「主要統計資料」では、消費者と実際に取引がある品目の価格の動きを把握するため、「持家の帰属家賃を除く総合」を利用している。

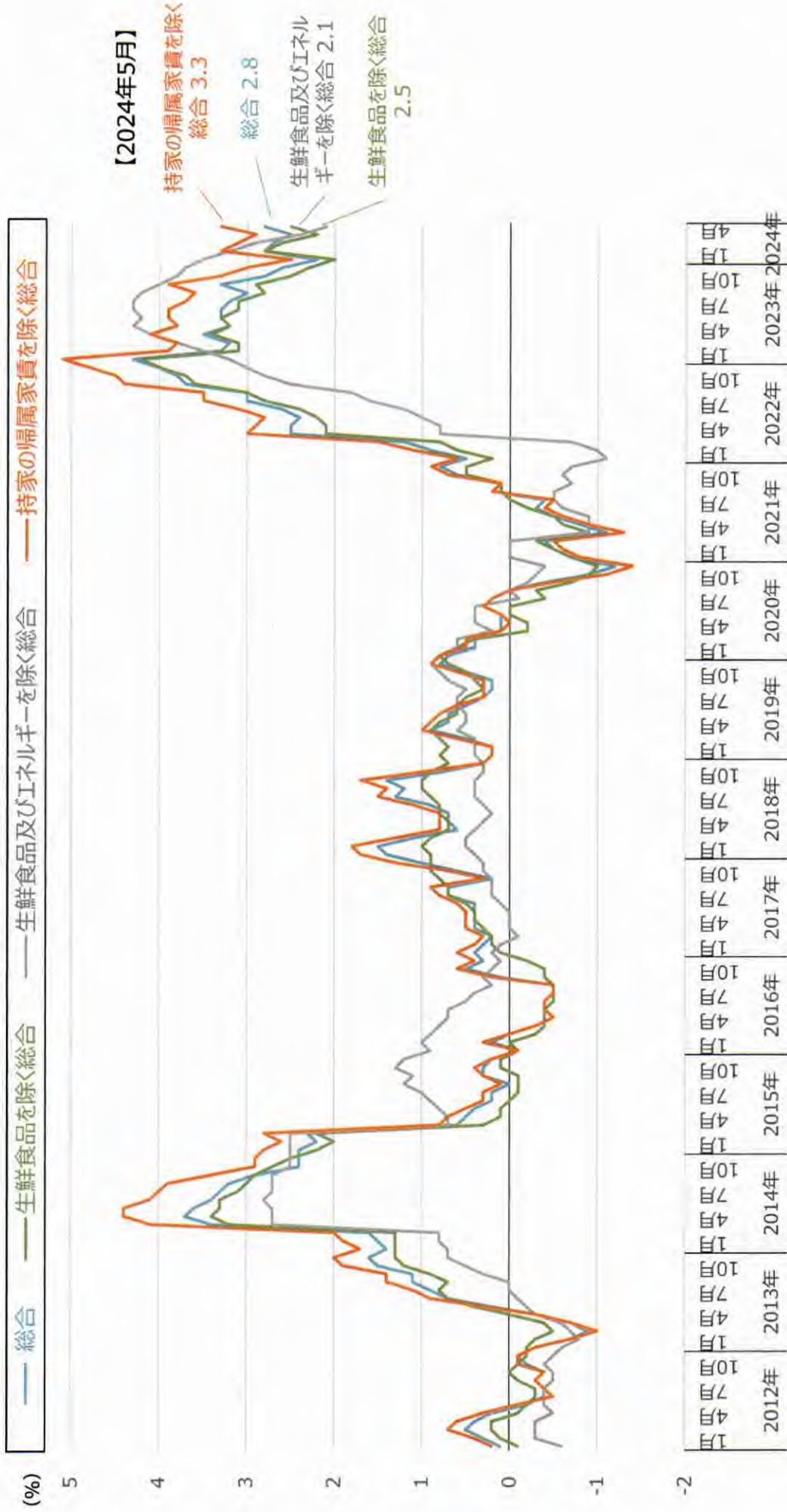
「総合」	世帯が購入する財・サービスのうち、世帯の消費支出上一定の割合を占める重要な品目の価格の指数を計算し、これをウェイト（家計の消費支出に占める割合）により加重平均したものを。
「生鮮食品を除く総合」	消費者物価の基調を把握するため、天候要因で値動きが激しい「生鮮食品」を除いたもの。
「生鮮食品及びエネルギーを除く総合」	消費者物価の基調を把握するため、天候要因で値動きが激しい「生鮮食品」や、海外要因で変動する原油価格の影響を直接受ける「エネルギー」（電気代、都市ガス代、プロパンガス、灯油、ガソリン）を除いたもの。
「持家の帰属家賃を除く総合」	<p>消費者と取引がある品目の価格の動きを把握するため、実際に市場での売買がない「持家の帰属家賃」を除いたもの。</p> <p>※ 「持家の帰属家賃」とは、実際には家賃の支払を伴わない持家住宅についても、通常の借家や借間と同様のサービスが生産され、消費されるものと仮定して、一般市場価格で評価した概念的なもの。</p> <p>※ 家計調査の「消費支出」や毎月勤労統計調査の「賃金」は、「持家の帰属家賃を除く総合」を使用して実質化している。</p>

（資料出所）総務省ホームページ「消費者物価指数に関するQ&A（回答）」「家計調査に関するQ&A（回答）」、総務省統計研究所次長 佐藤朋彦「統計Today No.128「実感」する消費者物価とは」（2018年4月19日）を基に、厚生労働省労働基準局において作成。

消費者物価指数の推移（対前年同月比）

- 2024年5月の消費者物価指数の「総合」は+2.8%、「生鮮食品を除く総合」は+2.5%、「生鮮食品及びエネルギーを除く総合」は+2.1%、「持家の帰属家賃を除く総合」は+3.3%となっている（いずれも対前年同月比）。
- 物価の上昇は2023年以降、減少の傾向にあるものの、足下はプラスで推移している。

消費者物価指数の推移（対前年同月比）

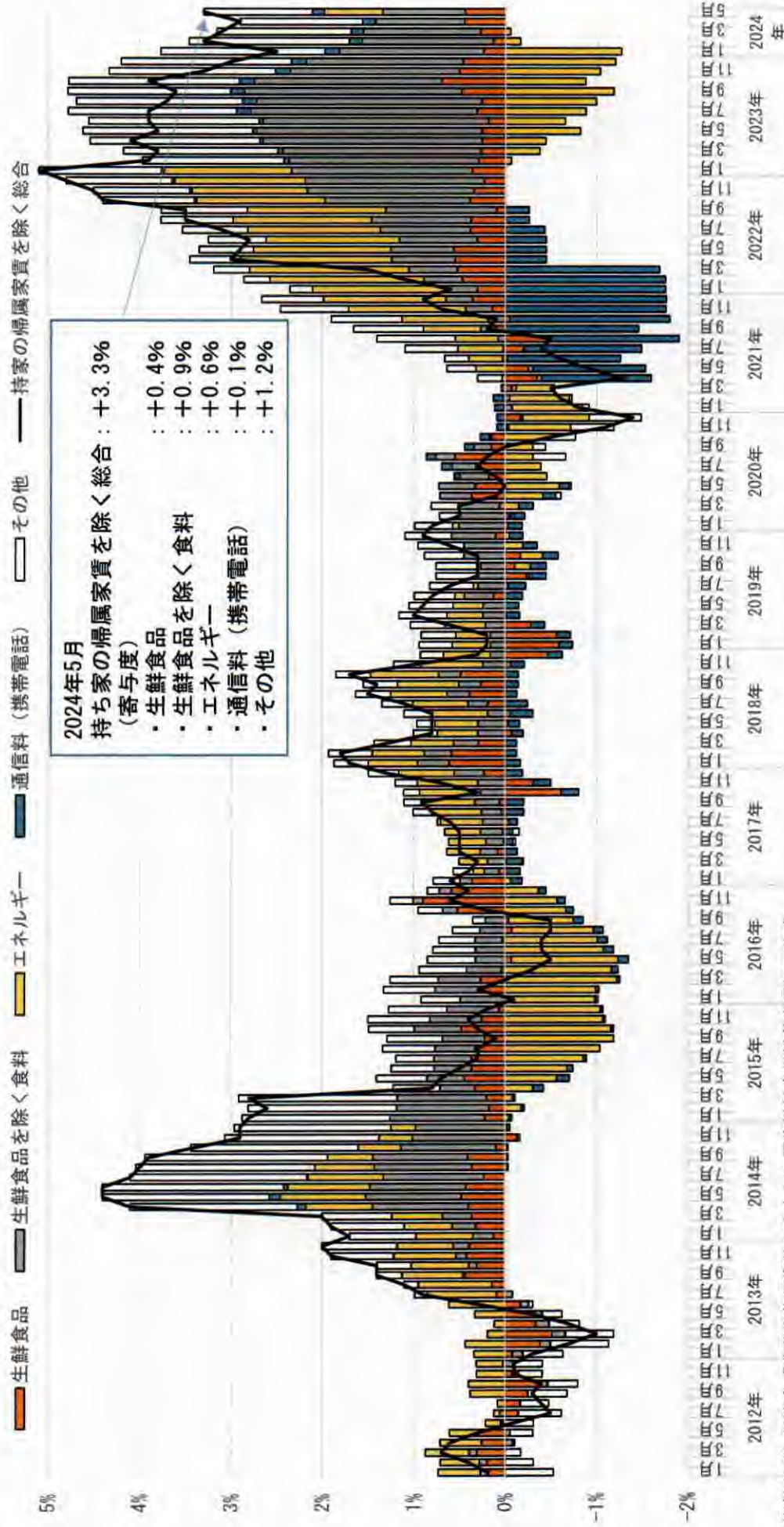


（資料出所）総務省「消費者物価指数」

消費者物価指数の「持家の帰属家賃を除く総合」の主な項目別寄与度の推移

○ 消費者物価指数の「持家の帰属家賃を除く総合」(前年同月比)は、2024年5月に+3.3%となっているが、主な項目別の寄与度を見ると、生鮮食品を除く食料の寄与度が大きい。またエネルギーは、2023年2月以降マイナスの寄与度が大きかったが、2024年2月以降マイナスの寄与度は小さくなり、2024年5月はプラスに寄与している。

消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）の前年同月比の主な項目別寄与度の推移



(資料出所) 総務省「消費者物価指数」をもとに厚生労働省労働基準局にて作成。

(注) 1. 各項目の寄与度は、「当該項目のウエイト/持家の帰属家賃を除く総合のウエイト×(当月の当該項目の指数-前年同月の当該項目の指数)/前年同月の持家の帰属家賃を除く総合の指数」により算出。

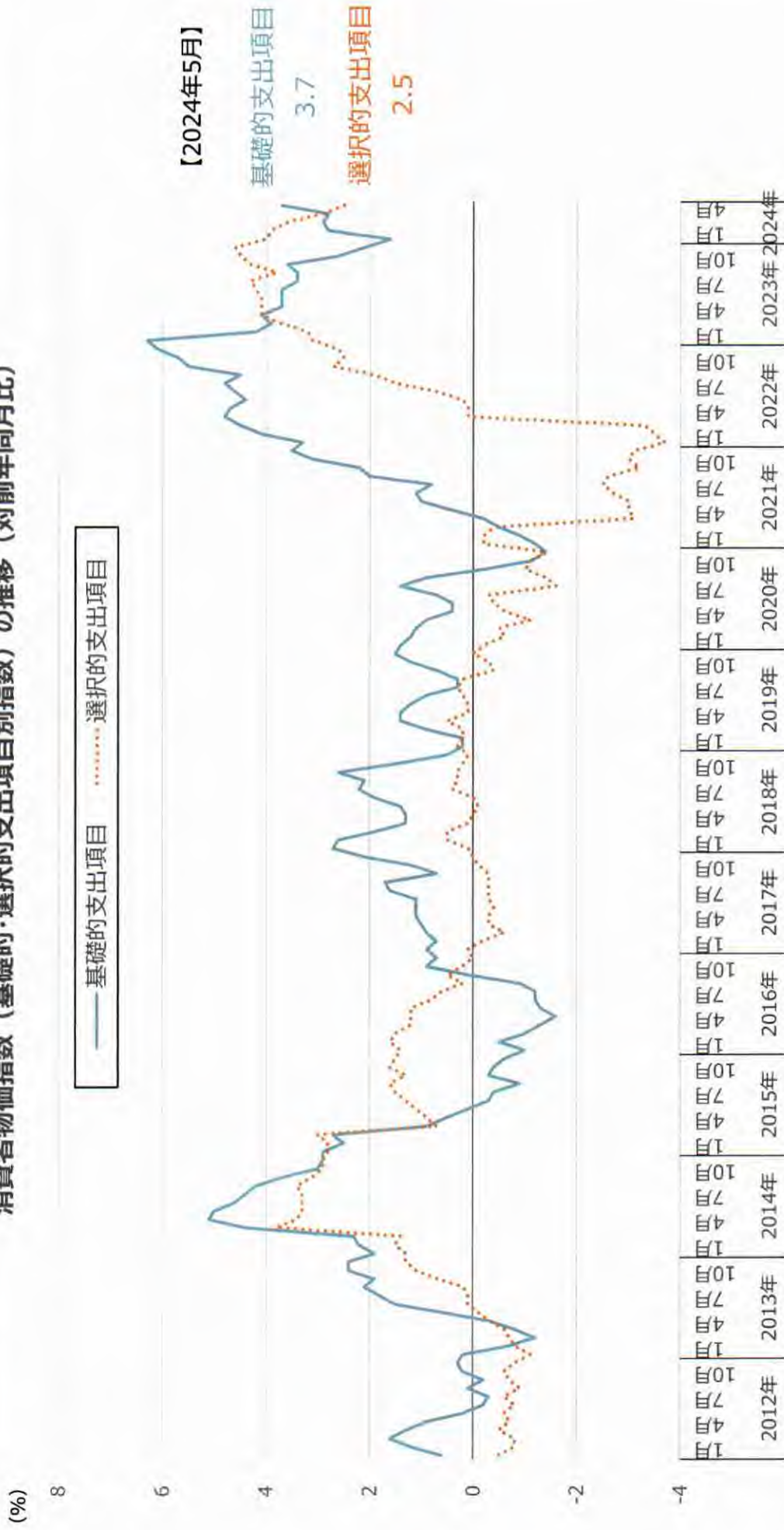
2. 「その他」の寄与度は、持家の帰属家賃を除く総合の前年同月比から各項目の寄与度を控除した残差として計算。

3. 「エネルギー」は、電気代、都市ガス代、プロパンガス、灯油及びガソリン。

消費者物価指数の「基礎的・選択的支出項目別指数」の推移

○ 消費者物価指数の「基礎的・選択的支出項目別指数」（対前年同月比）を見ると、2024年5月では、「基礎的支出項目」は+3.7%、「選択的支出項目」は+2.5%となっている。

消費者物価指数（基礎的・選択的支出項目別指数）の推移（対前年同月比）



(資料出所) 総務省「消費者物価指数」

(注) 1. 基礎的支出項目（必需品的なもの）とは、支出弾力性が1.00未満の支出項目であり、食料、家賃、光熱費、保健医療サービスなどが該当。

選択的支出項目（贅沢品のもの）とは、支出弾力性が1.00以上の支出項目であり、教育費、教養娯楽用耐久財、月謝などが該当。

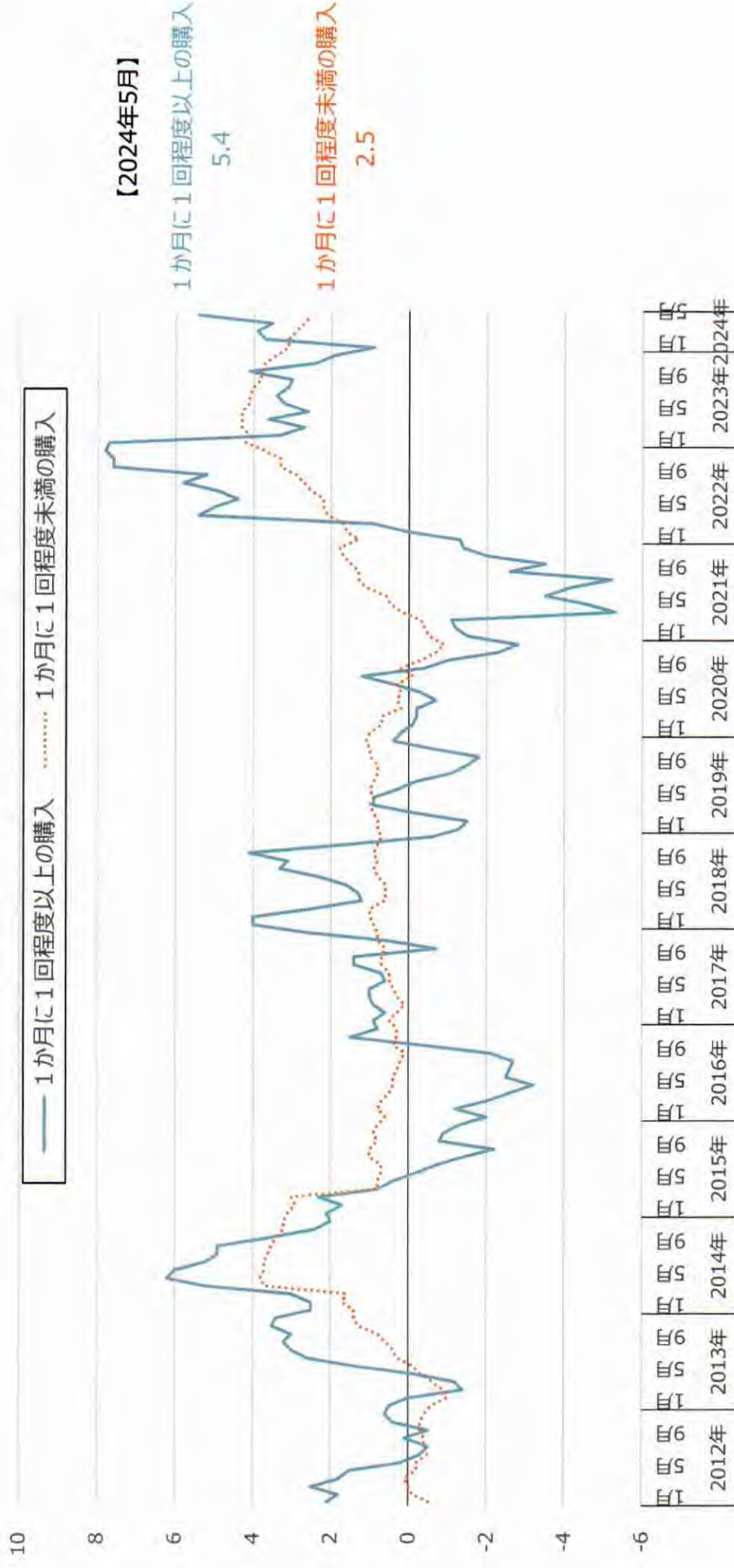
2. 支出弾力性とは、消費支出総額が1%変化する時に各財・サービス（支出項目）が何%変化するかを示した指標。

3. 基礎的支出項目・選択的支出項目別指数は、持家の帰属家賃を除く総合から作成されている。

消費者物価指数の「購入頻度階級別指数」の推移

○ 消費者物価指数の「購入頻度階級別指数」(対前年同月比)を見ると、2024年5月では、「1か月に1回程度以上の購入」は+5.4%、「1ヶ月に1回程度未満の購入」は+2.5%となっている。

消費者物価指数（購入頻度階級別）の推移（対前年同月比）



(資料出所) 総務省「消費者物価指数」

(注) 1. 購入頻度階級別指数は、指数品目を家計調査から得られる1世帯当たり購入頻度によって区分し、購入頻度の階級区別に指数を作成したものの。
2. 購入頻度階級別指数は、持家の帰属家賃を除く総合から作成されている。

倒産の動向

倒産件数及び物価高倒産件数の推移

2024年版 中小企業白書 (抜粋) (左図)

第1部 令和5年度(2023年度)の中小企業の動向

第1-2-25 図は、「全国企業倒産状況」を用いて、倒産件数の推移を見たものである。これを見ると、感染症下である2020年から2022年にかけて、資金繰り支援等の各種施策により、倒産件数は低水準で推移したことが分かる。一方、直近の2023年においては感染症拡大前の水準まで増加し、8,690件となっている。

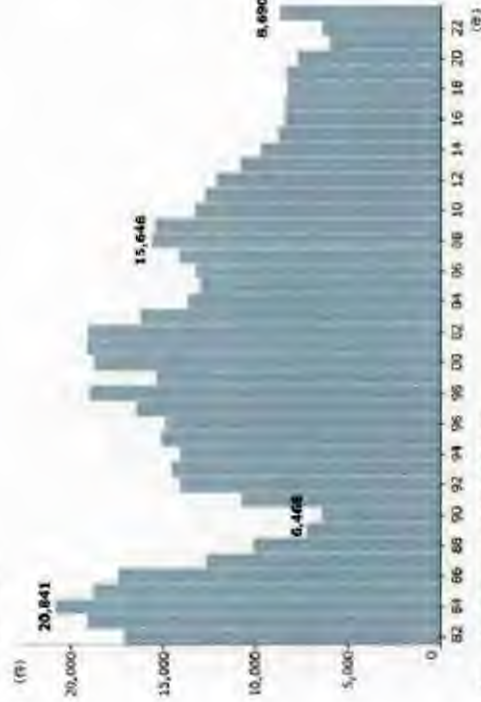
全国企業倒産集計 (2024年5月報) (抜粋) (右図)

「物価高(インフレ)倒産」は、2024年5月に99件(前年同月67件、47.8%増)発生し、過去最多だった2024年3月(106件)に次ぐ高水準となった。業種別にみると、『建設業』(32件)が最も多く、『小売業』(19件)、『運輸・通信業』(16件)が続いた。また、十分な価格転嫁ができず経営破綻に至った「値上げ難型」の倒産は24年5月に13件発生した。

全国企業倒産集計 (2024年4月報) (抜粋)

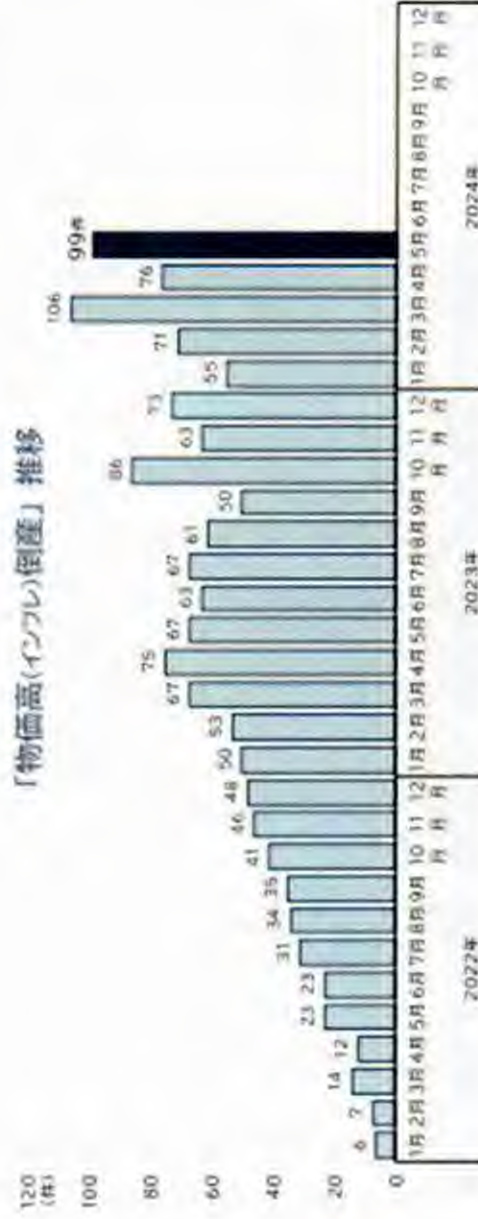
2023年度の「物価高倒産」は837件と全倒産の約1割を占め、過去最多を更新。2024年4月の「円安倒産」は5件判明し、23カ月連続の発生となった。日米金利差を背景に円安基調が続くとみられ、今後も関連倒産が高水準で推移する可能性が高い。

倒産件数の推移



資料: (財)中小企業庁「中小企業白書」(注)1.倒産とは、企業や個人が法的に破産宣告を受けた状態を指す。(2)倒産は、倒産(破産)と清算(倒産)を指す。(3)倒産は、倒産(破産)と清算(倒産)を指す。(4)倒産は、倒産(破産)と清算(倒産)を指す。(5)倒産は、倒産(破産)と清算(倒産)を指す。

「物価高(インフレ)倒産」推移



原因別倒産状況の推移

○ 原因別の倒産状況を見ると、「販売不振」が最も多くなっている。

	放漫経営	過少資本	連鎖倒産	しわ寄せ 既往の	信用性の 低下	販売不振	回収 掛金難	在庫状態 悪化	設備投資 過大	その他
2017年	422	390	447	1,044	43	5,813	31	4	49	162
2018年	409	342	374	967	56	5,799	27	8	71	182
2019年	434	337	370	844	37	6,079	38	8	56	180
2020年	390	205	361	771	34	5,729	26	2	47	208
2021年	284	101	299	674	25	4,403	18	3	34	189
2022年	285	124	401	757	45	4,525	20	2	38	231
2023年	386	156	476	939	43	6,380	22	2	31	255

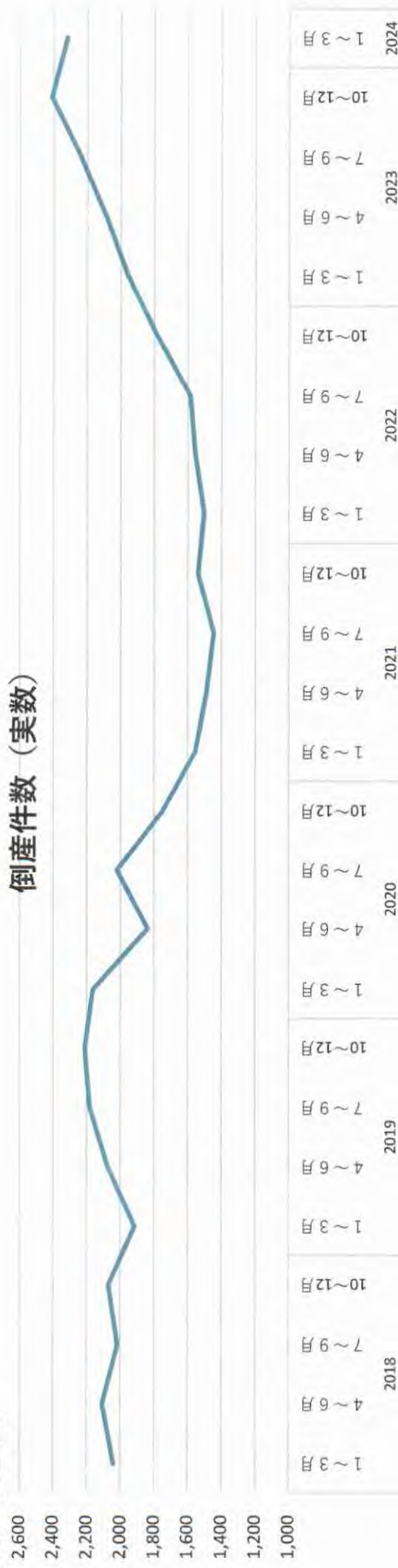
(資料出所) 中小企業庁ホームページ「倒産の状況」(<https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/chousa/tousan/>)

- (注) 1. 中小企業庁において、株式会社東京商工リサーチ「全国企業倒産状況」の調査結果を、負債総額、資本金別、業種別、原因別で倒産状況を取りまとめているもの。
 2. 倒産とは、企業が債務の支払不能に陥ったり、経済活動を続けることが困難になった状態となること。また、私的整理（取引停止処分、内整理）も倒産に含まれる。
 3. 負債総額1,000万円以上の倒産が対象。

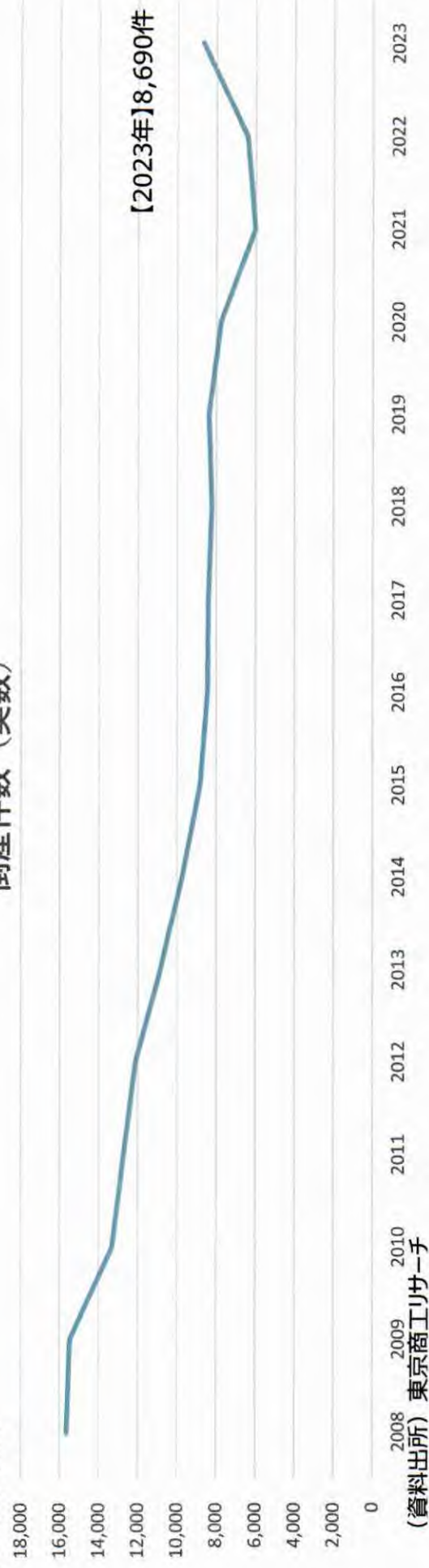
倒産件数(実数)の推移

○ 倒産件数の推移をみると、2023年は継続して上昇している。一方、長期的には減少傾向にある。

【足下の推移】



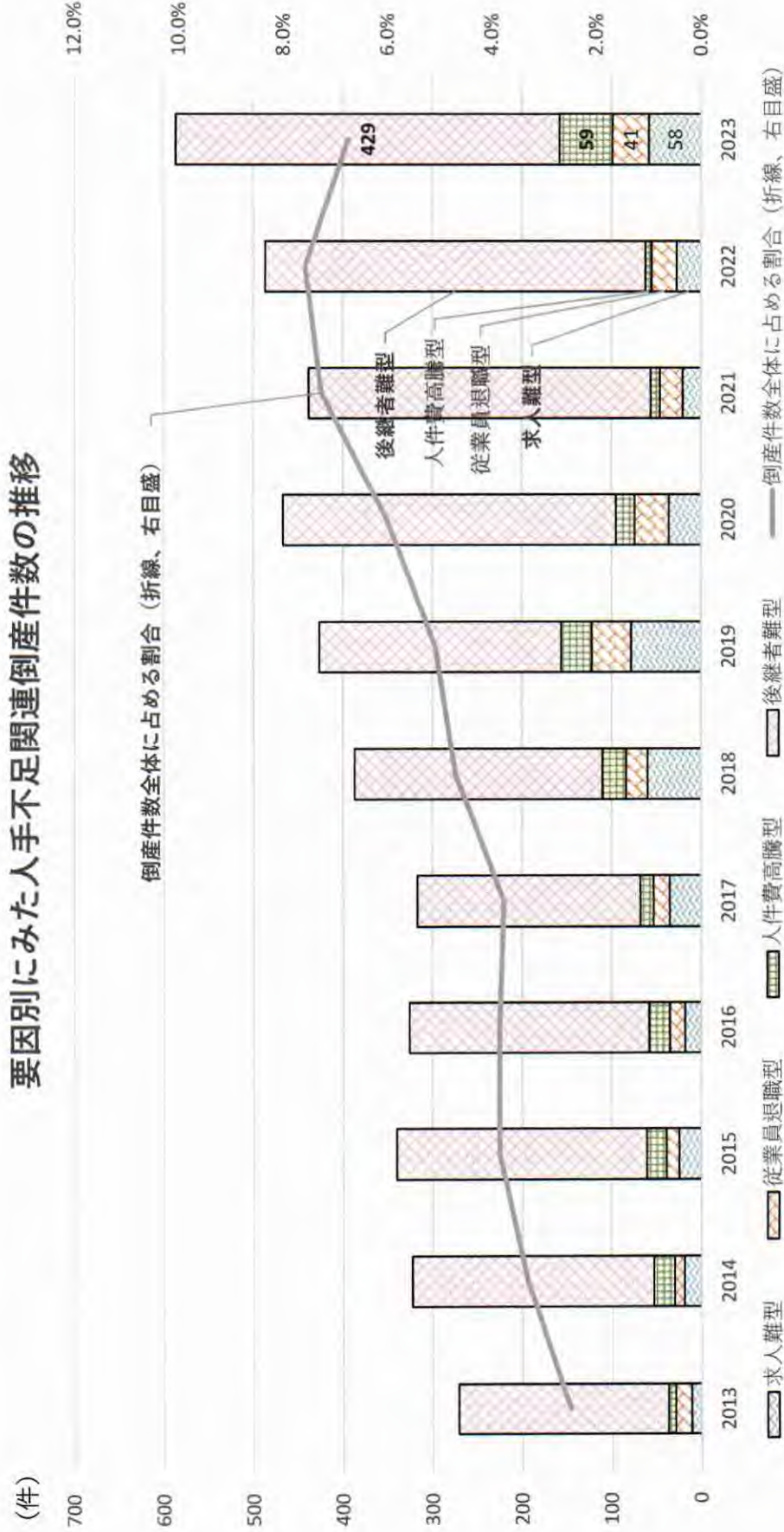
【長期的な推移】



(資料出所) 東京商工リサーチ

要因別でみた人手不足関連倒産の推移

○ 人手不足関連倒産件数の推移をみると、2021年は前年の2020年を下回ったものの、近年は増加傾向にあり、倒産件数全体に占める人手不足関連倒産の割合は上昇している。また、人手不足関連倒産の要因は、「後継者難型」が最も多い。



資料出所：東京商工リサーチ「全国企業倒産状況」をもとに厚生労働省労働基準局にて作成
 (注) 負債額1,000万円以上を集計したもの。

中小企業への支援・経済対策・エネルギー価格対策等

中小企業の生産性向上等に係る支援策

2024年度当初予算額 (2023年度当初予算額) | <2023年度補正予算額>

経済産業省関連施策

中小企業生産性革命推進事業 <2,000億円>

(独)中小企業基盤整備機構が、生産性向上に取り組む中小企業・小規模事業者の設備投資、IT導入、国内外の販路開拓、事業承継・引継ぎ等を継続的に支援。

- ① **ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業 (ものづくり補助金)**
(補助額：100万～1億円、補助率：中小1/2・小規模2/3)
… 革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセス等の改善に必要な設備投資等を支援
- ② **小規模事業者持続的発展支援事業 (持続化補助金)**
(補助額：～250万円、補助率：2/3等)
… 小規模事業者が経営計画を作成して取り組む販路開拓の取組等を支援
- ③ **サービス等生産性向上IT導入支援事業 (IT導入補助金)**
(補助額：5万～450万円、補助率：1/2～3/4)
… 中小企業・小規模事業者等の労働生産性の向上を目的として、業務効率化やDX等に向けたITツール (ソフトウェア、アプリ、サービス等) の導入を支援
- ④ **事業承継・引継ぎ支援事業 (事業承継・引継ぎ補助金)**
(補助額：150万～600万円又は800万円、補助率：1/2～2/3)
… 事業承継・M&A後の経営革新 (設備投資・販路開拓等) に係る費用やM&A時の専門家活用に係る費用、事業承継・M&Aに伴う廃業等に係る費用を支援

厚生労働省関連施策

業務改善助成金 [8.2億円(9.9億円)] <180億円>

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げるとともに、生産性向上に資する設備投資等を行った中小企業等に対し、その設備投資等に要した費用の一部を助成。

働き方改革推進支援助成金 [71.0億円(68.4億円)]

生産性を高めながら労働時間の縮減等に取り組む中小企業等において、その取組に要する費用を助成。

働き方改革推進支援事業 [31.4億円(36.7億円)]

働き方改革推進支援センターにおいて、労務管理等の専門家による窓口相談、企業の取組事例や労働関係助成金の活用方法などに関するセミナー等を実施。

日本政策金融公庫による企業活力強化貸付(働き方改革推進支援資金)

最低賃金の引上げに取り組む事業者に対し、設備・運転資金の低利貸し付け

キャリアアップ助成金 [1,106億円(829億円)]

非正規雇用労働者の正社員転換、処遇改善を実施した事業主に対し助成。

被用者保険の適用拡大に当たっての周知・専門家活用支援 [7.5億円(7.4億円)]

平成28年10月の適用拡大の際には、社会保険加入のメリットや働き方の変化について企業が従業員に丁寧に説明することが、就業調整の回避に有効であった。適用拡大を更に進めるに当たり、労働者本人への周知・企業から従業員への説明支援のための取組を行う。

よるず支援拠点等の支援体制の充実 [35億円の内数(37.0億円の内数)] <112億円の内数>

各都道府県に設置したよるず支援拠点において、働き方改革や賃上げ、被用者保険の適用拡大などを含む、多様な経営相談に対して、専門家等による相談対応を実施。

地方公共団体による小規模事業者支援推進事業 [10.7億円(10.7億円)] <2.3億円>

小規模事業者の販路開拓や生産性向上の取組等を都道府県が支援する際、国がその実行に係る都道府県経費の一部を支援。

中小企業省力化投資補助事業 <1,000億円>

構造的な人手不足の解決に向けて、カタログから選ぶ簡易で即効性のある省力化投資を支援。

生産性向上人材育成支援センターによる支援訓練 [543億円の内数(528億円の内数)]

「生産管理、IoT、クラウドの活用」等のカリキュラムを、利用企業の課題に合わせてカスタマイズし、専門的な見知やノウハウを有する民間機関等を活用して実施。

人材開発支援助成金等による支援 [640億円(652億円)]

人材開発支援助成金により、事業主等が雇用する労働者に対して職務に関連した専門的な知識及び技能の習得をさせるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合等に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成。

人材確保支援助成金により、中小企業者に対して労働環境の向上を図るための事業を行う場合に助成する制度等の整備を通じて、雇用管理改善等に取り組み事業主に対して助成。

テレワークの定着・促進に向けた支援 [4.4億円(5.6億円)]

雇用型テレワークについて、ガイドラインの周知、テレワーク相談センターの設置・運営、テレワーク導入に係る助成、セミナーの開催等による導入支援を実施。

民間企業のための女性活躍促進事業 [1.9億円(2.3億円)]

中小事業主を含めた全ての事業主に対し、女性活躍推進アドバイザーによる個別訪問・オンライン等により企業における女性活躍推進に係る行動計画の実施等を支援。

生活衛生業関連施策

- ・ **日本政策金融公庫の生活衛生貸付に係る特別利率の適用**
… 生産性向上に資する取組や従業員の賃上げに取り組み事業者に対し特別利率を適用。
- ・ **デジタル化推進事業 <1.7億円>**
… 好事例の展開等によるデジタル化の推進
- ・ **生活衛生関係営業収益力向上事業 [1.0億円(1.0億円)]**
… 最低賃金のルールの徹底を図るとともに、同時に事業承継やインボイス制度に関するセミナーを開催

中小企業の生産性向上等に係る支援策における主な補助金・助成金の実績

名称	2023年度 応募・申請数 (件) ※一部暫定値	2023年度 実績 (件) ※一部暫定値	2023年度 執行額 (億円) ※一部暫定値
ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業 (ものづくり補助金)	16,167	8,069	—
小規模事業者持続的発展支援事業 (持続化補助金)	53,308	31,162	—
サービス等生産性向上IT導入支援事業 (IT導入補助金)	93,211	70,742	—
中小企業等事業再構築促進事業	20,028	7,642	—
業務改善助成金	19,764	13,603	151.6
働き方改革推進支援助成金	5,171	4,099	50.3
キャリアアップ助成金	72,662	65,590	521.7
人材開発支援助成金 ※ 人材育成支援コース、教育訓練休暇付与コース、人への投資促進コース、事業展開等リスキリング支援コース	61,989	38,192	197.2
人材確保等支援助成金 ※ 中小企業団体助成コース、人事評価改善等助成コース、テレワークコース	41	164	1.1

業務改善助成金の執行状況

(単位:億円)

	当初予算額 ①	前年度からの 繰越額 ②	補正予算額 ③	次年度への 繰越額 ④	予算現額 ⑤=①+②+ ③-④	執行額 ⑥	執行率 (%) ⑥/⑤
2023年度	7.9 (9.9)	92.6 (97.6)	171.7 (179.8)	94.0 (101.9)	178.2 (185.4)	151.6	85.0
2022年度	9.4 (11.9)	120.7 (125.7)	95.0 (100.0)	92.6 (97.6)	132.5 (140.0)	45.8	34.6
2021年度	9.4 (11.9)	13.7 (13.7)	129.8 (135.1)	120.7 (125.7)	32.2 (35.0)	28.9	89.8

※ 事業費を除いた業務改善助成金のみを記載。()内の数値は、事業費を含めた金額。
 ※ 四捨五入の関係から、数値が一致しない場合がある。

業務改善助成金の都道府県別実績

(件)

	2021年度	2022年度	2023年度
北海道	120	201	645
青森	37	62	169
岩手	68	124	254
宮城	45	59	196
秋田	37	55	95
山形	65	74	147
福島	53	84	255
茨城	90	101	217
栃木	46	104	205
群馬	56	76	187
埼玉	75	105	359
千葉	115	121	242
東京	219	440	699
神奈川	171	274	437
新潟	55	86	326
富山	61	58	158
石川	54	78	189
福井	80	91	254
山梨	17	33	128
長野	102	106	248
岐阜	55	101	312
静岡	164	181	324
愛知	197	361	1,090
三重	58	72	249

	2021年度	2022年度	2023年度
滋賀	95	131	239
京都	60	85	186
大阪	238	358	1,042
兵庫	108	260	577
奈良	49	72	163
和歌山	59	89	176
鳥取	52	94	177
島根	35	45	161
岡山	93	104	266
広島	137	169	403
山口	72	107	241
徳島	54	84	130
香川	72	98	241
愛媛	65	96	173
高知	14	37	196
福岡	195	219	539
佐賀	38	32	211
長崎	44	83	216
熊本	93	123	155
大分	125	161	231
宮崎	43	54	153
鹿児島	25	42	122
沖縄	53	82	220
全国計	3,859	5,672	13,603

2021 (R3) 年夏以降の業務改善助成金の累次の要件緩和・拡充等について

<2021年度>

2021年 8月1日～	<ul style="list-style-type: none"> ● 感染症の影響により特に業況が厳しい中小企業等に対し、賃金引上げ対象人数の拡大（最大7人以上→10人以上）による助成上限額の引上げ（最大450万円→600万円） ● 助成対象となる設備投資の範囲の拡大（定員11人以上の自動車、パソコン・タブレット等）
2021年 10月1日～	<ul style="list-style-type: none"> ● 助成対象となる人材育成・教育訓練費用の要件緩和（例：外部団体が行う研修等の受講費の上限30万円→50万円） ● 手続の簡素化（申請に必要な賃金台帳の対象者を全労働者から賃上げ対象者に限定）
2022年 1月13日～	<ul style="list-style-type: none"> ● 感染症の影響により特に業況が厳しい中小企業等に対し、生産性向上に資する設備投資等に「関連する費用」（広告宣伝費、机・椅子の増設等）も助成対象として認める特例コースを新設。（※）

※ 特例コースについては、2023年1月31日で申請受付を終了。

<2022年度>

2022年 9月1日～	<ul style="list-style-type: none"> ● 特例的に拡充してきた設備投資等の範囲が適用される事業者について、原材料費等の高騰の影響を受けている事業者にも拡充・設備の範囲を拡充（定員7人以上又は車両本体価格200万円以下の自動車、パソコン・タブレット等） ● 最低賃金が相対的に低い地域の事業者に対して助成率を引上げ
2022年 12月12日～	<ul style="list-style-type: none"> ● 特に賃引上げが困難と考えられる「事業場規模30人未満の事業者」に対して、助成上限額を引上げ ● 特例的に拡充してきた設備投資等の範囲が適用される事業者について、生産性向上に資する設備投資等に「関連する経費」の支出も認める ● 事業場規模を100人以下とする要件を廃止

<2023年度>

2023年 8月31日～	<ul style="list-style-type: none"> ● 対象となる事業場を地域別最低賃金「+30円以内」から「+50円以内」に拡大 ● 事業場規模50人未満の事業者における特定の期間の賃金の引上げについて、引上げ後の申請を可能とする（2024年1月31日申請分まで） ● 事業場内最低賃金別の助成率区分の金額を引き上げる
-----------------	--

2024 (R6) 年度においては、以下の要件見直しを実施

2024年4月1日～	<ul style="list-style-type: none"> ● 生産量要件（感染症の影響により特に業況が厳しい中小企業）の特例を廃止 ● 特例事業者の「関連する経費」に係る支給を廃止 ● 申請の同一年度内「2回」を「1回」に変更
------------	--

賃上げを後押しする予算措置【2023 (R5) 年度補正予算】

- ・ 中小企業の大胆な賃上げを促すため、各種補助金において賃上げを行った場合のインセンティブ措置（補助上限・補助率の引上げ等）を設けている。
- ・ 事業承継・引継ぎ補助金(経営革新事業)については、現在公募なし。

<中小企業省力化投資補助金>

【2023 (R5) 年度補正 1,000億円】

□事業概要：構造的な人手不足の解決に向けて、カタログから選ぶ簡易で即効性のある省力化投資を支援。

□補助率：1/2

□補助上限：最大1000万円⇒一定水準以上の賃上げで 上限額を最大1,500万円に引き上げ

<事業承継・引継ぎ補助金> (経営革新事業)

【生産性革命推進事業 2023 (R5) 年度補正 2,000億円の内数】

□事業概要：事業承継・M&A後の経営革新（設備投資・販路開拓等）に係る費用を支援

□補助率：1/2～2/3

□補助上限：最大600万円 ⇒ 一定水準以上の賃上げで 上限額を最大800万円に引上げ

□加算措置：事業場内最低賃金+30円の場合実施

中小企業省力化投資補助事業

2023年度補正予算額 **1,000億円** (中小企業等事業再構築促進事業を再編して総額5000億円規模)

- 変革期間から3年間において、**人手不足に苦しむ中小企業の省力化投資を強力に支援。**
- **カタログから選ぶような汎用製品※の導入を補助**することで、簡易で即効性がある支援措置を新たに実施する。

※個々の事業の実情に合わせた効率化・高度化についても措置を講じ、一体的に運用

補助上限額	補助率
従業員数5名以下 200万円(300万円)	1/2
従業員数6~20名 500万円(750万円)	
従業員数21名以上 1000万円(1500万円)	

※賃上げ要件を達成した場合、()内の値に補助上限額を引き上げ

カタログを通じた汎用製品 (IoT、ロボット等) の導入支援イメージ

・無人搬送ロボット



著作権：User6702303 / 出典：Freepik
https://www.freepik.com/free-vector/robotics.html#from_view=3

・検品・仕分けシステム



著作権：macrovector / 出典：Freepik
https://www.freepik.com/free-vector/robotics.html#from_view=3

再構築基金の事業スキーム (矢印：資金の流れ)



※R5補正から3年間に渡って実施

事業承継・引継ぎ補助金

【生産性革命推進事業（2023年度補正予算 2,000億円）の内数】

- ・ 事業承継やM&Aに係る設備投資等、M&A時の専門家活用に係る費用(ファイナンシャルアドバイザー(FA)や仲介に係る費用、デュエ・デイジンス、セカンド・オピニオン、表明保証保険料等)を補助。
- ・ 複数の中小企業を子会社化し、優良な経営資源を提供してグループ一体となって成長を目指す「中小企業のグループ化」を支援するため、経営革新枠において、複数の中小企業がグループ全体の生産性を向上させるための投資を行うおととする場合、グループ一体として申請できるように運用を変更。

	経営革新枠 (グループ申請を新設)	専門家活用枠	廃業・再チャレンジ枠
要件	経営資源引継ぎ型創業や事業承継(親族内承継実施予定者を含む)、M&Aを過去数年以内に行った者、又は補助事業期間中に行う予定の者	補助事業期間に経営資源を譲り渡す、又は譲り受ける者	事業承継やM&Aの検討・実施等に伴って廃業等を行う者
補助上限	600~800万円* *一定の賃上げを実施する場合、補助上限を800万円に引き上げ	600万円	150万円* *経営革新事業、専門家活用事業と併用申請する場合は、それぞれの補助上限に加算
補助率	1/2・2/3* *中小企業者等のうち、①小規模、②営業利益率の低下(物価高影響等)、③赤字、④再生事業者のいずれかに該当する場合：2/3	買手支援型：2/3 売手支援型：1/2・2/3* *①赤字、②営業利益率の低下(物価高影響等)のいずれかに該当する場合：2/3	1/2・2/3* *経営革新事業、専門家活用事業と併用申請する場合は、各事業における事業費の補助率
対象経費	店舗等借入費、設備費、原材料費、産業財産権等関連経費、謝金、旅費、外注費、委託費、広報費	謝金、旅費、外注費、委託費、システム利用料、保険料	廃業支援費、在庫廃棄費、解体費、原状回復費、リースの解約費、移転・移設費用(併用申請の場合のみ)

(1-3) 賃上げ促進税制の拡充及び延長 (所得税・法人税・法人住民税・事業税)

・ 30年ぶりの高い水準の賃上げ率を一過性のものとせず、**構造的・持続的な賃上げを実現することを目指す。**

改正後【措置期間：3年間】

継続雇用者 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率 ※6	教育 訓練費※7 (前年度比)	税額 控除率	両立支援 女性活躍	税額 控除率	最大 控除率
+3%	10%	+10%	5% 上乗せ	両立支援 女性活躍 プラチナくるみん or プラチナえるぼし	5% 上乗せ	35%
+4%	15%					
+5%	20%					
+7%	25%					

大企業 ※1

改正前【措置期間：2年間】

継続雇用者 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率	教育 訓練費 (前年度比)	税額 控除率	最大 控除率
+3%	15%	+20%	5% 上乗せ	30%
+4%	25%			
—	—			
—	—			

中堅企業 ※2

継続雇用者 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率	教育 訓練費 (前年度比)	税額 控除率	両立支援 女性活躍	税額 控除率	最大 控除率
+3%	10%	+10%	5% 上乗せ	両立支援 女性活躍 プラチナくるみん or えるぼし三段階目以上	5% 上乗せ	35%
+4%	25%					

中小企業 ※3

全雇用者 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率	教育 訓練費 (前年度比)	税額 控除率	両立支援 女性活躍	税額 控除率	最大 控除率
+1.5%	15%	+5%	10% 上乗せ	くるみん or えるぼし二段階目以上	5% 上乗せ	45%
+2.5%	30%					

全雇用者 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率	教育 訓練費 (前年度比)	税額 控除率	最大 控除率
+1.5%	15%	+10%	10% 上乗せ	40%
+2.5%	30%			

中小企業は、賃上げを実施した年度に控除しきれなかった金額の**5年間の繰越しが可能**※8。

- ※1 「資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上」又は「従業員数2,000人超」のいずれかに当てはまる企業は、マルチステークホルダー方針の公表及びその旨の届出を行うことが適用の条件。それ以外の企業は不要。
- ※2 従業員数2,000人以下の企業（その法人及びその法人との間に支配関係がある法人の従業員数の合計が1万人を超えるものを除く。）が適用可能。
- ※3 中小企業者等（資本金1億円以下の法人、農業協同組合等）又は従業員数1,000人以下の個人事業主が適用可能。
- ※4 継続雇用者とは、適用事業年度及び前事業年度の全月分の給与等の支給を受けた国内雇用者（雇用保険の一般被保険者に限る）。
- ※5 全雇用者とは、雇用保険の一般被保険者に限らない全ての国内雇用者。
- ※6 税額控除額の計算は、全雇用者の前事業年度から適用事業年度の給与等支給増加額に税額控除率を乗じて計算。ただし、控除上限額は法人税額等の20%。
- ※7 教育訓練費の上乗せ要件は、適用事業年度の教育訓練費の額が適用事業年度の全雇用者に対する給与等支給額の0.05%以上である場合に限り、適用可能。
- ※8 繰越税額控除をする事業年度において、全雇用者の給与等支給額が前年度より増加している場合に限り、適用可能。

6月までのコロナ資金繰り支援について

- 民間ゼロゼロ融資の返済開始の最後のピーク（本年4月）に万全を期すため、①**コロナ資金繰り支援を本年6月末まで延長**するとともに、②**経営改善・再生支援を強化**する。
- 本年7月以降は、**コロナ前の支援水準に戻しつつ**（例えば、日本公庫等のコロナ特別貸付の金利引下げ幅を縮減）、経営改善・再生支援に重点を置いた資金繰り支援を基本とする方向。そのため、6月末まで施策の積極的活用を促進。
- ただし、**令和6年能登半島地震の被災地域については配慮が必要**。

2023年
9月末

2024年
3月末

6月末

（信用保証制度）
民間金融機関

コロナセーフティネット保証4号 (売上▲20%、100%保証)	借換目的での利用は継続 (2024年3月末まで継続) ※新規融資のみでの利用は終了	6月末まで延長
---	--	----------------

コロナ借換保証 (100%保証は100%保証で借換) (保証料0.2%、上限1億円、保証期間10年)	6月末まで延長
--	----------------

※ 能登半島地震の被災地域については配慮

(注) 経営改善サポート保証（コロナ対応）（100%保証は100%保証で借換、保証料0.2%、上限2.8億円、保証期間15年）も同様に延長

政府系金融機関

日本公庫等のコロナ特別貸付 (売上▲5%等 災害貸付金利▲0.9%)	金利引下げ幅を縮小の上、6ヶ月延長 (売上▲5%等 災害貸付金利▲0.5%) ※5年貸付 中小事業：0.8% 国民事業：0.8% 2024年3月現在、貸付期間5年の場合	6月末まで延長
--	--	----------------

※ 災害貸付金利を適用
 (金利▲0.5%を廃止)
 した上で継続

(注) 物価高騰対策等として実施している日本公庫等のセーフティネット貸付の利下げ措置も同様に延長

日本公庫等の コロナ資本性劣後ローン	限度額を引上げ (10億→15億) のうえ、6ヵ月延長	6月まで延長
-------------------------------	---------------------------------------	---------------

※ 総合経済対策（令和5年11月）に基づき利用を促進

「パートナーシップ構築宣言」について

- パートナーシップ構築宣言は、「発注者」の立場から、「代表者の名前」で、サブライチエン全体の付加価値向上や望ましい取引慣行の遵守等について自主的に宣言・公表することで、取引適正化に関する社内への意識徹底、取引先からの取組の見える化等を図り、サブライチエン全体の共存共栄を図る取組。
※「未来を拓くパートナーシップ構築推進会議（PS会議）」（2020年5月）において、導入を決定。
※宣言の公表は賃上げ促進税制（大企業向け）の要件であり、国・地方の補助金の加算要素にもなっている。
- PS会議では、関係省庁・経済界が一堂に会し、経産省からパートナーシップ宣言企業の取引先（下請企業）に対する調査結果を報告し、今後の課題や対応の方向性を示すとともに、宣言の拡大や取引適正化に向けた経済界や各省庁の姿勢を確認。



1. 宣言の骨子

- (1) サブライチエン全体の共存共栄と新たな連携（オープンバージョン、IT実装、グリーン化等）
- (2) 下請企業との望ましい取引慣行（「振興基準」の遵守、特に、取引適正化の重点5課題（※）への取組
※①価格決定方法の適正化、②型取引の適正化、③支払条件の改善、④知的財産・ノウハウの保護、
⑤働き方改革に伴うしわ寄せ防止

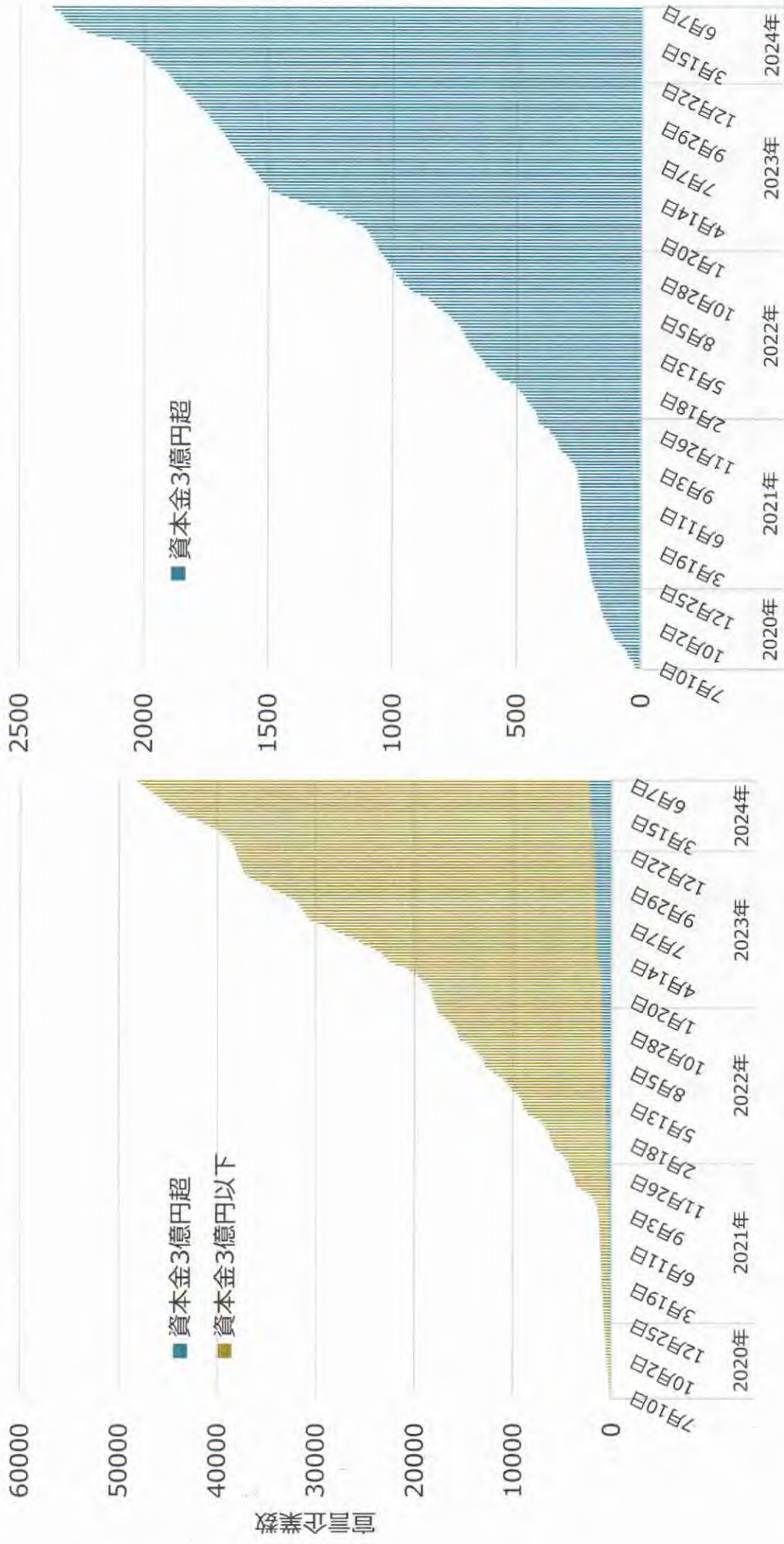
2. 未来を拓くパートナーシップ構築推進会議（PS会議）

- ✓ **【共同議長】経済産業大臣、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）**
【構成員】厚労大臣、農水大臣、国交大臣、内閣官房副長官（政務）、経団連会長、日商會頭、連合会長
※第5回は、**臨時議員として全国知事会・村井会長（宮城県知事）及び矢田補佐官**が出席。
- ✓ 第1回は2020年5月、第2回は2020年11月、第3回は2022年2月、第4回は2022年10月11日、第5回は2023年12月21日に開催。

パートナーシップ構築宣言の宣言数

● 2024年6月14日時点で**48,145社**が宣言（うち、資本金3億円超の大企業は**2,371社**）

■ 宣言数の推移



労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針①

✓ 労務費の転嫁に関する事業者の発注者・受注者の双方の立場からの行動指針。

✓ 労務費の適切な転嫁のため、発注者及び受注者がこの行動指針に沿った行為を行うことが必要。

✓ 本指針に記載の1 2の行動指針に沿わないような行為をすることにより、公正な競争を阻害するおそれがある場合には、公正取引委員会において独占禁止法及び下請代金法に基づき厳正に対処することを明記。

✓ 他方で、記載された発注者としての行動を全て適切に行っている場合、通常は独占禁止法及び下請代金法上の問題が生じない旨を明記。

本指針 の性格

発注者として採るべき行動 / 求められる行動

★行動①：本社（経営トップ）の関与

①労務費の上昇分について取引価格への転嫁を受け入れる取組方針を具体的に経営トップまで上げて決定すること、②経営トップが同方針又はその要旨などを書面等の形に残る方法で社内外に示すこと、③その後の取組状況を定期的に経営トップに報告し、必要に応じ、経営トップが更なる対応方針を示すこと。

★行動②：発注者側からの定期的な協議の実施

受注者から労務費の上昇分に係る取引価格の引上げを求められなくても、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回など定期的に労務費の転嫁について発注者から協議の場を設けること。特に長年価格が据え置かれてきた取引や、スポット取引と称して長年同じ価格で更新されているような取引においては協議が必要であることに留意が必要である。

協議することなく長年価格を据え置くことや、スポット取引とはいえないにもかかわらずスポット取引であることを理由に協議することなく価格を据え置くことは、独占禁止法上の優越的地位の濫用又は下請代金法上の買いたたきとして問題となるおそれがある。

★行動③：説明・資料を求める場合は公表資料とすること

労務費上昇の理由の説明や根拠資料の提出を受注者に求める場合は、公表資料（最低賃金の上昇率、春季労使交渉の受結額やその上昇率など）に基づき、受注者が公表資料を用いて提示して希望する価格については、これを合理的な根拠のあるものとして尊重すること。

★行動④：サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を行うこと

労務費をはじめとする価格転嫁に係る交渉においては、サプライチェーン全体での適切な価格転嫁による適正な価格設定を行うため、直接の取引先である受注者がその先の取引先との取引価格を適正化すべき立場にいることを常に意識して、そのことを受注者からの要請額の妥当性の判断に反映させること。

★行動⑤：要請があれば協議のテーブルにつくこと

受注者から労務費の上昇を理由に取引価格の引上げを求められた場合には、協議のテーブルにつくこと。労務費の転嫁を求められたことを理由として、取引を停止するなど不利益な取扱いをしないこと。

★行動⑥：必要に応じ考え方を提案すること

受注者からの申入れの巧拙にかかわらず受注者と協議を行い、必要に応じ労務費上昇分の価格転嫁に係る考え方を提案すること。

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針②

受注者として採るべき行動 / 求められる行動

★行動①：相談窓口の活用

労務費上昇分の価格転嫁の仕方について、国・地方公共団体の相談窓口、中小企業の支援機関（全国の商工会議所・商工会等）の相談窓口などに相談するなどして積極的に情報を収集して交渉に臨むこと。

発注者に対して労務費の転嫁の交渉を申し込む際、一例として、**価格交渉の申込み様式（例）**を活用することも考えられる。

★行動②：根拠とする資料

発注者との価格交渉において使用する根拠資料としては、**最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率などの公表資料**を用いること。

★行動③：値上げ要請のタイミン

労務費上昇分の価格転嫁の交渉は、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回などの定期的に行われる発注者との価格交渉のタイミン、業界の定期的な価格交渉の時期など受注者が価格交渉を申し出やすいタイミン、発注者の業務の繁忙期など受注者の交渉力が比較的優位なタイミンなどの機会を活用して行うこと。

★行動④：発注者から価格を提示されるのを待たずに自ら希望する額を提示

発注者から価格を提示されるのを待たずに受注者側からも希望する価格を発注者に提示すること。発注者に提示する価格の設定においては、自社の労務費だけでなく、自社の発注先やその先の取引先における労務費も考慮すること。

発注者・受注者の双方が採るべき行動 / 求められる行動

★行動①：定期的なコミュニケーション

定期的にコミュニケーションをとること。

★行動②：交渉記録の作成、発注者と受注者の双方での保管

価格交渉の記録を作成し、発注者と受注者と双方で保管すること。

今後の対応

- 内閣官房は、各府省庁・産業界・労働界等の協力を得て、今後、労務費の上昇を理由とした価格転嫁が進んでいない業種や労務費の上昇を理由とした価格転嫁の申出を諦めている傾向にある業種を中心に、**本指針の周知活動**を実施する。
- 公正取引委員会は、発注者が本指針に記載の12の採るべき行動 / 求められる行動に沿わないような行為をすることにより、**公正な競争を阻害するおそれがある場合には、独占禁止法及び下請代金法に基づき厳正に対処**していく。

また、受注者が匿名で労務費という理由で価格転嫁の協議のテーブルにつかない事業者等に関する**情報を提供できるフォームを設置し**、第三者に情報提供者が特定されない形で、**各種調査において活用**していく。